

栃木市地域防災計画 (原案)

平成25年3月策定
令和 年 月修正

栃木市防災会議

＜栃木市地域防災計画の構成＞

第1編	総論
第2編	水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編
第3編	震災対策編
第4編	火災・事故災害対策編
第5編	原子力災害対策編

＜略語一覧＞

略語	内容
市	栃木市
市本部	栃木市災害対策本部
市本部長	栃木市災害対策本部長
県	栃木県
県本部	栃木県災害対策本部
県本部長	栃木県災害対策本部長
水防管理者	栃木市長
道路管理者	栃木市（都市建設部 道路河川維持課、道路河川整備課） 栃木県（県土整備部 栃木土木事務所） 関東地方整備局（宇都宮国道事務所） 東日本高速道路株式会社（関東支社）※
河川管理者	栃木市（都市建設部 道路河川維持課、道路河川整備課） 栃木県（県土整備部 栃木土木事務所） 関東地方整備局（利根川上流河川事務所、渡良瀬川河川事務所）
鉄道事業者	東日本旅客鉄道株式会社 東武鉄道株式会社
電気通信事業者	N T T 東日本株式会社 株式会社 N T T ドコモ N T T ドコモビジネス株式会社 K D D I 株式会社 ソフトバンク株式会社 ケーブルテレビ株式会社
電力事業者	東京電力パワーグリッド株式会社
都市ガス事業者	栃木ガス株式会社

※高速道路の道路管理者は国土交通大臣だが、高速道路株式会社が国土交通大臣の権限を代行して、高速道路の管理を行っている。

第1編 総論

目 次

第1編 総論

第1章 総 則.....	1
第1節 計画の目的等.....	1
第2節 防災関係機関等の責務と業務の大綱.....	3
第3節 本市の社会的条件.....	12
第4節 市民の防災意識.....	15
第5節 計画の理念・防災ビジョン.....	16

第1章 総 則

第1節 計画の目的等

本計画の目的や性格等について明らかにする。

第1 計画の目的

栃木市地域防災計画（以下「本計画」という。）は、栃木市における災害に係る予防、応急及び復旧・復興対策に関し、市、県、防災関係機関等が処理すべき事務又は業務の大綱を定め、災害対策を総合的かつ計画的に推進することにより、市域、市民の生命、身体、財産を災害から保護することを目的とする。

第2 計画の性格

本計画は、災害対策基本法第42条及び栃木市防災会議条例第2条に基づき栃木市防災会議が策定する計画であり、市、県、防災関係機関等がとるべき各種災害に係る災害対策の基本的事項を定める。

また、防災基本計画、栃木県地域防災計画を踏まえて具体的な対策計画を定め、その推進を図る。さらに、地域の強靱化に関する施策を中長期的に総合的かつ計画的に推進するための指針として策定された栃木市国土強靱化地域計画との整合を図る。

<資料1-1 栃木市防災会議条例>

<資料1-2 栃木市防災会議条例施行規則>

<資料1-3 栃木市防災会議委員名簿>

第3 計画の構成

本計画は、本市の地域における水害・台風、竜巻等による風害・雪害、震災、火災・事故災害及び原子力災害対策を体系化したものであって、次の各編から構成される。

第1編 総論

第2編 水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編

第3編 震災対策編

第4編 火災・事故災害対策編

- 火災対策
- 交通関係事故災害対策
- 放射性物質・危険物等事故対策

第5編 原子力災害対策編

資料編

協定集

第4 計画の修正

市、防災関係機関等は、引き続き調査・研究を行い、毎年検討を加え、必要に応じて本計画を修正し、災害対策の確立に万全を期する。

特に、令和元年東日本台風では、市内（梅沢雨量観測局）で1日の降水量が約400mmを超える豪雨となり、永野川の複数箇所からの越水や決壊、巴波川、赤津川、三杉川等の氾濫、山間部での土砂崩れなどが発生して1名の死者、8,000棟以上の住家被害をもたらした。さらに、国内では「平成28年熊本地震」や、熊本県を中心に九州や中部地方など日本各地に被害をもたらした「令和2年7月豪雨」「令和6年能登半島地震」など、本市においても教訓とすべき震災や豪雨災害が頻発していることから、市及び防災関係機関は、これらの災害から得られた教訓等を踏まえ、防災対策を総合的かつ計画的に推進するため、次の視点で本計画を修正する。

- (1) 災害対策基本法等の災害対策関係法令の改正事項の反映
- (2) 防災基本計画、栃木県地域防災計画の修正を踏まえた対策の反映
- (3) 災害対応の検証結果を踏まえた対策の反映
- (4) 国内における災害による課題を踏まえた対策の反映

また、本計画の修正、具体策の立案に当たっては、栃木市防災対策推進委員会において検討する。

<資料1-5 栃木市防災対策推進委員会規程>

第5 地区防災計画の規程と承認

市防災会議は、自主防災組織等の地域コミュニティにおける防災活動に関する計画を、災害対策基本法第42条第3項に基づく地区防災計画として、必要に応じて市地域防災計画に規定することができる。また、本市の地域の一定の地区内の居住者等から、災害対策基本法第42条第3項に基づく地区防災計画（一定の地区内の居住者及び事業者等が共同して行う防災活動、訓練、備蓄等の計画）の提案があった場合は、市防災会議において本計画への抵触等を判断し、必要と認める場合は当該地区防災計画を本計画に定める。なお、必要がないと判断した場合は、その理由等を提案者に通知する。

第2節 防災関係機関等の責務と業務の大綱

災害に対する予防、応急、復旧・復興対策が的確、円滑に実施されるよう、市、県、防災関係機関及び市民等の防災に関する責務、災害時に果たすべき役割を明確にする。

第1 防災関係機関等の責務

いっどこでも起こりうる災害による人的被害や経済被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、市や防災関係機関等による「公助」はもとより、「自らの生命は自ら守る」という「自助」、「自分たちの地域は自分たちで協力し合って守る」という「共助」が必要であり、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携を図りながら、日常的に減災のための行動と投資を息長く行う「市民運動」を展開し、地域防災力の向上を図る必要がある。なお、各々の役割については次のとおりである。

1 市・消防機関

市は、地域における災害に直接的に対処する責任を負う地方公共団体として、市の地域、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、県、他の市町、防災関係機関等と連携しながら防災活動を実施する。

消防機関は、市の責務が十分に果たされるよう、法令、本計画等で処理するよう定められた事項を市と連携して実施する。

2 県

県と県警察は、県の地域、県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、市や他の防災関係機関等と連携しながら防災活動を実施する。また、市や指定地方公共機関等の防災に関する業務等の実施を助け、調整を行う。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、指定行政機関や他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、市及び県の防災活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言、その他適切な措置を行う。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、その業務を通じて防災に寄与するとともに、市及び県の防災活動が円滑に行われるよう協力する。

5 公共的団体、防災上重要な施設の管理者

公共的団体、防災上重要な施設の管理者は、災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には、応急措置を実施する。

6 市民

市民は、自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、自発的な防災活動に参加する等防災に寄与するよう努める。

第2 防災関係機関等の業務の大綱

防災に関し、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき業務等の大綱は、次のとおりである。

＜資料1-3 防災関係機関一覧＞

1 市

機関名	処理すべき業務等の大綱
栃木市	1 災害予防対策 (1) 防災に関する組織の整備・改善 (2) 防災に関する知識の普及、教育及び訓練の実施 (3) 都市整備、治水、砂防、治山等災害に強いまちづくりの推進 (4) 災害危険箇所の災害防止対策 (5) 防災に関する施設・設備の整備、点検 (6) 災害応急対策又は復旧に必要な物資・資材の備蓄、整備、点検 (7) 県、他市町、防災関係機関との相互連携体制の整備 (8) 自主防災組織等の育成支援 (9) ボランティア活動の環境整備 (10) 環境放射線モニタリングへの対応 (11) 災害が発生した場合における災害応急対策の実施の支障となるべき状態等の改善 (12) その他法令及び栃木市地域防災計画に基づく災害予防の実施 2 災害応急対策 (1) 災害対策本部の設置に関する事 (2) 被害規模の早期把握及び情報の迅速な収集・伝達並びにそのための通信手段の確保 (3) 他機関との連携の確立 (4) 災害救助法の運用 (5) 避難の指示等の発令、避難所の開設・運営 (6) 被災者の救助・救急及び医療措置の実施 (7) 保健衛生、廃棄物処理に関する措置 (8) 緊急輸送体制の確保 (9) 緊急物資の調達・供給 (10) 災害を受けた児童生徒の応急教育 (11) 施設、設備の応急復旧 (12) 市民への広報活動 (13) ボランティア受け入れに関する情報提供、義援物資・義援金の適切な受け入れ (14) 県外からの避難者の受け入れに係る県への協力 (15) 住民の避難・屋内退避、立入り制限 (16) 飲食物の安全性の確認及び摂取制限に関する市町、関係機関等への指示 (17) その他法令及び栃木市地域防災計画に基づく災害応急対策の実施 3 災害復旧・復興対策 (1) 被災地域の復旧・復興の基本方向の決定と事業の計画的推進 (2) 民生の安定化策の実施 (3) 公共施設の早期復旧等、災害復旧対策の実施 (4) 除染、放射性物質により汚染された廃棄物の処理 (5) 損害賠償の請求等に係る支援 (6) 風評被害による影響等の軽減 (7) 各種制限の解除 (8) その他法令及び栃木市地域防災計画に基づく災害復旧・復興の実施
栃木市消防本部 栃木市消防署	1 災害予防対策 (1) 職員の能力の維持・向上 (2) 市が行う防災対策への協力 2 災害応急対策 (1) 消防・水防活動 (2) 救助活動 (3) 避難誘導活動 (4) 行方不明者等の捜索 (5) 災害情報の収集・伝達 (6) その他災害対策本部長が指示する災害応急対策

栃木市消防団	1 災害予防対策 (1) 団員の能力の維持・向上 (2) 市及び消防本部等が行う防災対策への協力 2 災害応急対策 (1) 消防・水防活動 (2) 救助活動 (3) 避難誘導活動 (4) 行方不明者等の捜索 (5) 災害情報の広報 (6) その他災害対策本部長が指示する災害応急対策

2 県

機関名	処理すべき業務等の大綱
栃木県	1 災害予防対策 (1) 防災に関する組織の整備・改善 (2) 防災に関する知識の普及、教育及び訓練の実施 (3) 都市整備、治水、砂防、治山等災害に強い県土づくりの推進 (4) 災害危険箇所の災害防止対策 (5) 防災に関する施設・設備の整備、点検 (6) 災害応急対策又は復旧に必要な物資・資材の備蓄、整備、点検 (7) 県防災行政ネットワークの整備、運用、点検 (8) 消防防災ヘリコプターの運用、点検 (9) 国、他都道府県、防災関係機関との相互連携体制の整備 (10) 自主防災組織等の育成支援 (11) ボランティア活動の環境整備 (12) 環境放射線モニタリングの実施及び結果の公表 (13) 災害が発生した場合における災害応急対策の実施の支障となるべき状態等の改善 (14) その他法令及び栃木県地域防災計画に基づく災害予防の実施 2 災害応急対策 (1) 被害規模の早期把握及び情報の迅速な収集・伝達並びにそのための通信手段の確保 (2) 活動体制の確立、他機関との連携による市町応援体制の確立 (3) 専門家等の派遣要請 (4) 災害救助法の運用 (5) 消火・水防等の応急措置活動 (6) 被災者の救助・救急及び医療措置の実施 (7) 保健衛生、廃棄物処理に関する措置 (8) 緊急輸送体制の確保 (9) 緊急物資の調達・供給 (10) 災害を受けた児童生徒の応急教育 (11) 施設、設備の応急復旧 (12) 犯罪の予防、交通の規制その他の災害時における社会秩序の維持 (13) 県民への広報活動 (14) ボランティア受け入れに関する情報提供、義援物資・義援金の適切な受け入れ (15) 県外避難者の受け入れに対する総合調整 (16) 住民の避難・屋内退避、立入り制限 (17) 飲食物の安全性の確認及び摂取制限に関する市町、関係機関等への指示 (18) その他法令及び栃木県地域防災計画に基づく災害応急対策の実施 3 災害復旧・復興対策 (1) 被災地域の復旧・復興の基本方向の決定と事業の計画的推進 (2) 民生の安定化策の実施 (3) 公共施設の早期復旧等、災害復旧対策の実施 (4) 除染、放射性物質により汚染された廃棄物の処理 (5) 損害賠償の請求等に係る支援

	(6) 風評被害による影響等の軽減 (7) 各種制限の解除 (8) その他法令及び栃木県地域防災計画に基づく災害復旧・復興の実施
栃木県警察 (栃木警察署)	1 災害予防対策 (1) 災害警備計画の策定 (2) 災害装備資機材の整備 (3) 危険物の保安確保に必要な指導、助言 (4) 防災・減災知識の普及 2 災害応急対策 (1) 災害情報の収集・伝達 (2) 被災者の救出及び負傷者等の救護 (3) 行方不明者の調査・捜索 (4) 危険箇所の警戒並びに住民に対する避難指示、誘導 (5) 被災地、避難所、重要施設の警戒 (6) 緊急交通路の確保 (7) 交通の混乱防止及び交通秩序の維持 (8) 犯罪の予防及び災害における社会秩序の維持 (9) 広報活動 (10) 死体の検分・検視

3 指定地方行政機関

機関名	処理すべき業務等の大綱
関東管区警察局	1 管区内各県警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調整に関すること 2 他管区警察局及び警察庁との連携に関すること 3 管区内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集及び報告連絡に関すること 4 警察通信の確保及び統制に関すること
関東財務局 (宇都宮財務事務所)	1 災害における金融上の措置要請に関すること 災害発生に際し、必要と認められる範囲内で災害関係の融資、預貯金の払戻し、中途解約、手形交換の便宜扱い、休日営業、保険金の円滑な支払、保険料の払込猶予、営業停止等における対応の周知徹底について、金融機関等関係方面に要請を行う。 2 地方公共団体に対する融資に関すること 地方公共団体の特に緊急を要する災害対策事業及び応急復旧事業のために災害つなぎ資金（財政融資資金地方短期資金）を融通する。 3 国有財産の管理処分に関すること 地方公共団体が災害の応急措置の用に供する財産の無償貸付又は一時貸付など、国有財産に関する所要の措置を行う。
関東信越厚生局	健康福祉に係る事務について、県又は市町に対し、勧告し、指導し、助言し、その他適切な措置をとること
関東農政局	1 災害予防 (1) ダム、堤防、ひ門等の防災上重要な施設の点検整備等の実施、指導に関すること (2) 農地、農業用施設等を防護するため、防災ダム、ため池、湖岸、堤防、土砂崩壊防止、農業用河川工作物、たん水防除、農地浸食防止等の施設の整備に関すること 2 応急対策 (1) 農業に関する被害状況の取りまとめ、報告に関すること (2) 種もみ、その他営農資材の確保に関すること (3) 主要食糧の需給調整に関すること (4) 生鮮食料品等の供給に関すること (5) 農作物、蚕、家畜等に係る管理指導、病虫害の防除に関すること (6) 土地改良機械、技術者等を把握し、緊急貸出しや動員に関すること (7) 農産物等の安全性の確認に関すること

機関名	処理すべき業務等の大綱
	3 復旧対策 (1) 災害発生後は、できる限り速やかに査定を実施し、農地の保全に係る農地、農業用施設等について、特に必要がある場合の緊急査定の実施に関する こと (2) 災害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する こと (3) 風評被害対策に関する こと
関東森林管理局 (日光森林管理署)	1 国有林野の保安林、保安施設(治山施設)等の維持、造成に関する こと 2 災害復旧用材(国有林材)の供給に関する こと 3 国有林林産物等の安全性の確認に関する こと
関東経済産業局	1 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保に関する こと 2 商工鉱業の従事者の業務の正常な運営の確保に関する こと 3 被災中小企業の振興に関する こと
関東東北産業保安監督部	1 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガス等の危険物の保全に関する こと 2 鉱山における災害の防止及び災害時の応急対策に関する こと
関東運輸局 (栃木運輸支局)	1 運輸事業の災害予防に関する こと 2 災害時における物資輸送や旅客輸送を円滑に行うための緊急・代替輸送(迂回輸送を含む)等に関する指導、調整に関する こと 3 運輸事業の復旧、復興に関する こと
東京管区气象台 (宇都宮地方气象台)	1 気象、地象及び水象の観測やその成果を収集発表すること 2 気象、地象(地震にあっては、地震動に限る)及び水象についての予測を行い、予報、警報・注意報や台風、記録的大雨、竜巻等突風に関する情報等を適宜関係機関に伝達するとともに、報道機関等を通じてこれを住民に周知できるよう努めること 3 気象庁が発表する緊急地震速報(警報)について、利用の心得などの周知・広報に努めること 4 災害の発生が予想されるときや、災害発生時において、県や市町に対して気象等に係る支援情報の提供を行うこと 5 市町が行う避難指示等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関して、技術的な支援・協力を行うこと 6 環境放射線モニタリングへの情報提供等の支援に関する こと 7 県や市町、その他の防災関係機関と連携し、防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に努めること
関東総合通信局	1 非常無線通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関する こと 2 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸し出しに関する こと 3 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置(臨機の措置)の実施に関する こと 4 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等情報提供に関する こと
栃木労働局 (栃木労働基準監督署) (栃木公共職業安定所)	1 産業安全(鉱山関係を除く)に関する こと 2 雇用の安定と雇用保険失業給付の特例支給に関する こと 3 労働者の被ばく管理の監督指導に関する こと
関東地方整備局 (宇都宮国道事務所) (利根川上流河川事務所) (渡良瀬川河川事務所)	直轄する河川、道路についての計画、工事、管理を行うほか次の事項に関する こと 1 災害予防 (1) 防災上必要な教育、訓練 (2) 通信施設等の整備 (3) 公共施設等の整備 (4) 災害危険区域等の関係機関への通知 (5) 官庁施設の災害予防措置 (6) 豪雪害の予防 2 災害応急対策 (1) 災害に関する情報の収集、予警報の伝達等 (2) 水防活動、土砂災害防止活動、避難誘導等

機関名	処理すべき業務等の大綱
	(3) 建設機械と技術者の現況の把握 (4) 災害時における復旧用資材の確保 (5) 災害発生が予想されるとき又は災害時における応急工事 (6) 災害時のための応急資機材の備蓄 (7) 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施 (8) 緊急交通路・緊急輸送路の確保に関すること 3 災害復旧等 災害発生後できる限り速やかに現地調査を実施し、被災施設の重要度、被災状況等を勘案の上、再度災害の防止に努めるとともに迅速かつ適切な復旧を図ること
東京航空局 (東京空港整備事務所)	1 災害時における航空機による輸送に関し、安全を確保するための必要な措置に関すること 2 遭難航空機の捜索、救難に関すること 3 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関すること
関東地方環境事務所	1 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 2 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集 3 放射性物質(2011年3月11日の東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所から放出された放射性物質に限る)による汚染状況の情報収集及び提供並びに汚染等の除去への支援 4 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等
国土地理院 関東地方測量部	1 災害時等における地理空間情報の整備・提供 2 復旧・復興のための公共測量に関する指導・助言 3 地殻変動の監視

4 自衛隊

機関名	処理すべき業務等の大綱
陸上自衛隊 東部方面特科連隊第2大隊	天災地変その他災害に対して、人命、財産の保護のため必要があり、その事態がやむを得ないと認める場合に、部隊等を救援のため派遣し、応急対策又は応急復旧活動を実施すること

5 指定公共機関

機関名	処理すべき業務等の大綱
日本郵便(株) (栃木郵便局)	1 郵便事業の業務運行及びこれらの施設等の保全 2 災害時における郵便局窓口業務の維持に関すること 3 災害特別事務取り扱い (1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除 (3) 被災地宛て救援用郵便物の料金免除
日本赤十字社 (栃木県支部)	1 災害時における救護班の編成、医療・助産救護の実施に関すること 2 災害時における避難所の設置の支援としての生活環境の整備、こころのケアに関すること 3 災害救助等の協力奉仕者の連絡調整に関すること 4 義援金品の募集、配分に関すること 5 日赤医療施設等の保全に関すること 6 輸血用血液製剤の確保及び供給に関すること

機関名	処理すべき業務等の大綱
日本放送協会 (宇都宮放送局)	1 情報の収集 災害の発生、被害状況、災害対策活動、その他各種情報の収集 2 報道 災害及び気象の予報、警報、避難・屋内退避、被害状況、官公署通報事項の周知 3 受信者対策 避難所への受信機、拡声装置の貸与、受信機修理、被災地への情報提供 4 放送通信施設の保守 陸上移動局、基地局装置、中継線送出音声調整装置の保守
東日本高速道路(株) (関東支社)	1 高速自動車国道の保全及び復旧に関すること 2 緊急交通路・緊急輸送路の確保に関すること
東日本旅客鉄道(株) (高崎支社)	1 災害により路線が不通となった場合の旅客の輸送手配、不通区間を自動車による代行輸送及び連絡社線への振替輸送を行うこと 2 災害により路線が不通となった場合 (1) 列車の運転整理、折返し運転、う回を行うこと (2) 路線の復旧、脱線車両の復線、修理をし、検査のうえ速やかな開通手配をすること 3 路線、架線、ずい道、橋りょう等の監視及び場合によっては巡回監視を行うこと 4 死傷者の救護及び処理を行うこと 5 事故の程度によっては、部外への救護要請や報道機関への連絡を行うこと 6 停車場、その他輸送に直接関係のある建物、電力施設、信号保安施設、通信施設の保守、管理を行うこと
N T T 東日本(株) (栃木支店)	1 平素から設備自体を物理的に強固にし、災害に強く信頼性の高い通信設備の構築に関すること 2 電気通信システムの一部の被災が他に重大な影響を及ぼさないよう信頼性の向上に関すること 3 災害時に重要通信をそ通させるための通信手段に関すること 4 災害を受けた通信設備の早期復旧に関すること 5 災害復旧及び被災地における情報流通について県民、国、県、市町、ライフライン事業者及び報道機関等との連携に関すること
日本通運(株) (宇都宮支店)	災害応急活動のため、知事の車両借上げ要請に対する即応体制の準備、配車に関すること
東京電力パワーグリッド(株)(栃木南支社)	電力供給施設の災害予防措置や被災状況の調査、その早期復旧に関すること
K D D I (株)(小山ネットワークセンター) ソフトバンク(株)	1 通信施設の運用と保全に関すること 2 災害時における通信のそ通の確保に関すること
(株)ドコモC S (栃木支店)	1 移動通信施設の運用と保全に関すること 2 災害時における移動通信のそ通の確保に関すること

6 指定地方公共機関

機関名	処理すべき業務等の大綱
東武鉄道(株) 関東自動車(株)	1 鉄道施設等の安全・保全に関すること 2 災害時における鉄道車両等による救助物資、避難者の輸送の協力に関すること
栃木県土地改良事業団体 連合会(市内土地改良区及 び水利組合)	水門、水路の操作に関すること
栃木ガス(株) (一社) 栃木県L Pガス協会	1 ガス施設の安全・保全に関すること 2 災害時におけるガスの供給に関すること

機関名	処理すべき業務等の大綱
(株) 栃木放送 (株) エフエム栃木 (株) とちぎテレビ	1 県民に対する防災知識の普及に関すること 2 情報の収集に関すること 災害の発生、被害状況、災害対策活動、その他各種情報の収集 3 報道に関すること 災害及び気象予報、警報、避難・屋内退避、被害状況、官公署通報事項の周知 4 受信対策に関すること 避難所への受信機、拡声装置の貸与、被災地への情報提供 5 放送通信施設の保守に関すること 陸上移動局、基地局装置、中継線送出音声調整装置の保守 6 義援金品の募集、配分等の協力に関すること
(一社) 栃木県トラック協会 (一社) 栃木県バス協会 (一社) 栃木県タクシー協会	災害時における貨物自動車等による救助物資、避難者の輸送の協力に関すること
(一社) 栃木県医師会 (一社) 栃木県歯科医師会 (一社) 栃木県薬剤師会 (公社) 栃木県看護協会 (公社) 栃木県栄養士会 (公社) 栃木県柔道整復師会	災害時における医療救護活動に関すること
(福) 栃木県社会福祉協議会	被災地における災害ボランティアセンターの設置・運営に関すること
栃木県石油商業組合	災害時における燃料調達への協力に関すること
(一社) 栃木県建設業協会	被災地における道路、橋りょう、河川等の公共施設の復旧への協力に関すること

7 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

機関名	処理すべき業務等の大綱
下野農業協同組合 上都賀農業協同組合 みかも森林組合等	1 市が行う農林関係被害調査、応急対策に対する協力に関すること 2 農作物、林産物等の災害応急対策についての指導に関すること 3 被災農家に対する融資又はそのあっせんに関すること 4 協同利用施設の災害応急対策、復旧に関すること 5 飼料、肥料等の確保対策に関すること 6 農林水産物等の出荷制限等への協力
栃木商工会議所、大平町商工会、藤岡町商工会、都賀町商工会、西方商工会、岩舟町商工会	1 市が行う商工業関係被害調査、融資希望者のとりまとめ、あっせん等の協力に関すること 2 災害時における物価安定についての協力に関すること 3 救助用物資、復旧資材の確保についての協力、あっせんに関すること
(一社) 下都賀郡市医師会 (一社) 上都賀郡市医師会 栃木地域薬剤師会	災害時における医療救護活動に関すること
栃木市社会福祉協議会	1 災害救助金品の募集、被災者の救護その他市が実施する応急対策についての協力に関すること 2 被災地における災害ボランティアセンターの設置・運営に関すること 3 災害時のボランティア活動に関する連絡調整に関すること 4 ボランティアの登録・受付等及びその受入体制の確保に関すること 5 ボランティア活動参加希望者等に対する情報発信に関すること 6 被災者の自立的な生活再建支援のための生活福祉資金の受付に関すること
ケーブルテレビ(株) FMくらら857	1 市民に対する防災知識の普及に関すること 2 情報の収集に関すること 災害の発生、被害状況、災害対策活動、その他各種情報の収集 3 報道に関すること 災害及び気象予報、警報、避難・屋内退避、被害状況、官公署通報事項の周知 4 難視聴対策に関すること 避難所へのテレビ・ラジオやWi-Fi等通信機器の設置協力、被災地への情報

	提供 5 放送通信施設の保守に関する事 ケーブルテレビ伝送路、基地局装置、中継線送出音声調整装置の保守 6 義援金品の募集、配分等の協力に関する事
病院等経営者	1 避難施設の整備と避難訓練の実施に関する事 2 災害時における入院患者等の安全確保に関する事 3 災害時における負傷者等の医療と助産に関する事 4 被ばく医療への協力に関する事 5 被災した病院等の入院患者の受け入れに関する事
社会福祉施設経営者	1 避難施設の整備と避難訓練の実施に関する事 2 災害時における入所者の安全確保に関する事 3 被災した社会福祉施設の入所者の受け入れに関する事 4 福祉避難所としての施設の提供に関する事
危険物等施設の管理者	災害時における危険物等施設の安全確保に関する事
一般運輸業者	災害時における緊急輸送の協力に関する事
一般建設業者	災害時における応急復旧の協力に関する事
自治会、自主防災組織等	1 備蓄の推進、防災訓練の実施又は参加に関する事 2 市が行う災害応急対策についての協力に関する事

第3節 本市の社会的条件

本市の社会的条件の変化を明らかにし、社会構造の変化に伴う災害態様の多様化等に対する確な対応の実施に資する。

第1 市勢の概況

栃木市は、南北約33.1km、東西約22.3km、面積331.50km²で、壬生町、小山市、佐野市、鹿沼市等に接し、茨城、栃木、群馬、埼玉の4県の県境が接する稀有な地域である。

平成に合併した旧1市5町の各地域の概要は、次のとおりである。

1 栃木地域

栃木地域は、市のほぼ中央に位置し、行政、金融、商業等の都市機能が集積し、交通の要衝としても大きな役割を担っている。

また、本地域は蔵の街として知られ、江戸時代から地域の中心部を流れる巴波川を利用した交易によって栄えてきた。地域内には、江戸、明治、大正とその時代を語り継ぐ歴史的な建造物が数多く残されている。

2 大平地域

大平地域は、市の南部に当たり、地域の大部分は低平地で、北西部に低い山地が連なる。中心集落の富田は日光例幣使街道の宿場町として栄えた。

また、本地域は大工場を有し、工業都市として発展してきた。近年は、大型商業施設が立地してきているほか、住宅団地の開発も進展している。

3 藤岡地域

藤岡地域は、市の南端に当たり、33km²に及ぶ広大な渡良瀬遊水地が地域の南半分を占め、北半分は標高20m前後の台地となっている。地域内には、佐野藤岡IC、国道50号が位置し、首都圏からの距離が近いという立地特性を有している。中心集落の藤岡は、江戸時代には渡良瀬川の河港、市場町として栄えた。

4 都賀地域

都賀地域は、市の北部に当たり、西部は足尾山地東端の丘陵が連なり、東部は思川西岸の低地で水田が広がっており、都市近郊型農業が営まれている。特にいちごは、県内有数の生産を誇る。また、近年は、北関東自動車道の全面開通や都賀ICの開設により、広域交通の利便性が高まっている地域である。

5 西方地域

西方地域は、市の北端に当たり、東部は前日光から流れる清流の思川や圃場整備された田園地帯であり、西部は谷倉山、大倉山と城山に囲まれた山間盆地である。中心の金崎は近世、日光例幣使街道の宿場町として栄えた。また、昔から西方五千石と呼ばれる優良米の生産地として知られる。

6 岩舟地域

岩舟地域は、市の西部に当たり、北部は山々が連なり、中部から南部にかけての低地には水田やぶどう・いちご・なしなどの施設園芸が営まれている。また、地域西部には万葉集に歌われた三轟山があり、近年では観光・交流拠点として市内外からの多くの観光客で賑わっている。

第2 人口の状況

1 人口の推移

少子化の進展に伴い、近年の人口は平成2（1990）年の17万4,717人をピークに減少傾向を示して

おり、令和2（2020）年10月1日現在の本市の総人口（災害救助法適用基準となる最近の国勢調査の結果による人口）は、15万5,549人となっている。今後も本市人口の減少傾向は続くものと予測される。（資料：国勢調査、都道府県別将来推計人口[国立社会保障・人口問題研究所]）

2 一世帯当たりの平均人員

本市の一世帯当たりの平均人員は、令和2（2020）年10月1日現在2.55人となっており、核家族化の進行等により、高齢者（要配慮者）のみの世帯も増加していくことが考えられる。

○総人口・世帯数

区分	H 2	H 7	H12	H17	H22	H27	R 2
人口（千人）	175	174	172	169	164	159	156
世帯数（千世帯）	49	51	53	55	56	58	61
一世帯当たり人数（人）	3.58	3.40	3.23	3.07	2.90	2.75	2.55

（資料：国勢調査）

3 年齢階層別の状況

少子高齢化の傾向が顕著になり、高齢者（要配慮者）の割合が増加していくことが考えられる。

○年齢階層別人口

（単位：千人）

区分	H 2	H 7	H12	H17	H22	H27	R 2
0～14歳（年少人口）	34	29	25	22	21	19	17
15～64歳（生産年齢人口）	118	118	114	110	103	94	88
65歳以上	23	28	33	37	40	46	49

（資料：国勢調査）

第3 土地利用の状況

本市の令和2（2020）年の土地利用をみると、田、畑、山林の占める割合が多く、総面積の半分近くを占めている。

○土地利用の現況（令和2年）

（単位：ha；％）

田	畑	宅地	山林	原野	牧場	池・沼	雑種地	その他	合計
8,042 (24)	2,222 (7)	4,283 (13)	5,684 (17)	104 (0)	1 (0)	240 (1)	2,670 (8)	9,903 (30)	33,150 (100)

（資料：令和2年版統計データ）

第4 経済・産業の状況

本市の産業構造は、令和4年度における市内総生産に占める産業別総生産の割合は、第1次産業が1.1％、第2次産業が56.8％、第3次産業が41.3％となっている。産業のソフト化・サービス化が進む中、本市の第2次産業の総生産額に占める割合は大きく、産業別就業者数割合（令和2年）もやや高い傾向にある。

○産業別総生産額（令和4年度）

（単位：億円、％）

区分	第1次産業	第2次産業	第3次産業	域内総生産
栃木市	95(1.1)	4,911(56.8)	3,570(41.3)	8,647(100.0)

（注）産業別総生産額に控除すべき額を含むため、その合計と県内総生産額は一致せず、構成比の合計も100％にはならない。
（資料：令和4（2022）年度とちぎの市町村民経済計算）

○産業別就業者（令和2年）

（単位：人、％）

区分	第1次産業	第2次産業	第3次産業
栃木市	4,120(5.4)	25,264(33.2)	45,456(59.6)

（注）構成比は就業者数（分類不能の産業を含む）に対するものであるため、合計は100％にはならない。

（資料：国勢調査）

第5 交通網の状況

本市の交通網は、市域を南北に東北自動車道が通り、佐野藤岡ＩＣ、栃木ＩＣ、都賀西方スマートＩＣが立地し、東西には北関東自動車道が通り、都賀ＩＣが立地する。

また、市の南部には、群馬、栃木、茨城を結ぶ国道50号が東西に通り、北部には国道293号が通るなど、県内外とのアクセス性に優れた道路交通網を形成している。

地域間を結ぶ主な道路は、主要地方道栃木・藤岡線（栃木環状線）、主要地方道宇都宮・亀和田・栃木線（例幣使街道）があり、近隣自治体等との広域的なアクセス性の向上として、都市計画道路小山・栃木・都賀線の早期開通が望まれている。

公共交通は、東武日光線、東武宇都宮線、ＪＲ両毛線の３路線、13駅があり、市内や近隣自治体への通勤・通学の足として、また、東京・埼玉方面への交通手段となっている。

第4節 市民の防災意識

災害に対する市民の意識を明らかにし、市民の置かれている状況に十分に配慮した防災対策を推進する。

市では、総合計画等の策定や今後の市政運営等の基礎資料とするため、将来の市のあり方やこれまで進めてきた施策等への満足度など、まちづくりに関する市民の意向を調査しており、直近では次の調査を実施している。

○栃木市総合計画に関する住民アンケート調査（（仮称）第2次栃木市総合計画等の策定）

- ・対象地区：栃木市内全域
- ・対象者：調査地区に居住する満16歳以上の者
- ・抽出数：総数 8,000人（無作為抽出）
- ・回収数：2,571人（回収率 32.1%）
- ・実施時期：令和3年8月～9月

この調査の中では、防災・危機管理対策についての現状の満足さや今後の重要性について調査しており、次のような状況となっている。

1 満足度・重要度の回答状況

この調査によると、防災・危機管理対策について、現状の取組にやや不満又は不満とする市民が6割近くを占める一方、今後、重要又はやや重要とする市民は9割を超え、現状の満足度と今後の期待に大きな隔たりがある。

また、前回調査（平成28年度）と比較すると、やや不満又は不満とする市民が2割以上増加する一方、今後、重要又はやや重要とする市民は1割以上増加している。

防災・危機管理対策の満足度・重要度の回答状況

満足度	今回	前回	今回-前回	重要度	今回	前回	今回-前回
満足	5.4%	6.5%	-1.1%	重要	64.4%	54.7%	9.7%
やや満足	32.8%	46.4%	-13.6%	やや重要	26.1%	25.3%	0.8%
やや不満	43.0%	28.7%	14.3%	あまり重要でない	1.6%	2.2%	-0.6%
不満	14.2%	7.6%	6.6%	重要でない	0.5%	0.3%	0.2%
無効・無回答	4.6%	10.8%	-6.2%	無効・無回答	7.4%	17.5%	-10.1%

※「今回」は令和3年8月～9月の調査、「前回」は平成28年12月の調査である。

2 満足度・重要度の評価

市の37施策中の満足度、重要度の評価点（加重平均値）をみると、防災・危機管理対策の満足度は35位、重要度は2位、満足度と重要度の差は1位であり、重要施策と評価されているにも関わらず、不満な状況となっている。

なお、前回調査（平成28年度）では、31施策中、防災対策の満足度は15位、重要度は3位で、満足度が大きく低下している。令和元年東日本台風の経験等が影響し、防災・危機管理に対する問題意識と今後の期待が高まっているものと考えられる。

各種施策の満足度・重要度の評価点（満足度と重要度の差が大きい上位10施策）

取組	満足度	重要度	満足度-重要度	取組	満足度	重要度	満足度-重要度
防災・危機管理	-0.29	1.64	-1.93	道路整備	-0.17	1.19	-1.36
医療体制	-0.11	1.65	-1.76	土地利用	-0.30	0.99	-1.29
雇用創出	-0.37	1.21	-1.58	環境保全	0.05	1.33	-1.28
行財政改革	-0.29	1.19	-1.48	社会的弱者支援	0.05	1.32	-1.27
防犯対策	-0.01	1.46	-1.47	商業振興	-0.14	1.11	-1.25

第5節 計画の理念・防災ビジョン

東日本大震災、令和元年東日本台風等の災害対応を通して得た教訓を踏まえ、今後想定される様々な災害に備えて市民の命を守ることを最優先とし、「自助」「共助」「公助」による取組を深めるとともに、ソフトとハードによる対策を効果的に組み合わせた『減災』対策を進め、安全で安心して暮らせる防災力の高い地域づくりを目指す。

第1 計画の理念

これまで発生した様々な災害の教訓等を踏まえ、本市における災害に係る予防、応急及び復旧・復興対策に関し、次の理念により総合的かつ計画的に推進する。

1 市民の命を守る

地震や台風、竜巻等風害など、本市で今後想定される様々な災害に備え、市民の命を守ることを最優先とした防災・減災対策を行う。

2 自助、共助と公助による支え合い

災害に迅速かつ的確に対応していくためには、行政による「公助」はもちろんのこと、市民一人ひとりが自分の身は自分で守る「自助」と、地域の住民がお互いに助け合う「共助」が、相補って協力していくことが重要である。

このため、各主体が互いに連携し、被災者・避難者の支援や被災地の復旧・復興に向けた取組を行っていく。

3 災害に強いまちづくりの推進

消防団や自主防災組織の活性化、食料や物資等の備蓄、正しい防災・減災知識の普及や防災教育の充実、地域の危険情報の周知徹底、災害関係ボランティア団体との連携など「減災」に向けたソフト対策の充実を図る。また、今後発生する災害に備え、建物の耐震化や、道路・河川・橋りょう等の社会基盤の整備などのハード対策も進め、市民・行政・企業等が一体となって災害に強いまちづくりを推進する。

第2 災害対策の課題

近年、全国的に集中豪雨とそれに伴う浸水や土砂災害の被害が各地で頻繁に発生し、また、震度6弱を超える地震の発生確率が低いといわれていた地域においても発生するなど、大規模災害に備えた防災対策の必要性が高まってきている。

本市においても、過去の災害の教訓を踏まえ、ハード・ソフト両面において防災対策の強化に努めてきたが、令和元年東日本台風では市内の広い範囲で甚大な被害が発生し、様々な課題が明らかとなった。特に、次の点に関しては多くの課題が発生したが、被害の発生を最小限に食い止めるためにも非常に重要な事項であり、早急に現状に即した実効性のある体制を構築する必要がある。

<令和元年東日本台風における市災害対策本部の主な課題>

1 災害対策本部等の体制

- 職員の事務分掌の理解
- 組織横断的な対応
- 各部での動員調整から全庁的な動員調整への移行

2 情報の収集・発信体制

- 対策に必要な情報項目、重要度の検討
- 市内外への情報発信、庁内の情報共有

3 避難指示等の発令体制の充実

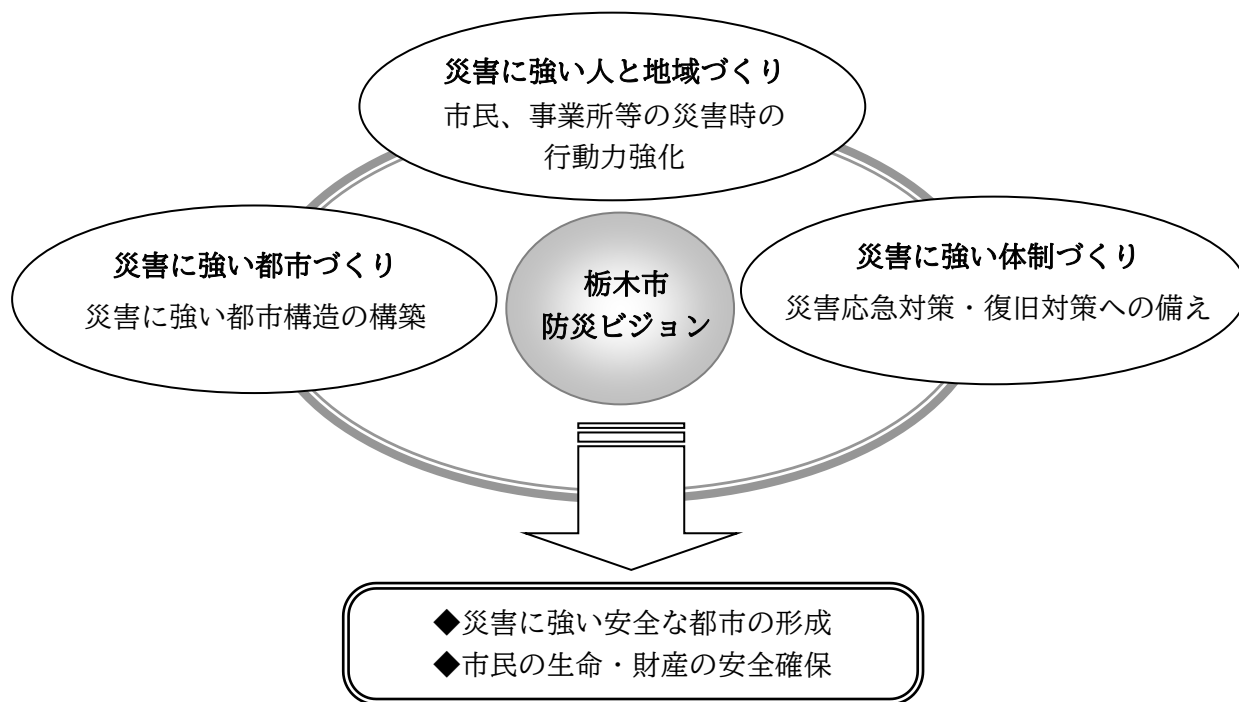
- 防災情報システムの活用
- 避難情報メールの内容の工夫、平時からの市民の理解
- 4 避難所の開設・運営体制の充実
 - 災害協定による福祉避難所の運用体制
 - 福祉避難所運営マニュアルの整備
- 5 災害ごみ・消毒体制
 - 被害情報の早期把握、自治会との連携、効率的な戸別訪問
- 6 支援物資・災害ボランティア対応
 - 災害ボランティアの早期確保
 - 連携が円滑な物資集積場所の確保
- 7 各種支援等
 - 被災者支援策の早期決定・情報共有、外国人対応
 - 技術職員の減少に対応した土のう配布
 - 災害復旧職員の確保
- 8 施設対策
 - 非常用電源、燃料の確保
- 9 関係機関との連携強化
 - 県派遣要員との円滑な連携

これらの課題への早急な対策とともに、各種進められている防災対策を実効性のあるものとするためには、行政の防災力の向上や、市民自らが自助、共助の意識を高め、自主的に防災活動に取り組むことが必要不可欠である。そのため、災害発生時に迅速かつ適切な対応がとれるよう、各種マニュアル・ハザードマップ等の整備、見直しにより、事前に災害時の行動を十分理解しておくとともに、防災訓練等を通して市民、行政等が一体となった地域防災体制を構築することが重要である。

第3 防災ビジョン

本計画では、自助・共助・公助を基本とした以下の3点を防災ビジョンとして定め、市、防災関係機関、市民等が一体となって、ソフト・ハードの両面から災害に強いまちづくりを推進する。

- 1 災害に強い人と地域づくり
 - (1) 市民、事業所等への防災・減災意識の向上、防災対策の知識普及
 - (2) 市民、行政、防災関係機関の連携による地域ぐるみの自主防災体制づくり
- 2 災害に強い都市づくり
 - (1) 被害を発生させない、拡大させない都市空間の整備・強化
 - (2) 建築物の耐震対策、防災拠点施設の整備・強化
- 3 災害に強い体制づくり
 - (1) 関係職員の初動体制の確立、情報収集伝達体制の充実強化
 - (2) 自立的な即応体制の構築



第2編 水害・台風、竜巻等風害 ・雪害対策編

目 次

第2編 水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編

第1章 総 則	1
第1節 本市の気象・地勢・河川等.....	1
第2節 主な風水害等の概要.....	3
第3節 災害想定	4
第2章 予 防	8
第1節 防災意識の高揚	8
第2節 地域防災力（自主防災組織、消防団、ボランティア団体等）の充実	11
第3節 防災訓練の実施	15
第4節 避難行動要支援者対策.....	17
第5節 物資・資機材等の備蓄体制の整備.....	23
第6節 風水害等に強いまちづくり.....	25
第7節 土砂災害・山地災害対策.....	28
第8節 水防体制の整備	32
第9節 雪害等予防対策	34
第10節 農林水産業関係災害予防対策.....	35
第11節 防災気象情報の観測・収集・伝達体制の整備.....	36
第12節 情報通信・放送網の整備.....	37
第13節 避難体制の整備.....	40
第14節 警察における活動体制の整備.....	44
第15節 消防・救急・救助体制の整備.....	45
第16節 保健医療体制の整備.....	46
第17節 緊急輸送体制の整備.....	48
第18節 防災拠点の整備.....	51
第19節 建築物の災害予防対策.....	54
第20節 インフラ施設等の災害予防対策.....	55
第21節 危険物施設等の災害予防対策.....	58
第22節 岩石採取場等の災害予防対策.....	60
第23節 学校・社会施設等の災害予防対策.....	61
第24節 航空消防防災体制の整備.....	63
第25節 自治体・消防・自衛隊等における応援・受援体制の整備	64
第26節 孤立集落の災害予防対策.....	66
第27節 災害廃棄物等の処理体制の整備.....	67
第3章 応急対策	68
第1節 災害対策本部・災害警戒本部等の設置.....	68
第2節 防災気象情報の収集・伝達及び通信確保対策.....	80
第3節 浸水・洪水・土砂災害等の災害拡大防止活動	87
第4節 自治体・消防・自衛隊等における相互応援協力・派遣要請	88
第5節 災害救助法の適用.....	91
第6節 災害発生時の避難対策.....	93
第7節 要配慮者の支援	103
第8節 警察における活動体制.....	105
第9節 救急・救助活動	106
第10節 医療救護活動	109
第11節 緊急輸送活動	110
第12節 物資・資機材等の調達・供給活動.....	113
第13節 農林水産業関係対策.....	116
第14節 保健衛生活動	118

第15節	障害物等除去活動.....	125
第16節	災害廃棄物処理活動.....	126
第17節	学校・社会施設等の応急対策.....	129
第18節	住宅応急対策	131
第19節	インフラ施設等の応急対策.....	133
第20節	危険物施設等応急対策.....	137
第21節	広報活動	138
第22節	ボランティアや義援金・寄付金の受入.....	141
第23節	孤立集落の応急対策.....	142
第24節	自主防災活動	143
第4章	復旧・復興	145
第1節	復旧・復興の基本的方向の決定.....	145
第2節	住民生活の早期再建.....	147
第3節	インフラ施設等の早期復旧.....	153

第1章 総 則

第1節 本市の気象・地勢・河川等

気象状況、地勢、河川などの本市の自然的条件を把握し、効果的な災害対策の実施に資する。

第1 気象の状況

本市の気候は、湿潤温帯気候の太平洋側気候区に属するが内陸型気候に近く、一日の最高気温と最低気温の較差が大きい。高温の年は関東南部よりも高く、このため熱雷が発生しやすく、冬の赤城おろしといわれるからっ風とともに影響を受ける。

降水量は夏季に多く、冬季に少ない。このため降水量の最大値は夏季に偏っており、気象庁観測所（栃木）の統計によると、1時間降水量、24時間降水量、月降水量の最大値は8月又は9月に発生している。

観測所	日最大1時間降水量	日最大降水量	月最大降水量	年最大降水量
栃木	71.0 mm (1987/8/18)	299.0 mm (2015/9/9)	521.5 mm (2015/9)	1,923 mm (1988)

（令和6年7月現在、気象庁Webサイト「各種データ・資料／過去の気象データ検索」より）

第2 地勢の状況

1 地形

本市の地形は大きくは、中央部から東部にかけての平地と北部の山岳地帯、西部の山地、南部の低湿地帯に分けられ、山地から平地、低湿地までさまざまな地形が分布する。

北部の山岳地帯には、大倉山(455m)、谷倉山(599m)、三峰山(605m)等の山々がそびえ、西部には、太平山(341m)、晃石山(419m)、馬入山(345m)、三轟山(229m)等の山々が連なる。

市域南端の渡良瀬川と利根川の合流地点付近は県内の最低標高(海拔12.1m)となり、他の河川の合流もあって低湿地帯である渡良瀬遊水地を形成している。

2 地質

栃木県は地質構造区分上、足尾帯に属しており、足尾・下野・八溝の3つの構造山地を形成している。これらの基盤岩に中生代後期の火成岩類が貫入している。構造山地に形成された構造盆地には、グリーンタフ変動期の火山性堆積物が厚く累積している。これらは、いずれも造山運動の影響を受け複雑な構造を呈している。この火成岩類の上位には第四系の堆積物が累積している。

本市の地層は、最も新しい地質時代である新生代第四紀の地層（沖積層）で構成される。

第3 河川・砂防・治山の状況

1 河川

市の中央部から東南にかけては広大な関東平野が開け、市内には巴波川、思川、永野川、赤津川、渡良瀬川等の河川が流れている。代表的河川の概要は、次のとおりである。

(1) 巴波川

栃木地域川原田町に端を発して市内中央部を貫流し、大平地域東部から小山市西部を経て渡良瀬川に合流している。市の代表河川であり栃木地域発展に歴史的役割を果たし、商品の輸送及び沿岸のかんがい用水として利用されてきた。現在もかんがい用水及び防火用水として大きな役割を担っている。

(2) 思川

粕尾山系に源を発し、各支流を集めて南下し、市東部で前日光より流れる黒川及び鞍掛山南東より流れる姿川に合流する。市内を流れ、小山市内を経て県南部で渡良瀬川に合流する利根川水系で、市東部及び以南の水田のかんがいに利用されている。

(3) 永野川

永野の深峡に発し、栃木地域梅沢、尻内の山峡より吹上西部山麓を流れ、栃木地域蕨部、片柳地内を経て大平地域を貫流し、小山市中里付近にて巴波川に合流している。

(4) 赤津川

永野川の支流で西方地域真名子の峡谷を源として、吹上伊吹山の東麓を流れ、永野川緑地公園付近で永野川に合流する。

(5) 渡良瀬川

北関東を流れる利根川水系利根川支流の一級河川で、流域面積は利根川支流の中では最大である。本市では、藤岡地域内を流れ、渡良瀬遊水地に入り巴波川、思川を併せる。

2 砂防

渡良瀬川流域の地質は脆弱で崩壊しやすく、容易に土石流を発生する性質があり、豪雨、台風等に見舞われると山腹、溪流の岸は崩壊を起こし、土砂災害を引き起こすとともに、多量の土砂を下流に押し流すこととなる。

産出された土砂は、溪流が平地に達する所を脱すると扇状地を形成し、その発達に伴い、河道が変わるため、堤防を造ることにより河川の流れを一定の幅に限定し制約している。

しかし、上流から年々多量に流送されてくる土砂は、河床を上昇させ洪水流の流れを妨げ、河川流水の断面積不足による堤防の決壊の原因となり、市民の生活を脅かしている。

また、最近の都市化や各種開発に伴い、平坦地や丘陵地においても土砂災害の危険性が高くなっている。

3 治山

本市の山岳部は、足尾山系の山々が連なっているが、崩壊しやすい所が多く、山腹、溪流の荒廃地が各所に点在し、山地災害危険地区は114か所に達している。

これらの山地から産出される土砂は、大雨等によって溪流に流出し、土砂災害を引き起こすとともに、下流地帯の洪水氾濫の原因となり、林地、農地、宅地、公共施設等に多大の被害を及ぼすことがある。

第4 豪雪地帯の状況

本市には豪雪地帯対策特別措置法に基づく「豪雪地帯」の指定はなく、雪崩危険箇所も把握されていないが、雪害対策が脆弱なため少ない降雪でも工作物や農業用施設等に被害が生じることがある。

第2節 主な風水害等の概要

過去に本市に被害を及ぼした主な水害・台風等の概要を把握し、的確な災害対策に資する。

本市の風水害の履歴をみると、台風による土砂災害、浸水被害等に見舞われており、今後もこうした被害が発生する危険性を有している。

第1 水害・台風

本市で発生した自然災害は、主として台風や集中豪雨によるものが多く、特に、市南部の渡良瀬川と思川合流地点は、渡良瀬遊水地と渡良瀬川及び思川等を排水先とする低平地であることから、台風等の大雨時には堤防が決壊し、大洪水が発生している。

1947(昭和22)年9月に発生したカスリーン台風は、1都5県（群馬、埼玉、栃木、茨城、千葉、東京）において、死者1,100人、家屋浸水303,160戸、家屋の倒半壊31,381戸の甚大な被害をもたらした。本市においても、巴波川、渡良瀬川、新川等が決壊し、死者、家屋の流出倒壊や浸水、田畑の浸水等の大きな被害が出た。

近年の被害をみると、平成14年7月の台風第6号による大雨では、市内の一部の地域で河川が氾濫し、道路が冠水した。

平成23年7月の台風第6号は、県南西部を中心に大雨をもたらし、本市でも日降水量の7月の極値を更新したほか、土砂災害警戒情報が発表された。同じく同年9月の台風第12号においても、大雨により、土砂災害警戒情報や渡良瀬川下流部洪水予報（氾濫注意情報）が発表された。

同年9月の台風第15号では、県内全域で雨量が多くなり、本市でも大雨警報、洪水警報、土砂災害警戒情報を始め、永野川、思川、渡良瀬川において洪水予報（氾濫注意情報）が発表された。また、市内4か所に避難勧告も出された。

平成27年9月の関東・東北豪雨では、台風第18号や前線の影響で多数の線状降水帯が次々と発生し、関東地方と東北地方では記録的な大雨となり、栃木県内でも日光地域で数時間にわたり非常に激しい雨が継続した。栃木市内においても9月7日夕方から11日朝にかけての総降水量が400mmを超え、巴波川、赤津川が氾濫したほか、各地で土砂崩れ、床上・床下浸水など多数の被害が発生した。

令和元年東日本台風では、降り始めから10月12日一日の降水量が、平井町の観測所で298mm、鍋山町の観測局では422mmなどを記録し、永野川の複数箇所からの越水や決壊、巴波川、赤津川、三杉川等の氾濫、山間部における19か所の土砂崩れなどが発生した。また、死者1名及び8,000棟を超える住家が被害を受けるなど、甚大な被害が発生した。

<資料2-1 災害履歴（風水害の発生状況）>

第2 竜巻等風害

平成24年7月に市内でダウンバーストと推定される突風が発生し、一部地域で家屋や農業用施設、小学校校舎に被害が発生した。

平成24年5月6日に県東南部で発生した竜巻は市内への影響はなかったものの、真岡市、益子町、茂木町において負傷者が発生し、多くの建物や農業施設、学校施設等に甚大な被害をもたらした。

竜巻被害の特徴として、短時間で狭い範囲に集中し、個々の被害箇所の破損程度が激しいことが挙げられる。また、竜巻は突発的に発生するため警戒が困難であるが、気象庁が作成する「竜巻などの激しい突風に関する気象情報の利活用について」や「竜巻から身を守ろう！～自ら身を守るために～」を参考に対応する必要がある。

第3 雪害

平成26年2月14日から15日にかけての大雪では、西日本から北日本の広い範囲で雪となり、特に関東甲信地方では記録的な大雪となった。宇都宮市でも32cmの積雪を観測し、栃木県内においても多くの人的被害、住家被害が発生した。栃木市内でも多くの被害が発生し、テラスやカーポート、農業用施設等の損壊のほか、市内の広い範囲で停電が発生した。

第3節 災害想定

洪水、土砂災害等の災害想定、危険箇所等の概要を把握し、的確な災害対策に資する。

第1 洪水

1 洪水浸水想定区域図(洪水予報河川及び水位周知河川)

国及び県は、洪水予報河川及び水位周知河川に指定している河川について、想定し得る最大規模の降雨（想定最大規模降雨）によって河川が氾濫した場合の浸水区域（洪水浸水想定区域）を指定している。本市に影響が想定されている河川と浸水と想定区域の状況は、次のとおりである。

全般的に浸水深は3.0m未満、浸水継続時間は3日未満の区域が多いが、藤岡地域では浸水深3.0m以上、浸水継続時間1週間以上の区域が多い。

河川管理者	対象河川	想定条件	洪水浸水想定区域の状況
国土交通省	利根川	八斗島（群馬県伊勢崎市）上流域の72時間総雨量491mm	藤岡地域の南部において0.5～3.0m未満の区域が分布しているほか、3.0～5.0m未満の浸水が想定されている。
	思川		藤岡地域の巴波川左岸において、5.0～10.0m未満の浸水が想定されている。
	巴波川		大平地域の南部において5.0m未満の浸水、藤岡地域の東部において5.0m以上の浸水が想定されている。
	渡良瀬川	渡良瀬川流域、高津戸（群馬県みどり市）上流の72時間総雨量812mm	藤岡地域において、5.0～10.0m未満の浸水が広範囲に想定されている。
	秋山川		岩舟地域の一部に5.0m未満の浸水、藤岡地域の一部に5.0～10.0m未満の浸水が想定されている。
栃 木 県	思川	乙女上流の48時間総雨量619mm	西方地域、都賀地域、栃木地域で、0.5～3.0m未満、3.0～5.0m未満の浸水が想定されている。また、藤岡地域の河川沿いにおいては、5.0～10.0m未満の浸水が想定されている。なお、西方地域、都賀地域、栃木地域の市街地においても、0.5～3.0m未満の浸水が想定されている。
	黒川	思川合流上流の24時間総雨量623mm	栃木地域の河川沿いの一部に0.5m未満、都賀地域の河川沿いの一部に0.5～3.0m未満の浸水が想定されている。
	巴波川	巴波川流域の24時間総雨量630mm	栃木地域、大平地域の巴波川沿いにおいて、0.5～3.0m未満、市街地においては、0.5m未満の浸水が想定されている。また、藤岡地域においては、3.0～5.0m未満、5.0～10.0m未満の浸水が想定されている。
	永野川	永野川流域の2日間総雨量811mm	栃木地域（北部川沿いは0.5～3.0m未満）、大平地域の永野川沿い及び河川から離れた東側の広範囲に、0.5～3.0m未満の浸水が想定されている。また、藤岡地域の南部において、0.5～3.0m未満の区域が分布しているほか、3.0～5.0m未満の浸水が想定されている。
	秋山川	秋山川流域の24時間総雨量662mm	岩舟地域（佐野市との行政境付近）の一部に0.5m未満の浸水が想定されている。

<資料3-1 洪水浸水想定区域図（洪水予報河川及び水位周知河川・河川別）>

2 洪水浸水想定区域図(その他中小河川)

県は、水防法の洪水予報河川及び水位周知河川に指定された河川以外の主な中小河川について、想定最大規模降雨に伴う洪水により越水、溢水した場合に想定される浸水状況を予測し、洪水浸水想定区域図として公表している。本市に影響が想定されている河川の浸水想定区域の状況は、次のとおりである。

浸水深は概ね0.5～3.0m未満であるが、三杉川や永野川の流域では限られた範囲で5.0～10.0m未満の浸水深となるほか、藤川ではまとまった範囲で3.0～5.0m未満の浸水が想定されている。

河川管理者	対象河川	想定条件	洪水浸水想定区域の状況
栃 木 県	小藪川	小藪川流域の24時間総雨量690.0mm	都賀地域の思川左岸の一部で、3.0～5.0m未満の浸水が想定されている。
	三杉川	三杉川流域の24時間総雨量683.4mm	岩舟地域の河川沿いの低地を中心に浸水が想定されており、特にJR両毛線北側の一帯で3.0～5.0m未満の浸水が想定されており、一部では5.0～10.0m未満に達する。
	柏倉川	柏倉川流域の48時間総雨量811mm	栃木地域の河川沿いに最大で3.0～5.0m未満の浸水が想定されている。
	永野川	永野川流域の48時間総雨量811mm	栃木地域の河川沿いに浸水が想定されており、一部では5.0～10.0m未満に達する。
	赤津川	赤津川流域の24時間総雨量690mm	西方地域及び都賀地域の一部に最大で5.0～10.0m未満の浸水が想定されている。
	藤川	藤川流域の48時間総雨量811mm	栃木地域の河川沿いを中心に浸水が想定されており、特に下流側の永野川合流地点で広い。東北自動車道の北側一帯では浸水深が最大で3.0～5.0mに達する。
	逆川	逆川流域の24時間総雨量690mm	都賀地域の川沿いを中心に浸水が想定されており、特に赤津川合流地点でやや広い。一部に0.5～3.0m未満の浸水が想定されている。
	江川	江川流域の24時間総雨量690mm	藤岡地域の河川沿いの低地を中心に浸水が想定されており、特に下車橋周辺から下流は、3.0～5.0m未満、下江川橋周辺では一部5.0～10.0m未満が想定されている。
	出流川	出流川流域の48時間総雨量907mm	上流の流出町から、永野川と合流した下流の尻内町付近までの川沿いに浸水が想定されており、特に出流川沿いでは局所的に5.0～10.0m未満の浸水が想定されている。
	荒川・箱の森池	荒川・箱の森池流域の24時間総雨量690mm	栃木市総合運動公園周辺から、巴波川と合流して市街地に至るまでの区域に、最大で0.5～3.0m未満の浸水が想定されている。
	蓮花川	蓮花川流域の24時間総雨量690mm	藤岡地域の川沿いの低地に3.0～5.0m未満浸水が想定されており、局所的に5.0～10.0m未満の浸水が想定されている。
	杣井木川	杣井木川流域の24時間総雨量690mm	大平地域の小山市との市境の川沿いに、0.5m未満（一部0.5～3.0m未満）の浸水が想定されている。
	与良川	与良川流域の24時間総雨量690mm	藤岡地域と小山市との市境の川沿いに、最大で0.5～3.0m未満の浸水が想定されている。

<資料3-2 洪水浸水想定区域図（その他中小河川・河川別）>

3 重要水防箇所

市内には、洪水時に越水や漏水などの危険があり、水防活動が必要な箇所として把握された重要水防箇所が100か所近く存在する。詳細は栃木市水防計画別表による。

	重要度A	重要度B	要注意区間	合計
国管理河川区間	0か所	81か所	4か所	85か所
県管理河川区間	8か所	4か所	0か所	12か所
合計	8か所	85か所	4か所	97か所

(令和7年度栃木市水防計画)

第2 土砂災害危険箇所

市内にはがけ崩れ、土石流、地すべりの危険箇所として把握された土砂災害警戒区域、山地災害危険地区が800か所以上あり、これらは市北部の山地に集中して分布する。

土砂災害警戒区域の状況

	急傾斜地の崩壊	土石流	地すべり	合計
土砂災害警戒区域	490 か所	348 か所	2 か所	840 か所
うち特別警戒区域	485 か所	232 か所	0 か所	717 か所

(令和6年4月現在、栃木県地域防災計画資料編)

山地災害危険地区の状況

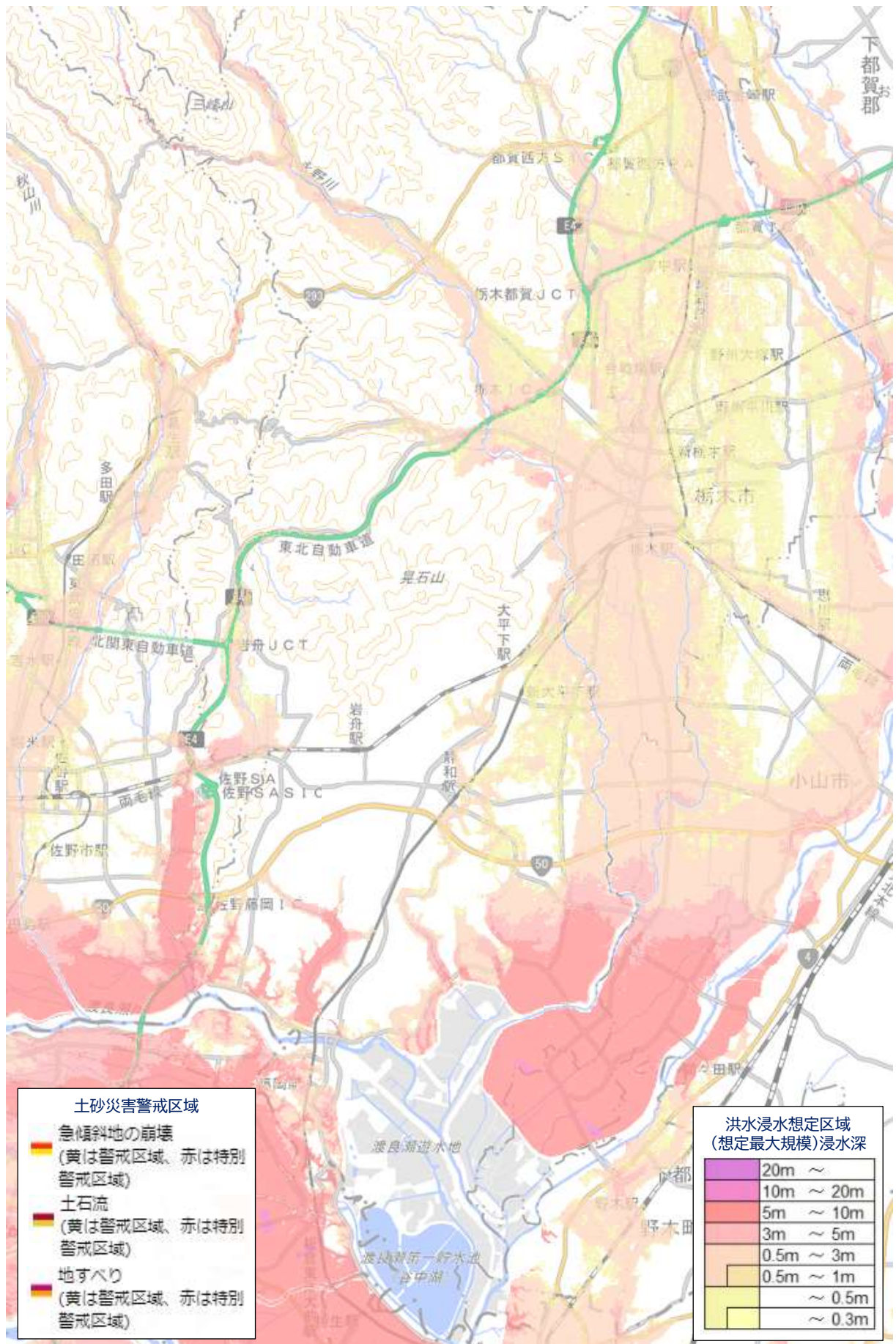
	山腹崩壊	崩壊土砂流出	地すべり	合計
山地災害危険地区	56か所	58か所	0か所	114か所

(令和6年4月現在、栃木県地域防災計画資料編)

<資料3-3 災害危険箇所数一覧>

<資料3-4 山地災害危険地区一覧>

<資料3-5 土砂災害警戒区域一覧>



洪水浸水想定区域・土砂災害警戒区域の分布
(国土交通省「重ねるハザードマップ」令和7年6月)

第2章 予 防

第1節 防災意識の高揚

市、県及び防災関係機関は、災害発生時に市全体が協力して円滑かつ効果的な災害対策活動が行われるよう、市民への適切な防災意識の高揚に努めるとともに、児童生徒や防災上重要な施設の管理者、職員に対する防災教育を積極的に行う。

第1 市民の防災意識の高揚

1 自主防災思想の普及、徹底

「自らの命は自ら守る」ことは防災の基本であり、市民はその自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけ、発災時は、自ら身の安全を守るよう行動することが重要である。

市（総合政策部）、県（危機管理防災局）及び防災関係機関は、市民に対し、自主防災思想や正確な防災・気象に関する知識、特に「生命（いのち）・身体（み）を守る」ことに関する知識の普及、徹底を図る。

その際、内閣府（防災担当）が作成する「減災のてびき～今すぐできる7つの備え～」などを活用する。

2 防災知識の普及啓発推進

市（総合政策部）、県（危機管理防災局）及び防災関係機関は、市民一人ひとりが常に防災に関心を持ち、自らの問題として受け止め、防災に対する正しい知識と技術を身につけられるよう、民間団体等とも連携しながら防災知識の普及啓発を推進する。

また、市（総合政策部）は、家庭等で普段からできる防災対策について、市民（特に若い世代）へ継続的に周知していく。

普及啓発に当たっては、台風の接近・上陸に伴う洪水を対象とし、避難情報の発令等に着目したタイムラインを活用し、職員、市民等にタイムラインに沿った避難行動を周知する。

また、洪水予報河川（利根川、渡良瀬川、思川、黒川、永野川、秋山川、巴波川）及び水位周知河川（秋山川、巴波川）の想定し得る最大規模の降雨による洪水浸水想定区域並びに最新の土砂災害警戒区域の指定箇所に対応した栃木市防災ハザードマップ、その他中小河川の洪水浸水想定区域図を活用し、洪水、土砂災害に対する緊急避難場所や風水害に対する避難行動を普及する。特に近年では、線状降水帯による集中的な豪雨による被害報道も多くみられることから、時事的な話題として市民の防災意識を汲み取った啓発に努める。

（1）普及啓発事項

- ア 災害についての知識とその特性
- イ 地域の危険箇所等
- ウ マイタイムラインの作成、警戒レベルとそれに応じて市民がとるべき行動
- エ 要配慮者の避難行動
- オ 家庭における防災対策
- カ 自主防災組織等における防災対策

（2）普及啓発活動

- ア 主な普及啓発活動
 - ・防災講演会・講習会・出前講座等の開催
 - ・ハザードマップ、防災パンフレット、ちらし等の配布
 - ・テレビ、ラジオ（コミュニティ放送局及び臨時災害放送局を含む）、新聞、広報紙等による広報活動の実施

- ・ ホームページやメールによる防災情報の提供
- ・ 防災訓練の実施の促進
- ・ 防災器具、災害写真等の展示
- ・ 各種表彰の実施

イ 消防団員（水防団員）、自主防災組織等による普及啓発活動の促進

市（総合政策部）及び消防本部は、消防団員（水防団員）、自主防災組織等による地域の巡回指導を促進する。また、重要水防箇所、災害危険箇所・区域、食料・飲料水の備蓄、風水害等発生時にとるべき行動、家族の連絡体制の確保の重要性等についての啓発、避難場所・経路等の周知を行い、防災知識の普及を図る。

ウ 県消防防災総合センターの活用

県（危機管理防災局）は、県民の防災意識の高揚や防災知識の普及啓発の中核的な施設として県消防防災総合センター（栃木県防災館）を宇都宮市に設置している。

市（総合政策部）は、広報紙等を通じて当該施設を周知し、大雨、強風等の疑似体験や応急処置の実地練習等を通して防災技術や防災知識の普及を図る。

エ 効果的な防災教育の提供

市（総合政策部）は、防災・減災知識の普及に当たってインターネットなどのＩＣＴ技術を活用して災害情報を積極的に発信する。

（３）啓発強化期間

特に次の期間において、各種講演会、イベント等を開催し、防災意識の高揚、防災知識の普及啓発に一層努める。

- ・ 防災とボランティア週間（１月15日～１月21日）
- ・ 水防月間（５月１日～５月31日）
- ・ 山地災害防止キャンペーン（５月20日～６月30日）
- ・ がけ崩れ防災週間（６月１日～６月７日）
- ・ 土砂災害防止月間（６月１日～６月30日）
- ・ 火山防災の日（８月26日）
- ・ 防災週間（８月30日～９月５日）
- ・ とちぎ防災の日（３月11日）

第２ 児童生徒及び教職員に対する防災教育

本章第23節第１の３に準ずる。

第３ 職員に対する防災教育

１ 講習会等の開催

市（総合政策部）、県及び防災関係機関は、職員に対して災害時において適切に状況を判断し、的確な防災活動を遂行できるよう、講習会や研修会の開催、防災活動に関するマニュアル等の作成・配布を行うとともに、定期的な防災訓練を実施し、防災教育の徹底に努める。

<市職員の主な教育事項>

- （１）気象予警報、洪水や土砂災害、竜巻等突風、災害危険箇所等災害に関する知識
- （２）災害に対する予防、応急対策に関する知識
- （３）災害発生時における職員がとるべき行動と具体的役割（職員の初動体制と役割分担等）
- （４）市防災行政無線等通信施設の利用方法
- （５）その他災害対策上必要な事項

２ 出水期前の点検

市（各部局）は、毎年出水期前に各種マニュアルの確認を行い、関係部局・班による役割分担の確

認、事前打ち合わせを実施するほか、出水期前の初動に関する防災関係会議等において、消防団関係者も含めて情報共有体制を確認する。

また、各部班の所掌事務の個別マニュアルが未整備のものについて各部班において整備するとともに、既存のマニュアルについても点検、修正する。

市（保健福祉部）は、市の保健師の配置や活動調整、県への応援保健師の派遣要請を円滑に行えるよう「栃木市保健師災害時対応マニュアル」の点検を行う。

3 重点事案・横断的な組織対応の検討

市（各部局）は、災害の状況、段階に応じて想定される重点事案、横断的な組織で対応する必要がある事案を整理し、複数の部班の職員からなる特別チームの編成や対応方法を検討しておく。

4 技術職員の確保

市（都市建設部、上下水道局、産業振興部）は、災害査定への対応など災害復旧を円滑に実施するため、技術職員が不足する中においても、災害復旧技術の継承を図るなど災害復旧に対応できる職員の確保に努める

5 被災者生活再建支援システム操作研修

市（総合政策部）は、災害時に速やかに被災者台帳を作成できるよう、被災者生活再建支援システムの操作研修等を担当職員に対して定期的に実施し、被災者名簿の様式、作成方法、作成担当等の確認に努める。

6 国・県との被災者支援制度の連携

市（各部局）は、国及び県が所管する被災者支援制度について、災害時の混乱の最中にも円滑な連携がとれるよう、支援制度の運用について平常時から連携方法等を確認するよう努める。

第4 防災に関する調査研究

災害は広範囲にわたる複雑な現象であり、地域特性を有するとともに、予防、応急対策に当たっては高度な知識と技術が要求される。

市（総合政策部）、県及び防災関係機関は、緊密な連携を取り合い、地域の危険度測定、災害発生の予測、災害発生時の被害の予測など基礎的な調査研究を推進するよう努める。

第5 防災知識の普及、訓練における要配慮者への配慮

市（各部局）は、防災知識の普及、訓練を実施する際は、一人暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯の者、介護保険における要介護・要支援認定者、障がい者、妊産婦、乳幼児、難病患者、透析患者、外国人等の要配慮者に十分に配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、災害時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

第6 言い伝えや教訓の継承

市（総合政策部、教育委員会）、県及び市民は、過去に発生した災害に関する言い伝えや、過去の災害の教訓等、大人から子どもへ語り継ぐ機会を設けたり、郷土史に編纂したりする等、これらが風化することなく後世に継承されるように努める。

第7 職員防災研修への参加促進

市（総合政策部）は、災害救助法、被災者生活再建支援法、激甚災害の法制度等について理解を深めるために県が開催する市職員向けの研修会に職員を参加させる。

第2節 地域防災力（自主防災組織、消防団、ボランティア団体等）の充実

災害発生時に速やかに対応できる体制を整えるため、自助、共助の精神に基づき、自主防災組織の育成・強化、消防団の活性化を行うとともに、被災者への細やかな支援が期待できるボランティアの活動支援体制の整備を行う。

第1 現状と課題

1 自主防災組織

市では、地域における自主防災組織を育成するため、補助金制度により自主防災組織設立等の支援を行っている。しかし、令和7年6月現在、市内468自治会のうち自主防災組織を設立しているのは83自治会（70団体）で、組織率※は16.9%となっている。今後も組織率100%を目指し、情報提供や制度の周知等の積極的な支援を行い、自主防災組織の育成を促進する必要がある。

また今後は、活動のマンネリ化や市民の意識不足、組織役員の高齢化など、組織結成後のフォローにも努め、災害発生時に自主防災組織が効果的に機能するよう働きかける必要がある。

※組織率＝自主防災組織を設立している自治会の世帯数÷全世帯数

2 消防団

本市の消防団は、32分団42部体制となっている。今後、地域の消防力のさらなる向上を図る上で、消防団の強化は不可欠であるが、消防団員数は定員を下回っている状況にあり、また、将来的には団員の高齢化の進行も予想されることから、団員の確保と活動の活性化が課題である。

消防団の現況

所属名	定員	実員
団本部	7人	7人
女性分団	20人	15人
本部分団	36人	36人
栃木地域	401人	370人
大平地域	121人	114人
藤岡地域	136人	120人
都賀地域	89人	85人
西方地域	83人	71人
岩舟地域	116人	103人
計	1,009人	921人

（令和7年版消防年報）

第2 個人・企業等における対策

1 市民個人の対策

市民は、一人ひとりが自らの身の安全は自ら守る「自助」の精神に基づき、自ら各種手段を講じるとともに、自発的な防災活動に参加する等、平常時から災害に対する備えを進める。

市（総合政策部）及び県（危機管理防災局）は、本章第1節第1のとおり、市民に対する防災意識の高揚を図る。

2 企業、事業所等の対策

企業、事業所等は、平常時から、災害時に果たす社会的役割（従業員や顧客等の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域への貢献、地域との共生）を十分に認識し、災害時において重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、従業員への防災教育の実施等防災活動の推進に努める。また、地域社会の一員として、行政や地域の行う防災活動に協力できる体制を整える。

市（総合政策部、産業振興部）及び県（危機管理防災局、産業労働観光部ほか）は、事業継続計画（ＢＣＰ）を策定する上で必要な知識を習得する機会の提供やアドバイスの実施、どのような災害リスクを選ぶかの判断材料となる被害予測の提供など、民間企業の事業継続に向けた取組を積極的に支援する。

さらに企業、事業所等の職員の防災意識の高揚や防災知識の啓発を図るとともに、優良企業表彰、防災に係る取組の積極的評価等により企業防災力の促進を図る。

また、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけや防災に関するアドバイスを行う。

第3 自主防災組織の整備

1 自主防災組織の役割

大規模な風水害等が発生した際の初動期には、情報等も混乱し、防災関係機関による適切な対応が困難となることから、困ったときには隣近所でお互いに助け合う「共助」の精神に基づき市民が相互に助け合い、避難実施や救出救護に努めることが被害の軽減に大きな役割を果たす。各地域は、「自分たちの地域は自分たちで守る」との自覚のもと、市民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織（以下「自主防災組織」という。）をつくり、平常時から地域を守るために各種手段を講じる。また、災害発生時には、連帯して活動を行う。

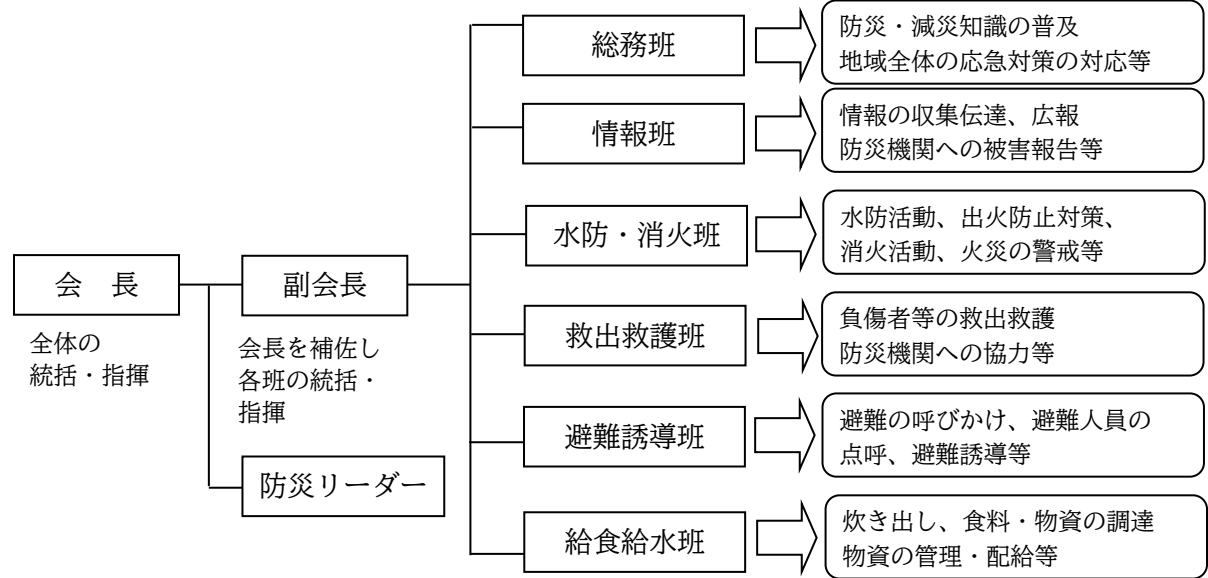
2 自主防災組織の育成・強化

(1) 自主防災組織の内容

基本的には、既に結成されている自治会等の組織を活かした編成とし、担当者（防災リーダー）を設けることが多いが、自治会という考えにとらわれず自主防災組織の役員と自治会の役員は別に決めるなど柔軟な配置を行い、防災活動を効果的に実施できる組織とする。

また、地域の実情により、災害時の役割分担のため、必要に応じて班を編成する。

自主防災組織の組織編成（例）



自主防災組織の活動内容（例）

平常時の活動		災害時の活動	
ア	地域住民への防災・減災意識の普及活動	ア	情報収集・伝達活動（連絡及び通報）
イ	防災巡視・防災点検	イ	救出・救護活動
ウ	防災用資機材の整備・点検	ウ	初期消火活動・水防活動
エ	防災訓練実施と訓練結果の不備改善	エ	避難誘導・避難所運営
オ	地域コミュニケーションの確保	オ	給食・給水活動

（２）組織化及び活性化の促進

市（総合政策部）は、自主防災組織の100%組織化を目指し、既存の自治会等を積極的に活用し、結成推進、育成を図る。また、結成後の活動の惰性を防ぐため、組織のリーダーを中心として意識の高揚を常に図るとともに、平常時の防災活動を楽しみながら参加できる環境を作り上げるなどの工夫を行い、自主防災組織活動の活性化を図る。さらに、男女双方の視点による防災活動が可能となるよう、女性の参画促進と女性リーダーの育成を図る。

なお、自主防災組織の育成や資機材の整備に当たっては、県の支援（財政的補助等）を活用する。

- ・ 自主防災組織への資機材の整備支援
- ・ 自主防災組織が行う防災マップ作成の支援
- ・ 自主防災組織が行う防災訓練実施の支援
- ・ 自主防災組織に対する各種研修会・説明会の開催
- ・ 普及活動（地域住民に対する自主防災組織に関する知識の普及）
- ・ 定期的な研修会によるリーダーの育成
- ・ 消防団との連携
- ・ 多様な世代が参加できる環境整備
- ・ 地域コミュニティによる防災体制の充実 等

（３）商店会等の地域団体の活用

市（総合政策部）は、町内会、自治会等の他、商店会や地域活動を行っている団体・グループを活用し、自主防災体制の充実・強化を行う。

第４ 消防団の活性化の推進

消防本部は次の事業を実施し、消防団の育成・強化と装備の充実を図るとともに、団員の加入促進等を行い、地域の防災力の向上、地域住民の安全確保を図る。さらに、地域住民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりに努める。

また、消防団は、定例の活動の外、防災訓練や会合等を通して自主防災組織やボランティア団体等との連携を図る。

- ・ 消防団充実強化策の推進
- ・ 消防団活動に必要な各種資材の整備・充実
- ・ 消防団員に対する各種教育訓練の実施
- ・ 地域住民に対する消防団活動や加入促進の広報 等

第５ 女性防火クラブの育成・強化

消防本部は、地域の防火・防災意識の高揚と自主防災活動の活性化を図るため、次により女性防火クラブの育成・強化を推進する。

- ・ 地域で主催する防災訓練への参加
- ・ 講習会、映画会、研修会等の開催
- ・ 各家庭における防火、防災に関する管理の徹底
- ・ 各種防災組織及び地域住民との協力体制の確立

第６ 災害関係ボランティアの環境整備

１ 一般ボランティア

市（保健福祉部）は、災害時におけるボランティアの果たす役割の重要性を認識し災害時に備えたボランティアネットワークの形成等に努め、災害時に対応できる体制の整備を促進する。

(1) ボランティア活動の環境整備

市（保健福祉部）及び栃木市社会福祉協議会は、市民のボランティア意識を高揚させるとともに、ボランティア活動者に対する情報提供、活動拠点の整備等、各般にわたる施策を展開して、ボランティア活動の環境整備に努める。

- ・ボランティアに係る広報の実施 <栃木市社会福祉協議会>
- ・災害ボランティアの災害対応力の強化のための訓練の実施 <栃木市社会福祉協議会>
- ・災害ボランティア、災害ボランティアコーディネーターの養成・研修事業の実施 <市、栃木市社会福祉協議会>
- ・ボランティア団体の育成、支援 <市、栃木市社会福祉協議会>

(2) 行政とボランティア団体等との連携

市（保健福祉部）は、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、平常時から日本赤十字社栃木県支部、栃木市社会福祉協議会、ボランティア団体等との連携を図る。

ア 本計画での栃木市社会福祉協議会との連携及び市災害ボランティアセンターの設置方針等の明記

イ 市災害ボランティアセンター情報の市域での集約と市民への情報提供方法の確立

第7 人的ネットワークづくりの推進

市（総合政策部、保健福祉部）は、県（危機管理防災局、保健福祉部）の協力を得て、消防、県警察等の防災関係機関、自主防災組織、女性防火クラブ等の地域組織、民生委員・児童委員等の福祉関係者及びボランティア等の連携を促進することにより、人的ネットワークを形成し、災害情報の地域住民への伝達や避難誘導、救出・救護といった応急活動が、相互扶助により効果的に実施される体制づくりに努める。

第8 市民及び事業者による地区内の防災活動の推進（地区防災計画策定の推進）

市（総合政策部）は、災害対策基本法第42条第3項に基づく地区防災計画の策定が進むよう、計画策定を目指す団体等を支援し、計画づくりを促進する。

第3節 防災訓練の実施

実動訓練等具体的な訓練のほか、初動対応に力点を置いた訓練等実践的な訓練を行い、災害時に効果的な災害応急対策の実施に資する。

第1 現状と課題

防災訓練には、防災関係機関や市民も参加する総合防災訓練等の実動訓練、災害を想定して応急対策等を検討する図上訓練、職員の迅速な動員を図るための非常招集訓練、情報の伝達を主とする通信訓練などさまざまなものがある。

市では、これらの訓練計画を作成するとともに訓練を平常時に実施し、災害時に的確な初動対応が可能となるよう体制を整備するとともに、これらを踏まえた上で、より実践的な初動対応訓練を実施していく必要がある。さらに、訓練を実施する際、要配慮者（高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、難病患者、透析患者、日本語の理解が十分でない外国人等）に十分配慮し、地域における支援体制が整備されるよう努める必要がある。

このため、市は訓練計画を定めてさまざまな訓練を実施し、訓練の実施後にはその評価や課題等を踏まえ、必要に応じ初動体制等の改善を図る。

第2 防災訓練

1 防災訓練に当たっての留意事項

- (1) 市は、訓練の目的を具体的に設定した上で、風水害の被害の想定を明らかにするとともに、あらかじめ設定した訓練効果を得られるように、訓練参加者、使用する機材及び実施時間等の訓練環境等について具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなどの実践的なものとなるよう工夫する。
- (2) 市は、訓練後には、訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。
- (3) 市は、災害時の応急対策活動に果たす市民の役割の重要性に鑑み、広く自主防災組織等市民の参加を求める。
- (4) 市は、訓練の実施に当たっては、令和元年東日本台風の経験を踏まえ、実践的な訓練想定を設定し、自助、共助による活動を重視する。
- (5) 自主防災組織等市民は、防災対策の重要性を認識し、各種の防災訓練に積極的に参加するよう努める。

2 市民参加の防災訓練

(1) 総合防災訓練

市（総合政策部）は、本計画の検証、防災関係機関との連携強化、市民の防災意識の高揚を図るため、防災関係機関の参加、学校や事業所等との積極的な連携により、総合防災訓練を実施する。

実施に当たっては、災害経験、地域特性、環境の変化に配慮して実践的な状況を設定し、自助、共助による活動を重視する。

また、市は広く自主防災組織等地域住民の参加を求め、自主防災組織等住民は、各種の防災訓練に積極的に参加するよう努める。

総合防災訓練は、地域の特性や防災環境の変化、要配慮者の多様なニーズ及び男女、家庭動物の飼養の有無等によるニーズの違いに配慮するとともに、実際に道路の通行を禁止、制限して実施するなど効果的な訓練となるよう、次のような訓練を定期的に実施する。

- ・ 職員の動員、災害対策本部、現地災害対策本部設置訓練
- ・ 情報収集・伝達訓練（通信訓練）、広報訓練
- ・ 水防訓練

- ・土砂災害に係る避難訓練
- ・救出・救助訓練
- ・避難誘導、避難場所・救護所設置運営
- ・炊き出し訓練
- ・応急救護、応急医療訓練
- ・ライフライン応急復旧訓練
- ・警戒区域の設定、交通規制訓練
- ・支援物資・緊急物資輸送訓練
- ・ヘリコプターやドローンを活用した訓練（航空偵察訓練、消火訓練及び救助訓練）
- ・避難行動要支援者避難支援訓練
- ・災害ボランティアセンター設置運営訓練

3 市民、自主防災組織、事業所等の訓練

市（各部局）は、防災意識の高揚や組織的な活動の習熟など地域の防災力の強化を図るため、自主防災組織等が中心となり、広く地域住民や地域の事業所、防災関係機関が参加した訓練を実施することなどを通して、地域住民が主体となった自助、共助による活動の充実に努める。

- ・情報伝達訓練
- ・避難訓練、避難誘導訓練
- ・救出・救護訓練
- ・避難所開設・運営訓練
- ・避難行動要支援者避難支援訓練 等

第3 防災図上総合訓練

市（総合政策部）、防災関係機関等は、災害時における迅速かつ的確な災害応急対策の実施を図るため、相互に協力し大規模災害を想定した防災図上総合訓練を定期的に繰り返し実施する。また、実践的な訓練とするため、次の点に留意する。

- ・特に発災初動時における迅速かつ的確な災害対策本部活動の重要性を考慮し、本部員、事務局員等の状況判断や対応策の立案を求められる内容を盛り込む。
- ・実際に避難所を開設し市民等が避難を実施するといった実動訓練を併せて実施する。
- ・訓練実施地のハザードマップ及びより実態に則した被害想定等を考慮する。

第4 非常招集訓練

市（総合政策部）は、災害時における職員の迅速な動員を図るため、大規模災害を想定した非常招集訓練を実施する。

第5 通信訓練・情報伝達訓練

市（総合政策部、各部局）、防災関係機関等は、災害時の被害状況の把握や応急対策の指令を迅速かつ適切に行えるよう定期的に通信訓練を実施する。

第6 水防訓練

水防管理団体（市（総合政策部））は消防本部と協力し、水防活動の円滑な遂行を図るため、水防団（消防団）の参加を得た水防訓練を栃木市水防計画に基づいて毎年実施する。

第7 土砂災害防災訓練

市（総合政策部、保健福祉部、子ども未来部、教育委員会）は、県等と連携し、土砂災害警戒情報を活用した避難指示等による市民及び要配慮者利用施設の避難訓練を実施し、警戒避難体制の強化と市民の防災意識の高揚を図る。

第4節 避難行動要支援者対策

市は、要配慮者のうち、災害時の一連の行動に支援を必要とする「避難行動要支援者」に対して、避難行動要支援者名簿の作成や情報伝達・避難誘導等の迅速な対応が可能な体制の整備や公共施設のバリアフリー化等の対策を実施し、災害時の全面的な安全確保を図る。

第1 現状と課題

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な避難行動要支援者は、高齢化の進行、国際化の進展等により、本市においても増加傾向にあり、今後も増加が見込まれる。

最近の大規模災害では、逃げ遅れた高齢者が犠牲となるケースや、被災後のストレスや疲労により高齢者が死亡するケースが多く見られ、避難行動要支援者への支援を一層強化する必要がある。

高齢者・外国人の人口推移

	平成28年	平成31年	令和4年	令和7年
65歳以上	46,696人	48,854人	50,137人	49,899人
75歳以上	23,879人	23,657人	24,660人	27,474人
外国人住民	3,234人	4,390人	4,071人	5,550人

(各年3月末日現在、住民基本台帳より)

第2 地域における安全性の確保

市は災害対策基本法に基づく避難行動要支援者名簿を作成し、避難支援等の実施に必要な限度で、本人からの同意を得て消防、警察、民生委員等の避難支援等関係者にあらかじめ情報提供する。

また、自治会や自主防災組織等と関係機関との連携を図り、平常時からの避難行動要支援者の見守り体制の整備に努め、かつ避難行動要支援者個々のニーズに応じた避難支援を行う。

1 地域支援体制の整備

市（福祉救援班）は、自治会を中心に地域組織と連携、協力して避難行動要支援者の支援活動を推進する。

避難行動要支援者の支援に係る地域との関係

市		消防署、警察署
		(市民組織) 自治会、消防団、自主防災組織、女性防火クラブ、民生委員・児童委員、高齢者ふれあい相談員、地区社会福祉協議会、日本赤十字奉仕団 等
		(福祉関係機関) 介護支援事業者、社会福祉施設
		医療機関

2 避難行動要支援者の把握及び情報の共有

(1) 避難行動要支援者名簿の作成

市（保健福祉部）は、次の措置を講じる。

ア 要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（避難行動要支援者）の把握に努め、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とする名簿を作成する。

イ 災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、消防機関、警察署、民生委員・児童委員、高齢者ふれあい相談員、栃木市社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者（避難支援等関係者）に対し、名簿情報を提供するものとする。ただし、個人情報の提供に関する拒否の意思表示があった場合は、平常時における自主防災組織等への提供は行わない。

ウ 避難行動要支援者は、次の要件に該当するものとする。

- (ア) 要介護認定3以上を受けている者
- (イ) 身体障害者手帳1・2級を所持する身体障がい者（心臓、じん臓機能障がいのみで該当するものは除く。）
- (ウ) 療育手帳Aを所持する知的障がい者
- (エ) 精神障害者保健福祉手帳1級を所持する者
- (オ) 市の生活支援を受けている難病患者
- (カ) その他支援の必要があるもの

エ 避難行動要支援者名簿は、避難行動要支援者に関する次の事項を記載又は記録する。

- (ア) 氏名 (イ) 生年月日 (ウ) 性別 (エ) 住所又は居所
- (オ) 電話番号その他の連絡先 (カ) 避難支援等を必要とする事由 等

オ 避難行動要支援者名簿の状況は常に変化し得ることから、避難行動要支援者の把握に努め、避難行動要支援者名簿を更新する期間や仕組みをあらかじめ構築し、名簿情報を最新の状態に保つよう努める。

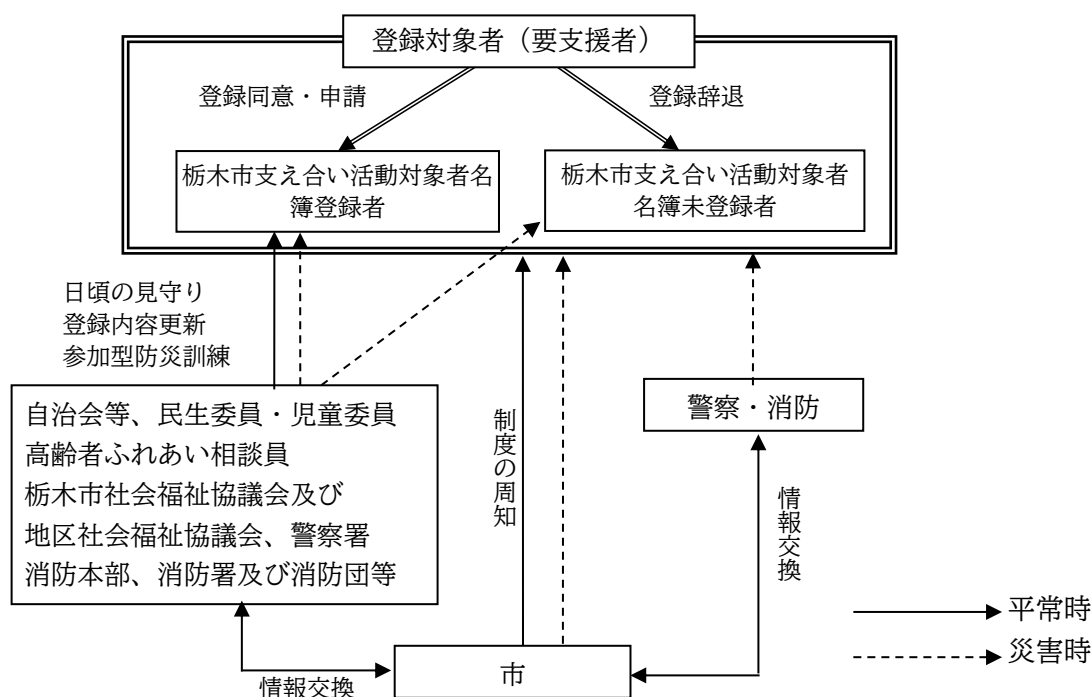
カ 個人情報適正に管理するため、名簿情報の提供に当たっては栃木市個人情報保護条例等の関係法令を遵守する。

キ 避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、その情報伝達について配慮するよう努める。

ク 避難支援等関係者等が、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分に配慮する。

(2) 栃木市支え合い活動対象者名簿の作成

市（保健福祉部）は、次の措置を講じる。



栃木市支え合い活動の体系

<資料4-1 栃木市地域支え合い活動推進条例>

ア 風水害や地震等の大規模な自然災害が発生したとき、地域の住民が協力して要配慮者の避難誘導や安否確認等の支援活動が円滑に行われるよう平常時から地域支え合い活動を推進するために、「栃木市支え合い活動対象者名簿」を作成する。

イ 栃木市支え合い活動対象者名簿を作成するために、対象者や地域支え合い活動を行う者から調査を行い必要な情報を収集する。

ウ 市民への広報や民生委員・児童委員、ふれあい相談員などの地域支え合い活動を通して、栃木

市支え合い活動対象者名簿の周知及び名簿登録への推進を図る。

エ 栃木市支え合い活動対象者名簿は、対象者の同意を得たものについては、自治会等、民生委員・児童委員、ふれあい相談員、栃木市社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会、警察署、消防本部、消防署及び消防団でも共有する。ただし、自治会等及び地区社会福祉協議会については、平常時の地域支え合い活動を行う場合に限る。

オ 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、対象者の同意なく支援を行う団体及び警察署、消防本部などの関係機関に栃木市支え合い活動対象者名簿を提供することができる。

カ 栃木市支え合い活動対象者名簿の提供を受けた団体等は、情報の漏洩等がないよう最善の注意を払い管理する。

(3) 避難行動要支援者名簿の整合

市（総合政策部、保健福祉部）は、避難行動要支援者名簿と栃木市支え合い活動対象者名簿の整合を図る。

(4) 個別避難計画の作成

市（保健福祉部）は、避難行動要支援者名簿を活用し、今後、災害対策基本法による個別避難計画を整備する。また、避難行動要支援者及び避難支援等実施者（当該個別避難計画に氏名等が記載された避難支援等の実施者）が同意した場合は同法に基づいて避難支援等関係者に対して個別避難計画情報を必要な限度で提供するとともに、情報漏えい防止など必要な措置を講じる。また、避難のための立退きの準備等についての通知又は警告に当たり、要配慮者の円滑かつ確実な避難を確保するための必要な情報の提供その他の必要な配慮を講ずる。

3 情報伝達体制の整備

市（保健福祉部）は、視聴覚障がい等により情報収集が困難な避難行動要支援者に対して確実に情報を提供するために、障がい特性や状況に応じた情報伝達手段の方法や機器を選択すると共に、必要に応じて手話通訳や要約筆記奉仕員及びガイドヘルパーの派遣等の協力によりきめ細かい対応に努める。

また、市（総合政策部）は、外国人に、通訳・翻訳協力者を派遣できるよう努める。

4 防災知識の普及・啓発

(1) 広報の充実

市（保健福祉部）は、避難行動要支援者及びその家族に対し、パンフレット、ちらし等を配布する等広報の充実を図るとともに、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、災害に対する基礎知識等の理解を高めるよう努める。

(2) 避難行動要支援者参加型防災訓練の実施

市（総合政策部、保健福祉部）は、自治会、自主防災組織等の防災訓練に合わせ、避難行動要支援者と避難支援等関係者が一緒に参加して、安否確認や避難誘導等を経験する、実践的な避難行動要支援者参加型防災訓練の実施に努める。

5 一人暮らし高齢者、障がい者対策の推進

(1) 緊急通報システム等の整備

市（保健福祉部）は、災害時における一人暮らし高齢者や障がい者の安全確保を図るため、緊急通報装置の普及を促進する。

(2) 家庭訪問等

市（保健福祉部）は、一人暮らし高齢者や障がい者に対して、災害時における的確な対応能力を高めるため、家庭訪問等により防災・減災知識の普及・啓発に努める。

6 福祉避難所の整備等

市（保健福祉部）は、指定福祉避難所（本章第13節第1の4参照）に指定した施設について、保健福祉設備や災害時における災害対策本部（福祉救援班）との連絡や各種支援を円滑に行える体制を整

備する。

また、民間福祉避難所としての協力が可能な民間社会福祉施設との協定を締結するとともに、災害時における要配慮者の受け入れについて運営体制を整備する。

<資料4-3 災害時応援協定に基づく民間の福祉避難所>

<協定集 4. 要配慮者関係>

第3 社会福祉施設等における安全性の確保

1 防災体制の整備

社会福祉施設の管理責任者は、災害発生の予防や災害時の迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務分担、動員計画、緊急連絡体制等を明確にしておく。

また、必要に応じて市民の協力が得られるよう、その協力体制を確立しておく。

2 施設の整備

(1) 公立社会福祉施設

市（保健福祉部）は、公立社会福祉施設について、施設の耐久性を定期的に点検し、建築年数や老朽度合等に応じて必要な修繕等を行うとともに、応急対策用資機材や非常用食料等の備蓄に努める。また、施設内部や周辺のバリアフリー化に努める。

(2) 民間社会福祉施設

市（保健福祉部）は、民間社会福祉施設の管理責任者に対して、市立社会福祉施設と同様の適切な対策を行うよう指導を行う。また、非常用通報装置の設置についても指導していく。

(3) 幼稚園・保育園

市（こども未来部）は、幼稚園・保育園等の管理責任者に対し、災害時における乳幼児安全確保の方法、保護者等との連絡体制等を具体的に定めておくとともに、避難訓練等の防災訓練を計画的に実施するよう指導する。

3 非常災害に関する計画の作成

市（保健福祉部、こども未来部）は、社会福祉施設の管理責任者に対し、非常災害の発生時における利用者の安全の確保のための対策を具体的に定めた計画（以下「非常災害対策計画」という。）の作成を指導するとともに、施設が避難訓練等を通じて実効性のある計画となるよう適宜検証を行っているかを確認する。また、特別養護老人ホームについては、管理宿直員を配置するよう要請する。

社会福祉施設の管理責任者は、非常災害対策計画に基づき、休日・夜間も含めた非常災害発生時における関係機関への通報及び連絡、利用者の円滑な避難の確保等のための体制や非常通信手段を整備し、定期的に、当該計画及び体制に従業者及び利用者に周知するとともに、当該計画に基づいて避難訓練を実施するものとする。

市（総合政策部、保健福祉部、子ども未来部）は、社会福祉施設との通信手段を確立し、災害時に必要な情報を連絡できる体制を確保する。

4 社会福祉施設機能の弾力的運用

市（保健福祉部）は、災害により被災した高齢者、障がい者等要配慮者に対する支援が円滑に行われるよう、特別養護老人ホームのショートステイの活用による高齢者処遇など、災害時における社会福祉施設機能の弾力的運用が可能な体制の整備を図る。

5 洪水浸水想定区域等や土砂災害警戒区域の情報提供等

市（総合政策部、保健福祉部、こども未来部、教育委員会）は、洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）で、洪水時等に円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設について、本計画資料編にその名称及び所在地を定めるものとし、浸水害や土砂災害に関する情報の伝

達方法等の周知を行い、警戒避難体制の確立など防災体制の整備に努める。

また、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、水防法第15条の3及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防災対策の推進に関する法律（以下「土砂災害防止法」という。）第8条の2に基づく避難確保計画の作成について支援する。

＜資料4-2 浸水想定区域内・土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設＞

6 防災教育・訓練の充実

市（保健福祉部、こども未来部）は、社会福祉施設の管理責任者に対し、非常災害対策計画や避難確保計画に基づき、職員、利用者の防災訓練を定期的実施するとともに、施設の近隣住民に対しても利用者の避難の際の協力を要請し、地域ぐるみの自主防災体制を確立するなど災害時の避難対策を確立するよう指導する。

市内の社会福祉施設等の数

施設の種類	施設数	施設の種類	施設数
保育園	15	障がい児通所支援事業所	24
児童館	6	障がい児入所施設	1
認定こども園	18	生活介護事業所	30
地域子育て支援センター	14	療養介護	1
小規模保育施設	4	自立訓練（生活訓練）事業所	3
ファミリー・サポート・センター	1	就労継続支援事業所 A型	3
養護老人ホーム	1	就労継続支援事業所 B型	21
特別養護老人ホーム	21	就労移行支援事業所	1
介護老人保健施設	6	就労定着支援事業所	1
介護医療院	1	障がい者等地域活動支援センター	4
ケアハウス	1	短期入所事業所	18
グループホーム	15	共同生活援助事業所	17
老人福祉センター等	7	障がい者支援施設	5

（令和6年度社会福祉年報、福祉総務課）

第4 災害時に重要な役割を果たす公共的施設における対策

1 「栃木県ひとにやさしいまちづくり条例」に基づく対策

市（施設所管部局）は、高齢者及び障がい者等が災害時においてもできるだけ支障の少ない生活が過ごせるよう、「栃木県ひとにやさしいまちづくり条例」に基づき、自ら設置又は管理する公共的施設（避難場所となる学校、社会福祉施設及び公園等）について、出入口、廊下、階段等のバリアフリー化や専用のトイレ、駐車場等の設置等、高齢者及び障がい者等に配慮した対策を推進する。

2 一時避難のための配慮

市（施設所管部局）は、洪水等の際に自力での避難が極めて困難な避難行動要支援者のために、自ら設置又は管理する公共的施設（社会福祉施設、避難場所となる施設等）について、2階建て以上にするなど、一時避難が可能なよう配慮する。

第5 外国人に対する防災対策

1 外国人への防災知識の普及

市（総合政策部、生活環境部）は外国人に対して、多言語による自らの広報媒体への防災啓発記事の掲載や防災啓発パンフレットの作成・配布等、多言語による防災知識の普及啓発や避難場所、緊急

連絡先等の情報提供を推進する。

また、市（総合政策部）は、外国人に配慮し、日本産業規格（J I S）に基づく災害種別一般図記号を使用した避難場所標識や避難場所案内板等の多言語化に努める。

2 地域等における安全性の確保

市（総合政策部、産業振興部）は栃木市国際交流協会と連携し、外国人の地域等における安全性の確保のため、次の点に留意するものとする。

- ・外国人の中には、これまで自然災害の体験や防災訓練への参加が少ない者もあり、災害時の行動に支障をきたすことが予想させることから、外国人を含めた防災訓練の実施に努める。
- ・自主防災組織等によりこれらの外国人を地域全体で支援する体制を推進する。
- ・外国人雇用者の多い企業、事業者等の責任者に対し、これらの者への防災教育等を実施するよう指導する。

3 災害時外国人サポーター及び災害時外国人キーパーソンの確保

県（産業労働観光部）は、災害時に外国人に対し適切な情報提供及び適切な支援を行うため、（公財）栃木県国際交流協会が行う災害時外国人サポーター（通訳・翻訳等のボランティア）及び災害時外国人キーパーソン（災害情報について外国人住民に対しSNS等で発信できる人）の事前登録について必要な支援を行う。また、（公財）栃木県国際交流協会との連携強化を図り、登録された災害時外国人サポーターを速やかに動員するとともに、災害時外国人キーパーソンが速やかに情報発信できる体制づくりを推進する。

また、市（総合政策部、生活環境部）及び栃木市国際交流協会は、県の対策に準じ、通訳・翻訳ボランティア等外国人支援者の確保に努める。

4 災害時における外国人支援体制の整備

県（産業労働観光部）は、災害の規模・被害等に応じ、（公財）栃木県国際交流協会に「災害時多言語支援センター」（災害関連情報の多言語提供や相談業務を行う拠点）の設置を要請するとともに、運営について適切な支援を行う。

また、市（総合政策部、生活環境部）は、災害の規模・被害等に応じ、栃木市国際交流協会に「災害時多言語支援センター」の設置を要請するとともに、災害時に多言語による情報提供や相談業務などを行えるよう、外国人の安全体制の確保に努める。

<協定集 4. 要配慮者関係>

5 防災気象情報

市（総合政策部、生活環境部）及び県（産業労働観光部）は、訪日外国人に対して、防災・気象情報が確実に伝達できるよう、多言語化等の環境整備に努める。

第5節 物資・資機材等の備蓄体制の整備

市等は、大規模災害発生直後の被災地域住民の生活を確保するため、食料・生活必需品・医薬品・防災資機材等の現物備蓄及び流通備蓄調達体制を整備する。

第1 食料、生活必需品の備蓄、調達体制の整備

1 市民の備蓄推進

大規模災害では発生から3日から1週間程度物流が停止するおそれがあるため、自分の身は自分で守る自助の精神に基づき、市民は各家庭において非常持出品の他、最低3日分（推奨1週間以上）の食料、飲料水、生活必需品の備蓄を行うよう努める。

市（総合政策部）及び県（危機管理防災局）は、講演会、広報紙、インターネット等各種媒体や出前講座等を通して市民自らの家庭内備蓄に関する啓発を行う。

2 企業・事業所等の備蓄推進

企業、事業所等は、災害時に備えて事業継続に必要な分として、2～3日間の物資等の備蓄を行うよう努める。

3 市の備蓄計画

市（総合政策部）は、食料、生活必需品の「備蓄計画」を策定し、次の点に留意して計画的な備蓄を推進する。

- （1）地域の実情に応じた備蓄品目を選定するとともに、備蓄品目の性格に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を考慮した分散備蓄を行う。なお、優先的に開設する避難所には現物備蓄を推進し、その他の避難所については地域ごとに設置する備蓄拠点から配送するシステムを整備する。
- （2）関係機関との災害協定の締結による流通備蓄を行う。近隣市町との共同備蓄を検討する。
- （3）目標数量は、被害想定（震災対策編第1章第3節第1参照）による避難者数を基準に、国、県等の指針を参考に設定する。
- （4）食料や生活必需品は、災害発生後3日分を目標に家庭内備蓄、市や県の現物備蓄及び協定団体の流通備蓄等により確保する。

備蓄目標の算出基準（参考）

品 目		必要量算出基準
ペットボトル入り飲料水（500ml）		1人1日4本（計2ℓ）
非調理食品	アルファ化米	1人1日3食
	非常食（サバ缶・缶詰等）	
トイレ	簡易トイレ（目隠し付）	50人に1台
	簡易トイレ用薬剤・袋	1人1日5個
	トイレ用ペーパー	1人1日0.11ロール
	消毒液（60ml入り）	1人1日7ml
生活用品	液体歯ミガキ（96ml入り）	1人1日40ml
食器類	紙コップ	飲料用 1人1日3個
		液体歯磨き用 1人1日1個
		乳児のミルク摂取用 1人1日8個
	紙どんぶり	1人1日3個
	先割れスプーン	1人1日3個
保温用品	使い捨てカイロ	1人1日1個
	毛布	1人2枚
女性用品	生理用品	1人1日6枚
	おりものシート	1人1日6枚
幼児用品	幼児用おむつ	1人1日6枚
	調製粉乳	1人1日130g
	おしりふきシート	1人1日6枚
要介護者・高齢者等用品	介護用おむつ（パンツ型）	1人1日2枚
	尿取りパッド	1人1日6枚

（国土交通省「ラストマイルにおける支援物資輸送・拠点開設・運営ハンドブック」）

<資料5-1 現物備蓄の状況>

- <資料5-2 防災備蓄倉庫>
<協定集 8.食料物資関係>

第2 防災用資機材の備蓄、調達体制の整備

市（総合政策部）は、災害応急対策活動や被災住民の生活支援に必要な資機材の迅速かつ円滑な確保を図るため、資機材の備蓄、調達体制を整備する。

1 市の対策

地域の実情に応じ必要と想定される資機材を中心に、備蓄、調達体制を整備する。また、市単独の備蓄のほか、必要に応じ、近隣市町との共同備蓄を検討する。

対象品目は、消火活動、水防活動、人命救助活動、被災市民の避難生活等において必要な次の品目とする。

ア	応急手当救護セット	イ	医薬品	ウ	救出器具	エ	飲料水用浄水器
オ	発電機	カ	スコップ	キ	消火器	ク	布担架 等
(注) エ、オについては現物備蓄とする。							

2 防災用資機材の管理者における対策

災害の発生に備え、資機材を常に良好な状態に保つよう努める。

<協定集 11.復旧関係、16.その他>

第3 物資・資機材等備蓄スペースの確保

市（各部局）は、災害対策に必要な物資や資機材等の備蓄を行うに当たり、学校や公民館等避難所となる施設の空きスペースを積極的に活用する。

第4 物資の供給体制及び受入体制の整備

市（産業振興部、保健福祉部、こども未来部）は、災害時において混乱なく被災住民等へ物資を供給することができるよう、物資の輸送手段の確保や配送方法の確立等避難所への供給体制の整備及び被災地外からの支援物資等の受入体制の整備に努める。

第5 輸送手段の確保体制の整備

防災関係機関は、業務遂行上必要な車両等の調達体制を整備しておく。

第6節 風水害等に強いまちづくり

水害・台風、竜巻等風害・雪害に強いまちづくりを行うため、市等は、防災の観点を踏まえたまちづくりの推進、防災上危険な箇所の解消などの市街地対策並びに治水、砂防、治山の各種事業を総合的かつ計画的に展開する。

第1 災害に強いまちづくり

1 災害に強い都市整備の計画的な推進

災害に強い都市構造を進めるに当たっては、防災安全空間づくりのための総合的な計画づくりが重要である。

(1) 防災に配慮したまちづくりの計画策定の推進

市（都市建設部）は、災害発生時における住民の生命、財産の安全確保を図るため、防災に配慮した総合的なまちづくり計画の策定を推進する。

(2) 防災の観点を踏まえた都市計画マスタープランの策定の推進

防災の観点を考慮しつつ、市の都市計画マスタープランの策定を推進するとともに、市都市計画マスタープランや県が策定した都市計画区域マスタープラン等に基づき、市は、市民の協力を得て、災害に強い、安全性の高いまちづくりに努める。

2 災害に強い都市構造の形成

(1) 土地区画整理事業等の面的整備事業の推進による防災都市づくり

防災上危険な密集市街地や消防活動困難区域の解消のためには、幹線道路等の公共施設の整備だけでなく、区画道路、公園等を総合的、一体的に整備することが重要である。

市（都市建設部）は、幹線道路、区画道路、公園、都市河川、水路などを一体的に整備する災害に強いまちづくりを推進する。

(2) 防災機能を有する施設の整備

市（都市建設部）及び県等の関係機関は相互連携により、土地区画整理事業等による都市基盤の整備に併せて、災害時における応急対策の活動拠点となる医療、福祉、行政、備蓄等の機能を有する公共・公益施設の整備を推進する。

(3) 避難行動要支援者に配慮した施設の整備

本章第4節第4のとおり整備を推進する。

3 災害時の緊急活動を支える公共施設等の整備

(1) 公園・緑地の整備

市（都市建設部）は、食料等の備蓄倉庫、貯水槽、ヘリポート、放送施設等の災害応急対策施設を備え、活動拠点や避難場所となる公園、緑地の整備を推進する。

公園の現況

街区公園	近隣公園	運動公園	特殊公園	緑地	合計
167,349㎡	134,547㎡	1,179,506㎡	173,837㎡	308,575㎡	1,963,814㎡
77か所	8か所	5か所	2か所	4か所	96か所

（令和7年3月31日現在、公園緑地課）

(2) その他公共施設の整備

道路、公園、河川、砂防等の公共施設管理者は、その施設整備に当たり、災害の拡大防止や安全な避難場所・避難経路確保等のオープンスペースとしての機能に配慮した整備に努める。

4 再生可能エネルギーの導入拡大

市（生活環境部）は、災害時に備え、再生可能エネルギーの導入に努めるとともに、一般住宅や事業所、防災拠点施設等への導入促進を図り、災害に強い都市づくりを推進する。なお、太陽光パネルについては、水害時において感電による二次災害の恐れがないよう配慮して設置する。

第2 効果的な治水・砂防・治山対策の実施

1 治水対策

(1) 河川の整備

県（県土整備部）は、水害に対する総合的な流域対策の検討や、河川特性、地域の風土や文化等を反映させた地域住民参画による河川整備計画を策定するとともに、これに基づく効果的、経済的な河川整備の推進を図る。

市（都市建設部）は、市内河川について、水害から市民の生命・財産を守るため、国及び県に準じて河川整備の推進を図る。

(2) 施設の維持管理

県（県土整備部）及び市（都市建設部）は、施設の維持管理について、適切な時期に点検を行うなど効率的な維持・修繕を行う。

2 砂防対策

(1) 砂防事業の実施

県（県土整備部）は、治水上有害となる土砂流出を防止し、下流河道に対する流送土砂を軽減することを目的として、次の箇所重点において事業の実施を図る。

ア 土砂災害警戒区域内に要配慮者利用施設がある箇所

イ 土砂災害警戒区域内に避難場所がある箇所

ウ 土砂災害警戒区域内に公共的建物（官公署や教育施設等）がある箇所

エ 土砂災害特別警戒区域内に保全対象人家5戸以上がある箇所

オ 近年の豪雨等により土砂流出等の被害があり、緊急に対策が必要になった箇所

3 治山対策

県（環境森林部）は、山腹崩壊危険地区、はげ山移行地、不安定な土砂が堆積する溪流など、災害の発生しやすい山地を整備するため、山腹地盤を安定させる土留工、早期に森林の機能を回復させる緑化工、山脚、溪床を固定させる治山ダム工を実施する。

第3 道路アンダー冠水対策

道路管理者（都市建設部、県栃木土木事務所、宇都宮国道事務所、東日本高速道路（株））は冠水箇所を公表して注意を喚起し、併せて冠水情報板の整備及び監視カメラの設置、進入防止柵の設置、初動対応の短縮を図る。

1 冠水箇所の公表

道路管理者は、「車道部がアンダーパス構造となっており、集中豪雨時において冠水する可能性がある箇所」を道路冠水箇所として、ドライバーに注意を促すため公表する。

2 対策工事等の推進

道路管理者は、局地的大雨（いわゆるゲリラ豪雨）に対処するための工事について、被害の発生するおそれが高い箇所について重点的に対策工事等を推進する。

（対策工事等の例）

ア 監視カメラの設置

イ 冠水情報板や通報装置の設置

ウ 冠水喚起看板やチェックラインの設置

エ 進入防止柵の設置

オ 設備や排水路の点検

3 初動体制の確立

道路管理者は、初動体制の確立を図り、所要時間の短縮を図るため訓練を実施する。併せて、ドライバーに局地的大雨（いわゆるゲリラ豪雨）の場合道路アンダーに進入しないよう周知する。

また、道路アンダーの冠水通報や情報を受信した場合、速やかに通行止めを行うため、迅速かつ確

実に機能する動員体制及び連絡体制の整備を図る。

第7節 土砂災害・山地災害対策

豪雨、長雨等発生時の土砂災害から市民の生命、身体、財産を保護するため、関係法令等に基づき、計画的な予防対策を実施する。

第1 現状と課題

崖崩れ、土石流、地すべりは、毎年のように全国各地で発生し、地球規模での気候変化や局地的豪雨の多発により、土砂災害の頻度や規模も増大している。また、これらの災害で多数の人命が失われている。

本市には、崖崩れ、土石流、地すべりの危険箇所として把握された土砂災害警戒区域、山地災害危険地区が栃木地域を中心に800か所以上分布しており、関係法令等に基づく警戒避難体制の整備や、砂防・治山事業等によるハード整備を計画的に推進していく必要がある。

なお、全ての危険箇所をハード対策だけで安全を確保するには膨大な時間と費用がかかるため、警戒避難体制整備等のソフト対策を組み合わせることで効果的に対策を推進することが重要である。

土砂災害警戒区域箇所数

区 分	栃木地域	大平地域	藤岡地域	都賀地域	西方地域	岩舟地域	計
土砂災害警戒区域	443	55	2	64	150	126	840
うち特別警戒区域	363	55	0	56	131	112	717

(令和6年4月現在、栃木県地域防災計画資料編)

山地災害危険地区箇所数

区 分	栃木地域	大平地域	藤岡地域	都賀地域	西方地域	岩舟地域	計
山地災害危険地区	58	11	—	2	30	13	114

(令和6年4月現在、栃木県地域防災計画資料編)

第2 土砂災害防止法に基づく被害防止対策

県(県土整備部)は土砂災害防止法に基づき、土砂災害のおそれのある区域を「土砂災害警戒区域」、土砂災害警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合には建築物に損傷が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれがある区域を「土砂災害特別警戒区域」として市の意見を聴いて指定する。

市は、県が市内に土砂災害警戒区域を指定した場合、次の対策を実施する。

(1) 市(総合政策部)は、本計画に次の事項を定める。

ア 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項

イ 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

ウ 防災訓練として市長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項

エ 土砂災害警戒区域内に、要配慮者利用施設(社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設)であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる場合は、当該要配慮者利用施設の名称及び所在地及びこれらの施設への情報伝達体制(土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達)に関する事項

オ 救助に関する事項

カ 土砂災害警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

<資料4-2 浸水想定区域内・土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設>

(2) 市(総合政策部)は、土砂災害に関する情報の伝達方法、避難場所に関する事項等土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を行うために必要な事項を記載したハザードマップを作成し、土砂災害警戒区域内の地域住民及び要配慮者利用施設に配布する。

(3) 市(総合政策部、保健福祉部、こども未来部、教育委員会)は、本計画にその名称及び所在地を定めた要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、避難確保計画の作成及び提出並びに訓練の実

施を求める。

(4) 市（都市建設部）は県と連携して、土砂災害特別警戒区域について次の措置を行う。

ア 住宅宅地分譲地、社会福祉施設等のための開発行為に関する制限

イ 建築基準法に基づく建築物の構造規制

ウ 土砂災害発生のおそれが切迫し、著しい損壊が生じる建築物に対する移転等の勧告

エ 勧告による移転者への融資、資金の確保 等

<資料3-5 土砂災害警戒区域一覧>

第3 警戒避難体制の整備

市（総合政策部）及び消防本部は、土砂災害警戒区域の住民等へ土砂災害に関する情報の収集及び伝達、避難、救助その他土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制を整備する。

県（県土整備部）は、市民の自主避難等に役立てる情報提供や異常現象情報の収集のため、「とちぎ土砂災害警戒区域マップ」による土砂災害警戒区域情報の提供、「リアルタイム雨量河川水位観測情報」による降雨情報、「栃木県土砂災害警戒情報」による土砂災害警戒判定情報の提供の提供体制を充実する。

第4 宅地造成地災害防止対策

1 宅地造成及び特定盛土等規制法の経過措置に基づく対策

市（生活環境部、都市建設部）は県と連携して、宅地造成等規制区域において、崖崩れや土砂の流出による災害の生じるおそれがあった場合、その所有者、管理者、占有者等に対して必要な措置を講じるよう指導する

2 大規模盛土造成地の安全性確保等

市（生活環境部、都市建設部）は、県が公表した大規模盛土造成地について、県と連携して、安全性把握及び安全性確保に向けた取り組みを実施するとともに、災害防止に努める。

第5 被災宅地危険度判定制度の整備

市（都市建設部）は、豪雨等により被災した宅地の二次災害に対する安全性を判定するため、「栃木市被災宅地危険度判定実施要綱」に基づき、県と連携を図りながら、危険度判定の円滑な実施を図れるよう必要な措置を講じる。

第6 地すべり防止対策

土砂災害警戒区域等の地すべり危険箇所について、次の地すべり防止対策を推進する。なお、警戒避難体制の整備は本節第3、危険箇所等の周知は本節第2（2）により実施する。

1 危険箇所等の実態調査

県（環境森林部、農政部、県土整備部）は、地すべりにより被害が発生するおそれがある箇所について調査点検を行う。

2 防止工事の実施

市内には地すべりの土砂災害警戒区域が2か所分布しており、市（総合政策部、都市建設部）は県と連携して周辺の市民等に危険箇所の存在や異常察知時の通報について周知する。

また、市（都市建設部）は、必要に応じて地すべり等防止法による地すべり防止区域の指定、防止工事の実施を県に要請する。

3 指定区域の管理

市内には地すべり防止区域が1か所指定されている。

県（環境森林部、県土整備部）は、地すべり防止区域における地下水を停滞、増加させる行為、地下水の排除を除外する行為、地表水を放流又は停滞させる行為、地表水の浸透を助長する行為等、地すべりの活動を助長する行為について取り締まりを行う。

<資料3-5 土砂災害警戒区域一覧>

<資料6-1 地すべり防止区域一覧>

第7 山地災害防止対策

1 情報収集の実施

- (1) 市（産業振興部）は県と連携し、山地防災パトロールを実施する。
- (2) 山地防災ヘルパーは、県（環境森林部）の支援及び協力の下、パトロールを実施する。
- (3) 県（環境森林部）は、地域における山地防災意識の向上や地元に着目した山地災害関連の情報収集を行うボランティアである山地防災推進員を募集する。また、山地防災推進員からの情報提供に基づき、山地災害に係る兆候の発見に努める。
- (4) 県（環境森林部）は、森林及びその周辺で活動する団体や事業者と山地災害の情報提供に関する協定を結び情報収集し、施設整備や地域住民への情報提供など減災対策に努める。

2 対策工事の実施

県（環境森林部）は、これらの山地災害危険地区について、地況、林況、地質特性、保全対象等から危険度を判定し、危険度の高いものから順次対策工事を実施する。また、流木災害が発生するおそれのある地区については、流木対策工事を推進する。

3 森林の整備

県（環境森林部）は、森林の持つ水源かん養、土砂流出防止機能を活用し、山地での災害発生及び下流域での流木災害発生を防止するため、荒廃している森林の整備を図る。

4 市民等への周知

市（産業振興部）は、県から危険箇所に関する資料の提供を受け、県と協力して対策工事が未着工の箇所を中心に表示板を設置する。また、山地防災推進員の活動を通じ、広く市民に周知を行い、台風や豪雨時等における被害発生の未然防止及び被害の軽減を図る。

<資料3-4 山地災害危険地区一覧>

第8 急傾斜地崩壊対策

土砂災害警戒区域等の急傾斜地について、次の崩壊対策を推進する。なお、警戒避難体制の整備は本節第3、危険箇所等の周知は本節第2（2）により実施する。

1 急傾斜地崩壊防止工事

県（県土整備部）は、急傾斜地の所有者、管理者、占有者、当該急傾斜地の崩壊により被害を受けるおそれがある者が施工することが、困難又は不相当と認められるもののうち、緊急度の高い箇所から急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域に指定し、急傾斜地崩壊防止工事を実施する。

<資料6-2 急傾斜地崩壊危険区域一覧>

2 急傾斜地崩壊危険区域の管理

県（県土整備部）は、急傾斜地崩壊危険区域について、次の措置を講じる。

- (1) 水を放流又は停滞させること、のり切り、掘削、立木の伐採等、急傾斜地の崩壊を助長又は誘発するおそれがある行為について、取り締まりを行う。
- (2) 土地所有者等の土地保全の努力義務
- (3) 防災措置の勧告

- (4) 改善措置の命令
- (5) 災害危険区域の指定（建築基準法第39条）
 - <資料3-5 土砂災害警戒区域一覧>
 - <資料6-2 急傾斜地崩壊危険区域一覧>

3 土地所有者等に対する防災措置

(1) 土地所有者等に対する指導

市（都市建設部）は、危険箇所調査結果に基づき、土地の所有者、管理者、占有者に対し、擁壁、排水施設等必要な防災工事を促すとともに、常に監視を行い災害時における安全の確保を図るよう指導を行う。

県（県土整備部）は、急傾斜地崩壊危険区域において、土地の所有者、管理者、占有者に対して、必要な防災工事を施すよう指導を行う。

(2) 融資制度の周知

県（県土整備部）は、急傾斜地崩壊危険区域（災害危険区域）及び土砂災害特別警戒区域等において、土地所有者、管理者、占有者による家屋の移転等を行う場合に、公的助成制度※が活用できる旨、周知を行う。

※ がけ地近接等危険住宅移転事業（所管：国土交通省）

第9 土石流防止対策

土砂災害警戒区域等の土石流危険箇所について、次の対策を推進する。なお、警戒避難体制の整備は本節第3、危険箇所等の周知は本節第2（2）により実施する。

1 砂防指定地の指定

県（県土整備部）は、土石流の発生を助長する行為を制限するため、砂防法第2条により「治水砂防のため一定の行為を禁止若しくは制限すべき土地」を砂防指定地として積極的に指定する。

- <資料3-5 土砂災害警戒区域>
- <資料6-3 砂防指定地一覧>

2 砂防工事の推進

県（県土整備部）は、土石流に対処するための工事について、土石流の発生するおそれが高い溪流、保全対象となる人家、公共的な施設の多い溪流について重点的に砂防工事を推進する。

第8節 水防体制の整備

大雨、洪水等による河川の氾濫や浸水等からの被害の軽減を図るため、水防資機材を整備するとともに、災害に備えた水防活動体制等の整備を推進する。

第1 水防管理者の責務

水防管理者である市長は、水防管理団体である市の水防計画（栃木市水防計画）を策定し、水防上必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送及び水門等の操作、消防機関等の水防活動、水防管理団体間の協力及び応援並びに水防に必要な水防倉庫、器具、資材等の整備及び運用等を計画的に整備する。

第2 水防活動体制の整備

1 資機材等の整備

消防本部は、栃木市水防計画第5章に基づいて水防資機材の整備等を推進する。

2 水防施設の整備

市（総合政策部）、県（県土整備部）及び関東地方整備局は、水防活動拠点となる河川防災ステーション等の整備に努める。

3 観測・伝達体制の強化

県（県土整備部）は、異常気象時における河川水位・雨量情報等の収集・伝達体制の高度化を図るとともに、県防災行政ネットワークを通じて市（総合政策部）及び消防本部へ平常時から広く確実に情報を提供できるように体制を強化する。

4 訓練、研修等による水防団の育成・強化

消防本部は、栃木市水防計画第17章に基づき、水防訓練等を実施する。

- （1）平常時から消防団（水防団）に対する研修会等を実施し、育成・強化に努める。
- （2）毎年出水期前に1回以上の水防訓練を実施する。
- （3）河川ごとに、重要水防箇所等の具体的な水防工法をあらかじめ検討する。

5 土のう配布体制の検討

市（総合政策部、都市建設部、地域振興部、消防本部等）は、毎年出水期までに土のうの配布体制について確認を行うとともに、今後、一般職員、技能職員の減少を見据え、市が土のうを準備して市民に配布する体制から、地域への土のう袋、砂の備蓄により市民等が自助・共助で土のうを準備する体制を整備することを含めて、土のう配布体制を検討する。

第3 中小河川における対策

市（総合政策部）は、洪水予報河川及び水位周知河川に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として市民、滞在者その他の者へ周知する。

県（県土整備部）は、過去の浸水実績を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて、市へ浸水想定情報を提供し、市は、県（県土整備部）より得た浸水想定情報を、市の水防体制に活用するよう努める。

第4 洪水浸水想定区域等における対策

1 市の対策

市（総合政策部）は、水防法に基づき指定された洪水浸水想定区域について次の対策を講じる。

- （1）洪水浸水想定区域について次の事項を本計画に定めるとともに、これらの事項を記載した印刷物の配布その他必要な措置により市民及び要配慮者利用施設等に周知を図る。

- ・洪水予報等の伝達方法
- ・避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- ・その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項
- ・地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められる場合は、その名称及び所在地
- ・要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）で、その施設利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる場合は、その名称及び所在地
- ・市の条例で定める用途及び規模に該当する大規模な工場その他の施設で、その洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるもので、かつ、当該施設の所有者又は管理者からの申し出があった場合は、その名称及び所在地

＜資料4-2 浸水想定区域内・土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設＞

- (2) 本計画に定めた上記の施設等に対する洪水予報等の伝達方法を定める。
- (3) 効果的な避難等に資する洪水ハザードマップを各世帯に配布し、その有効利用を進める。
- (4) 本計画にその名称及び所在地を定めた要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、避難確保計画の作成及び提出並びに訓練の実施を求める。また、これら施設への洪水予報等の伝達体制を確保する。
- (5) 洪水浸水想定区域内にある輪中堤防等盛土構造物が浸水の拡大を抑制する効用があると認めるときには、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、浸水被害軽減地区に指定することができる。

＜資料14-1 指定緊急避難場所等一覧＞

2 施設管理者等の対策

(1) 避難確保計画の作成等

本計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、避難確保計画を作成し、市（総合政策部、保健福祉部、こども未来部、教育委員会）に報告するとともに、避難訓練を実施する。また、自衛水防組織を置くよう努める。

(2) 情報伝達体制の整備

要配慮者利用施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員は、防災行政無線、防災ラジオ、戸別受信機、防災情報メール、緊急速報メール、気象情報サイト（気象庁ホームページ等）、市ホームページ、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）等による洪水予報等の情報収集体制の整備に努める。

第5 水防警報伝達体制の整備

市（総合政策部）は、栃木市水防計画第11章により水防警報の収集体制を確保する。

関東地方整備局及び県（県土整備部）は、水防警報を円滑かつ確実に伝達できるよう、県水防計画に基づく伝達体制を河川毎に確保する。

第6 施設等の水害予防対策

1 河川管理施設等

(1) 平常時の予防対策

河川管理者、水防管理者（総合政策部、都市建設部、産業振興部）及び消防本部は、河川の氾濫防止、治水安全度の向上を図るため、必要に応じて巡視点検を実施するとともに、洪水時における円滑な水防活動を期すため、水防用資材の備蓄、維持管理に努める。また、緊急時における水門等の操作を的確に実施するため、操作基準、連絡方法について、平常時から関係機関との協議調整を

図る。

(2) 事業計画

ア 河川管理者は、河川の氾濫防止及び治水安全度の向上を図るため、積極的に、河川改修や遊水池、防災調節池等の河川整備を実施する。

イ 河川管理者は、水防活動の的確な実施を図るため、河川情報システムの整備を図る。

第7 洪水氾濫による被害の軽減に資する取組

国土交通大臣及び県知事が組織する洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とした「大規模氾濫減災対策協議会（利根川上流域大規模氾濫に関する減災対策協議会、渡良瀬川大規模氾濫に関する減災対策協議会）」、「栃木県減災対策協議会」等を活用し、国、河川管理者、水防管理者等の多様な関係者で密接な連携体制を構築する。

県（県土整備部）は、各協議会が定めた取組方針により、危機管理型水位計や簡易型河川監視カメラの整備等の各種取組を推進する。

第9節 雪害等予防対策

雪害による被害の軽減を図るため、集落の孤立防止等のための交通の確保・除雪体制の整備、雪崩防止対策、融雪出水等防止のための対策を実施する。

第1 積雪対策

1 道路整備

冬期間における市民の安全な生活の確保を図るため、道路管理者は、次のような道路や施設の整備、点検、維持管理等を行う。

- (1) 積雪、堆雪等に配慮した道路整備
- (2) 路盤改良
- (3) 堆積帯、チェーン着脱帯の確保

2 除雪体制の整備

豪雪等発生時に、緊急に道路交通を確保し、また、市民の除雪中の事故防止を図るため、道路管理者は、次のような除雪を実施する体制の整備に努める。

- (1) 除雪機械の整備充実
- (2) 除雪要員等の動員体制
- (3) 所管施設の点検
- (4) 除雪資機材、融雪剤等の備蓄
- (5) 備蓄品の保管庫の整備

また、市（総合政策部、地域振興部）は、市民の住家等除雪中の事故発生を未然に防ぐため、地域コミュニティの共助による雪処理活動を行う仕組みを整備するよう努める。

3 連絡体制の強化

市（総合政策部）は、異常な降雪により通信障害が発生した場合においても、連絡体制が確実に機能するよう、通信手段の多様化に努める。

第１０節 農林水産業関係災害予防対策

災害の発生に際して、農林水産業被害を最小限に抑えるために、市、県、関係施設等の管理者等は、施設整備等の予防対策を実施する。

第１ 農地・農業用施設及び林業用施設対策

土地改良区、水利組合等の農地・農業用施設及び林業用施設等の管理者は、次のような災害予防対策の実施に努める。

市（産業振興部）及び県（環境森林部・農政部）は、その実施と老朽化等により施設の改良が必要なものは、国の補助事業、県単事業等により改善するよう指導する。

１ 共通的な対策

（１）管理体制の整備

農業用ダム、頭首工、大規模排水機等の農業用施設の管理者は、施設の適正な維持管理計画を定め、管理技術者の育成・確保など管理体制の強化を図る。

（２）施設等の点検

農業用施設及び林業用施設等の管理者は、平常時から定期的な点検を実施し、異常な兆候の早期発見、危険箇所の整備等に努める。

２ ため池対策

ため池施設の管理者は、平常時から施設の点検を実施し、異常な兆候の早期発見、危険箇所の整備等に努める。出水時、異常時には応急措置を施すことができる体制を整備し、貯水制限等の措置を講じて、災害の未然防止に努める。

また、老朽化等により施設の改良が必要なものは、計画的な整備に努めるとともに、農業用ため池として利用されていないものについては、管理移管や統廃合を推進する。

市（産業振興部）は、防災重点ため池の氾濫を想定したハザードマップを作成、公表し、浸水想定区域内の住民等に警戒避難行動を周知する。

３ 用排水施設対策

頭首工、大規模排水施設等の管理者は、平常時から施設の点検を実施し、出水時、異常時には応急措置を施すことができる体制を整備するなど、災害の未然防止に努める。

また、施設機能保持のため改良が必要なものについては、計画的な整備に努める。

第２ 農林水産業共同利用施設対策

農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、森林組合、市等の農林水産業共同利用施設等の管理者は、次のような災害予防対策の実施に努める。

１ 管理体制の整備

農林水産業共同利用施設（農林水産物倉庫、農林水産物処理加工施設、農林水産業用生産資材製造施設、種苗生産施設、家畜飼養管理施設、家畜排泄物処理利用施設等）の管理について、各管理主体は、管理者の育成・確保などにより、管理体制の整備・強化を図る。

２ 各施設の予防対策

施設管理者は、平常時から適切な維持管理等を行い、災害の予防に努める。

第 1 1 節 防災気象情報の観測・収集・伝達体制の整備

台風、集中豪雨、豪雪等により、大規模な風水害等が発生するおそれがある場合の被害の軽減を図るため、警戒情報の収集及び伝達体制の整備に努めるとともに、各機関の情報の相互利用体系の確立に努める。

第 1 気象情報の収集体制の整備

1 気象情報の収集体制

市（総合政策部）及び消防本部は、日頃から県防災行政ネットワーク、防災気象情報提供システム（気象庁）等を通じて、気象注意報、警報等の情報収集体制の整備に努める。

また、気象庁の防災情報提供システムを平常時から確認するほか、気象台や河川管理者との意見交換等により、気象庁や河川管理者が発表、提供する情報等についての知見を深めておく。

<資料11-1 警報・注意報発表基準一覧>

2 河川水位・雨量データの収集

市（総合政策部）は、とちぎリアルタイム雨量・河川水位観測情報システムを利用し、異常気象時における雨量、水位情報の収集及び河川情報等の収集体制の整備に努める。

第 2 予警報伝達体制の整備

1 関係機関との連携

市（総合政策部）は、県及び報道機関等と相互に協力し、災害に関する予警報等の伝達の円滑化を図る。

特に、利根川上流河川事務所、渡良瀬川河川事務所及び県との間で、洪水予警報の情報伝達体制を強化する。

2 土砂災害警戒情報の活用

市（総合政策部）は、避難指示の適切な判断等の活用のため、土砂災害警戒情報システムの習熟に努める。また、市防災行政無線、防災ラジオ、インターネット、広報車、自治会、自主防災組織等への連絡等により、市民等に情報が確実に伝わるように対策を講じる。

3 緊急速報メールの活用

市（総合政策部）は、緊急速報メールを活用し、市民に避難情報等を配信する。

緊急速報メールの提供情報

栃木市が提供する情報	避難情報
栃木県が提供する情報	洪水予報河川の洪水情報、土砂災害警戒情報
消防庁が提供する情報	ゲリラ・特殊部隊攻撃情報、大規模テロ情報等の緊急情報
気象庁が提供する情報	緊急地震速報

4 J－A L E R T（全国瞬時警報システム）の活用

市（総合政策部）は、J－A L E R Tによる緊急情報の円滑な提供のため、同報系防災行政無線、コミュニティFMのほか、ケーブルテレビ、メール等との連携を推進する。

第 1 2 節 情報通信・放送網の整備

大規模な災害発生時における迅速かつ的確な情報の伝達体制を確保するため、平常時より通信手段の運用・整備・維持管理を図り、情報の伝達に万全を期す。また、各通信事業者及び放送事業者は、災害時に果たす役割の重要性に鑑み、体制、施設及び設備の整備を図る。

第 1 現状と整備方針

1 市の通信手段の現状

市において利用可能な主な通信施設は、次のとおりである。

- (1) 市同報系防災行政無線
- (2) I P 無線
- (3) 市消防・救急無線、消防団無線
- (4) 県防災行政ネットワーク（Lアラートを含む）
- (5) 一般加入電話（災害時優先電話を含む。）
- (6) 携帯電話（衛星携帯電話、緊急速報メールを含む。）
- (7) ケーブルテレビ、コミュニティFM
- (8) インターネット、SNS

2 市の通信手段の整備方針

(1) 通信施設の整備

市（総合政策部、経営管理部）は、情報の収集、伝達において、あらゆる手段を有効に活用し、通信施設の整備充実を図る。

(2) 通信連絡機能の維持対策

市（総合政策部、経営管理部）は、通信施設に被害が発生した場合に備え、非常用電源（自家発電設備、無停電電源装置、バッテリー等）の整備促進に努め、通信連絡機能の維持に努める。

また、長時間の災害現場活動にも対応できるモバイルバッテリー、充電器、防水性の高い通信機器の整備、携帯電話の災害時活用体制の整備を推進する。

(3) 要配慮者への配慮

市（総合政策部、保健福祉部）は、情報の収集が困難な要配慮者について複数の伝達方法を確保し、要配慮者に確実に伝達されるよう体制の整備を図る。

(4) 情報共有

市（総合政策部）は、携帯電話によるメールやSNSを活用して災害情報を市職員等に一斉配信し、情報を共有する体制を確保する。

また、被害状況と被災者への対応状況を一元的、効率的に把握、管理できるよう、自治会や自主防災組織等と連携した被害情報の収集体制、被災者生活再建支援システム等を活用した情報管理体制の整備を検討する。

第 2 県の対策

県（危機管理防災局）は、市、防災関係機関相互の災害時における迅速かつ的確な情報の収集、伝達を確保するために県防災行政ネットワークについて、災害時の情報収集・伝達手段の途絶を防止する。

＜協定集 1. 情報通信関係＞

第 3 市・消防本部の対策

1 市同報系防災行政無線

市（総合政策部）は、災害に備えて通信設備・施設の耐久性向上を図るほか、停電を想定した非常用電源の整備に努める。

<資料11-2 防災無線>

2 I P無線

市（総合政策部）は、災害現場や各施設との災害時の情報伝達を行うため、通信訓練を実施して機器の操作習熟に努める。また、乾電池及び乾電池ケースを準備する。

<資料11-3 I P無線>

3 市消防・救急無線、消防団無線

消防本部は、各地域の災害状況をいち早く把握し、迅速かつ的確な災害応急活動を実施するため、消防・救急無線、消防団無線の途絶防止対策及び施設復旧対策の強化に努める。

<資料7-1 栃木市消防本部通信系統図>

4 災害時優先電話

市（総合政策部）は災害時優先電話の登録に努め、登録の際は次の措置を周知するなど職員への周知徹底を図る。

- (1) 登録電話機に「災害時優先電話」というシールを貼付し、当該電話機が災害時優先電話であることを明確にする。
- (2) 災害時には当該電話機は受信には使用せず、発信専用電話として活用することを徹底する。

5 その他の手段

- (1) ホームページ・SNS・コミュニティFMの活用

市（総合政策部）は、市ホームページ、公式SNS、コミュニティFMを通じた災害広報を有効活用できるよう、市民への周知に努める。

- (2) 緊急速報メールの普及

市（総合政策部）は、多くの市民や関係者が緊急速報メールにより災害情報を受信できるよう普及啓発する。

- (3) 特設公衆電話の設置

市（総合政策部）は、NTT東日本（株）栃木支店と協力し、市内の指定避難所への特設公衆電話回線の設置を進め、活用体制を整備する。

<協定集 1. 情報通信関係>

第4 電信電話機関の対策

各電信電話会社は、災害リスクや防災体制の現状、課題を踏まえて対策目標を設定し、次のような対策を計画的に実施する。

- (1) 電信電話施設、設備の防災性の向上、非常用電源等の確保
- (2) 電信電話施設、設備の定期点検
- (3) 通信サービスの継続、迅速復旧のための体制（応援協力含む。）、資機材等の確保
- (4) 災害対応計画の策定、訓練による検証・修正
- (5) 安否確認手段の普及（災害用の伝言ダイヤル、伝言板等の仕組みや利用方法など）

第5 放送機関等の対策

1 放送機関

各放送事業者は、災害リスクや防災体制の現状、課題を踏まえて対策目標を設定し、次のような対策を計画的に実施する。

- (1) 放送施設、設備の防災性の向上、非常用電源等の確保
- (2) 放送施設、設備の定期点検
- (3) 放送の継続、迅速な復旧のための体制（応援協力含む。）、資機材等の確保
- (4) 災害対応計画（非常時の番組編成含む。）の策定、訓練による検証・修正
- (5) 非常用の放送施設、設備（仮設、予備など）の整備

2 ケーブルテレビ会社

ケーブルテレビ（株）は、災害に際して放送業務を円滑に行うため、演奏所、送信所に非常用電源装置を設置し、機能の維持に努める。

第 1 3 節 避難体制の整備

災害発生時に危険区域にいる住民等を混乱少なく避難させるため、あらかじめ避難場所等の選定、避難誘導体制、避難場所等運営体制の整備を促進し、避難者の安全確保に努める。

また、逃げ遅れをなくすため、避難に関する知識を市民に対して周知啓発するとともに、「自らの命は自ら守る」という自覚を持ち、自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を周知する。

第 1 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定

市（総合政策部）は、「指定緊急避難場所・指定避難所の選定基準」により、災害対策基本法に基づく指定緊急避難場所、指定避難所を選定、指定する。また、指定施設が適切であるか随時確認し、適切でないと判断された場合は、整備又は指定取り消しを行う。

指定又は指定を取り消した場合は、速やかに公示して市民に周知するとともに、県に報告する。

<資料14-1 指定緊急避難場所等一覧>

1 指定緊急避難場所の指定

災害対策基本法第49条の4に基づき、居住者等が災害から命を守るために緊急的に避難する施設又は場所として「指定緊急避難場所」を指定するに当たり、選定基準は以下のとおりである。

なお、大雨で土砂災害や洪水などが心配される場合と、地震などで家屋の倒壊が心配される場合は、避難場所に求められる構造などが異なるため、災害の種別ごとに指定する。

- (1) 施設の管理体制、安全性等を考慮して指定する。
- (2) 運動公園、公民館、学校等の公共的場所又は施設、協定を締結した民間施設等のうち、市職員等による開設が可能であるもの、又は、施設管理者が緊急時に開錠が可能であるもの。
- (3) 耐震性を有し、かつ収容人員が概ね100人以上収容可能であること。ただし、バリアフリー化された施設については、収容人員が概ね70人以上収容可能であること。
- (4) 市（総合政策部）は、災害の危険が去った後に、自宅が損壊するなど一定期間の避難生活を余儀なくされた被災者について、緊急避難場所から避難所への円滑な移動がなされるよう配慮する。

<資料14-1 指定緊急避難場所等一覧>

2 指定避難所の指定

自宅が被災し帰宅できない市民等が一定期間生活する「指定避難所」を平常時から事前に必要数指定する。選定基準は以下のとおりである。

- (1) 災害対策基本法第49条の7に基づき、施設の規模、災害の影響、物流機能、支援体制等を考慮して指定する。
- (2) 上記(1)の基準に加えて、指定緊急避難場所である施設から次の事項に該当する施設を選定する。
 - ア 原則として地区別に指定し、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等でも歩いて避難できる程度の近傍に確保すること。
 - イ 耐火性を有し、天井等の非構造部材の耐震対策が図られたS（鉄骨）、RC（鉄筋コンクリート）又はSRC（鉄骨鉄筋コンクリート）構造物とし、災害により重大な被害が及ばないこと。
 - ウ 生活面を考慮し、バリアフリー化された学校、公民館等の集会施設、福祉センター等の公共施設から優先的に使用する。ただし、学校は教育活動の場であることに配慮し、指定避難所としての機能は応急的なものとする。
 - エ 物資搬送車両が乗り入れできる概ね幅員6m以上の道路に面し、かつ、10台分程度以上の駐車場が確保可能な施設とする。

3 指定避難所の整備

市（指定避難所の施設所管部、上下水道局）は、避難所の整備に当たっては、男女共同参画の視点を重視しつつ、避難者の良好な生活環境を確保するため、次のような点に留意する。

整備に当たっての留意事項

- ・建物の耐震性を確保すること。
- ・あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努めること。
- ・電話の不通、停電、断水等の事態に備え、特設公衆電話、非常用電源、マンホールトイレ、耐震性貯水槽、防火水槽など必要な設備の整備に努めること。
- ・放送設備等、避難者への情報伝達に必要な設備の整備に努めること。特に視覚障がい者や聴覚障がい者等に対する伝達方法については、特段の配慮を行うものとする。
- ・換気、照明設備等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めること。
- ・帰宅困難者等の避難に資するため、J I S規格の誘導標識、案内板等の設置に努めること。また、外国人の避難に資するため、多言語表示シート等を整備しておくこと。
- ・食料・飲料水の備蓄又は供給体制について検討しておくこと。また、高齢者、乳幼児、女性等に配慮した生活必需品等の備蓄や生活用水の確保も検討すること。
- ・要配慮者の避難状況に応じ迅速に洋式トイレのほか、障がい者用トイレ、スロープ等の段差解消設備を仮設できるよう、あらかじめこれらの調達方法を整理しておくこと。
- ・要配慮者に対する必要な育児・介護・医療用品の調達方法を整理しておくこと。
- ・体育館等が避難所で避難生活が長期化する場合に備えて、畳、マット、プライバシー確保のための間仕切り用パーティション等の購入や、冷暖房機器等の増設などの環境設備の整備に努めること。
- ・通信事業者の協力を得て、災害発生時に速やかに非常用電話やインターネット等の通信設備が設置できるよう、あらかじめ設置場所等を定めておくとともに、公衆無線LAN (Wi-Fi) の利用ができる環境整備に努める。
- ・必要に応じて家庭動物（ペット）のためのスペースの確保に努めること。
- ・安否情報システムの使用が可能となる通信環境の整備や人員等の確保について検討しておくこと。

4 福祉避難所の確保

市（総合政策部、保健福祉部）は、避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活ができる体制を整備した福祉避難所を確保するため、市内の福祉施設との協定締結を推進するとともに、必要に応じて指定に努めるものとする。

福祉避難所の受入対象者の特定に当たっては施設管理者と協議し、通常業務におけるサービス対象者や平素から利用している者、当該福祉避難所の体制などの実情等を踏まえるものとし、必要に応じて指定した場合には、受入対象者を公示する。

また、市（保健福祉部）は、受け入れ施設に過大な負担がかからないよう、施設規模に応じた受入者数となるよう配慮することとし、原則として、受入施設における受入者数の上限は国が定める基準を目安として、施設管理者と協議の上、受入者数を決定するものとする。

5 学校等における竜巻被害対策としての緊急避難場所の確保

学校等の管理者は、竜巻災害に備えて、児童生徒等の身の安全を守ることが可能な安全な避難場所を確保するよう努める。また、登下校時の安全確保の方策についても確立するよう努める。

第2 避難に関する知識の啓発

市（総合政策部）及び県（危機管理防災局）は、避難の万全を図るため、各種広報手段等を活用して、緊急避難場所の位置、避難経路、避難に当たっての注意事項、緊急避難場所への持出品、警戒レベルとそれに応じて市民がとるべき行動、避難指示等の市民に行動を促す情報等の意味等避難に必要な知識等について幅広い年代の市民への周知啓発に努め、企業、事業所等はこれに協力する。

さらに、避難行動には立退き避難、屋内安全確保、緊急安全確保等があり、状況に応じた適切な避難行動をとれるよう日頃から周知する。

○主な周知方法

- ・ 自主防災組織等の活動
- ・ ハザードマップの配布
- ・ ケーブルテレビ、コミュニティFM等
- ・ 標識、誘導標識、案内板等の設置
- ・ 広報紙、インターネット
- ・ 避難訓練

第3 避難実施・誘導体制の整備

1 避難基準の設定

市（総合政策部）は、国の避難情報に関するガイドライン等を踏まえて洪水や土砂災害が予想される地域の住民への避難指示等の発令基準や伝達方法等を設定し、「避難指示等の判断・伝達マニュアル」に反映する。

また、対象区域をあらかじめ設定して、当該区域内の世帯数・居住者数と避難行動要支援者の状況、要配慮者利用施設の所在状況など避難指示等の実施に当たって必要となる情報を事前に把握・整理しておき、必要に応じ見直すよう努める。

2 避難指示等の伝達手段の整備

市（総合政策部）は、土砂災害や浸水が予想される地域の住民に避難指示等の重要な情報を確実に知らせるため、本章第12節第3のとおり通信施設の整備を推進するとともに、広報車等での伝達、消防団、自主防災組織等を活用した戸別伝達、本章第12節第5の放送機関等の活用等多様な伝達手段の整備に努める。

避難行動要支援者に対しては、障がいの状況に応じて、文字放送や文字起こし機能、読み上げ機能など、障がい者サポート機能のある通信機器により情報を取得できるよう、十分に配慮する。

また、災害時に簡潔な言葉で発信する防災情報を市民等が理解できるよう、各伝達手段に応じて配信内容を工夫するほか、平常時から防災情報の意味等を市民に普及する。

3 避難誘導体制の確立

市（総合政策部）は、消防本部、県警察、自主防災組織等の協力を得て、発生し得る災害の想定を踏まえ、平常時から次のことに留意して避難誘導体制を確立しておく。

- (1) 各地区・区域毎に事前に責任者を決定しておくこと。
- (2) 地区の実態に応じた避難経路の確保について周知啓発を図ること。
- (3) 避難行動要支援者の安全確保及び優先避難を考慮すること。
- (4) 避難経路となる道路の安全性の向上に努めること。
- (5) 水害と土砂災害、複数河川の氾濫等、複合的な災害が発生することを考慮すること。

第4 避難所管理・運営体制の整備

1 避難所管理・運営体制の確認

市（総合政策部）は避難所がスムーズに開設・運営できるよう、「避難所開設ガイドライン」に沿って、各避難所の管理責任者をあらかじめ定め、責任者への連絡手段・方法、地元自治会との協力体制等を毎年度確認しておく。

市（総合政策部、保健福祉部、教育委員会、避難所担当職員）は、「避難所における感染症対応指針」に基づき、感染症対応の避難所開設訓練を定期的実施する。併せて、出水期前に、避難所班、救護班等の職員は嘔吐物処理等の感染症の対応方法について確認する。

また、「栃木市保健師災害時対応マニュアル」に基づき、救護班、避難所班職員で協力して要配慮者等の対応にあたる。

市（保健福祉部）は、内閣府の「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」等を参考に、市の福祉避難所の開設、運営マニュアルを整備する。

2 職員派遣体制の整備

市（総合政策部、教育委員会）は、災害発生初期において避難所の管理・運営を円滑に行うため、各避難所の避難所担当職員を指名し、災害時に速やかに避難所を開設できる連絡体制を確保する。

また、出水期前に、指定避難所である学校の校長等と施設利用や教職員の協力について確認を行う。

3 自主防災組織、ボランティア団体等との連携

市（総合政策部、保健福祉部、教育委員会）は、避難所の円滑な自主運営体制の確立を図るため、自主防災組織、自治会、栃木市社会福祉協議会、NPO法人・ボランティア団体等の協力を得るなど連携して避難所運営体制を事前に検討しておく。

4 指定管理者等との役割分担の明確化

市（経営管理部）は、指定管理施設を指定避難所とする場合には、施設の設置者及び指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を明確にしておく。

5 女性への配慮体制の整備

市（生活環境部）、施設管理者等は、避難所において衣類や生理用品等の女性が必要とする物資を、女性の担当から配布できるような体制づくりを整備する。

市（生活環境部）は、女性に配慮した避難所運営が可能となるよう、あらかじめ女性職員や有識者、地域の女性防火クラブ等より要望や課題を取りまとめるなどして、避難所の運営体制の事前整備に努める。

第 1 4 節 警察における活動体制の整備

県警察は、大規模な災害発生時に、災害情報の収集伝達、避難誘導、救出救助等の措置を的確に実施するため、平常時から警備活動体制の強化を図り、市は、これに協力する。

第 1 情報収集・伝達体制の整備

1 情報収集の手段、方法

県警察は、災害発生時には、交番、駐在所、パトカー、白バイ等による情報収集を行い、情報が一元的に集約される体制を確立する。

2 被災者等への情報伝達活動

県警察は、情報の不足・錯綜による混乱を抑え、住民の不安解消と災害警備活動を迅速かつ的確に行うため、各種事案を想定した具体的な広報計画の策定に努める。

また、災害発生時における市民等からの問い合わせ等に対応する体制を整備するとともに、交番等に拡声器を設置するなど情報伝達機能の整備を図る。

第 2 危険箇所の把握

県警察は、県、市と連携して危険箇所の把握に努める。

第 3 重要施設の警戒

県警察は、電気・ガス・水道等のライフラインや、危険物貯蔵施設等の重要施設に対する管理対策を推進する。

第 4 各機関との相互連携

1 防災関係機関との連携

県警察は、災害警備活動が的確に行われるよう、平常時から防災関係機関と情報交換を行うなど連携するとともに、大規模災害に係る社会秩序の維持、避難誘導対策、災害警備計画の樹立等について、相互調整を図りながら調査研究を行う。

また、防災訓練や、市民等への防災思想・知識の普及活動を連携して実施する。

2 ボランティア団体、自主防犯組織との連携

県警察は、平常時から、被災地における各種犯罪・事故の未然防止と被災住民の不安除去等を行うボランティア団体との連携を図る。

第 1 5 節 消防・救急・救助体制の整備

大規模災害発生時に、迅速かつ的確に被災者の救助活動・応急措置・救急運搬等が行えるよう、市、消防本部及び県は、災害に備え消防・救急・救助体制の整備充実を図る。

第 1 組織の充実強化

消防本部は、「消防力の整備指針」に基づいて消防組織の整備を図るとともに、長期的展望に立った効率的な組織づくりを推進し、消防体制の強化に努める。特に、団員の減少やサラリーマン化、高齢化の問題を抱える消防団について、団員の確保と資質の向上を図る。

第 2 救急・救助用車両・資機材等の整備

消防本部は、救急・救助隊の増強を進めるとともに、「消防力の整備指針」等により、救急・救助用車両、資機材等の整備を計画的に推進し、救急・救助体制の充実を図る。

<資料7-1 栃木市消防本部通信系統図>

<資料7-2 消防施設・設備の状況>

<資料7-3 救助用資機材保有状況>

第 3 地域防災力の向上

市（総合政策部）及び消防本部は、各種防災訓練や応急手当に関する講習会等を開催するなどして地域の自主防災組織等の育成・強化を図るとともに、住民が自発的に情報提供や救助活動への協力を実施する体制を整備する。

第 4 医療機関との連携強化

消防本部は、同時多発する救急要請に対し、迅速かつ的確な医療機関への搬送を行うため、医療機関との連携を強化する。

第 5 ヘリコプターによる救急・救助体制の整備

市（施設所管部）及び消防本部は、大規模災害発生時に、迅速かつ的確に被災者の救助活動、応急処置、救急搬送等が行えるよう、県と連携し、災害に備えた消防体制の整備充実を図る。

（１）活動拠点となるヘリコプターの離着陸場等の確保

（２）「栃木県消防防災ヘリコプター救急システム要領」及び「栃木県ドクターヘリ運航要領」に基づく、効率的な搬送体制の充実

第 1 6 節 保健医療体制の整備

大規模な風水害等発生時に、局地的又は広域的に多数の負傷者が同時多発的に発生することが想定されることから、負傷者への迅速かつ適切な医療救護活動や保健活動を実施できるよう、市・県・医療機関等関係機関は、災害に備え保健医療体制及び後方医療体制等の整備・充実を図る。

第 1 保健医療体制の整備

1 市の対策

市（保健福祉部）は、次の体制を整備する。

（1）救護班の確保

あらかじめ医師会を始めとする医療機関等と連携し、災害時の救護班の編成や出動体制等について協議しておく。

（2）救護所となる建物・場所の調査

消防機関及び関係医療機関と連携し、救護所にあてるべき建物・場所を調査し、その一覧を作成しておく。また、運営体制についても協議しておく。

（3）器材の確保と移動式救護所資材の整備

救護所に備えるべき器材をあらかじめ検討し、確保方法を確立しておく。また、臨時・移動式救護所を開設するための資材（天幕、テント等）の整備を図る。

（4）被災者搬送先医療機関体制の整備

傷病者が多数発生した場合等を想定し、管内における被災者搬送先医療機関体制を整備する。

2 医療機関の対策

医療機関は、自らの被災状況の早期把握や、医療継続の可能性の判断ができる体制を整備するとともに、広域災害・救急医療情報システム（E M I S）に被災状況等を入力する体制を整備する。また、被災地へ出動する救護班の編成や、救護所の設置など救急医療の体制を整備する。

<協定集 6.医療救護関係>

第 2 後方医療体制等の整備

1 災害拠点病院等との連携

市（保健福祉部）及び消防本部は、災害拠点病院やDMA T 指定病院と連携し、超急性期の救護活動や重症患者等の搬送・治療及び入院等の救護体制を整備する。

2 広域災害・救急医療情報システム（E M I S）の活用体制の整備

市（保健福祉部）及び消防本部は、国、県、医師会、病院、消防本部等をネットワークで結ぶ広域災害・救急医療情報システム（E M I S）を活用した迅速な救急、搬送体制を確保する。

3 その他

（1）市（保健福祉部）及び消防本部は、トリアージ訓練に努め、救急活動の効果的な実施体制を整備する。

（2）市（保健福祉部）は、人工透析患者に対する適切な医療を確保するための体制を整備する。

（3）市（保健福祉部）及び消防本部は、在宅難病患者等の搬送・救護体制を整備する。

（4）市（総合政策部、保健福祉部）は、自主防災組織及び市民等に対し、近隣の救護活動や医療機関への搬送活動等について自主的に対応する必要があることを広報、研修等により周知啓発し、自主的救護体制の整備を推進する。

<協定集 6.医療救護関係>

第 3 応援要請及び受援体制の整備

市（保健福祉部）は、医師、保健師など保健・医療人材の不足、医薬品・医療器材の不足等により

保健医療活動が十分に実施できない場合に備えて、県（保健福祉部）への応援要請方法や「災害時における市町相互応援に関する協定」に基づく応援要請の手続き等について習得しておく。

<協定集 2. 相互応援関係>

第4 医療体制の確保

1 ライフライン対策

市（上下水道局）は、災害時にも医療施設へ水道供給を行える体制の整備に努める。また、市（総合政策部）は、電気、ガス等についても、関係機関に対して供給体制の確保を要請する。

2 医療機関の対策

医療機関は、災害時に備えて、施設・設備の防災性の向上を図るとともに、病院防災マニュアルの整備等医療体制の確保を図るための措置を講じておく。

- （1）非常事態に即応するため、平素から入院患者の実態把握に努め、患者の容体等により「担送」「護送」「その他」等に区分し、避難・誘導、搬送の体制を確立する。
- （2）年間2回以上避難訓練を実施し、そのうち1回は夜間に実施するよう努める。
- （3）避難器具の設置場所と使用方法を患者、職員に周知する。
- （4）病院、診療所においては、重症患者、高齢者、乳幼児等自力では避難することが困難な患者は、避難誘導、搬送の容易な場所に収容するなど特別の配慮を図る。

また、介護老人保健施設については、自力避難が困難な入所者の療養室はできる限り一階部分とするなど、避難が容易になる対策を講じる。

- （5）災害時の負傷者等の応急手当をできる体制を確立しておく。

<資料15-1 主な医療機関の収容能力>

<資料15-2 市内の医療機関一覧>

第 1 7 節 緊急輸送体制の整備

大規模災害発生時に、被災地域へ応急対策活動人員、支援物資等を迅速かつ確実に輸送できるよう、市、県、県警察、国その他関係機関は、災害に備え緊急輸送体制の整備を図る。

第 1 緊急輸送道路の指定

道路管理者は、緊急輸送道路について、計画的な道路整備、維持管理に努めるとともに、関係者等に対して周知徹底を図る。また、随時指定路線の見直しを行い、必要がある場合、関係者間での協議の上、指定路線の変更を行う。

なお、緊急輸送道路の路線区分、設定基準は次のとおりであり、本章第18節で定める防災拠点や、主要公共施設、警察署、自衛隊等を結ぶ有機的な道路ネットワークとなっている。

区 分	設 定 基 準
第 1 次緊急輸送道路	・ 県庁所在地、地方中心都市を連絡する道路 ・ 県内を縦貫し隣接県に連絡する広域幹線道路
第 2 次緊急輸送道路	・ 第 1 次緊急輸送道路と市町役場、地方合同庁舎等の主要な施設を連絡する道路
第 3 次緊急輸送道路	・ 第 1 次、第 2 次緊急輸送道路の機能を補完する道路

市内の緊急輸送道路指定状況

区分	路 線 名	指定区間
第 1 次 緊急輸送 道 路	東北自動車道	佐野市高山町[群馬県境] ～那須町豊原乙[福島県境]
	北関東自動車道	足利市鹿島町[群馬県境] ～真岡市水戸部[茨城県境]
	国道50号	足利市南大町[群馬県境] ～小山市犬塚[茨城県境]
	国道293号	鹿沼市磯町[国道352号交点] ～足利市大月町[桐生岩舟線交点]
	主要地方道 宇都宮栃木線	壬生町淀橋南[国道121号交点] ～栃木市平柳町[栃木環状線分岐] 栃木市日ノ出町[栃木二宮線分岐] ～栃木市万町[宇都宮亀和田栃木線交点]
	主要地方道 栃木藤岡線	栃木市万町[宇都宮栃木線分岐] ～栃木市室町[南小林栃木線分岐]
	主要地方道 栃木小山線	栃木市河合町[南小林栃木線分岐] ～小山市城山町2[国道4号交点]
	主要地方道 栃木粕尾線	栃木市尻内町[国道293号交点] ～栃木市昭和町[新栃木停車場線交点]
	一般県道 南小林栃木線	栃木市室町[栃木藤岡線分岐] ～栃木市河合町[栃木小山線分岐]
	一般県道 栃木環状線	栃木市平柳町3[宇都宮栃木線分岐] ～栃木市大町[宇都宮亀和田栃木線交差] 栃木市箱森町[栃木栗野線交差] ～栃木市箱森町[栃木粕尾線交差]
第 2 次 緊急輸送 道 路	主要地方道 宇都宮亀和田栃木線	栃木市西方町元[国道293号交点] ～栃木市昭和町[栃木粕尾線交点]
	主要地方道 栃木二宮線	栃木市日ノ出町[宇都宮栃木線分岐] ～下野市小金井[国道4号交点]
	主要地方道 佐野古河線	佐野市高萩町[国道50号交差] ～栃木市藤岡町[藤岡乙女線交差] 栃木市藤岡町[栃木藤岡線交差] ～栃木市藤岡町[群馬県境]
	主要地方道 藤岡乙女線	栃木市藤岡町[栃木藤岡線交点] ～栃木市藤岡町[佐野古河線交点]
	一般県道 栃木環状線	栃木市箱森町[栃木粕尾線交点]

区分	路 線 名	指定区間
		～栃木市大平町川連[栃木藤岡線交点]
第3次 緊急輸送 道 路	主要地方道 栃木藤岡線	栃木市河合町[南小林栃木線交点] ～栃木市藤岡町[佐野古河線交点]
	主要地方道 栃木小山線	栃木市河合町[栃木藤岡線交点] ～栃木市河合町[南小林栃木線交点]
	主要地方道 栃木粕尾線	鹿沼市下粕尾[鹿沼足尾線交点] ～栃木市尻内町[国道293号交点]
	主要地方道 岩舟小山線	栃木市岩舟町和泉[栃木藤岡線交点] ～小山市下国府塚[岩舟小山線分岐] 小山市下石塚[小山環状線交点] ～小山市大行寺[国道50号分岐]
	主要地方道 栃木栗野線	鹿沼市久野[鹿沼足尾線交点] ～栃木市野中町[栃木粕尾線交点]
	主要地方道 桐生岩舟線	佐野市伊勢山町[佐野環状線交点] ～栃木市岩舟町和泉[栃木藤岡線交点]
	一般県道 南小林栃木線	栃木市河合町[栃木小山線交点] ～小山市下河原田[国道50号交点]

第2 陸上輸送体制の整備

1 道路管理者による輸送体制の整備

(1) 道路・橋りょうの整備

道路管理者は、災害時における道路機能を確保するために、道路、橋りょうの整備に当たっては、耐震性や復旧性を備え、災害時に確実に機能する道路ネットワーク整備を推進する。

また、落石、倒木等が発生しやすい場所の点検、パトロールを実施し、補強等の対策工事の必要な箇所について、緊急度の高い箇所から順次対策を実施する。

(2) 情報収集・連絡体制の整備

道路管理者は、災害時における交通の支障を防止し、併せて災害応急対策活動等を容易にするため、災害情報の収集・連絡体制を整備する。

(3) 道路パトロールの実施

県（県土整備部）は、災害予防のため、栃木県道路パトロール実施要領に基づき、道路パトロールを実施する。

第3 空中輸送体制の整備

市（総合政策部）は、台風や豪雨時に、道路が土砂崩れ、冠水等により寸断され、陸上輸送に支障をきたす場合に備えて、臨時ヘリポート候補地を陸上輸送との連携を考慮して選定し、本計画に定めておく。

また、消防本部及び県（危機管理防災局）は本章第24節第1のとおり、必要な措置を実施する。

<資料16-1 飛行場外、緊急離着陸場一覧>

第4 地域物資拠点の整備等

市（総合政策部、施設所管部局）は、地域物資拠点（本章第18節第2の1（4）参照）となっている建物の堅牢化、通信機器の確保など必要な整備を図る。また、職員が常駐しない地域物資拠点の運営については、物流事業者との災害協定による協力体制の確保を検討する。

また、物資集積・輸送上重要な施設（トラックターミナル、卸売市場等）の把握に努める。

第5 関係機関との連携による輸送体制の強化

1 建設関係機関との連携体制

市（都市建設部、産業振興部、上下水道局）は、発災後の道路の障害物除去、応急復旧等を速やかに実施するため、栃木市建設業協同組合との災害協定等について、事前に協力内容や実施体制について確認しておく等平常時から連携体制の強化を図る。

<協定集 11. 復旧関係>

2 物資輸送機関との連携体制

市（総合政策部）は、支援物資を迅速かつ円滑に被災地に供給することができるよう、栃木県トラック協会栃木支部との災害協定等について、定期的に協力内容や実施体制の確認のための訓練を行うなど、平常時から連携体制の強化を図る。

<協定集 7. 輸送関係>

第6 大規模災害時における道路啓開体制の整備

市（総合政策部）は、大規模災害時において直ちに放置車両の移動等により緊急通行車両の通行路線を確保するため、災害協定を締結するレッカー業者等と定期的に協力内容や実施体制の確認のための訓練を行うなど、平常時から連携体制の強化を図る。

<協定集 9. 障害物関係>

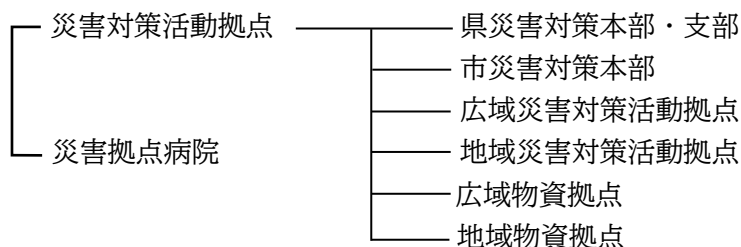
第 1 8 節 防災拠点の整備

市、県及び関係機関は、大規模災害発生時における迅速かつ的確な災害応急対策を実施するため、消火、救出・救助活動、物資輸送活動、医療活動等において重要な役割を担う防災拠点を、連携を図りながら計画的に整備していく。

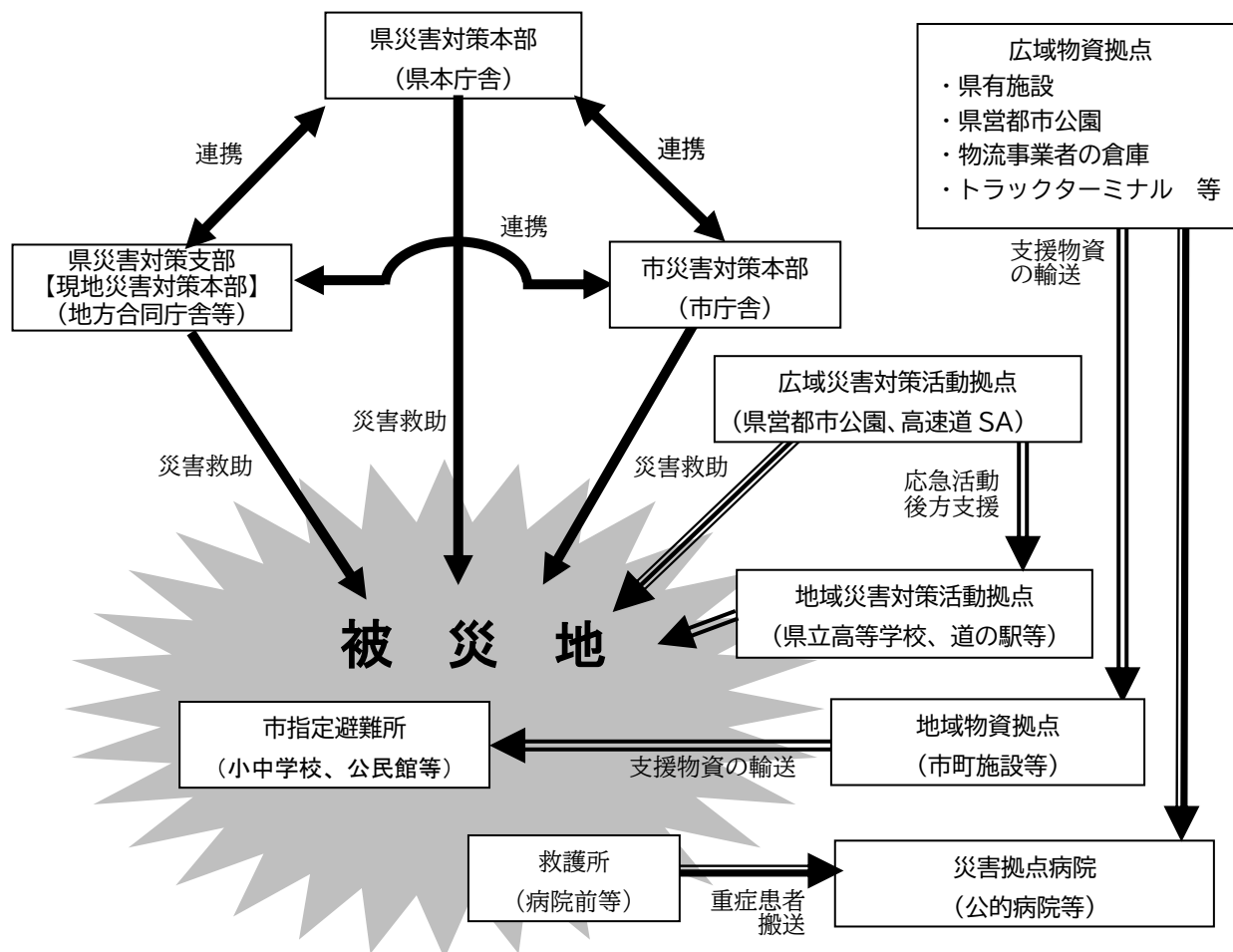
第 1 防災拠点の概要

1 防災拠点の種類

防災拠点の種類は次のとおりである。



2 防災拠点の体系



第 2 災害対策活動拠点の整備

災害対策活動における中核的な役割を担う活動拠点の整備について、関係機関と連携を図りながら推進していく。

1 災害対策活動拠点の確保

(1) 市災害対策本部

市（総合政策部）は、市庁舎について、災害対策本部機能を十分果たすことができるよう、必要な機能整備を図る。また、被災により市庁舎の機能が失われる場合を想定して、事前に災害対策本部設置場所の代替施設を選定しておく。

(2) 広域災害対策活動拠点

県は、緊急消防援助隊、広域緊急援助隊及び自衛隊の後方活動及び野営の拠点としてみかも山公園を指定しており、市（総合政策部）及び消防本部は広域災害活動拠点と連携した活動体制を確保する。

広域災害対策活動拠点

名 称	電話番号	所在地
みかも山公園（管理事務所）	0282-55-7272	岩舟町下津原 1747-1

(3) 地域災害対策活動拠点

県は被災地への捜索・救助活動、災害医療に係る現地活動や必要な情報の提供を行う地域災害対策活動拠点として次の県立高校を指定しており、市（保健福祉部）及び消防本部はこれらの拠点と連携した活動体制を確保する。

また、道の駅については、避難所や救援物資の供給拠点として位置づけ、市（産業振興部）は県や関係機関と連携しながら、道の駅の防災機能の充実・強化の取組を促進する。なお、道の駅みかもについては、災害協定に基づき情報提供、道路啓開、除雪等の拠点としても利用する。

<協定集 7.輸送関係>

市内の地域災害対策活動拠点

名 称	電話番号	所在地
栃木高等学校	0282-22-2595	入舟町 12-4
栃木女子高等学校	0282-23-0220	藁部町 1-2-5
栃木農業高等学校	0282-22-0326	平井町 911
栃木工業高等学校	0282-22-4138	岩出町 129
栃木商業高等学校	0282-22-0541	片柳町 5-1-30
学悠館高等学校	0282-20-7073	沼和田町 2-2
栃木翔南高等学校	0282-24-4739	大平町川連 370

市内の道の駅

名 称	電話番号	所在地
道の駅みかも	0282-62-0990	藤岡町大田和 678
道の駅にしかた	0282-92-0990	西方町元 369-1

(4) 地域物資拠点

市（総合政策部、施設所管部局）は、市施設を中心に、避難所への支援物資の提供を行うための中継の役割等を担う地域物資拠点について必要な機能の充実・強化を図る。

地域物資拠点予定施設

名 称	電話番号	所在地
栃木市総合運動公園	0282-23-2523	川原田町 760
栃木市西方総合文化体育館	0282-92-0866	西方町本郷 1705-1
栃木市岩舟体育館	0282-55-2500	岩舟町静 2292-1

2 災害対策活動拠点の整備

(1) 災害対策活動拠点の整備

災害対策活動拠点には、次の機能を関係機関と調整して整備するとともに、災害時に有効に機能

するよう適切に維持管理を行う。

ア 建築物の耐震・不燃等堅牢化

イ 非常用電源（発電又は蓄電機能を有する車両を含む。）

ウ 県防災行政ネットワーク

エ 耐震性貯水槽、防火水槽

オ 備蓄倉庫

（２）災害対策本部等の整備

災害対策本部となる市役所本庁舎や現地災害対策本部となる各総合支所については、次の事項について整備する。

ア 燃料の備蓄等

市（経営管理部、地域振興部、上下水道局）は、市役所本庁舎や各総合支所において、代替エネルギーシステムの活用を含め、自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努める。

（ア）本庁舎の非常用発電機については連続72時間の使用を目標とし、燃料の災害時供給体制について石油商業組合と検討するほか、非常用電源の増設、浸水対策用の排水ポンプ、排水資器材の確保を検討する。

また、応援団体の車両の駐車スペースを確保するため、本庁舎周辺の公共施設跡地などの候補スペースをあらかじめ選定する。

（イ）上下水道局庁舎については、水道対策本部機能確保のための非常用電源、非常通信手段、永野川の氾濫を想定した運用体制等の整備を検討する。

イ 各種データの総合的な保全整備

市（各部局）は、戸籍、住民基本台帳、地籍、建築物、権利関係、施設、地下埋設物等情報及び測量図面、情報図面など、各種データの保存並びにバックアップ体制を整備しておく。

<資料5-2 防災備蓄倉庫>

3 災害対策活動拠点の配置

市（総合政策部、経営管理部）は、災害対策活動に必要な体制を確保できる災害対策活動拠点の適切な配置に努める。また、施設の移転や統廃合を行う場合は、被災リスクの少ない場所を選定するように配慮する。

第3 防災機能を有する都市公園の整備

市街地のオープンスペースである都市公園は防災上の役割も大きいことから、市（経営管理部、都市建設部）は災害対策活動拠点と一体となって防災機能を発揮する都市公園の整備を促進する。

1 主な防災機能（整備施設・設備）

（１）避難収容施設（体育館、管理棟など）

（２）災害応急対策設備（備蓄倉庫、耐震性貯水槽、防火水槽、放送施設、通信施設、ヘリポートなど）

第 19 節 建築物の災害予防対策

水害・台風、竜巻等風害・雪害時における建築物の安全性の確保を促進するため、市、県、施設等の管理者は、強風に対する建築物の堅牢化、附属物の落下・飛来防止、雨による地下空間等浸水防止対策等必要な防災対策を講じる。

第 1 一般建築物に対する予防対策

1 地下空間浸水対策

市（都市建設部）及び県（県土整備部）は、「地下空間における浸水対策ガイドライン」に基づき、防水扉及び防水板の整備など建物や地下空間等を浸水被害から守るための対策について、必要に応じて、設計者や施設管理者に対して指導、助言を行う。

2 落下物・飛来物防止対策

市（都市建設部）及び県（県土整備部）は、風水害等発生時における建築物からの落下物を防止できるよう、定期報告等の機会を通じて管理者に対して適切な改善指導を行う。

また、屋根ふき材、外装材、広告塔、装飾塔その他建築物の屋外に取り付けるものが風圧で脱落・飛来しないよう指導に努める。

第 2 防災上重要な公共建築物の災害予防対策

災害時における応急対策活動の拠点、又は避難場所として重要な役割を果たす公共建築物の管理者は、その機能を確保するため、次のような災害予防対策を実施するものとする。

1 防災上重要な公共建築物

- （1）防災拠点（災害対策活動拠点）<本章第18節参照>
- （2）医療救護活動の施設（病院等）
- （3）応急対策活動の拠点（警察署、消防署等）
- （4）避難収容施設（学校、体育館、文化施設等）
- （5）社会福祉施設等（養護老人ホーム、障がい者支援施設等）

2 防災対策の実施

施設管理者は、以下のような防災措置を実施し、防災機能の強化に努めるものとする。

- （1）非常用電源の確保
- （2）配管設備類の固定・強化
- （3）施設・敷地内の段差解消等、避難行動要支援者に配慮した施設設備の整備
- （4）想定浸水深以上のフロアに備蓄スペースを確保
- （5）その他防災設備の充実

第20節 インフラ施設等の災害予防対策

災害時における応急対策活動の実施や市民生活の安定に重要な役割を果たす鉄道、上下水道、電力、ガスその他の公共施設の管理者は、大規模な災害発生時においてもその機能が確保できるよう、平常時から災害に対する安全性を考慮した施設整備に努める。

第1 輸送関係機関の対策

1 鉄道施設

鉄道事業者は、災害時に備え、施設等の整備に努めるとともに、運転規則、巡回、点検等によって災害予防対策を講じる。

(1) 施設等の整備

鉄道事業者は、施設等構造物の建造に当たり、関係基準に定められた安全設計を行う。

また、従来からの構造物についても、危険性を有するものについては、機会あるごとに補修・改良に努める。

(2) 施設等の点検巡回

災害による被害を最小限に抑えるため、平常時から施設関係職員による定期的な点検、巡回を行う。

(3) 運転規則

災害により異常事態が発生した場合に、適切な判断に基づいた旅客の救護誘導ができるよう、災害時に備えて平常時から訓練教育を行うとともに、運転規則により災害の防止に努める。

ア 列車運転中に災害等による異常を感知したときは、速やかに列車を停止させる。

イ 異常を認めた場合は、駅又は運転指令へ連絡して指示を受ける。

ウ 運転を再開する場合は、注意運転によって最寄り駅まで運転し、駅の指示を受ける。

エ 状況により諸施設担当責任者は、施設の点検巡回の手配を行う。

第2 ライフライン関係機関の対策

1 水道施設

市（上下水道局）は、水道水の安定給水と二次災害防止のため、次により水道施設の整備を図る。

(1) 書類の整備

施設の完成図面、図面台帳、設備仕様書等を整備しておく。

(2) 防災体制の編成

防災体制の編成、危機管理マニュアル、緊急連絡系統図等を作成する。

(3) 貯留水の確保

配水池等の貯水施設の堅牢化を図るほか、流入管、流出管には、緊急しゃ断弁等を設置し、貯水施設内の水を安全に確保できるようにする。

(4) 二次災害防止

ポンプ場、浄水場内での薬液注入設備等、特に次亜塩素酸ナトリウム注入設備、軽油、ガス等の燃料用設備の設置に当たっては、台風、豪雨等の発生に伴う漏洩、その他の二次災害の発生を防止するための措置を講じる。

(5) 施設の維持管理

施設のリスクを表示し、職員に周知徹底させる。また、消火機器、救護用具、医薬品等を常に使用可能な状態にしておく。

(6) 配水管路等の改良

硬質塩化ビニル管等の老朽管や耐震性の低い管路の布設替えを行い、管路の強化に努めるとともに、地盤の特性を考慮した、材料の選定を行う。

(7) 応援体制の整備

給水系統相互間における水の融通体制を強化するとともに、隣接水道事業者間の相互連携に努める。

(8) 応急復旧用資機材の備蓄

応急復旧が速やかに実施できるよう、主要施設の資機材の備蓄に努める。

(9) 重要給水施設の把握

避難所、医療施設等、災害時に重要となる施設を把握し、給水体制の確保に努める。

<資料17-2 災害時協力井戸一覧>

<資料19-1 水道事業浄水施設>

<協定集 11. 復旧関係>

2 下水道施設

市（上下水道局）は、下水道の安定運用のため、次により下水道施設の整備を図る。

(1) 書類の整備

施設の完成図面、図面台帳、設備仕様書等を整備しておく。

(2) 防災体制の編成

防災体制の編成、危機管理マニュアル、緊急連絡系統図等を作成する。

(3) 施設の維持管理

施設のリスクを表示し、職員に周知徹底させる。また、消火機器、救護用具、医薬品等を常に使用可能な状態にしておく。

(4) 施設の新設、増設

施設の新設、増設に当たっては、風雨や降雪に対して堅牢な構造とするとともに、河川敷内に伏越して水管橋、放流ゲートを設置する場合は、設置位置、構造、在来護岸補強方法等を、河川管理者と事前に十分打ち合わせた上で設計を行う。また、指定避難所の敷地内にマンホールトイレの整備を進める。

(5) 施設の補修

既に供用している施設については、実情に応じ、補修、補強等を実施する。

<資料19-2 下水道施設>

3 電力施設

(1) 災害発生時の電力供給の確保を図るため、東京電力パワーグリッド（株）では、次の予防措置を講じる。

ア 巡視、点検等の実施

台風、豪雨等に伴う災害の発生に備え、必要に応じ特別巡視、特別点検を行い、特に家屋密集地帯などの漏電等による火災の防止に努める。

イ 施設対策

洪水、土砂災害、暴風、雷などに対するリスクを考慮し、施設整備の見直し、既存施設の点検・補強等を実施する。

ウ 要員、資機材の確保対策

災害対策本部の要員、参集体制、関連会社を含む連絡体制を確保する。また、復旧作業等に必要資機材、車両、舟艇等のほか、非常用食料等の備蓄、調達体制の確保に努める。

エ 防災訓練の実施

災害発生時に円滑な対応を図るため、情報連絡、本部・支部運営、復旧作業、災害対策用資機材の整備点検を主たる内容とする非常災害対策訓練を年1回、全店をあげて実施する。

(2) 発電事業、送配電事業及び小売電気事業の各電気事業者は、（1）に準ずる対策を講じる。

4 都市ガス施設

栃木ガス（株）は、次の対策を進める。

（１）施設の安全化対策

台風、洪水等発生時における、ガス施設に係る災害の未然防止のため、安全化対策を進める。

（２）災害防止のための体制の整備

ア 台風、洪水等発生時において、広範囲にわたるガス施設の被害やガスによる二次災害の防止、被害の軽減、早期復旧を図るため、緊急措置、復旧活動のための組織、人員などの整備を図るとともに、連絡体制、動員体制を確立し、従業員等に周知徹底を図る。

イ 緊急時に必要な資機材の在庫管理を常に行い、調達を必要とする資機材をメーカー、本社等から速やかに確保できる体制を維持する。

ウ 災害時の優先電話、通信機器、被害状況報告書、消費者名簿などの設備、資料を整備しておく。

（３）防災関係機関との連携

災害の発生が予想され、又は発生した場合に、市（総合施策部）、県、消防本部、県警察、防災関係機関、関連工事会社との情報連絡等が円滑に行えるよう、あらかじめ連絡方法を確認するなど連携体制を整備しておく。

（４）災害発生時の措置に関する教育訓練

ア ガス施設又はガス供給上の事故による二次災害の防止を目的として、緊急事故対策、大規模風水害などの非常時の緊急措置について、保安教育を行うとともに防災訓練を実施する。

イ 従業員等の連絡、動員について、定期的に訓練を実施する。

（５）消費者に対する広報

消費者に対して、緊急時にガス栓を閉めることやガス供給を停止することもあることなど、ガス施設やガス消費機器についての注意事項の周知徹底を図り、事故防止に努める。

第３ その他の公共施設の対策

1 廃棄物処理施設

市（生活環境部）は、県（環境森林部）、処理業者、民間事業者との連携体制を整備するとともに、災害時に災害廃棄物及びその他の通常の廃棄物（以下「災害廃棄物等」という。）を迅速かつ円滑に処理することができるよう、次の対策を講じる。

（１）処理施設の耐震化等

処理施設における耐震化、耐水化、燃料等の備蓄、始動用電源の確保等を図る。

（２）迅速な補修体制

被害を最小限とするため各設備の保守点検を定期的に行い、破損している箇所については、速やかに補修する。

（３）緊急連絡体制、応急復旧体制の整備

廃棄物処理施設に被害があった場合に備え、緊急連絡体制、応急復旧体制（メーカーからの技術者の応援体制を含む。）を整備する。

（４）定期的な保守点検

応急復旧のための資機材を整備するとともに、定期的にその保守点検を行う。

（５）最終処分場の災害防止

廃棄物の最終処分場（平成10年6月以降許可分）の災害防止については、許可申請時の災害防止の計画に基づき、速やかな処理体制を整備する。

2 道路・法面・水路等の災害対応体制の整備

市（都市建設部、産業振興部、地域振興部）は、道路、法面、水路等について、災害時の情報収集や復旧対応等を円滑に行うため、道路河川復旧班、農林班、地域総務班の対応箇所、情報共有方法を協議し、明確にしておく。

第21節 危険物施設等の災害予防対策

災害に起因する危険物等による事故を防止するため、市、県、事業者等関係機関は、連携して各種予防対策を実施する。

第1 消防法上の危険物

消防本部及び消防法上の危険物を取り扱う施設（以下「危険物施設」という。）の所有者等は、災害に起因する危険物の漏洩、爆発等に備え、平常時から次により危険物施設の安全確保に努める。

＜資料8-1 危険物規制対象数＞

＜資料8-2 地域別危険物施設数＞

1 危険物施設の所有者等が実施する対策

- (1) 大規模な災害による影響を十分に考慮し、施設の堅牢性の向上に努める。
- (2) 自衛消防組織等、災害時に備えた自主保安体制の整備を図る。
- (3) 従業員に対する保安教育の徹底を図るとともに、防災訓練を実施する。
- (4) 防災資機材、化学消火剤等の危険物災害の拡大防止に役立つ資機材の整備を行う。
- (5) 近隣、関連事業所等と相互に連絡協調して、防災人員、防災資機材等について相互応援体制の整備に努める。

2 消防本部が実施する対策

- (1) 危険物施設の設置又は変更の許可に当たっては、災害による影響を十分に考慮した位置、構造、設備とするよう、設置者（申請者）に対し指導する。
- (2) 災害時等に危険物の仮貯蔵・仮取り扱いの申請が想定される者（電気関係業者、建設業者、製造業者、石油関係業者、官公庁等）に対して、臨時的な危険物の貯蔵・取り扱い形態等について検討させるとともに、安全対策について事前に計画しておくよう指導する。
- (3) 既設の危険物施設については、災害に起因する危険物の火災、流出事故等の災害の発生を予防するため、施設の所有者等に対し、台風や豪雨時の安全確保についての必要な安全対策を周知するとともに、再点検を求める。
- (4) 危険物施設の所有者等に対し、耐震性の向上を図るため、必要に応じて改修、移転等の指導、助言等を行う。

第2 火薬類

県（産業労働観光部）並びに火薬類製造・販売事業者及び火薬類消費者等は、平常時から、災害に起因する火薬類事故の抑止に努める。

第3 LPガス

県（産業労働観光部）及びLPガスの販売事業者、保安機関等（以下、本節において「販売事業者等」という。）は、次により、災害に起因するLPガス事故の抑止に努める。

1 販売事業者等が実施する対策

- (1) 一般消費者等に対する災害予防措置の実施
 - ア 災害に起因するLPガス事故を防止するため、容器の転倒・転落防止措置を確実に行うとともに、ガス漏れ警報器の整備を促進する。
 - イ 災害時における措置及び事故防止について、パンフレット等により具体的に指導する。
- (2) 販売事業者等の災害予防体制の強化
 - ア 従業員の資質の向上を図るため、防災訓練等に積極的に参加させる。
 - イ 災害に起因するガス漏えい事故等緊急時に的確な対応ができるよう点検に必要な資機材、緊急出動体制を整備するとともに、従業員等の関係者や消費者への周知を徹底する。

ウ 容器の転倒・転落防止の措置をするなど、容器置場の適正な管理を徹底する。

2 県（産業労働観光部）が実施する対策

（1）保安思想の啓発

ア 消費者に対して、災害時の措置及び事故防止について、積極的な広報活動を展開して保安意識の向上に努める。

イ 災害に起因するＬＰガス事故を未然に防止するため、一般消費者等に対して、ガス漏れ警報器やマイコンメーターの普及促進を図る。

（2）規制及び指導等

ア 販売事業者等に対して立入検査等を実施し、業務の適正化を確保して事故防止を図るとともに、災害時の体制の充実強化を推進する。

第4 高圧ガス

県（産業労働観光部）及び高圧ガス製造者等（以下「高圧ガス事業者」という。）は、次により、災害に起因する高圧ガス事故の抑止に努める。

1 高圧ガス事業者が実施する対策

（1）保安統括者等は、保安管理体制（事業所内外の保安管理組織）、保安教育計画の整備を図り、従業員等に対して、保安意識の高揚、保安技術の向上、災害時の措置等についての教育・訓練を計画的、効率的に実施し自主保安体制の充実強化に努める。

（2）自衛防災組織及び地域の防災組織の充実強化を図り、災害時における従業員の任務及び招集体制を明確に定めるとともに、防災訓練を充実強化して実施する。また、（一社）栃木県一般高圧ガス安全協会、（一社）栃木県ＬＰガス協会、消防署、警察署等防災関係機関との応援協力体制の充実強化を図る。

2 県（産業労働観光部）が実施する対策

（1）保安思想の啓発等

ア 災害時に的確に対応し得るよう関係団体との連携のもと、防災訓練を実施し、防災関係機関との連携体制を充実強化するとともに、関係事業所の防災意識の高揚を図る。

（2）規制及び指導等

ア 災害に起因する高圧ガス事故が発生した場合に、速やかに対応できるよう、消防署、警察署、関係団体等と緊密な連携のもと、地域防災体制の充実強化を図る。

イ 災害に起因する高圧ガス事故が発生した場合の市民の安全確保のため、消防署、警察署、関係団体、報道機関等と緊密な連携のもと、広報活動、避難誘導等の情報伝達体制の整備強化を図る。

第5 毒物・劇物

県（保健福祉部）は、災害に起因する毒劇物流出等を防ぐため、次のとおり、毒劇物の製造所、販売所、メッキ工場等業務上毒劇物を取り扱う施設などの把握に努めるとともに、毒劇物の管理の徹底等の指導を行う。

<資料8-3 毒物劇物製造（販売）業等の登録状況>

1 取扱施設等への指導

毒物劇物営業者やシアン化合物を業務上取り扱っている電気メッキ業者等に対し、災害に起因した流出等による被害を防ぐため、保管施設や毒劇物の取り扱いについて指導を行う。

2 取扱施設等の把握及び指導

毒物及び劇物取締法に基づく届出義務のない業務取扱者を含む毒物・劇物を大量に取り扱う業務上取扱者の把握に努め、災害に起因した流出等による被害を防ぐため、保管施設や毒劇物の取り扱いに

ついて指導を行う。

第6 放射性物質

1 放射性同位元素等取扱施設の管理者等の行う対策

災害に起因する放射性同位元素等の漏洩等のおそれが生じた場合、円滑な対応がとれるよう、あらかじめ消防本部、警察、市、国に対する通報連絡体制を整備する。

2 市・消防本部等の対策

- (1) 市（総合政策部）及び消防本部は、県が策定した「放射性物質事故・災害対応マニュアル」に基づき、放射線検出体制や汚染検査及び除染体制の整備等事前対策を行うとともに、応急対策の流れについて熟知し、災害に起因する放射性物質事故が発生した場合に備える。
- (2) 市（総合政策部）、消防本部、県（危機管理防災局）は、放射性物質取扱施設の箇所、所在地及び取扱物質の種類等の把握に努める。
- (3) 市（総合政策部）及び県（危機管理防災局）は、応急復旧活動の迅速かつ円滑な実施のため、関係機関との連携を強化する。

第22節 岩石採取場等の災害予防対策

水害・台風、竜巻等風害・雪害発生時の岩石採取場等における災害を防止するため、市は、必要に応じ国、県に協力し、事業者等に対する規制、指導等の各種予防対策を実施する。

第1 鉱山災害予防対策

関東東北産業保安監督部は、災害発生時の鉱山における被害発生を防止するため、鉱山保安法に基づき、指導、監督する。

第2 岩石採取場災害予防対策

県（産業労働観光部）、採石業者等は、災害発生に伴う岩石採取場での被害を防止するため、平常時から災害発生予防に関する啓発、指導・監督等、岩石採取場の安全確保に努める。

- (1) 採石業者等は、採取計画の遵守、自主災害防止体制の確保を行う。
- (2) 県（産業労働観光部）は、災害発生予防に関する啓発、指導・監督を行う。

第3 砂利採取場災害予防対策

県（産業労働観光部）、砂利採取業者等は、災害発生に伴う砂利採取場での被害を防止するため、砂利採取法に基づき、また、第2に準じて砂利採取場の安全確保に努める。

第23節 学校・社会施設等の災害予防対策

学校等は、水害・台風、竜巻等風害・雪害発生時の幼児児童生徒及び教職員の安全を確保するため、防災面における安全教育と安全管理の充実を図るとともに、防災体制の強化に努める。

第1 公立学校の対策

1 学校安全計画等の作成

公立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校（以下「学校等」という。）の長（以下「校長等」という。）は、学校保健安全法に基づき作成する「学校安全計画」の中で災害安全の事項を盛り込むとともに、地域・学校の実態、地域の特性等に応じ、大規模災害時における幼児児童生徒（以下「児童生徒等」という。）の安全確保、保護者等との連絡体制、施設設備の被害状況の把握、時間外における教職員の参集方法等について別途定めておき、防災面における安全教育の充実と安全管理の徹底を図る。

学校安全計画作成上の留意点	年間を見通した総合的な基本計画として、次のような事項を盛り込み立案する。 ① 防災教育に関する事項 ・ 学年別、月別の関連教科、道徳、総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間における指導事項 ・ 特別活動、部活動等における指導事項 ② 防災管理に関する事項 ・ 防災のための組織づくり、連絡方法の設定 ・ 避難場所、避難経路の設定と点検・確保 ・ 防災設備の点検、防災情報の活用方法の設定 ・ 防災に関する意識や行動、過去の災害発生状況等の調査 ③ 災害安全に関する組織活動 ・ 家庭、地域社会と連携した地域の危険箇所の点検、防災訓練の実施 ・ 教職員や保護者等を対象とした防災に関する研修
危険等発生時対処要領作成上の留意点	学校安全計画を受け、地域・学校の実情等に応じ、次のような事項を盛り込み作成する。 ・ 大規模災害時における児童生徒等の安全確保の方策 ・ 時間外における教職員の参集体制 ・ 保護者への引渡し又は学校の保護方策、臨時休業等の措置など保護者等との連絡体制など

2 学校等の防災体制の確立

（1）事前対策の確立

校長等は、台風や雷、降雪時の児童生徒等の安全確保のために、適切な指示や支援をするため、必要な知識や技能を身に付けるとともに、役割分担等を明確にした上で、学校等の防災管理・組織活動を具体的に示した学校等防災マニュアルの充実を図る。

（2）応急対策への備え

校長等は、災害発生時における児童生徒等の退避・保護の方法をはじめとした防災応急対策について検討するとともに、教職員、児童生徒等に教育・訓練を実施し、保護者にも周知徹底を図る。

（3）施設・設備の安全管理

校長等は、校舎内や避難通路の安全の確保を図るため、学校設備・物品の転倒防止、実験実習機器の管理徹底等の安全対策を講じる。

3 児童生徒等及び教職員に対する防災教育

市（教育委員会）及び県（教育委員会）は、学校教育を通じて児童生徒等に対する防災教育の充実に努め、避難訓練等を通して学校、家庭及び地域における防災の知識や避難方法等を習得させる。

（1）防災教育の充実

学校等では、学校安全計画に基づき児童生徒等の発達の段階に応じた防災教育の充実を図る。

ア 自らの危険を予測し、回避する能力を高める防災教育の推進

防災教育の実施に当たっては、地域の自然環境や過去の災害の事例などを理解させ、災害時の対応力を育むことに留意する。

その際に、県が作成した防災関係指導資料や、国が作成した防災教育用読本等の啓発資料をはじめ、県防災館等の施設の活用などに配慮する。

イ 支援者としての視点からの社会に参画する意識を高める防災教育の推進

災害発生時に、児童生徒等が自らの安全を守ることがもとより、その発達の段階に応じて進んで他の人々や集団、地域の安全に役立つことができるよう、ボランティア活動等を通じて安全で安心な社会づくりに貢献する意識を高める教育を推進する。

(2) 避難訓練の実施

学校等における避難訓練の実施に当たっては、実践的な想定を行うなど災害時に安全に避難できる態度や能力を体得させるようにする。また、家庭や地域の関係機関と連携した訓練や専門家に避難行動を評価してもらうなど訓練方法の工夫を行う。

(3) 教職員の防災意識の高揚と指導力の向上

市（教育委員会）及び県（教育委員会）は、教職員の防災意識の高揚と指導力の向上を図るため、安全教育指導資料等を活用するとともに、防災に関する各種研修を充実させる。

第2 社会教育施設の対策

1 社会教育施設危機管理計画の作成

公民館や図書館、博物館等の社会教育施設の長（以下「施設長」という。）は、利用者の安全確保のため、施設設備の被害状況の把握、時間外における職員の参集方法等について別途定めておき、防災における安全管理の充実を図る。

施設危機管理計画作成上の留意点	年間を見通した総合的な基本計画として、次のような事項を盛り込み立案する。 ① 災害管理に関する事項 ・ 防災のための組織作り、連絡方法の設定 ・ 避難場所、避難経路の設定と点検・確保 ・ 防災設備・備蓄品の点検、防災情報の活用方法の設定 ・ 防災に関する意識や行動、過去の災害発生状況等の調査 ② 災害に関する組織活動 ・ 地域社会と連携した周辺危険箇所の点検、防災訓練 ・ 避難所運営訓練の実施 ・ 職員を対象とした防災に関する研修 ・ 利用者に対する防災情報提供

2 社会教育施設の防災体制の確立

(1) 事前対策の確立

施設長は、地震発生時の利用者の安全確保のために、事業の運営・継続、中止について、事業運営担当者との連携を図り、事前対策を確立しておく。

(2) 応急対策への備え

施設長は、災害時における利用者の退避・保護の方法をはじめ、交通機関・情報手段、水道・電気等ライフライン途絶時の安全確保などの防災応急対策について検討するとともに、職員等に研修・訓練を実施し、周知徹底を図る。

(3) 施設・設備の安全管理

施設長は、施設・敷地や避難通路の安全の確保、重要収蔵物の安全を図るため、設備、物品の転倒防止、実験実習機器の管理徹底、防災機器の点検・使用法の習熟等の安全対策を講じる。

3 利用者、地域住民及び職員に対する防災教育

市（教育委員会）及び県（教育委員会）は、社会教育を通じて市民に対する防災教育の充実に努め、地域における防災の知識や避難方法等の習得について機会を充実する。

(1) 防災教育の充実

ア 社会教育施設では、それぞれの施設の機能を活用した市民への防災教育の充実に努める。

イ 防災教育の実施に当たっては、市民が地域の自然環境や過去の災害、防災体制の仕組みなどを理解し、主体的な避難行動や防災・減災の活動に資するよう配慮する。

ウ 災害発生時に、市民等が自らの安全を守ることがもとより、進んで他の人々や集団、地域の安全に役立つことが出来るよう、共助を育む仕組みづくりや学習機会を充実する。

(2) 避難訓練の実施

本節第1の3(2)に準ずる。

(3) 職員の防災意識の高揚と指導力の向上

本節第1の3(3)に準ずる。

第3 私立学校の対策

私立学校の長は、公立学校の対策に準じて必要な対策を行う。

第4 文化財災害予防対策

火災・事故災害対策編第1部第2章第2節第5の4に準じ、水害・台風、竜巻等風害・雪害に備えた対策を行う。

<資料18-1 栃木市指定文化財一覧>

第24節 航空消防防災体制の整備

大規模災害発生時に、消防防災ヘリコプター等による災害応急対策活動の要請、運用について円滑な実施を図るため、市、防災関係機関は、連携して航空消防防災体制の充実強化に努める。

第1 離着陸場等の整備

消防本部は、県や他機関のヘリコプターによる応援を円滑に受け入れることができるよう、離着陸場等について、施設等の管理者等と協議して選定し、本計画（資料編）に定めておくとともに、必要に応じて通信機器等の必要な機材について整備しておくよう努める。

また、離着陸場候補地のうち、飛行場外離着陸場（5か所）又は緊急離着陸場（65か所）として適する場所について、「飛行場外離着陸場・緊急離着陸場に関する要領」に基づき、県に報告を行う。

<資料16-1 飛行場外、緊急離着陸場一覧>

第2 広域航空消防防災応援体制の整備

1 「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」の円滑な運用体制の整備

(1) 通信体制の整備

応援ヘリコプターと消防本部の基地局及び災害現場の最高指揮者との連絡のため、消防本部は、統制波を実装した無線機の整備に努める。

(2) 事前計画の作成

消防本部及び県（危機管理防災局）は、他機関のヘリコプターによる応援を受けて災害応急対策活動を実施する場合の計画を作成しておき、それに基づき必要な事項を整備する。

第25節 自治体・消防・自衛隊等における応援・受援体制の整備

市、県は、応急対策職員派遣制度、災害時相互応援協定による人員派遣スキームを基本として相互応援体制を整備する。また、災害時相互応援協定の締結や受援計画の策定等により、支援を円滑に受け入れる体制（受援体制）の構築に努める。

第1 市町相互応援体制の整備

1 県内市町間相互応援協定

市（総合政策部）は、県内全市町間で締結した「災害時における市町相互応援に関する協定」を実施する体制の整備に努める。

＜協定集 2.相互応援関係＞

2 市と県の連携強化

市（総合政策部）は、県が市町防災担当職員に対して開催する説明会等や、各種防災訓練への参加、本計画の修正における助言・支援等を受ける等、県との連携体制の強化に努める。

3 その他災害時相互応援協定の締結の推進

市（総合政策部）は、できるだけ多くの県内外の市町村や関係機関との災害時応援協定締結に努め、締結後は、事前に協力内容、輸送方法、応援・受援体制等について確認、マニュアル化しておく等平常時から連携体制の強化を図る。

第2 応急対策職員派遣体制の整備

総務省の「災害応急対策職員派遣制度」により、県が対口支援団体に選定された場合、市は県及び県内他市町と「チーム栃木」として支援を行うため、市（総合政策部・経営管理部）は要請に応じて必要な人員・資機材を確保できる体制を整備する。

第3 大規模災害に備えた受援計画

市（総合政策部）は、他市町村・関係機関からの広域的な支援を円滑に受け入れ、迅速かつ効果的な対策を推進するために受援計画を策定し、支援を受け入れる体制（受援体制）の構築に努める。

受援計画には、受援対象業務、応援団体職員の執務スペース、事務機器の確保体制等を明確にしておく。

また、応援・受援に関する連絡・要請方法の確認を含めた訓練を実施するほか、国の情報連絡員（リエゾン）や県の緊急対策要員と災害時の情報連絡や対応方法等を平常時から確認しておく。

＜資料24-1 国・県等の災害支援ユニット＞

第4 消防広域応援体制の整備

1 消防相互応援体制の整備

消防本部は、次の対策を講じる。

（1）協定の適切な運用

特殊災害消防相互応援協定並びにその他隣接地区消防本部（局）等と締結している各種協定が適切に運用できる体制の整備を図る。

（2）栃木県広域消防応援等計画による充実強化

「栃木県広域消防応援等計画」に基づき、情報連絡体制、応援部隊編成、指揮体制、通信体制、後方支援体制等必要な事前体制について整備する。また、応援要請方法、応援出動方法等発災時の対応について、連携の確保及び広域応援体制の充実強化を図る。

（3）広域消防応援訓練の実施

県内全消防本部（局）による合同訓練に参加し、「栃木県広域消防応援等計画」に基づく応援要

請、応援出動及び相互連携した応急活動が円滑に行えるよう、訓練後に明らかになった課題等を踏まえ、体制及び計画の改善を行う。

<協定集 5.消防関係>

2 緊急消防援助隊の整備

消防本部、県（危機管理防災局）は、「緊急消防援助隊」の受援体制の整備に努めるとともに、県外への栃木県隊出動体制の整備に努める。

また、「栃木県緊急消防援助隊受援計画」に基づき、応援要請手順、指揮体制、通信運用体制、情報提供体制その他必要な事項の整理を行う。

第5 警察・自衛隊等との連携

消防本部は、県（危機管理防災局・県土整備部）、県警察、消防長会及び自衛隊が参加する「災害時の初動体制確立のための関係機関連絡会議」において、初期活動における関係機関の役割分担、連絡調整方法、効率的な協力方法等の検討結果を踏まえ、相互連携体制の強化を図る。

第6 災害時応援協定の締結

市（各部局）は、災害時に市民に対する救助、救援、輸送、情報伝達等を適切に行う機関と災害協定を締結し、連絡体制の充実を図るなど平常時より連携を強化しておくとともに、要請手順、調達方法、経費負担等の確認を行っておく。

第26節 孤立集落の災害予防対策

水害・台風、竜巻等風害・雪害発生時に土砂崩れや積雪による道路や通信の途絶により孤立する可能性のある地区に対する応急対策活動に資するため、市及び市民は連携して平常時から、情報連絡体制や物流体制、備蓄等の整備に努める。

第1 現状と課題

本市では、災害発生時に交通や情報通信手段の途絶等により孤立する可能性のある地区（以下「孤立可能性地区」という。）が存在している。また、孤立可能性地区には該当しないが、河川などにより孤立している地域（以下「飛び地的地区」という。）の自治会についても、風水害発生時に交通や情報通信の手段の途絶等が生じるおそれがあるため、事前対策に取り組む必要がある。

<資料9-1 孤立可能性地区・飛び地的地区一覧>

第2 孤立可能性地区の実態把握

市（総合政策部）及び県（危機管理防災局）は、孤立可能性地区について、定期的な状況調査を実施し、平常時から孤立時の備え等の現状の把握に努める。

第3 未然防止対策の実施

1 道路の整備

市（都市建設部）、県及びその他の道路管理者は、孤立可能性地区に通じる道路や橋りょうについて、洪水、土砂災害、倒木等による損壊や閉塞などの対策工事を推進する。

2 土砂災害危険箇所の整備

県（環境森林部・県土整備部）は、孤立可能性地区の孤立化要因となる土砂災害危険箇所の対策工事を推進する。

3 通信手段の確保

市（総合政策部）は、孤立可能性地区において、通信手段の確保に努める。

また、自主防災組織、消防団、各種通信機器等によるバックアップ体制を検討する。

第4 発生時に備えた取組の実施

1 市の対策

市（総合政策部）は、孤立地区の発生に備えて次の対策を講じる。

- （1）孤立可能性地区について、あらかじめ災害時の連絡担当者を把握しておくなど、情報連絡体制の整備を図る。
- （2）孤立可能性地区における自主防災組織化及び消防団等の資機材整備を支援する。
- （3）避難先となり得る施設を把握し、必要に応じて非常用電源設備の整備や、水・食料等の生活物資、医薬品、簡易トイレ等の備蓄を行う。
- （4）救助や物資輸送の空輸のため、ヘリコプター緊急離着陸場に適した土地の確保に努める。
- （5）自主防災組織及び一般世帯での備蓄や、自主防災組織等による防災訓練等の実施を推進する。

2 孤立地区の対策

- （1）孤立可能性地区の市民は、1週間程度の備蓄量を確保しておくよう努める。
- （2）孤立可能性地区の自主防災組織・自治会・事業所等は、協力して、安否確認や救出・救助、初期消火、炊き出し等を行うとともに、外部に向けて被害状況や救援要請などの情報を発信する訓練を実施する。

第２７節 災害廃棄物等の処理体制の整備

災害廃棄物等を円滑かつ迅速に処理することができるよう、平常時からそのための体制の整備を図る必要がある。

第１ 市の対策

市（生活環境部）は災害時における災害廃棄物等の処理体制の整備、処理施設における災害対策の強化等を図る。また、あらかじめ仮置場の設置・運用等を示した「災害廃棄物処理計画」の策定をするなど平常時の備えに努める。

（１）発生見込み量の把握等

あらかじめ災害廃棄物等の発生見込み量を把握し、その処理体制の整備に努める。特に、仮置場候補地の選定及び関連資機材の備蓄、点検を推進する。

（２）処理業者との連携

平常時から処理業者と連携し、災害廃棄物等を円滑かつ迅速に処理することができるよう共通認識を図るとともに、事業継続計画の策定について働きかけを行う。

（３）定期的な訓練の実施

関係団体と締結した「栃木県災害廃棄物等の処理における市町村等相互応援に関する協定書」及び県と事業者が締結した「栃木県災害廃棄物等の処理応援に関する協定書」（以下「相互応援協定等」という。）が災害時に実効的に機能するよう、定期的に訓練し、当該協定内容の確認等を行うとともに、連絡体制を整備する。

（４）広域処理体制の確保

大量の災害廃棄物の発生を想定し、県や他市町と連携した広域処理体制を整備する。

（５）市民への周知

災害ごみの分別、排出方法を、平常時からホームページ、広報紙、パンフレット等で市民に周知する。

第２ 処理業者の対策

処理業者は、事業継続計画の策定、処理施設の災害対策の強化等に努める。

第３ 県の対策

県（環境森林部）は、市や処理業者における災害廃棄物等の処理体制の整備について、「栃木県災害廃棄物処理計画」に基づき、必要な支援を行う。

（１）相互応援協定等の確認や見直し

（２）市の災害廃棄物処理計画の策定支援

（３）定期的かつ計画的な研修・訓練

（４）市、処理業者と災害廃棄物等を円滑かつ迅速に処理するための共通認識、事業継続計画の策定についての働きかけ

（５）県ホームページ等において、災害廃棄物の分別の重要性や仮置場の必要性について周知

（６）市、処理業者、解体業者等に対して「災害時における石綿飛散防止に係る取り扱いマニュアル」等の周知

第3章 応急対策

第1節 災害対策本部・災害警戒本部等の設置

市内で大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、市は災害対策本部を設置し、県、防災関係機関と相互に連携し、被災者の救助・救護等の応急対策活動を迅速かつ的確に実施する。

第1 市の配備体制

1 配備体制

風水害雪害時の市職員の配備基準は次のとおりとし、災害の状況等に応じて配備体制を拡大又は縮小する。

体制	配備内容	配備基準
災害警戒体制	準備体制	・ 気象情報の収集 ・ 災害情報の収集 ・ 注意体制配備のための整備 ①洪水予報河川、水位周知河川の水位が水防団待機水位を超えることが確実となった場合 ②大雨注意報、洪水注意報、強風注意報などが発表された場合 ③その他危機管理監が必要と認めるとき
	注意体制	・ 気象情報の収集 ・ 災害情報の収集 ・ 災害警戒本部体制配備のための連絡体制整備 ※注意体制であっても、避難所開設の準備や災害警戒本部体制移行準備のため、危機管理課から指示があった課は動員配備体制をとる。 ①洪水予報河川、水位周知河川の水位が氾濫注意水位を超えることが確実となった場合 ②大雨注意報、強風注意報などが発表され、当該注意報の中で警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合 ③大雨警報、洪水警報、暴風警報などが発表された場合 ④台風の接近や集中豪雨等により、災害が発生するおそれがある場合 ⑤その他危機管理監が必要と認めるとき
	災害警戒本部体制	・ 気象情報の収集 ・ 災害情報の収集（被害状況の把握） ・ 災害対策本部体制配備のための連絡体制整備 ・ 情報発信（報道、市民）の開始 ①高齢者等避難を発令した場合 ※高齢者等避難の発令基準は、本章第6節第1の2（1）に準ずる。 ②その他副市長が必要と認めるとき
災害対策本部体制	第1 配備	・ 災害情報の収集（被害状況の把握） ・ 災害対策本部体制での応急復旧 ・ 情報発信（報道、市民） ・ 関係機関との連絡調整 ①避難指示を発令した場合 ※避難指示の発令基準は、本章第6節第1の2（1）に準ずる。 ②その他市長が必要と認めるとき
	第2 配備	・ 災害情報の収集（被害状況の把握） ・ 災害対策本部体制での早急な応急復旧 ・ 情報発信（報道、市民） ・ 関係機関との連絡調整 ①大雨、暴風、暴風雪又は大雪のいずれかの特別警報が発表された場合 ②市内に被害が発生し、又は甚大な被害が発生するおそれがある場合 ③その他市長が必要と認めるとき

動員配備表(災害対策本部設置時の部班構成)

配備体制		災害警戒体制			災害対策本部体制	
部	班	準備体制	注意体制	災害警戒本部体制	第1配備	第2配備
本部長	市長				○	○
副本部長	副市長			○	○	○
	危機管理監		○	○	○	○
	教育長			○	○	○
統括部	統括班		○	○	○	○
	渉外班			○	○	○
	情報収集班		●	○	○	○
	広報班		●	○	○	○
総務部	職員班		●	○	○	○
	管財班			○	○	○
	被害調査班			○	○	○
	財政班			○	○	○
	大平地域総務班		○	○	○	○
	藤岡地域総務班		○	○	○	○
	都賀地域総務班		○	○	○	○
	西方地域総務班		○	○	○	○
	岩舟地域総務班		○	○	○	○
生活環境部	被災者支援班			○	○	○
	災害ごみ対策班			○	○	○
	防疫衛生班			○	○	○
	交通防犯対策班			○	○	○
救援救護部	福祉救援班			○	○	○
	救護班		●	○	○	○
産業振興部	物資調達班		●	○	○	○
	農林班		○	○	○	○
都市建設部	道路河川復旧班		○	○	○	○
	住宅復興班			○	○	○
上下水道部	下水道班		○	○	○	○
	水道班			○	○	○
避難所運営部	避難所班		●	○	○	○
消防部	消防本部班	○	○	○	○	○
	栃木地域消防班 (消防第1・第2課)	○	○	○	○	○
	栃木地域消防班(消防団)			○	○	○
	各地域消防班(各分署)	○	○	○	○	○
	各地域消防班(消防団)			○	○	○

(注)「●」は大雨警報等の発表に加え、危機管理課から動員配備の指示があった場合

2 動員体制

災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、職員の配備体制にしたがって、次の動員計画により職員の動員を行う。

(1) 動員体制の整備

ア 動員計画表、連絡系統図等の作成

各所属長は、所属職員一人ひとりに業務内容を周知し、勤務時間外や休日等における動員計画表、連絡系統図等を作成し、確実な動員体制を整備する。

イ 休日その他勤務時間の動員

配備要員となる職員は、休日その他勤務時間外において災害の発生を知ったとき、又は動員の伝達を受けたときは、あらかじめ定められた場所に直ちに登庁し、災害応急対策業務に従事する。

(2) 消防団の動員計画

ア 伝達

消防団への伝達は、消防本部が行う。

イ 指令

消防団長は、市長から災害警戒本部設置に伴う配備体制の連絡を受けたときは、直ちに出勤できる体制を確立するよう本部分団長に対し、電話、消防団無線、メール、伝令等により指令する。

ウ 記録

消防団における応急復旧従事の際の始期及び終期は、市長又は消防団長の明確な指示に基づくものとし、出勤した際は記録をとる。

(3) 動員の方法

配備体制の職員等への伝達は、次により行う。

ア 幹部職員等への連絡手段の確保

市の幹部職員、防災担当職員は、常時、参集時の連絡手段として、できる限り携帯電話等を携行し、電話・メール・チャットツール等による連絡手段を確保する。

イ 開庁時の連絡体制

(ア) 副本部長（危機管理監）は、本部長（市長）の指示等により配備体制がとられた場合は、各部長に対し、口頭、メール（携帯電話）、又は電話等によって配備体制を指令する。

(イ) 各部長は、直ちに所属職員にメール（携帯電話）、チャットツール、電話等で連絡し、指揮監督を統括する。

(ウ) 副本部長（危機管理監）は、消防長に非常配備を伝達する。

ウ 閉庁時の連絡体制

(ア) 各職員の措置

① 当直者は、消防機関からの通報、その他により災害が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、直ちに統括班（危機管理員）に通報し、統括班（危機管理員）は副本部長兼統括部長（危機管理監）に報告する。副本部長兼統括部長（危機管理監）は、本部長（市長）及び副本部長（副市長、教育長）に報告する。

② 統括班長（危機管理課長）は、副本部長兼統括部長（危機管理監）の指示により、各部長にメール（携帯電話）、電話等により連絡する。

③ 各部長は、常に所属班員の連絡方法を把握しておき、直ちに動員できるよう措置する。

④ 職員は、問い合わせ等によって電話回線が込み合い、電話では通話できない状態になった場合は、気象情報及び災害情報等をテレビ、ラジオ、インターネット等により積極的に収集し、自己判断により参集する。

⑤ 配備要員以外の職員は、テレビ、インターネット等で災害情報に注意するとともに、緊急配備命令にも対応できるよう自宅待機する。

エ 職員の参集

(ア) 職員の参集手段及び場所

① 職員は登庁に当たり、道路の被害及び交通の混雑等が予想されるため、できるだけ徒歩、自転車、バイク等の利用を心がける。

② 災害の状況等により、勤務場所への参集が困難なときは、最寄りの総合支所など市の施設に参集し、その責任者の指示を受け、災害対策活動に従事する。

③ 職員の家族に死傷者が出たとき、又は自宅が全半壊（焼）したときは、何らかの手段をもってその旨を所属上司又は最寄りの施設の責任者に報告する。

(イ) 参集途上の措置

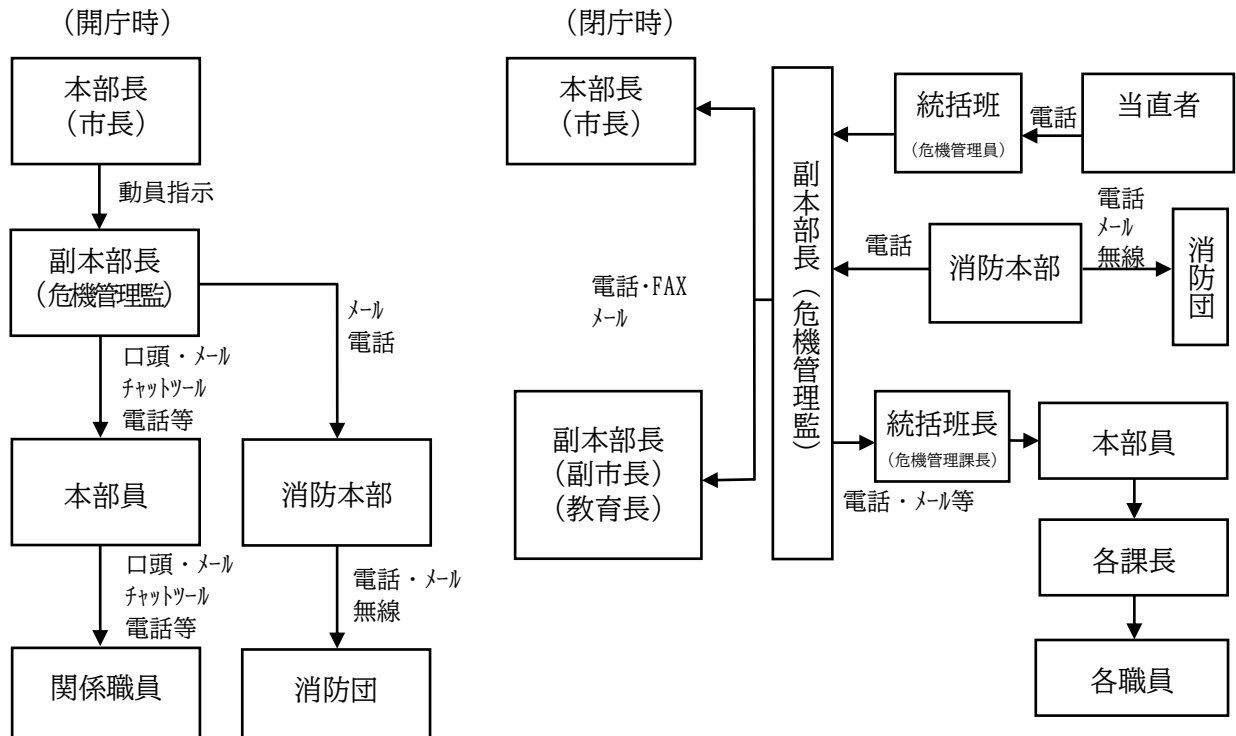
① 被害状況等の把握

職員は、自宅周辺の災害状況を確認するとともに、参集途上における交通障害、災害状況等の重要な情報の収集に努め、所属長に報告する。

② 緊急措置

参集途中において救助等を要する災害現場に遭遇した場合は、状況を所属長に報告し、対応について指示を求める。また、必要に応じ付近住民と協力して救助等の応急対策活動を行うと共に、最寄りの防災機関へ通報し、援助を求める。

動員配備の伝達系統図



第2 市の災害活動体制

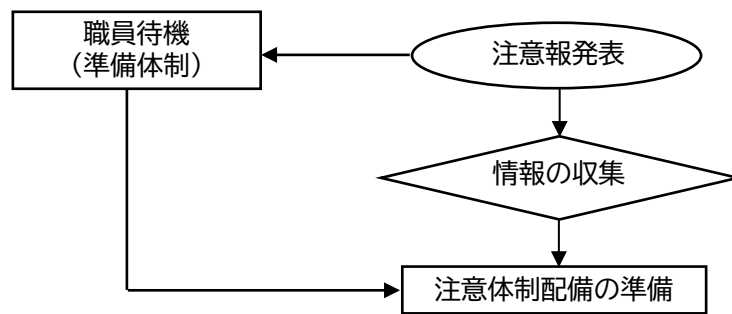
1 準備体制・注意体制の活動

(1) 準備体制

洪水予報河川、水位周知河川の水位が水防団待機水位を超えることが確実となった場合や、大雨注意報、洪水注意報、強風注意報などが発表された場合には、市は準備体制をとり、気象・災害に関する情報の収集に努める。

また、準備体制で動員配備となっている職員は直ちに登庁し、次の措置を講じる。

- ア 気象情報の収集
- イ 災害情報の収集
- ウ 河川の水位に関する情報の収集
- エ 注意体制配備のための整備

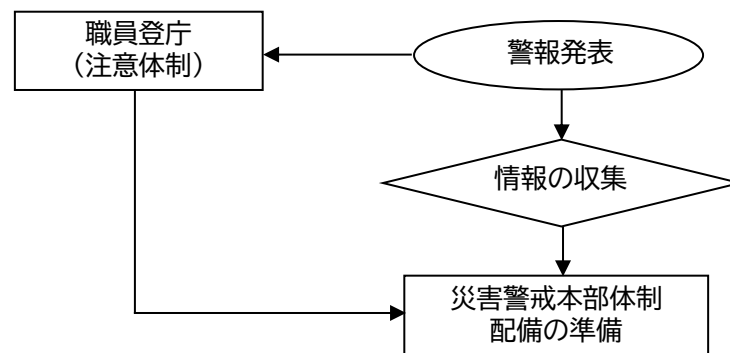


(2) 注意体制

洪水予報河川、水位周知河川の水位が氾濫注意水位を超えることが確実となった場合や、大雨警報、洪水警報、暴風警報などが発表された場合、台風の接近や集中豪雨等により災害が発生するおそれがある場合には、市は注意体制をとり、気象、災害に関する情報の収集に努める。また、災害警戒本部体制整備のための連絡体制を確保する。

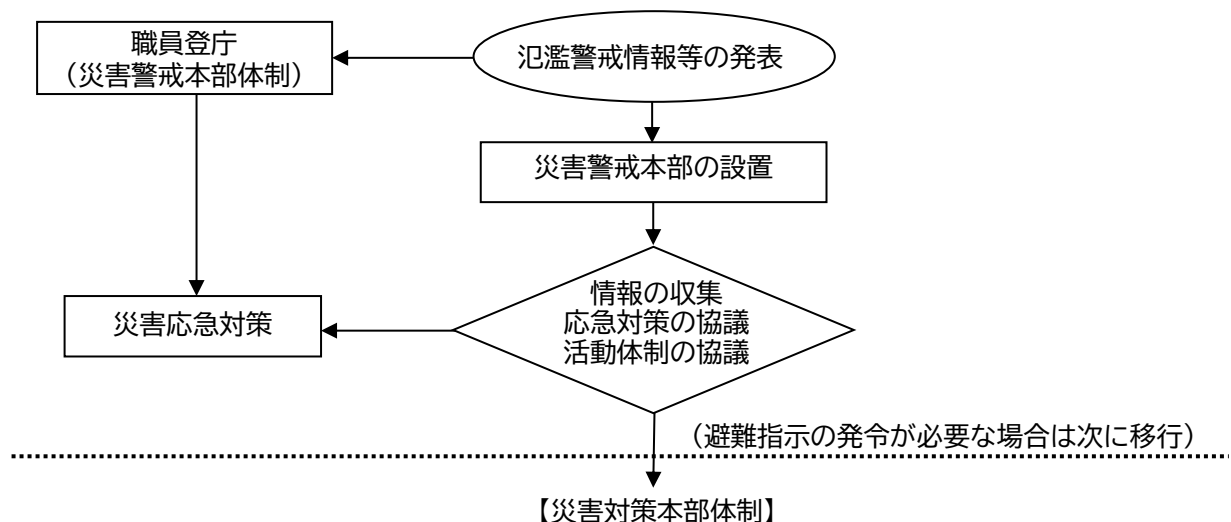
また、危機管理監を責任者とし、注意体制で動員配備となっている職員は直ちに登庁し、次の措置を講じる。

- ア 気象情報の収集
- イ 災害情報の収集
- ウ 災害警戒本部体制整備のための連絡体制整備



2 災害警戒本部体制（災害警戒本部の設置）

注意体制において、高齢者等避難の発令が必要と判断された場合には、市は災害警戒本部を設置し、高齢者等避難を発令する。その後、災害対策本部を設置するに至るまでの措置及び災害対策本部を設置せずに行う災害対策を総合的に迅速かつ的確に行う。



(1) 設置基準

次に掲げる場合において、副市長が必要と認めるときに設置する。

ア 高齢者等避難を発令した場合

※高齢者等避難の発令基準は、本章第6節第1の2(1)に準ずる。

イ その他副市長が必要と認めるとき

(2) 設置場所

市役所本庁舎内に設置する。本庁舎内に災害警戒本部を設置することができない場合は、災害警戒本部長(副市長)の指定する場所に設置する。

(3) 災害警戒本部の組織

副市長を本部長とし、次の者をもって組織するものとする。本部長(副市長)不在時等の代理者の順位は、第1順位は副本部長(危機管理監)、第2順位は副本部長(教育長)とする。

本部長	副市長
副本部長	危機管理監、教育長
本部長	総合政策部長、経営管理部長、地域振興部長、生活環境部長、保健福祉部長、こども未来部長、産業振興部長、都市建設部長、都市建設部技監、会計管理者、議会事務局長、上下水道局長、消防長、教育次長、監査委員事務局長、農業委員会事務局長

(4) 本部業務

災害警戒本部は、次の業務を行う。

ア 災害発生のおそれがある場合における準備的対応に関すること

イ 災害対策本部の設置準備に関すること

ウ 災害応急対策の実施に関すること

(5) 解散時期

次のいずれかに該当する場合、災害警戒本部は解散する。

ア 災害の発生するおそれがなくなったと本部長(副市長)が認めたとき

イ 災害応急対策が概ね終了したと本部長(副市長)が認めたとき

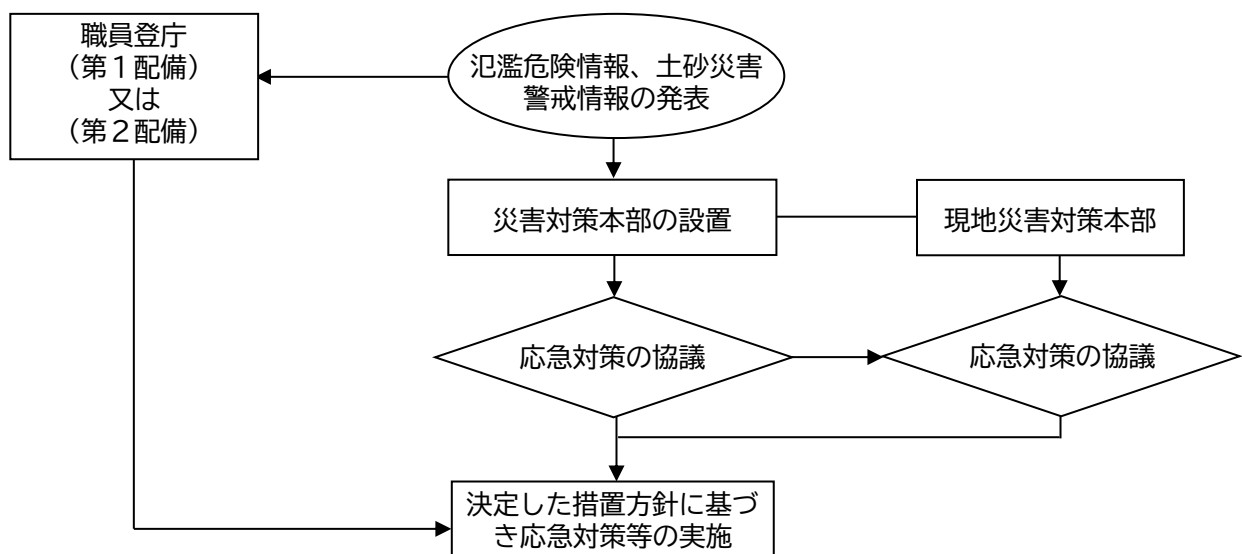
ウ 災害対策本部が設置されたとき

3 災害対策本部体制(災害対策本部の設置)

市は、災害対策の責務を遂行するため必要と認めるときは、災害対策基本法第23条の2の規定により、市長を本部長とする災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施する。

<資料10-1 栃木市災害対策本部条例>

<資料10-2 栃木市災害対策本部に関する規程>



(1) 設置基準

次に掲げる場合において、市長が必要と認めるときに設置する。

ア 避難指示を発令した場合

※避難指示の発令基準は、本章第6節第1の2(1)に準ずる。

イ 市内に大雨、暴風、暴風雪又は大雪のいずれかの特別警報が発表された場合

ウ 市内に被害が発生し、又は甚大な被害が発生するおそれがある場合

エ その他市長が必要と認めるとき

(2) 設置場所

市役所本庁舎内に設置し、「栃木市災害対策本部」の標札を掲出する。なお、建物破損等により本部として機能が全うすることができないと本部長（市長）が判断した場合は、次の場所に設置する。

第1順位 栃木市総合運動公園体育館

第2順位 栃木市栃木文化会館

(3) 災害対策本部職員の証票等

本部長、副本部長、本部員その他の職員は、災害対策活動に従事するときは、所定の腕章を着用する。ただし、消防部は、制服をもって腕章に代える。

また、災害対策活動に従事する本部の車両には、所定の標旗を付す。

<資料10-3 本部職員の標識>

(4) 防災関係機関等への通知

災害対策本部を設置したとき又は解散したときは、次のうち必要と認める機関に速やかに通知する。また、市民に対して、広報車、ホームページ等により周知する。

ア 県危機管理課

イ 他市町

ウ 陸上自衛隊東部方面特科連隊第2大隊

エ 指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関

オ その他の関係機関（国の関係省庁、隣接県等）

(5) 災害対策本部の組織

市長を本部長とし、次の者をもって組織する。本部長（市長）不在時等の代理者の順位は、第1順位は副本部長（副市長）、第2順位は副本部長（危機管理監）、第3順位は副本部長（教育長）とする。

本部長	市長
副本部長	副市長、危機管理監、教育長
本部員	総合政策部長、経営管理部長、地域振興部長、生活環境部長、保健福祉部長、こども未来部長、産業振興部長、都市建設部長、都市建設部技監、会計管理者、議会事務局長、上下水道局長、消防長、教育次長、監査委員事務局長、農業委員会事務局長、消防団長

(6) 本部員会議

ア 本部員会議の構成

本部員会議は、本部長（市長）、副本部長（副市長、危機管理監、教育長）、本部員で構成し、災害応急対策の基本的な事項について協議する。

イ 本部員会議の開催

本部長（市長）は、災害対策本部の運営、災害応急対策の推進に関し、必要と認めるときは、本部員会議を招集する。

本部員は、本部員会議の開催を必要と認めるときは、その旨を副本部長（危機管理監）に申し出る。

ウ 本部員会議の協議事項

（ア）災害対策本部の配備体制に関すること

- (イ) 災害情報及び被害状況の分析並びにこれに伴う対策活動の基本方針に関すること
- (ウ) 県その他関係機関に対する災害応急措置の実施の要請及び応援の要求に関すること
- (エ) その他災害対策に関する重要事項

エ 決定事項の実行

本部員会議の決定事項は、担当部長が関係部長等と緊密に連携して速やかに実施する。

オ 本部員会議の庶務

本部員会議の庶務は、統括班が担当する。

(7) 部の組織、運営

各部長は班を編成し、所掌事務を実施するため次の措置を講じる。また、業務遂行に当たり必要がある場合は、新たな班を設置して所掌事務を実施する。

ア 各班（課）に連絡責任者を定める。連絡責任者を変更する場合は、その旨を副本部長（危機管理監）に遅滞なく届け出る。

連絡責任者は、班内の災害情報のとりまとめ、部長への報告、部長からの指示等の班内への伝達等を行う。

イ 所掌事務に係る情報の収集及び連絡体制を強化する。

ウ 次の措置をとり、その状況を副本部長（危機管理監）を通じて本部長（市長）に報告する。

(ア) 災害の現況を職員に周知させ、所要の人員を配備

(イ) 装備、機械、設備、器材、物資等を点検し、必要に応じて被害予想地へ配備

(ウ) 災害対策に関係ある機関及び市民との連絡を密にし、協力体制を強化

(エ) 必要に応じ災害発生予想箇所等の巡視又は監視の実施

(オ) 災害発生の場合は、その対策に当たらせる。

エ その他、次の事務を実施する。

部班の編成及び分掌事務

部 (●部長、○副部長)	班 (●班長、○副班長)	分掌事務
統括部 ●危機管理監 ○総合政策部長 ○議会事務局長 ○監査委員事務局 局長	統括班 ●危機管理課長 ○総務人事課長	・本部の設置、運営及び閉鎖に関すること。 ・災害情報及び被害情報の統括に関すること。 ・災害対策の統括に関すること。 ・避難情報等の発令に関すること。 ・帰宅困難者の対応に関すること。 ・国、県、警察等の防災関係機関との連絡調整に関すること。 ・自衛隊の応援要請等に関すること。 ・他の地方公共団体等からの応援受付及び応援要請に関すること。 ・土石流、地すべり崩壊、急傾斜地対策に関すること。 ・災害救助法に関すること。 ・被災者生活再建支援システムの運用に関すること。 ・統括部内の調整に関すること。 ・各部との連絡調整に関すること。
	渉外班 ●秘書課長 ○議事課長	・災害対策本部長の秘書用務に関すること。 ・被災地の各種陳情に関すること。 ・災害視察、慰問、見舞者の対応に関すること。 ・市議会等の連絡調整に関すること。 ・礼状の発送に関すること。
	情報収集班 ●総合政策課長 ○デジタル推進課長	・被害状況の情報収集、取りまとめ及び報告に関すること。 ・ライフラインの被害状況及び復旧状況の情報収集に関すること。 ・応急復旧情報の収集及び報告に関すること。 ・各部への情報提供に関すること。 ・自治会、自主防災組織との連絡調整に関すること。 ・市民からの災害情報の問い合わせに関すること。 ・行政資料及びデータの保全に関すること。

部 (●部長、○副部長)	班 (●班長、○副班長)	分掌事務
	広報班 ●広報課長 ○契約検査課長	・報道機関に対する情報提供、協力要請に関する事。 ・市民に対する災害情報の提供に関する事。 ・避難情報等の市民への周知に関する事。 ・災害及び応急対応活動記録の収集に関する事。
総務部 ●経営管理部長 ○地域振興部長 ○会計管理者	職員班 ●総務人事課主幹（人事研修・給与厚生担当） ○人事研修係長	・災害関係職員の動員に関する事。 ・職員の安否確認に関する事。 ・災害派遣職員の身分取り扱いに関する事。 ・公務災害補償（消防団員含む）に関する事。 ・職員の給食対応及び衛生管理に関する事。 ・職員の健康管理に関する事。 ・情報収集班への応援に関する事。 ・総務部内の調整に関する事。
	管財班 ●管財課長 ○管財係長	・庁舎等の被害調査に関する事。 ・庁舎機能及び通信手段の確保に関する事。 ・広報用車両及び災害時対応車両の確保及び配車に関する事。 ・燃料の調達に関する事。 ・市有財産（行政財産を除く）の管理に関する事。
	被害調査班 ●税務課長 ○収税課長	・建物等の被害状況調査に関する事。 ・災害減免、猶予及び税相談に関する事。 ・被災建物等台帳の作成に関する事。 ・り災証明等の発行に関する事。
	財政班 ●財政課長 ○会計課長	・災害関係の予算に関する事。 ・災害時に必要な経費の出納に関する事。 ・義援金の募集、受け入れ、保管、配布に関する事。 ・災害関係経費の支出に関する事。 ・避難所班の応援に関する事。
	各地域総務班 ●各地域づくり推進課長 ○各地域づくり推進係長	・被害状況の情報収集、取りまとめ及び本部への報告に関する事。 ・応急対応策に関する事。 ・総合支所庁舎の被害調査及び機能確保に関する事。 ・市民に対する情報周知に関する事。 ・自治会、自主防災組織との連絡調整に関する事。 ・道路、河川、下水道、水道等の連絡調整に関する事。 ・各部との連携に関する事。 ・被災者等の相談及び窓口相談に関する事。
生活環境部 ●生活環境部長 ○市民生活課長	被災者支援班 ●市民生活課長 ○保険年金課長	・被災者等の身元調査、照会に関する事。 ・被災者等の相談及び窓口開設に関する事。 ・生活環境部内の調整に関する事。
	災害ごみ対策班 ●クリーン推進課長 ○ごみ減量係長	・災害廃棄物の処理に関する事。 ・廃棄物処理の協力応援体制に関する事。 ・し尿処理に関する事。
	防疫衛生班 ●環境課長 ○環境保全係長	・被災住宅の防疫に関する事。 ・遺体の収容、身元確認、安置、埋葬に関する事。 ・火葬施設の利用調整に関する事。 ・工場等からの汚染物質流出等の対応に関する事。 ・避難所に飼い主と同行避難したペットの適正飼養及び衛生管理の指導に関する事。
	交通防犯対策班 ●交通防犯課長 ○交通防犯係長	・公共交通機関との連絡調整に関する事。 ・災害時の治安・秩序の保持に関する事。 ・災害ごみ対策班の応援に関する事。

部 (●部長、○副部長)	班 (●班長、○副班長)	分掌事務
救援救護部 ●保健福祉部長 ○こども未来部長	福祉救援班 ●福祉総務課長 ○子育て総務課長	・高齢者、障がい者、乳幼児等への救援に関すること。 ・地域支え合い活動による支援に関すること。 ・災害ボランティア及びボランティアセンターに関すること。 ・救援物資の受領及び集積所の開設運営に関すること。 ・所管施設の被害調査及び機能確保に関すること。 ・福祉避難所に関すること。 ・日本赤十字社等との連絡調整に関すること。 ・行方不明者等の捜索申し出の受付に関すること。 ・社会福祉協議会との連絡調整に関すること。 ・民生委員等への協力要請及び連絡調整に関すること。 ・災害見舞金及び災害弔慰金の支給に関すること。 ・被災児童の保護に関すること。 ・救援救護部内の調整に関すること。
	救護班 ●健康増進課長 ○統括保健師（健康増進課長が統括保健師を兼ねる場合は、統括保健師第一補佐）	・医療機関及び保健所との連絡調整に関すること。 ・所管施設の被害調査及び機能確保に関すること。 ・医療災害支援（災害協定）に関すること。 ・医療救護及び救護所の開設・運営に関すること。 ・救護所における救急機関（消防署含む）との連絡調整に関すること。 ・医療器材、医療品等の需給調達、保管及び配分に関すること。 ・被災者の健康管理に関すること。 ・感染症予防対策に関すること。
産業振興部 ●産業振興部長 ○農業委員会事務局長	物資調達班 ●商工振興課長 ○産業基盤整備課長	・商工観光関係被害状況調査及び支援に関すること。 ・所管施設の被害調査及び機能確保に関すること。 ・避難生活物資の調達、配給に関すること。 ・避難世帯への生活・食料物資の調達、配給に関すること。 ・産業振興部内の調整に関すること。
	農林班 ●農林整備課長 ○農業振興課長 ○農業委員会事務局次長	・農林水産関係被害状況調査及び支援に関すること。 ・所管施設の被害調査及び機能確保に関すること。 ・都市建設部、上下水道部との連携に関すること。 ・農林水産施設の災害復旧に関すること。 ・家畜等動物の救護及び対策に関すること。 ・物資調達班の応援に関すること。 ・西前原排水機場の運転に関すること。
都市建設部 ●都市建設部長 ○都市建設部技監	道路河川復旧班 ●道路河川整備課長 ○道路河川維持課長	・道路、河川、公園関係の被害状況調査に関すること。 ・通行不能箇所の調査及び対策に関すること。（警察との連携） ・緊急輸送道路確保（障害物除去）に関すること。 ・建設業者等への応急対策依頼等、連絡調整に関すること。（災害協定） ・緊急建設資材等の調達に関すること。 ・道路、河川、公園関係の災害復旧に関すること。 ・土木事務所との連携に関すること。
	住宅復興班 ●都市計画課長 ○建築住宅課長	・所管施設の被害調査及び機能確保に関すること。 ・所管施設の災害復旧に関すること。 ・被害住宅相談及び診断に関すること。 ・震災建築物応急危険度判定に関すること。 ・被災宅地応急危険度判定に関すること。 ・宅地崩壊対策に関すること。 ・崩壊建築廃材対応に関すること。（災害ごみ対策班と連携） ・緊急建設資材等の調達に関すること。 ・仮設住宅建設に関すること。 ・仮設住宅入居に関すること。 ・災害復興計画に関すること。 ・道路河川復旧班の応援に関すること。

部 (●部長、○副部長)	班 (●班長、○副班長)	分掌事務
上下水道部 ●上下水道局長 ○下水道建設課長 ○水道建設課長	下水道班 ●下水道建設課長 ○上下水道総務課長	・下水道施設の被害調査に関する事。 ・下水道施設の災害復旧に関する事。 ・下水道にかかる相談に関する事。 ・マンホールトイレの整備に関する事。 ・上下水道部内の調整に関する事。
	水道班 ●水道建設課長 ○上下水道総務課経営係長	・水道施設の被害調査に関する事。 ・飲料水の市民への供給に関する事。 ・緊急配水資材等の調達に関する事。 ・水道施設の災害復旧に関する事。 ・他の地方公共団体等からの応援受付及び応援要請に関する事。 ・緊急事業による配給水の広報に関する事。 ・上水道にかかる相談に関する事。
避難所運営部 ●教育次長 ○教育総務課長	避難所班 ●教育総務課長 ○生涯学習課長	・所管施設の被害調査に関する事。 ・避難所の開設、運営に関する事。 ・避難者数の把握及び避難者名簿の作成に関する事。 ・避難所における生活・食料物資の供給に関する事。 ・福祉避難所等への移送に関する福祉救援班との連絡調整に関する事。 ・学校等教育施設の災害復旧に関する事。
消防部 ●消防長 ○消防次長 ○消防署長 ○消防団長	消防本部班 ●消防総務課長 ○警防課長	・関係機関及び消防団との連絡調整に関する事。 ・災害時の資器材等の応急調達に関する事。 ・災害等に関する情報収集及び報告に関する事。 ・危険物施設等に対する応急措置等に関する事。 ・災害防御対策に関する事。 ・災害対策本部との連絡調整に関する事。 ・広域応援要請に関する事。 ・災害情報の受理及び出動指令に関する事。 ・非常招集の伝達に関する事。 ・緊急消防援助隊に関する事。 ・その他応急対策に関する事。
	栃木地域消防班 ●消防第1課長 ○消防第2課長 ○副団長 各地域消防班 ●各分署長 ○各副団長	・災害の警戒及び防衛並びに警戒区域の設定に関する事。 ・災害の応急措置に関する事。 ・救出、救護及び救急業務に関する事。 ・災害情報の広報に関する事。 ・被害状況の収集及び報告に関する事。 ・避難誘導に関する事。 ・その他応急対策に関する事。

(8) 職員の配置調整

ア 部門間の配置調整

各部長は、部の職員が不足する場合、他の部の職員の応援を副本部長（危機管理監）に要請する。副本部長（危機管理監）は、各部の職員の動員状況、応援を要する技能・資格・職種等を考慮して、本部長（市長）及び関係部長と協議する。職員班は、他の部の職員の動員や部門間の職員の配置調整を行う。

なお、職員班は、部門間の応援、配置調整を円滑に行えるよう、市職員の技能・保有資格等の台帳を整備しておくほか、被災状況や復旧段階に応じた各部班の必要職員数をあらかじめ想定しておく。

イ 特定事務の支援

副本部長（危機管理監）は、特別な経験を有する事務（特定事務）を指定し、当該事務の経験等がある職員等をあらかじめ指名しておく。

指名された職員は、副本部長（危機管理監）の指示があった場合、当該事務の支援に当たる。

<特定事務の例>

- ・情報収集班と統括班間の情報共有事務など。

(9) 現地災害対策本部の設置

ア 本部長（市長）は、災害の規模や程度等により必要があると認めるときは、現地災害対策本部を設置し、次の事務を行う。

（ア）被害情報、対応、支援状況、復旧状況等の把握

（イ）災害対策本部、国、県、関係機関等との連絡調整

（ウ）緊急を要する災害応急対策の実施

（エ）その他災害対策に関する必要な事務

イ 本部長（市長）は、副本部長（副市長、危機管理監、教育長）、本部員その他の職員のうちから、現地本部長及び現地本部員を指名する。

ウ 現地災害対策本部は、総合支所又は被災地に近い学校、公民館等を利用して設置する。

(10) 解散時期

本部長（市長）の判断により、次の場合に解散する。

ア 予想された災害の危険が解消したと認められるとき

イ 災害発生後における応急対策が概ね完了したと認められるとき

第3 県との連携

(1) 緊急対策要員との連携

市（総括班）は、県の情報収集要員や災害マネジメント総括支援員が派遣された場合は、密接に連携して対応する。また、災害マネジメントの総括的な支援を要する場合は、県（危機管理防災局）に栃木県災害マネジメント総括支援員の派遣を要請する。

ア 情報収集要員

市庁舎の近隣に居住する県職員から知事があらかじめ指定しており、県内に特別警報が発表されたことを覚知した場合は、安全を確保の上、市庁舎に登庁し、初動期における市での情報収集業務等に従事する。また、栃木県災害マネジメント総括支援員が派遣された場合には、災害マネジメント業務の補佐を行う。

イ 栃木県災害マネジメント総括支援員

市からの派遣要請により、市災害対策本部へ参画して応急対応等を総括的に支援する。

県災害対策本部（災害対策本部が設置されないときは危機管理課）から市に派遣を命じられた場合、直ちに市庁舎に登庁し、情報収集要員と連携して市災害対策本部との調整、市における応援職員のニーズ等の把握を行うなど、市の災害マネジメントの総括的な支援業務に従事する。

(2) 県現地災害対策本部との連携

市内に県の現地災害対策本部が設置されたときは密接な連携を図り、適切な災害応急対策の実施に努める。

第4 業務継続性の確保

市（各班）は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のために策定した業務継続計画（BCP）により、業務継続性の確保を図る。

特に、市は災害応急対策活動等の主体として重要な役割を担うことから、職員の参集体制、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について備えておく。

第2節 防災気象情報の収集・伝達及び通信確保対策

市及び関係機関は、気象予警報等を関係機関、市民に対し迅速に伝達する体制を整備する。また、災害が発生した場合、救出・救助活動等の災害応急対策活動や市民の避難指示等の判断に必要な情報収集を行うため、速やかな情報収集に努めるとともに、その情報を迅速かつ的確に伝達・報告するため、各種通信手段の確保を図る。

第1 市の情報収集伝達体制

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、市は24時間365日体制で、勤務時間内外を問わず、情報収集班及び関係各部の職員をもって情報収集に当たるとともに、関係機関団体等からの情報を早期に把握するよう努める。

情報収集班は、収集した災害情報を副本部長（危機管理監）に報告し、副本部長（危機管理監）は、その内容を本部長（市長）に報告する。

また、必要に応じて国（国土交通省）の情報連絡員（リエゾン）の受け入れ等により、被災状況に応じてTEC-FORCE派遣につながるよう国との連絡強化を図る。

<協定集 1. 情報通信関係>

1 災害対策幹部職員の体制

災害対策を実施するに当たり、直接指揮に当たる災害対策指揮者（市長、副市長、危機管理監、教育長）は、災害発生後直ちに登庁し、被害状況の収集など初期災害応急対策を指揮する。

2 災害対策主管課の体制

（1）緊急登庁体制

災害対策の主管課である統括部及び総務部の幹部職員は、災害発生後速やかに登庁し、被害情報の収集、県や防災関係機関との連絡調整に当たる。

（2）連絡体制

市（統括班）は、県防災行政ネットワークを活用した気象情報等の収集や消防本部、警察署及び宇都宮地方気象台等からの災害情報、気象予警報等を24時間365日体制で受信し、速やかに職員及び関係機関に伝達する。

また、市（統括班）は、災害等の状況に応じ、県、国（総務省消防庁）、防災関係機関に対し、栃木県火災・災害等即報要領等に基づき災害の状況を報告する。

3 携帯電話等の配備

災害対策関係職員に対して携帯電話を配備し、災害時における緊急通信の確保を図るとともに、各種防災情報を携帯電話向けにメールで配信する。また、状況によっては個人の所有する携帯電話を活用する。

4 休日等における自然災害被害に関する情報収集

情報収集班は、初動の遅れが懸念される休日や閉庁時間帯において、迅速な災害情報の把握を目的として、竜巻等発生 of 把握が困難である局地的かつ突発的な自然災害による被害の情報を収集する。

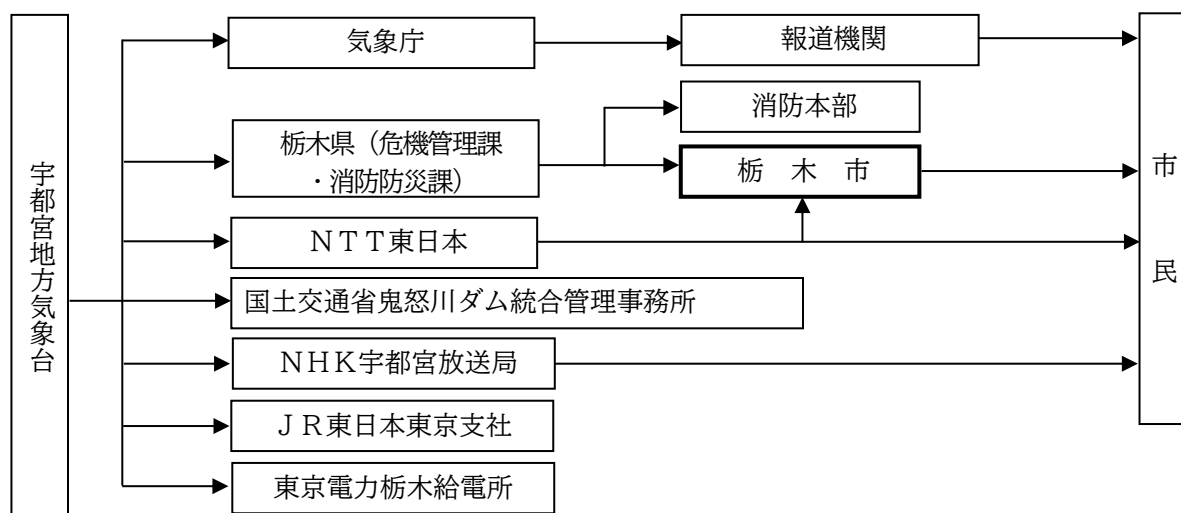
第2 警戒情報等の伝達

1 気象警報・注意報等の伝達

気象業務法に基づき、宇都宮地方気象台が発表した警報・注意報は、次の伝達系統により速やかに通知される。

市（統括班、広報班）は、県からの通知やラジオ、テレビ放送等によって気象注意報、気象警報を知ったときは、必要に応じて市民に周知するとともに、臨機の措置を講じる。

<資料11-1警報・注意報発表基準一覧>



気象注意報・警報の伝達系統

2 土砂災害警戒情報の伝達

市（統括班、広報班、福祉救援班、救護班、避難所班）は、土砂災害警戒情報が発表されたときは、土砂災害警戒区域内の市民や要配慮者利用施設の管理者等に伝達する。

3 指定河川の洪水予報の伝達

水防法、気象業務法に基づき、国土交通大臣が定める河川について、関東地方整備局と気象庁予報部とが共同し、また、知事が定める河川について、県河川課と宇都宮地方気象台とが共同し、洪水のおそれがある状況を水位、流量とともに発表する。

本市における指定河川の洪水予報の伝達系統は、栃木市水防計画第8章のとおりである。

市（統括班、広報班、福祉救援班、救護班、避難所班）は、指定河川の洪水予報が発表されたときは、洪水浸水想定区域内の市民や要配慮者利用施設の管理者等に伝達する。

4 水位周知情報の伝達

水防法に基づき、国土交通大臣と知事がそれぞれ指定する河川において、特別警戒水位に達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して、国土交通大臣の指定する河川については知事に通知し、知事の指定する河川については直ちに県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、一般に周知しなければならない。

本市における指定河川の水位周知情報の伝達系統は、栃木市水防計画第9章のとおりである。

市（統括班、広報班、福祉救援班、救護班、避難所班）は、指定河川の水位周知情報が通知されたときは、洪水浸水想定区域内の市民や要配慮者利用施設の管理者等に伝達する。

5 水防警報の伝達

水防法に基づき、国土交通大臣と知事がそれぞれ指定する河川、湖沼において、洪水による災害の発生が予想される場合に、国土交通大臣の指定する河川については国土交通省の出先機関の長が、知事の指定する河川については知事が水防警報を水防管理者（市長）に通知する。

本市における指定河川の水防警報の基準及び伝達系統は、栃木市水防計画第11章のとおりである。

6 市の警報等の連絡体制

（1）警報等の受伝達

ア 県危機管理課、栃木土木事務所及び消防本部から通報される警報等は、危機管理課が受領

イ 勤務時間外は、当直者が受領し、災害対策本部の開設中は統括部が受領

ウ 警報等を受領したときは、直ちに市長、副市長、危機管理監、教育長及び各部長に連絡し、各部長は、直ちに必要な事項の周知を徹底

(2) 警報等の収集・伝達手段

ア 県防災行政ネットワーク等の利用

市（情報収集班）は、情報の急速な推移に対処するため、県防災行政ネットワーク、インターネット、ラジオ、テレビ等により積極的に情報の収集に努める。

イ 水位、雨量等の収集

市（情報収集班）は、県防災行政ネットワークを始め、国や県出先機関、気象台等から水位、雨量等に関する情報収集に努め、関係河川の水位等の状況を把握する。

ウ 放送局の利用

市（広報班）は、災害情報その他必要な措置等を一般市民に伝達する場合、必要に応じて、ケーブルテレビ（株）、FMくらら857に放送を依頼するほか、県危機管理課を通じて日本放送協会（宇都宮放送局）、（株）栃木放送、（株）エフエム栃木及び（株）とちぎテレビに放送を依頼する。

7 異常現象等の通報

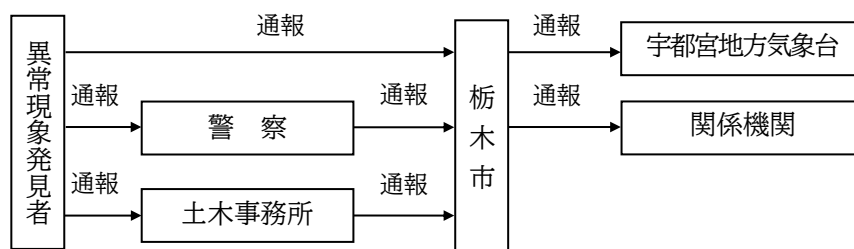
(1) 発見者（一般市民）の通報責務

災害が発生するおそれのある異常現象や災害による被害を発見した者は、市又は警察に通報する。
なお、土砂災害警戒区域等において土砂災害発生の兆候を発見した場合、遅滞なく県（土木事務所）、市又は警察に通報する。

(2) 市、警察の処置

ア 異常現象や災害による被害の通報を受けた警察は、その旨を速やかに市へ通報する。

イ 異常現象や災害による被害の通報を受けた市（統括班、情報収集班）は、状況を調査し、判明した情報を直ちに県（危機管理防災局）、宇都宮地方気象台、関係機関に通報する。



異常現象発見者の通報系統図

第3 被害状況等の収集

1 収集すべき情報

市（情報収集班）は、次に掲げる項目に留意しながら、災害の種類に応じて必要な情報収集、伝達に努める。

(1) 災害発生直後の収集情報

ア 災害の発生日時、場所、区域、災害の発生原因、進行過程、特質

イ 降雨、降雪、河川の水位、湖沼の水位状況

ウ 人命危険の有無及び人的被害の発生状況

エ 家屋等建物の倒壊等被害状況

オ 火災等の発生状況及び危険性

カ 避難の必要の有無及び避難の状況

キ 要配慮者利用施設の被害状況

ク 消防、水防等の応急措置の状況

ケ 市民の動向

コ 道路、河川、農地、建物、山林、鉄道、市街地等の被害状況

- サ 電気、上下水道、ガス、電話等ライフラインの被害状況
- シ 食料その他緊急に補給すべき物資、数量
- ス 衛生環境、疾病発生の状況、その救護措置の要否
- セ その他災害の発生拡大防止措置上必要な事項

(2) その後の収集情報

- ア 被害状況
- イ 避難指示等又は警戒区域の設定状況
- ウ 避難所の開設状況
- エ 避難生活の状況
- オ 食料、飲料水、生活必需物資等の供給状況
- カ 電気、上下水道、ガス、電話等ライフラインの復旧状況
- キ 医療機関の開設状況
- ク 救護所の設置及び活動状況、医薬品その他衛生材料の補給の要否
- ケ 傷病者の収容状況
- コ 道路及び交通機関の復旧状況

(3) 留意点

行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市民にかかわらず、市内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努める。

行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など対象外の者は外務省）又は県に連絡する。

2 被害情報等の収集方法

被害情報等の収集は、情報収集班が次により行う。

なお、災害対策に必要な情報項目、重要度、収集・報告に必要な情報レベルを統一した情報収集マニュアルをあらかじめ作成し、円滑な情報収集体制を確保しておく。

(1) 各地域の情報収集

情報収集班及び各地域総務班を地域ごとに派遣し、被害状況の情報収集を実施する。なお、各地域総務班は被害状況を情報収集班に報告する。

(2) 各部の情報収集

各部・各班から、所管施設等及び所掌業務に関する災害情報を収集する。また、職員は登庁時に把握した情報を参集場所の所属長に報告する。

(3) 関係機関からの情報収集

県警察、ライフライン関係機関、各種団体、報道機関等から情報を収集する。

また、災害の状況等により、必要と判断される場合は、災害協定に基づき無人航空機（ドローン等）等による被災地域の情報収集を要請する。

<協定集 1. 情報通信関係>

(4) 消防本部、消防団による情報収集

消防本部は、市民等からの119番通報等により、情報の収集を行う。

消防団は、分団の管轄区域ごとに当該消防分団長が担当者となり、調査班を編成して災害情報収集活動を実施する。

(5) 自治会や自主防災組織からの情報収集

市は、自治会や自主防災組織からの情報収集体制を確立し、被害状況等の収集にあたる。

なお、収集する情報の内容や収集方法等に関するマニュアルを作成しておくものとする。

(6) 避難所等からの収集

避難所担当職員から、避難所等への参集途上の被災状況、市民の避難状況等の情報を収集する。

(7) 一般市民からの情報収集

一般市民等から通報される災害情報等は、災害警戒本部の設置前においては危機管理課で受領する。ただし、勤務時間外、休日等は当直者が受領し、災害警戒本部が開設中のときは、情報収集班が受領する。

また、通報が増加した場合は通報受付担当を設置し、通報の受信・伝達の円滑化を図るとともに、情報収集班が一元的に整理した最新情報を共有し、市民からの問い合わせに対応できるようにする。

第4 被害状況の報告

1 市・消防本部の報告

(1) 市（統括班）及び消防本部は、市の区域内に災害が発生したときは、栃木県火災・災害等即報要領の基準により、速やかに当該災害の状況及びこれに対して執られた措置の概要を県に報告する。

なお、災害により、被害が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防本部への通報が殺到した場合は、その状況を直ちに県及び国（総務省消防庁）へ報告する。

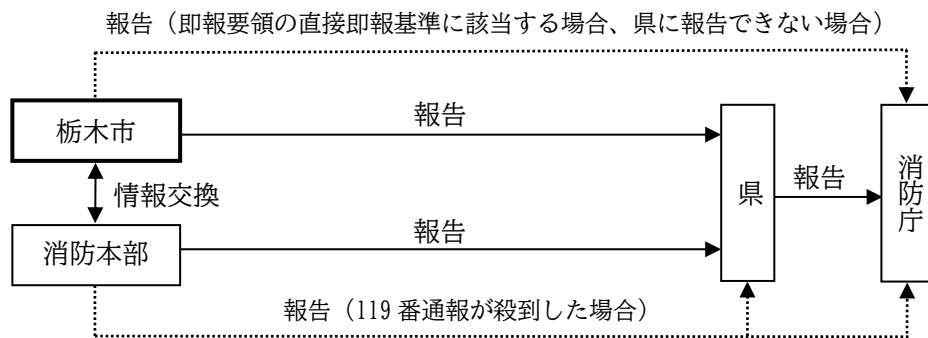
また、県に報告できない場合は、国（総務省消防庁）に報告し、県と連絡がとれるようになった場合は、その後の報告は県に行う。

（注）災害対策基本法第53条第1項に基づく県又は内閣総理大臣への報告と消防組織法第22条に基づく消防庁長官への報告は一体的に取り扱われている。また、消防組織法第22条に基づく消防庁長官への報告基準は、災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防防第246号）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号）に定められており、栃木県火災・災害等即報要領はこれらの要領に準ずるものである。

<資料11-4 栃木県火災・災害時即報要領>

<資料11-5 即報基準>

(2) 市（統括班）は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、その規模を把握するための情報を速やかに収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努める。



報告系統図

国（総務省消防庁）の連絡先

区分		平日(9:30~18:15) ※応急対策室	左記以外 ※宿直室
回線別			
電話回線	電話	03-5253-7527	03-5253-7777
	FAX	03-5253-7537	03-5253-7553
地域衛星通信 ネットワーク	電話	TN-048-500-90-49013	TN-048-500-90-49102
	FAX	TN-048-500-90-49033	TN-048-500-90-49036

※TNは、内線から無線への乗入れ番号

<資料11-4 栃木県火災・災害時即報要領>

<資料11-5 即報基準>

第5 通信手段の確保

災害時の通信手段の種類としては、次のようなものがある。

区分	通信手段	説明
市防災行政無線		市民への伝達を行う無線設備
インターネット回線		インターネット事業者や携帯電話のパケット通信網などを利用した通信手段（ＩＰ無線機、チャットツール、メールなど）
県防災行政ネットワーク		県主要機関、市町、防災関係機関等との通信を確保し、県が行う気象予警報や災害時の情報収集・伝達、その他応急対策を行うとともに、Ｌアラートへの発信により各報道機関に避難情報等の伝達を行うシステム
災害時優先電話	ＮＴＴ	災害時に優先的に発信できる電話機（一般加入電話機をＮＴＴ東日本（株）と協議して事前に設定する）
その他	消防無線	消防機関の設置する無線設備
	警察通信	県警察専用電話及び無線通信
	非常通信	関東地方非常通信協議会の構成機関の有する無線通信設備を利用して行う通信

<資料11-2 防災無線>

1 県防災行政ネットワークの利用

市（統括班）及び消防本部は、県から発信される災害情報の収集や当市の被害状況等の報告、また他市町、消防本部、県出先機関、警察等との通信を、栃木県防災行政ネットワークで行う。

2 公衆電気通信設備の利用

災害時には電話が著しく輻輳し、電話がかかりにくくなることが予想される。

市（統括班、避難所班）、防災関係機関は、災害により電話がかかりにくい場合、災害時優先電話を発信専用として利用する。

3 インターネット回線の利用

市（各班）は、災害時通信の迅速化を図るため、チャットツール、ＩＰ無線機等を利用し、災害現場や各施設との情報伝達を行う。

<資料11-3 ＩＰ無線>

4 非常通信の利用

市及び防災関係機関等は、他の通信手段を利用することができない場合、非常通信として他機関の通信施設を利用する。市内では次に掲げる通信施設の利用が想定されるため、あらかじめ関係機関と協議して具体的方法を定めておく。

関東地方非常通信協議会の市内構成員

ア 消防無線通信施設	イ 県土木事務所無線通信施設
ウ 県警察専用電話及び無線通信施設	エ 東日本旅客鉄道（株）有線及び無線通信施設
オ 東武鉄道（株）（新栃木駅）無線通信施設	
カ アマチュア無線	キ タクシー無線

（１）非常通信の依頼

依頼する無線局等の選定に当たっては、関東地方非常通信協議会構成員所属の最寄りの無線局等が望ましい。

（２）依頼の方法

ア 適宜の用紙で通常の文書体で記入する。

イ 通信文はなるべく簡潔明瞭とし、本文200字以内とする。

ウ あて先は、住所、氏名（職名）、電話番号を把握できる場合は電話番号も記載する。

エ 本文の末尾に発信人名を記載する。

オ 用紙の余白の冒頭に「非常」と記入し、発信人の住所、氏名（職名）、電話番号を記載する。

（３）取扱無線局等

官公庁、企業、アマチュアなどのすべての無線局は、非常通信を行う場合には、許可業務以外の通信として取り扱うことができる。

ただし、無線局等の機能及び通信可能範囲等は異なるため、各防災関係機関は非常災害時に利用できる無線局等を十分把握しておく。

（４）非常通信の経路

市（統括班）から県（危機管理防災局）へ伝送する非常通信の主な経路は、次のとおりである。

発信依頼機関	中継機関	着信機関
栃木市消防本部	なし	栃木県危機管理防災局 危機管理課・消防防災課
栃木警察署警備課	栃木県警察本部警備第二課	
栃木県栃木土木事務所	栃木県県土整備部	

５ 通信施設の応急復旧

通信施設が被災した場合は関係業者と協力し、迅速な応急復旧を行って通信を確保する。

第６ 放送要請

市（広報班）は、災害のために、公衆電気通信施設、有線電気通信施設、無線通信施設により通信できない場合や著しく通信が困難な場合において、災害対策基本法第57条の規定による緊急を要する通知、要請、伝達、警告のため、日本放送協会（宇都宮放送局）、（株）栃木放送、（株）エフエム栃木、（株）とちぎテレビに放送を要請する場合は、県が各放送機関と締結する「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、必要な放送を県（危機管理防災局）に要請する。

また、災害協定による放送要請をケーブルテレビ（株）及びFMくらら857に要請する。

<協定集 1. 情報通信関係>

第3節 浸水・洪水・土砂災害等の災害拡大防止活動

台風・集中豪雨等により災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、浸水、土砂くずれ・地すべり、倒木、降雪等による被害の拡大や二次災害の発生を防ぐため、関係機関は連携して迅速かつ的確な応急対策を実施する。

第1 水防活動

水防管理者（市長）は、水防警報が発せられたとき、警戒水位に達したとき、その他水防上必要であると認めたときは、栃木市水防計画に基づき水防活動を行う。

なお、水門の操作は栃木市水防計画第4章、機器資材及び設備の整備運用並びに輸送は同計画第5章、通信連絡は同計画第6章、観測通報は同計画第10章、水防機関の活動は同計画第12章、決壊時の処置は同計画第13章、協力応援は同計画第14章、水防報告は同計画第15章に準ずる。

第2 土砂災害の拡大防止

1 施設・土砂災害警戒区域等の点検・応急措置の実施

市（農林班、道路河川復旧班）及び県（県土整備部）は、降雨等による二次的な土砂災害等の防止のため、各機関の管理施設や、土砂災害危険箇所等の点検に努める。許可工作物等の管理者に対しても施設の点検報告を求める。

二次災害の危険性が高いと判断される箇所については、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急措置を行う。

2 被災宅地危険度判定の実施

市（住宅復興班）及び県（県土整備部）は、二次的な地すべり、崖崩れ等から市民の安全を確保するため、被災宅地危険度判定を実施する。

判定の結果、使用を制限する必要がある場合、市は、当該宅地の管理者又は使用者に十分な説明に努める。

<資料12-1 栃木市被災宅地危険度判定実施要綱>

3 避難対策

市（統括班、広報班）は、土砂災害警戒情報が発表され、土砂災害のおそれが高まった場合は、市民、ライフライン関係機関、交通機関等に早急に注意を喚起し、又は必要に応じ本章第6節第1により警戒区域の設定若しくは避難指示等を行う。

第3 風倒木等対策

道路管理者は、風倒木等による被害を防止するため、必要に応じ、道路の巡回を行う。風倒木等があった場合には、速やかな除去に努める。

第4 異常降雪時の対策

道路管理者は、交通障害の発生時には、必要な災害応急対策を迅速かつ的確に実施する。

第4節 自治体・消防・自衛隊等における相互応援協力・派遣要請

市は、自力による災害応急対策が困難な場合、応急対策職員派遣制度、災害応援協力協定等に基づき、他自治体等へ迅速かつ的確な応援要請を行う。また、自衛隊に対し災害派遣の要請を県に依頼する。

第1 受援体制の確保

市（統括班）は、円滑な受援のため、次の措置を講じる。

- （1）統括班に受援統括担当を設置し、応援の要請・受け入れの統括・総合調整を行う。
- （2）受援統括担当は、応援団体ごとに受援窓口となる担当班を指定する。
- （3）応援要請時における応援部隊の車両の受け入れを円滑に行うため、あらかじめ駐車スペースとして利用可能なスペースの確保を検討する。
- （4）市（統括班）は、協定等に基づく応援職員等の受け入れに備え、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を配置できる場所など、宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努める。

第2 県への要請

1 災害対策基本法に基づく応援

市（統括班）は災害対策基本法第68条の規定に基づき、県に対して応援又は応急対策の実施を要請する場合、県に対し、県防災行政ネットワーク、電話等により依頼し、後日速やかに文書を送付する。要請時は、次に掲げる事項を示して行う。

要請事項
① 災害の状況及び応援（応急措置の実施）を要請する理由
② 応援を必要とする期間
③ 応援を希望する職種別人員並びに物資、資機材、器具等の品名及び数量
④ 応援を必要とする場所
⑤ 応援を必要とする活動内容又は応援を必要とする応急措置内容
⑥ その他必要な事項

2 応急対策職員派遣制度による応援

市（統括班）は、総務省の応急対策職員派遣制度による総括支援チーム※¹、対口支援チーム※²の支援が必要と認める場合、県に支援チームの派遣を要請する。

※1 災害マネジメントを支援するチーム

※2 避難所運営、罹災証明書の交付等の災害対応業務を支援するチーム

3 チーム栃木による応援

県（危機管理防災局、経営管理部、総合政策部）は、大規模災害発生により県内市町又は他都道府県において行政機能が喪失する等重大な被害が発生した場合に、市長会及び町村会と連携して県・市町が一体となった「チーム栃木」として職員を派遣する等の応援を行うことになっている。

この場合、市は県と連携して職員の派遣等の応援を実施する。

第3 他市町への要請

市は、災害応急対策を実施するため職員が不足するなど必要があると認めるときは、他の市町に応援を求める。

＜協定集 2. 相互応援関係＞

1 「災害時における市町相互応援に関する協定」に基づく相互応援

市（統括班）は、災害時における市町相互応援に関する協定に基づき、あらかじめ定められた市町に対して応援要請を行う。また、市は、必要に応じて、自主的に被災市町を応援する。

2 協定等に基づく相互応援

市（統括班）は、応急対策を実施するために必要な場合は、他市町村との相互応援協定等に基づき、当該市町村等に対して応援要請を行う。

第4 指定地方行政機関への職員の派遣要請

市（統括班）は、災害応急対策、災害復旧のため必要がある場合は、指定地方行政機関に対して当該機関の職員の派遣を要請し、又は県（経営管理部）に対して指定地方行政機関の職員の派遣についてあつせんを求める。

要請、あつせんを求めるときは、次の事項を記載した文書により行う。

要請事項	根拠法令
① 派遣の要請・あつせんを求める理由 ② 職員の職種別人員数 ③ 派遣を必要とする期間 ④ 派遣される職員の給与その他勤務条件 ⑤ その他職員の派遣・職員のあつせんについて必要な事項	派遣の根拠法令 ・災害対策基本法第29条 あつせんの根拠法令 ・災害対策基本法第30条 ・地方自治法第252条の17

第5 自衛隊の災害派遣要請

災害に際し、人命又は財産の保護のため必要と認める場合において、①公共性（公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護しなければならない必要性があること。）、②緊急性（差し迫った必要性があること。）、③非代替性（自衛隊の部隊が派遣される以外に他の適切な手段がないこと。）を満たす場合に、自衛隊の災害派遣を要請する。

1 派遣要請

市長（統括班）は、災害の発生により、人命、財産の保護が必要と判断した場合には、災害対策基本法第68条の2の規定に基づき、知事に対し自衛隊の派遣要請を依頼し、おおむね次の基準により行う。また、必要に応じて、市の地域に係る災害の状況を自衛隊に通知する。

(1) 要請窓口

県及び自衛隊の要請窓口の連絡先は、次のとおりである。

名 称	電話番号	県防災行政ネットワーク番号
県危機管理課	028-623-2136	500-2136
陸上自衛隊東部方面特科連隊第2大隊	028-653-1551（内線510）	702-02~05

(2) 要請方法

ア 本部長（市長）は、知事に対して、派遣要請に必要な事項を記した文書（様式）をもって依頼する。ただし、緊急を要する場合は、県防災行政ネットワーク、電話等で依頼し、後日速やかに文書を送付する。

イ 特に緊急を要し、かつ、知事に対し依頼することができないときは、速やかに陸上自衛隊東部方面特科連隊第2大隊に通知する。この場合において、速やかに知事にその旨を通知する。

（ア）災害の状況及び派遣を要請する理由

（イ）派遣を希望する期間

（ウ）派遣を希望する区域及び活動内容

（エ）その他参考となるべき事項（作業用資材、宿舍の準備状況等）

2 災害派遣要請の範囲

自衛隊に対する災害派遣要請の範囲は、概ね次のとおりとする。

区分	活動内容
① 被害状況の把握	車両、航空機等の手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。

② 避難の援助	避難指示等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
③ 避難者等の搜索救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して搜索活動を行う。
④ 水防活動	堤防、護岸等の決壊に対し、土のうの作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。
⑤ 消防活動	火災に対し、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって消防機関に協力して消火にあたる。（消火剤等は、県が提供するものを使用する。）
⑥ 道路、水路の啓開	道路、水路が損壊し、又は障害がある場合は、それらの啓開、除去にあたる。
⑦ 診察、防疫、病害虫の防除	被災者に対する応急医療、救護、防疫活動を行う。（薬剤等は、通常関係機関の提供する物を使用する。）
⑧ 人員、物資の緊急輸送	救急患者、医師、その他救援活動に必要な人員、支援物資の緊急輸送を実施する。なお、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
⑨ 被災者の生活支援	被災者に対し、炊飯、給水等の支援を実施する。
⑩ 救援物資の無償貸付、剰余	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令（昭和33年1月10日総理府令第1号）」に基づき、被災者に対し、支援物資を無償貸付、譲与する。
⑪ 危険物の保安、除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置、除去を実施する。
⑫ その他臨機の措置等	その他、自衛隊の能力で対処可能なものについては、臨機に所要の措置をとる。

3 災害派遣部隊の受入体制

市（統括班）は、災害派遣部隊に対して次の受入体制を確保する。

- （1）円滑に活動できるよう、担当する業務、活動箇所、その他必要事項の調整を行う。
- （2）災害救援のために使用する資材を原則として準備する。
- （3）宿舎を必要とする場合、できる限りこれをあっせんする。

4 派遣部隊の撤収要請

市長（統括班）は、災害派遣要請の目的を達成したとき、又はその必要がなくなったときは、速やかに文書をもって知事に対し、その旨を報告する。ただし、文書による報告に日時を要するときは、県防災行政ネットワーク、電話等で要請し、その後速やかに文書を送付する。

5 経費の負担

自衛隊の災害救援活動に要した経費のうち、市が負担する経費はおおむね次のとおりとする。なお、疑義が生じた場合は、自衛隊と協議する。

- （1）派遣活動に必要な資機材（自衛隊装備に係るものを除く。）等の購入費、借上げ料、修繕費
- （2）派遣部隊の宿営に必要な土地・建物等の使用料及び借上げ料
- （3）派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費、電話料等
- （4）派遣部隊の救援活動の実施に際し生じた損害（自衛隊装備に係るものを除く。）の補償

第6 関係機関、団体等への要請

市（各班）は、災害応急対策、災害復旧のため必要がある場合、災害協定（資料集参照）や災害応援協力制度（緊急消防援助隊、（公社）日本水道協会など）を活用し、当該協定書や要綱等を踏まえて応援協力を要請する。

第5節 災害救助法の適用

被災者の保護と社会秩序の保全を図るため、市は必要な場合に県に対して災害救助法の適用を要請し、県と連携して法に基づく応急的な救助を実施する。

第1 災害救助法の適用基準

市（統括班）は、災害による被害が次に掲げる基準（災害救助法施行令第1条第1項各号に掲げる基準）に該当するか県が判断するために必要な被害状況に係る情報を迅速かつ的確に報告する。

災害救助法の適用基準

該当条項	災害救助法適用基準
第1項第1号	栃木市内の住家の滅失世帯数が100世帯以上
第1項第2号	栃木県内の住家の滅失世帯数が1,500世帯以上かつ、栃木市内の住家の滅失世帯数が50世帯以上
第1項第3号（前段）	栃木県内の住家の滅失世帯数が7,000世帯以上で、栃木市内の住家の滅失世帯数が多数
第1項第3号（後段）	災害が隔絶した地域で発生したものである等被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める次の特別の事情がある場合で、かつ、住家の滅失世帯数が多数のもの ・被災者について食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術が必要とすること。
第1項第4号	多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める次のいずれかの基準に該当するもの ・災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。 ・被災者について食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術が必要とすること。

住家の滅失世帯数は、被害程度に応じて次のように換算する。

被害程度	被害世帯数	滅失世帯数
全壊（全焼・流失）住家	1世帯	1世帯として換算
半壊（半焼）住家	2世帯	
床上浸水、土砂の堆積により、一時的に居住できない状態の住家	3世帯	

※床下浸水、一部損壊は1世帯住家として換算しない。

第2 災害救助法の適用手続

（1）県（危機管理防災局）は、次に掲げる程度の災害について、栃木県災害救助法施行細則（昭和35年栃木県規則第35号）第1条第1項の規定により、市に対して被害状況について報告を求める。

市（統括班、情報収集班）は、県からの照会の有無に拘わらず、次に掲げる程度の災害が発生した場合は、迅速かつ的確に被害状況を収集把握して県（危機管理防災局）に報告する。

ア 災害救助法の適用基準に該当する災害

イ 大規模な被害は確認されていないが、その後被害が拡大するおそれがあり、災害救助法の適用基準に該当する可能性のある程度の災害

ウ 他の市町に災害救助法が適用されている場合で、同一原因による災害

エ 災害の状況、それが及ぼす社会的影響からみて報告の必要があると認められる程度の災害

オ その他特に報告の指示のあった災害

（2）市（統括班）は、被害状況を正確に把握できない場合には、概数により緊急報告を行う。

（3）市（情報収集班、被害調査班）は、県、その他関係機関と連絡を密にし、情報の調査に当たっては、遺漏、重複、誤認等のないよう留意する。

（4）市（統括班）は、被害状況の調査に当たり、県（経営管理部、危機管理防災局）が必要に応じて

派遣する職員の応援、協力、立ち会い等を得る。

- (5) 市（被害調査班）は、住家の被害認定に当たっては専門技術的な判断が求められる場合があるため、災害協定を締結する（一社）栃木県建築士会栃木支部など建築関係技術者等の応援体制をあらかじめ確保しておく。

<協定集 13. 生活再建関係>

- (6) 市（統括班）は、県に被害状況を報告し、必要に応じて内閣総理大臣に対して災害救助法の適用について協議するよう依頼する。

ただし、県の機能等に基大な被害が発生している場合、市（統括班）は直接内閣府に対して情報提供を行う。

- (7) 県（危機管理防災局）は、市（統括班）からの報告又は要請に基づき、災害救助法を適用する必要があると認めたときは、直ちに同法に基づく救助を実施する旨を、市（統括班）、県各部局及び内閣府あてに通知するとともに、告示する。

第3 災害救助法適用事務の運用

災害救助法の対象となる救助の種類は、次のとおりである。

災害救助法適用事務	市本部の担当班
① 避難所の設置	避難所班
② 応急仮設住宅の供与	住宅復興班
③ 炊出しその他による食品の給与	物資調達班
④ 飲料水の供給	物資調達班、水道班
⑤ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	物資調達班
⑥ 医療	救護班
⑦ 助産	救護班
⑧ 被災者の救出	消防本部班、地域消防班
⑨ 被災した住宅の応急修理	住宅復興班
⑩ 学用品の給与	避難所班
⑪ 埋葬	防疫衛生班
⑫ 死体の搜索	地域消防班
⑬ 死体の処理	防疫衛生班
⑭ 障害物の除去	住宅復興班
⑮ 応急救助のための輸送	上記の各班

- (1) 上記のうち②以外は原則として、その事務の全部又は一部は市長に委任されており、県は、同法施行令第17条の規定により、救助の期間、内容を市長に通知し、直ちにその旨を公示する。
- (2) (1)により知事の権限の一部を市長が行うこととした場合を除き、市長は、知事の補助機関として救助法適用事務を行う。
- (3) 市（統括班）は、(1)による通知を受けていない範囲の救助について、災害が突発し県の指示を待ついとまがない場合には救助法適用事務を開始し、事後速やかに県（危機管理防災局）に情報提供する。この場合、県は、市長が知事の補助機関として救助を実施したものとして扱う。
- (4) 市（各班）は、災害救助法適用事務の実施状況について「災害救助法による救助の実施について」（昭和40年5月11日付け社施第99号厚生省社会局長通知）に定める様式の帳簿に記録する。
- (5) 災害救助法の対象経費等は、栃木県災害救助法施行細則による。

<資料13-1 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準>

第6節 災害発生時の避難対策

災害時における人的被害を軽減するため、市は、防災関係機関等と連携して、適切な避難誘導を行う。また、安全で迅速な避難の実施、要配慮者、女性や子どもへの支援、避難場所における良好な生活環境の確保等について、特に配慮する。また、必要に応じて、市民の広域避難措置を行う。

第1 避難指示等の発令

1 避難指示等の種類等

(1) 避難指示等の実施者

避難指示等は、次の法律に基づき市長等が実施する。

避難指示等の実施者・要件等

区分	実施者	要件等	根拠法令
高齢者等避難	市長	警報等の伝達に当たり、要配慮者の円滑な避難が図られるよう必要な情報を提供するとき	災害対策基本法第56条第1項
避難指示	市長	災害が発生し、又は発生のおそれがある場合で人命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があるとき	災害対策基本法第60条第1項
	知事	市が事務の全部又は大部分を行うことができなくなったとき	災害対策基本法第60条第6項
	知事又はその命を受けた職員	地すべりにより、著しい危険が切迫していると認められるとき	地すべり等防止法第25条
	知事、その命を受けた職員又は水防管理者	洪水、雨水出水により著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法第29条
	警察官	市長が指示することができないとき又は市長から要求があったとき	災害対策基本法第61条第1項
	警察官	人命又は身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災などで、特に急を要するとき	警察官職務執行法第4条
	災害派遣を命じられた自衛官	災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいないとき	自衛隊法第94条第1項
緊急安全確保	市長	立退き避難を行うことがかえって人命又は身体に危険を及ぼすおそれがあり、緊急を要すると認められるとき	災害対策基本法第60条第3項
	知事	災害の発生により市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき	災害対策基本法第60条第6項
	警察官	市長が指示することができないとき又は市長から要求があったとき	災害対策基本法第61条第1項

(2) 警戒レベルと居住者等の行動

風水害時の避難指示等は警戒レベルに応じて実施し、下表のとおり警戒レベルを付すとともに、住民が取るべき避難行動が分かるように伝達する。

警戒レベルと居住者等の行動

[警戒レベル] 避難情報等	居住者等がとるべき行動等
[警戒レベル5] 緊急安全確保	●発令される状況：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない） ●居住者等がとるべき行動：命の危険 直ちに安全確保！ ・指定緊急避難場所等への立退き避難をすることがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。

[警戒レベル4] 避難指示	●発令される状況：災害のおそれ高い ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難（「立退き避難」又は「屋内安全確保」）する。
[警戒レベル3] 高齢者等避難	●発令される状況：災害のおそれあり ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等※は危険な場所から避難（「立退き避難」又は「屋内安全確保」）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用の高齢者及び障がい者のある人等並びにその人の避難を支援する者 ・高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
[警戒レベル2] 大雨・洪水・ 高潮注意報 (気象庁発表)	●発表される状況：気象状況悪化 ●居住者等がとるべき行動：自らの避難行動を確認 ・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認。
[警戒レベル1] 早期注意情報 (気象庁発表)	●発表される状況：今後気象状況悪化のおそれ ●居住者等がとるべき行動：災害への心構えを高める ・防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。

(注)「立退き避難」とは災害リスクのある区域内の居住者等が、自宅・施設等においては命が脅かされるおそれがあることから、その場を離れ、リスクのある区域の外側等、対象とする災害に対し安全な場所に移動することであり、避難行動の基本である。

「屋内安全確保」とは災害リスクのある区域等に存する自宅・施設等であっても、ハザードマップ等で自ら自宅・施設等の浸水想定等を確認し、上階への避難や高層階に留まること等によって計画的に身の安全を確保する行動で、居住者等が自ら判断する。

(3) 広域避難の実施

市長（本部長）は、避難指示等を行った場合の立退き先を市内の指定緊急避難場所等とすることが困難で他市町村に避難させる必要がある場合、災害対策基本法又は災害協定による広域避難を実施する。

ア 広域避難の要請

災害対策基本法第61条の4第1項に基づき、県内の他市町村に受け入れを要請する場合は、その旨を県に報告し、当該市町と協議する。また、災害対策基本法第61条の5第1項に基づき、県外の市町への広域避難が必要な場合は、県に対して当該都道府県と協議するよう求める。緊急を要する場合は、県に報告して当該市町村と協議する。

災害時広域支援連携協定を締結している市町に広域避難の受け入れを要請する場合は、所定の事項を明らかにして、口頭、電話又はファックスにより行い、後日、速やかに文書をもってその内容を通知する。

イ 広域避難の受入

災害対策基本法第61条の4第3項に基づき、他市町村又は県から本市への広域避難の受け入れを求められた場合は、正当な理由がある場合を除いてこれを受諾し、指定緊急避難場所等を提供する。

また、災害時広域支援連携協定を締結している市町から本市への広域避難の受け入れを求められた場合は、可能な限りこれに応じ、受け入れに努めるものとする。

<協定集 2.相互応援関係>

2 避難指示等の発令

(1) 避難指示等の発令

市（統括班）は、洪水予報河川及び水位周知河川の洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域内の居住者等に対する避難指示等の発令基準は次のとおりとする。

また、避難指示等の判断要領は「避難指示等の判断・伝達マニュアル」によるものとし、警戒時

は気象情報等の重要情報を監視して避難指示等の発令の円滑な判断を行う。

避難指示等の発令基準（土砂災害）

対象災害	土砂災害
避難対象地区	土砂災害警戒区域
[警戒レベル5] 緊急安全確保	●大雨特別警報（土砂災害）が発表された場合 ●土砂災害の発生が確認された場合
[警戒レベル4] 避難指示	●土砂災害警戒情報が発表された場合 ●土砂災害の危険度分布が「非常に危険」となった場合 ●避難指示が必要となる強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 ●避難指示が必要となる強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過すると予想される場合 ●土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合
[警戒レベル3] 高齢者等避難	●大雨警報（土砂災害）が発表され、土砂災害の危険度分布が「警戒」となった場合 ●大雨注意報が発表され、夜間～明け方に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合

避難指示等の発令基準（洪水）

対象災害	洪水予報河川の氾濫	水位周知河川の氾濫
避難対象地区	洪水浸水想定区域（利根川、渡良瀬川、思川、黒川、永野川、秋山川、巴波川）	洪水浸水想定区域（秋山川、巴波川）
[警戒レベル５] 緊急安全確保	●水位が堤防高に迫っているとき ●はん濫発生情報が発表されたとき ●氾濫が確認されたとき ●堤防の異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等で決壊のおそれが高まった場合 ●樋門・水門等の機能支障を発見した場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合	
[警戒レベル４] 避難指示	●氾濫危険水位に到達したとき ●堤防高を超えると予測されたとき	●氾濫危険水位に到達したとき ●急激な水位の上昇により、氾濫危険水位に到達することが見込まれる場合
	●堤防の異常な漏水・侵食等が発見された場合 ●避難指示が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 ●避難指示が必要となる強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合	
[警戒レベル３] 高齢者等避難	●避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合 ●氾濫危険水位に到達すると予測されたとき	●避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合 ●急激な水位の上昇により、避難判断水位に到達することが見込まれる場合
	●堤防の軽微な漏水・侵食等が発見された場合 ●高齢者等避難が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合	

（注）氾濫危険水位、避難判断水位は、栃木市水防計画第10章第2参照

（2）助言の要求

市長（統括班）は、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長（宇都宮地方気象台、利根川上流河川事務所、渡良瀬川河川事務所）又は知事（危機管理防災局・県土整備部）に対し、災害による危険が生ずることが予想される地域、避難指示等を発令すべきタイミングなどについて必要

に応じて助言を求める。

(3) 伝達事項

市（統括班）は、避難指示等を発令する際、次の事項を避難対象地域の居住者等に周知する。なお、その他必要事項には、避難する際の食料、物資等の持参を必須事項とする。

ア 避難対象地域・対象者 イ 避難先 ウ 避難指示等の理由

エ 避難時の注意事項 オ その他の必要事項

<資料14-2 浸水時の避難場所>

3 警戒区域の設定

市長（統括班）等は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、あるいは生命又は身体に対する危険を防止するため必要があると認める場合は警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りの制限、禁止、退去を命じ、速やかに知事（危機管理防災局）に報告する。

なお、避難の指示は対人的に行われるものであるのに対し、警戒区域の設定は地域的に行われる。また、警戒区域の設定には、避難の指示にはない違反者に対する罰則規定があり、人の生命・身体に対し急迫する危険を回避するため、特に必要と認められる場合に行う。

警戒区域の設定権者及び要件・内容

設定権者	種 類	要件	根拠法令
知 事	災 害 全 般	災害が発生した場合において、市が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき	災害対策基本法 第73条第1項
市 長	同 上	災害が発生し、又は災害が発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき	災害対策基本法 第63条第1項
警 察 官	同 上	上記の場合において、市長若しくはその委任を受けた市の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき	災害対策基本法 第63条第2項
自 衛 官	同 上	災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、市長その他市長の職権を行うことができる者がその場にいる場合	災害対策基本法 第63条第3項
消防吏員又は 消 防 団 員 〔消防長又は〕 消 防 署 長〕	火 災 等	火災の発生現場や危険物の漏洩等の事故が発生し、当該事故により火災が発生するおそれが著しく高く、人の生命又は財産に著しい被害が生じるおそれがあるとき	消防法 第28条第1項 (第23条の2第1項)
警 察 官 (警察署長)	同 上	上記の場合で、消防吏員又は消防団員が火災現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき	消防法 第28条第2項 (第23条の2第2項)
消 防 機 関 に 属 す る 者	洪 水	水防上緊急の必要がある場所において	水防法 第21条第1項
警 察 官	同 上	上記の場合で、消防機関に属する者がいないとき	水防法 第21条第2項

4 避難指示等の周知

(1) 一般市民への周知

市（統括班、広報班）は、避難指示等を次の手段により直ちに伝達、広報する。また、危険の切迫性に応じて伝達文の内容を工夫するなど積極的な避難の喚起に努める。

ア 市防災行政無線による放送

イ サイレン、警鐘等

ウ 広報車（市、消防署、警察署等の広報車等による対象地区の巡回）

エ 緊急速報メール

オ インターネット〔市公式ホームページ・各公式SNS、登録制メール（ケーブルテレビ（株）の生活安全メール配信サービス）〕

カ マスメディア〔Lアラート、テレビ・ラジオ放送（日本放送協会（宇都宮放送局）、（株）栃木放送、（株）エフエム栃木、（株）とちぎテレビ、ケーブルテレビ（株）、FMくらら857へ協力要請）、栃木記者会へのプレスリリース〕

キ 伝達員（自治会、自主防災組織、消防団等による戸別訪問、拡声器による巡回、電話等）

なお、夜間、風雨が激しい場合等は、消防団員等が行う。

（２）要配慮者への周知

市（福祉救援班）は、一人暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯の者、介護保険における要介護・要支援認定者、障がい者、妊産婦、乳幼児、難病患者、透析患者、外国人（日本語の理解が十分でない者）等の要配慮者に対しては、市民の協力を得て確実に伝達できるよう配慮する。特に情報の収集が困難な要配慮者に対しては、直接、要配慮者本人に災害情報を伝達する情報伝達支援者を選定し、確実に伝達する。

なお、要配慮者の状況に応じ、次のような災害情報伝達機器の整備を平常時から検討する。

障がい種別の情報伝達機器

聴覚障がい者	携帯電話メール、ファックス、字幕番組受信機能付きテレビ、見えるラジオ
視覚障がい者	メール読み上げ機能付き携帯電話、防災ラジオ
肢体不自由者	フリーハンド用機器を備えた携帯電話

（とちぎ市災害時要援護者対応マニュアル）

５ 県への報告

市（統括班）は、避難指示等を発令したとき又は他の避難指示等実施機関が避難の指示をしたことを了知したときは、速やかに県（危機管理防災局）に報告する。

６ 関係機関相互の連絡

市（統括班）その他の避難指示等実施機関は、避難指示等を行ったときは、その内容を相互に連絡する。また、「栃木市域防災関係機関連絡会」の構成機関※と、避難指示等の発令や避難所の開設状況を共有する。

※市、消防本部、警察署、栃木土木事務所、ケーブルテレビ（株）

７ 避難の誘導

（１）市民の誘導

市（地域消防班）、警察署は、自治会、自主防災組織等の協力を得て、できるだけ自治会や自治会の班等の単位で集団避難を行うよう周知する。また、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の避難支援に努める。

（２）要配慮者の避難支援

本章第７節第１に準ずる。

（３）学校における避難誘導

本章第17節第１に準ずる。

（４）集客施設における避難誘導

デパート、ホテル等の集客施設の管理者は、あらかじめ定めた施設職員の役割分担、誘導経路、連絡体制等に基づき、施設利用者の避難誘導を実施する。

（５）要配慮者利用施設における避難誘導

病院、社会福祉施設等の要配慮者利用施設の管理者は、あらかじめ作成した避難確保計画等に基づき、施設利用者等を円滑かつ迅速に避難させる。

また、保育園等については、適切に休園措置を講じることができるよう、「栃木市内特定教育・保育施設等における避難情報発令時の対応ガイドライン」を点検する。

第2 避難所の開設、運営

1 避難所の開設

市は、「避難所開設ガイドライン」に基づき、避難所を開設する。

- (1) 危機管理監は、避難指示等の発令や災害の状況に応じて適切な避難所を選定し、避難所の開設を指示する。

なお、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討する。

- (2) 統括班は、避難所を開設又は移転した場合、ただちに次の事項を県（危機管理防災局）に報告する。

ア 避難所開設の日時、場所	イ 受入人員
ウ 開設期間の見込み	エ その他必要事項

- (3) 統括班は、高齢者、障がい者、乳幼児、外国人などの要配慮者に配慮し、また、感染症の拡大防止を考慮し、必要に応じて被災地以外も含め、旅館・ホテル等を避難所として借上げるなど多様な避難所の確保を検討する。

- (4) 統括班、広報班は、開設する避難所を、本節第1の4に準じて市民等に周知する。

- (5) 事前に指名された避難所担当職員は、施設の職員の協力を得て避難所を開設、管理する。また、二次災害防止のため避難者の受け入れに当たっては、施設の安全性を確認してから行う。

- (6) 避難所担当職員は施設の職員と協力して避難者の状況把握と保護に当たり、避難所班長に状況を適宜報告する。

ア 各避難者の氏名、生年月日、性別、住所、支援の必要性の有無等を記載した避難者名簿を作成する。なお、受け入れの円滑化のため、開設当初は人数把握などに必要な最低限の確認とし、その後詳細な情報を確認する。

イ 必要に応じて自治会、自主防災組織、ボランティア等に協力を依頼する。

- (7) 避難所班は、避難所や避難者の状況を整理の上、避難者名簿を作成し、被災者台帳（本節第6参照）に反映する。

2 避難所の運営

市（避難所班、救護班）は「避難所開設ガイドライン」に基づき避難所を運営し、次の措置を講じる。

- (1) 自主防災組織、自治会、栃木市社会福祉協議会、NPO法人・ボランティア団体等の協力を得るほか、避難者自身が避難所運営へ自主的に協力できる体制の確保に努める。また、避難者自身が避難所運営へ自主的に関与できる体制の整備及び管理責任者（リーダー・副リーダー）に男女双方を配置するよう努める。

- (2) 被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることを考慮し、情報を提供する際には確実に被災者に伝達できるよう活用する媒体に配慮する。また、要配慮者をはじめとする避難者の相談窓口を設置し、支援ニーズの把握に努めるとともに、視聴覚障がい者、外国人等への情報伝達において音声や多言語表示シートの提示等により配慮する。さらに、障がい者に対しては、食料や衣服の配布などの生活情報や余震などに関する避難情報が伝達されにくく、周囲の避難者との意思疎通ができず孤立する状況もあることから、障がいの特性に応じたコミュニケーション手段を利用した情報提供を行う。

- (3) 避難所開設当初からのパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置など、居住環境の整備に努める。

- (4) 衛生状態を常に良好に保つとともに、避難者に対して手洗い、咳エチケット等の基本的な感染症

- 対策を徹底することとし、避難所内の十分な換気に努める。また、必要に応じ、仮設トイレ等を早期に設置するとともに、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努める。さらに、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等の必要な措置を講ずる。
- (5) 生活不活発病や口腔衛生状態の悪化による誤嚥性肺炎などの予防に努めるとともに、避難者の健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等を設ける。また、保健師等による巡回健康相談等を実施する。また、避難者等に対する熱中症対策を十分に行う。
 - (6) 被災者が被災により生じたところの不調について早期対応ができるよう、各種相談所、避難所等において災害時期に応じた取組を行う。
 - (7) 警察署と連携し、防犯巡回活動を行う。
 - (8) 運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮する。特に、女性専用の更衣室や授乳室、物干し場の設置、避難所における女性や子どもに対する暴力防止と安全性の確保、相談窓口の設置等、女性や子育て家庭のニーズへの対応に努める。
 - (9) 通信事業者の協力を得て、特設公衆電話やインターネット等の通信施設を設置する。

<協定集 1. 情報通信関係>

- (10) 必要に応じ、ペットのためのスペースを原則として渡り廊下、駐輪場、車庫等雨が避けられる屋外に確保するよう努める。ただし、施設に別棟の倉庫等があるなど収容能力に余裕がある場合には、当該避難所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼養させるよう努める。
- (11) 安否情報システムを使用するときは、県にシステムを使用する旨を報告した上で、速やかに市本庁舎と避難所との連携体制を確立する。
- (12) 配偶者からの暴力、ストーカー行為、児童虐待等の被害を受け、加害者から追跡されて危害を受ける恐れのある者が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう個人情報の管理を徹底する。
- (13) 食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努める。
- (14) 栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保に努める。
- (15) 避難の長期化等必要に応じて、管理栄養士等による巡回の頻度、食料の確保、配食等の状況など、避難者の健康状態の把握に努める。

3 女性への配慮

市（避難所班）は、女性が安心できる避難生活を確保するため、次の措置を講じる。

- (1) 居住スペース等における配慮
避難所における居住スペースについて、パーティション（間仕切り）を導入するなどして、できる限りプライバシーの確保に努める。また、授乳時やオムツ交換時のプライバシー確保のため、教室等を授乳室や更衣室、要配慮者とその家族に割り当てるなどの配慮を行う。
- (2) 更衣室等に関する配慮
学校の体育館やプールに付随する更衣室の利活用のほか、適当な部屋を更衣室として確保することを検討する。避難所に空間的余裕がない場合は、体育館や部屋の一角を区分して更衣スペースとすることを検討する。
- (3) トイレに関する配慮
仮設トイレについて男女の区別がなく設置された場合、必要に応じて全体の何割かを女性専用のトイレとして設定することを検討する。また、夜間あまり暗くならない場所に設置したり、夜間には仮設トイレ周辺を重点的にパトロールしたり警備の係を置くなど、女性にとって安心して使えるトイレ環境に配慮する。
- (4) 洗濯物等に関する配慮
洗濯物について男女共用の場所とともに、女性専用の洗濯場所や洗濯機の設置、物干し場所の

確保について検討する。

(5) 風呂、シャワーに関する配慮

風呂、シャワーについては、自衛隊等の支援により設置されることが想定されるが、特に大規模な避難所においては、混雑等も予想されるため、荷物等の一時保管場所を設置するなど、安心して入浴等ができる環境の確保を検討する。

(6) 女性相談窓口の設置

避難所における女性の不安や悩み等は、相談相手が男性である場合は相談しづらいと考えられるため、市は、避難所において、女性相談員の配置や女性特有の相談を受け付ける窓口の設置に努める。

(7) 女性専用の物資配布

避難所において衣類や生理用品等の女性が必要とする物資を、女性の担当から配布できるような体制を整備する。

(8) 避難所運営委員会における女性の参画

避難所運営委員会が設置された場合、女性の視点からの避難所運営を図るためにも、運営委員会への女性の参画を推進する。

4 ペット同行避難対策

市（避難所班、防疫衛生班）は、避難所にペットと同行してきた避難者がいた場合は、次の措置を行い、避難所の衛生環境の維持に努める。

- (1) あらかじめ設定したペット飼育スペースにて受け入れる（居住スペースへのペットの持ち込みは禁止）。
- (2) 飼養者に適正飼育の指導を行い、動物の愛護及び環境衛生を維持する。
- (3) 飼育ルールを掲示し、避難者へ周知を徹底する。
- (4) 身体障害者補助犬法に基づく「身体障害者補助犬」（盲導犬、聴導犬、介助犬）については避難スペースへの同伴を認める。

5 感染症対策

市（避難所班、救護班）は、「避難所における感染症対応指針」を参考に、避難所の感染症対策を実施する。

- (1) 感染症対策資器材の確保
- (2) 受付における検温、消毒等の実施
- (3) 有症状者（咳・発熱、下痢等）等の専用ゾーンの確保
- (4) 避難所内の衛生環境の確保
- (5) 避難者の健康状態の確認
- (6) 必要時、有症状者の隔離
- (7) 保健所への相談体制の確保
- (8) 避難者の滞在スペースの記録
- (9) 避難所閉鎖時の消毒

第3 在宅避難者等の支援

在宅避難者、車中泊避難者、テント等による避難生活者、その他避難所以外に滞在する避難者（以下「在宅避難者等」という。）の必要な支援に努める。

市は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。

1 在宅避難者等の把握

市（避難所班）は、在宅避難者等の避難状況の把握に努める。

2 必要な支援の実施

市（避難所班、物資調達班、救護班）は、在宅避難者等に対し、食料・物資等の提供、情報の提供、健康管理、避難所への収容など必要な支援を行う。

3 エコノミークラス症候群の予防

市（避難所班、救護班）は、車中泊等の避難者に対してエコノミークラス症候群の予防法の周知や健康指導を行う。

第4 帰宅困難者対策

震災対策編第3章第5節第3に準ずる。

第5 広域一時滞在

1 広域一時滞在の実施

市長（本部長）は、市域で災害が発生し、被災した市民の生命・身体を災害から保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合で、他の市町村の区域における一時的な滞在（以下「広域一時滞在」という。）の必要があるときは、災害対策基本法又は災害協定による広域一時滞を実施する。

（1）広域一時滞在の要請

災害対策基本法第86条の8第1項に基づき、県内の他市町に広域一時滞在を要請する場合は、その旨を県に報告し、当該市町と協議する。また、災害対策基本法第86条の9第1項に基づき、県外の市町村への広域一時滞在が必要な場合は、県に対して当該都道府県と協議するよう求める。

災害協定を締結している市町に広域一時滞在の受け入れを要請する場合は、所定の事項を明らかにして、口頭、電話又はファックスにより行い、後日、速やかに文書をもってその内容を通知する。

<協定集 2.相互応援関係>

（2）広域一時滞在の受入

災害対策基本法第86条の8第3項に基づき、他市町又は県から本市への広域一時滞在の受け入れを求められた場合は、正当な理由がある場合を除いてこれを受諾し、指定避難所等を提供する。

また、相互応援協定を締結している市町から本市への広域一時滞在の受け入れを求められた場合は、可能な限りこれに応じ、受け入れに努める。

（3）費用負担

被災した市町が負担し、災害救助法適用時は県に対して費用を請求する。

2 市外への避難者の支援

（1）市外への避難者の情報収集

市（情報収集班）は、県及び避難先の市町と連携し、また、全国避難者情報システム等を活用し、市外への避難者の情報を収集する。

（2）市外への避難者への情報提供

市（広報班）は県及び避難先の市町村と連携し、市からの被災者支援情報等を市外への避難者に提供するよう努める。

3 市外からの避難者の受入

震災対策編第3章第5節第4に準ずる。

第6 被災者台帳の作成

市（統括班）は、被災者に対する支援漏れを防止し、公平な支援を効率的に実施するために、個々の被災者の被害の状況や、支援の実施状況、支援に当たっての配慮事項等を一元的に集約した被災

者台帳を作成し、活用する。

被災者台帳の作成、活用については、被災者生活再建支援システムを利用し、次の事項を掲載する。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 性別
- (4) 住所又は居所
- (5) 住家の被害その他市町長が定める種類の被害の状況
- (6) 援護の実施の状況
- (7) 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
- (8) その他必要事項

第7節 要配慮者の支援

災害時に最も被害を受けやすい弱い立場にある要配慮者に対して、市は、地域住民の協力を得て、要配慮者のニーズに配慮した支援対策を実施する。

第1 避難行動要支援者の避難支援

1 避難行動要支援者の避難支援

避難支援等関係者は、「高齢者等避難」等が発令された場合、避難行動要支援者名簿や個別避難計画を活用し、避難行動要支援者の避難所等への移動を支援する。

なお、市（統括班、福祉救援班）は、避難行動要支援者名簿、個別避難計画情報については、情報の管理等に留意し、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合で、避難行動要支援者の生命、身体を保護するために特に必要がある場合は、避難支援等関係者に対し、名簿情報や個別避難計画情報を提供することに同意のないものについても必要な限度で提供するものとする。

2 安否確認

自治会等は、各避難所において、あらかじめ把握している避難行動要支援者名簿に基づき、要支援者の安否確認を行う。安否確認ができない要支援者がいる場合、自治会等は要支援者宅に安否確認に向かう。

第2 要配慮者への生活支援

1 避難生活の支援

市（福祉救援班、救護班、物資調達班、避難所班）は、被災した要配慮者の避難所生活や在宅生活におけるニーズを適切に把握し、液体ミルク、哺乳びん、おむつ等の生活必需品、医薬品、人工呼吸器等の非常用電源、介護用品等の調達、ホームヘルパーや手話通訳者等の派遣など、円滑な生活支援を行う。

なお、在宅避難の高齢者等の支援については、在宅介護サービス事業者や地域包括支援センター等の協力体制を確保するものとし、平常時から協力体制の整備を図る。

2 保健・福祉巡回サービスの実施等

市（福祉救援班、救護班）は、避難所等での要配慮者の健康状態の把握等に努め、必要に応じて関係機関（県看護協会等）へ看護職員等の派遣協力を要請する。

また、要配慮者の福祉的支援ニーズの把握、スクリーニング、各種相談対応が必要な場合は、栃木県災害福祉支援チーム（DWAT）の派遣を県（保健福祉部）に要請する。

3 福祉避難所の開設

市（福祉救援班）は、一般の避難所での生活が困難な要配慮者について福祉避難所への受け入れを行う。

（1）福祉避難所の設置

重度の要介護者、障がい者など一般の避難所での生活が困難な要配慮者のため、福祉避難所を選定し、要配慮者の支援体制等を確保して受け入れを行う。

（2）協定福祉避難所の設置

福祉避難所の災害協定を締結する民間福祉施設に、福祉避難所の設置、要配慮者の受け入れを要請する。

<資料4-3 災害時応援協定に基づく民間の福祉避難所>

<協定集 4.要配慮者関係>

第3 被災児童等の支援

市（福祉救援班）は、被災により生じた要保護児童や要援護高齢者等の把握に努め、親族への引き渡しや福祉施設への受け入れ等の保護を行う。

また、被災によりダメージを受けた児童、高齢者等について、各種相談所、避難所等においてメンタルヘルスケアを実施する。

第4 外国人への支援

市（被災者支援班）は、被災した外国人のため、（公財）栃木県国際交流協会、栃木市国際交流協会等との連携のもとに生活再建や安全確保等に関する助言を行う相談窓口を設置する。

第8節 警察における活動体制

県警察は、大規模な災害が発生した場合に、情報収集、救出救助活動、社会秩序維持活動等市民の生命、身体、財産を保護するための活動に努め、市は、これに協力する。

第1 応急活動対策

警察署は、市民等の生命、身体の保護を第一とした下記の応急活動を実施する。

1 情報の収集・伝達

(1) 被害状況の把握及び伝達

災害による人的・物的被害状況を迅速かつ的確に把握し、関係機関等に速やかに伝達する。二次災害についても同様に把握し、伝達する。

(2) 多様な手段による情報収集等

交番、駐在所、パトカー、白バイ等により被災状況、交通状況等の情報収集を行う。

2 救出救助・避難誘導活動等

自署員、応援機動隊員等により救出救助部隊を速やかに編成し、管轄区域内の被災状況を踏まえて部隊の担当区域を決定する。また、消防等他の防災関係機関と随時調整を行い、現場活動を円滑に実施するように努める。

3 二次災害の防止と避難誘導等の措置

二次災害の危険場所等を把握するため調査班を編成し、区域を定めて調査を実施するとともに、市災害対策本部等と連携して、避難誘導や交通規制等災害の拡大を防止するための的確な措置をとる。

4 死体見分等

関係機関と協力し、見分要員、場所の確保を行うとともに、医師と連携して、迅速かつ的確な見分、身元確認、遺族等への遺体引き渡し等に努める。

5 被災者等への情報伝達活動・相談活動

(1) ニーズに応じた情報伝達活動の実施

被災者等のニーズを十分把握し、災害関連情報、避難の措置に関する情報、交通規制等警察措置に関する情報等を、交番、駐在所、パトカー等の勤務員を活用する等して、適切な伝達に努める。
また、特に避難行動要支援者に対する配慮に努める。

(2) 相談活動の実施

行方不明者相談所、消息確認電話相談窓口等の設置に努めるとともに、避難所等への警察官の立ち寄りによる相談活動を推進する。

6 関係機関との相互連携

災害応急活動に当たっては、関係機関と緊密な連携の確保に努める。

第2 社会秩序の維持

警察署は、被災地やその周辺におけるパトロールの強化、避難所等の定期的な巡回等を行う。また、悪質商法等の生活経済犯、窃盗犯、粗暴犯、暴力等による民事介入暴力等の取り締まりを重点的に行い、被災地の社会秩序の維持に努める。

第9節 救急・救助活動

被災した者に対し、地域住民、自主防災組織、市、消防機関、県、県警察、自衛隊等は、連携して迅速かつ適切な救急・救助活動を行う。

第1 市民及び自主防災組織の活動

災害時の交通路の遮断や、同時多発する救急・救助要請等により、消防機関（消防本部、消防団）等の現場到着の遅れに対処するため、自主防災組織や地域住民は、関係機関と協力して、次のとおり救急・救助活動を実施する。

1 関係機関への通報

災害現場に居合わせ、要救助者・負傷者を発見した者は、直ちに消防本部等の関係機関に通報する。

2 初期救急・救助活動の実施

災害現場において要救助者、負傷者を発見した者は、自らの安全を確保した上で、可能な限り救出活動を行うとともに、負傷者の保護にあたる。

また、自主防災組織は直ちに活動を開始し、通行人等とも協力し、救助、負傷者の保護にあたる。

3 消防機関等への協力

初期救急・救助活動の実施に当たっては、消防機関等からの求めに応じて、可能な限りこれに協力する。

第2 市・消防本部の活動

市（消防本部班、地域消防班）は、警察署等の関係機関と連携を図りながら、災害に対応した各種資機材を活用し、迅速かつ適切な救急・救助活動を実施する。

1 救助活動の実施

災害発生時に消防職員、消防団員は、迅速かつ適切な救助活動を実施する。

なお、大規模災害発生時は、要救助者及び傷病者が同時に多数いる事態を考慮し、出動対象の選択と優先順位の設定を行うとともに、地域住民、通行人等現場付近に居合わせた者の協力を得るなど、効率的な救助活動の実施に努める。

<資料7-3 救助用資機材保有状況>

<協定集 2.相互応援関係>

2 救急活動の実施

(1) 市（救護班）は、災害時の医療救護に関する協定に基づき（一社）下都賀郡市医師会等に医療救護チームの派遣を要請して必要に応じて救護所を開設し、傷病者の救護にあたる。

(2) 市（消防本部班、地域消防班）は、必要に応じて災害現場に応急救護所を開設し、傷病者の救護にあたる。

(3) 市（救護班、消防本部班、地域消防班）は、多数の傷病者が発生した場合は、医師、救命士等はトリアージを行い、重症者から搬送する。なお特に重篤な負傷者については、ドクターヘリによる搬送を要請する。

(4) 市（救護班、消防本部班、地域消防班）は、重症者等の病院への搬送が必要な場合は、関係機関と連携し、後方医療機関へ搬送する。なお、道路交通の混乱を考慮し、必要に応じて県警察に協力を求めるとともに、救急車による搬送が困難と判断される場合は、県消防防災ヘリコプター、ドクターヘリ等による搬送を要請する。

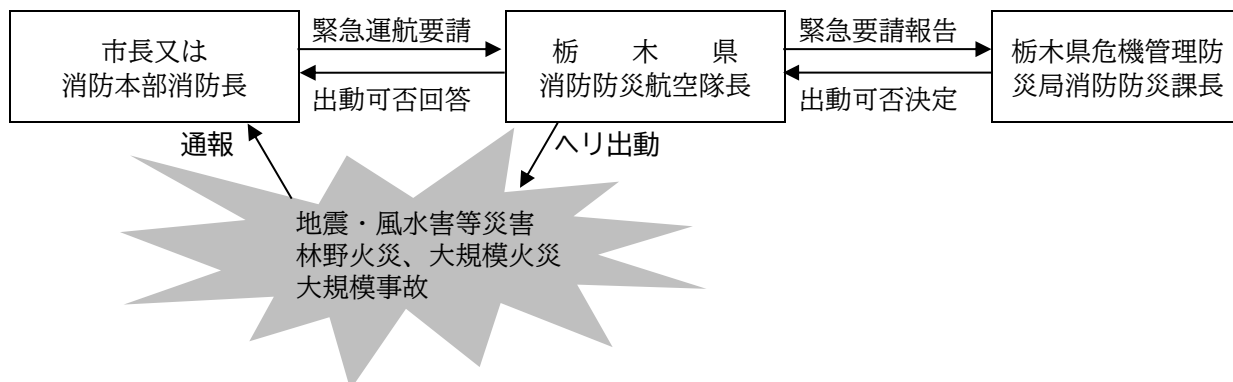
3 県消防防災ヘリコプターの緊急運航の要請

市長（統括班）又は消防長（消防本部班）は、地域、地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するために差し迫った必要性があり、ヘリコプター以外に適切な手段がない場合は、県（危機管理

防災局) に対し県消防防災ヘリコプターの緊急運航の要請を行う。

要請手順は、「栃木県消防防災ヘリコプター運航管理要綱」による。

県消防防災ヘリコプター緊急運航要請フロー



市（消防本部班）は、ヘリコプター離着陸場等から離着陸場を選定し、開設する。また、傷病者等の搬送、地上支援等の準備など、必要な活動体制を確保する。

＜資料16-1 飛行場外、緊急離着陸場一覧＞

第3 消防相互応援等

市（消防本部班）は、令和元年東日本台風レベル以上の災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合、県や協定先の消防機関等に市の状況を連絡し、応援部隊の派遣又は準備を要請する。

＜協定集 5.消防関係＞

1 消防相互応援

市（消防本部班）は、市内の消防力では対応できない大規模な災害が発生した場合、相互応援協定等による応援を要請する。

- (1) 「栃木県広域消防応援等計画」に基づく応援
- (2) 市町間の相互応援協定に基づく応援

2 緊急消防援助隊

県（危機管理防災局）は、県内の消防力では対応できない大規模な災害が発生した場合、「栃木県緊急消防援助隊受援計画」に基づき、国（総務省消防庁）に緊急消防援助隊の派遣を要請する。

市（消防本部班）は、緊急消防援助隊の応援を受ける必要があると認める場合、県に対し応援を要請する。なお、県に連絡が取れない場合、国（総務省消防庁長官）に対し応援要請を直接行い、事後速やかに知事に応援要請を行った旨を連絡する。

第4 消防、警察、自衛隊の連携

市（消防本部班）は、県、警察、自衛隊との適切な連携のもと、迅速かつ適切に救急・救助活動を実施する。

(1) 相互連絡の徹底

各機関は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、相互に連絡を取り合い、災害対策に必要な情報の交換を行う。

(2) 連絡調整員の現地派遣

各機関は市に連絡調整員を派遣し、災害応急活動の実施にあたり、機関相互の現場レベルの活動調整を行う。

〈主な調整内容〉

ア	被災者の検索、救助における地域の割り当て	イ	一斉合同捜索活動の実施
ウ	救助のための人員、資機材等の確保	エ	交通規制の実施

第１０節 医療救護活動

災害時には、広域にわたり医療助産の救護を必要とする傷病者の発生が予想されるため、関係機関は、緊密に連携を図り、災害の状況に応じた適切な医療助産活動を実施する。

第１ 実施体制

災害により医療機関の機能が停止し、著しく不足又は混乱したため、被災地の市民が医療及び助産の途を失った場合は、市長が関係機関又は団体の協力を得て医療助産活動を行う。

ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市長はこれを補助する。

第２ 災害医療救護

（１）災害医療情報の共有

市（救護班）は、災害発生地区の病院の稼働状況、医療救護ニーズを収集するとともに、消防本部、（一社）下都賀郡市医師会、県南健康福祉センター、災害拠点病院（獨協医科大学病院）その他の医療関係機関と災害情報を共有する。

（２）医療救護チームの編成

市（救護班）は、災害協定を活用して（一社）下都賀郡市医師会等の協力を得て、医療救護チームを編成し、救護所に派遣する。医療救護チームの編成は、医師１名、保健師（看護師）２名、事務職員１名を目安とする。

<協定集 6. 医療救護関係>

（３）救護所の設置

市（救護班）は、病院や消防署等の門前、その他の救護所予定施設に救護所を設置する。なお、救護所の設置スペース、設置方法等は、消防署、病院、医師会等と協議しておく。

（４）負傷者等の搬送

市（救護班）は、中等症者、重傷者等について災害拠点病院等の後方医療機関への搬送を消防本部に要請する。また、管財班に負傷者搬送用の車両の調達を要請するほか、医療救護チーム員及び医薬品等の搬送についても必要に応じて輸送車両の調達を要請する。

（５）医療資器材等の確保

市（救護班）は、被害の状況に応じて、県、薬剤師会及び関係業者に必要な医療資器材、医薬品等の供給を要請する。また、輸血用血液製剤については、栃木県赤十字血液センターに供給を要請する。

<協定集 2. 相互応援関係>

（６）県への応援要請

市（救護班）は、災害の状況に応じて県の保健医療福祉調整本部に、救護班、DMAT、LDMAT、JMAT、DPAT、日赤栃木県支部救護班等の応援派遣、その他救急医療活動に必要な応援を要請する。

（７）惨事ストレス対策

市（救護班）は、救急・救助活動を担う職員等の惨事ストレス対策に努める。

第３ 後方医療機関の確保

（１）後方医療機関の確保

市（救護班）は、消防本部、県南健康福祉センターと連携し、市内の病院の稼働状況を把握するとともに、中等症者等の受け入れを要請する。

（２）ライフラインの確保

市（救護班）は、市内の病院の医療機能を確保するため、断水した病院への応急給水を水道班に要請する。また、その他のライフライン機関、石油商業組合等に、ライフラインが停止した病院の電力、電気通信、自家発電機用燃料等の確保を要請する。

<資料15-1 主な医療機関の収容能力、資料15-2 市内の医療機関一覧>

第 1 1 節 緊急輸送活動

被災者の避難、消火・救助活動等の応急対策に必要な人員、緊急物資等を迅速かつ的確に輸送するため、国、県、市、防災関係機関は連携して災害時の緊急輸送対策を実施する。

第 1 実施体制

市（各班）及び防災関係機関は、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、応急活動の段階に応じた対象を優先して緊急輸送を実施する。

（１）第 1 段階 救出救命期

- ア 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
- イ 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
- ウ 災害対策に係る人員、ライフラインの応急対策に必要な人員・物資
- エ 後方医療機関へ搬送する負傷者等
- オ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

（２）第 2 段階 避難救援期

- ア 上記（１）の続行
- イ 食料、水等生命の維持に必要な物資
- ウ 傷病者及び被災者の被災地外への輸送
- エ 輸送施設の応急復旧に必要な人員及び物資

（３）第 3 段階 応急対策期・復旧復興期

- ア 上記（２）の続行
- イ 災害復旧に必要な人員及び物資
- ウ 生活必需品

第 2 緊急交通路等の確保

1 県警察の措置

県警察は、次により緊急交通路の確保を行う。

（１）交通状況の把握

現場の警察官、関係機関等からの情報、交通管理用カメラ等のあらゆる手段を講じ、通行可能な道路や交通状況を迅速かつ的確に把握する。

（２）交通規制の実施

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策を的確、円滑に実施するため緊急の必要があると認めるときは、災害対策基本法、道路交通法等に基づき、速やかに区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限するなど、緊急交通路の確保にあたる。なお、緊急交通路が指定された場合は、指定区間、緊急通行車両等の手続き等を市（交通防犯対策班）及び関係機関に連絡する。

（３）交通規制の周知徹底

交通規制を実施するときは、直ちに通行禁止等に係わる区域又は道路の区間その他必要な事項について、市民、運転者等に周知徹底を図る。

（４）その他緊急交通路確保のための措置

- ア 交通情報板、信号機等の交通管制施設の機能回復に努める。
- イ 必要に応じて、放置車両等の撤去、緊急通行車両の先導等を行う。
- ウ 必要に応じて、運転者等に対して車両の移動等の措置命令を行う。
- エ 緊急交通路の障害物の除去について道路管理者、消防本部、自衛隊等と協力し、状況に応じて道路啓開等必要な措置をとる。

(5) 関係機関等との連携

交通規制に当たって、道路管理者、市（交通防犯対策班）との緊密な連携に努める。

2 道路管理者の措置

道路管理者は、次により、重要物流道路、緊急輸送道路等の重要路線の優先的な確保を行う。

(1) 交通状況の把握

現場の職員、関係機関等からの情報、ＣＣＴＶ等のあらゆる手段を講じて、重要路線を中心に被害状況や交通状況を迅速かつ的確に把握する。

(2) 重要路線の確保

重要路線の路上障害物の除去や簡易な応急復旧により、緊急通行車両の通行路線を確保する。

ア 車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となり、かつ、緊急の必要があると認められるときは区間を指定して以下の措置を実施する。

- ・ 緊急車両の妨げとなる車両等の運転者等に対して移動の命令を行う。
- ・ 運転者等が命令に従わない、又は従うことができない場合、及び運転者等が不在の場合には自ら車両等を移動する。
- ・ 車両等の移動のためやむを得ないときは、他人の土地の一時使用、竹木その他の障害物の処分を行う。
- ・ 車両移動等に当たっては、警察署、他の道路管理者と連携して行う。

イ 重要路線が使用不能な状態の場合は、他の道路管理者と連携して代替路線を確保する。

3 市内の緊急輸送ネットワークの確保

市（道路河川復旧班）は、緊急輸送道路と市の災害対策拠点（市災害対策本部、現地災害対策本部、総合支所、救護所、避難所、ヘリコプター臨時離着陸場、地域物資拠点など）を結ぶ市道を優先して啓開する。また、啓開に当たっては、必要に応じて災害協定を締結する建設業者やレッカー業者等に協力を要請する。

<協定集 9.障害物関係、11.復旧関係>

第3 輸送手段の確保

1 市の車両確保

市（管財班）は公用車を管理し、各班の要請に基づき使用目的に応じた配車を行う。また、車両が不足する場合は、災害協定を締結する他市町村、トラック協会、バス事業者、運送事業者である指定（地方）公共機関等に車両の確保や輸送業務の要請を行う。

車両等の確保が困難なときは、県（経営管理部）に対して次の事項を明示して調達あっせんを依頼する。

- ア 輸送を必要とする人員、物資の品名、数量（重量）
- イ 車両等の種類、台数
- ウ 輸送を必要とする区間、借上げ期間
- エ 集結場所、日時
- オ その他必要事項

<協定集 2.相互応援関係、7.輸送関係>

2 緊急通行車両の届出

(1) 証明書及び標章の交付

災害対策基本法第76条第1項に基づき交通規制が行われたときは、災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するための車両（道路交通法の規定する緊急自動車を除く。）を有する機関の長は、知事又は公安委員会へ申し出て、緊急通行車両確認証明書及び標章の交付を受ける。

(2) 標章の掲示

緊急車両の使用者は、標章を当該緊急通行車両の前面の見やすい箇所に掲示する。また、緊急通行車両確認証明書を携帯する。

(3) 緊急通行車両の事前届出

証明書及び標章の交付を優先的に受けるため、公安委員会に対し、緊急通行車両について事前に届け出を行っておく。

<資料16-2 規制除外車両事前届出書>

3 航空輸送、鉄道輸送の要請

市（統括班）は、ヘリコプターや鉄道による輸送が必要な場合、県（危機管理防災局）を通じて運行機関の協力を要請する。

第4 輸送拠点の確保

市は、被災地における救助活動に必要な人員、物資等の輸送を迅速かつ円滑に行うため、必要な輸送拠点を確保する。

1 臨時ヘリポートの確保

市（消防本部班）は、被災者や救援物資等のヘリコプター輸送を行うため、あらかじめ把握したヘリコプター臨時離着陸場適地から使用する臨時離着陸場を選定し、ヘリコプターの受入体制を確保する。受け入れに当たっては、離着陸地点の表示、障害物の除去、飛散防止措置等の安全措置を講じる。

<資料16-1 飛行場外、緊急離着陸場一覧>

2 地域物資拠点の確保

市（福祉救援班）は、救援物資の集積、仕分け及び避難所等への配送を円滑に行うため、次の施設に地域物資拠点を開設する。また、必要に応じてボランティアの協力を得て、物資の仕分け等を実施する。

地域物資拠点予定施設

名 称	所在地	電話番号
栃木市総合運動公園	川原田町 760	23-2523
栃木市西方総合文化体育館	西方町本郷 1705-1	92-0866
栃木市岩舟体育館	岩舟町静 2292-1	55-2500

第 1 2 節 物資・資機材等の調達・供給活動

被災者、災害応急対策従事者等に対する円滑な食料・飲料水・燃料及び生活必需品の供給を図るため、関係機関は相互に連携して調達、供給体制を確立する。

第 1 基本方針

1 実施体制

市は、被災者、災害応急対策業務従事者等に対し、必要な物資を調達・供給する。市のみでは対応出来ない場合は、近隣市町・県・その他関係機関の応援を得て実施する。

県は、市からの要請があった場合又は市からの要請を待ついとまがなく市への緊急な支援が必要であると認めた場合、市への支援を実施する。また、県が作成した「災害時における支援物資の広域物流マニュアル」を活用し、県トラック協会・倉庫協会の参画等による輸送体制を確保し、広域物資拠点（県）から地域物資拠点（市）並びに避難所までの円滑な物流システムを確立する。

2 要配慮者や季節への配慮

食品や生活必需品の供給に当たっては、難病患者、透析患者、乳幼児、妊産婦、食物アレルギー等に配慮するほか、災害の発生時季、時間の経過とともに変化する被災地のニーズを踏まえ、時宜を得た内容とする。

第 2 給食

1 供給の対象

市は、次に掲げる者について食料需要を把握し、供給する。

- (1) 炊き出し等による給食を行う必要がある被災者（避難者、被災により炊事ができない者）
- (2) ライフラインの寸断等により食料の供給が受けられない社会福祉施設等の入居者
- (3) 被災地における救助活動、急迫した災害の防止、応急復旧作業に従事する者

2 食料の調達、供給

市（物資調達班）は、被害の状況等から判断して必要と認めた場合、次により食料を調達し、避難所等に供給する。供給に当たっては、要配慮者に配慮した品目を選定する。

(1) 備蓄物資の供給

避難所等に備蓄している食料を被災者に供給する。

(2) 食料の調達

避難所班、救護班の栄養士、福祉救援班、職員班から食料需要を収集し、弁当、パンなどを災害協定団体等から調達して避難所等に供給する。

(3) 要配慮者への配慮

要配慮者への食料が適切に供給されるよう、要配慮者の把握及び必要な食料の抽出、確保を行う。市のみでは要配慮者への適切な食料の供給が困難な場合は、県（保健福祉部）、近隣市町等に応援を求める。

<協定集 8. 食料物資関係>

(4) 被災者への配給

被災者への配給は、避難所にて避難所担当職員等が行う。

(5) 炊き出し

炊き出しを行う場合は、日本赤十字奉仕団等の協力を得て避難所敷地内等を利用して実施する。食材、調味料等は、災害協定団体、農業協同組合、市内小売店等から調達する。

災害救助用米穀を使用する場合は、県に対して米穀の引渡しを要請する。県（農政部）との連絡がつかない場合は農林水産省寄託倉庫の責任者に対して直接要請し、後にその旨を県に報告する。

第 3 給水

1 飲料水の供給

災害時に飲料水が得られない者を対象とし、飲料水を提供する。

(1) 搬送給水方式による供給

市（水道班）は、次の点を明示した給水計画を策定し、給水車又は容器により搬送給水を行う。

ア 給水班の組織体制

イ 交通途絶等を想定し、あらかじめ複数の搬送路を検討する。

ウ 飲料水の供給区域、対象者、供給場所等についての市民への広報

エ 必要な資機材等の確保

<資料5-3 給水資機材の状況>

(2) その他の給水方式

ア 井戸水等の活用

市（水道班）は、水道施設における貯水量の確保に努めるほか、井戸水（避難所に設置の手動式井戸等）、湧水、プール水、河川水等を浄化処理して飲料水を確保する。

浄化処理は、災害用浄水機により行い、必要に応じて県（環境森林部）に応急用飲料水の衛生指導、水浄化用木炭の提供を求める。

プールの管理者は、災害に備えて常にプールに水を貯水し、災害時は必要に応じて放出する。

<資料17-1 栃木市災害時協力井戸登録制度実施要綱>

<資料17-2 災害時協力井戸一覧>

<協定集 2.相互応援関係、8.食料物資関係、11.復旧関係、16.その他>

イ ペットボトル飲料水の供給

市（物資調達班）は災害協定団体にペットボトル飲料水の提供を依頼し、避難所に供給する。

<協定集 8.食料物資関係>

2 重要施設への給水等

市（水道班）は、医療機関、社会福祉施設などの人命に関わる重要施設の断水状況を速やかに把握し、優先的に給水を行う。

3 生活用水の供給

市（水道班）は、災害の復旧状況に応じて、被災者への生活用水の供給に努める。

4 応援要請

市（水道班）は、被害が大きい場合、給水活動が十分行えないときは、自衛隊の災害派遣部隊、県、（公社）日本水道協会や災害協定を締結する他市町村等に応援職員、給水車、給水資機材等の応援協力を要請する。

<協定集 11.復旧関係>

第4 生活必需品等の供給

1 供給の対象

住宅が被災して生活必需品を喪失するなど、日常生活が困難な被災者に供給する。

2 生活必需品等の確保

(1) 調達品目

支給品目は、寝具、外衣、肌着、身の回り品、炊事用具、食器、日用品、光熱材料、燃料、女性用品（衛生用品等）等とする。

(2) 物資の確保

市（物資調達班）は、避難所班、福祉救援班、職員班から生活必需品の需要を収集し、災害協定団体に対して、生活必需品の避難所等への供給を依頼する。

調達が困難な場合、県に備蓄物資の提供又は物資供給を依頼する。

<資料5-1 現物備蓄の状況>

<協定集 2.相互応援関係、8.食料物資関係、11.復旧関係、16.その他>

(3) 調達時の留意事項

ア 被災者ニーズ（必要品目・数量）をできるだけ正確に把握し、重複等に注意する。

イ 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。

ウ 夏季には扇風機、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど、被災地の実情を考慮する。

エ 被災者の年齢に配慮した生活物資を調達する。

オ 仕分け、配給に時間がかからないよう、調達時には箱等に中身の品名やサイズ等を記載する。

カ 交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、食料、飲料水及び生活必需品等の円滑な供給に十分な配慮する。

(4) 救援物資の募集

市（福祉救援班）は、県等への要請だけでは食料、飲料水及び生活必需品等が不足する場合、全国的に救援物資の提供を募集する。

ア 必要とする物資の品目、数量、時期、送付方法を明らかにし、ホームページや報道機関等の広報手段を活用して募集する。

イ 仕分け等の手間を考慮し、受入対象は原則として企業や団体からの大口のものとする。

ウ 応募者を随時受け付け、必要とする時期に必要な品目・数量を避難所等に供給するよう、応募者に要請する。

エ 物資が充足した時点で募集を打ち切り、その旨を広報する。

第5 物資の輸送・保管

調達する食料、物資等は、原則として調達先の団体・企業等に対して各避難所へ直接配送するよう依頼する。ただし、調達先が配送できない場合や、避難所以外の施設で一時保管する必要がある場合は、市が輸送手段や一時保管施設（地域物資拠点）を確保し、所在地等を関係機関に周知する。なお、避難所への輸送経路に危険がある場合は、物資供給の一時停止、代替輸送方法の確保を検討する。

(1) 輸送手段の確保

市（物資調達班）は、災害協定団体のトラック協会、運送事業者である指定（地方）公共機関等へ救援物資の輸送を要請する。

<協定集 7.輸送関係>

(2) 地域物資拠点の開設

地域物資拠点集積場所の開設、運営は、本章第11節第4に準ずる。

(3) 物流関係機関との連携

物資の在庫管理、輸送トラックの配送指示など総合的な災害物流のコントロールが必要な場合、市（物資調達班）は県（危機管理防災局）を通じて（一社）栃木県トラック協会及び栃木県倉庫協会に物流専門家の派遣を要請する。

市（物資調達班、福祉救援班）は派遣された物流専門家と連携し、救援物資等の物流管理を行う。

第6 燃料の確保

市（管財班）は、通常の燃料供給ルートが機能しない事態が発生した場合等には、緊急車両や重要施設等に対して優先的に燃料を供給するよう、栃木県石油組合栃木支部に要請する。

第 1 3 節 農林水産業関係対策

被害を受けた農林水産物及び施設の応急対策を実施し、早期に営農林水体制の再開を目指す。

第 1 農作物・林産物・水産物等の応急対策

1 農林水産被害対策

- (1) 県（環境森林部・農政部）は、水害・台風、竜巻等風害、雪害等による農林産被害を防止するため、必要に応じ、関係機関と連携して、排水、病虫害防除、施肥等の指導を行う。
- (2) 県（農政部）は、宇都宮地方気象台から風雪、強風、大雨、洪水等の注意報、警報等の発表を受け、農作物の風水害、雪害が予想されるときには、被害予防のための技術対策資料を作成し、関係団体等に配付し、農家に対する指導の徹底を図る。

2 家畜伝染性疾病予防体制

市（農林班）は、次の家畜伝染性疾病予防対策及び応急対策を講じる。

- (1) 予防対策の実施
被災地における予防対策は、市が実施する。
- (2) 応急対策の実施
 - ア 家畜所有者等から通報を受けた場合に被害状況の把握、県への通報
 - イ 伝染性疾病が発生した場合又は発生のおそれがある場合の畜舎消毒、薬浴等の疾病発生予防、まん延防止のための措置について指導
 - ウ その他必要な指示の実施
- (3) 死亡獣畜の処理
本章第14節第3の2に準ずる。

第 2 農地・農業用施設等の応急対策

1 施設の点検、監視等

- (1) 施設の点検・監視
施設管理者は、風水害の発生のおそれがある場合には、過去に被害が生じた箇所や主要構造物等の点検、監視を行う。
- (2) 関係機関等への連絡
施設管理者は、施設の点検、監視の結果、危険と認められる場合は、県（農政部）、市（農林班）、地域住民、関係機関への連絡を適切に実施する。
- (3) 災害未然防止活動
洪水の発生が予想される場合は、施設管理者は、ダム、頭首工、排水機、水門等の放水などの適切な操作を行う。また、災害を防止するため必要と認める場合は、あらかじめ必要な事項を関係市町（消防本部を含む）、警察署に通知するとともに、地域住民に対して周知させる。

2 災害応急復旧対策

農地・農業用施設に災害が発生した場合には、次のような応急復旧対策を実施する。

- (1) 被害状況の把握
市（農林班）は、関係機関と相互に連携して関係施設の被害状況を把握し、県に報告する。下都賀農業振興事務所及び県南環境森林事務所等は、被害報告をとりまとめ、各事業主管課に報告する。
- (2) 応急対策の実施
 - ア 施設管理者は、関係機関と連携を図り、被害状況に応じた所要の体制を整備し、被害を拡大させないよう、次の応急対策を実施する。
 - (ア) 発災後の降雨の状況等により、土砂災害や主要な構造物の被害が発生するおそれがある場合

は、速やかに県（環境森林部・農政部）、市等関係機関に連絡するとともに、地域住民に対して周知を図り、適切な警戒避難体制の整備など二次災害の防止に努める。

（イ）土砂災害が発生した場合には、被害状況や被害拡大の可能性を調査し、必要に応じて土砂の除去、防護柵の設置等の応急工事を実施する。

（ウ）集落間の連絡農道、基幹農道、連絡林道、基幹林道等の管理者は、避難路、緊急輸送路となる道路の優先的障害物の除去と応急復旧に努める。

また、通行が危険な道路については、通行禁止等の措置を講じる。

（エ）ダム、ため池等の施設管理者は、気象、水象の状況を十分に検討し、下流の河川の安全に配慮して、貯水位の調整等適切な措置を講じる。

（オ）被災して危険な状態にある箇所については、パトロール要員による巡回、監視により、危険防止の措置を講じる。

イ 市（農林班）は、農地・農林業用施設等の被害が拡大するおそれがある場合は、関係機関と連携の上、施設管理者に対して、必要な応急措置の実施を指導する。

3 農林水産業共同利用施設

農林水産業共同利用施設の管理者は、各施設の被害状況の把握、報告を行い、関係機関と連携して復旧対策を速やかに実施する。

（1）施設の点検・監視等

施設管理者は、災害発生のおそれがある場合には、主要構造物等の点検、監視を行う。

また、施設の点検、監視の結果、危険と認められる場合は、県（環境森林部・農政部）、市（農林班）、地域住民、関係機関へ連絡する。

（2）災害応急対策

施設管理者は、農林水産業共同利用施設の被害状況を把握し、下都賀農業振興事務所及び県南環境森林事務所等に報告する。

第 1 4 節 保健衛生活動

被災地における感染症の発生予防・まん延防止、被災者の健康の確保、及び人心の安定と人身の保護のため、関係機関は、保健衛生対策、遺体の収容・埋葬、動物の管理（衛生及び死体の処理を含む）の的確な実施を図る。

第 1 保健衛生対策

市、県及び関係機関は、次の保健衛生対策を実施する。

1 感染症対策

(1) 実施体制

市は、被災地における生活環境の悪化や病原体に対する抵抗力低下等によって生じる感染症対策を実施する。県南健康福祉センターは市からの要請があった場合、又は市への緊急な支援が必要と判断した場合、市の対策を支援する。

(2) 市が実施する対策

ア 防疫チームの編成

市（防疫衛生班）は、被災地の防疫活動を迅速かつ的確に行うため、防疫チームを必要数編成し、避難所、被災家屋等の消毒、ねずみ族・昆虫の駆除等を行う。

イ 県の防疫・保健衛生組織との連携

市（防疫衛生班）は、発生した災害の規模に応じて、県の防疫・保健衛生組織と連携して適切な防疫活動を行う。

ウ 検水調査

市（防疫衛生班）は、被災地の井戸について検水を行う。また、必要に応じて、井戸の清掃、消毒等の飲用指導を行う。

エ 消毒の実施

市（防疫衛生班、下水道班）は、被災地の消毒を行う。なお、下水道班は宅地内の公共枘及び宅地内枘周辺、防疫衛生班は家屋の床下及び床上を主な対象に分担、連携して対応する。

(ア) 消毒場所

次の場所を中心に消毒活動を実施する。また、状況によってねずみ族・昆虫の駆除等を区域及び期間を定めて実施する。

- ① 浸水家屋、下水溝、ごみ集積所、その他不潔な場所
- ② 避難所の便所、その他不潔な場所
- ③ 井戸
- ④ 患者運搬器具等

(イ) 各世帯における家屋等の消毒

床上浸水地域に対しては、被災直後に各戸に消毒剤（次亜塩素酸ナトリウムや消毒用アルコール等）を配布して、床、壁の拭浄、便所の消毒等について衛生上の指導を行う。

(ウ) 防疫用薬剤及び器具の確保

① 防疫薬剤の確保

被災地に散布する防疫薬剤については、本市（防疫衛生班、下水道班）において一定数量を備蓄する。また、市内の小売業者等から即時調達可能な数量を把握しておく。

② 防疫薬剤及び器具の調達

防疫薬剤及び器具は、市内の小売業者等から調達する。

(エ) 市民による自主消毒

各避難所における仮設トイレ又は集積された生ゴミの消毒活動は、避難所担当職員が避難者の協力を得て散布する。なお、防疫薬剤は、防疫衛生班が調達し、各避難所に供給する。

オ 予防対策の周知・指導

市（救護班、防疫衛生班）は、避難所、被災地区での感染症の発生予防、まん延防止のため、

チラシによる広報や避難所等の巡回指導により、手洗いやうがいの励行、食器等の洗浄方法、ねずみ族・昆虫の駆除等について指導を行う。

カ 感染症発生時の対応

市（救護班）は、感染症の患者が発生した場合、あるいは発生するおそれがある場合、県の実施する患者への医療及び患者に対する入院勧告等の措置に協力する。また、市民に対し、感染症発生について広報を行う。

（３）県が実施する対策

県南健康福祉センターは、市の対策を支援できるよう、次の対策を講じる。

ア 体制の確立

県南健康福祉センター内に、感染症対策・生活衛生班を編成し、適切な防疫活動の実施のために被災状況を把握する。

イ 防疫活動計画の作成及び物資の確保、消毒の実施

市（防疫衛生班）から応援依頼があった場合、市と調整して防疫活動計画を作成し、消毒実施地区の決定や消毒の補助を行う。また、消毒に必要な資材（作業着・マスク等）、噴霧器、薬剤の確保を支援する。

ウ 疫学調査、健康調査の実施

緊急度に応じて計画的に疫学調査を実施し、患者の早期発見に努める。また、調査の結果、必要があるときは健康診断の勧告を行う。

エ 飲用井戸汚染対策

水道未普及地域の飲用井戸が災害等で汚染され、又は汚染された可能性がある場合は、水質検査や消毒等の飲用に対する指導を行う。

オ 予防対策の周知・指導

避難所、被災地区での感染症の発生予防、まん延防止のため、市と連携して感染症予防対策について指導を行う。

カ 感染症発生時の対応

感染症の患者が発生した場合、あるいは発生するおそれがある場合は、栃木県感染症マニュアル等に基づき迅速かつ適切な対応を実施する。

２ 食品衛生監視

（１）市の対策

福祉救援班、救護班、避難所班は、県（保健福祉部）や関係団体と協力して、避難所等の巡回指導、食品衛生知識の啓発指導など、被災地の総合的な食品衛生対策を実施する。

ア 食品衛生監視員の派遣要請

市（福祉救援班）は、災害時の状況に応じ必要と認めたときは、県（県南健康福祉センター）に食品衛生監視員の派遣を要請し、避難場所その他炊き出し施設に対する衛生的な食品の供給に関する指導を求める。

イ 避難所その他炊き出し施設に対する衛生指導

福祉救援班、救援班、避難所班は、避難所その他炊き出し施設の食品管理等の状況把握に努め、チラシ、ポスターなど様々な媒体を用いて衛生指導を行う。

（ア）手洗消毒の励行

（イ）個人の備蓄食についての品質、保存期限等の確認

（ウ）配布された弁当等についての品質・表示事項の確認

（エ）使い捨て食器の使用、アルコール消毒薬による消毒

（２）県の対策

県南健康福祉センターは、次により、被災地営業者、同地区周辺営業者、臨時給食施設（避難所その他炊き出し施設）の実態を把握し、安全かつ衛生的な食品の供給の指導等適切な措置を講じる

ことにより、事故の発生を未然に防止する。

ア 食品衛生監視の実施

災害の状況に応じ必要と認めたときは、食品衛生監視員を中心とした監視体制を確立し、被災地営業者、同地区周辺営業者、臨時給食施設（避難所その他炊き出し施設）に対する衛生的な食品の供給に関する指導を実施する。

イ 避難所、被災住民に対する衛生指導

市（福祉救援班、救援班、避難所班）と連携し、避難所等の食品管理等の状況把握に努め、避難所、被災地でチラシ・ポスターなど様々な媒体を用いて衛生指導を行う。

ウ 被災地周辺営業施設、臨時給食施設の指導

市（物資調達班）や食品衛生協会等関係機関と密接な連携をとって施設の実態を把握し、被害・稼動状況に応じた施設管理、加熱調理等食品の衛生的取り扱いについて指導を行う。

エ 被災地営業施設の監視指導

営業許可施設を監視するとともに、保存、製造されている食品の衛生状態に応じた指導を行い、不良食品の供給を排除する。

3 栄養指導対策

（1）市の対策

市（救護班）の管理栄養士は、各班の職員と連携し、次の活動を行う。なお、市のみで対応が困難な場合は、県、近隣市町等の関係機関に応援を求めて実施する。

ア 被災地の食に関する情報把握

被災地における食生活に関して援護を必要とする者の人数や被災の状況、避難所の設置状況や特定給食施設等の被害状況を把握する。

イ 食事提供（炊き出し等）の栄養管理指導

設置された炊事場、炊き出しの提供食材・調理、管理等について確認し、必要に応じて実施主体への提案、指導・助言を行う。

ウ 巡回栄養相談・指導の実施

避難所及び被災地を巡回して、被災者の健康状態、食料の供給状況等を把握しながら栄養相談・指導を実施する。

エ 要配慮者への食生活支援

妊産婦、乳幼児、虚弱高齢者、難病患者、透析患者、糖尿病、食物アレルギー疾患患者等で食事療法が必要な者について栄養相談を実施し、併せて特別用途食品の手配や、調理方法等に関する相談を行う。

（2）県の対策

県南健康福祉センターは、市の対策を支援できるよう、次の対策を講じる。

ア 被災地の食に関する情報把握

（1）アについて、市と連携して実施する。

イ 食事提供（炊き出し等）の栄養管理指導

（1）イについて、市と連携して実施する。

ウ 巡回栄養相談の実施

（1）ウについて、市と連携して実施する。

エ 特定給食施設等への指導

被害状況を把握し、給食設備や給食材料の確保、調理方法等、栄養管理上の問題を生じないよう指導し、給食の早期平常化を支援する。

4 健康管理活動

(1) 健康管理

ア 健康調査、健康相談の実施

市（救護班）は、県の協力を得て被災者の健康調査を実施するとともに、避難所、仮設住宅等を巡回するなどして次の健康相談等を実施する。また、健康不安の解消及び疾病の予防と早期発見を図り、医療機関への受診勧奨を行う。

（ア）在宅ねたきり者や一人暮らしの高齢者等の安否確認

（イ）避難所での巡回健康相談

（ウ）対象者へのケアの提供

（エ）感染予防、健康教育の実施

（オ）保健・福祉・医療情報の提供 など

イ 要配慮者等の健康状況の把握

市（福祉救援班）は福祉関係団体と連携して次の措置を講じる。

（ア）救護班や民生委員・児童委員、介護支援専門員等と協力の上、要配慮者、在宅療養患者等の健康状況を確認し、必要な介護、医療が受けられるように対処する。

（イ）高齢者や障がい者、子どもなど要配慮者の心身双方の健康状態に特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施する。

(2) 生活不活発病の予防

被災高齢者においては、避難生活の長期化等により、歩行を始めとする活動（生活行為）が低下し、生活不活発病（廃用症候群）が発生する。市（福祉救援班、救護班）は、パンフレットの配布等を通じて、高齢者等の介護者や保健・医療・福祉介護専門職、ボランティアへの理解促進を図り、生活機能低下、特に生活不活発病の早期発見及び予防・改善に努める。

(3) こころのケア対策

市（救護班）は、次の措置を講じる。

ア 県と協力して、被災者の精神状態の把握に努めるとともに、被災者の心理的な安定を図るため、県に対し精神医学、臨床心理学等の専門家の派遣等を要請する。

イ 避難所生活の長期化に伴い、身体的・精神的ストレスが蓄積している被災者を対象に、レクリエーション等を行い、ストレスの軽減対策を実施する。

ウ 避難所に遊び場を確保するなど、ボランティア等の協力を得ながら幼児や児童の保育対策並びに心のケア対策を実施する。

エ 心のケアやPTSD（心的外傷後ストレス障がい）に対するパンフレットを被災者に配布するなどして、心のケアに対する正しい知識の普及を図る。また、避難所の閉鎖後も継続して心のケア対策を実施する。

5 資機材の調達

市（救護班、防疫衛生班）は、災害発生後、速やかに保健衛生用資機材取扱業者の被害状況を調査して、供給能力、輸送機能の状況を把握するとともに、必要とする資機材を調達する。

市内等で必要な保健衛生用資機材等が確保できない場合は、応援協定に基づき、協定締結市町等から緊急調達する。それでもなお不足する場合は、県に調達のあっせんを要請する。

第2 遺体取扱対策

1 遺体の搜索

(1) 実施体制

遺体（災害により、現に、行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により既に死亡していると推定される者）の搜索は、原則として市が警察署等の関係機関の協力のもとに実施する。

(2) 実施方法

ア 遺体の搜索

市（地域消防班）は、警察署、自主防災組織等と協力して遺体を搜索する。市だけでは対応が困難である場合、災害協定を活用して他市町に応援要請を行うとともに、県（危機管理防災局）に自衛隊への災害派遣要請を依頼する。

遺体が流失等により他市町村に漂流した可能性がある場合は、下流の市町村等に対して搜索を要請する。

<協定集 2. 相互応援関係>

イ 遺体の調査

搜索時に遺体を発見した場合は、警察官に連絡する。

2 遺体の収容・処置及び検案

(1) 実施体制

災害の際に死亡した者の遺体の処置等について、その遺族等が混乱のため行うことができない場合は、原則として市が、県、県警察、日本赤十字社栃木県支部、（一社）下都賀郡市医師会、（一社）下都賀郡市歯科医師会、医療機関等関係機関の協力のもとに実施する。

(2) 実施方法

ア 市が実施する対策

市（防疫衛生班）は、日本赤十字社栃木県支部、（一社）下都賀郡市医師会、（一社）下都賀郡市歯科医師会、医療機関等の協力を得て、適切な遺体の処置及び検案を実施する。

遺体が多数の場合は公共施設等に遺体収容所を開設する。また、遺体の保存に十分な量のドライアイス、棺等の確保に努める。棺等の不足が見込まれる場合は、葬祭事業者等との災害協定を活用する。

<協定集 16. その他>

搜索時に発見された遺体については、警察署等関係機関と協力して遺体収容所へ搬送する。

イ 県（保健福祉部）が実施する対策

市（防疫衛生班）からの応援要請等により、医師会等の協力を得て支援を行う。なお、災害救助法適用後は、委託契約に基づき日本赤十字社栃木県支部が組織する救護班、災害拠点病院が組織する救護班に対して活動を要請する。

ウ 警察署が実施する対策

各種の法令や規則に基づき、遺体の検視を行う。検視後の遺体について、身元が明らかになったものは遺族又は関係者に引き渡し、身元が確認できない遺体については、市（防疫衛生班）へ処理を引き継ぐ。

3 遺体の埋火葬

(1) 実施体制

災害の際死亡した者に対して、その遺族が災害による混乱のため埋火葬を行うことが困難な場合や死亡した者の遺族がいない場合には、原則として市（防疫衛生班）が遺体の応急的な埋火葬を行う。

(2) 埋葬の実施方法

市（防疫衛生班）は遺体安置所等で埋火葬許可書を発行し、火葬を行う。市の火葬能力を上回る場合などは、県に広域火葬を要請する。

身元不明遺体については、市が一時保管した遺骨及び遺留品の台帳を作成して一定期間公示し、引き取り人がある場合は、身元確認の上引き渡す。また、引き取りがない遺骨は、「行旅病人及行旅死亡人取扱法施行細則」により扱う。

第3 動物取扱対策

1 動物保護管理対策

(1) 実施体制

飼い主責任を基本とした同行避難及び避難時の動物の飼養管理並びに放浪動物の救護等の対策を講じるに当たり、県（保健福祉部）及び獣医師会等で構成する動物救護体制並びに市及び関係機関・団体の協力体制により、動物（畜産農業に係るもの及び野生動物は除く。）の被災状況、救助、搬送に関する状況（道路状況等）、被災動物受け入れに関する状況等の情報を収集し、その実態を把握して適切な措置を講ずる。

(2) 実施方法

ア 市（防疫衛生班）が実施する対策

（ア）動物の被災状況等について県と連携して情報を収集する。

（イ）県と連携して被災動物の救助を行うとともに、必要に応じ搬送する。

（ウ）感染症のまん延防止等に配慮し、被災の状況に応じた防疫措置をとる。

（エ）飼い主及び行方不明となった動物の捜索については、犬の登録管理台帳の活用等により、県と連絡調整しながら情報の収集、提供を行う。

（オ）保護した動物が死亡した場合、必要に応じて写真の掲示等により、飼い主への情報提供を行う。

（カ）人員、機材、施設等の確保が困難な場合は、関係機関に応援を求めて実施する。

イ 県（保健福祉部）への要請

市（防疫衛生班）は、被災動物に対する次の支援を要する場合は、県に要請して関係団体の支援を確保する。

（ア）総合相談窓口を栃木県動物愛護指導センター（以下「動愛センター」という。）に設置し、収集した情報に基づき、関係機関による被災動物の救助等を支援

（イ）被災動物の救助、搬送、治療等は動愛センターが主体となって支援

（ウ）被災動物は、必要があれば動愛センターへ搬送し、収容、治療等を実施

（エ）被災動物の救護、管理及び避難所等での飼い主に対する適正飼養の支援等を獣医師会へ要請

（オ）感染症のまん延防止等に配慮し、被災の状況に応じた防疫措置の実施

（カ）飼料（餌）の確保や被災動物を保護収容するための施設の設置

（キ）飼い主及び行方不明となった動物の捜索について総合相談窓口を活用した情報の収集、提供

（ク）保護した動物が死亡した場合、必要に応じて動愛センターのホームページ及び動愛センター内において写真の掲示等を行い、飼い主への情報提供を実施

ウ 獣医師会への要請

市（防疫衛生班）は、県を通じて（公社）栃木県獣医師会に被災動物の救護及び管理等を要請する。

（ア）被災動物の健康管理等に関する問い合わせ、相談

（イ）被災動物に対する救助、治療等

エ 動物愛護推進員への要請

市（防疫衛生班）は、必要に応じて、動物の適正な飼養及び保管に関する飼い主に対する支援活動への協力を動物愛護推進員に要請する。

オ 飼い主への要請

市（防疫衛生班）は、動物の飼い主に対して次の措置を要請する。

（ア）被災により一時的に飼育困難となり、他に預ける場合にあっては、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努める。

（イ）災害時発生時に動物を同行して避難できるよう、日頃からケージに慣れさせるなどの訓練

を行っておくとともに、飼い主の連絡先を記載した名札等の装着、ワクチンの接種及び動物用避難用品の確保に努める。

2 死亡獣畜の処理

(1) 実施体制

被災地における死亡獣畜の処理が広範囲にわたり、かつ公衆衛生、家畜防疫上必要がある場合の処理計画の策定及び実施は、市（農林班）が行う。

県（環境森林部、保健福祉部、農政部）は、必要がある場合に市と協力して実施する。

(2) 実施方法

ア 市（農林班）が実施する対策

（ア）死亡獣畜の回収等適切な措置の実施

（イ）死亡獣畜取扱場で処理を行うほか、状況に応じて、原則、県知事の許可を受けて次のように処理する。

① 移動し得る死亡獣畜については、人家、飲料水、河川、道路に近接せず、日常、人や家畜が近接しない場所に集めて、公衆衛生上適切な方法で、埋却又は焼却処理

② 移動し難い死亡獣畜については、公衆衛生上やむを得ない事情がある場合に限り、その場で個々に埋却又は焼却処理

イ 県が実施する対策

（ア）死亡獣畜の処理についての指導、助言

（イ）必要と認めた場合、市等と協力して実施

第 1 5 節 障害物等除去活動

被災者の生活の確保と緊急輸送道路等の交通の確保を図るため、関係機関は、災害により道路等に堆積した土砂などの障害物除去対策を行う。

第 1 住居内障害物の除去

市は、市民に対し家屋等に運び込まれた土石、竹木等の障害物の除去に関する啓発、情報提供を行う。

家屋等の障害物の除去は、原則として所有者・管理者が実施するものとするが、災害救助法が適用された場合は同法の対象範囲内で市（住宅復興班）が支援する。

市（住宅復興班）は、避難行動要支援者の世帯等について必要に応じ近隣住民、自主防災組織等に対して地域ぐるみの除去作業の協力を呼びかける。また、必要に応じて、ボランティアの協力を求める。

第 2 河川の障害物の除去

河川の流下障害物の除去は、河川管理者が実施する。

第 3 道路の障害物の除去

道路交通に支障となる障害物は、道路管理者が除去する。

- （1）直営、災害協定の締結先への要請、その他業者委託等の方法により、速やかに行う。
- （2）管理区域の障害物の状況を調査した上で、重要物流道路及び緊急輸送道路を優先するなど重要度や緊急度を考慮する。
- （3）市においては、特に危険を伴うものについて、災害協定による建設業者やレッカー業者等を活用する

<協定集 9.障害物関係、11.復旧関係>

第 4 障害物集積所の確保

各機関は、障害物の除去に当たって、あらかじめ交通や応急対策活動に支障のない場所に十分な集積所を確保しておくものとする。

第 5 除雪活動

1 家屋等の除雪活動

市（住宅復興班）は、市民に対して家屋等の除雪に関する啓発、情報提供を行う。

家屋等の除雪は、原則として所有者・管理者が実施するものとするが、市（住宅復興班）は、避難行動要支援者の世帯等について必要に応じ近隣住民、自主防災組織等に対して地域ぐるみの除雪作業の協力を呼びかける。また、必要に応じて、ボランティアの協力を求める。

2 公共施設の除雪活動

公共施設の除雪活動は、施設管理者が行う。ただし、大型機械による除雪が困難な狭隘な生活用道路等について、施設管理者は必要に応じ地域住民に対し地域ぐるみの除雪の協力を呼びかける。

第 1 6 節 災害廃棄物処理活動

被災地の環境衛生の保全と早期の復旧・復興を図るため、関係機関は、災害廃棄物やし尿、避難所ごみなどの災害廃棄物等を適正かつ迅速に処理する。

第 1 災害廃棄物の処理

1 体制整備・情報収集

市（災害ごみ対策班）は、速やかに連絡体制を整備し、処理施設の稼働状況を把握するとともに、市内の被害状況について情報収集を行う。

市のみで対処できない場合には、相互応援協定等に基づき、県等に広域応援を求める。

県（環境森林部）は、市へ技術的助言を行うとともに、市等から支援の要請を受けた場合には、被災していない市町等や民間事業者団体又は他都道府県、国に応援を求める等連絡調整を行う。

<協定集 10. 廃棄物関係>

2 発生量及び処理可能量の推計

市（災害ごみ対策班）は、被害状況を踏まえ、災害廃棄物の発生量・処理可能量を推計し、その処理体制を整備する。

3 市民等への周知

市（災害ごみ対策班）は、災害廃棄物の排出方法や分別方法、仮置場の利用方法等について、市民へ広報するとともに、県やボランティア等とも情報を共有する。

4 仮置場の設置・運営

市（災害ごみ対策班）は、大量に発生した災害廃棄物を一時的に保管するため、被害状況や周辺環境から仮置場の適地を選定して早急に確保する。また、被災現場から仮置場へ搬入する際の分別を徹底し、可能な限り再資源化を図るほか、便乗ごみの持ち込みを取り締まる。

仮置場は次のような場所から選定し、長期的な使用が見込まれる場合は住宅地から離れた場所に二次仮置場を選定する。なお、場所の選定に当たっては、応急仮設住宅など他の土地利用ニーズの有無を考慮する。

- (1) 公園、グラウンド、公民館、廃棄物処理施設等の公有地
- (2) 未利用工場跡地等で長期間利用が見込まれない民有地（借上げ）
- (3) 二次災害や環境、地域の基幹産業等への影響が小さい地域

5 収集運搬

市（災害ごみ対策班）は、収集運搬能力や被害状況を考慮し、収集方法等を決定するとともに、必要となる人員や車両を確保する。

6 処分・再資源化

市（災害ごみ対策班）は、災害廃棄物の種類や性状に応じて、破碎、選別、焼却等の中間処理を行い、再生利用及び最終処分を行う。処理に当たっては、できる限り再資源化や減量化を推進するが、処理のスピード及び費用の観点を含め総合的に処分方法を検討する。また、とちぎクリーンプラザで処理できない場合は、適正処分が可能な業者への委託や他市町村への応援要請を検討する。

なお、石綿については「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（改訂版）」（平成29年9月 環境省）等を参考とし、石綿を含有する廃棄物の飛散流出や他の廃棄物との混合を防止し適切に取り扱う。

7 損壊家屋等の解体撤去

損壊家屋等の解体は、原則、所有者の責任により実施されるものであるが、倒壊などの二次災害の防止や、生活環境保全上の観点から、市が早期に解体する必要があると判断した損壊家屋等について

は、市（災害ごみ対策班）が解体を行い、それに伴い発生する廃棄物について収集・運搬及び処分を行う。

第2 避難所ごみ・生活ごみの処理

1 体制整備・情報収集

市（災害ごみ対策班）は、速やかに連絡体制を整備し、処理施設の稼働状況を把握するとともに、市内の被害状況について情報収集を行う。市のみで対処できない場合には、相互応援協定等に基づき、県等に応援を求める。

県（環境森林部）は、市へ技術的助言を行うとともに、市等から支援の要請を受けた場合には、被災していない市町等や民間事業者団体又は他都道府県、国に応援を求める等連絡調整を行う。

2 発生量及び処理可能量の推計

市（災害ごみ対策班）は、被災地の戸数、避難者数等から、避難所ごみの発生量・処理可能量を推計し、その処理体制を整備する。

3 市民等への周知

市（災害ごみ対策班）は、排出方法等について市民等へ周知するとともに、県と情報を共有する。

4 収集運搬

市（災害ごみ対策班）は、収集運搬能力や被害状況を考慮し、収集方法等を決定するとともに、必要となる人員や車両を確保する。

5 処分・再資源化

市（災害ごみ対策班）は、ごみの発生状況を把握し、処理が滞らないよう留意する。

第3 し尿の処理

市（災害ごみ対策班）は、次の措置を講じる。

1 実施体制

- （1）倒壊家屋、焼失家屋の便槽のし尿について、被災地における防疫上、収集可能になった日から可能な限り早急に収集し、処理する。
- （2）処理に当たっては、既存の人員、機材、処理施設で実施するものとするが、市のみで対処できない場合には、相互応援協定等に基づき県等に応援を求め、緊急事態に対処する。

2 排出量の推計

被災地の戸数等から排出量を推計し、処理体制を整備する。

3 し尿の処理処分の方法

- （1）被災地域での処理能力が及ばない場合には暫定措置として、便槽内容の20%～30%程度の汲み取りを全戸に実施し、各戸の便所の使用を可能にするよう配慮する。
- （2）必要によりし尿の汲み取り業者への委託、県からの人員、機材等の応援を求め、収集運搬体制を確立する。
- （3）被災地における防疫面から、不用となった便槽及び避難所の便所に貯留されているし尿、汚水についても早急に収集を行うよう努める。
- （4）収集運搬したし尿を原則として栃木市衛生センターで処理する。

4 仮設トイレの確保及び設置

- （1）し尿処理施設の被害状況と稼働見込みを把握して、必要に応じて仮設トイレを避難所等に設置する。

- (2) 設置に当たっては、立地条件等を配慮し、漏えい等により地下水が汚染しない場所を選定して、野外又は屋内に早急に設置する。
- (3) 仮設トイレやその管理に必要な消毒剤及び脱臭剤等の備蓄に努めるとともに、調達を行う体制を整備する。
- (4) 仮設トイレの撤去に当たっては、消毒を行う。

第4 水害における留意点

水害による災害廃棄物は、水分を多く含み、腐敗しやすく、悪臭・汚水の発生源となるため、市（災害ごみ対策班）はその特性を踏まえ、次の事項に留意して早急に処理する。

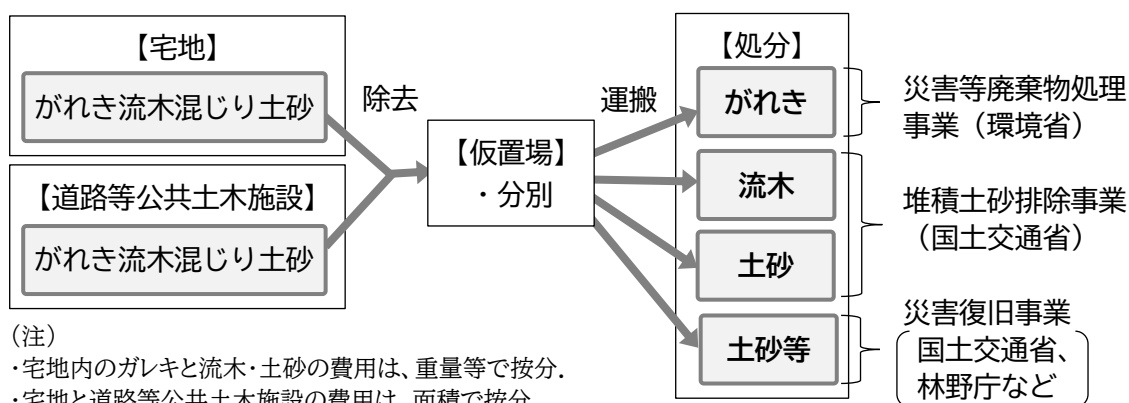
仮置場	水が引くと、被災住民が一斉に水に浸かった災害廃棄物を屋外に排出するため、仮置場を早急に開設する。開設に当たっては、日常生活圏への影響の少ないところで開設するとともに、消臭剤や殺虫剤の噴霧等の害虫・悪臭対策等を行う。
収集運搬	水分を含む畳や布団等の重量のある廃棄物が発生するため、積込みや積降ろしに使用する重機を確保するほか、収集運搬車両には平積みダンプ等を使用する。
処理	災害廃棄物混じりの土砂が多量に発生するため、土砂の選別等を行う。腐敗性廃棄物については、優先して処理を行う。
衛生面	汲み取り式の便槽や浄化槽等が水没し、槽内に雨水や土砂が流入することがあるため、速やかにし尿を汲み取り、清掃・消毒を実施する。

第5 国庫補助制度の積極的活用

市（災害ごみ対策班）は、災害等廃棄物処理事業（環境省補助金）等の国庫補助制度を積極的に活用し、国や県の支援を受けて円滑な処理を図る。

また、大量の土砂やがれき等が混ざりあって宅地や道路等に堆積し、堆積土砂排除事業（国土交通省）、災害等廃棄物処理事業（環境省）、災害復旧事業（国土交通省、林野庁など）の対象となるものを一括除去する必要がある場合は、それらを分別せずに除去する「連携スキーム」を活用する。この場合、災害ごみ対策班は道路河川復旧班、農林班等と連携して対策チームを編成し、関係省庁（環境省、国土交通省、林野庁など）と連携スキームの運用について協議する。

連携スキームの概念



(注)

- ・宅地内のガレキと流木・土砂の費用は、重量等で按分。
- ・宅地と道路等公共土木施設の費用は、面積で按分。
- ・各事業は査定前の着工が可能。
- ・宅地内は事前にどの事業で行うかを決定し、契約・業者等を分けずに一体で実施可能。
- ・堆積土砂の堆積厚の証拠(高さが分かる写真、計測)を残しておく。

「宅地内からの土砂・がれき撤去の事例ガイド(国土交通省、令和2年3月)」参考

第 1 7 節 学校・社会施設等の応急対策

災害時の児童生徒等の生命、身体、安全確保や応急時の教育の実施のため、市、県は、必要な措置を講じる。

第 1 応急措置

校長等は市教育委員会と連携し、予め定めている学校安全計画、マニュアル等に従い、状況に応じて次の措置を行う。

- ・児童生徒、教職員等を、安全な場所に避難させ、安否を確認する。
- ・災害の規模や児童生徒、教職員、施設設備の被害状況を速やかに把握し、市教育委員会に報告する。
- ・市教育委員会と連携し、臨時休業、始（終）業時刻の繰り下げ又は繰り上げ、部活動の停止など児童生徒等の安全確保に努める。
- ・避難誘導の状況を市教育委員会に報告し、保護者に連絡する。
- ・気象警報等発表時の休校等措置について、事前に検討しておく。
- ・災害が発生し、又は発生が予想される気象条件となった場合は、市教育委員会と協議し、必要に応じ休校等措置をとる。
- ・休校等措置を登校前に決定したときは、直ちにその旨を保護者に連絡する。
- ・帰宅させる場合は、注意事項を十分徹底させ、また、低学年児童等には、教師が地区別に付添う等の措置をとる。

第 2 応急時の教育の実施

1 教育施設の確保

- (1) 市（避難所班）は、教育施設の被災により、授業が長期間にわたり中断されることを避けるため、災害の程度に応じ、概ね次表のような方法により、応急時の教育の実施の予定場所の選定について対策を立てる。

災害の程度	応急時の教育の実施の予定場所
学校等の一部の校舎が災害を受けた場合	① 特別教室、体育館、講堂
学校等の校舎が全部災害を受けた場合	① 公民館等公共施設 ② 隣接学校の校舎
特定の地域全体について相当大きな災害を受けた場合	① 住民の避難先の最寄りの学校、被害の無い学校、公民館等公共施設 ② 応急仮校舎
市内の大部分について災害を受けた場合	① 避難先の最寄りの学校、公民館等公共施設

※その他二部授業の方法を検討する。

- (2) 被害の地域が広範囲で校舎の被害が大きく復旧に長期間を要し、授業不可能（1週間以上）による学習の遅れが予想される場合は応急の仮教室を使用して授業を行う。

2 教職員の確保

市（避難所班）は、教職員が不足する場合、次により教職員を確保する。

- (1) 市内における災害の状況により、市教育委員会は、被害を免れた学校の教職員を適宜被害を受けた学校に派遣し、教育の正常化に努める。
- (2) 市における被災の状況がひどく、(1) によることが困難な場合は、県教育委員会が、郡又は県単位に対策を立て、市教育委員会と協議して早急に応援体制を取り、教職員の確保に努める。
- (3) 災害による教員の死傷者が多く、平常授業に支障を来す場合、県教育委員会に退職教員を臨時に雇用するなどの対策を求める。

3 応急教育計画

市（避難所班）は、休業の実施及び授業が不可能になる事態が予想される場合の学習内容、方法について指導する。各学校長は、次の措置を講じる。

- （１）児童生徒に対する風水害予知情報、災害情報の伝達、避難又は下校の督励、施設設備の整備点検、消防水利の確保、火気の使用及び実験実習の中止、応急医薬品の整備等について、応急計画を策定する。
- （２）被害の程度に応じて教育の場所、教職員を確保し、臨時の学級編制、日課表、指導計画、担任計画等を策定する。
- （３）授業不可能な事態が長期にわたるときは、連絡の方法、組織の整備工夫を行う。

第3 防災拠点としての役割

避難場所等の防災拠点としての役割を果たす学校の校長、公民館、青少年教育施設、体育館等の長は、避難所の運営や学校施設設備の提供等について、必要に応じ市に協力する。

第4 学用品の調達・給与

市（避難所班）は、各学校長を通じて支給対象となる児童生徒を調査して教科書及び学用品を確保し、各学校長を通じて給付する。

教科書は、被災学校の学校別、学年別、使用教科書ごとにその数量を把握して県に報告し、その指示に基づいて教科書供給書店等に連絡して調達する。学用品については、県から送付されたものを配布するほか、県の指示により調達する。

支給対象者、品目、実施期間等は、栃木県災害救助法施行細則による。

<資料13-1 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準>

第5 文化財の保護

1 災害発生の措置（通報）

文化財所有者（防火管理者を置くところは防火管理者）を通報責任者として、災害が発生した場合には直ちにその被害状況を市（避難所班）に通報する。なお、所有者、管理者が市の場合の通報責任者は、市教育委員会教育長とする。

市（避難所班）は、通報を受理したときは県に報告し、被災の状況によって係員の派遣を求める。

2 災害状況の調査、復旧対策

市（避難所班）は、文化財の被害状況把握に努め、必要に応じて係員を現地に派遣する。また、被害状況の詳細を調査し復旧計画等の準備、作成に協力するとともに、その結果を県を通じて文化庁に報告し、状況によって係官の派遣を求める。

<資料18-1 栃木市指定文化財一覧>

第6 社会教育施設における応急対策

施設管理者は、防災計画（危機管理マニュアル）等に基づき、利用者を安全な場所に誘導・避難させ、安否を確認し、必要に応じて消防署、警察署、医療機関等への通報及び協力要請を行う。

また、利用者の避難後の保護をはじめとした応急対策に努めるとともに、対応体制を確立し市教育委員会に報告する。

第7 文化施設における応急対策

施設管理者は、施設の被災により収蔵品等が損傷するおそれがある場合、施設・設備の緊急点検、収蔵品等の安全な場所への移動等の被災防止措置をとる。また、見学者、入場者を安全な場所へ避難させる、臨時休業又は開館時間の短縮等の応急措置をとる。

第 1 8 節 住宅応急対策

災害により住家が滅失し、自己の資力では住宅を確保することができない被災者の居住の安定を図るため、関係機関は、公営住宅の一時的な供給、仮設住宅の供給、民間賃貸住宅に関する情報提供、被害家屋の応急修理を行う。

第 1 実施体制

1 実施体制

被災者に対する住宅の提供、被災住宅の応急修理は、原則として市が行う。ただし、災害救助法を適用した場合は原則として県が行う。

2 応急住宅の供給方針

原則として既設の公営住宅等とし、不足する場合に応急仮設住宅を建設し、又は民間賃貸住宅を借上げる。

第 2 公営住宅等の一時供給

1 対象

次の条件を満たす者とする。なお、入居者の選定に当たっては、公平を期するほか、高齢者、障がい者等の要配慮者に十分配慮する。

- (1) 災害のため住家が全壊、全焼又は流失したこと
- (2) 居住する住家がないこと
- (3) 自己の資力では住宅を確保することができないこと

2 供給する公営住宅等の確保

- (1) 市（住宅復興班）は、既設の公営住宅等で提供可能なものを確保する。
- (2) 市内で確保できない場合は、県（県土整備部）に県営住宅等の供給及び他市町の公営住宅等のあっせんを求める。

第 3 応急仮設住宅の供給

災害救助法が適用された場合の対象、規模、費用の限度、期間等は、栃木県災害救助法施行細則の基準による。なお、供給に当たっては、高齢者・障がい者等の要配慮者向け住宅の設置に配慮する。

<資料13-1 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準>

1 応急仮設住宅の建設

(1) 設置予定場所

市（住宅復興班）において決定する。

なお、市は建設候補地をあらかじめリスト化し、県（危機管理防災局）に報告する。

(2) 建設方法

県（県土整備部）が直営又は「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定」の締結先、その他業者活用等により実施する。

2 民間賃貸住宅の借上げ

県（県土整備部）は、「関東ブロック大規模広域災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定」等を活用し、民間賃貸住宅を借上げることにより、応急仮設住宅として被災者に供給する。

3 応急住宅の管理運営

市は、次のとおり、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。

(1) 入居者によるコミュニティの形成及び運営

市（福祉救援班）は、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもり等を防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努める。

(2) 女性の参画推進

市（住宅復興班）は、各応急仮設住宅の運営管理に当たって、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるように配慮する。

(3) ペットの受け入れ

市（住宅復興班）は、入居者の希望に応じて、応急住宅でのペットの受け入れを調整する。

第4 被災住宅の応急修理

災害救助法が適用された場合の対象、規模、費用の限度、期間等は栃木県災害救助法施行細則の基準により行う。

市（住宅復興班）は、住宅の応急修理の申し込みを受け付け、対象者の資力の確認等により対象者を選定する。また、建設業者との請負契約により工事を実施する。なお、災害の規模に応じて建築技師を含む被災住宅応急修理特別チームを編成し、事務処理の円滑化を図る。

<資料13-1 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準>

第 19 節 インフラ施設等の応急対策

災害に際して、市民の生活に多大な影響を及ぼす交通・ライフライン施設等の早期復旧を図るため、各施設の管理者は、防災関係機関と連携して、適切な応急対策を実施する。

第 1 輸送関係施設の対策

1 道路施設（市・県の対策）

（1）被害情報の収集

市（道路河川復旧班）及び県は、災害が発生した場合や災害の発生が予想される場合は、次により災害情報の収集に努める。

ア 市（道路河川復旧班）及び県（県土整備部）は、道路パトロールカー等による巡視及び管理委託業者等からの道路情報（第三者被害のおそれのある箇所は未供用道路も含む。）の収集に努める。

イ 市（道路河川復旧班）は、栃木土木事務所、警察など防災関係機関から情報を収集するほか、各地区の消防団や自主防災組織等からも収集し、市内における道路被害状況や通行可能状況等の情報の把握に努める。

ウ 県（栃木土木事務所）は、市（道路河川復旧班）等から情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的な情報の把握に努める。また、ヘリコプターや災害時応援協定に基づく無人航空機（ドローン等）等の活用により災害情報収集の迅速化を図る。

<協定集 1. 情報通信関係>

（2）被害情報の伝達

ア 市（道路河川復旧班）は、道路の被災状況、応急対策の活動状況、応援の必要性等を県（県土整備部）に連絡するとともに、必要に応じてライフライン等の関係機関に連絡する。

イ 県（県土整備部）は、道路の被災状況、国土交通省からの情報、県が実施する応急対策の活動状況等を市（道路河川復旧班）に連絡するとともに、必要に応じてライフライン等の関係機関に連絡する。

ウ 市（道路河川復旧班）及び県（県土整備部）は、管理する道路以外の被災情報を入手した場合は、当該道路管理者に対して、その情報を速やかに連絡する。

（3）応急措置

市（道路河川復旧班）及び県（栃木土木事務所）は、次の措置を講じる。

ア 緊急の措置

巡視の結果等から必要と思われるものについては、できるだけ早い時期に詳細な点検を実施するとともに、被害箇所の応急措置を行い、交通の確保に努める。

イ 交通規制

交通の危険が生じると認められる場合は、警察署等関係機関と調整を図り、通行の禁止、制限の措置をとり、道路法第47条の5に規定する道路標識を設置する。また、必要に応じて迂回路の選定、その他誘導等の措置を講じる。

ウ 二次災害の防止

災害発生後、道路施設等の被害が拡大することが予想される場合は、必要な措置を講じるとともに、交通規制や施設の使用制限を行い、二次災害の防止に努める。

エ 道路情報の提供

災害発生箇所、被災状況、通行規制状況、迂回路等の情報を迅速かつ的確に道路情報板等により利用者への提供に努める。

2 道路施設（宇都宮国道事務所の対策）

（1）被害情報の収集

宇都宮国道事務所は、災害が発生した場合や災害の発生が予想される場合は、道路パトロールカ

一等による巡視、道路情報モニター、管理委託業者等からの道路情報により災害情報の収集に努める。

(2) 被害情報の伝達

ア 道路の被災状況を関東地方整備局、県、市（道路河川復旧班）等に連絡するとともに、必要に応じてライフライン等の関係機関に連絡する。

イ 管理する道路以外の被災情報を入手した場合は、当該道路管理者に対して、その情報を速やかに連絡する。

(3) 応急措置

本節第1の1（3）に準ずる。

3 道路施設（東日本高速道路（株）の対策）

(1) 被害情報の収集

高速道路で災害が発生した場合や災害の発生が予想される場合は、道路パトロールカー等の巡回等により災害情報の収集に努める。

(2) 被害情報の伝達

ア 各管理事務所、料金所、休憩施設に対して被害情報の伝達を行う。

イ 必要に応じ県、市（道路河川復旧班）、関係機関等に連絡する。

(3) 応急措置

ア 緊急措置

災害発生後直ちに高速道路の点検を実施し、必要と認められる場合は通行を禁止、制限する。

イ 交通の確保

被害状況を早急に把握し、障害物の除去、応急復旧等を行い、交通の確保を図る。

4 鉄道施設

鉄道事業者は、事故災害の発生を未然に防止するため、国土交通省の指導・監督の下、関係機関と連携して事故発生誘因を減らすとともに、鉄道車両、施設の安全対策の推進に努める。

また、事故発生時に迅速に対処できるよう、防災体制や関係機関との連携体制を整備する。

(1) 被害情報の収集、伝達

鉄道事業者は、乗客、乗員、地域住民等の多数の死傷者発生又は危険物の流出等により事故現場周辺に危険が及ぶような大規模な鉄道事故が発生した場合は、直ちに関係機関に通報する。

(2) 応急措置

火災・事故災害対策編第2部第3章に準ずる。

第2 ライフライン関係施設の対策

1 水道施設

市（水道班）は、次の応急対策を行う。

(1) 被害情報の収集、伝達

災害発生後直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施し、被害があった場合は、状況に応じて速やかに県その他関係機関に通報する。なお、断水地域、戸数の把握に当たっては、市民からの情報を活用する。

(2) 応急措置

水道施設が被害を受けた場合、短期間に応急的に復旧させ、給水区域内住民への給水を確保するとともに、二次災害の発生を防止し、通常の生活機能回復維持に努める。

ア 工事業者への協力依頼

被害の状況により工事業者へ応急復旧の協力を要請する。

なお、主要施設について、あらかじめ工事業者を選定し、被災施設の復旧工事の協力依頼をし

ておく。

イ 送配水管等の復旧手順

(ア) 導水管及び送配水管の復旧

最初に水源から浄水場までの導水管及び配水池までの送水管を復旧し、配水池確保水量の補給を行う。配水管については、主要配水管から順次復旧し、給水拠点に進めていく。

(イ) 臨時給水栓の設置

避難所に近い公設消火栓について、臨時給水栓を設置する。なお、設置の際は、消防本部に通報し、消火活動の障害にならないよう努める。

ウ 仮設配水管の設置

主要配水管の応急修理が困難な場合には、仮配水管を布設する。

エ 通水作業

応急処理後の通水は、配水池までの送水施設が完全に復旧した後、順次行う。

(3) 広報

給水場所は、あらかじめ広報紙等で市民に周知しておくとともに、災害時は、広報活動によりその開設場所を住民に知らせる。また、水道施設の被害状況、復旧見込等についても情報提供に努める。

(4) 応援の依頼

被害規模が大きいなど水道施設の復旧のため必要と認めたときは、(公社)日本水道協会や災害協定を締結する他市町村、その他水道事業者等に応援職員や資機材等の提供を依頼する。

<資料19-1 水道事業浄水施設>

<協定集 11. 復旧関係>

2 下水道施設

市(下水道班)は、次の応急対策を講じる。

(1) 被害情報の収集、伝達

災害発生後直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施し、処理・排水機能の支障の有無を確認する。

なお、巡視結果等から詳細な点検が必要と思われるものについては、できるだけ早い時期に実施し、二次災害のおそれがあるものについては応急復旧を行う。被害があった場合は、状況に応じて速やかに県その他関係機関への連絡、市民への広報に努める。

(2) 応急措置

ア 下水道施設が被害を受けた場合、下水道管理者は、二次災害の発生のおそれがある箇所の安全確保を行い、早急に応急復旧を行う。

イ 処理場、中継ポンプ場、水管橋、放流ゲート、管きょ等の態様の違いに配慮して復旧計画を策定する。

<資料19-2 下水道施設>

<協定集 11. 復旧関係>

3 電力施設

東京電力パワーグリッド(株)は、次の応急対策を講じる。

(1) 災害が発生した場合には、同社防災業務計画に定めるところにより、電力施設を防護し、被災地に対する電力供給の確保を図る。

ア 被害情報の収集、伝達

災害が発生した場合、被害情報、停電に関する情報等の把握に努め、状況に応じて速やかに県その他関係機関への連絡、市民への広報に努める。

イ 応急措置

(ア) 要員・復旧資材の確保

同社防災業務計画に定めるところにより、応急措置のための要員・復旧資材の確保を行う。

(イ) 電力の融通

同社防災業務計画に定めるところにより、電力需給に不均衡が生じた場合は、各電力会社への電力の融通を行う。

(ウ) 危険予防措置

市（統括班）、消防本部等は、危険防止のため必要がある場合は、東京電力パワーグリッド（株）に対して送電の停止を要請する。同社は、要請に対して適切な措置を講じるものとする。

(エ) 自衛隊の災害派遣要請

被害が極めて大きく、工事力に余力のない場合、又は工事力を動員してもなお応援隊を必要とする場合には、県に対して自衛隊の災害派遣の要請を求めるものとし、県は適切な措置を行うものとする。

(オ) 応急工事の実施

恒久的復旧工事との関連及び緊急度を勘案し、二次災害の防止に配慮しながら応急工事を実施する。

(カ) 広報

被害の発生が予想される場合又は発生した場合は、電力施設被害状況及び復旧状況について、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて広報を行うほか、広報車等により直接当該地域へ周知する。

<協定集 11. 復旧関係>

(2) 発電事業、送配電事業及び小売電気事業の各電気事業者の対応は、(1)に準ずる。

4 都市ガス施設

栃木ガス（株）は、事業区域内のガス供給施設に被害が生じた場合、他の都市ガス事業者と相互に協力し、被害を最小限に食い止めるとともに、ガス供給の早期復旧を図るものとする。

(1) 被害情報の収集

保安規程に定める処理要領に基づき、直ちに職員の緊急出動体制をとり、施設の点検、供給区域内の巡視を行うほか、消費者からの通報等により被害状況を把握する。

(2) 被害情報の伝達

被害の概況が把握された時点で、速やかに県、市（情報収集班）、消防本部、警察署、防災関係機関に被害情報を連絡する。

被害の状況により、救援が必要と判断される場合は、県都市ガス協会幹事事業者に対してあらかじめ被害情報を連絡する。

(3) 応急措置

ア 災害対策本部の設置

災害によりガスの供給停止が生じた場合や災害の状況から必要と認められる場合は、保安規程に定める処理要領に基づき、災害対策本部を設置し、応急対策を実施する。

イ 二次災害の防止対策

被害状況により必要と判断される場合は、ガスの供給を停止するなど適切な二次災害防止対策をとる。

ウ 救援要請

被害の状況から県都市ガス協会の救援が必要と判断した場合は、幹事ガス事業者に対して救援要請を行う。

エ ガス供給施設復旧計画

供給停止となった地域の早期復旧を図るため、復旧基本計画の策定後、被害状況の収集や被害踏査を実施し、中圧導管、重要施設、被害軽微地区の復旧優先を考慮した効率的な復旧計画を立てて、復旧作業を実施する。なお、被害調査は、低圧導管へのガス供給源となる中圧導管設備を

含む重要路線及び建物被害の状況を、修繕に先立ち調査する。

その他、復旧作業の迅速化、効率化のため、関係機関、特に市（水道班）と必要に応じ情報交換を行う。また、復旧作業は、中圧の復旧と低圧の復旧の連携を取りながら実施する。

（４）広報

二次災害の防止、消費者の不安解消、復旧作業の円滑な推進のため、次により迅速かつ適切に実施する。

ア 災害発生直後の広報

ケーブルテレビ（株）、FMくらら857、市の広報車などの協力を得て、災害発生後の二次災害防止のため、器具栓、ガス栓、メーターガス栓を閉めるよう周知する。

イ ガス供給停止時の広報

災害等により供給停止の措置がとられた場合、二次災害防止とともに、消費者への不安解消を目的とした広報を行う。供給継続地区へのガスの安全使用についても適切な広報を行う。

第 20 節 危険物施設等応急対策

危険物施設等が被災した場合に、危険物等が爆発、漏洩することによる二次災害の発生、拡大を防ぐため、関係機関は連携して、適切な応急対策を実施する。

消防法上の危険物、火薬類、LPガス、高圧ガス、毒物・劇物及び放射性物質に係る応急対策については、火災・事故災害対策編第3部第3章に準ずる。

第 2 1 節 広報活動

災害時に市民に迅速かつ的確な情報を提供し、社会的混乱を防ぐため、関係機関は、相互に連携して、市民ニーズに対応した広報活動を行う。

第 1 広報活動

1 広報の内容

市（広報班）、県（危機管理防災局）、防災関係機関等は、災害の規模、態様等に応じて、市民生活に関係する次の事項について広報を実施するほか、時間ごとに変化する被災者の情報ニーズに的確に対応した情報の提供に努める。

なお、行方不明者・安否不明者及び死者に係る氏名等の個人情報の公表については、県の災害時における氏名等の公表方針に従うものとする。

- (1) 災害の規模、被害の状況に関する事項
- (2) 避難指示等の発令に関する事項
- (3) 避難所の開設状況に関する事項
- (4) 犯罪の防止等社会秩序の維持に関する事項
- (5) 医療救護活動に関する事項
- (6) 交通規制等に関する事項
- (7) 食料・飲料水・生活必需品の供給に関する事項
- (8) 保健衛生に関する事項
- (9) 道路、橋りょう、河川等の復旧に関する事項
- (10) 電気、ガス、上下水道、電話等ライフラインの復旧に関する事項
- (11) ボランティア・義援物資の受け入れに関する事項
- (12) 問い合わせ・要望・相談等の対応に関する事項
- (13) 行方不明者・安否不明者及び死者に係る氏名等の個人情報
- (14) その他関係機関の応急対策に関する事項
- (15) 市民の心得等人心の安定のために必要な事項
- (16) その他必要な事項

2 広報の方法

防災関係機関等は、報道機関を通じて行う情報提供のほか、各機関が有する広報手段、その他利用可能な広報媒体を積極的に活用し、広く市民に的確な情報提供を実施する。

<協定集 1. 情報通信関係>

第 2 市の広報活動

市（広報班）は、次により災害時の広報活動を実施する。

1 災害時の広報体制

(1) 市長の呼びかけ

災害の規模が大きく被害が甚大な場合、必要に応じて、テレビ、ラジオ等により、冷静な行動と応急対策等への協力に関して市長による呼びかけを行う。

(2) 災害情報等の提供窓口の一元化

情報提供窓口の一元化を図る。

(3) 各部局との連携

各部局と連携して各種広報活動を実施するほか、記者発表に関する諸調整を行う。

ア 各種広報媒体を活用した、市民への災害情報や生活情報の提供

イ 報道機関に対する災害情報提供・報道要請等の連絡調整、プレスセンターの開設等

(4) 相互連絡体制の確立

県その他関係機関との相互連絡体制を確立し、連携を図る。

(5) 広報資料の収集

ア 広報資料の収集

災害状況、措置の状況等の報告資料を収集するほか、必要に応じて関係機関その他各種団体施設等に対し、情報の提供を求めることとし、関係機関には、あらかじめ協力を求めている。

イ 記録写真等の収集

災害が発生した場合等の記録写真等は、各関係機関で収集に努める。

(6) 庁内及び関係機関との情報共有

ア 関係機関との連携

市民生活の混乱を防止するため、関係機関と連携して市民へ迅速かつ的確に広報活動を実施する。

イ 庁内及び関係機関への情報提供

- ・ 災害情報及び被害の推移を、庁内放送等を利用して一般職員に周知する。
- ・ 関係機関、団体及び重要施設の管理者に対し、災害情報を連絡する。

(7) 全国への情報発信

最新の災害情報（動画、画像含む。）を、市のホームページやSNSに速やかに掲示するほか、報道機関等を活用して本市の被害状況等を全国に向けて発信する。

2 市民に対する災害情報等の提供

(1) 報道機関への発表

広報班は、次に掲げる事項等の広報資料を本部員会議に諮ったうえ、①本部長（市長）、②統括部部長（危機管理監）、③統括部副部長（総合政策部長）の順位で報道機関に発表する。

報道機関への発表は、適時行えるようあらかじめ協力を得ておく。

ア 災害の種別及び発生日時

イ 災害発生場所

ウ 被害状況

エ 応急対策の状況

オ 市民に対する避難指示等の状況

カ 市民及び被災者に対する協力要請並びに注意事項

(2) 要配慮者等への配慮

ア 災害で道路や通信が途絶した地域への情報が伝達されるよう、各種広報手段を活用する。

イ 視聴覚障がい者、外国人等に情報が伝達されるよう、福祉団体、外国人団体、ボランティア等の支援を得て的確な情報提供を行う。

特に、視聴覚障がい者に対しては、障がいの程度（全盲、弱視、聞こえの状態など）に応じた情報提供（点字・音声・拡大文字、手話・文字・拡張器など）に努める。

ウ 一時的に遠隔地に避難した被災者に対して、生活再建・復興計画等に関する情報が伝達されるよう、情報伝達手段を工夫する。

(3) 各種広報手段の活用

市（広報班）は、市民に対して、災害情報や生活情報等をよりきめ細かに提供するため、関係機関の協力を得て、次の手段を活用して広報活動を実施する。

なお、大規模災害時には、市ホームページのトップページを災害関連情報に特化したページに切り替えて、緊急事態であることを強調する。また、アクセス集中に備え、当該サイトの通信回線の容量を十分に確保する。

ア 同報系防災行政無線による広報

イ 報道機関、ケーブルテレビ、コミュニティFM等による広報

- ウ 広報車、ハンドマイク等による巡回広報
- エ チラシ、ポスター等の配布回覧による広報
- オ 避難所掲示板、避難所班員による広報
- カ 各駅等の放送等による広報

3 広聴対応

市（広報班）は市の災害等への対応に対して市民等から意見、要望、相談等の広聴案件に対応する。

第22節 ボランティアや義援金・寄付金の受入

大規模災害発生時に被災地に駆けつけたボランティアが混乱なく円滑に活動できるよう、関係機関は適切な支援調整を行うとともに、被災者の必要物資等を把握し、広報機関を通して義援物資・義援金を募り、寄せられた義援金を的確に受け入れ、公平に配分する。

第1 ボランティアの受入・活動支援

1 災害時のボランティアの活動内容

災害時において、ボランティアに期待される活動内容は、次のものが想定される。

- (1) 災害・安否・生活情報の収集・広報
- (2) 炊き出し、その他の災害救助活動
- (3) 医療、看護
- (4) 高齢者、障がい者等の介護、外国人への通訳
- (5) 清掃、保健衛生活動
- (6) 災害応急対策物資・資材の輸送、仕分け
- (7) 家屋内の土砂、家具の除去等、応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
- (8) 災害応急対策事務の補助
- (9) 避難所の運営補助
- (10) その他災害応急対策に関する業務

2 ボランティア活動の支援調整

市（福祉救援班）は、栃木市社会福祉協議会及びボランティア団体等で組織し、ボランティアの受け入れ窓口となる災害ボランティアセンターの開設を栃木市社会福祉協議会に要請し、災害ボランティアセンターが円滑に運営できるよう、被害情報や活動に必要な拠点、資機材等の提供を支援する。

また、市（福祉救援班）及び栃木市社会福祉協議会は、設置の事実、ボランティアの募集、被災地への派遣等についてホームページや各種メディア活用し、市民やボランティアへの周知を図る。

<協定集 12. 災害ボランティア関係>

第2 義援金・寄付金の受入・配分

1 義援金の受入・配分計画

(1) 義援金の募集、受付保管

市（財政班）は、義援金の受付口座を指定金融機関に開設し、市に寄せられた義援金及び県又は日本赤十字社等に寄せられた後に市に配分された義援金を保管する。

また、本部長（市長）の指示に基づき、市独自に義援金や寄付金を募集し、市ホームページ等で広報する。

(2) 義援金の配分

市（財政班）は、本部長（市長）の指示に基づき、災害義援金配分委員会を組織し、被災者数、被災世帯数、被災状況等を考慮した配分方法を決定する。なお、県、日本赤十字社等の義援金受け付け団体に災害義援金配分委員会が設置された場合は、その配分基準を参考に被災者への配分内容を決定する。

(3) 義援金の支給

市（財政班）は、対象者に支給内容、申請方法等を通知し、口座振り込み等により義援金を支給する。

2 寄付金の受入

寄付金の申し出があった場合は、使途の指定があるものは事業所管課で、使途の指定がないものは市（財政班）で寄付金の受け入れを行うものとする。

第２３節 孤立集落の応急対策

市は、災害に起因する土砂災害や大雪等による道路や通信の途絶によって孤立状態となった集落に対し、迅速に状況を把握し、応急対策活動を実施する。

第１ 孤立実態の把握

市（統括班）は、平常時から孤立可能性地区内の自治会長、自主防災組織の長等の地区の代表者の連絡先等を把握し、災害発生時には代表者からの速やかな情報収集に努める。地区の代表者は、地区内の状況把握及び市への情報提供に努める。

連絡がとれない地区がある場合、市（被害調査班、道路河川復旧班）は、道路やライフラインの途絶による孤立発生の有無等の情報収集に努める。

また、必要に応じてヘリコプターを活用するとともに、災害時応援協定に基づく無人航空機（ドローン等）の活用による情報収集に努める。

孤立集落内の自治会長、自主防災組織の長は、集落内の状況把握に努める。

第２ 通信体制の確保

市（統括班）は、通信の途絶を解消するため、通信機関等と連携し、非常時用通信機器等の貸与や職員の派遣により、通信体制の確保を図る。

第３ 生活必需物資の輸送

市（物資調達班）は、孤立集落住民の生活を維持するため、食料品を始めとする生活必需物資の輸送を、ヘリコプター、災害時応援協定に基づく無人航空機（ドローン等）による空輸、不通箇所での中継による陸上輸送など状況に応じた手段により実施する。

第４ 道路の応急復旧

道路管理者は、孤立集落への輸送ルートの応急復旧を優先する。

第24節 自主防災活動

市は、災害発生時に、市民や自主防災組織等がとるべき行動をあらかじめ明確にしておき、災害が発生した場合には、市民、自主防災組織、事業所等の相互連携により、効果的な防災活動が実施できるよう努める。

第1 市民のとるべき措置

市民は、「自らの命は自ら守る」という自覚のもと、次のことについて可能な限りの防災活動を行う。

- (1) 身の安全の確保
- (2) ラジオ、テレビ、インターネットや防災関係機関の防災行政無線等による正確な情報の把握
- (3) 出火防止措置及び初期消火活動
- (4) 近隣相互の助け合い精神による救出、救護活動
- (5) 適切な避難行動（自家用車の利用の自粛等）
- (6) 幼児、児童生徒が登園、登校している場合は、幼稚園、保育園、学校等との打合せ事項により、連携対応を実行
- (7) 自力による生活手段の確保

第2 自主防災組織のとるべき措置

自主防災組織は、「自らの地域は自ら守る」という地域連帯感に基づき活動を行うものとし、市や消防機関、防災関係機関と連携・協力し、次のような活動を行う。

1 情報の収集及び伝達

- (1) 地域における災害の被害状況（人的被害、建物被害、浸水、崖崩れ等の概略的状況）を早期に把握収集し、直ちに市（情報収集班）や消防本部、警察署等に通報する。
- (2) 必要な場合には市や防災関係機関に災害応急活動を要請し、防災関係機関と協力して適切な災害応急活動を行う。
- (3) ラジオ、テレビ、インターネットなど多様な手段により、防災関係機関からの災害情報の収集に努め、これらを地域住民に対して迅速かつ正確に伝達を図り、周知徹底に努める。

2 出火防止及び初期消火

- (1) 災害が発生した場合、自分の家庭や家族の安全対策を講じた後、速やかにあらかじめ定めた場所に集合する。
- (2) 使用している火を直ちに消すよう、拡声器等により周知徹底する。
- (3) 地域内に火災が発生した場合は初期消火に協力する。
- (4) 火災が拡大して危険となった場合は、避難する。
- (5) 消防機関が到着したら、その指示に従う。
- (6) 地域内に事業所の自衛消防隊がある場合は、協力して消火活動に当たる。

3 避難誘導

- (1) 地域の避難誘導の中心的役割を担う組織として、地域に適合した防災計画に基づき、避難誘導の責任者の指示に従って全員が組織としてまとまって避難する。
- (2) 避難に際して不必要な荷物を持たないように注意するとともに、高齢者や障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人、社会福祉施設入所者等の要配慮者の避難支援を行い、安全避難に努める。

4 救出救護

- (1) 救出用資機材を活用して、地域における組織的な救助活動に努める。
- (2) 救出が困難と認める場合には、直ちに消防機関、警察等に通報し、早期救出を図る。
- (3) 救出活動を行うときは、市災害対策本部、消防機関、警察等と連携をとり、その指揮に従う。

- (4) 軽症者については可能な限り応急処置を行い、措置できない者については医療救護所や救急病院に搬送する。

5 給食・給水

- (1) 自主防災組織の防災倉庫等に備蓄してある釜、鍋、燃料等を活用して自主的な給食、給水活動を行う。
- (2) 避難所等に供給される食料や救援物資について、個々の被災者（在宅避難者等含む。）への配給に協力する。

6 避難所を開設したときの避難生活の運営管理協力

避難所が開設された場合には、自主防災組織や自治会の代表者は、他の自主防災組織や自治会、市職員、施設管理者、ボランティア等と管理運営に協力する。

7 その他のコミュニティ活動

救援物資の配布、ごみ処理、防犯、衛生美化、生活助け合い、広報、まちづくり活動など、多様なコミュニティ活動を自主的かつ積極的に展開する。

第3 事業所のとるべき措置

事業所は、利用者、従業員等の安全を確保し、災害の拡大防止と混乱防止に努める。

また、地域コミュニティの一員として、自主防災組織等と連携をとりながら地域社会に貢献する防災活動を行い、地域社会の安定確保に積極的に協力する。

- (1) 自衛消防組織の迅速な編成、出動
- (2) 正確な情報の収集と顧客等への伝達
- (3) 出火防止措置及び初期消火活動、危険物の安全管理の確認
- (4) 顧客等の安全を確保する適切な避難誘導（高齢者・障がい者等要配慮者への配慮、車両等の利用自粛）
- (5) 自主防災組織や自治会と連携した地域における救出救護、消火等の防災活動
- (6) 事業所としてできる経済社会安定活動
- (7) 災害応急資機材の提供等の地域貢献活動

第4章 復旧・復興

第1節 復旧・復興の基本的方向の決定

被災の状況、地域の特性、関係者の意向等を考慮しつつ、迅速な現状復旧か、さらに災害に強いまちづくりへの計画的復興を目指すか早急に検討し、復旧・復興の基本的方向を定める。

第1 基本的方向の決定

1 実施体制

市（統括部）は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を考慮しつつ、迅速な現状復旧を目指すか、又は更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決を図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定める。

2 市民との協同

被災地の復旧・復興は、住民の意向を尊重しつつ協同して計画的に行う。

3 国、県等職員の派遣要請

市（統括部）は、復旧・復興に当たり、必要に応じ国、県等に職員の派遣等協力を求める。

第2 計画的復興の推進

1 復興推進本部の設置

市（統括部）は、被災の程度や復旧の状況等を見極めた上で、必要に応じて復興推進本部を設置し、国、県を始めとした関係機関との連絡調整を行いながら、迅速かつ的確に復興対策を実施する。

2 復興計画の作成

市（統括部）は、著しく異常かつ激甚な非常災害であって当該非常災害に係る災害対策基本法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が内閣府に設置された災害（以下「特定大規模災害」という。）を受けた場合は、大規模災害からの復興に関する法律第10条に基づき、国の復興基本方針に則して必要に応じて県と共同して復興計画を定める。

なお、同法に基づき、市の復興計画に定める事項は次のとおりである。

ア 復興計画の区域

イ 復興計画の目標

ウ 市の人口の現状及び将来の見通し、計画区域における土地利用に関する基本方針その他当該特定大規模災害からの復興に関して基本となるべき事項

エ イの目標を達成するために必要な事業に係る実施主体、実施区域その他内閣府令に定める事項

オ 復興整備事業と一体となってその効果を増大させるために必要な事業又は事務その他の地域住民の生活に及び地域経済の再建に資する事業又は事務に関する事項

カ 復興計画の期間

キ その他復興整備事業の実施に関し必要な事業

3 都市復興

市（都市建設部）は、都市復興計画の作成に当たっては「栃木県都市復興ガイドライン」等をもとに次の点に留意する。

- (1) 復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法を活用するとともに、市民の早急な生活再建の観点から、基本的な方向について速やかに市民のコンセンサスを得るよう努め、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図ること。

- (2) 新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報の提供等を、市民に対し行うこと。
- (3) 必要に応じ、概ね次のような事項を基本的な目標とすること。
 - ア 河川の治水安全度の向上
 - イ 土砂災害に対する安全性の確保
 - ウ 避難地や延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川等の骨格的な都市施設及び防災安全街区の整備
 - エ ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等によるライフラインの耐震化
 - オ 建築物や公共施設の耐震化、不燃化
 - カ 耐震性貯水槽の設置

第2節 住民生活の早期再建

被災した市民・事業者の自力復興を促進し、安定した生活の早期回復を図るため、関係機関は、生活相談、職業の斡旋等を計画的に実施し、人心の安定と社会生活の早期回復に万全を期する。

第1 被災者のための相談、支援

市は県や関係機関と連携し、被災者や被災企業の再建支援、自立復興についての相談や案内を通じて市民生活の早期回復を推進する。また、被災者の自立に対する援助、助成措置について、必要に応じて防災関係機関と連携し、被災者が容易に知ることができるよう広報するとともに、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細かな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。

- (1) 市（被災者支援班、各地域総務班）は、総合的な災害相談窓口等を市役所本庁舎、総合支所等に開設する。
- (2) 市（被災者支援班）は、市外へ疎開等を行っている被災者の不利や不安のないよう、連絡体制を確保して被災者支援情報を提供する。
- (3) 市（被災者支援班）は、必要に応じ、災害協定を活用して栃木県弁護士会による無料法律相談会を実施する。

＜協定集 13. 生活再建関係＞

第2 罹災証明書の交付

市（被害調査班、消防本部班）は、災害対策基本法第90条の2及び栃木市消防本部火災調査規程により、住家の被害その他当該市長が定める種類の被害の状況を調査し、当該災害による被害の程度を証明する罹災証明書を交付する。また、被災者支援策には罹災証明を必要とするものが多数あることから、速やかな実施に努める。

1 住家被害調査・罹災台帳の作成

市（被害調査班）は、被災地区の住家被害認定調査を行い、罹災台帳に整理する。調査に当たっては、災害協定による（一社）栃木県建築士会栃木支部等の協力を得て実施体制を確保し、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（内閣府）に基づく認定を行う。

火災に起因するに住家被害は、栃木市消防本部火災調査規程により消防本部が調査する。

その他、状況に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切かつ円滑な調査手法を検討する。

＜協定集 13. 生活再建関係＞

調査の対象と担当

調査対象	調査担当
全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、一部損壊	被災調査班
全焼、半焼、部分焼、ぼや	消防本部班

住家被害の程度と基準

被害程度	損壊割合※1	損害割合※2
全壊	70%以上	50%以上
半壊	20%以上70%未満	20%以上50%未満
大規模半壊	50%以上70%未満	40%以上50%未満
中規模半壊	30%以上50%未満	30%以上40%未満
一部損壊	20%未満	20%未満
準半壊	10%以上20%未満	10%以上20%未満

※1 損壊割合：住家の損壊又は流失した部分の延床面積に占める割合

※2 損害割合：住家の主要な構成要素の経済的被害の住家全体に占める割合

焼損の程度

焼損の程度	焼き損害額

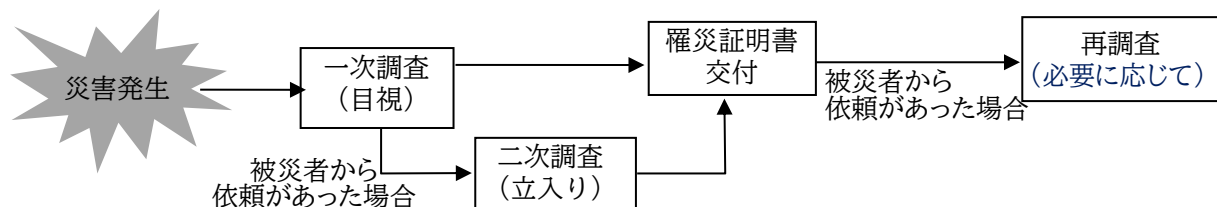
全 焼	建物の焼き損害額が火災前の建物の評価額の70%以上のもの又はこれ未満であっても残存部分に補修を加えて再利用できないもの
半 焼	建物の焼き損害額が火災前の建物の評価額の20%以上のもので全焼に該当しないもの
部分焼	建物の焼き損害額が火災前の建物の評価額の20%未満のものでばやに該当しないもの
ば や	建物の焼き損害額が火災前の建物の評価額の10%未満であり焼損床面積が1平方メートル未満のもの、建物の焼き損害額が火災前の建物の評価額の10%未満であり焼損表面積が1平方メートル未満のもの、又は収容物のみ焼損したもの

2 罹災証明の交付

市（被害調査班、消防本部班）は、罹災台帳に基づいて被災者に罹災証明の交付手続きを周知、案内し、災害相談窓口等において罹災証明書を交付する。

また、罹災証明の対象とならない家財等の被害については、被害の事実ではなく届出があったことを証明する被災届出証明書を必要に応じて交付する。

なお、市（被害調査班、消防本部班）は、罹災証明交付マニュアルを作成し、市役所本庁舎、総合支所等での申請、受け付け方法を整備しておく。



罹災証明書交付のながれ

第3 住宅対策

市（住宅復興班）は、県、国の支援のもと、必要に応じて災害公営住宅の整備、公営住宅への特定入居等を検討する。

また、県（県土整備部）は、市（住宅復興班）、関係機関の協力を得て、民間賃貸住宅等に関する情報を提供する。

第4 雇用の確保、安定

栃木労働局長は、必要と認められる範囲で次の措置を行う。

1 離職者の早期再就職の促進

栃木公共職業安定所は、災害により離職を余儀なくされた者の早期再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人・求職者の動向等の情報を速やかに把握するとともに、必要に応じ、次の措置を講じる。

- (1) 被災者のための臨時職業相談の実施
- (2) 公共職業安定所に来所することが困難な地域における巡回職業相談等の実施
- (3) 職業訓練受講の指示、職業転換給付金制度の活用等

2 雇用保険の失業等給付に関する特例措置

栃木公共職業安定所は、災害により失業の認定日に来所できない受給資格者に対し、事後に証明書により失業の認定を行い、基本手当等を支給する。

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「激甚災害法」という。）第25条に定める措置を適用する激甚災害であるときは、災害による休業のため賃金を受けることができない雇用保険の被保険者（日雇労働被保険者は除く。）に対して基本手当を支給する。

第5 租税の減免等の措置

市（被害調査班）は、災害の状況に応じて、栃木市税条例等の法令に基づき、市税等の期限の延長、徴収猶予、減免等を行う。

県（経営管理部）は、災害の状況に応じて地方税法、栃木県県税条例の規定に基づき、県税に係る期限の延長、徴収猶予、減免等を行う。

第6 生活関連物資の安定供給

県（危機管理防災局）は、市民への生活関連物資の供給、価格安定のための対策を実施する。

1 需給・価格動向調査の実施

必要があると認めるときは、職員等により需給・価格動向調査を実施し、円滑な供給を確保する必要がある場合は、当該物資を供給する事業者に対し必要な措置をとるよう協力を要請する。

2 特別調査の実施

生活関連物資が著しく不足又は不足するおそれがある場合、その価格が著しく上昇又は上昇するおそれがある場合は、当該生活関連物資を特別の調査を要する物資として指定し（指定物資）、需給の状況、価格上昇の原因その他必要な事項について調査する。

3 事業者に対する措置勧告

特別調査の結果、指定物資の流通の円滑化又は価格の安定が著しく妨げられている原因が事業者にあると認められるときは、事業者に対し指定物資の流通の円滑化又は価格の安定を図るため必要な措置を勧告する。

4 価格等の情報提供と消費者啓発

上記1から3の結果を必要に応じて市民に情報提供するとともに、冷静かつ賢明な消費行動を確保するよう啓発に努める。

第7 農作物等災害助成

栃木県農漁業災害対策特別措置条例によって指定された天災により被害を受けた農業者に対し、市長が被害農作物の樹草勢回復、代替作付等についての助成措置を図る場合、県（環境森林部、農政部）は市（農林班）に対して基準の範囲で、次の助成を行う。

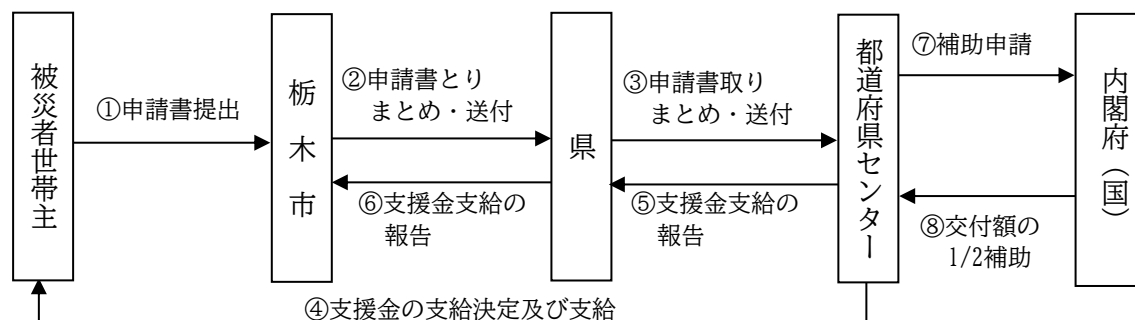
補助の種類	対象農作物等	対象被害率	補 助 率
病虫害防除用農薬購入費等補助	農 作 物	30%～70%未満	1 / 2 以内
	果 樹 桑 樹	30%以上	
樹草勢回復用肥料購入費等補助	農 作 物	30%～70%未満	1 / 2 以内
	果 樹 桑 樹	30%以上	
蚕種購入費補助	桑 樹	70%以上	1 / 2 以内
代替作付け用種苗等購入費補助	農作物、きのこと類	70%以上	
種苗・桑葉等の輸送費補助	農作物、桑樹	30%以上	
被害農作物取り片付け作業費等補助	農作物、きのこと類 (収穫直前)	70%以上	
被害果実の選果等作業費補助	果 実	30%以上	
農作物育成管理用施設等撤去作業費補助	農作物、きのこと類に係る 農作物育成管理用施設等	70%以上	

第8 被災者生活再建支援制度

1 被災者生活再建支援制度

市（統括班）は、被災者生活再建支援法が適用された大規模災害で著しい住宅被害を受けた世帯に

対し、被災者生活再建支援金の申請を受け付け、とりまとめて県への報告等を行う。



(1) 対象となる自然災害

暴風、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、地震、噴火、地滑りその他の自然災害で、次のいずれかに該当する場合

- ① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害が発生した市町村における自然災害
- ② 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害
- ③ 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害
- ④ ①又は②の被害が発生した都道府県の他の市町村（人口10万人未満に限る）で5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した自然災害
- ⑤ ③又は④の都道府県の区域に隣接する都道府県内の市町村（人口10万人未満に限る）で①～③のいずれかに隣接し5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した自然災害
- ⑥ ①若しくは②の市町村を含む都道府県又は③の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）又は2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口5万人未満に限る）における自然災害

(2) 対象世帯

自然災害により被害を受けた世帯に被災者生活再建支援金が支給される。

- ① 居住する住宅の全壊した世帯
- ② 居住する住宅が半壊又は敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）
- ⑤ 住宅が半壊し、相当規模の補修をしなければ居住が困難な世帯（中規模半壊世帯）

(3) 支給額（基礎支援金と加算支援金の合計）

被害程度	基礎支援金	加算支援金（住宅の再建方法）			合計限度額
		建設・購入	補修	賃借	
全壊・解体・長期避難	100万円	200万円	100万円	50万円	300万円
大規模半壊	50万円				250万円
中規模半壊	—	100万円	50万円	25万円	100万円

※世帯人数が1人の場合は各該当欄の金額の3/4の額となる。

2 栃木県被災者生活再建支援制度

市（統括班）は、被災者生活再建支援法が市域に適用されない災害で著しい住宅被害を受けた世帯に対し、同法と同等の支援金の申請を受け付けて支給し、市町村振興協会へ報告する。

(1) 対象地域

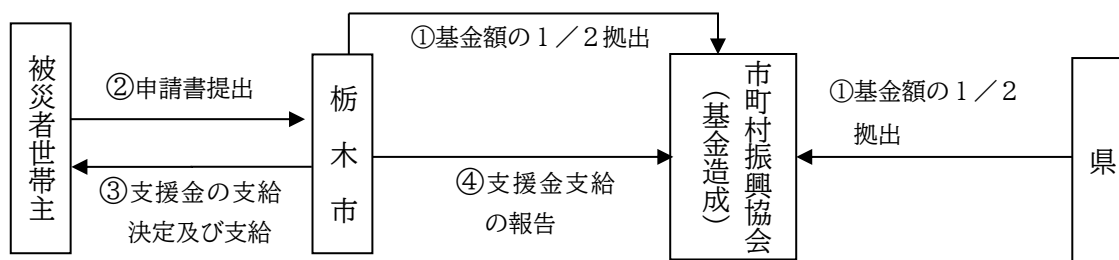
暴風、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、地震、噴火、地滑りその他の異常な自然現象により生じる災害であって被災世帯数の規模等により、被災者生活再建支援法が適用されない区域の災害

(2) 対象世帯

本項1の（2）と同じ

(3) 支給額

本項1の(3)と同じ



<資料20-6 栃木市被災者生活再建支援金支給要綱>

3 栃木市被災者住宅復旧支援制度

市（統括班）は、栃木市被災者住宅復旧支援条例により、自然災害が発生した場合で国及び県等の被災者生活再建支援制度の支給対象とならない住宅被災者に対し、被災住宅の復旧費用の一部を補助する。

<資料20-7 栃木市被災者住宅復旧支援条例>

<資料20-8 栃木市被災者住宅復旧支援条例施行規則>

第9 災害弔慰金の支給・その他資金等の支援

1 災害弔慰金の支給等

市（福祉救援班）は、栃木市災害弔慰金の支給等に関する条例により、一定規模以上の自然災害により死亡した市民の遺族に対して災害弔慰金を、一定規模以上の自然災害により負傷し又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときも含む）に精神又は身体に著しい障がいがある市民に対して災害障害見舞金をそれぞれ支給する。また、一定規模以上の自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して災害援護資金の貸付けを行う。

なお、災害弔慰金の支給に当たっては、死因が明確でない被災者について対象となるか否かなどを調査、審議する審議会を必要に応じて設置する。

<資料20-2 栃木市災害弔慰金の支給等に関する条例>

<資料20-3 栃木市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則>

2 災害見舞金の支給

市（福祉救援班）は、栃木市災害見舞金条例により、災害により死亡した市民の葬祭を行う者、一定程度以上の負傷があった市民、住宅又は事業の用に供する建築物に一定程度以上の被害があった世帯主又は事業主に見舞金を支給する。

<資料20-4 栃木市災害見舞金条例>

<資料20-5 栃木市災害見舞金条例施行規則>

3 資金の貸付

市（福祉救援班、物資調達班、農林班）及び関係機関は、法令等に基づき、被災した市民や中小企業へ金融支援や情報提供を行う。

融資・貸付・その他資金等の概要

資金名等	対 象 者	窓 口
災害援護資金貸付金	災害により被害を受けた世帯の世帯主（所得制限あり）	市（福祉救援班）

生活福祉資金 (災害援護資金) (住宅資金)	災害により被害を受けた低所得世帯	栃木市社会福祉協議会
災害復興住宅融資	災害により被害を受けた住宅の所有者	住宅金融支援機構
栃木市被災住宅再建等利子補給金交付	災害により被害を受けた住宅の再建等のため必要な資金を金融機関から借り入れた被災者	市 (住宅復興班)
勤労者生活資金	災害により被害を受けた県内居住の勤労者	労働金庫
中小企業融資 (県制度融資)	県に指定された災害により被害を受けた中小企業者	県 日本政策金融公庫 商工組合中央金庫 金融機関 県信用保証協会
農林漁業施設資金 (災害復旧施設)	市長 (農林班) の認定を受けた被害農林業者	日本政策金融公庫
農林漁業セーフティネット資金 (災害)		
農業近代化資金 (災害復旧支援資金)	市長 (農林班) の認定を受けた被害農業者	農業協同組合 等
災害条例資金 (災害経営資金) (施設復旧資金)	県災害条例が適用された場合に市長 (農林班) の認定を受けた被害農漁業者	農業協同組合 等

<資料20-1 栃木県の主な金融支援制度>

<資料20-9 栃木市被災住宅再建等利子補給金交付要綱>

第10 被災者支援制度の周知

市 (広報班、被災者支援班) 及びその他関係機関等は、被災者支援策を実施するときは、次のような広報手段を用いて速やかに被災者に周知を図る。

- (1) テレビ・ラジオ放送、新聞
- (2) 広報車、災害広報紙、チラシ
- (3) 市同報系防災行政無線、ケーブルテレビ、コミュニティFM
- (4) 市、関係機関等のホームページ

なお、市 (各班) は、災害救助法が適用されるなど一定規模以上の災害が発生した場合に被災者への支援策を速やかに決定する。また、市 (広報班、被災者支援班) は、決定した支援策を市民等に広報する。このため、市 (各班) は、令和元年東日本台風における事例及び課題等を踏まえ、各種被災者支援策を整理する。

第3節 インフラ施設等の早期復旧

公共施設の早期復旧を図るため、市、防災関係機関は連携して被害状況を的確に調査把握し、早期に復旧事業を実施する。

第1 迅速な原状復旧

市（各班）その他関係機関は、次の点に留意して公共施設等の復旧にあたる。

- （１）施設の重要度、被災状況等を勘案し、事業の優先順位を定めるとともに、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用すること。
- （２）施設の復旧は、原状復旧を基本にしつつも、再度災害防止の観点から、可能な限り改良復旧を行うものとする。
- （３）地盤の緩みにより土砂災害の危険が高まっている箇所について、二次的な土砂災害防止の観点から、可能な限り土砂災害防止対策を行うこと。
- （４）ライフライン、交通輸送等の関係機関については、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安を明示すること。
- （５）施設の復旧作業に伴うがれきその他の廃棄物は、その事業者が適正に処理すること。

第2 災害復旧事業の種別

公共施設の災害復旧を国が直轄で、あるいは地方公共団体等に対して負担又は補助して実施する災害復旧事業は以下のとおり。

災害復旧事業名	関係省庁	県担当課
1 公共土木施設災害復旧事業（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法） （１）河川 （２）砂防設備 （３）林地荒廃防止施設 （４）地すべり防止施設 （５）急傾斜地崩壊防止施設 （６）道路 （７）水道 （８）下水道	国土交通省 国土交通省 農林水産省 国土交通省 農林水産省 国土交通省 国土交通省 国土交通省 国土交通省	河川課 砂防水資源課・河川課 森林整備課 砂防水資源課・河川課 農地整備課・森林整備課 砂防水資源課・河川課 道路保全課・河川課 上下水道課・河川課 上下水道課・河川課
2 農林水産業施設等災害復旧事業（農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律） （１）農地・農業用施設 （２）林業用施設 （３）共同利用施設	農林水産省 農林水産省 農林水産省	農地整備課 林業木材産業課・森林整備課 環境森林部・農政部
3 文教施設等災害復旧事業 （１）公立学校施設（公立学校施設災害復旧費国庫負担法） （２）私立学校施設（激甚災害法） （３）公立社会教育施設（激甚災害法） （４）文化財	文部科学省 文部科学省 文部科学省 文化庁	施設課 文書学事課・こども政策課 生涯学習課・スポーツ振興課 文化振興課
4 保健衛生施設等災害復旧事業	厚生労働省	保健福祉課・健康増進課 障害福祉課・感染症対策課 医薬・生活衛生課
5 社会福祉施設災害復旧事業	厚生労働省	保健福祉課 高齢対策課・障害福祉課 人権男女共同参画課
6 児童福祉施設等災害復旧事業	こども家庭庁	保健福祉課・こども政策課 障害福祉課
7 廃棄物処理施設災害復旧事業	環境省	資源循環推進課

8 医療施設災害復旧事業 (1) 公的医療機関 (2) 民間医療機関（資金融資）	厚生労働省 厚生労働省	医療政策課 医療政策課
9 都市災害復旧事業 〔公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法〕 (1) 公園 〔都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針〕 (2) 街路 (3) 都市排水施設等 (4) 堆積土砂排除事業 〔激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律〕 (5) 湛水排除事業	国土交通省 国土交通省 国土交通省 国土交通省 国土交通省	都市整備課、河川課 都市整備課 都市整備課 都市整備課 都市整備課
10 住宅災害復旧事業（公営住宅法） (1) 罹災者公営住宅の建設 (2) 既設公営住宅の復旧 (3) 既設改良住宅の復旧	国土交通省 国土交通省 国土交通省	住宅課 住宅課 住宅課
11 災害関連緊急事業 (1) 災害関連緊急治山事業 (2) 災害関連緊急地すべり防止事業 (3) 災害関連緊急砂防事業 (4) 災害関連緊急地すべり対策事業 (5) 災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業 (6) 災害関連急傾斜地崩壊対策特別事業（がけ特） (7) 災害関連緊急雪崩対策事業 (8) 災害関連地域防災がけ崩れ対策事業	農林水産省 農林水産省 国土交通省 国土交通省 国土交通省 国土交通省 国土交通省 国土交通省	森林整備課 森林整備課 砂防水資源課 砂防水資源課 砂防水資源課 砂防水資源課 砂防水資源課 砂防水資源課
12 その他の災害復旧事業等 (1) 鉄道施設（鉄道軌道整備法） (2) 公共土木施設に関する災害時における工事施工中の手戻り工事 (3) その他の復旧作業	国土交通省 国土交通省 (関係省庁)	交通政策課 (各事業所管課) (関係課)

第3 災害復旧事業実施方針

1 災害復旧事業計画の策定

市（各班）その他関係機関は、被災施設の復旧事業計画を速やかに作成し、国、県が費用の全部又は一部を負担、補助するものについては、復旧事業費の決定及び決定を受けるための査定計画を立て、査定実施が速やかに行えるよう努める。

なお、被害の状況からやむを得ず緊急的に復旧が必要と認められる場合は、所定の手続をとり、災害査定前に復旧工事に着手するよう努める。

2 災害復旧事業期間の短縮

復旧事業計画の策定に当たっては、被災地の状況、被害発生の原因等を考慮し、災害の再発防止と速やかな復旧が図られるよう関係機関との連絡調整を十分図り、事業期間の短縮に努める。

第4 激甚災害の指定に関する計画

1 計画の方針

災害により甚大な被害が生じた場合に激甚災害法に基づく激甚災害の指定を受けるため、県は災害の状況を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置し、公共施設等の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるように努める。

2 激甚災害に関する調査

市（各班）は、県が行う激甚災害、局地激甚災害に関する調査等について協力する。

（適用対象となる復旧事業等）

- ・ 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助（法第3条、第4条）
- ・ 農地等の災害復旧事業等にかかる補助の特別措置（法第5条）
- ・ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例（法第6条）
- ・ 水産動植物の養殖施設の災害復旧事業に対する補助（法第7条）
- ・ 中小企業信用保険法による災害関連保証の特例（法第12条）
- ・ 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助（法第16条）
- ・ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助（法第17条）
- ・ 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例（法第19条）
- ・ 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（法第24条）
- ・ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例（法第8条）
- ・ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助（法第9条）
- ・ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助（法第10条）
- ・ 共同利用小型漁船の建造費の補助（法第11条）
- ・ 森林災害復旧事業に対する補助（法第11条の2）
- ・ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助（法第14条）
- ・ 母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付けの特例（法第20条）
- ・ 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例（法第22条）
- ・ 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例（法第25条）

<資料21-1 激甚災害指定基準>

第3編 震災対策編

目 次

第3編 震災対策編

第1章 総 則	1
第1節 本市の震災を取り巻く自然的条件	1
第2節 本市の地震被害の状況	4
第3節 地震被害想定	5
第2章 予 防	10
第1節 防災意識の高揚	10
第2節 地域防災力（自主防災組織、消防団、ボランティア団体等）の充実	12
第3節 防災訓練の実施	13
第4節 避難行動要支援者対策	13
第5節 物資・資機材等の備蓄体制の整備	13
第6節 震災に強いまちづくり	14
第7節 地盤災害予防対策	15
第8節 農林水産業関係災害予防対策	15
第9節 地震情報の観測・収集・伝達体制の整備	16
第10節 情報通信・放送網の整備	16
第11節 避難体制の整備	17
第12節 警察における活動体制の整備	18
第13節 火災予防及び消防・救急・救助体制の整備	19
第14節 保健医療体制の整備	21
第15節 緊急輸送体制の整備	21
第16節 防災拠点の整備	21
第17節 建築物の災害予防対策	22
第18節 インフラ施設等の災害予防対策	25
第19節 危険物施設等の災害予防対策	26
第20節 岩石採取場等の災害予防対策	26
第21節 学校・社会施設等の災害予防対策	26
第22節 航空消防防災体制の整備	26
第23節 自治体・消防・自衛隊等における応援・受援体制の整備	26
第24節 孤立集落の災害予防対策	26
第25節 災害廃棄物等の処理体制の整備	26
第3章 応急対策	27
第1節 災害対策本部・災害警戒本部等の設置	27
第2節 情報の収集・伝達及び通信確保対策	32
第3節 自治体・消防・自衛隊等における相互応援協力・派遣要請	33
第4節 災害救助法の適用	33
第5節 災害発生時の避難対策	34
第6節 要配慮者の支援	36
第7節 警察における活動体制	36
第8節 救急・救助活動・消火活動	37
第9節 医療救護活動	38
第10節 二次災害防止活動	39
第11節 緊急輸送活動	39
第12節 物資・資機材等の調達・供給活動	39

第13節	農林水産業関係対策	39
第14節	保健衛生活動	40
第15節	障害物等除去活動	40
第16節	災害廃棄物処理活動	40
第17節	学校・社会施設等の応急対策	40
第18節	住宅応急対策	40
第19節	インフラ施設等の応急対策	40
第20節	危険物施設等の応急対策	40
第21節	広報活動	40
第22節	ボランティアや義援金・寄付金の受入	40
第23節	孤立集落の応急対策	40
第24節	自主防災活動	41
第4章	復旧・復興	42
第1節	復旧・復興の基本的方向の決定	42
第2節	住民生活の早期再建	42
第3節	インフラ施設等の早期復旧	42
第5章	南海トラフ地震関連情報発表時の緊急応急対策	43
第1節	基本方針	43
第2節	南海トラフ地震関連情報発表時の対応	43

第1章 総 則

第1節 本市の震災を取り巻く自然的条件

地質、断層の状況等の特性からみた本市の自然的条件を明らかにし、効果的な災害対策の実施に資する。

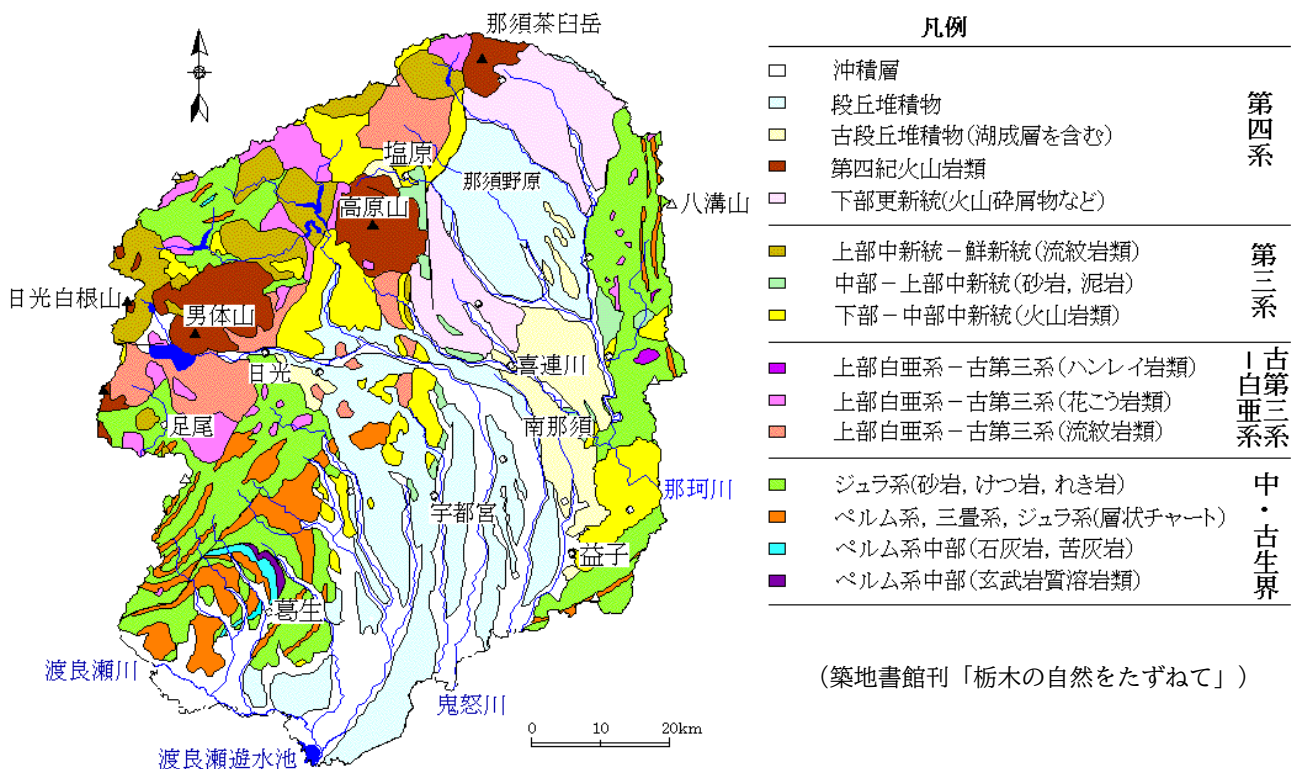
第1 地質の概要

本市の地質をみると、低地には沖積層が分布し、山地部には段丘堆積物が分布している。このうち低地にみられる沖積層は、新生代第四紀の最も新しい時代の堆積物であり、多量の水分を含み、緩んだ状態で堆積している地層で、主に後背湿地や三角州、小おぼれ谷、潟湖や湿原跡など、海岸平野や大河川沿いに厚く分布している。この沖積層は一般に軟弱地盤といわれ、地震の際には揺れが強くなる傾向がある。

一方、山地部を構成する地層は、主に古期岩類でチャートや砂岩の堆積物から成っており、古生代二畳期から中生代ジュラ紀（約3億年から2億年前）のものであると考えられている。チャートは岩体、岩片とも著しく堅く、急傾斜や急崖をつくっている。

一般に、山地の斜面災害といえば、梅雨、秋雨前線や台風に伴う豪雨によって発生する山崩れや土石流がよく知られているが、地震によっても斜面崩壊が起こり、過去の大規模地震では、多数の崩壊が広範囲に発生している。

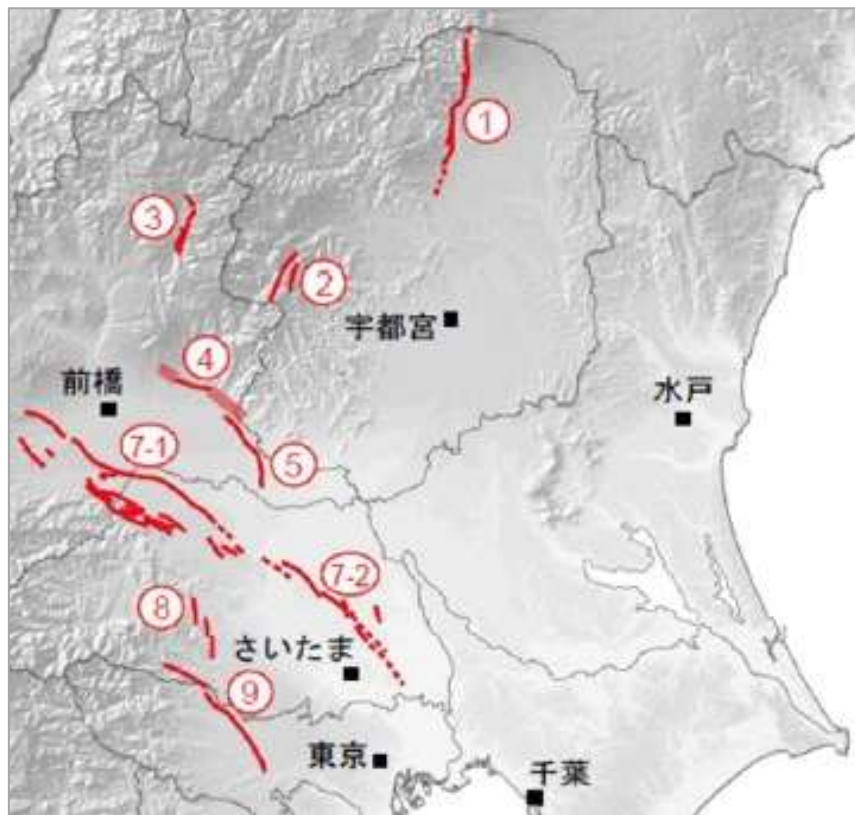
また、山間部の急斜面だけでなく、都市周辺の崖下、崖上も地震の際には崩壊しやすい箇所である。



第2 活断層の分布等

地震調査研究推進本部によると、本市周辺の主な活断層は次の9つが把握されている。これらの地震が発生した場合、本市域で予想される最大震度は5強である。

本市周辺の主な活断層と予想震度等

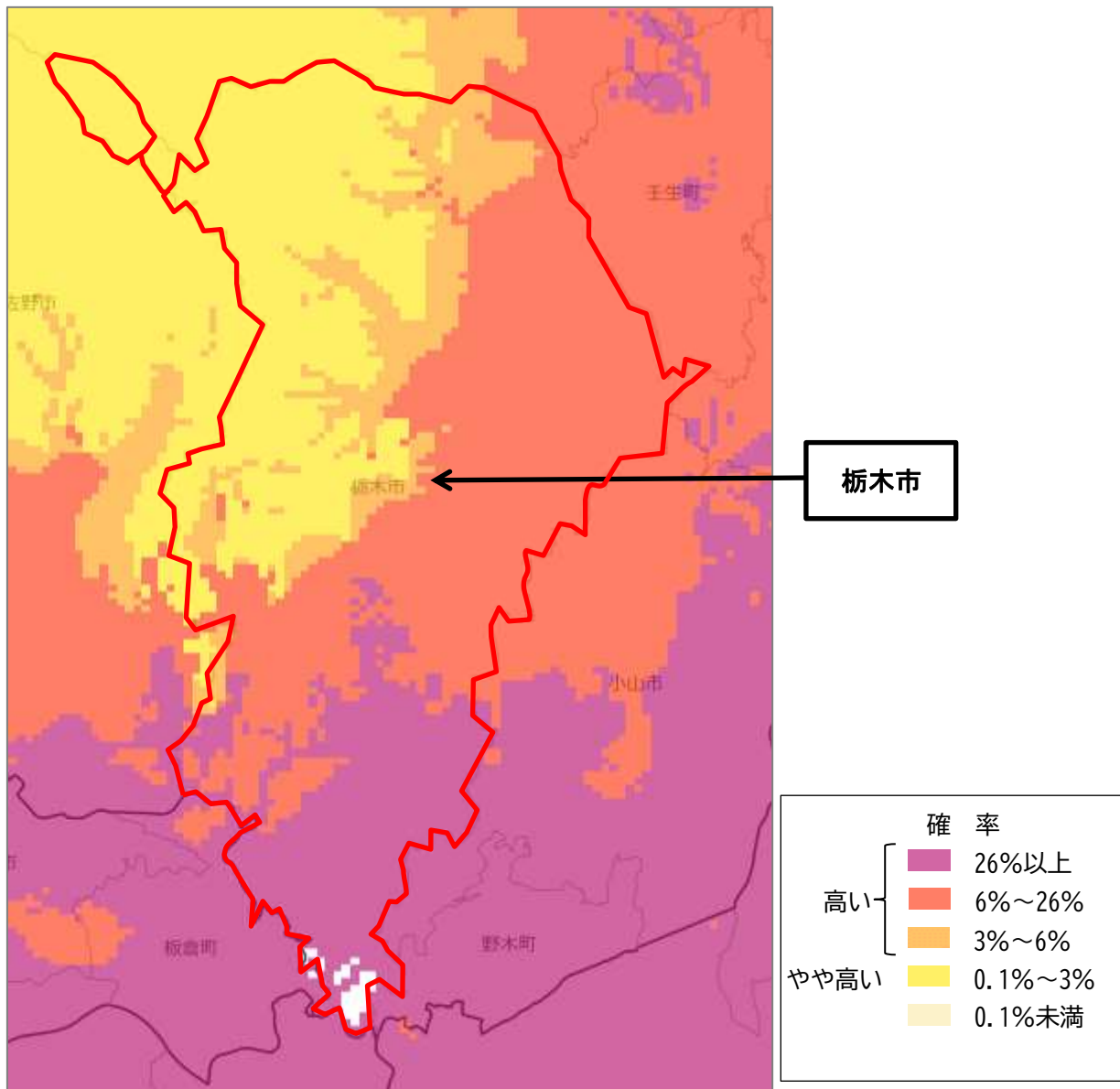


No	断層名	マグニチュード	予想震度 (市内最大)	地震発生確率 (30年以内)
1	関谷断層	7.5程度	5強	ほぼ0%
2	内ノ籠断層	6.6程度	5強	不明
3	片品川左岸断層	6.7程度	5強	0.4%~0.6%以上
4	大久保断層	7.0程度以上	5強	0.6%
5	太田断層	6.9程度	5強	不明
7-1	深谷断層帯	7.9程度	5強	ほぼ0%~0.1%
7-2	綾瀬川断層 (鴻巣-伊奈区間)	7.0程度	5強	ほぼ0%
	綾瀬川断層 (伊奈-川口区間)	7.0程度	5強	不明
8	越生断層	6.7程度	5弱	不明
9	立川断層帯	7.4程度	5弱	ほぼ0.5%~2%

(地震調査研究推進本部「栃木県の地震活動の特徴」)

第3 地震動の発生確率

防災科学技術研究所「地震ハザードステーション」によると、今後30年以内に本市に震度6弱以上の揺れをもたらす可能性のある地震が起こる確率は、市の北西部で3%未満、市の南部では26%以上と予想されている。



今後30年以内に震度6弱以上の揺れに見舞われる確率の分布図
(基準日：2021年1月1日、防災科学技術研究所「地震ハザードステーション」)

第2節 本市の地震被害の状況

本市における地震の発生状況、本市を取り巻く地震環境、過去に本市に被害をもたらした地震及び本市周辺で起こる主な地震の概要を知ることにより、的確な災害対策に資する。

第1 主な被害地震

近年、本市に被害をもたらした主な地震は次のとおりである。

1 茨城県南部地震（平成8（1996）年12月21日）

マグニチュード5.6。東北地方から北陸及び中部地方にかけて地震を感じた。県内では、日光市中宮祠、今市市瀬川、益子町益子で震度5弱、宇都宮市明保野町、足利市名草上町、栃木市旭町で震度4、大田原市黒羽田町、那須塩原市墓沼、那須烏山市中央で震度3を観測。被害は軽症者1名（鹿沼）、一部破損47棟（宇都宮、足利、栃木、小山、南河内、益子）、被害額は927千円となった。

2 東北地方太平洋沖地震（平成23（2011）年3月11日）

マグニチュード9.0。牡鹿半島の東南東130km付近の三陸沖を震源とし、震源域が岩手県沖から茨城県沖までの長さ約400km、幅約200kmに及ぶ観測史上国内最大規模のプレート型地震。東日本を中心に、死者19,418名、行方不明者2,592名、負傷者6,220名の人的被害、全壊121,809戸、半壊278,496戸の住家被害が発生。

県内では最大震度6強（宇都宮市、真岡市、大田原市、市貝町、高根沢町）が観測され、死者4名、負傷者133名の人的被害、全壊261棟、半壊2,118棟の住家被害が発生。市内の被害は、軽傷者2名、半壊1棟、一部破損1,397棟であった。

（令和3（2021）年3月9日現在、消防庁）

第3節 地震被害想定

地震災害に迅速かつ的確に対応し、総合的な防災体制を確立するための基礎資料として、栃木市に最も甚大な被害をもたらす地震を想定し、その場合の被害を予測する。ここでは、栃木県が実施した地震被害想定のうち、栃木県庁及び栃木市役所の直下で地震が発生した場合と、首都直下地震が発生した場合の本市における被害想定結果を示す。

第1 地震被害の想定

県では、平成25年度に地震被害想定調査を実施している。本調査では、県の地域防災計画や防災行政、市町の防災力・県民の自助力の向上等において想定すべき地震として活断層等の地震、どこでも起こりうる直下の地震として次の地震を想定し、被害を予測している。

- ・関谷断層を震源とする地震(M7.5)
- ・関東平野北西縁断層帯（主部）を震源とする地震(M8.0)
- ・東京湾北部を震源とする地震(M7.3)
- ・茨城県南西部を震源とする地震(M7.3)
- ・県庁直下に震源を仮定した地震(M7.3)
- ・市役所、町役場直下に震源を仮定した地震(M6.9)

※その他東北地方太平洋沖地震、県庁直下に震源を仮定した地震(M8.0)についても調査の参考として被害想定を行っている。

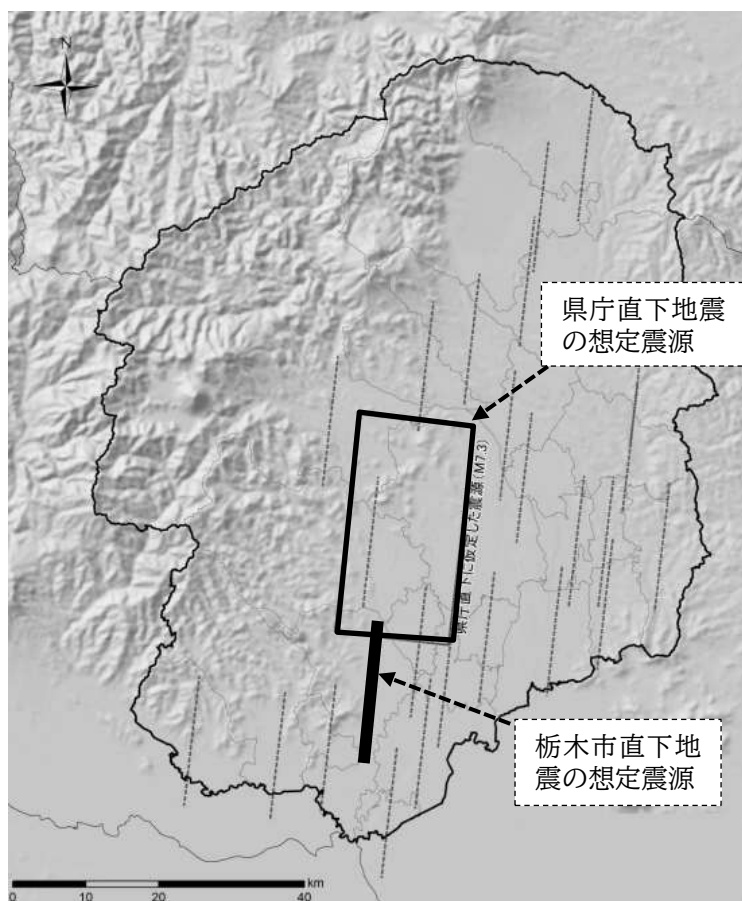
1 想定地震の設定

ここでは、「県庁直下に震源を仮定した地震(M7.3)」と、市役所、町役場直下に震源を仮定した地震(M6.9)のうち「栃木市直下に震源を想定した地震(M6.9)」について、その概要を示す。

(1) 県庁直下に震源を仮定した地震

首都直下地震対策専門調査会では、地表に活断層が認められていない地震の事例を踏まえ、全ての地域でいつ発生するかわからない地震の規模としてM6.9を設定している。

県庁直下に震源を仮定した地震では、首都直下地震対策専門調査会の設定を踏まえるとともに、より安全側の想定として、地表に活断層が認められていなかった地域で発生した最大級の地震である鳥取県西部地震（2000年M7.3）相当の規模を設定している。



想定地震の震源分布図（栃木県地震被害想定調査報告書）

(2) 栃木市直下に震源を仮定した地震

栃木市役所の直下に震源を仮定するとともに、その規模を首都直下地震対策専門調査会の見解を踏まえM6.9として設定している。

2 発災ケース（季節・時刻）

地震発生の季節や時刻によって被害規模等が異なるため、次の3つのケース（季節・時刻）の被害を予測している。

- ① 冬深夜・・・多くが自宅で就寝中のため、建物倒壊による死者が発生する可能性が高い。
オフィスや繁華街の滞留者や鉄道・道路の利用者が少ない。
- ② 夏12時・・・オフィスや繁華街等に多数の滞留者がおり、自宅外で被災するケースが多い。
木造建物の滞留人口は最も少ない時間帯で建物倒壊による死者は比較的少ない。
- ③ 冬18時・・・住宅、飲食店などで火気使用が最も多い時間帯で、出火件数が最も多くなる。
オフィスや繁華街周辺のほか、ターミナル駅にも滞留者が多数存在する。

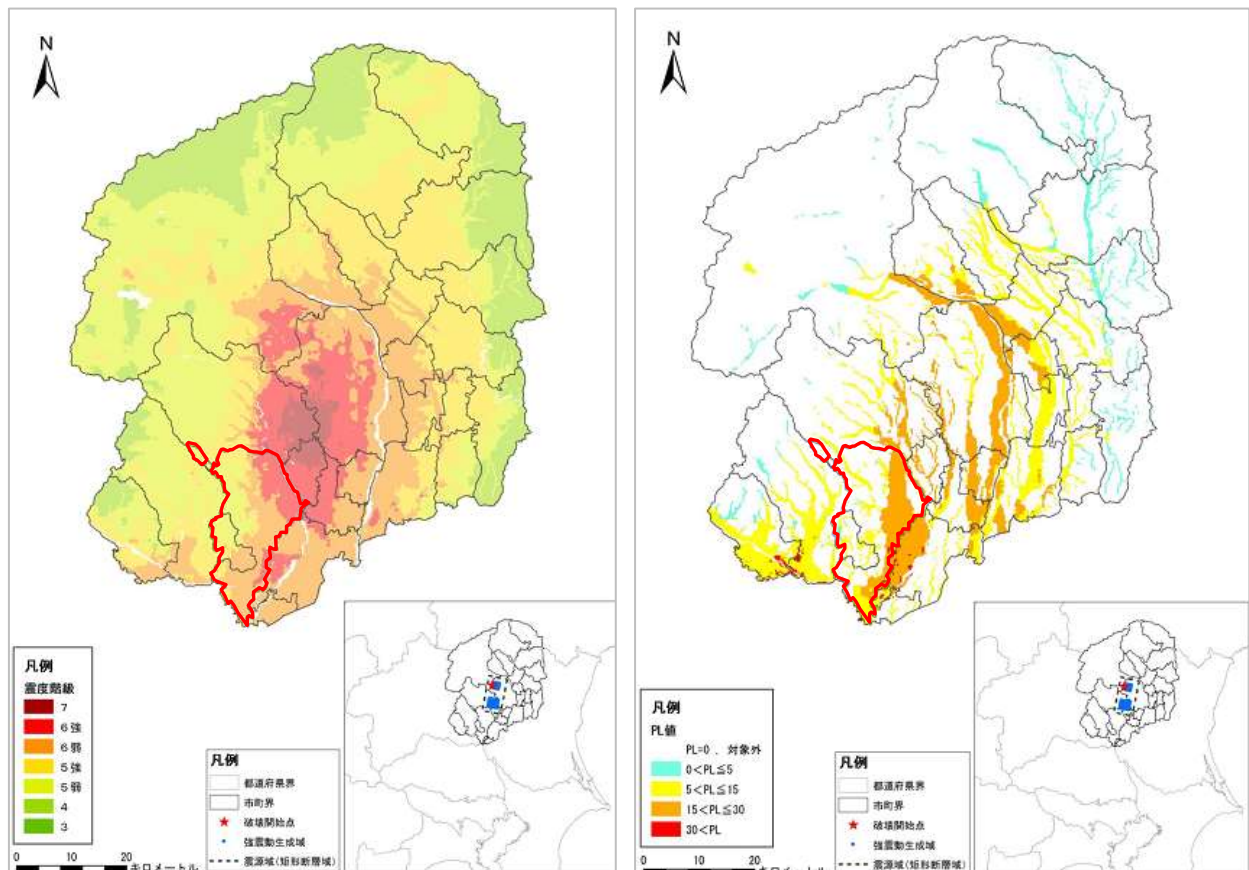
3 被害想定結果

本調査では、計測震度、液状化、土砂災害予測、建物被害、人的被害、ライフライン被害、機能被害等について次のとおり予測されている。

(1) 県庁直下地震（M7.3）の被害等

思川沿いの低地などで震度6強となり、市内の広い範囲で震度5強以上となる。

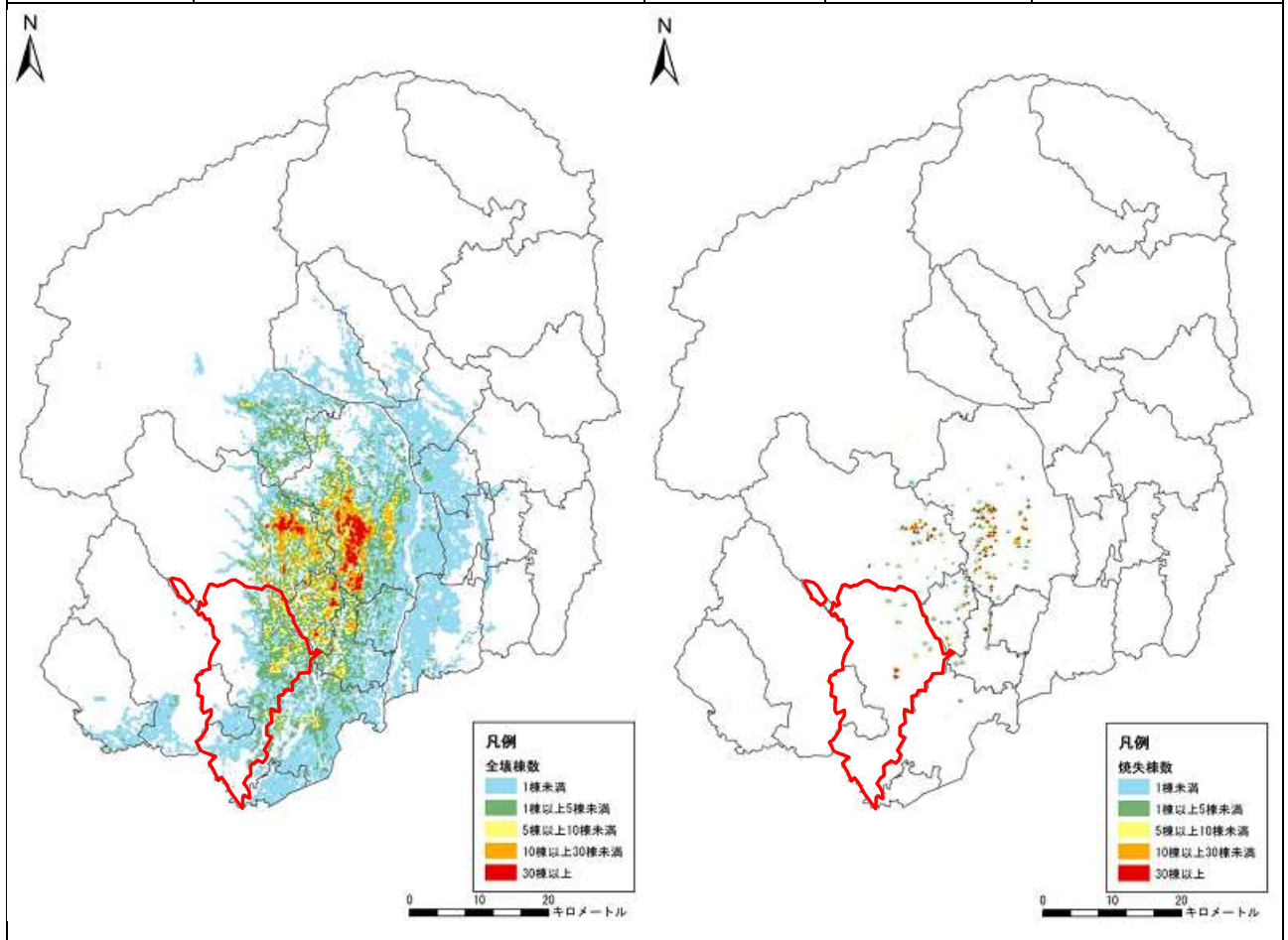
県庁直下地震（M7.3）の震度・液状化危険度分布図



(平成25年度栃木県地震被害想定調査報告書)

県庁直下地震（M7.3）の予測被害量と全壊・焼失棟数分布図（風速 10m/s）

			冬深夜	夏12時	冬18時
建物被害	全壊		4,848棟		
	半壊		15,958棟		
地震火災	出火		8件	10件	23件
	焼失		20棟	342棟	561棟
人的被害	死者数		301人	227人	245人
	負傷者数	重傷者数	522人	390人	411人
		軽傷者数	3,464人	2,587人	2,693人
	要救助者数		774人	607人	633人
ライフライン被害直後	上水道	断水人口	126,336人		
	下水道	支障人口	21,522人		
	電力	停電軒数	9,838軒		
	通信（固定電話）	不通回線	5,556回線		
	都市ガス	供給停止戸数	697戸		
	LPガス	供給停止戸数	8,181戸		
交通施設被害	道路被害		129か所		
	鉄道被害		104か所		
避難者数 （当日・1日後）	避難所		-	-	8,269人
	避難行動要支援者		-	-	1,516人
	避難所外		-	-	5,513人



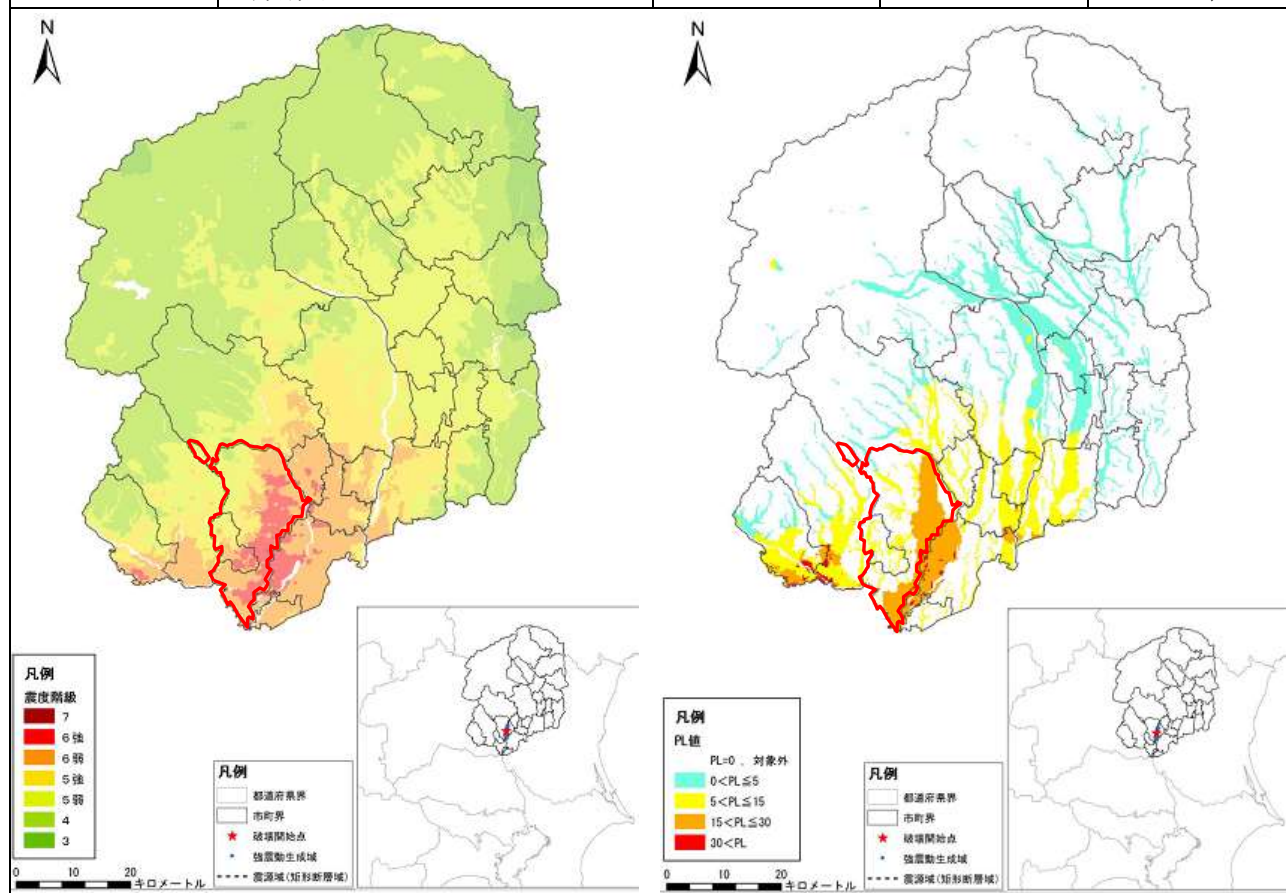
（平成25年度栃木県地震被害想定調査報告書）

(2) 栃木市役所直下地震 (M6.9) の被害等

巴波川や永野川沿いの低地などで震度6強となり、ごく一部のエリアで震度7となるところもある。市内は広い範囲で震度5強以上となる。

栃木市役所直下地震 (M6.9) の震度・液状化危険度分布図と予測被害量 (風速 10m/s)

			冬深夜	夏12時	冬18時
建物被害	全壊		10,738棟		
	半壊		22,921棟		
地震火災	出火		17件	21件	45件
	焼失		620棟	594棟	2,528棟
人的被害	死者		695人	508人	582人
	負傷者	重傷者数	1,183人	841人	917人
		軽傷者数	5,324人	3,997人	4,086人
	要救助者		1,755人	1,340人	1,415人
ライフライン被害直後	上水道	断水人口	132,790人		
	下水道	支障人口	23,915人		
	電力	停電軒数	14,614軒		
	通信 (固定電話)	不通回線	7,821回線		
	都市ガス	供給停止戸数	3,842戸		
	LPガス	供給停止戸数	10,057戸		
交通施設被害	道路被害		137か所		
	鉄道被害		124か所		
避難者数 (当日・1日後)	避難所		-	-	18,108人
	避難行動要支援者		-	-	3,286人
	避難所外		-	-	12,072人



(注) 予測被害量は、栃木市役所直下地震による旧栃木市内の被害と旧岩舟町役場直下地震による旧岩舟町内の被害を合算している (平成25年度栃木県地震被害想定調査報告書)

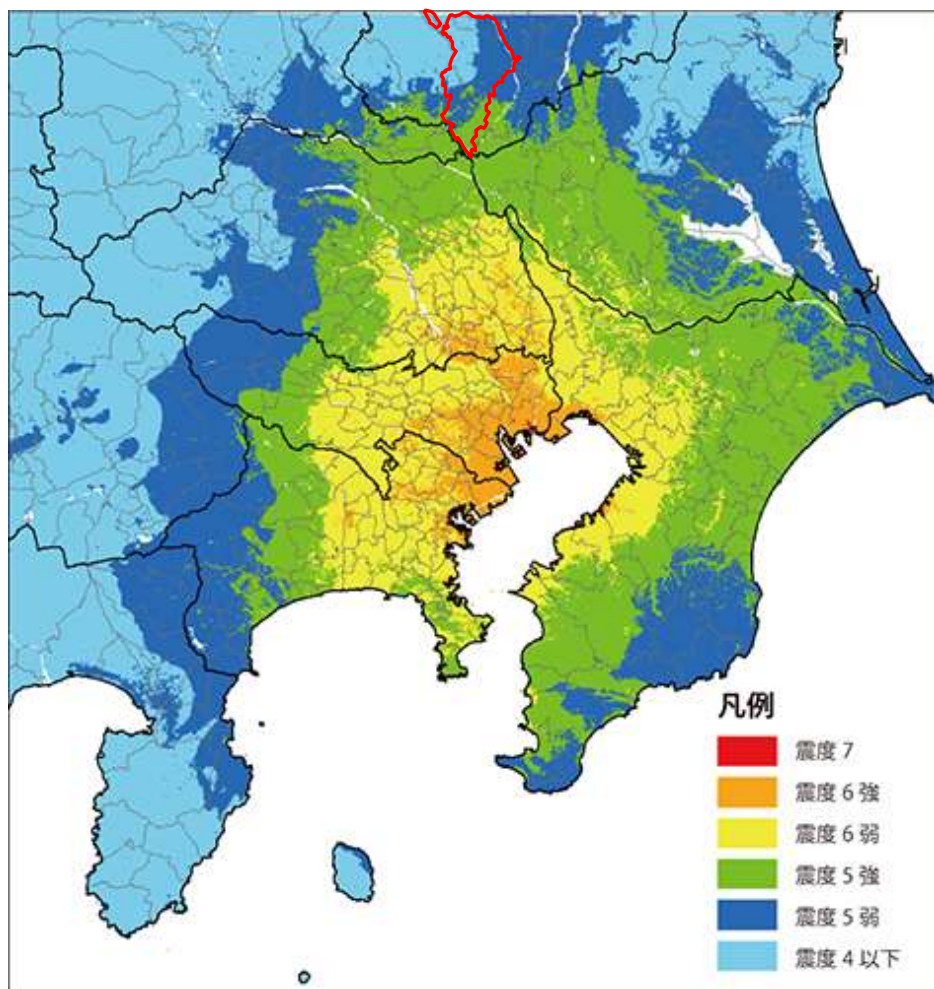
<資料 3-6 地震被害想定結果 (旧栃木市・旧岩舟町別)>

第2 首都直下地震の被害想定

1 地震規模、震源等の想定

中央防災会議の首都直下地震対策ワーキンググループでは、平成25（2013）年12月に取りまとめた最終報告において19通りの地震を示している。

そのうち最大の被害を及ぼす地震は、フィリピン海プレートの地殻内地震である「都心南部直下地震（Mw7.3）」で、県内では液状化や火災で建物の全壊等が約80戸と予想されている。



都心南部直下地震（Mw7.3）の震度分布予測

（中央防災会議 首都直下地震対策検討ワーキンググループ資料）

2 首都直下地震地方緊急対策計画について

国では、首都直下地震が発生した際に震度6弱以上（関係都府県等が管轄地域内の防災対策を検討するために個別地域の情報を踏まえて実施した被害想定や防災アセスメントの結果、震度6弱以上となる市区町村を含む。）になる地域を首都直下地震緊急対策区域として指定し、本県においては本市を含む6市1町（足利市、佐野市、栃木市、小山市、真岡市、下野市、野木町）指定されている。

なお、首都直下地震対策特別措置法第21条の規定に基づき県が作成する「地方緊急対策実施計画」に定めるべき基本項目は、「栃木県地震減災行動計画」に含まれている。

第2章 予 防

第1節 防災意識の高揚

市、県及び防災関係機関は、震災発生時に市全体が協力して円滑かつ効果的な災害対策活動が行われるよう、市民への適切な防災意識の高揚に努めるとともに、児童生徒や防災上重要な施設の管理者、職員に対する防災教育を積極的に行う。

第1 市民の防災意識の高揚

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第2章第1節第1に準ずる。また、震災対策においては、次の事項を追加して行う。

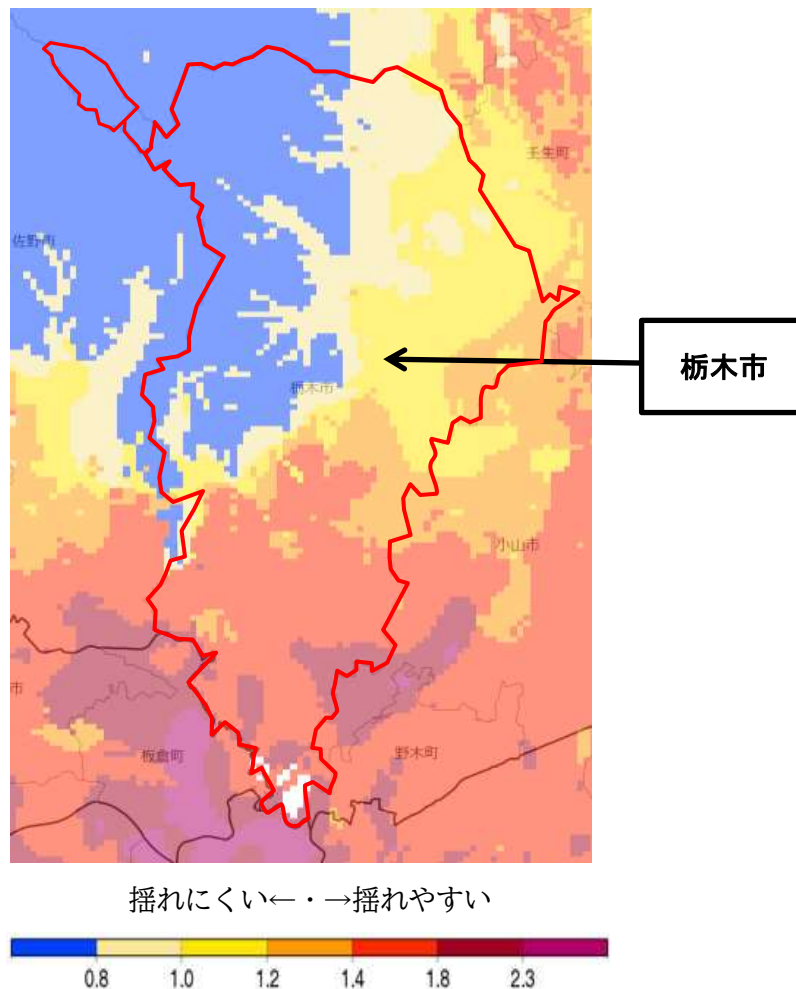
1 自主防災思想の普及、徹底

(1) 発生地震の想定

防災科学技術研究所「地震ハザードステーション」（本編第1章第1節第3参照）によると、市内の山地を除くほとんどの地域で、今後30年間に震度6弱以上の地震に見舞われる確率が「高い」と評価されることから、市民の一人ひとりが最低限震度6弱以上の地震の発生を想定し、日頃からこれに備えておく必要があることを普及する。

(2) 地盤の揺れやすさ

防災科学技術研究所が公表している表層地盤の増幅率分布（下図参照）によれば、市域南部に県内でも特に揺れやすい地盤が広がっており、山地などの固い岩盤が地表近くまで迫る地域では揺れにくく、柔らかい軟弱地盤が広がり生活しやすい平地では揺れやすくなっている。このため、自分の住む場所が揺れやすい土地なのかどうかあらかじめ把握しておくことを普及する。



表層地盤の増幅率分布（2021年版、防災科学技術研究所）

2 防災知識の普及啓発推進

(1) 普及啓発活動

ア 市民への啓発内容

緊急地震速報を覚知したときのとっきの行動について、気象庁ホームページ「緊急地震速報を見聞きしたときは」を活用する。

イ 生命・身体を守る方法について

実際に地震が発生したときに具体的に身を守る方法として、消防庁ホームページ「地震に自信を」を活用する。また、(一財)消防防災科学センター作成の外国人のための防災冊子「地震に自信を」を活用する。

ウ 消防団員、自主防災組織等による防災普及啓発活動の促進

家具の転倒防止、避難口等の点検、地震発生時にとるべき行動の普及を図る。

(2) 啓発強化期間

- ・春季全国火災予防運動実施週間（3月1日～3月7日）
- ・防災週間（8月30日～9月5日）
- ・秋季全国火災予防運動実施週間（11月9日～11月15日）

第2 児童生徒及び教職員に対する防災教育

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第2章第23節第1の3に準ずる。

第3 職員に対する防災教育

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第2章第1節第3に準ずる。

第4 防災に関する調査研究等

震災は、地震の揺れの大きさや周期、継続時間とその地域の建物構造、密集度等地震の状況により被害状況の違いが予想される。

市（総合政策部）、県及び防災関係機関は、緊密な連携を取り合い、大規模地震発生時に想定される現象や被害について学習し、調査研究を推進するよう努める。

第5 防災知識の普及、訓練における要配慮者等への配慮

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第2章第1節第5に準ずる。

第6 言い伝えや教訓の継承

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第2章第1節第6に準ずる。

第7 職員防災研修への参加促進

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第2章第1節第7に準ずる。

第2節 地域防災力（自主防災組織、消防団、ボランティア団体等）の充実

災害発生時に速やかに対応できる体制を整えるため、自助、共助の精神に基づき自主防災組織の育成・強化、消防団の活性化を行うとともに、被災者への細やかな支援が期待できるボランティアの活動支援体制の整備を行う。

第1 現状と課題

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第2章第2節第1に準ずる。

第2 個人・企業等における対策

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第2章第2節第2に準ずる。また、震災対策においては、次の事項を追加する。

○市民が行う主な災害対策

（1）防災に関する知識の取得

- ・震度、マグニチュード等の知識
- ・過去に発生した地震被害状況
- ・緊急地震速報及びその利用の心得に関する知識

（2）各家庭の耐震診断等の安全点検、耐震化等の補強・家具の固定等の実施、地震保険への加入の検討

第3 自主防災組織の整備

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第2章第2節第3に準ずる。

第4 消防団の活性化の推進

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第2章第2節第4に準ずる。

第5 女性防火クラブの育成・強化

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第2章第2節第5に準ずる。

第6 災害関係ボランティアの環境整備

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第2章第2節第6に準ずる。また、震災対策においては、次の事項を追加する。

（1）震災建築物応急危険度判定体制の整備

市（都市建設部）は、県が実施している震災建築物応急危険度判定実施体制と連携し、災害時の震災建築物応急危険度判定体制の整備を図る。

第7 人的ネットワークづくりの推進

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第2章第2節第7に準ずる。

第8 市民及び事業者による地区内の防災活動の推進（地区防災計画策定の推進）

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第2章第2節第8に準ずる。

第3節 防災訓練の実施

実動訓練等具体的な訓練のほか、初動対応に力点を置いた訓練等実践的な訓練を行い、震災時に効果的な災害応急対策の実施に資する。

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第2章第3節に準ずる。また、震災対策においては次の事項を追加する。

第1 消防訓練

市（総合政策部）及び消防本部は、消防活動の円滑な遂行を図るため、消火、救出・救助、避難誘導等に関する消防訓練を実施する。

第4節 避難行動要支援者対策

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第2章第4節に準ずる。

第5節 物資・資機材等の備蓄体制の整備

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第2章第5節に準ずる。

第6節 震災に強いまちづくり

震災に強いまちづくりを行うため、市及び県等は、防災の観点を踏まえたまちづくりの推進、防災上危険な箇所の解消、地震防災対策上整備の緊急性の高い箇所、施設、設備等の整備推進等の各種対策を総合的かつ計画的に展開する。

第1 震災に強いまちづくり

1 震災に強い都市整備の計画的な推進

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第2章第6節第1の1に準ずる。

なお、防災の観点を踏まえた都市計画マスタープランの策定の推進においては、東日本大震災により被災があった地区の状況や今後の防災の観点を考慮する。

2 震災に強い都市構造の形成

(1) 土地区画整理事業等の面的整備事業の推進による防災都市づくり

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第2章第6節第1の2(1)に準ずる。

(2) 防災機能を有する施設の整備

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第2章第6節第1の2(2)に準ずる。また、震災対策においては特に、災害時の重要拠点となる市庁舎や消防本部等については、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努める。なお、施設については、本章第17節のとおり、十分な耐震性を確保するよう留意するものとする。

(3) 避難行動要支援者に配慮した施設整備

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第2章第6節第1の2(3)に準ずる。

(4) 火災に強い都市構造の形成

市(都市建設部)及び県(県土整備部、その他各部局)等の関係機関は、建築物の不燃化、水面・緑地帯の計画的確保、耐震性貯水槽、河川水等を消防水利として活用するための施設の整備等を図るとともに、準防火地域の的確な指定による火災に配慮した土地利用への誘導等により、地震に伴う火災に強い都市構造の形成を図る。

3 災害時の緊急活動を支える公共施設等の整備

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第2章第6節第1の3に準ずる。

4 火災延焼防止のための緑地整備

市(都市建設部、教育委員会事務局)及び県(環境森林部、県土整備部、教育委員会事務局)は、避難場所として利用される公園、学校等の公共施設の緑化に際して、樹木の延焼阻止機能等を活かし、常緑広葉樹を主体に植栽するなど震災に強い緑地の整備に努めるとともに、樹木の延焼阻止機能等についての普及啓発を図り、家庭、事業所その他の施設に至るまで、震災に強い緑づくりを推進する。

5 再生可能エネルギーの導入拡大

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第2章第6節第1の4に準ずる。

第2 効果的な治水・砂防・治山対策の実施

地震に起因する崖崩れ、山崩れ等を防ぐため、水害・竜巻等風害・雪害対策編第2章第6節第2に準じて実施する。

第3 地震防災緊急事業五箇年計画の推進

市(各部局)、消防本部、県(各部局)及び県警察は、地震防災対策特別措置法第2条に基づく地震防災緊急事業五箇年計画に基づき、計画的に施設、設備等の整備事業を推進する。

第7節 地盤災害予防対策

大規模な地震に起因する山崩れ・崖崩れ等から、市民の生命、身体、財産を保護するため、関係法令等に基づき、計画的な予防対策を実施する。

第1 斜面崩壊防止対策等の推進

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第2章第6節第2の2・3及び第7節の第2・第6・第7・第8・第9に準ずる。

第2 宅地造成地災害防止対策

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第2章第7節第4に準ずる。

第3 軟弱地盤対策

1 液状化対策について

市（各部局）、県（各部局）及び公共・公益施設の管理者は、液状化の被害が想定される地域における施設の設置に当たっては、地盤改良等により液状化の発生を防止する対策を行うとともに、液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策等を適切に実施する。また、大規模開発に当たって十分な連絡・調整を図る。

2 液状化マップ

市（総合政策部）は、県（危機管理防災局・県土整備部）の支援を受け作成し、ハザードマップに掲載した液状化マップについて、周知啓発を進める。

第8節 農林水産業関係災害予防対策

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第2章第10節に準ずる。

第9節 地震情報の観測・収集・伝達体制の整備

地震発生時に被害発生地域を想定し、早期の対策に役立てるため、市は、県及び宇都宮地方気象台が発表する情報の活用を図る。

第1 宇都宮地方気象台の対策

1 観測及び情報伝達システム

宇都宮地方気象台は、気象庁が設置している計測震度計（「旭町（栃木市図書館）」に設置）に対し、適切な維持管理を行うとともに、設置環境等の調査を定期的に行い、必要に応じて改善を行う。また、市及び関係機関に地震情報を迅速かつ確実に伝達するため、伝達システムの整備、点検、維持管理を常に行い、必要がある場合は、改善に努める。

2 緊急地震速報の普及・啓発

宇都宮地方気象台は、緊急地震速報について市民等がテレビ・ラジオ等で見聞きした時に適切な対応行動がとれるよう、利用の心得などの普及啓発に努める。

3 「南海トラフ地震に関連する情報」の普及

気象庁は、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価した場合等に「南海トラフ地震に関連する情報」の発表を行うことから、平時から発表時の市民等の防災対応について普及啓発に努める。

第2 市の対策

市（総合政策部）及び消防本部は、地震発生時に迅速かつ的確な対応が図れるよう、「栃木県震度情報ネットワークシステム」及び気象庁の「緊急地震速報」等を活用し、迅速かつ的確な災害応急対策活動の実施に努める。

＜協定集 1. 情報通信関係＞

第10節 情報通信・放送網の整備

大規模な災害発生時における迅速かつ的確な情報の伝達体制を確保するため、平常時より通信手段の運用・整備・維持管理を図り、情報の伝達に万全を期す。また、各通信事業者及び放送事業者は、災害時に果たす役割の重要性に鑑み、体制、施設及び設備の整備を図る。

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第2章第12節に準ずる。

第 1 1 節 避難体制の整備

市は、地震発生時に危険区域にいる市民、駅等に溢れる帰宅困難者、ホテルなど不特定多数の人が集まる施設の利用者を混乱少なく避難させるため、あらかじめ避難場所等の選定、避難誘導体制、避難所等運営体制の整備を促進し、避難者の安全確保に努める。

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第2章第13節に準ずる。また、震災対策においては東日本大震災や令和6年能登半島地震等の経験を踏まえるほか、次の事項を併せて実施する。

第 1 帰宅困難者対策

1 栃木県帰宅困難者対策連絡会議の設置

市（総合政策部）及び鉄道事業者等は、帰宅困難者発生時に円滑に対応することを目的として県が主宰する「栃木県帰宅困難者対策連絡会議」に参加して、必要な情報収集を行う。

2 一斉帰宅の抑制

「むやみに移動を開始しない」ことを基本原則に一斉帰宅を抑制する取組を実施する。

(1) 企業等における対策

企業及び学校等は、次の事項を定めた帰宅困難者対策に関するマニュアル等の作成に努める。

- ・従業員や児童生徒等を一定期間施設内に留めるための滞在場所や飲料水・食料・毛布等の備蓄
- ・従業員や児童生徒等の安否確認手段の確保
- ・従業員や児童生徒等への「むやみに移動を開始しない」という基本原則や、災害用伝言ダイヤル 171 や災害用伝言板等の家族等との安否確認手段の周知

(2) 駅や大規模集客施設等における利用者保護

鉄道事業者は、災害が発生し交通機関の運行が停止した場合における利用者の避難誘導体制や利用者を一定期間留める場所・備蓄の確保など、利用者保護と一斉帰宅の抑制に係る計画を定めるとともに、平時から計画に基づく訓練を実施する。

また、大規模集客施設の事業者等は、鉄道事業者に準ずる対策を実施する。

(3) 市民等への周知

市（総合政策部）及び県は、ホームページ等により、「むやみに移動を開始しない」という基本原則を市民へ周知するとともに、(1) (2) の取組について企業等への啓発を図る。

3 一時滞在施設等の確保

市（総合政策部）は、帰宅困難者を一時的に受け入れるための一時滞在施設を駅近隣などに確保するよう努める。

一時滞在施設は市有施設を指定するほか、災害協定により民間施設を確保する。また、施設には帰宅困難者の受け入れに必要な飲料水や食料、毛布その他必要となる物資の備蓄に努める。

4 帰宅困難者の誘導等の体制整備

市（総合政策部）は、駅前等の滞留場所から一時滞在施設までの帰宅困難者の案内誘導について、県警察等の関係機関との協力体制の構築に努める。また、輸送において、協定を締結しているバス事業者と協力を得られるよう連絡体制を整備しておく。

帰宅困難者の誘導等の体制整備に当たっては、必要に応じて、栃木県帰宅困難者対策連絡会議等を通じて、県の支援を受ける。

5 徒歩帰宅者への支援

市（総合政策部）は、県（危機管理防災局）が進める災害時帰宅支援ステーションの確保のための取組に協力し、徒歩帰宅者の支援体制の整備に努める。

6 外国人への支援

市（生活環境部）は、栃木市国際交流協会と連携し、外国人の帰宅困難者に対して多言語による情

報の提供や相談業務等の外国人支援体制の確保に努める。

外国人支援体制の確保に当たって、市（生活環境部）及び栃木市国際交流協会は、必要に応じて県（産業労働観光部）及び（公財）栃木県国際交流協会の支援を受ける。

第2 県外避難者受入対策

1 避難受入場所の確保

県（危機管理防災局、経営管理部、教育委員会事務局、その他各部局）は、大規模災害等により県外からの避難者を受け入れる状況の発生に備えて、あらかじめ緊急避難場所として使用できる施設を選定しておく。

また、県（危機管理防災局）は、市が県外避難者の緊急避難場所として使用できる施設についてあらかじめ把握しておき、市はこれに協力する。

なお、県（危機管理防災局・その他各部局）及び市は、避難所の選定にあたり、避難行動要支援者の受け入れについて十分留意する。

2 県外避難者受入体制の整備

県外避難者を受け入れる避難所の開設及び運営は、原則として市が行う。

県（危機管理防災局）は、災害が発生したときに迅速かつ適切に対応できるように定期的に連絡会議を開催し、市が行う体制整備を支援するほか、県外避難者の発生時において次の役割を実施する。

- （1）避難所に関する全体調整
- （2）避難所を開設する施設の確保
- （3）総合案内所の設置（災害対策本部事務局内、必要に応じて現地）
- （4）避難所運営の人的・物的支援

また、県（保健福祉部）は、被災した病院等の入院患者並びに被災した社会福祉施設の入居者等の受け入れ及び社会福祉施設の福祉避難所としての一時的な提供等について、国及び関係機関との連携により、県内の病院等及び社会福祉施設に対し要請する。（入院患者の受け入れ搬送に当たり、特に重篤な患者については、ドクターヘリによる搬送を要請する。）

3 避難場所の整備

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第2章第13節第1及び第4に準ずるほか、民間施設の活用も視野に入れた準備を行う。

第12節 警察における活動体制の整備

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第2章第14節に準ずる。

第13節 火災予防及び消防・救急・救助体制の整備

地震に起因する火災の被害の未然防止・被害軽減のため、市、消防本部及び県は連携して、火災予防の徹底に努める。また、大規模な震災発生時に、迅速かつ的確に消火・救急・救助活動が行えるよう、市、消防本部及び県は、災害に備えた体制の整備充実を図る。

第1 現状と課題

近年の本市における火災発生件数は、年間50～80件程度で推移しており、総出火件数の半数程度を建物火災が占めている。また、本市は木造建築物が多いことから、地震による建物の倒壊や火災の同時多発等の大きな被害が発生するおそれがある。

市、消防本部は、国、県が実施する火災予防運動、各種広報事業、民間防災組織の活動により、火災予防思想の普及に努めており、今後も火災予防対策を推進していく必要がある。

また、「消防力の整備指針」や「消防水利の基準」に基づき、消防組織、施設等の整備を推進しているが、消防団員の定員割れが生じているため、今後は、消防団員の確保と資質の向上を図りながら、さらなる消防力の強化を図っていく必要がある。

第2 火災予防の徹底

1 地域住民に対する指導

市（総合政策部）、消防本部及び消防団は、地域住民に対して防災訓練や各種会合等における消火訓練などで消火器の取扱方法等の指導を行い、地震発生時における火災の防止と消火の徹底を図る。

また、市（総合政策部）及び消防本部は、防火思想の啓発や災害の未然防止に着実な成果をあげている民間の防火組織である女性防火クラブ、幼年消防クラブの育成、指導を強化する。

2 住宅防火対策の推進

市民、特に、高齢者、障がい者等の要配慮者を住宅火災から守るため、市（総合政策部）、消防本部、県（危機管理防災局・保健福祉部・県土整備部）及び女性防火クラブ等関係機関は連携して、住宅用火災警報器及び感震ブレーカーの普及啓発活動の推進を図る。

3 防火・防災管理者の育成

消防本部は、防火及び防災管理者に対して消防計画の策定、消防訓練の実施、消防設備等の整備、点検、火気の使用等について指導し、資質の向上を図る。

第3 消防力の強化

1 組織の充実強化

消防本部は、「消防力の整備指針」に基づき消防組織の整備を図るとともに、長期的展望に立った効率的な組織づくりを推進し、消防体制の強化に努める。特に、団員の減少やサラリーマン化、高齢化の問題を抱える消防団について、団員の確保と資質の向上を図る。

また、消防職員・団員を県消防学校に派遣するなど、常に消防職員・団員に対する教育訓練の充実に努める。

2 消防施設等の整備充実

消防本部は「消防力の整備指針」等により、車両、資機材等の消防施設等の整備充実について計画的な推進を図る。

なお、地震防災上緊急に整備すべき消防施設等については、地震防災緊急事業五箇年計画（本章第6節第3参照）により整備する施設等として位置づけ、積極的に整備促進を図る。

<資料7-2 消防施設・設備の状況>

3 消防水利の確保・整備

市（上下水道局）及び消防本部は、「消防水利の基準」等により、消防水利施設の整備充実について、計画的な推進を図る。また、大規模地震災害では、消火栓の断水等により消火活動に困難をきたす可能性が高いことから、河川等の自然水利を活用した消防水利の整備や耐震性貯水槽・防火水槽等の設置など多様な水利を確保していく。

さらに、県（危機管理防災局）は市における消防水利施設の整備に関して助言や各種援助を行い、市の整備計画の促進に努める。

（１）消防水利施設の整備

市（上下水道局）及び消防本部は、消防活動に必要な水利を確保するため、消火栓、耐震性貯水槽・防火水槽、その他自然水利等の整備に努める。

（２）河川水の緊急利用

消防本部は、都市部を流下する小河川を中心に、発災時において河川水の有効利用を図る。

（３）耐震性貯水槽・防火水槽等の設置

市（施設所管部局）及び県（経営管理部、危機管理防災局・教育委員会事務局・その他各部局）は、市庁舎、公立学校、その他公共上重要な施設について、必要に応じ耐震性貯水槽・防火水槽等の整備やプールの耐震化を図り、必要な水利の確保を図る。

4 広域的な消火応援受入体制の整備

消防本部及び県（危機管理防災局）は、水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第２章第25節第４のとおり、広域的な消火応援受け入れ体制を整備する。

第4 救急・救助力の強化

1 組織の充実強化

本節第３の１に準ずる。

2 救急・救助用車両・資機材等の整備

消防本部は、救急・救助隊の設置を進めるとともに、「消防力の整備指針」等により、救急・救助用車両、資機材等の整備を計画的に推進し、救急・救助体制の充実を図る。

3 医療機関との連携強化

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第２章第15節第４に準ずる。

4 ヘリコプターによる救急・救助体制の整備

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第２章第15節第５に準ずる。

5 応援受入・連携体制の整備

消防本部及び県（危機管理防災局）は、水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第２章第25節第４のとおり広域的な救急・救助応援受け入れ体制を整備する。また、同節第５のとおり、県警察及び自衛隊との連携体制の整備を図る。

第 1 4 節 保健医療体制の整備

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第 2 章第16節に準ずる。

第 1 5 節 緊急輸送体制の整備

大規模震災発生時に、被災地域へ応急対策活動人員、支援物資等を迅速かつ確実に輸送できるよう、市、県、県警察及び国その他関係機関は、災害に備え緊急輸送体制の整備を図る。

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第 2 章第17節に準ずる。

なお、震災対策における「第 2 陸上輸送体制の整備・1 道路管理者による輸送体制の整備・（1）道路・橋りょうの整備」は、次のとおりとする。

ア 道路の整備

道路管理者は、震災時における道路機能を確保するために、適切な道路の整備を推進する。また、落石、倒木等が発生しやすい場所の点検、パトロールを実施し、補強等の対策工事の必要な箇所について、緊急度の高い箇所から順次対策を実施する。

イ 橋りょうの整備

道路管理者は、被災を受けた場合に交通に重要な影響を与える橋りょうについて「道路橋示方書」（平成29年11月）の基準に合致した耐震性の高い橋りょうの整備を行う。

また、耐震補強等の対策が必要な既設橋りょうについては、緊急度の高い橋りょうから順次対策の実施を図る。

第 1 6 節 防災拠点の整備

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第 2 章第18節に準ずる。

第 1 7 節 建築物の災害予防対策

地震発生時における建築物の安全性の確保を促進するため、市、県及び施設等の管理者は、建築物の耐震性の強化など、必要な防災対策を積極的に講じる。

第 1 現状と課題

市内の耐震性を有する住宅は、令和 2 年度末時点で約 87.0% であるが、引き続き栃木市建築物耐震改修促進計画や栃木市住宅耐震化緊急促進アクションプログラムに基づき耐震化を促進する必要がある。

平成 16 年 10 月に発生した新潟県中越地震や平成 28 年 4 月に発生した熊本地震において、一部市町の庁舎が被災により一時期使用不能になり、役所機能の維持に支障が生じたことから、防災拠点となる公共施設等の点検を行い、引き続き耐震診断及び耐震改修並びに非常用電源など、必要な設備の整備に取り組む必要がある。

また、平成 30 年 6 月に発生した大阪府北部地震では、ブロック塀の倒壊による死亡事故が発生したことから、避難路沿道の安全確保のため、危険なブロック塀等への対策も課題となっている。

第 2 民間建築物の耐震性の強化促進

1 耐震診断、耐震改修の促進指導

市（都市建設部）及び県（県土整備部）は、建築物の耐震改修の促進に関する法律に規定されている耐震性能を有しないと想定される既存建築物等について、栃木市建築物耐震改修促進計画に基づき、建築物の所有者等に指導、助言を行い、耐震診断、耐震改修を促進する。また、天井の脱落防止対策についても、新しい基準や落下の危険性を周知するとともに、必要に応じて改善の指導を行っていく。

2 耐震性に関する知識の普及

市（都市建設部）及び県（県土整備部）は、建築物の耐震性強化に関する知識を普及させるため、耐震補強等の重要性の啓発、耐震改修相談窓口の整備、耐震アドバイザーの派遣、建築技術者向け耐震改修講習会の開催等の措置を講じる。

3 関係団体等の協力

市（都市建設部）及び県（県土整備部）は、（一社）栃木県建築士会、（一社）栃木県住宅耐震推進協議会（（一社）栃木県建築士事務所協会内）等の協力を得て、市民への耐震改修の普及啓発等を実施する。

4 耐震診断、耐震改修等の費用支援

市（都市建設部）及び県（県土整備部）は、所有者等の費用負担を軽減するための支援制度（栃木市木造住宅耐震診断士派遣事業、栃木市木造住宅耐震改修費等補助金、栃木市ブロック塀等撤去改修工事費補助金）の周知・活用促進を図る。

第 3 公共建築物の耐震性等の強化促進

1 防災上重要な公共建築物

- （1）防災拠点（災害対策活動拠点）
- （2）医療救護活動の施設（病院等）
- （3）応急対策活動の拠点（警察署、消防署等）
- （4）避難収容施設（学校、体育館、文化施設等）
- （5）社会福祉施設等（養護老人ホーム、障がい者支援施設等）

2 公共建築物の耐震性の強化

応急対策活動の拠点、避難施設等として重要機能を確保するため、耐震改修整備を計画的・効果的

に推進する。

(1) 市本庁舎、総合支所の整備

市（施設所管部局）は、水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第2章第18節第2の1（1）及び2（2）のとおり、災害対策の中核施設として重要な役割を担う市本庁舎及び総合支所の耐震診断結果に基づき、耐震補強工事、非構造部材の耐震対策を行うなど、重点的に耐震性の確保を図る。

(2) 学校校舎

市（教育委員会）は、震災時における児童生徒等や教職員等の安全の確保を図るため、安全確保の観点に立った整備を図る。

ア 校舎の耐震性の確保

新耐震基準導入前に建築された校舎について、耐震診断結果に基づき、耐震補強工事を行うとともに、国が示す技術的基準に基づいて、非構造部材の耐震対策に努める。なお、市有施設の校舎、体育館については、耐震補強工事を実施済みである。

イ 設備・備品等の安全管理

コンピュータを始め、テレビ、ロッカー、書棚、書架等の転倒落下等の防止を行い、その安全性を強化するとともに、児童生徒、教職員の安全と避難通路が確保できるよう設置方法、場所等について十分配慮する。

(3) その他防災上重要な公共建築物の耐震化

施設管理者は、耐震診断を実施し、必要に応じ、順次改修等の実施に努める。

(4) 市営住宅

市（都市建設部）は、新耐震基準導入前に建設された鉄筋コンクリート造の市営住宅の耐震性を調査・診断し、必要に応じて補修、補強を行う。

3 その他必要な予防対策の実施

防災上重要な公共建築物は、復旧活動における拠点施設としても重要であるため、次に示す防災対策を推進する。

(1) 防災設備等の整備

市（施設所管部局）、県（各部局）及びその他の施設管理者は、以下のような防災措置を実施し、防災機能の強化に努める。

ア 飲料水の確保

イ 非常用電源の確保

ウ 敷地内の排水施設、擁壁等の整備

エ 配管設備類の固定・強化

オ 施設・敷地内の段差解消等、避難行動要支援者に配慮した施設設備の整備

カ その他防災設備の充実

(2) 施設の維持管理

市（施設所管部局）、県（各部局）及びその他の施設管理者は、次に掲げる台帳、図面等を整備し、維持管理に努める。

ア 点検結果表

イ 現在の図面及び防災関連図面

ウ 施設の維持管理の手引

第4 震災建築物応急危険度判定体制の整備

市（都市建設部）は、地震により被災した建築物の余震等による二次災害に対する安全性を判定するため、震災建築物応急危険度判定体制を整備する。

1 震災建築物応急危険度判定士の養成

市（都市建設部）は、被災した建築物の危険度を判定する技術者を確保するため、県等が実施する

養成講習会に建築系技術者を派遣し、震災建築物応急危険度判定士として養成するよう努める。

2 被災地への派遣体制の整備

市（都市建設部）は、県（県土整備部）と連携し、震災建築物応急危険度判定士の被災地への派遣及び輸送体制、判定準備等の運用・連絡網について整備する。

第5 ブロック塀等の倒壊防止、窓ガラス等の落下防止

1 ブロック塀等の倒壊防止

市（都市建設部）は、ブロック塀等の倒壊防止のため、市民に対して十分な指導啓発活動を行うとともに、危険なブロック塀等の除去に対する助成制度（栃木市ブロック塀等撤去改修工事費補助金）の周知・活用促進を図る。

なお、公共施設においては、公共施設の設置者及び管理者は、建築基準法の基準に適合しないブロック塀等の危険箇所の解消に努めるものとする。

2 窓ガラス等の落下防止

市（都市建設部）は、地震による落下物からの危害を防止するため、市街地における窓ガラス、広告塔、タイル等の落下の危険のあるものについて、市民に対して指導啓発を行い、安全対策を図る。

3 エレベーター閉じ込め防止対策

市（都市建設部）は、地震によるエレベーター閉じ込め等を防止するため、施設管理者に対して点検、補強の指導啓発活動を行う。

第6 家具等転倒防止

市（総合政策部）及び県（危機管理防災局）は、一般家庭でのタンス、食器棚、本棚、テレビ、冷蔵庫等の転倒や棚上の物の落下による事故を防止するため、パンフレットやちらし等の配布を通じて、普及啓発を図る。

第7 石綿含有建材使用建築物への予防対策

1 応急対策時の石綿飛散・ばく露防止体制の整備

市（都市建設部）は、平時から県（環境森林部、危機管理防災局、県土整備部）と調整し、災害時の対応方法を整理するとともに、情報の受け入れ・伝達体制を構築するよう努める。

2 解体・補修時の石綿飛散防止に係る指導体制の整備

市（都市建設部）は、平時から県（環境森林部、県土整備部）と連携し、建築物等の所有者、解体工事受注者等に対して、法令に基づき指導を行うとともに、被災建築物等の解体等に係る相談窓口や指導体制を前項に合わせて構築するよう努める。

第 18 節 インフラ施設等の災害予防対策

災害時における応急対策活動の実施や市民生活の安定に重要な役割を果たす鉄道、上下水道、電力、ガスその他の公共施設の管理者は、大規模な地震発生時においてもその機能が確保できるよう、平常時から、耐震性の確保等災害に対する安全性を考慮した施設整備に努める。

第 1 輸送関係機関の対策

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第 2 章第 20 節第 1 に準ずる。

第 2 ライフライン関係機関の対策

1 水道施設

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第 2 章第 20 節第 2 の 1 に準ずる。

2 下水道施設

市（上下水道局）は、施設の新設、増設にあたっては、耐震性を考慮した設計を行うとともに、新たに、耐震性向上のため開発される資機材、工法等を積極的に取り入れ、より耐震性のある施設とする。また、既存の施設については、耐震性能を把握し、必要に応じ、補修、補強等を実施するなど、耐震性の向上に努める。

＜資料 19-2 下水道施設＞

3 電力施設

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第 2 章第 20 節第 2 の 3 に準ずる。また、震災対策においては次の事項を追加する。

ア 設備の安全化対策

（ア）電力施設

電力施設については、所定の耐震設計基準に基づき施工し、軟弱地盤など特に問題のある箇所についてはきめ細かい設計を施す。

（イ）電力の安定供給

① 供給力逼迫時は、他電力からの応援を受ける体制を整える。

② 震災時においても、停電の回避、停電しても停電範囲の極限化、停電時間短縮化が図られるよう、常日頃の訓練や体制を整える。

4 都市ガス施設

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第 2 章第 20 節第 2 の 4 に準ずる。

第 3 その他の公共施設の対策

1 河川管理施設等

市（都市建設部）その他の河川管理者は、地震の発生による河川管理施設等の被災や二次災害としての水害の発生に備え、それぞれの施設の点検、警戒活動、広報活動、応急復旧活動を迅速かつ的確に実施する体制の整備に努める。

2 砂防設備

県（県土整備部）及び砂防設備の管理者は、地震による砂防設備の被災や、それに伴う二次的な土砂災害を防ぐため、定期的に砂防設備の点検を実施する。

3 廃棄物処理施設

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第 2 章第 20 節第 3 の 1 に準ずる。

第 1 9 節 危険物施設等の災害予防対策

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第 2 章第21節に準ずる。

第 2 0 節 岩石採取場等の災害予防対策

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第 2 章第22節に準ずる。

第 2 1 節 学校・社会施設等の災害予防対策

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第 2 章第23節に準ずる。

第 2 2 節 航空消防防災体制の整備

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第 2 章第24節に準ずる。

第 2 3 節 自治体・消防・自衛隊等における応援・受援体制の整備

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第 2 章第25節に準ずる。

第 2 4 節 孤立集落の災害予防対策

震災発生時に土砂崩れによる道路や通信の途絶により孤立する可能性のある地区に対する応急対策活動に資するため、市、県及び市民は連携して、平常時から情報連絡体制や物流体制、備蓄等の整備に努める。

第 1 現状と課題

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第 2 章第26節第 1 に準ずる。

また、平成16年の新潟県中越地震や平成20年の岩手・宮城内陸地震、令和 6 年能登半島地震では、中山間地域において土砂崩れ等による孤立集落が発生し、ヘリ等を使用した救助・輸送活動が行われたこと等に留意する。

第 2 孤立可能性地区の実態把握

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第 2 章第26節第 2 に準ずる。

第 3 未然防止対策の実施

道路管理者は、孤立可能性地区に通じる道路や橋りょうについて耐震化を推進する。

その他、水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第 2 章第26節第 3 ・第 4 に準ずる。

第 2 5 節 災害廃棄物等の処理体制の整備

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第 2 章第27節に準ずる。

第3章 応急対策

第1節 災害対策本部・災害警戒本部等の設置

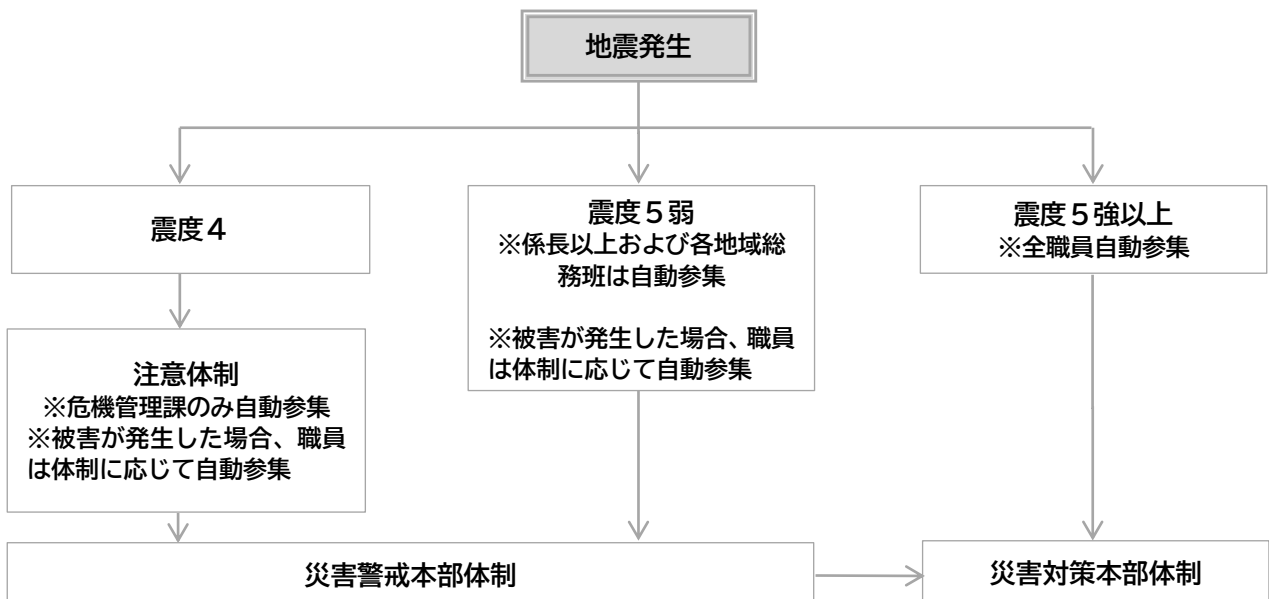
大規模な地震発生時に、震度に合わせて災害対策の中核となる組織を設置し、関係機関と連携して被災者の救助・救護等応急対策活動を迅速かつ的確に実施する体制を確立する。

第1 市の配備体制

1 配備体制

地震時の市職員の配備基準は次のとおりとし、震度、災害の状況等に応じて配備体制を拡大又は縮小する。

体制	配備内容	配備基準	備考
注意体制	危機管理課職員のみ自動参集 ※被害が発生した場合、職員は体制に応じて自動参集 ・災害情報の収集（被害状況の把握） ・災害警戒本部体制設置の連絡体制の整備 ・情報発信（報道、市民）の開始	震度4の地震が発生したとき	注意体制中に、配備を強化する必要がある場合は、災害警戒本部体制に移行する。
災害警戒本部体制	・災害情報の収集（被害状況の把握） ・情報発信（報道、市民） ・災害警戒本部体制の設置	震度5弱の地震が発生したとき	災害警戒本部体制以上については、出動伝達を待たず、体制に応じて自動参集とする。 （係長以上は自動参集）
災害対策本部体制	・災害情報の収集（被害状況の把握） ・情報発信（報道、市民） ・災害対策本部体制での応急復旧 ・関係機関との連絡調整 ・他市町、その他関係機関への応援要請	震度5強以上の地震が発生したとき、又は大規模な地震が発生し市長が必要と認めたとき	閉庁時に震度5強以上の地震が発生した場合は、初動緊急特別体制を配備し、職員が参集次第、災害対策本部体制に移行する。 （全職員自動参集）



※震度は、市内で観測された最大震度とする。

動員配備表（災害対策本部設置時の部班構成）

部	班	配備体制		
		注意体制	災害警戒本部体制	災害対策本部体制
本部長	市長			○
副本部長	副市長、教育長		○	○
	危機管理監	○	○	○
統括部	統括班	○	○	○
	渉外班		○	○
	情報収集班		○	○
	広報班		○	○
総務部	職員班		○	○
	管財班		○	○
	被害調査班		○	○
	財政班		○	○
	大平地域総務班	●	○	○
	藤岡地域総務班	●	○	○
	都賀地域総務班	●	○	○
	西方地域総務班	●	○	○
	岩舟地域総務班	●	○	○
生活環境部	被災者支援班		○	○
	災害ごみ対策班		○	○
	防疫衛生班		○	○
	交通防犯対策班		○	○
救援救護部	福祉救援班		○	○
	救護班		○	○
産業振興部	物資調達班		○	○
	農林班		○	○
都市建設部	道路河川復旧班		○	○
	住宅復興班		○	○
上下水道部	下水道班		○	○
	水道班		○	○
避難所運営部	避難所班		○	○
消防部	消防本部班	○	○	○
	栃木地域消防班（消防第1・第2課）	○	○	○
	栃木地域消防班（消防団）			○
	各地域消防班（各分署）	○	○	○
	各地域消防班（消防団）			○

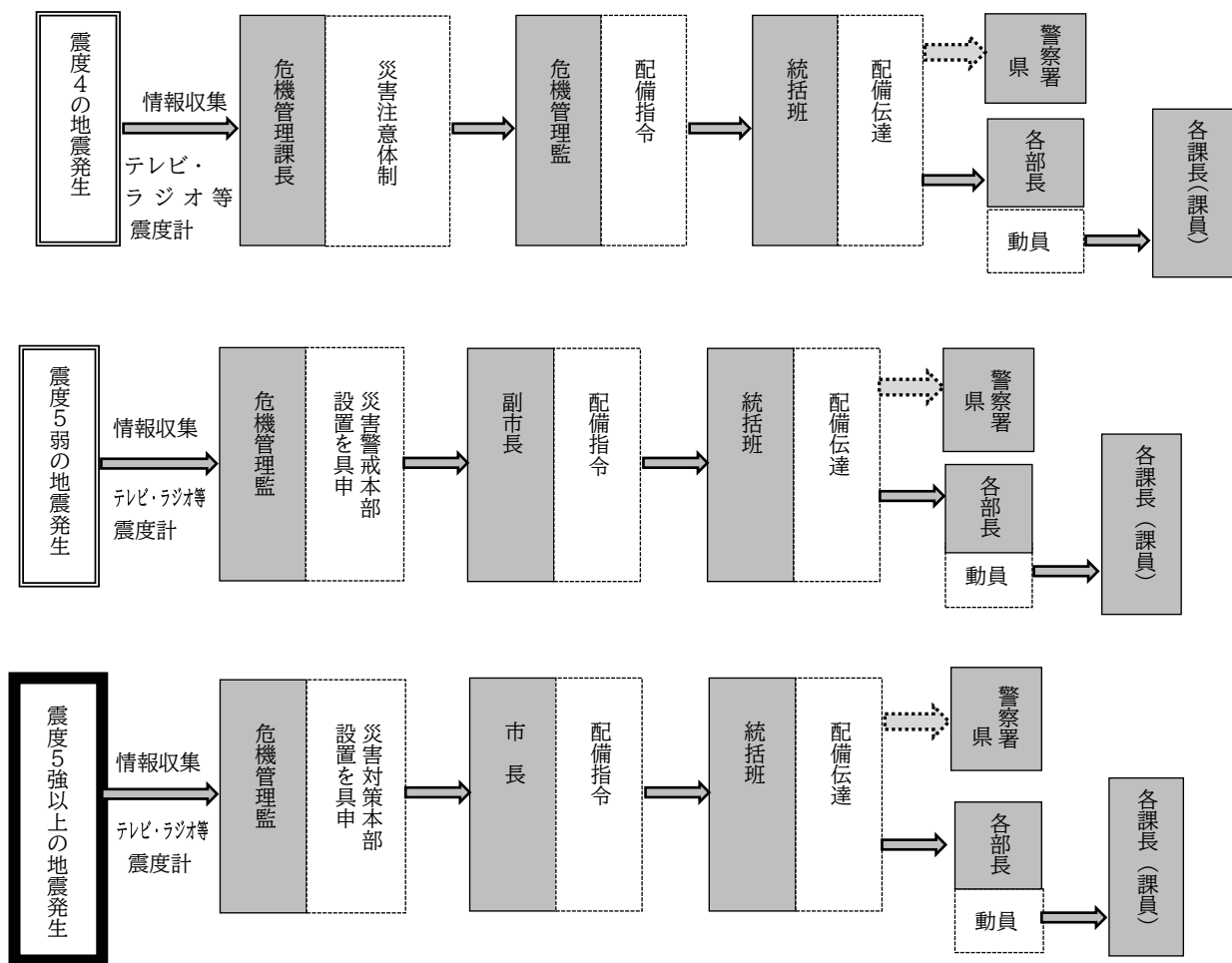
※●は各地域で被害が発生した場合に加え、危機管理課から動員配備の指示があった場合。

2 動員体制

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第3章第1節第1の2に準ずる。

ただし、地震時の動員連絡系統は、次のとおりとする。

地震時の動員連絡系統



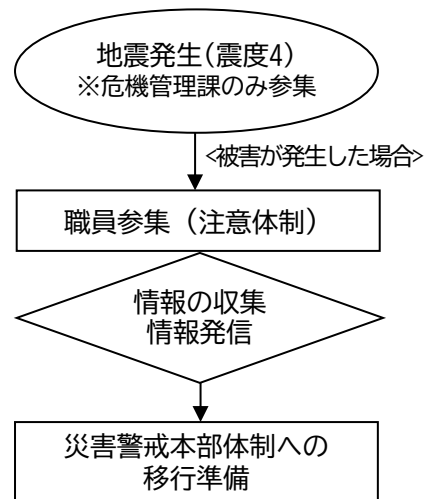
第2 市の災害活動体制

1 注意体制による活動

市は、市内において震度4の地震が発生した場合、注意体制をとる。

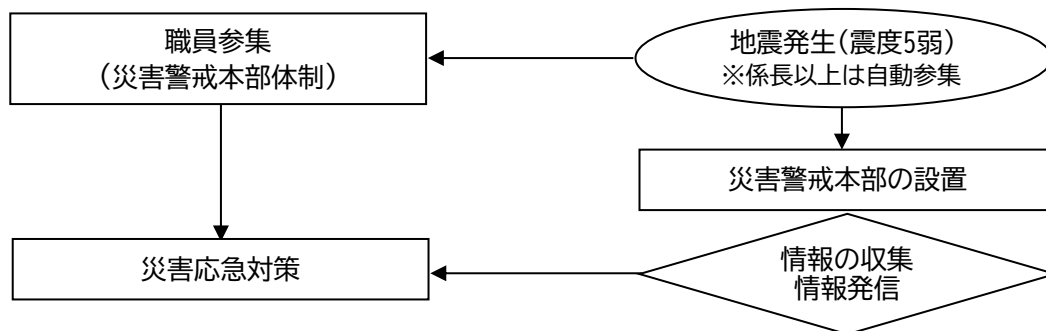
危機管理監を責任者とし、市内で被害を覚知した場合、注意体制で動員配備となる職員が直ちに登庁し、次の措置を講じる。

- ア 災害情報の収集（被害状況の把握）
- イ 災害警戒本部設置への移行準備
- ウ 情報発信（報道、市民）の開始



2 災害警戒本部体制（災害警戒本部の設置）

市内で震度5弱の地震が発生した場合等に市は災害警戒本部を設置し、災害警戒本部体制により総合的な災害警戒を行う。



その他災害警戒本部の設置、運営に関することは、水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第3章第1節第2の2(2)～(5)に準ずる。

3 災害対策本部体制（災害対策本部の設置）

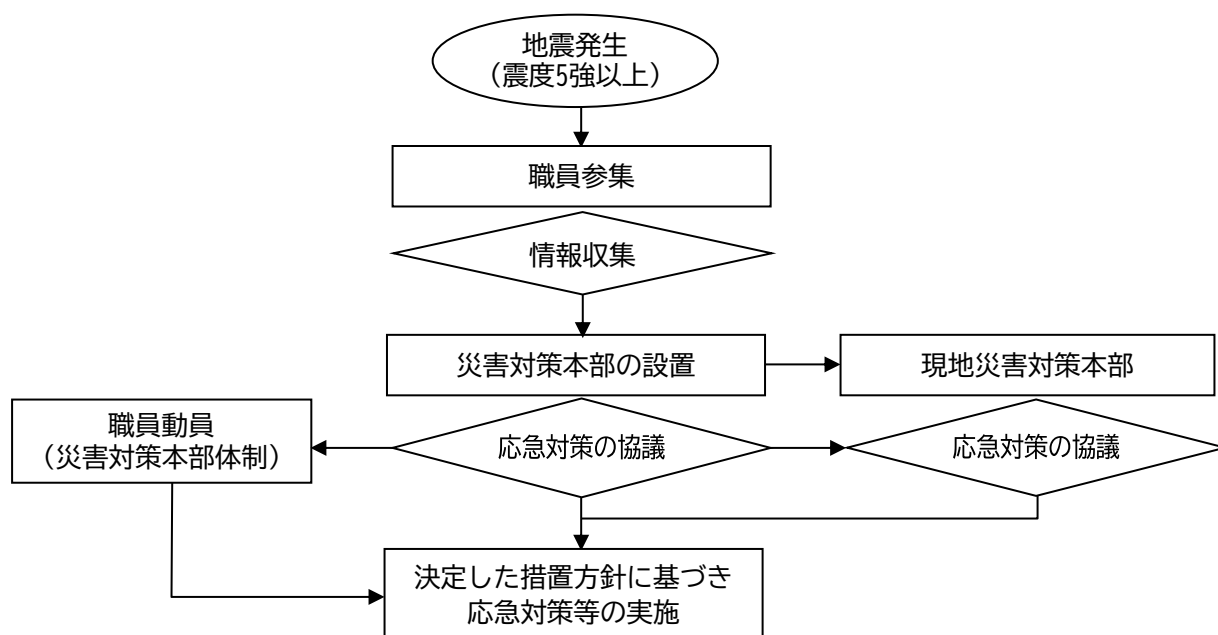
市内で震度5強以上の地震を観測したときなど次の場合に市は災害対策本部を設置し、災害対策本部体制により総合的な災害応急対策を行う。

ア 市内に最大震度5強以上の地震が発生したとき（自動的に設置）

イ 市内に大規模な地震災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、市長が必要と認めるとき

ウ 市内に災害救助法を適用する災害又はこれに準ずる災害が発生した場合で、市長が必要と認めるとき。

また、被災現地における災害対策本部の事務の一部を行う機関として、現地災害対策本部を適宜設置し、被災現地における救援活動を機動的に実施する。



その他災害対策本部の設置、運営に関することは、水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第3章第1節第2の3(2)～(10)に準ずる。

第3 県との連携

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第3章第1節第3に準ずる。

第4 業務継続性の確保

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第3章第1節第4に準ずる。

第2節 情報の収集・伝達及び通信確保対策

地震災害が発生した場合、救出・救助活動等の災害応急対策活動や市民の避難勧告等の判断のため、関係機関は、速やかな情報収集に努めるとともに、その情報を迅速かつ的確に伝達するため、各種通信手段の確保を図る。

第1 市の収集伝達体制

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第3章第2節第1に準ずる。

第2 地震情報の伝達

1 地震情報等の発表、伝達

宇都宮地方気象台は、地震情報等を発表した場合は、防災関係機関に通知する。

(1) 宇都宮地方気象台は、次の場合に地震情報等を発表する。(観測点は、気象台、県、(国研)防災科学技術研究所が管轄するもの)

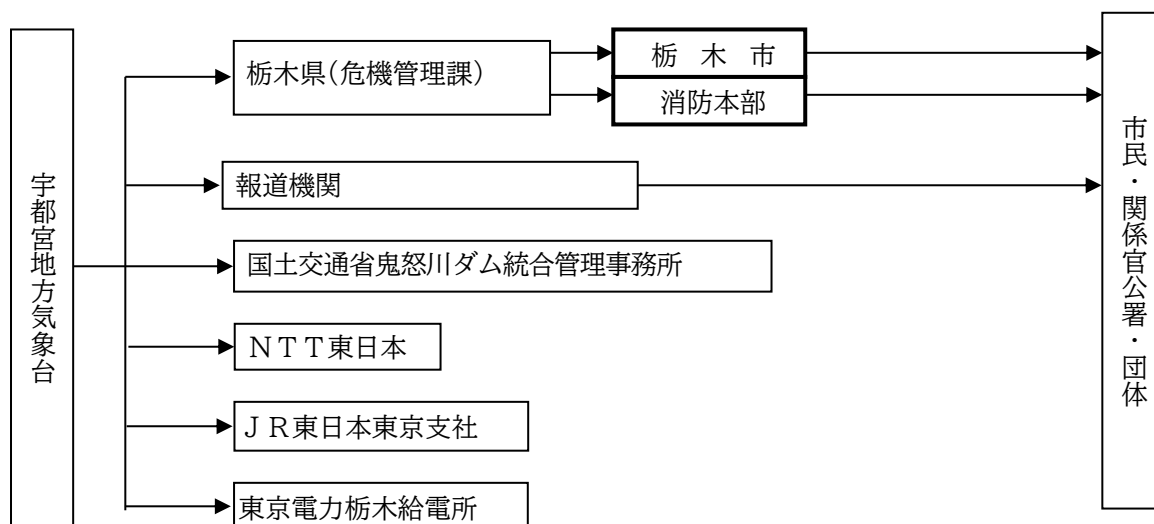
ア 県内の観測点のいずれかで、震度3以上が観測された場合

イ 県内で地震による被害が発生した場合

ウ 県内を震源とする地震により、県内のいずれかの観測点で震度1以上が観測された場合

エ その他、必要と認められる地震が発生した場合

(2) 地震情報等の伝達系統は、次のとおりとする。



(3) 宇都宮地方気象台は、二次災害防止のため、気象注意報・警報の発表基準を弾力的に運用するなど、各防災機関や被災地へ気象情報を適時適切に提供する。

2 異常現象等の通報

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第3章第2節第2の7に準ずる。なお、「災害」については「地震」に読み替える。

第3 被害状況等の収集

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第3章第2節第3に準ずる。

第4 被害状況の報告

1 市・消防本部の報告

(1) 市(統括班)及び消防本部は、市内に災害が発生したときは、栃木県火災・災害等即報要領の基準により、速やかに当該災害の状況及びこれに対してとった措置の概要を県に報告する。

ただし、市内で震度5強以上の地震が発生した場合は、国（総務省消防庁）及び県に報告する。
その他水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第3章第2節第4に準ずる。

第5 通信手段の確保

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第3章第2節第5に準ずる。

第6 放送要請

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第3章第2節第6に準ずる。

第3節 自治体・消防・自衛隊等における相互応援協力・派遣要請

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第3章第4節に準ずる。

第4節 災害救助法の適用

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第3章第5節に準ずる。

第5節 災害発生時の避難対策

地震発生時における人的被害を軽減するため、市、県及び防災関係機関は連携して、適切な避難誘導を行う。また、安全で迅速な避難の実施、要配慮者、女性や子ども、帰宅困難者への支援、避難所における良好な生活環境の確保等について、特に配慮する。更に、必要に応じて、被災した市民の広域一時滞在に係る措置を行う。

第1 避難指示及び警戒区域の設定の内容

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第3章第6節第1に準ずる。

なお、震災対策における避難指示等は、次のような場合に、必要な範囲の市民に対して行う。

- ア 火災が拡大し、延焼の危険が大きいと認められるとき
- イ ガスその他危険物の流出拡散のおそれがあるとき
- ウ 土砂災害警戒情報や前兆現象の情報等により、土砂災害のおそれがあると判断したとき
- エ 工作物等の倒壊の危険があるとき
- オ その他特に必要があると認められるとき

第2 避難所の開設、運営

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第3章第6節第2に準ずる。

なお、震災対策における避難所開設は、次のような手順で必要な範囲の市民に対して行う。

- ア 避難所担当職員及び施設管理者は、地震発生直後から目視等により避難所の安全点検を行い、市本部（避難所運営部）に報告する。
- イ 市本部は、必要に応じて震災建築物応急危険度判定士を派遣し、避難所建物の危険度を判定する。
- ウ 避難所担当職員、施設管理者は、以上の調査により安全が確認されるまで、避難者を安全な場所に待機させる。

第3 帰宅困難者対策

1 一斉帰宅の抑制

(1) 一斉帰宅抑制の呼びかけ

市（統括班、広報班）及び県は、発災直後の一斉帰宅を抑制するため、ホームページ等を通じて、市民や企業等に対して「むやみに移動を開始しない」ことの呼びかけを行う。

(2) 企業等における施設内待機

企業や学校等は、施設の安全を確認の上、従業員や児童生徒等を施設内の安全な場所に待機させ、一斉帰宅を抑制するよう努める。

(3) 駅や大規模集客施設等における利用者保護

鉄道事業者、大規模集客施設、観光施設等の事業者・管理者等は、施設や周辺的安全を確認の上、利用者や観光客を一時滞留が可能な安全な場所へ誘導し、保護する。

2 一時滞在施設の開設

市（統括班、避難所班）は、指定避難所を一時滞在施設として開設し、帰宅困難者の受け入れを行う。

(1) 一時滞在施設（避難所）への誘導

企業や学校等は、施設が安全でない場合、最寄りの避難所に従業員や児童生徒等を誘導する。

鉄道事業者、大規模集客施設の事業者、観光施設の管理者等は、施設や周辺が安全でない場合や利用者が多数で施設内で安全に利用者を保護できない場合、最寄りの避難所に利用者を誘導する。

誘導に際しては、市や警察署と協力し、安全な誘導に努める。

また、地域内に滞留する帰宅困難者については、市（統括班）が警察署と協力して、一時滞在施

設（避難所）に誘導するよう努める。

市（統括班）は、帰宅困難者が多数発生するなど一時滞在施設への誘導が困難であるときは、協定を締結しているバス事業者に帰宅困難者の輸送を依頼する。その他帰宅困難者の一時滞在に当たり、必要に応じて県に支援を依頼する。

（２）一時滞在施設（避難所）での対応

市（物資調達班、避難所班）は、帰宅困難者が帰宅可能な状況になるまでの間、食料や水、毛布等の物資等を提供すると同時に、避難所の運営に係る対応を行う。併せて、交通機関の復旧状況や、代替輸送に関する情報、交通規制に関する情報の提供に努める。

なお、市（統括班）は、帰宅困難者の支援に当たり、必要に応じて県に支援を依頼する。

このため、県警察は、交通規制に関する情報その他必要となる情報を市（情報収集班）に提供する。また、鉄道事業者は、自己の施設の運行や復旧、代替輸送、その他必要となる情報を市（情報収集班）に提供する。

３ 徒歩帰宅者の支援

県の実情により民間事業者が災害時帰宅支援ステーションを開設した場合、市（広報班）は徒歩帰宅者に対して災害時帰宅支援ステーションの開設情報等の提供を行う。

４ 外国人への支援

市（広報班）は、災害の規模・被害等に応じ、一時滞在の外国人のため多言語による情報提供を行うことにより、外国人の安全確保に努める。

第４ 県外からの避難者の受入

１ 初動対応

市（統括班）は、大規模震災の発生等により県外の住民が避難してきた場合は、その状況を速やかに県に報告するとともに、その受け入れに努める。

県（危機管理防災局）は、県外からの避難者が発生したと認められる場合は次のとおり対応し、市はこれに協力する。

（１）受入方針の決定

市（統括班）は県（危機管理防災局）と調整の上、県外からの避難者を収容する施設（以下「県外広域避難所」という。）の設置や運営方針等、県外からの避難者の受入方針を決定する。

（２）県外広域避難所の選定

市（統括班、避難所班）は県からの要請に基づき、指定避難所の中から県外広域避難所を選定する。

（３）県外広域避難所の開設・運営

市（避難所班）は、本節第２に準じて県外広域避難所の開設、運営を行う。

県は、原則として市が行う県外広域避難所の運営を支援する。

２ 避難者の支援

（１）県外からの避難者への総合的な支援

市（避難所班、被災者支援班）及び県（危機管理防災局、その他部局）は、自主防災組織、自治会、ボランティア、栃木市社会福祉協議会及び県社会福祉協議会等と協力して、県外からの避難者の支援に努める。

（２）県外からの避難者の地域コミュニティの形成支援

市（被災者支援班）及び県（危機管理防災局）は、県社会福祉協議会や栃木市社会福祉協議会、ＮＰＯ法人・ボランティア団体等の協力により、県外からの避難者の見守りや交流サロンの設置等、避難者同士や地域とのコミュニティの形成の支援や孤立防止対策に努める。

第5 広域一時滞在

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第3章第6節第5に準ずる。

第6 被災者台帳の作成

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第3章第6節第6に準ずる。

第6節 要配慮者の支援

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第3章第7節に準ずる。

第7節 警察における活動体制

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第3章第8節に準ずる。

第8節 救急・救助活動・消火活動

震災により被災した者を迅速に救助すること、また、火災による被害を最小限に止めるため、地域住民、自主防災組織、市、消防機関、県、県警察及び自衛隊等は、連携して迅速、適切な救急・救助活動を行う。

第1 市民及び自主防災組織の活動

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第3章第9節第1に準ずるほか、地震時は次の措置を講じる。

1 消火活動

(1) 火災予防措置

火災発生を防止するため、次の予防措置を講じる。

ア 家庭

(ア) 揺れが収まったら、使用中の火気を直ちに遮断する。

(イ) 都市ガスはメーターガス栓、プロパンガスはボンベのバルブ、石油類タンクの元バルブ等を閉止し、電気のブレーカーを遮断する。

イ 自主防災組織

各家庭等におけるガス栓の閉止等の相互呼びかけを実施するとともに、その点検及び確認を行う。

(2) 火災が発生した場合の措置

ア 家庭

(ア) 近隣に火災が発生した旨を大声で知らせる。

(イ) 消防機関に通報する。

(ウ) 消火器、くみ置き水等で消火活動を行う。

イ 自主防災組織

近隣住民に知らせるとともに、消火器、可搬ポンプ等を活用して初期の消火活動に努める。消防署、消防団が到着したときはその指示に従う。

第2 事業所の活動

1 火災予防措置

火気の消火及びプロパンガス、都市ガス、高圧ガス、石油類等の供給の遮断の確認、ガス、石油類、毒物、劇物等の流出等異常発生の有無の点検を行い、必要な火災防止措置を講ずる。

2 火災が発生した場合の措置

(1) 消防署に通報する。

(2) 防火管理者等の指揮により消防計画に基づき、自衛消防隊等の防災組織による初期消火及び延焼防止活動を行う。

(3) 必要に応じて従業員、顧客等の避難誘導を行う。

3 二次災害防止措置

都市ガス、高圧ガス、火薬類、石油類、毒物、劇物等を取り扱う事業所において異常が発生し、災害が拡大するおそれがあるときは、次の措置を講ずる。

(1) 周辺地域の居住者等に対し、避難等の行動をとる上で必要な情報を伝達する。

(2) 県警察、最寄りの防災関係機関にかけつける等の可能な手段により直ちに通報する。

(3) 立入禁止等の適切な措置を講ずる。

第3 市・消防本部の活動

1 救助活動

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第3章第9節第2の1に準ずる。

2 救急活動

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第3章第9節第2の2に準ずる。

3 消火活動

(1) 火災発生状況の把握

大きな地震が発生した場合、消防本部は、管内の消火活動に関する次の情報を収集し、市災害対策本部及び警察署と相互に連絡を行う。

ア 延焼火災の状況

イ 自主防災組織の活動状況

ウ 消防ポンプ自動車等の通行可能道路

エ 消防ポンプ自動車その他の車両、消防無線等通信連絡施設及び消防水利の活用可能状況

(2) 消火活動の留意事項

地震による火災が発生した場合、消防本部は、火災の特殊性を考慮し、次の事項に留意し消防活動を行う。

ア 延焼火災件数の少ない地区は集中的な消火活動を実施し、安全地区を確保する。

イ 多数の延焼火災が発生している地区については、市民の避難誘導を直ちに開始し、必要に応じて避難路の確保等市民の安全確保を最優先に行う。

ウ 危険物の漏洩等により災害が拡大し又はそのおそれのある地区は、火災警戒区域を設定し、市民の立入禁止、避難誘導等の安全措置をとる。

エ 救護活動の拠点となる病院、避難地、幹線避難路及び防災活動の拠点となる施設等の火災防御を優先して行う。

オ 自主防災組織が実施する消火活動と連携するとともに、指導に努める。

<資料7-2 消防施設・設備の状況>

4 県消防防災ヘリコプター等の緊急運航の要請

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第3章第9節第2の3に準ずる。

第4 消防相互応援等

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第3章第9節第3に準ずる。

第5 消防、警察、自衛隊の連携

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第3章第9節第4に準ずる。

第9節 医療救護活動

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第3章第10節に準ずる。

第 1 0 節 二次災害防止活動

地震発生後の余震、降雨等に伴う二次的な災害を防ぐため、関係機関は連携して、迅速かつ的確な措置を実行する。

第 1 水害・土砂災害等の二次災害防止

1 水害の防止

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第 3 章第 3 節第 1 に準ずる。

2 土砂災害の防止

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第 3 章第 3 節第 2 に準ずる。なお、「降雨等による」は「余震、降雨等による」に読み替える。

第 2 建築物・構造物に係る二次災害防止

1 震災建築物応急危険度判定の実施

市（住宅復興班）は、余震に伴う建築物の倒壊を防止するため、震災建築物応急危険度判定を実施する。点検の結果、使用を制限する必要がある場合は、当該建築物の管理者、使用者に十分な説明に努める。

2 倒壊・損壊建築物等の石綿飛散等の防止

（1）注意喚起の実施

市（救護班）は、市民及び救護活動又は障害物撤去等従事者に対し石綿を含む粉じんのばく露防止についての注意喚起を行う。

（2）石綿露出状況の把握

市（被害調査班）は、県（環境森林部、危機管理防災局）に対し、建築物等の倒壊・損壊の情報等を提供し、建築物等の吹付け石綿等の露出状況の把握に協力する。

（3）解体等工事における石綿飛散防止に関する周知

県（環境森林部、県土整備部）は、被災建築物等の解体・補修工事（以下「解体等工事」という。）開始前に説明会を開催するなどして、市、解体業者、建設・土木業者等に対して、解体等工事における石綿飛散防止等について周知するよう努める。

第 1 1 節 緊急輸送活動

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第 3 章第 11 節に準ずる。

第 1 2 節 物資・資機材等の調達・供給活動

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第 3 章第 12 節に準ずる。

第 1 3 節 農林水産業関係対策

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第 3 章第 13 節に準ずる。

第 1 4 節 保健衛生活動

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第 3 章第14節に準ずる。

第 1 5 節 障害物等除去活動

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第 3 章第15節に準ずる。

第 1 6 節 災害廃棄物処理活動

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第 3 章第16節に準ずる。

第 1 7 節 学校・社会施設等の応急対策

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第 3 章第17節に準ずる。

第 1 8 節 住宅応急対策

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第 3 章第18節に準ずる。

第 1 9 節 インフラ施設等の応急対策

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第 3 章第19節に準ずる。

第 2 0 節 危険物施設等の応急対策

火災・事故災害対策編第 3 部第 3 章の規定に準ずる。

第 2 1 節 広報活動

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第 3 章第21節に準ずる。

第 2 2 節 ボランティアや義援金・寄付金の受入

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第 3 章第22節に準ずる。

第 2 3 節 孤立集落の応急対策

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第 3 章第23節に準ずる。

第 2 4 節 自主防災活動

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第 3 章第 24 節に準ずる。

第4章 復旧・復興

第1節 復旧・復興の基本的方向の決定

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第4章第1節に準ずる。

第2節 住民生活の早期再建

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第4章第2節に準ずる。また、震災対策においては、次の事項を追加する。

第1 地震保険等の活用

地震保険・共済は、被災者の生活再建にとって有効な手段であることから、県及び市等は、その制度の普及促進に努める。

第3節 インフラ施設等の早期復旧

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第4章第3節に準ずる。

第5章 南海トラフ地震関連情報発表時の緊急応急対策

第1節 基本方針

第1 基本方針

南海トラフ地震防災対策推進計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、地震防災対策の推進を図ることを目的とするものである。

しかし、市内で想定される震度は最大で震度5強であり、推進地域には指定されていない。

これらのことから、南海トラフ地震に関する防災対策は、本編第2章及び第3章に準じて対応することを基本方針とする。

第2 南海トラフで大規模地震の発生可能性が高まったと評価された場合の対応

国は、南海トラフで大規模地震の発生可能性が高まったと評価された場合に、地方公共団体、指定地方公共機関、企業等が取るべき防災対応を検討し、あらかじめ計画として取りまとめるために参考となる事項が記載された「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン（第1版）」（平成31年3月29日）を発表している。

また、気象庁は、地震発生の可能性の高まりについて、「南海トラフ地震に関連する情報」を発表し、その情報に対する防災対応の流れを定めており、地震発生が高まった場合は、土砂災害警戒区域からの避難や市民への注意喚起を行う必要があるため、その基本対応を定める。

第2節 南海トラフ地震関連情報発表時の対応

第1 南海トラフ地震に関連する情報の発表

1 情報の種類及び発表条件

気象庁は、南海トラフの想定震源又はその周辺で異常な現象を観測した場合は、地震発生の可能性の高まりについて、「南海トラフ地震に関連する情報」を発表する。

この情報の種類及び発表条件は、次のとおりである。

種類	発表条件
南海トラフ地震 臨時情報	・南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合 ・観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震 関連解説情報	・観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ・「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く。） ※既に必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨及び調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある。

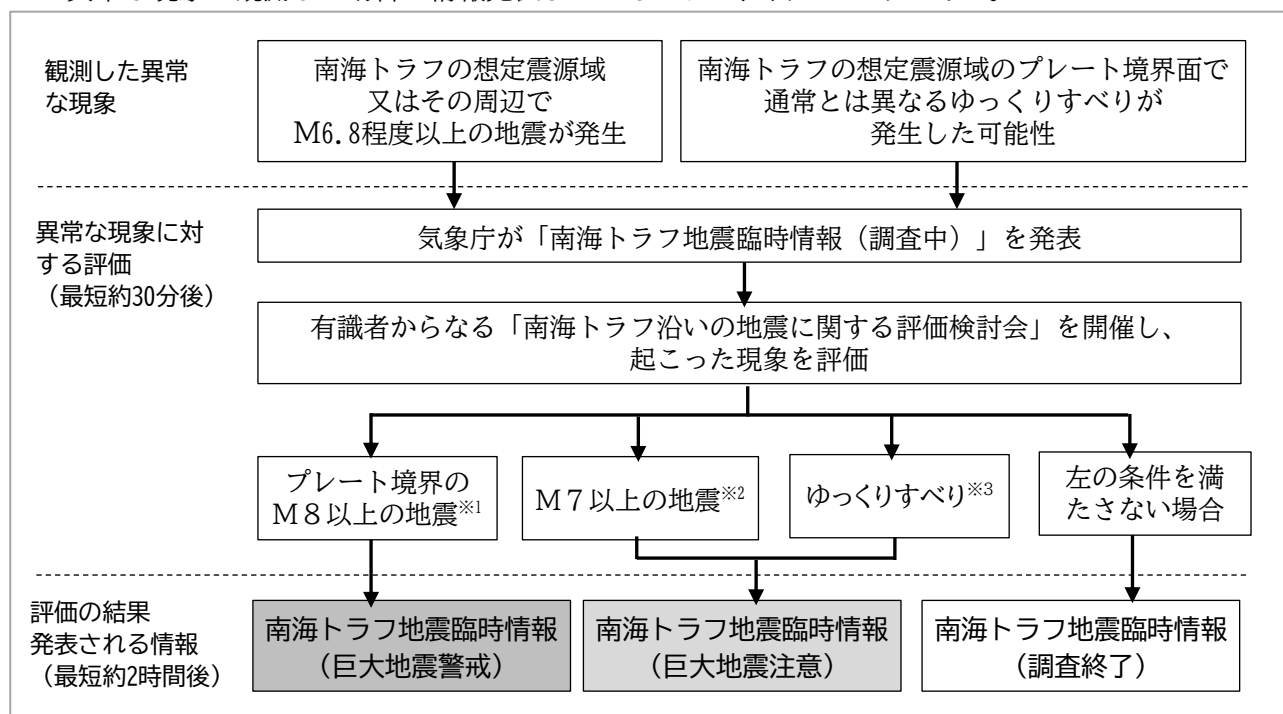
2 「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワード及び各キーワードを付記する条件

気象庁は、次のとおり情報名の後にキーワードを付記して「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」等の形で情報を発表する。

キーワード	内容
調査中	下記のいずれかにより、臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 ・監視領域内でマグニチュード6.8以上の地震が発生 ・1か所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合等、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ・その他想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
巨大地震警戒	想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード8.0以上の地震が発生したと評価した場合
巨大地震注意	監視領域内において、モーメントマグニチュード7.0以上の地震が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合を除く。） 想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
調査終了	巨大地震警戒及び巨大地震注意のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

3 情報発表のながれ

異常な現象を観測した場合の情報発表までのながれは、次のとおりである。



※1 南海トラフの想定震源域内のプレート境界において、M8.0以上の地震が発生した場合（半割れケース）

※2 南海トラフの想定震源域内のプレート境界において、M7.0以上、M8.0未満の地震が発生した場合、又は南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生した場合（一部割れケース）

※3 ひずみ計等で有意な変化として捉えられる短い期間に、プレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合（ゆっくりすべりケース）

第2 災害対応

南海トラフ地震情報に対応する本市の対応

最初の地震により市が被災した場合は、第3章により災害応急対策を実施する。

被災地域にならなかった場合は、後発地震に備えるため南海トラフ地震臨時情報に対応して次の防災対応をとる。

時間	南海トラフ地震臨時情報		
	プレート境界のM8以上の地震	M7以上の地震	ゆっくりすべり
(最短) 2時間程度～ 1週間	〈巨大地震警戒対応〉 【市全域】 ・日頃からの地震への備えを再確認する等 【土砂災害警戒区域】 ・地震発生後の避難では間に合わない可能性のある要配慮者は避難。それ以外の者は、避難の準備を整え、個々の状況等に応じて自主的に避難	〈巨大地震注意対応〉 【市全域】 ・日頃からの地震への備えを再確認する等 【土砂災害警戒区域】 ・必要に応じて避難を自主的に実施	〈巨大地震注意対応〉 【市全域】 ・日頃からの地震への備えを再確認する等
1週間後 ～ 2週間	〈巨大地震注意対応〉 【市全域】 ・日頃からの地震への備えを再確認する等 【土砂災害警戒区域】 ・必要に応じて避難を自主的に実施	【市全域】 ・大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う。	
すべりが収まったと評価されるまで 大規模地震発生まで	【市全域】 ・大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う。		【市全域】 ・大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う。

1 巨大地震警戒対応

市（統括班、避難所班）は、土砂災害警戒区域を対象として高齢者等避難を発令し、指定緊急避難場所を開設して避難者を受け入れる。

また、その他の市民に対し、室内の危険防止等の揺れに備えた準備や、南海トラフ地震防災対策推進地域への外出の再検討を呼び掛ける。

2 巨大地震注意対応

市（統括部）は市民に対し、日頃からの地震への備えの再確認や、南海トラフ地震防災対策推進地域への外出に注意を呼び掛ける。

また、国や県の発表する情報に応じて必要と判断される場合は、土砂災害警戒区域を対象として自主的な避難を呼び掛け、自主避難場所を開設する。

第4編 火災・事故災害対策編

目 次

第4編 火災・事故災害対策編

第1部 火災対策

第1章 総 則.....	1
第1節 本市の火災を取り巻く環境	1
第2節 本市に被害を及ぼした主な火災	1
第2章 予 防.....	2
第1節 防災活動の促進	2
第2節 火災に強いまちづくり	3
第3節 応急対策への備え	4
第3章 応急対策.....	5
第1節 災害対策本部・災害警戒本部等の設置	5
第2節 情報の収集・伝達及び通信確保対策	6
第3節 災害救助法の適用	7
第4節 消火活動及び救助・救急活動	7
第5節 災害拡大防止対策	8
第6節 施設・設備の応急対策	8
第7節 広報活動.....	9
第4章 復 旧.....	10

第2部 交通関係事故災害対策

第1章 総 則.....	12
第1節 本市の交通の状況	12
第2節 主な交通関係事故災害	12
第2章 予 防.....	13
第1節 情報の収集・伝達	13
第2節 運行の確保	13
第3節 交通施設の整備	14
第4節 応急対策への備え	14
第3章 応急対策.....	16
第1節 災害対策本部・災害警戒本部等の設置	16
第2節 情報の収集・伝達及び通信確保対策	16
第3節 災害救助法の適用	18
第4節 災害拡大防止対策	18
第5節 捜索、救助・救急、医療及び消火活動	19
第6節 緊急輸送活動、代替輸送活動	20
第7節 施設・設備の応急対策	20
第8節 広報活動.....	20
第4章 復 旧.....	21

第3部 放射性物質・危険物等事故対策

第1章 総 則.....	23
第1節 本市の危険物等の状況	23
第2節 主な放射性物質・危険物事故災害	24
第2章 予 防.....	25
第1節 事業所等に対する防災体制の強化	25
第2節 放射性同位元素等取扱施設事故予防対策	26

第3節	放射性物質運搬事故予防対策	27
第4節	石油類等危険物事故予防対策	28
第5節	ガス事故予防対策	29
第6節	火薬類事故予防対策	30
第7節	毒物・劇物事故予防対策	30
第3章	応急対策.....	31
第1節	災害対策本部・災害警戒本部等の設置	31
第2節	災害救助法の適用	32
第3節	災害拡大防止対策	33
第4節	救助・救急、医療及び消火活動	34
第5節	広報活動.....	34
第6節	放射性同位元素等取扱施設事故応急対策	35
第7節	放射性物質運搬事故応急対策	37
第8節	石油類等危険物事故応急対策	38
第9節	ガス事故応急対策	40
第10節	火薬類事故応急対策	42
第11節	毒物・劇物事故応急対策	43
第4章	復旧.....	44

第 1 部 火災対策

第1章 総 則

第1節 本市の火災を取り巻く環境

市街地、準市街地等の状況、野外堆積物の状況、林野に関する状況等大規模火災・林野火災対策面から見た本市の環境を明らかにし、効果的な火災対策の実施に資する。

第1 市街地等の状況

本市の市街地は、栃木地域の中心部を始め、合併前の大きささまざまな市街地が分布しており、市全体の人口は減少傾向にあるが、人口集中地区（D I D地区）は拡大している。

また、都市計画法においては、建築物の構造等を制限することによる都市の不燃化を目的とし、市街地における火災の危険を防除するため、約0.9km²を準防火地域に指定している。

第2 野外堆積物の状況

市内においては、古タイヤ、使用済自動車、廃棄物等が野外に堆積されている箇所があり、そうした場所での火災の発生の危険性は地域住民に不安を与えるなど社会的影響も大きい。

第3 林野の状況

本市の山林及び原野の面積は約60km²で、市の総面積の約2割弱を占める。

本市では、森林レクリエーション利用の増加等による林野火災発生の危険性の増大に対処し、林野火災予防体制の強化や地域住民等に対する林野火災予防意識の啓発により火災発生原因の排除等に努めている。

第2節 本市に被害を及ぼした主な火災

本市に被害を及ぼした大規模火災・林野火災の概要を知ることにより、的確な災害対策に資する。

第1 大規模火災の発生状況

昭和23年以降、焼損面積が建物で1,000m²以上、林野で0.1km²以上、焼損棟数10棟以上、損害額5千万円以上、死者3名以上、負傷者10名以上のいずれかに該当する火災は約50件発生している。

<資料22-1 市内の主な火災一覧>

第2章 予 防

第1節 防災活動の促進

市民等に対する普及啓発や予防査察の強化等による火災予防対策を推進するとともに、消防団、女性防火クラブ、自主防災組織等の育成・連携による地域防災力の強化により、火災が発生した場合の被害軽減に資する。

第1 火災予防対策の推進

震災対策編第2章第13節に準ずるほか、林野火災について次の対策を講じる。

1 入山者等への防火意識の啓発

市（産業振興部）及び県（環境森林部）は、林野火災の出火原因の大半が不用意な火の取り扱いであることから、林業関係者、林野周辺住民、ハイカーなどの入山者等への防火意識の啓発を実施する。

2 森林保全巡視活動

市（産業振興部）、県（環境森林部）は、林業関係者と連携し、入山者に対する巡回指導、火入れに対する指導等を行い、火災の発生予防と森林火災予防の普及啓発を図る。

3 防火知識の普及啓発

消防本部は、春季・秋季の全国火災予防運動期間中のポスターの掲示、防火チラシの配布、広報紙等による広報活動の実施、市民が防火について正しい知識と技術を身につけるための講習会の開催等により、防火知識の普及啓発を図る。

また、林野火災防止の普及啓発を図るため、全国山火事予防運動（3月1日～7日）、栃木県春の山火事防止強調運動（3月1日～5月31日）を実施する。

第2 地域防災力の強化

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第2章第2節に準ずる。

第2節 火災に強いまちづくり

火災に強い地域づくりを進めるため、都市基盤施設の整備、緑地整備等による延焼拡大防止策の推進、古タイヤ、使用済自動車等野外堆積物に対して、平常時から適切な管理指導による火災発生原因の除去、建築物の不燃化・堅牢化の促進等の施策を総合的に展開する。

第1 火災に強いまちづくり

震災対策編第2章第6節第1の1に準ずる。

第2 火災に強い都市の形成

震災対策編第2章第6節第1の2に準ずる。

第3 野外堆積物対策

市（生活環境部）、消防本部、県（危機管理防災局）等は、多量に保管している場所で火災予防上特に必要があると思われるものについて、廃棄物担当部局（県環境森林部）等との連携を密にし、野外堆積物の場所、種類及び量、消防活動上の障害等を把握し、また、火災予防上適切な措置を講じるよう事業者等に指導する。また、市民等の要望がある場合は、これらを事業者に伝え、必要に応じて適切な措置について検討、指導する。

第4 林野等の整備

市（産業振興部）及び県（環境森林部）は、林野火災の延焼防止のため、林縁や林内に防火樹林帯の設置促進に努め、森林所有者及び地域の林業関係団体等は、自主的な森林保全管理活動を推進するよう努める。

第5 火災に対する建築物等の安全化

1 消防用設備等の設置と適正な維持管理

消防本部は、多数の人が出入りする事業所等について、消防法に適合する消防用設備等の設置を促進するとともに、設置された消防用設備等については、災害時にその機能を有効に発揮することができるよう定期的に点検を行うなど適正な維持管理を行う。

2 建物火災安全対策の充実

消防本部は、避難経路や火気使用店舗等の配置の適正化や防火区画の徹底などにより火災に強い構造の形成を図るとともに、不燃性材料・防災物品の使用、店舗等の火気の使用制限、安全なガスの使用など火災安全対策の充実を促進する。

3 一般住宅への火災警報器の設置

消防本部は、住宅用火災警報器の設置及び維持管理に関する基準を設け、住宅用火災警報器設置の推進を図る。

4 文化財等の安全対策の促進

市（教育委員会）及び県（教育委員会事務局）は、市民の貴重な財産である文化財等を災害から守り、将来に引き継いでいくため、次の安全対策の促進を図る。

（1）文化財の所有者等に対し、防災に関する指導、助言を行う。

（2）文化財の特性に応じた防火管理や収蔵庫、火災報知器、消火栓、避雷針等の防火施設・設備の整備充実を促進する。また、非常時に備えて収蔵品等個々の文化財の所在は所有者等に明確に把握させておくほか、防火標識等の設置を促進し、所有者や見学者等の防火意識の高揚を図る。

（3）「文化財防火デー」（1月26日）を中心として防火訓練を実施するとともに、文化財についての防火思想の普及啓発を図る。

<資料18-1 栃木市指定文化財一覧>

第3節 応急対策への備え

大規模火災・林野火災発生時に円滑な応急対策が実施できるよう、平常時から関係機関との情報伝達体制の整備、県消防防災ヘリと市・消防本部の連携などの相互連携体制強化対策を実施する。

第1 情報収集・伝達体制の整備

1 火災警報発令等情報の充実

消防本部は、宇都宮地方気象台が大規模な火事災害防止のため発表する火災気象通報等の把握に努め、火災警報等災害防止のために必要な措置を講ずる。

その他、水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第2章第11節に準じ、警報等の伝達体制を整備する。

第2 災害応急活動体制の整備

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第2章第1節第3に準じ、活動マニュアルの作成、訓練、教育等に努める。

第3 消火活動への備え

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第2章第15節及び震災対策編第2章第13節第3に準ずるほか、次の対策を行う。

1 消防施設等の整備・強化

(1) 消防水利の整備

ア 消防本部は、大規模な火事に備え、消火栓のみに偏ることなく、防火水槽の整備、河川水等の自然水利の活用、水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。

イ 消防本部及び県（危機管理防災局）は、空中消火活動の際必要となる水利について検討・選定を進めるとともに、必要により協定等の締結、水槽の設置等により水利の確保、整備に努める。

<資料7-2 消防施設・設備の状況>

(2) 消防用資機材等の整備

消防本部は、林野火災用工作機器、可搬式消火機材等の消防用機械・資機材の整備促進に努める。また、状況に応じて化学消化薬剤の確保に努める。

(3) 空中消火活動の積極的な推進

消防本部及び県（危機管理防災局）は、災害発生時に空中消火の拠点となる離着陸場等を確保するとともに、空中消火用資機材の整備、備蓄、維持管理に努める。

<資料16-1 飛行場外、緊急離着陸場一覧>

第4 救急・救助、医療活動への備え

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第2章第15節及び第16節に準ずる。

第5 避難収容活動への備え

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第2章第13節に準ずる。また、火災対策においては次の事項を追加する。

1 緊急避難場所

市（総合政策部）は、都市公園、河川敷、学校等公共的施設等を対象に、災害対策基本法の基準による大規模な火事を対象とした緊急避難場所をあらかじめ指定し、市民への周知徹底に努める。

第6 関係機関の防災訓練の実施

市（各部局）及び県（各部局）は、火災が発生した場合に、応急対策が迅速かつ円滑に行えるよう、あらゆる被害を想定し、実践的なものとなるよう工夫した訓練を関係機関が相互に連携して実施する。

第3章 応急対策

第1節 災害対策本部・災害警戒本部等の設置

火災（大規模火災・林野火災）の発生時、市は応急対策活動を迅速・的確に実施するため、応急活動体制を確立する。

第1 初動体制の整備

1 職員の配備体制

職員の配備区分、配備基準は原則として次のとおりとし、大規模な火災の状況等に応じて体制を拡大又は縮小する。

体 制 等		災害の態様	体制の概要	配備要員
災害警戒体制	災害警戒本部体制	大規模な火災により多数の死傷者等が発生するおそれのある場合	災害警戒本部を設置し、大規模な火災の拡大を防止するため必要な警戒、情報収集及び応急対策を行う体制	本部長（副市長）、副本部長（危機管理監、教育長）、本部員、統括班、情報収集班、広報班、地域総務班、避難所班
災害対策本部体制	第1配備	大規模な火災により多数の死傷者が発生した場合	災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施し、災害の拡大に備える体制	全員

（注）配備要員の編成については、配備区分ごとあらかじめ定めておく。

第2 大規模な火災発生時の措置

1 災害警戒本部の設置

市（各班）は、次の設置基準に該当するとき、副市長を災害警戒本部長とする災害警戒本部を設置し、災害応急対策を実施する。

（1）設置基準

- ア 大規模な火災により多数の死傷者発生のおそれのある場合
- イ その他副市長が必要と認めた場合

（2）災害警戒本部の組織及び運営

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第3章第1節第2の2に準ずる。

（3）災害警戒本部の解散

次のいずれかに該当する場合、災害警戒本部は解散する。

- ア 大規模な火災発生のおそれがなくなると本部長（副市長）が認めたとき
- イ 大規模な火災応急対策を概ね終了したと本部長（副市長）が認めたとき
- ウ 災害対策本部が設置されたとき

2 災害対策本部の設置

市（各班）は、次の設置基準に該当するとき、災害対策基本法第23条の2の規定により、市長を災害対策本部長とする災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施する。

（1）設置基準

- ア 大規模な火災により多数の死傷者等が発生した場合
- イ その他市長が必要と認めた場合

（2）災害対策本部の組織及び運営

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第3章第1節第2の3に準ずる。

（3）災害対策本部の解散

大規模な火災のおそれが解消し、災害応急対策が概ね完了したときに解散する。

第2節 情報の収集・伝達及び通信確保対策

市、消防本部は、大規模火災が発生した場合、速やかな災害情報の収集・伝達に努め、災害応急対策活動や市民の避難等に必要な情報伝達を行う。

第1 大規模火災

1 被害状況等の情報収集・伝達

市（統括班）及び消防本部は、大規模火災発生により、市内で栃木県火災・災害等即報要領の即報基準に該当する被害が発生したときは、同要領に定めるところにより速やかに当該災害の状況及びこれらに対して執られた措置の概要を県に（直接即報に該当する場合は、国（総務省消防庁）にも）報告する。

なお、被害が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防本部への通報が殺到した場合は、その状況を直ちに県及び国（総務省消防庁）へ報告する。

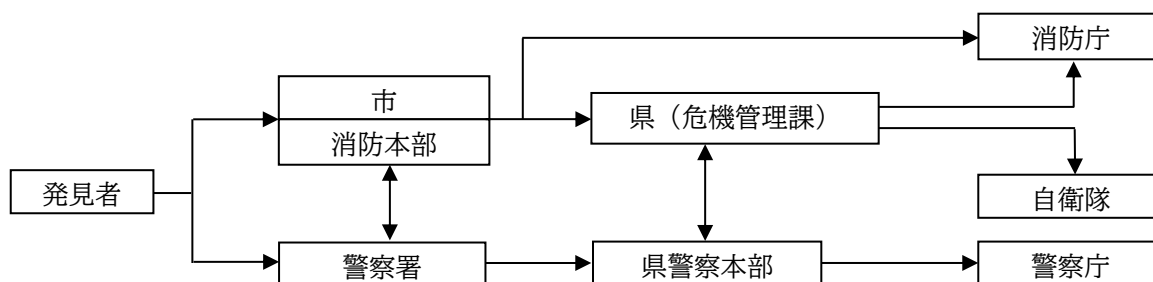
また、県に報告できない場合は、国（総務省消防庁）に報告し、県と連絡がとれるようになった場合は、その後の報告は県に行う。

<資料11-4 栃木県火災・災害時即報要領>

<資料11-5 即報基準>

2 情報の収集・伝達系統

大規模な火災情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。



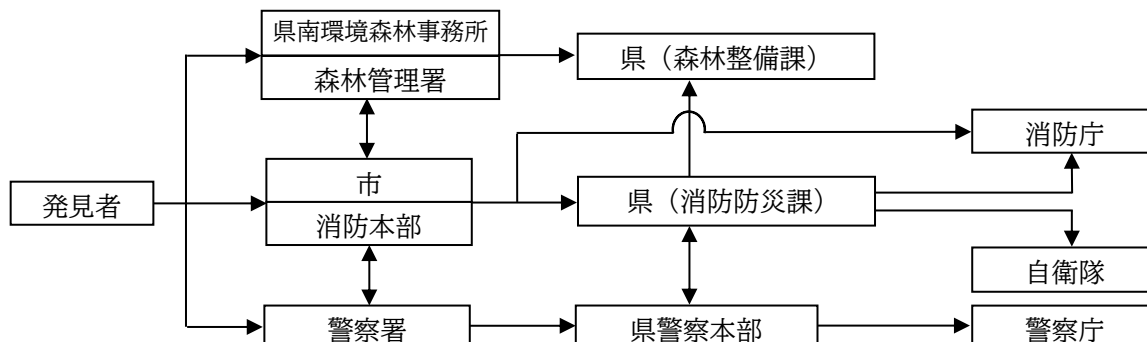
第2 林野火災

1 被害状況等の情報収集・伝達

本節第1の1に準ずる。

2 情報の収集・伝達系統

林野火災情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。



第3 大規模火災・林野火災に関する通信確保対策

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第3章第2節第5に準ずる。

第3節 災害救助法の適用

被災者の保護と社会秩序の保全を図るため、市は必要な場合に県に対して災害救助法の適用を要請し、県と連携して法に基づく応急的な救助を実施する。

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第3章第5節に準ずる。

第4節 消火活動及び救助・救急活動

火災が発生した場合にできるだけ被害を軽減するため、消防機関は市民等の協力の下、迅速・的確な消火、救助・救急活動を行う。ただし、自らの消防力だけでは対応できないときは、他消防の応援や、県消防防災ヘリ、緊急消防援助隊、自衛隊等の県への要請を行い、応援機関と連携してよりの確で効果的な対策を実施する。

第1 消防機関の活動

1 消防本部の活動

消防本部は、関係機関と密接な連携の下、「消防計画」に基づき効果的な消防活動を実施する。

(1) 現場指揮本部の設置

火災の拡大状況に応じて現場指揮本部を設け、関係機関と連携の上、統一的指揮のもと適時的確な消火活動を行う。

(2) 無線統制、水利統制の実施

消火活動を円滑に実施するため、消防無線や消防水利の統制を適切に実施する。

(3) 飛火警戒の実施

飛火警戒指揮所を設置するとともに、飛火警戒隊等を編成し、第2次、第3次火災の警戒にあたる。

(4) 消防警戒区域の設定

火災の状況により必要と認めるときは、消防警戒区域を設定し、火災現場区域内への車両等の出入りを禁止、制限する。

(5) 救助・救急活動の実施

火災により負傷者等が発生した場合には、警察、医療機関等と連携の上、迅速かつ的確な救助・救急活動を実施する。

2 消防団の活動

「消防計画」に基づき、現場指揮本部の指揮により、消防本部、市民等と協力して人命の安全確保を最優先とした初期消火、延焼防止にあたる。

第2 市・県の活動

1 広域応援の要請

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第3章第9節第3に準ずる。

2 自衛隊の災害派遣要請

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第3章第4節第5に準ずる。

第3 大規模火災対策

1 大規模特殊火災

危険物施設や大規模な工場火災が発生した場合、消防本部等は、高所放水車等特殊車両による大量放水や、化学消火剤を使用した大量泡放射等の消火活動により火災の拡大防止に努める。

また、鎮火までに多大な時間と消防力を要するため、広域応援等により消防力を充実させ、継続放水や定期的な監視等適切な消火活動に努める。

2 古タイヤ火災の消火活動

大量に放置された古タイヤ堆積場で火災が発生した場合、消防本部等は、重機等の使用による可燃物の除去、化学消火剤の使用、覆土等迅速な消火活動により火災の拡大防止に努める。

また、鎮火まで長期間を要することがあることから、その間は、定期的な巡視、地中温度測定、適切な消火活動に努める。

第4 林野火災対策

1 迅速な消火活動

消防本部は、消防ポンプによる消火活動のほか、水のう付消防ポンプ等を使った人海戦術による消火、県消防防災ヘリコプター等による空中消火等あらゆる手段を使って早期鎮火に努める。

また、延焼阻止が困難と判断されるときは、森林所有者等と調整し、森林を伐採し臨時の防火帯を形成するなどして延焼を阻止する。

2 現地指揮本部の開設

消防本部は、火災の規模が大きく、総員出動が必要な場合や関係機関との調整が必要となる場合には、現場近くに現地指揮本部を開設し、関係機関と連携し、延焼方向、地域住民・施設等への被害の発生状況、危険性等を十分把握し、効果的な消火活動等を行う。

3 消防団の活動

消防団は、消火活動を実施し、飛び火による延焼を警戒するなど火災の拡大防止に努め、火勢の状況等により必要な場合は、地域住民等を安全な場所に避難誘導する。

また、消防隊の到着後は、当該消防隊への情報提供と火点誘導を行い、消防隊と協力して消火活動にあたる。

4 空中消火活動の実施

市（消防本部班）は、県（危機管理防災局）と十分協議の上、ヘリコプターによる離着陸場等の決定や空中消火用資機材の確保等円滑な空中消火活動の実施に努める。

第5節 災害拡大防止対策

火災が発生した場合、被害の拡大を防ぐため、市、消防機関等関係機関は、市民への適切な避難対策や警戒区域の設定を行う。

大規模な火災による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市等が行う避難対策は、水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第3章第6節に準ずる。

第6節 施設・設備の応急対策

火災が発生した場合、市民に多大な影響を与える公共施設や設備について、関係機関は連携して緊急点検や応急措置等の適切な対策を実施する。

市（各班）、県（各部局）及び公共機関等は、災害発生後速やかに、施設、設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、ライフライン及び公共施設の応急復旧を速やかに行う。

第7節 広報活動

市や関係機関は、市民に対し迅速かつ的確に災害に関する広報活動を行い、市民の不安解消を図る。

第1 情報発信

市（広報班）、県（危機管理防災局・環境森林部）及び県警察は、被災者の家族等のニーズを十分に把握し、被災者の危険回避のための情報、災害の状況、安否情報、医療機関などの状況、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を報道機関の協力を得て適切に提供する。

なお、安否情報の公表にあたっては、被災者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮するものとする。

また情報の公表、広報活動の際には、その内容について、相互に連絡し、連携を図る。

第2 関係者からの問い合わせに対する対応

市（被災者支援班）及び県（各部局）は、必要に応じ、発災後速やかに関係者等からの問い合わせに対応できるよう、人員の配置等に努める。

第4章 復 旧

火災により被災した施設や林野の原状回復を図るため、市や関係機関は、速やかに復旧計画を策定し、早期回復に万全を期す。

第1 施設の復旧

市（各班）、県（各部局）及び関係機関は、火災に伴う施設の被害状況に応じ、関係機関と協力し、あらかじめ定めた物資、資財の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災した施設の復旧事業を行う。

復旧に当たっては、可能な限り復旧予定時期を明示する。

第2 林野の荒廃の復旧

市（農林班）、県（環境森林部・県土整備部）及び関係機関は、林野火災により流域が荒廃した地域の下流部においては土石流等の二次災害が発生するおそれがあることについて十分留意して二次災害の防止に努める。

第2部

交通関係事故災害対策

第1章 総 則

第1節 本市の交通の状況

本市の道路、鉄道の整備状況と通行・運行状況から、本市の交通に関する環境を明らかにし、効果的な交通事故災害対策の実施に資する。

第1 道路交通の状況

市内には、南北方向に東北自動車道、東西方向に北関東自動車道がそれぞれ通っているほか、国道50号や国道293号等により、県内外とのアクセス性に優れた道路網を形成している。

市道の現況

実延長	改良未改良内訳		市管理橋梁数（橋梁2m以上）
	規格改良済	未改良	
1,996,227m	1,321,193m	675,034m	825 橋

（栃木市道路整備基本計画改訂版〔令和6年3月〕、栃木市橋梁長寿命化修繕計画改訂版〔令和7年4月〕）

第2 鉄道交通の状況

本市の鉄道網は、東武日光線、東武宇都宮線、JR両毛線の3路線13 駅があり、市内や近隣自治体への通勤通学の足として、また、東京・埼玉方面への交通手段として充実した鉄道網となっている。

市内各駅の1日平均乗車人員

東武日光線	藤岡	626 人	東武宇都宮線	野州平川	487 人
	静和	571 人		野州大塚	215 人
	新大平下	1,222 人	JR両毛線	栃木駅	4,388 人
	栃木	4,863 人		大平下駅	統計なし
	新栃木	1,651 人		岩舟駅	統計なし
	合戦場	152 人			
	家中	171 人			
	東武金崎	205 人			

（東武鉄道Webサイト「駅別乗降人員2024年度版」、JR東日本Webサイト「各駅の乗車人員2023年度」）

第2節 主な交通関係事故災害

本市、周辺での大規模な交通関係事故の発生状況を把握し、よりの確な対策に資する。

第1 道路交通事故の状況

本市及び県内においては、近年、大きな道路交通事故は発生していない。

県外では平成24年12月2日に、山梨県大月市笹子町の中央自動車道上り線笹子トンネルで天井板のコンクリート板が約130メートルの区間にわたって落下し、走行中の車複数台が巻き込まれて9名が死亡する事故が発生している。

第2 鉄道事故の状況

本市及び県内においては、近年、大きな鉄道事故は発生していない。

県外では令和元年9月5日に、神奈川県内の京急本線において踏切内で立ち往生した大型トラックと列車が衝突し、トラックから漏れ出した燃料が引火してトラックと列車が炎上する事故が発生している。

第2章 予 防

第1節 情報の収集・伝達

市や道路管理者は交通安全のための情報収集、情報提供の充実を図るほか、県や警察と連携して交通安全に関する普及啓発を行う。

第1 道路管理者等の情報収集・提供

1 道路情報の収集・伝達

道路管理者は、道路パトロールカーによる巡視等により道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかに応急対策を実施するために、平常時より道路施設等の状況の把握に努めるとともに、情報の収集、連絡体制の整備を図る。また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者にその情報を迅速に提供するための体制の整備を図る。

第2 交通安全に対する普及啓発活動

市（生活環境部）は、県及び警察署と連携を密にし、市民の交通安全の普及・啓発に努めるため交通安全運動等を推進する。また、幼児から高齢者に至るあらゆる世代での交通安全教育の徹底を図る。

第2節 運行の確保

道路管理者や鉄道事業者は、施設の被災防災対策や運行体制の充実を図る。

第1 道路交通

1 防災知識の普及

道路管理者は、道路利用者に対し、災害時の対応等防災知識の普及を図る。

2 交通施設被災防止対策の実施

道路管理者及び県（県土整備部）は、主要な交通施設の被災による広域的な経済活動、市民生活への支障や地域の孤立防止等のため、道路の崩壊や道路への崩壊土砂の流出防止対策を重点的に実施する。

第2 鉄道交通

1 運行管理体制の充実

鉄道事業者は、事故災害の発生に際し、迅速かつ適切な措置を講ずることができるよう、また、自然災害又は列車の脱線その他の鉄軌道事故による線路又は建築限界の支障によって被害がさらに拡大することを防止するため、異常時における列車防護その他の手段による関係列車の停止手配の確実な実施及び防護無線その他の列車防護用具の整備に努めるとともに、建築限界の確保や保安設備の点検等運行管理体制の充実に努める。

2 鉄軌道の保全

鉄道事業者は、土砂災害等からの鉄軌道の保全を図るため、トンネル、雪覆、落石覆その他の線路防護施設の点検を行うよう努めるとともに、災害により本線を走行する列車の運転に支障が生ずるおそれのあるときは、当該線路の監視に努める。

第3節 交通施設の整備

鉄道車両や自動車の整備と検査の徹底を図るとともに、鉄道、道路施設の安全対策の充実を図る。

第1 安全な交通施設の整備

1 道路施設の安全対策

- (1) 道路管理者は、道路における災害を予防するため、必要な施設の整備を図る。
- (2) 道路管理者は、道路施設等の安全を確保するため、必要な体制等の整備に努める。
- (3) 道路管理者は、道路防災対策事業等を通じ、安全性・信頼性の高い道路ネットワーク整備を計画的かつ総合的に実施する。

2 鉄道施設の安全対策

- (1) 鉄道事業者は、軌道や路盤等の施設の保守を適切に実施するとともに、線路防護施設の整備促進に努める。
- (2) 鉄道事業者は、列車集中制御装置（CTC）の整備、自動列車停止装置（ATS）の高機能化等の運転保安設備の整備・充実に努める。
- (3) 道路管理者、鉄道事業者は、踏切道の立体交差化、構造の改良、踏切保安設備の整備、交通規制の実施、統廃合の促進等踏切道の改良に努める。

第4節 応急対策への備え

事故災害発生時に円滑な応急対策が実施できるよう、関係機関との情報伝達体制の整備、職員の参集体制の整備や関係機関との連携の強化を図るとともに、捜索や救助・救急、医療活動が的確に実施できるような準備、代替交通や緊急輸送への事前準備、関係機関の訓練を実施していく。

第1 情報収集・伝達体制の整備

市（総合政策部）、県（危機管理防災局・県土整備部）、県警察、航空運送事業者、鉄道事業者及び道路管理者等は、各機関及び機関相互間における情報の収集・連絡体制の整備を図るとともに、その際の役割・責任等の明確化に努める。また、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図る。

その他、水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第2章第12節に準じ、情報通信体制の整備に努める。

第2 災害応急活動体制の整備

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第2章第1節第3に準じ、活動マニュアルの作成、訓練、教育等に努める。

第3 捜索、救助・救急、医療及び消火活動（危険物流出対策含む）への備え

1 捜索活動への備え

消防本部は、捜索活動を行うために有効な装備、資機材、車両等の整備に努める。

2 救助・救急活動への備え

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第2章第15節第2に準ずる。

また、鉄道事業者は、事故災害発生直後における旅客の避難等のための体制の整備に努めるとともに、消防本部との連携の強化に努める。

3 医療活動への備え

- (1) 市（保健福祉部）及び医療機関は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。
- (2) 市（保健福祉部）及び消防本部は、あらかじめ医療機関、鉄道事業者との連絡体制の整備を図るとともに、医療機関の連絡・連携体制についての計画を策定するよう努める。

4 消火活動への備え

震災対策編第2章第13節第3に準ずる。

また、消防本部及び道路管理者は、危険物等の流出時に的確な防除活動を行うことができるよう、資機材の整備促進に努める。

5 危険物の大量流出時における防除活動への備え

(1) 防除資機材等の整備

消防本部は、危険物等が大量流出した場合に備えて、防除活動及び避難誘導活動を行うための体制の整備に努める。

(2) 関係機関の協力体制の整備

消防本部は、危険物等が大量流出した場合に備えて、オイルフェンス等防除資機材及び避難誘導に必要な資機材の整備を図る。

また、関係機関の協力のもとに、事故災害時の応急活動のために必要となる人員又は応急資機材等の輸送のための緊急自動車の整備に努める。

さらに、関係機関が整備する危険物等の種類に応じた防除資機材の状況を把握し、災害発生時には必要に応じて応援を求めることができる体制を整備する。

第4 緊急輸送、代替輸送への備え

- (1) 市（生活環境部）、県（県土整備部）及び県警察は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について災害時の道路交通管理体制の整備に努める。
- (2) 警察署は、発災後において交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等について周知を図る。
- (3) 鉄道事業者は、県公安委員会その他の関係機関の協力のもとに、事故災害時の応急活動のために必要となる人員又は応急資機材等の輸送のための緊急自動車の整備に努める。

第5 関係機関の防災訓練の実施

市（総合政策部）、消防本部、航空運送事業者、鉄道事業者、道路管理者及び県（各部局）は、事故災害が発生した場合に、応急対策が迅速かつ円滑に行えるよう、あらゆる被害を想定し、実践的なものとなるよう工夫した訓練を関係機関が相互に連携して実施する。

また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにして、必要に応じ体制等の改善を行う。

第3章 応急対策

第1節 災害対策本部・災害警戒本部等の設置

大規模な交通事故災害の発生時、市は応急対策活動を迅速・的確に実施するため、事故の規模に応じた活動体制と職員の参集体制を確立する。

第1 初動体制の整備

1 職員の配備体制

第1部第3章第1節第1の1に準ずる。なお、「大規模な火災」を「大規模な交通事故災害」に読み替える。

第2 大規模な交通事故災害発生時の措置

第1部第3章第1節第2に準ずる。なお、「大規模な火災」を「大規模な交通事故災害」に読み替える。

第2節 情報の収集・伝達及び通信確保対策

大規模な交通事故災害が発生した場合、速やかな災害情報の収集・伝達に努め、災害応急対策活動や市民の避難等に必要な情報伝達を行う。

第1 道路事故災害

1 被害状況等の情報収集・伝達

(1) 発見者の通報義務

道路災害が発生するおそれのある異常な現象や災害による被害を発見したときは、遅滞なく市、消防本部、警察署又は道路管理者に通報する。

(2) 道路管理者の情報収集・伝達

道路管理者は、道路構造物の被災等により大規模な事故が発生した場合又は発生するおそれがある場合、速やかに応急対策を図るため、道路パトロールの実施等により被害状況等の情報収集に努め、その情報等を直ちに国、県（危機管理防災局）に伝達する。

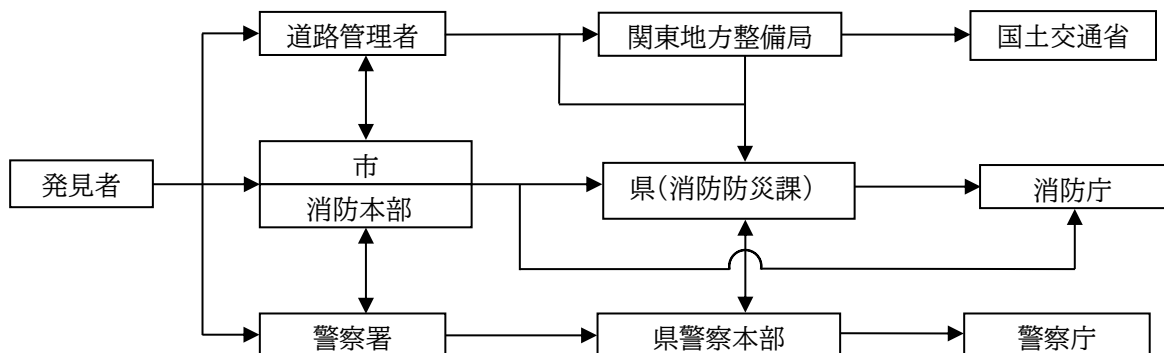
(3) 市・消防本部の情報収集・伝達

市（統括班）及び消防本部は、大規模な道路事故災害が発生するおそれがある場合、速やかに状況を県に連絡する。

その他第1部第3章第2節第1の1に準ずる。

2 情報の収集・伝達系統

大規模な道路事故災害の情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。



第2 鉄道事故災害

1 被害状況等の情報収集・伝達

(1) 鉄道事業者の情報収集・伝達

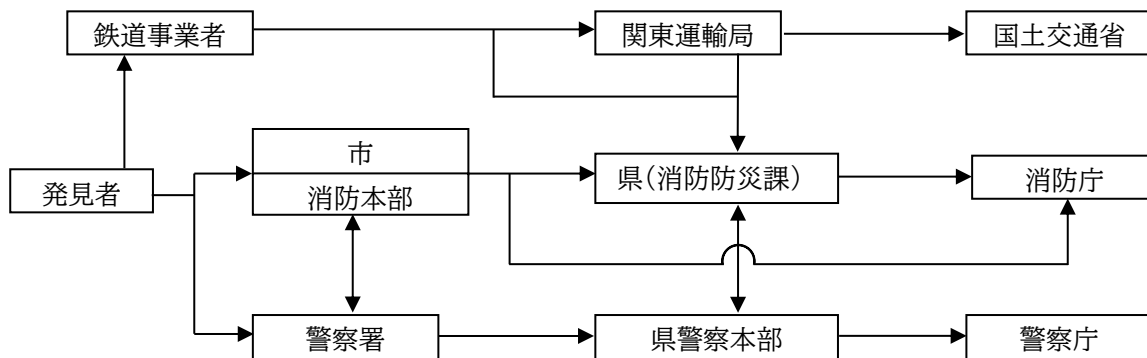
鉄道事業者は、管理する鉄道上で事故が発生した場合、速やかに事故状況等の把握に努め、その情報等を直ちに国、県（危機管理防災局）に伝達する。

(2) 市・消防本部の情報収集・伝達

第1部第3章第2節第1の1に準ずる。

2 情報の収集・伝達系統

大規模な鉄道事故災害の情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。



第3 航空機事故災害

1 被害状況等の情報収集・伝達

(1) 発見者の通報義務

航空事故災害の発生等異常な事態を発見したときは、遅滞なく市、消防本部、警察署に通報する。

(2) 航空運送事業者の情報収集・伝達

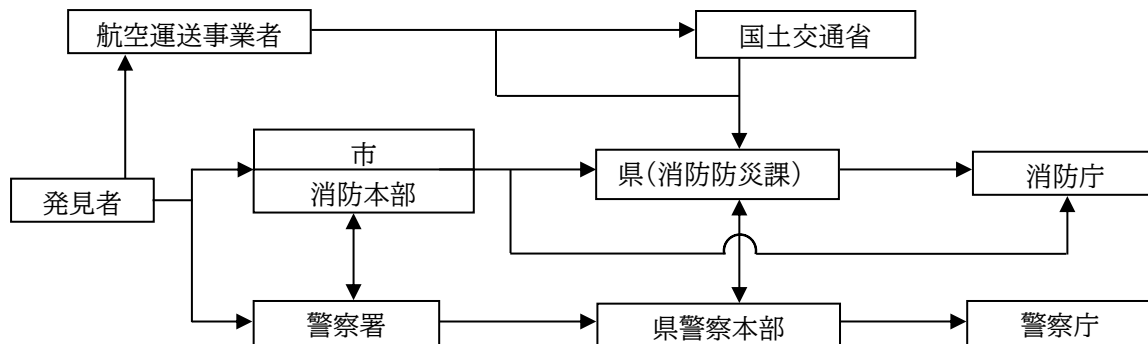
航空運送事業者は、自己の運行する航空機について、緊急事態又は事故が発生した場合、速やかに事故状況等の把握に努め、その情報等を直ちに国、県（危機管理防災局）に伝達する。

(3) 市及び消防本部の情報収集・伝達

第1部第3章第2節第1の1に準ずる。

2 情報の収集・伝達系統

大規模な航空事故災害の情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。



第4 大規模な交通事故災害に関する通信確保対策

大規模な交通事故災害が発生した場合等の通信確保対策は、水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第3章第2節第5に準ずる。

第3節 災害救助法の適用

被災者の保護と社会秩序の保全を図るため、市は必要な場合に県に対して災害救助法の適用を要請し、県と連携して法に基づく応急的な救助を実施する。

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第3章第5節に準ずる。

第4節 災害拡大防止対策

事故発生に伴い、危険物の流出や爆発の危険がある場合、適切な避難誘導や危険物への応急対策を実施する。

第1 危険物流出対策

1 道路管理者の活動

道路管理者は、交通事故等により道路上に危険物の流出が認められたときには関係機関と協力し、直ちに防除活動、避難誘導活動を行い、危険物による二次災害の防止に努める。

2 市の活動

市（統括班）は、危険物が流出し、またそのおそれがある場合には、必要に応じ警察署の協力を得て付近の市民に対して避難指示を行う。

消防本部は、必要に応じて消防法第23条の2の規定に基づき火災警戒区域を設定し、区域内における火気の使用を禁止し、又は命令で定める者以外の者に対してその区域からの退去を命じ、若しくは出入を禁止又は制限する。

第2 避難対策

大規模な交通事故災害による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市等が行う避難対策は、水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第3章第6節に準ずる。

第5節 搜索、救助・救急、医療及び消火活動

関係機関は連携して、搜索活動及び救助・救急、医療活動及び消火活動を実施する。また、大規模事故災害発生時は、消防機関は応援体制により各種活動を行う。

第1 搜索活動

- (1) 市（消防本部班）、県（危機管理防災局）、県警察は、ヘリコプターなどの多様な手段を活用し、相互に連携して搜索を実施する。
- (2) 自衛隊は、必要に応じて、搜索活動を行う。

第2 救助・救急活動

- (1) 市（消防本部班）、県（危機管理防災局）及び県警察は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、非常災害対策本部、現地対策本部等国の各機関、他の地方公共団体に応援を要請する。
- (2) 道路管理者は、市、県（危機管理防災局、県土整備部）、県警察等の要請を受け、迅速かつ的確な救助・救出の初期活動に資するよう協力する。
- (3) 鉄道事業者は、事故災害発生直後における負傷者の救助・救急活動を行うよう努めるとともに当該活動を実施する各機関に可能な限り協力するよう努める。
- (4) 救助・救急活動に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が携行するものとする。
また、必要に応じて民間からの協力等により、救助・救急のための資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行うものとする。

第3 医療活動

医療機関は、負傷者等に対し医療活動を行うとともに、患者の急増等に対応するため、相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求めるよう努める。

第4 消火活動

- (1) 消防本部は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。
- (2) 道路管理者は、市等の要請を受け、迅速かつ的確な消火活動に資するよう協力する。
- (3) 鉄道事業者は、事故災害発生直後における消火活動を行うよう努めるとともに、消火活動を実施する各機関に可能な限り協力するよう努めるものとする。

＜協定集 14. 大規模事故関係＞

第6節 緊急輸送活動、代替輸送活動

応急対策に必要な人員・緊急物資等を確実・迅速に輸送するため、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、的確かつ効果的な緊急輸送活動を実施する。
また、乗客の速やかな代替輸送を実施する。

第1 緊急輸送活動

1 交通の状況の把握

県警察及び道路管理者は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

2 交通規制・誘導

道路管理者、県警察は、緊急輸送を確保するため、直ちに、一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行う。

また、交通規制を円滑に行うため、必要に応じて警備業者等の協力を確保し、交通誘導の実施等を要請する。

交通規制にあたっては、関係機関は相互に密接な連絡をとる。

第2 代替輸送活動

鉄道事業者は、事故災害が発生した場合には、他の路線への振替輸送、バス代行輸送等代替交通手段の確保に努め、被災していない関係鉄道事業者においては、可能な限り、代替輸送について協力するよう努める。

第7節 施設・設備の応急対策

交通事故災害が発生した場合、市民の交通手段の確保のため、関係機関は連携して緊急点検や応急措置等の適切な対策を実施する。

道路管理者、県警察及び公共機関等は、緊急輸送を確保するため、関係機関との調整を図りながら、障害物の除去、仮設等の応急復旧に努める。

また、災害発生後速やかに、施設、設備の点検を実施し、被害箇所の応急措置を行い、交通の確保に努める。

第8節 広報活動

市や関係機関は、市民に対し迅速かつ的確に災害に関する広報活動を行い、市民の不安解消を図る。

第1部第3章第7節に準ずる。なお、県（危機管理防災局・環境森林部）は、航空運送事業者、鉄道事業者、県（危機管理防災局・県土整備部）に読み替える。

第4章 復 旧

被害を受けた施設等の早期復旧を図るため、被害状況を的確に調査し、速やかに復旧計画を策定するとともに、復旧事業を実施する。

市（各班）、県（各部局）、鉄道事業者及び道路管理者は、事故災害に伴う施設の被害状況に応じ、関係機関と協力し、あらかじめ定めた物資、資財の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しながら、迅速かつ円滑に被災した施設の復旧事業を行う。

復旧に当たっては、可能な限り復旧予定時期を明示する。

第 3 部

放射性物質・危険物等事故対策

第1章 総 則

第1節 本市の危険物等の状況

放射性同位元素等取扱施設、放射性物質の輸送、石油类等危険物、高圧ガス、火薬類、毒物・劇物等の本市の状況を明らかにし、効果的な危険物等事故対策に役立てる。

第1 放射性同位元素等取扱施設の状況

平成29年3月31日現在、本市において、「放射性同位元素等の規制に関する法律」（以下「R I 規制法」という。）に基づき、文部科学大臣から放射性同位元素（以下「R I」という。）又は放射線発生装置の使用を許可された事業所、表示付R I 装備機器のみの使用を届け出た事業所、密封されたR Iのみを使用する工場又は事業所であって1工場（又は事業所）当たり総量3.7GBq以下の使用を届けた事業所及び放射性同位元素の販売又は賃貸を届けた事業所の数は4である。

第2 放射性物質輸送の状況

我が国で使用する核燃料物質は、その大部分が外国から船舶により原料の輸入が行われており、量的に最も多い原子力発電燃料は、種々の化学的・物理的性状を取りながら各施設間を移動している。その流れは、全体として大きな「輪」のようになっていることから「核燃料サイクル」と呼ばれ、原子力施設間では主としてトラック、トレーラー等による陸上輸送が行われている。

また、近年、R Iは病院をはじめ農業、非破壊検査、ライフサイエンス研究等身近な分野で幅広く利用され、自動車、航空機などにより病院、大学、研究所等利用施設に送られている。

第3 石油类等危険物の状況

令和7年4月1日現在における本市の危険物施設の総数（完成検査済証交付施設）は、615施設となっている。施設別にみると給油取扱所が136施設と最も多く、次いで移動タンク貯蔵所の121施設、地下タンク貯蔵所の117施設等となっている。

<資料8-1 危険物規制対象数>

<資料8-2 地域別危険物施設数>

第4 高圧ガスの状況

本市において、高圧ガス保安法に基づく製造事業所数（第一種、冷凍第一種、第二種及び冷凍第二種）は、平成28年3月末現在133、貯蔵所数（第一種及び第二種）は16、販売業者数は185である。その他、特定高圧ガス消費者数が10、容器検査所登録数が1である。

第5 火薬類の状況

平成30年3月末現在の本市の煙火製造所は1事業所、火薬類販売所が5事業所あるほか、火薬庫が11棟、庫外貯蔵庫が5か所設置されている。

第6 毒物・劇物の状況

令和3年3月31日現在、市内において毒物及び劇物取締法に基づき、毒物及び劇物を製造しているのは1事業所、販売しているのは66事業所、届出が必要な業務上取扱者は3事業所である。

また、毒物及び劇物取締法に基づく届出の義務のない、その他の業務上取扱者についても、その把握に努めている。

<資料8-3 毒物劇物製造（販売）業等の登録状況>

第2節 主な放射性物質・危険物事故災害

県内で発生した代表的な危険物等事故について記載し、よりの確な対策に資する。

本市周辺では、近年、放射性物質や危険物の重大事故は発生していない。

県内では平成15年9月8日に黒磯市のブリヂストン栃木工場ゴム練り（バンバリー）工場内にある精錬機から出火し、県内全消防本部（局）を始めとする近隣の消防機関、県外からの緊急消防援助隊及び県消防防災ヘリコプターが一体となって消火活動を行い、9月10日に人的被害を出さずに無事鎮火した。

黒磯市でのブリヂストン栃木工場火災の概要

焼損面積	39,581㎡
損 害 額	43億9000万円、タイヤ製品約16万5千本が焼失、周辺市民5,000名余に避難指示
製造所等の別	一般取扱所等
危険物の種類	硫黄、重油、ジニトロソペンタメチレンテトラミン（発泡剤）

第2章 予 防

第1節 事業所等に対する防災体制の強化

危険物等事故の未然防止のため、事業者等は、施設の安全性の確保や応急対策への準備活動、訓練の実施等に努める。

第1 危険物等関係施設の安全性の確保

1 保安体制の整備

- (1) 事業者は、法令で定める技術基準を遵守するとともに、自主保安規程等の遵守、自衛消防組織等の設置及び定期点検、自主点検の実施等の保安体制の整備を推進する。
- (2) 消防本部、県及び事業者は相互に連携し、危険物等関係施設に対する査察を徹底し、施設の安全性の確保に努める。また、危険物等災害が生じた場合に、その原因の徹底的な究明に努め、原因究明を受けて必要な場合には、法令で定める技術基準の見直し等に従い、危険物等関係施設の安全性の確保に努める。

2 保安教育の実施

消防本部は県と協力し、事業者及び危険物取扱者等の有資格者に対し、講習会、研修会実施等により保安管理及び危険物等に関する知識の向上を図ることにより、危険物等関係施設における保安体制の強化を図る。

第2 災害応急対策への備え

1 職員の体制

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第2章第1節第3に準じ、活動マニュアルの作成、訓練、教育等に努める。

2 防災関係機関との連携

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第2章第25節第4・第5・第6に準ずる。
また、事業者は資機材の調達に係る相互応援体制の整備を推進する。

3 避難収容活動への備え

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第2章第13節に準ずる。

4 被災者等への的確な情報伝達活動関係

市（総合政策部）、県（危機管理防災局）、及び放送事業者等は、危険物等事故に関する情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を図るものとする。

5 災害復旧への備え

市（各部局）、県（各部局）、及び事業者は、円滑に災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努めるものとする。

第3 防災意識の高揚、訓練の実施

1 防災知識の普及啓発

市（総合政策部、生活環境部）、消防本部、県（危機管理防災局・保健福祉部・産業労働観光部）、県警察等は、危険物安全週間や防災関連行事等を通じ、市民に対し、その危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動、緊急避難場所での行動等防災知識の普及啓発を図る。

2 防災訓練の実施

市（総合政策部）、消防本部、県（各部局）等は、事故災害が発生した場合に、応急対策が迅速かつ円滑に行えるよう、あらゆる被害を想定し、実践的なものとなるよう工夫した訓練を関係機関が相互に連携して実施する。

3 要配慮者の支援体制の整備

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第2章第4節に準ずる。

第2節 放射性同位元素等取扱施設事故予防対策

R I施設の事故防止のため、事業者等は、安全管理の徹底や訓練の実施、関係行政機関は、安全指導の徹底に努める。

第1 事業者の対策

事業者は、R I規制法、医療法及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の法令を遵守し、常に安全の確保を図る。

第2 市、県の対策

市（総合政策部）及び県（危機管理防災局）は、事業者からの届出等も参考に事業者との連携を密にし、情報の把握に努めるとともに、消防機関とも連携をとりながら、県が作成した「放射性物質事故・災害対応マニュアル」に沿った適切な対応ができるよう準備を進める。

第3 消防本部等の対策

1 被ばく防護資機材等の整備

放射線危険区域の設定等の判断のため、放射線検出体制及び連携方法について事業者とあらかじめ協議するとともに、放射線測定機器・防護服等の被ばく防護資機材等の整備を進める。

2 厳重な被ばく管理

活動した職員については、厳重な被ばく管理を行うため、あらかじめ被ばく管理者を選任し、被ばく管理用の書類の作成・管理を行う。

3 汚染検査の実施

汚染検査が効果的に行えるよう、汚染検査は事業者等に依頼し、あらかじめ検査場所、検査担当要員、検査資機材について定めておく。

4 除染の効果的实施

除染が効果的に行えるよう、除染は事業者等に依頼し、あらかじめ除染場所、除染担当要員、除染資機材・除染剤、汚染された装備・資機材の管理、汚染物の処理について定めておく。

5 訓練の実施

事業者等関係機関と協力して、共同訓練の実施に努め、訓練終了後は必要に応じ専門家も活用し、訓練の評価を行う。

第3節 放射性物質運搬事故予防対策

放射性物質運搬の事故防止（特に、核燃料物質）のため、事業者等は、安全管理を徹底し、訓練の実施、関係行政機関は、安全指導の徹底に努める。

第1 原子力事業者等の対策

原子力事業者及び運搬を委託された者（以下「原子力事業者等」という。）は、核燃料物質等の運搬中に事故が発生した場合に危険時の措置等を迅速かつ的確に行うため、事故時の応急措置、事故時対応組織の役割分担、携行する資機材等を記載した運搬計画書、迅速に通報を行うために必要な非常時連絡表等を作成するとともに、運搬を行う際にはこれらの書類、必要な非常通信用資機材及び防災資機材を携行する。

また、危険時の措置等を迅速かつ的確に実施するために必要な要員を適切に配置するとともに、必要なマニュアルの整備を図る。

なお、原子力事業者等は、運搬中の事故により原子力災害対策特別措置法第10条第1項に規定された通報すべき事象（以下「特定事象」という。）が発生した場合、原子力防災管理者を通じ、国、県、事故発生場所を所轄する市町、警察機関、消防機関など関係機関に同時に文書で送信できるよう必要な通報・連絡体制を整備する。

第2 市の対策

消防本部は、事故の状況に応じて消防職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等と相互に協力して、火災の消火、救助、救急等必要な措置を実施するために必要な体制を整備する。

第4節 石油類等危険物事故予防対策

危険物の事故防止のため、事業者等は、安全管理の徹底や訓練の実施、関係行政機関は、安全指導の徹底に努める。特に、市民への啓発活動の充実や事故を想定した現場責任者に対する予防対策の啓発の充実を図る。

第1 事業者の対策

- (1) 危険物施設の巡視、点検、検査を的確に行い、危険物の貯蔵量、使用量を常に把握しておく。
- (2) 危険物の保安に関する業務を管理する者の職務、組織等に関する事項を明確にしておく。
- (3) 大規模な災害による影響を十分に考慮し、施設の堅牢性の向上に努める。
- (4) 自衛消防組織等、災害時に備えた自主保安体制の整備を図る。
- (5) 従業員の保安教育を徹底するとともに、防災訓練を実施する。
- (6) 防災資機材、化学消火剤等の危険物災害の拡大防止に役立つ資機材の整備を行う。
- (7) 近隣、関連事業所等と相互に連絡協調して、防災人員、防災資機材等について相互応援体制の整備に努める。

第2 消防本部の対策

- (1) 危険物施設の設置又は変更の許可に当たっては、災害による影響を十分考慮した位置、構造、設備とするよう、設置者（申請者）に対し指導する。
- (2) 既設の危険物施設については、災害に起因する危険物の火災、流出事故等の災害の発生を予防するため、施設の所有者等に対し、災害時の安全確保についての必要な安全対策を周知するとともに、再点検を求める。
- (3) 危険物施設の所有者等に対し、堅牢性の向上を図るため、必要に応じて改修、移転等の指導、助言等を行う。
- (4) 立入検査等の予防査察については、次の事項を重点に実施する。
 - ア 危険物施設の位置、構造、設備の維持管理状況の検査
 - イ 危険物施設における貯蔵、取り扱いについての安全管理状況の検査
- (5) 危険物安全週間推進行事を実施し、自主保安意識の高揚を図る。
- (6) 化学消防自動車等の整備に努める。

第5節 ガス事故予防対策

ガス事故防止のため、事業者等は、安全管理の徹底や訓練の実施、関係行政機関は、安全指導の徹底に努める。特に、市民への啓発活動の充実や事故を想定した現場責任者に対する予防対策の啓発の充実を図る。

第1 LPガス・一般高圧ガス

1 販売事業者、保安機関、充てん事業者（以下「販売事業者等」という。）の対策

（1）一般消費者等に対する災害予防措置の実施

LPガスの災害事故を防止するため、容器の転倒・転落防止・流失措置を確実に行うとともに、ガス漏れ警報器、耐震自動ガス遮断器付マイコンメータ、ガス放出防止器、ヒューズコック、一酸化炭素警報器等の安全機器の整備を促進する。

また、事故防止、災害時における措置について、パンフレット等により具体的に指導する。

（2）災害予防体制の強化

従業員の資質向上を図るため、保安教育を強化するとともに保安講習会、高圧ガス防災訓練等に積極的に参加させるほか、ガス漏えい事故等緊急時に的確な対応ができるよう緊急点検に必要な資機材、緊急出動態勢を整備するとともに、従業員等の関係者や消費者への周知を徹底する。

また、容器の転倒・転落防止の措置をするなど、容器置き場の適正な管理を徹底するほか、被害情報の把握等に有効な集中監視システムの積極的な導入を図る。

2 高圧ガス製造者等（以下「高圧ガス事業者」という。）の対策

（1）災害予防措置の実施

高圧ガスのうち可燃性ガス、毒性ガス、特定不活性ガス、酸素を移動する際には、移動経路において応援を受けるための措置として災害時応援要請事業所の確認等を実施する。

（2）災害予防体制の強化

自衛防災組織及び各地域で組織されている地域の防災組織の充実強化を図り、災害時における従業員の任務及び招集体制を明確に定めるとともに、防災訓練を充実強化して実施する。

また、（一社）栃木県一般高圧ガス安全協会、（一社）栃木県LPガス協会、消防署、警察署等防災関係機関との応援協力体制の充実強化を図る。

第2 都市ガス

1 栃木ガス（株）の対策

（1）台風、洪水、火災等の災害により、広範囲にわたる都市ガス施設の被害やガスによる二次災害の防止、軽減、早期復旧を図るため、緊急措置、復旧活動のための組織、人員、機器、図面などの整備を図るとともに、迅速な対応ができる体制を確立する。

（2）災害時の優先電話、通信機器、被害状況報告書、消費者名簿などの設備、資料を整備しておく。

（3）災害の発生が予想され、又は発生した場合に、市、消防本部、県警察等防災関係機関、関連工事会社との情報連絡等が円滑に行えるよう、予め連絡方法を確認するなど連携体制を整備する。

（4）災害時に出勤する職員について、応急措置、受付などに関する教育、訓練を実施する。

第6節 火薬類事故予防対策

火薬類の事故防止のため、事業者等は安全管理の徹底や訓練を実施し、関係行政機関は安全指導の徹底に努める。特に、市民への啓発活動の充実や事故を想定した現場責任者に対する予防対策の啓発の充実を図る。

第1 事業者の対策

事業者は、火薬類による危害を防止するため、その取り扱いにかかる技術基準を遵守し、関連設備の管理・点検、事故時の通報、応急措置等の保安体制の充実に努める。

第7節 毒物・劇物事故予防対策

毒物・劇物事故防止のため、事業者等は、安全管理の徹底や訓練の実施、関係行政機関は、安全指導の徹底に努める。

特に、市民への啓発活動の充実や事故を想定した現場責任者に対する予防対策の啓発の充実を図る。

第1 事業者の対策

事業者は、毒物又は劇物による危害を防止するため、危害防止規定を整備し、関連設備の管理・点検、事故時の通報、応急措置等の保安体制の充実に努める。

第2 医療機関等の対策

市（総合政策部、保健福祉部）、消防本部、県（危機管理防災局・保健福祉部）及び医療機関等は、有毒物質による事故対策を迅速、的確に実施するため、災害発生時の連絡体制の整備を図る。

第3章 応急対策

第1節 災害対策本部・災害警戒本部等の設置

危険物等の事故災害発生時、市は応急対策活動を迅速・的確に実施するため、事故の規模に応じた活動体制と職員の参集体制を確立するとともに国、県、防災関係機関と相互に連携し、応急対策活動を迅速・的確に実施する。

第1 初動体制の整備

職員の配備区分、配備基準は原則として次のとおりとし、危険物等事故災害の状況等に応じて体制を拡大又は縮小する。

体 制 等		災害の態様	体制の概要	配備要員
災害警戒体制	災害警戒本部体制	①危険物等事故災害により多数の死傷者等が発生するおそれのある場合 ②漏洩物により相当の被害発生のおそれのある場合	災害警戒本部を設置し、大規模な火災の拡大を防止するため必要な警戒、情報収集及び応急対策を行う体制	本部長（副市長）、副本部長（危機管理監、教育長）、本部員、統括班、情報収集班、広報班、地域総務班
災害対策本部体制	第1配備	①危険物等事故災害により多数の死傷者が発生した場合 ②漏洩物により相当の被害が発生した場合	災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施し、災害の拡大に備える体制	全員

（注）配備要員の編成については、配備区分ごとあらかじめ定めておく。

第2 危険物等事故災害発生時の措置

1 災害警戒本部の設置

市（各班）は、次の設置基準に該当するとき、副市長を災害警戒本部長とする災害警戒本部を設置し、災害応急対策を実施する。

（1）設置基準

- ア 危険物等事故災害により多数の死傷者発生のおそれのある場合
- イ 漏洩物により相当の被害発生のおそれのある場合
- ウ その他副市長が必要と認めた場合

（2）災害警戒本部の組織及び運営

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第3章第1節第2の2に準ずる。

（3）災害警戒本部の解散

次のいずれかに該当する場合、災害警戒本部は解散する。

- ア 危険物等事故災害発生のおそれがなくなると本部長（副市長）が認めたとき
- イ 危険物等事故災害応急対策を概ね終了したと本部長（副市長）が認めたとき
- ウ 漏洩物により相当の被害発生のおそれがなくなると本部長（副市長）が認めたとき
- エ 災害対策本部が設置されたとき

2 災害対策本部の設置

市（各班）は、次の設置基準に該当するとき、災害対策基本法第23条の2の規定により、市長を災害対策本部長とする災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施する。

（1）設置基準

- ア 危険物等事故災害により多数の死傷者等が発生した場合
- イ 漏洩物により相当の被害が発生した場合
- ウ その他市長が必要と認めた場合

(2) 災害対策本部の組織及び運営

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第3章第1節第2の3に準ずる。

(3) 災害対策本部の解散

危険物等事故災害のおそれが解消し、災害応急対策が概ね完了したときに解散する。

第3 自衛隊の災害派遣要請

市長は、応急処置を実施するため必要と認めるときは、県知事に対し自衛隊の派遣要請をするよう求める。

県（危機管理防災局）は、自衛隊に対する派遣要請の必要性を危険物等事故の規模や収集した被害情報から判断し、必要があれば直ちに要請する。

第4 防災業務関係者の安全確保

市（各部局）、県（各部局）及び関係機関は、応急対策活動中の安全確保のため、相互に密接な情報交換を行うものとする。

第2節 災害救助法の適用

被災者の保護と社会秩序の保全を図るため、市は必要な場合に県に対して災害救助法の適用を要請し、県と連携して法に基づく応急的な救助を実施する。

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第3章第5節に準ずる。

第3節 災害拡大防止対策

危険物等の事故災害発生に伴い、危険物の流出や爆発の危険がある場合、適切な避難誘導や危険物への応急対策を実施する。

第1 災害の拡大防止活動

- (1) 事業者は、危険物等の事故災害時に的確に応急点検及び応急措置等を講じる。
- (2) 市（統括班、防疫衛生班、消防本部班、地域消防班）、県（危機管理防災局・環境森林部・保健福祉部・産業労働観光部）及び県警察は、危険物等事故の災害時に危険物等の流出・拡散の防止、流出した危険物の除去、環境モニタリングを始め、市民等の避難、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令など適切な応急対策を実施する。

第2 災害拡大防止のための交通制限及び緊急輸送活動

1 交通の状況の把握

道路管理者、県警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

2 交通規制・誘導

道路管理者、県警察は、緊急輸送を確保するため、直ちに、一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行う。

また、交通規制を円滑に行うため、必要に応じて警備業者に対し交通誘導の実施等を要請する。
交通規制にあたって、関係機関は相互に密接な連絡をとる。

第3 危険物等の大量流出に対する応急措置

市（防疫衛生班、消防本部班）、県（危機管理防災局・環境森林部・保健福祉部・産業労働観光部）及び県警察は、危険物等が河川等に大量流出した場合、直ちに関係機関と協力の上、環境モニタリング、危険物等の処理等必要な措置を講じる。

また、防除措置を実施するに当たっては、必要な資機材を迅速に調達するものとし、危険物等の拡散を最小限に抑える措置を講じる。

第4 避難対策

危険物等事故災害による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市が行う避難対策は、水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第3章第6節に準ずる。

第4節 救助・救急、医療及び消火活動

関係機関は連携して、救助・救急、医療活動及び消火活動を実施する。
また、危険物等の事故災害発生時には、消防機関は応援体制により各種活動を行う。

第1 救助・救急活動

- (1) 市（統括班、消防本部班、地域消防班）及び県（危機管理防災局）は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、非常災害対策本部、非常災害現地対策本部等国の各機関、他の地方公共団体に応援を要請する。
- (2) 事業者は、事故災害発生直後における負傷者の救助・救急活動を行うよう努めるとともに、救助・救急活動を実施する各機関に可能な限り協力するよう努める。
- (3) 救助・救急活動に必要な資機材は、原則として当該活動を実施する機関が携行するものとする。
また、必要に応じ、民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行うものとする。

第2 医療活動

医療機関は、負傷者等に対する医療活動を行うとともに、患者の急増等に対応するため、相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求めるよう努める。

第3 消火活動

消防本部、自衛消防組織等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。

第5節 広報活動

市や関係機関は、市民に対し迅速かつ的確に災害に関する広報活動を行い、市民の不安解消を図る。

第1部第3章第7節に準ずる。なお、県（危機管理防災局・環境森林部）は、県（危機管理防災局・保健福祉部・産業労働観光部）に読み替える。

第6節 放射性同位元素等取扱施設事故応急対策

R I 施設の事故発生時の情報伝達を迅速かつ的確に行うとともに、関係機関が一体となり応急対策を実施する。

第1 情報の収集・伝達

1 被害状況等の情報収集・伝達

(1) 発見者の通報義務

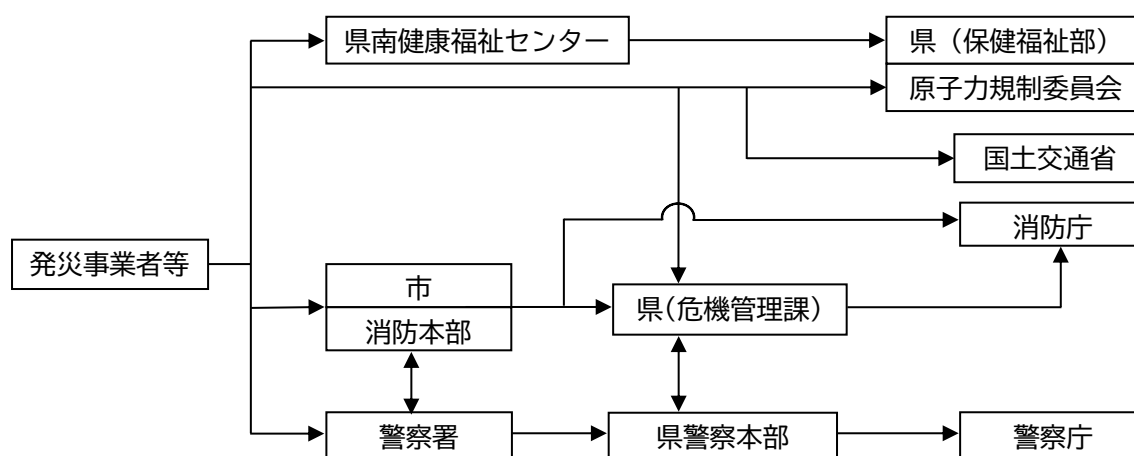
危険物等事故災害が発生するおそれのある異常な現象や災害による被害を発見したときは、遅滞なく市、消防本部、警察署に通報する。

(2) 市・消防本部の情報収集・伝達

第1部第3章第2節第1の1に準ずる。

2 情報の収集・伝達系統

R I 施設における事故災害の情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。



第2 事業者の対策

R I 等取扱事業者は、放射性物質による災害が発生するおそれがある場合は、直ちに国、県（危機管理防災局）、市及び警察に連絡する。

第3 市、県等の対策

1 市・消防本部

消防本部は、汚染水による身体汚染を防止するため、防水性を有する防護服等を着装するなど、職員の放射線被ばくを最小限に抑えることに留意し応急活動を実施する。

また、事故の状況に応じて、消防職員の安全確保を図りながら、R I 等取扱事業者と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施する。なお、管理区域内における注水は放射性物質の飛散を招くおそれがあるため、施設関係者と連携をとりながら状況の把握に努め、棒状注水を避け、低速噴霧注水でかつ必要最小限の水量とする。

市（統括班、広報班）は、市民の安全と健康を守るため、情報の提供や避難措置等を迅速かつ的確に実施する。

2 県

県（保健福祉部）は、放射性物質の拡散等について、保健環境センター等で常時行っているモニタリング調査の測定結果を消防本部等に提供する。

県南健康福祉センターは、配備しているサーベイメータにより、周辺地域の放射線量の測定を行い、その情報を速やかに市へ提供する。

3 警察

警察署は、事故の通報を受けた場合、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、警察職員の安全確保を図りながら、R I 等取扱事業者と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施する。

第7節 放射性物質運搬事故応急対策

放射性物質運搬事故発生時の情報伝達を迅速かつ的確に行うとともに、関係機関が一体となり応急対策を実施する。

第1 情報の収集・伝達

1 被害状況等の情報収集・伝達

(1) 発見者の通報義務

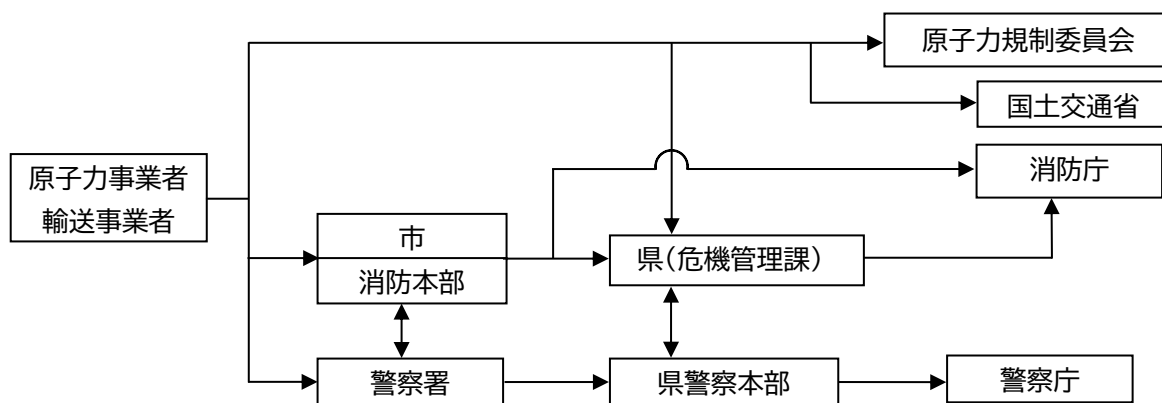
危険物等事故災害が発生するおそれのある異常な現象や災害による被害を発見したときは、遅滞なく市、消防本部、警察署に通報する。

(2) 市・消防本部の情報収集・伝達

第1部第3章第2節第1の1に準ずる。

2 情報の収集・伝達系統

放射性物質運搬時における事故災害の情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。



第2 事業者の対策

- (1) 原子力防災管理者は、核燃料物質等の事業所外運搬中に「特定事象」を発見又は発見の通報を受けた場合、国、県、市、警察機関、消防機関など関係機関に文書で送信する。さらに、主要な機関等に対しては、その着信を確認し、以後、応急対策の活動状況等を随時連絡する。
- (2) 原子力事業者は、直ちに携行した防災資機材を用いて立入制限区域の設定、汚染・漏洩の拡大防止対策、遮蔽対策、モニタリング、消火・延焼の防止、救出、避難等の危険時の措置等を的確かつ迅速に行うことにより、原子力災害の発生を防止を図り、さらに、直ちに必要な要員を現場に派遣するとともに、必要に応じ他の原子力事業者等に要員及び資機材の派遣要請を行う。

第3 市等の対策

消防本部は、事故の通報を受けた場合は、直ちにその旨を県に報告するとともに、事故の状況の把握に努め、状況に応じて、消防職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等に協力して、火災の消火、救助、救急等必要な措置を実施する。

第4 県等の対策

警察署は事故の通報を受けた場合、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、警察職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施する。

第8節 石油类等危険物事故応急対策

石油类等危険物事故発生時の情報伝達を迅速かつ的確に行うとともに、関係機関が一体となり応急対策を実施する。

第1 情報の収集・伝達

1 被害状況等の情報収集・伝達

(1) 発見者の通報義務

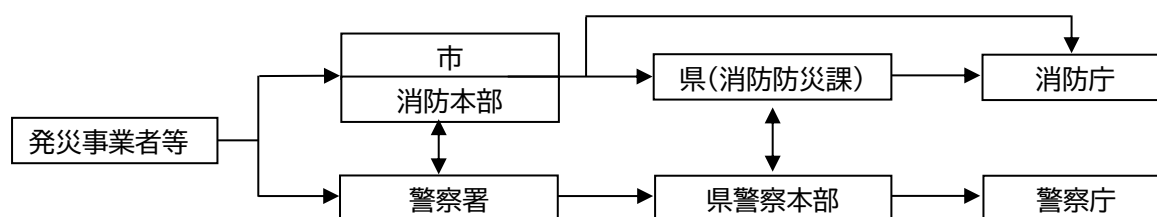
危険物等事故災害が発生するおそれのある異常な現象や災害による被害を発見したときは、遅滞なく市、消防本部、警察署に通報する。

(2) 市及び消防本部の情報収集・伝達

第1部第3章第2節第1の1に準ずる。

2 情報の収集・伝達系統

石油类等危険物事故災害の情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。



第2 火災・爆発応急対策

1 危険物取扱事業所等の対策

- (1) 災害が発生した場合、消防、警察等関係機関に速やかに通報し、協力体制を確立する。
- (2) 災害が発生した場合、あらかじめ定めた自衛消防組織等の活動要領に基づき自主防災活動を行う。
- (3) 災害発生時には災害の拡大を防止するため、関連する施設及び装置等の緊急停止を行うとともに、被災施設、関連施設の点検を実施する。
- (4) 危険物等施設の被害状況、付近の状況等について十分考慮し、状況に応じた初期消火や流出防止措置を行う。
- (5) 地域住民の安全を図るため、発災した場合は、速やかに周知し、避難誘導等適切な措置を講じるとともに、関係機関に市民への広報や避難誘導等の協力を求める。

2 市、消防本部の対策

- (1) 市（地域消防班、広報班）は、被害の状況により警察署等と協力して避難区域又は警戒区域を判断し、区域内住民への広報、避難誘導を行う。
- (2) 消防本部は、必要に応じ危険区域への立入制限、交通規制を行う。

第3 漏洩応急対策

1 危険物取扱事業所等の対策

- (1) 災害が発生した場合、消防、警察等関係機関に速やかに通報し、協力体制を確立する。
- (2) 災害が発生した場合、あらかじめ定めた自衛消防組織等の活動要領に基づき自主防災活動を行う。
- (3) 災害発生時には、直ちに土のう措置、排水溝閉止、オイルフェンス展張等により危険物の流出防止に努める。
- (4) 事故の発生状況、危険物の性状に対応した液面被膜措置やガス検知器等の活用による引火防止措置、さらには漏洩危険物の回収措置を実施する。

- (5) 地域住民の安全を図るため、発災した場合は、速やかに周知し、避難誘導等適切な措置を講じるとともに、関係機関に市民への広報や避難誘導等の協力を求める。

2 河川管理者等の対策

- (1) 河川管理者、河川以外の水路等の管理者は、パトロールによる監視を実施するとともに必要な場合は適切な応急対策を実施する。
- (2) 河川管理者、河川以外の水路等の管理者は、オイルフェンスの拡張など危険物の拡散を防止するとともに、必要な場合は吸着マット等回収資機材を活用し回収作業を実施する。

3 市・消防本部の対策

- (1) 消防本部は、必要に応じ危険区域への立入制限、交通規制を行う。
- (2) 消防本部は、土のう設置により危険物等の河川等への流出を防止するなど、漏洩範囲を最小に止める措置をとるとともに、危険物の性状を把握し、引火による火災発生を防止する措置を実施する。
また、必要な場合は、吸着マット等回収資機材を活用し回収作業を実施する。
- (3) 市（統括班、広報班、地域消防班）は、被害の状況により警察署等と協力して避難区域又は警戒区域を判断し、区域内住民への広報、避難誘導を行う。

第9節 ガス事故応急対策

ガス事故発生時の情報伝達を迅速かつ的確に行うとともに、関係機関が一体となり応急対策を実施する。

第1 情報の収集・伝達

1 被害状況等の情報収集・伝達

(1) 発見者の通報義務

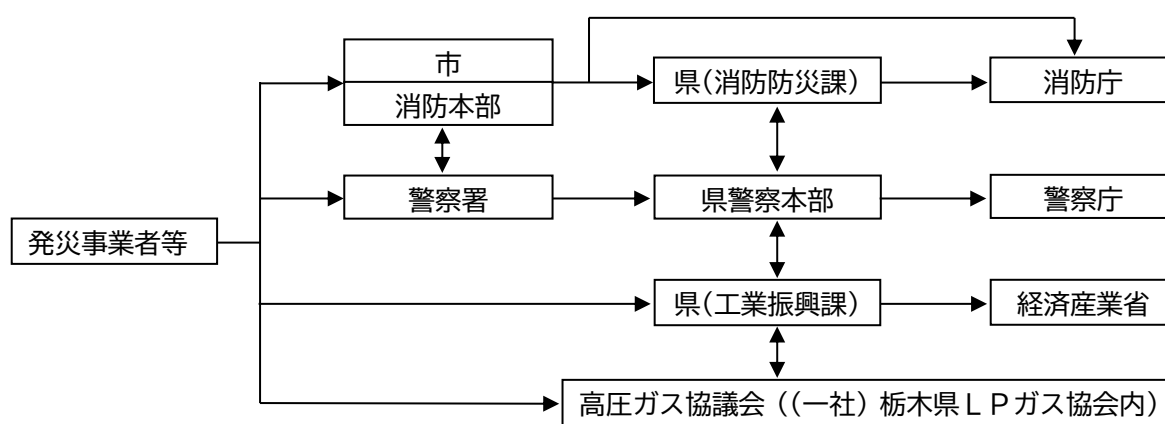
危険物等事故災害が発生するおそれのある異常な現象や災害による被害を発見したときは、遅滞なく市、消防本部、警察署に通報する。

(2) 市及び消防本部の情報収集・伝達

第1部第3章第2節第1の1に準ずる。

2 情報の収集・伝達系統

高圧ガス事故災害の情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。



第2 LPガス・一般高圧ガス

1 販売事業者、高圧ガス事業者等の対策

(1) 速やかな応急措置の実施

ア 販売事業者等は、二次災害を防止するため、市民に対する火気使用禁止、容器のバルブ閉止等の広報を行い、消防機関等関係機関と連携しながら適切な措置を講じる。

イ 事業者は、直ちに応急点検を実施し、施設配管の各種弁類等の緊急遮断等応急措置によりガス漏洩防止を図るとともに、県、消防本部、警察及び高圧ガス協議会等関係機関に速やかに通報する。

(2) 応援・協力

ア 販売事業者等は、応急措置や復旧に当たっては人員、資機材等に関し相互に応援、協力する。

イ 高圧ガス協会等各支部内での対応が困難な場合は、高圧ガス協議会は、応援、協力について調整を行い、的確な応急措置、復旧措置を講じる。

ウ 高圧ガス事業者は、自らの防御措置では対応が不可能な場合には、高圧ガス協議会等防災関係機関と連携を図り、指定防災事業所に応援を要請する。

エ 高圧ガス協議会等防災関係機関は、協力要請に基づき、消防本部、警察署等防災関係機関との密接な連携の下、事業所の実施する応急対策に協力する。

2 市・消防本部の対策

(1) 市（統括班、広報班、地域消防班）は、被害の状況により警察署等と協力して避難区域又は警戒区域を判断し、区域内住民への広報、避難誘導を行う。

- (2) 消防本部は、必要に応じ危険区域への立入制限、交通規制を行う。また、高圧ガスの性状を把握し、消火活動、注水冷却措置等必要な措置を講じる。その他、ガス濃度測定を適時に実施するほか、ガスの性状を踏まえたガス滞留予測により、爆発等二次災害に留意して活動する。

第3 都市ガス

1 栃木ガス（株）の対策

(1) 被害情報の収集・伝達

災害が発生した場合には、保安規程に定める処理要領に基づき、直ちに職員の緊急出動体制を取り、施設の点検、供給区域内の巡視を行うほか、消費者からの通報等により被害状況を把握する。また、被害状況が把握された時点で、速やかに県、市、県警察、消防本部等関係機関に被害状況を連絡する。

(2) 災害対策本部の設置

災害によりガスの供給停止が生じた場合や災害の状況から必要と認める場合は、保安規定に定める処理要領に基づき、災害対策本部を設置し、応急対策を実施する。

(3) 二次災害の防止

被害状況等必要に応じガスの供給を停止するなど適切な二次災害防止策を講じる。

(4) 救援要請

被害の状況から県都市ガス協会の救援が必要と判断した場合は、幹事ガス事業者に対して救援要請を行う。

(5) 救援隊の派遣

県都市ガス協会は、必要に応じて県都市ガス協会内に救援対策本部、被災事業者災害対策本部内に現地災害対策本部を設置するとともに、各ガス事業者に対して協力を要請し、救援隊を派遣する。

2 市・消防本部の対策

- (1) 市（統括班、消防本部班、地域消防班）は、災害時における緊急通報体制を活用して、災害状況を把握し、必要に応じ市民の避難誘導、立入禁止区域の設定等を行い危害防止に努めるとともに、県に応急対策の活動状況、応援の必要性について報告する。

- (2) 消防本部は、漏洩ガス滞留による引火爆発等二次災害に留意して消火活動等応急対策を実施する。また、必要に応じ危険区域への立入制限、交通規制を行う。

第 10 節 火薬類事故応急対策

火薬類事故発生時の情報伝達を迅速かつ的確に行うとともに、関係機関が一体となり応急対策を実施する。

第 1 情報の収集・伝達

1 被害状況等の情報収集・伝達

(1) 発見者の通報義務

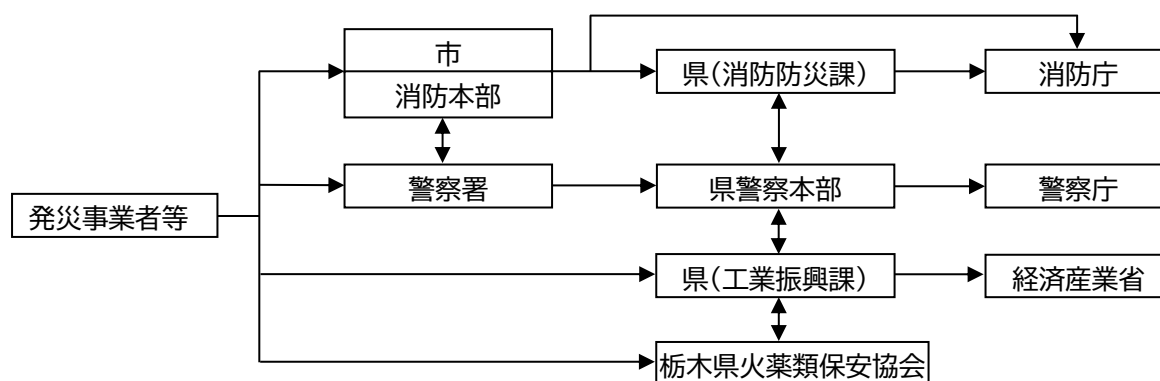
危険物等事故災害が発生するおそれのある異常な現象や災害による被害を発見したときは、遅滞なく市、消防本部、警察署に通報する。

(2) 市及び消防本部の情報収集・伝達

第 1 部第 3 章第 2 節第 1 の 1 に準ずる。

2 情報の収集・伝達系統

火薬類事故災害の情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。



第 2 事業者等の対策

- (1) 火災等により火薬庫等が危険な状態となるおそれがある場合、貯蔵火薬類を安全地域に移送する余裕がある場合は移送し、かつ見張り人をつける。
- (2) 移送する余裕がない場合等には、火薬類を水中に沈める等安全な措置を講じる。
- (3) 火薬庫の入口等を目土等で完全に密封するなど安全の措置を講じ、必要があれば付近の住民に避難するよう警告する。
- (4) 安定度に異常を呈した火薬類等は廃棄する。

第 3 市・消防本部の対策

- (1) 市（統括班、消防本部班、地域消防班）は、災害時における緊急通報体制を活用して、災害状況を把握し、必要に応じ住民の避難誘導、立入禁止区域の設定等を行い危害防止に努めるとともに、県に応急対策の活動状況、応援の必要性等について報告する。
- (2) 消防本部は、必要に応じ危険区域への立入制限、交通規制を行う。

第 1 1 節 毒物・劇物事故応急対策

毒物・劇物事故発生時の情報伝達を迅速かつ的確に行うとともに、関係機関が一体となり応急対策を実施する。

第 1 情報の収集・伝達

1 被害状況等の情報収集・伝達

(1) 発見者の通報義務

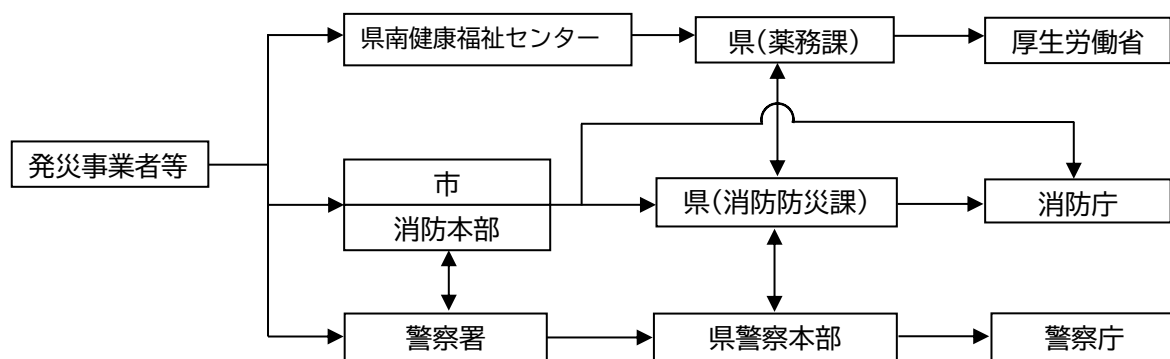
危険物等事故災害が発生するおそれのある異常な現象や災害による被害を発見したときは、遅滞なく市、消防本部、警察署、健康福祉センターに通報する。

(2) 市及び消防本部の情報収集・伝達

第 1 部第 3 章第 2 節第 1 の 1 に準ずる。

2 情報の収集・伝達系統

毒物・劇物事故災害の情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。



第 2 事業者等の対策

(1) 毒物・劇物の流出等の災害が発生し、周辺住民の健康被害のおそれが生じた場合には、市、消防本部、県、警察等へ通報する。

(2) 漏洩、流出した毒物・劇物の中和処理等の応急措置を実施し、周辺住民の安全を確保するための措置を講じる。

(3) 災害が発生した場合は、直ちに貯蔵設備等の応急点検や必要な災害防止措置を講じる。

第 3 市・消防本部の対策

(1) 市（統括班、消防本部班、地域消防班）、状況により周辺住民への周知、避難指示、避難誘導、立入禁止区域の設定等の措置を講じる。

(2) 消防本部は、必要に応じ危険区域への立入制限、交通規制を行う。

第4章 復 旧

被害を受けた施設等の早期復旧を図るため、被害状況を的確に調査し、速やかに復旧計画を策定するとともに、早期に復旧事業を実施する。

市（各班）、県（各部局）及び事業者等は、危険物事故災害に伴う施設の被害状況に応じ、関係機関と協力し、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災した施設の復旧事業を行う。

また、復旧に当たっては、可能な限り復旧予定時期を明示する。

第5編 原子力災害対策編

目 次

第5編 原子力災害対策編	
第1章 総 則	1
第1節 計画策定の趣旨	1
第2節 原子力災害対策重点的区域.....	2
第3節 原子力災害の想定.....	3
第2章 予 防	5
第1節 初動体制の整備	5
第2節 情報伝達体制の整備.....	6
第3節 避難活動体制等の整備.....	6
第4節 モニタリング体制.....	7
第5節 健康対策	8
第6節 農林水産物等の安全確保の整備.....	8
第7節 児童生徒等の安全対策.....	9
第8節 緊急輸送体制の整備.....	9
第9節 普及・啓発等を通じたりスクコミュニケーションの充実	9
第10節 防災訓練の実施.....	10
第3章 応急対策	11
第1節 災害対策本部・災害警戒本部等の設置.....	11
第2節 情報の収集・連絡活動.....	14
第3節 情報伝達・広報活動.....	15
第4節 屋内退避・避難誘導等.....	16
第5節 モニタリング活動.....	18
第6節 医療救護活動等	18
第7節 農林水産物等の安全確保.....	19
第8節 児童生徒等の安全対策.....	20
第9節 緊急輸送活動	20
第4章 復旧・復興	21
第1節 健康対策	21
第2節 風評被害対策	23
第3節 除染・汚染廃棄物の処理.....	24
第4節 損害賠償	26
第5節 各種制限の解除	26

第1章 総 則

第1節 計画策定の趣旨

東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う放射性物質の放出により、市においても、農林水産物の出荷制限や観光業等への風評被害、除染への対応など、市内経済や市民生活等に多大な影響を及ぼした。

市周辺には原子力発電所は存在しないが、近隣県における原子力発電所等で事故が発生した場合に重大な影響が及ぶことから、原子力災害に対する本市の対応を明確にし、よりの確な対策に資する。

第1 計画の目的

本編は、災害対策基本法及び原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）に基づき、近隣県に所在する原子力発電所等において発生した事故等による原子力災害に対し実施すべき施策等について規定し、市、県、防災関係機関、原子力事業者及び市民が相互に協力し、総合的かつ計画的な業務を遂行することにより、市民の安全・安心を確保することを目的とする。

第2 計画の性格

本編は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、栃木市防災会議が作成する「栃木市地域防災計画」の「第5編 原子力災害対策編」として、原子力災害に対処すべき事項を中心に定めるものとする。

また、本編に定めのない事項については、本計画「第3編 震災対策編」に準ずるものとする。

なお、本編は、防災に係る基本的事項を定めるものであり、各機関はこれに基づき実践的・細部の計画等を定め、その具体的推進に努める。

第3 策定に際し尊重すべき指針

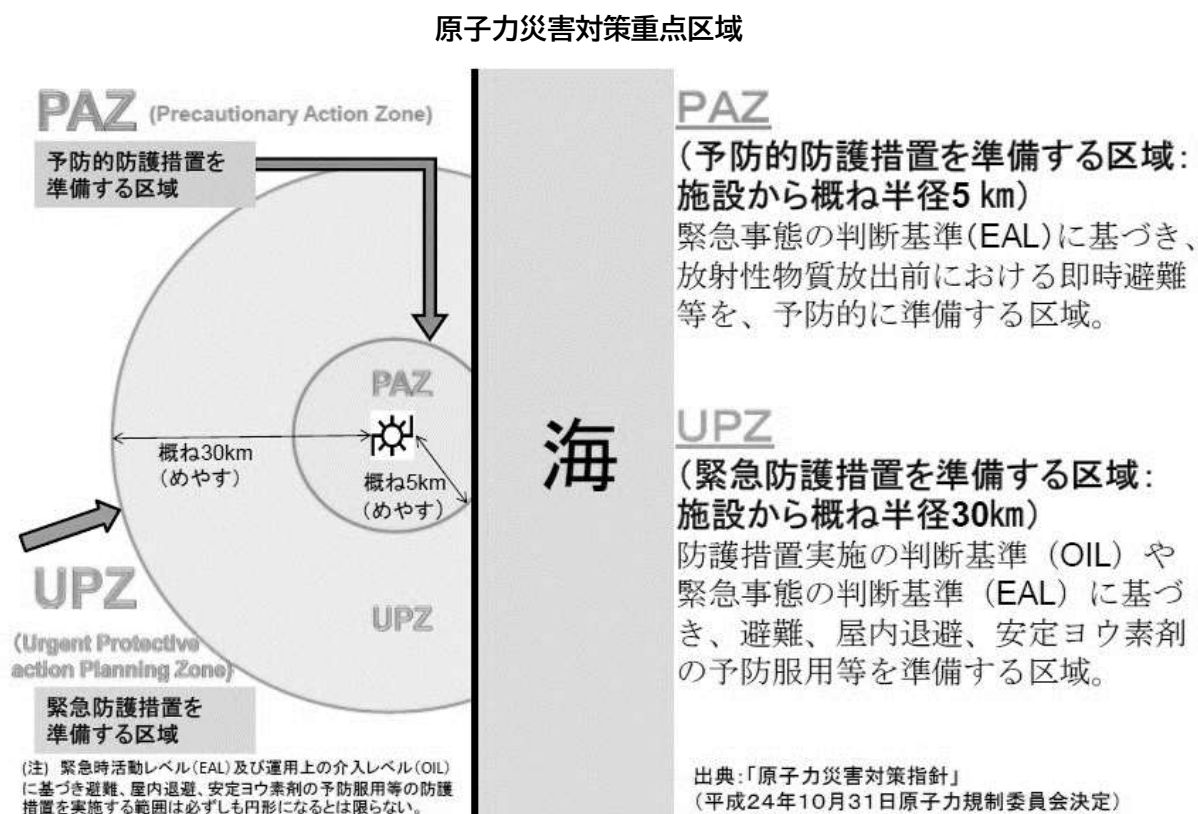
本編の作成又は修正に際して、専門的・技術的事項については、原災法第6条の2第1項の規定により原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」を十分に尊重するものとする。

第2節 原子力災害対策重点的区域

市内には原子力災害対策を重点的に実施すべき地域であるPAZ、UPZはないが、UPZ外においてもプルーム通過時の防護措置が必要となる事態に至るおそれがある場合を想定した対策を検討する必要がある。

第1 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の範囲

原子力災害対策重点区域は、原子力施設の種類の応じて当該施設からの距離を目安として設定される。なお、本市にPAZ、UPZに該当する区域は無い。



第2 プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域

UPZ外においてもプルーム通過時の防護措置が必要となる事態に至るおそれがある場合には、専門的知見を有する原子力規制委員会が原子力施設の状況や放射性物質の放出状況等を踏まえて防護措置の必要性を判断し、UPZ外へ屋内退避エリアを拡張する範囲を判断することとしている。

そのため、UPZ外においても防護措置の実施を想定する必要がある。

第3節 原子力災害の想定

原子力災害対策指針が規定する、近隣県における大規模な原子力発電所等からの放射性物質及び放射線の放出形態及び核燃料物質等の輸送に係る仮想的な事故評価について想定する。

第1 周辺地域における原子力発電所の立地状況

本県と隣接する茨城県には、日本原子力発電東海第二発電所が所在し、1基の原子炉が設置されている。また、同じく隣接する福島県には、災害が発生した原子力施設について、施設の状況に応じた適切な方法による管理を行うため特定原子力施設に指定された東京電力福島第一原子力発電所が所在し、廃炉が決定されている。福島第二原子力発電所には4基の原子炉が、さらに新潟県には、東京電力柏崎刈羽原子力発電所が所在し、7基の原子炉が設置されている。

本市境から最も近い日本原子力発電東海第二発電所までの距離は、最短で約73kmの位置関係にある。

○計画の対象となる原子力発電所

発電所名	福島第一原子力発電所					
事業者名	東京電力ホールディングス株式会社					
所在地	福島県大熊町・双葉町					
距離	約155km					
設置番号	1号機	2号機	3号機	4号機	5号機	6号機
熱出力	138万kw	238.1万kw	238.1万kw	238.1万kw	238.1万kw	329.3万kw
電気出力	46万kw	78.4万kw	78.4万kw	78.4万kw	78.4万kw	110万kw
運転開始日	S46.3	S49.7	S51.3	S53.10	S53.4	S54.10
備考	廃炉決定					

発電所名	福島第二原子力発電所				東海第二発電所
事業者名	東京電力ホールディングス株式会社				日本原子力発電株式会社
所在地	福島県楢葉町・富岡町				茨城県東海村
距離	約147km				73km
設置番号	1号機	2号機	3号機	4号機	—
熱出力	329.3万kw	329.3万kw	329.3万kw	329.3万kw	329.3万kw
電気出力	110万kw	110万kw	110万kw	110万kw	110万kw
運転開始日	S57.4	S59.2	S60.6	S62.8	S53.11
備考	停止中				定期検査中

発電所名	柏崎刈羽原子力発電所						
事業者名	東京電力ホールディングス株式会社						
所在地	新潟県柏崎市・刈羽村						
距離	約134km						
設置番号	1号機	2号機	3号機	4号機	5号機	6号機	7号機
熱出力	329.3万kw	329.3万kw	329.3万kw	329.3万kw	329.3万kw	392.6万kw	
電気出力	110万kw	110万kw	110万kw	110万kw	110万kw	135.6万kw	135.6万kw
運転開始日	S60.9	H2.9	H5.8	H6.8	H2.4	H8.11	H9.7
備考	定期検査中						

第2 原子力災害の想定

1 原子力発電所等における事故

県内には原子力発電所等が存在せず、また、旧原子力安全委員会が定めた「原子力施設等の防災対策について」における「防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲」（EPZ：Emergency Planning Zone）にも本県は含まれていなかったが、東京電力福島第一原子力発電所事故においては、放射性物

質がこの範囲より広範囲に拡散し、市民生活や産業に甚大な被害をもたらしている。

こうした経過を踏まえ、原子力発電所等の事故による放射性物質の影響が広範囲に及び、市内において原子力緊急事態に伴う屋内退避若しくは避難が必要となったとき又はそのおそれのあるときを想定して、予防、応急対策及び復旧・復興を行う。

2 放射性物質輸送中に係る事故等

核燃料物質等の輸送中に係る事故により、放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、市内において原子力緊急事態に伴う屋内退避若しくは避難が必要となったとき又はそのおそれのあるときを想定して、予防、応急対策及び復旧・復興を行う。

第3 予測される影響

1 本市における具体的影響、想定等

(1) 東京電力福島第一原子力発電所事故における具体的影響

東京電力福島第一原子力発電所事故においては、放射性物質が県内の広範囲に拡散し、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（以下「放射性物質汚染対処特措法」という。）に基づき県内の8市町（佐野市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、塩谷町、那須町）が汚染状況重点調査地域に指定され、除染が必要となったほか、本市においても農林水産物の出荷制限や観光業への風評被害など産業と市民生活に大きな影響を与えた。

(2) 想定

UPZ外においても、プルーム通過時の防護措置が必要となる事態に至るおそれがある場合には、原子力規制委員会が原子力施設の状態等を踏まえて防護措置（屋内退避）の必要性を判断する。市及び県は放射性物質が到達する前に予防的な屋内退避の実施を想定・準備する必要がある。

なお、プルームの通過後、国の緊急時モニタリング結果や県の環境放射線モニタリング結果等を踏まえ原子力規制委員会が更なる防護措置の必要性を判断することとなっている。

県や市においては環境放射線モニタリングや飲食物に係る放射性物質モニタリング検査を速やかに実施するとともに、飲食物の出荷制限・摂取制限や避難・一時移転等の実施を想定・準備する必要がある。

第2章 予 防

第1節 初動体制の整備

災害情報の迅速かつ的確な収集・連絡の重要性に鑑み、市、県、国、原子力事業者等との間で、原子力発電所等における異常事態等に関する情報収集・連絡体制の整備・充実に努め、災害時における初動体制の整備を図る。

第1 情報の収集・連絡体制の整備

市（総合政策部）は、緊急時における対応を迅速かつ的確に実施するため、平常時から県、防災関係機関等と原子力防災に関する情報の交換に努める。

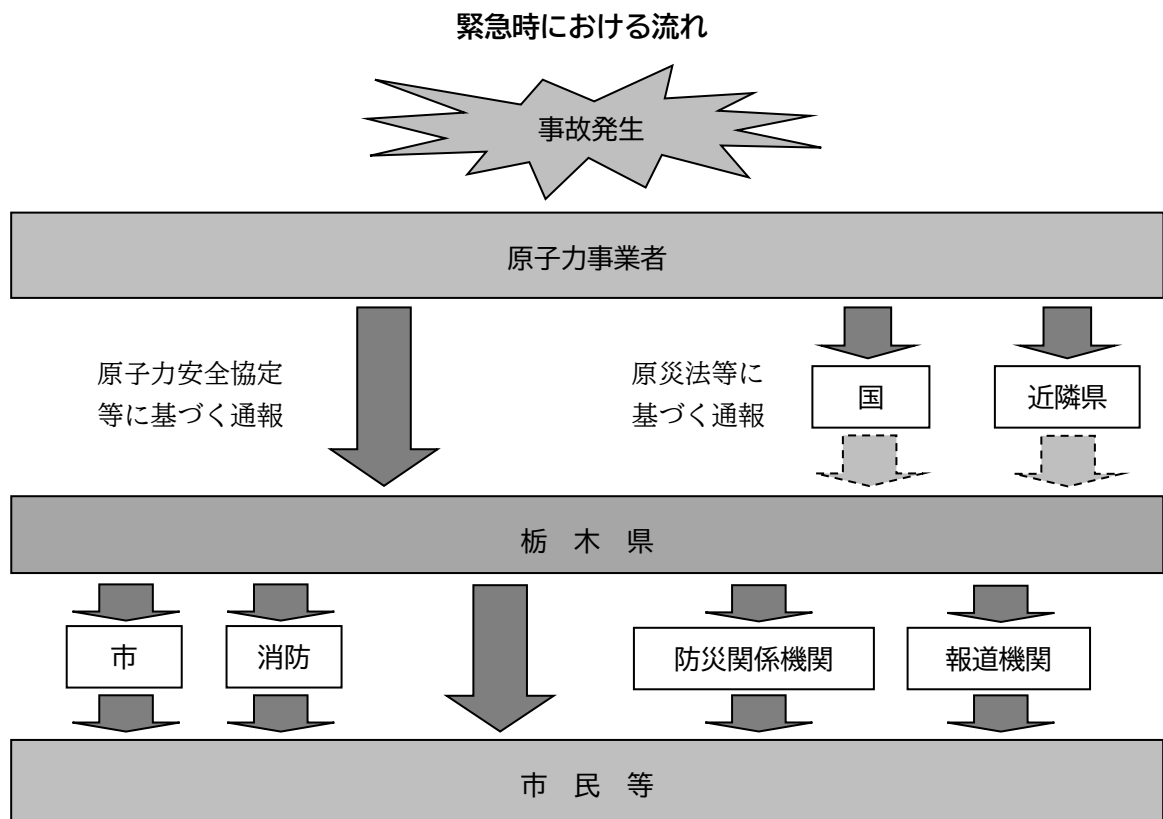
第2 通信手段の確保等

1 通信連絡網等の整備

市（総合政策部）は、原子力防災対策を円滑に実施するため、県（危機管理防災局）からの状況報告及び防災関係機関等との相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう、緊急時における通信連絡網等の整備に努める。

2 複合災害への備え

市（総合政策部）は、国及び県との連携協力を得て、複合災害の場合も想定して複数の連絡手段を確保するなどの対策を講じる。



第2節 情報伝達体制の整備

市は、原子力災害時における情報について、市民等に対し迅速かつ正確に伝達できる体制を整備するとともに、屋内退避、飲食物の摂取制限、安定ヨウ素剤の服用等の提供すべき情報について、災害対応の段階等に応じた具体的な内容を整理しておく。

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第2章第12節に準ずる。

第3節 避難活動体制等の整備

モニタリング結果や分析データを踏まえ、市民の生命及び身体を原子力災害から保護するため、屋内退避^{*}等を迅速に決定・実施するための体制を確保することにより、市民の安全確保を図る。

※建物の気密性と遮蔽効果によって放射線による影響を回避又は低減する避難措置。

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第2章第13節に準ずる。また、原子力災害対策においては、次の事項を追加する。

第1 避難体制等の整備

1 避難等の準備

県（危機管理防災局）は屋内退避の指示が出された場合を想定し、市（総合政策部）と連携して避難等の注意喚起を行うとともに、必要に応じて他市町の避難所への避難が迅速に行えるよう連絡体制を整備する。

2 避難方法等の周知

県（危機管理防災局）は、市に対して避難方法、屋内退避の方法等を日頃から住民への周知徹底に努めるよう助言する。市（総合政策部）は、避難方法、屋内退避の方法等について日頃から住民への周知徹底に努める。

第2 安定ヨウ素剤の配布体制の整備

県内の防護措置は屋内退避が基本だが、UPZ外においてOILに基づく避難や一時移転を実施することに至る場合に備え、国が安定ヨウ素剤の備蓄を行うこととしているため、県（危機管理防災局、保健福祉部）及び市（総合生活部、保健福祉部）は、必要に応じて配布体制の整備を検討する。

第3 屋内退避体制の整備

UPZ外における防護措置については、自宅内への屋内退避が中心であるが、原子力施設の状況や放射性物質の放出状況等に応じて本県に屋内退避エリアが拡張され、国の原子力災害対策本部が屋内退避を実施するよう指示する場合がある。また、国の指示を受けた県及び市は、緊急時における実効性を考慮して、屋内退避指示エリアを含む行政区単位で屋内退避を実施するよう住民等に指示することとなる。

このため、県（危機管理防災局）及び市（総合政策部）は、これらの指示を実行するための伝達方法等について整備する。

第4 警戒区域設定の判断基準

原子力発電所等における事故に対し、人命若しくは身体に危険が生じる又は生じるおそれがある場合、市長は、原災法及び災害対策基本法に基づき警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して立入制限等を行うこととなる。警戒区域は、事態の規模、風向き等を考慮し、放出源からの一定距離の範囲で設定される。

東京電力福島第一原子力発電所事故においては、従来のE P Zの範囲を超えて半径20 k m圏内に設定されたことから、今後、原子力緊急事態が発生し、原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）から指示があった場合、市（総合政策部）及び消防本部は警戒区域を設定するための体制を整備するとともに、警戒区域を設定した際の県警察等との連携、協力体制についても検討しておく。

第4節 モニタリング体制

緊急時における原子力発電所等からの放射性物質又は放射線の放出による市及び県内の環境への影響を把握するため、平時から環境放射線モニタリングを実施する

第1 モニタリング体制

平常時、大気中の放射線（ガンマ線）の測定については、本庁舎に設置されている測定器により計測され、測定値を庁舎内の電光掲示板に市民に公表をしている。また、西方総合支所・岩舟公民館には、国・県において設置したモニタリングポストにより常時計測しており、結果については国・県のホームページにて公表されている。

第2 緊急時の測定

市（生活環境部）は、新たな原子力災害の発生に備え、簡易型放射線測定器等の測定機器を準備し、発災時には必要に応じて局所的な測定を実施できるよう体制を整えておく。

第5節 健康対策

市民の健康等を保持するため、資機材等を整備するとともに、初期被ばく医療を中心とした医療体制を整備する。

第1 資機材の整備等

1 活動用資機材の整備

市（総合政策部、生活環境部）は、県（危機管理防災局・保健福祉部）や原子力事業者等から整備すべき資機材に関する情報提供等を受け、県や関係機関等と協力し、スクリーニング、人体への除染等を実施するため、必要な資機材の整備に努める。

2 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備

市（総合政策部）は、県（危機管理防災局・その他各部局）等と協力し、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のための資機材をあらかじめ整備・維持管理するものとする。

また、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のため、平常時から県、原子力事業者等と相互に密接な情報交換を行うものとする。

第2 医療救護活動体制の整備

1 基本方針

市（保健福祉部）及び県（保健福祉部）は、関係機関の協力を得て、避難所に設置する医療救護所等において、市民や防災業務関係者等を対象とした放射性物質による表面汚染の検査（放射線サーベイ検査）、汚染の程度に応じた拭き取り等の簡易な除染、医療救護及び健康管理等を実施する体制を整備する。

2 関係機関の協力の確保

- （1）関係機関は、原子力災害時における迅速かつ的確な医療を確保するため、緊急被ばく医療等の実施に必要な要員及び医薬品等の資機材の整備・提供に協力する。
- （2）救急医療を担う医療機関は、一般傷病者等の受け入れに関して協力する。

第6節 農林水産物等の安全確保の整備

事故発生時における放射性物質を含む食品等の摂取に伴う市民の内部被ばくを防止するため、平常時から農林水産物や飲料水等の飲食や出荷を制限する体制を整備する。

第1 検査体制の整備

市では、水道水について市や検査機関等で放射性物質の検査を実施し、結果を公表している。

市（上下水道局）は、検査を的確に実施するため、日頃から関係職員が原子力災害に関する幅広い知識を習得しておくとともに、放射性物質に係る検査方法、機器類の操作等について習熟する。

第7節 児童生徒等の安全対策

児童生徒等に対し、放射線に関する知識の普及、啓発活動等防災に関する教育の充実に努めるとともに、原子力災害発生時に、迅速かつ適切に対応できるよう学校等管理者と連携し、防災体制を整備する。

第1 原子力防災体制の整備

幼稚園、保育園、小中学校、高等学校、特別支援学校等（以下「学校等」という。）は、原子力災害に備え、児童生徒及び教職員等の安全を確保するため、学校等における原子力防災計画の作成など、原子力防災体制の整備に努める。

また、原子力災害時の学校等における保護者や医療機関との緊急連絡体制の整備に努めるとともに、屋内退避時における教職員等の役割分担を平素から明確にしておく。

さらに、児童生徒及び教職員等の安全確保に万全を期するため、学校等は、地域の実情等を踏まえ、学校等ごとに対応マニュアル等を作成し、原子力災害時における教職員等の共通理解を図るとともに、保護者及び関係者への周知に努める。

市（こども未来部、教育委員会）及び県（経営管理部・保健福祉部・教育委員会）は、学校等が計画等を策定する際に、情報提供など必要な支援を行う。

第8節 緊急輸送体制の整備

原子力災害発生時に、必要な人員、資機材、物資等を迅速かつ確実に輸送するための体制を整備する。

第1 道路交通管理体制の整備

市（生活環境部）は、市が管理する情報板等の道路交通関連設備について、緊急時の道路交通管理体制の整備に努める。

また、緊急時の応急対策に関する緊急輸送活動を円滑に行うため、道路機能を確保できるよう、他の道路管理者と協力し、情報板などの整備を行い、道路管理の充実を図る。

第9節 普及・啓発等を通じたリスクコミュニケーションの充実

原子力災害に関する知識の普及・啓発や原子力防災に係る研修等を実施し、リスクコミュニケーションの充実に努める。

第1 市民等に対する普及・啓発

市（総合政策部）は、県（危機管理防災局・その他各部局）等と協力して、市民等に対し原子力防災に関する知識の普及のため、次に掲げる事項のほか、必要な事項について普及啓発活動を実施する。なお、防災知識の普及に当たっては、広報紙、ホームページ等を活用する。

- (1) 放射性物質及び放射線の特性
- (2) 原子力発電所等の概要
- (3) 避難等施設の位置
- (4) 原子力災害とその特性
- (5) 放射線による健康への影響及び放射線防護
- (6) 本市の平常時における環境放射線の状況
- (7) 緊急時に市や県等が講じる対策の内容
- (8) 屋内退避・避難
- (9) 安定ヨウ素剤の服用

(10) 放射性物質による汚染の除去

第2 原子力防災業務に携わる職員に対する研修等

市（総合政策部）は、原子力防災業務の円滑な実施を図るため、県（危機管理防災局・その他各部署）、関係省庁、指定公共機関等の実施する原子力防災に関する研修を積極的に活用する。また、必要に応じ国や関係機関と連携して、以下に掲げる事項等について、防災業務関係者に対する研修の実施に努める。

- (1) 原子力防災体制及び組織
- (2) 原子力発電所等の概要
- (3) 原子力災害とその特性
- (4) 放射線による健康への影響及び放射線防護
- (5) 放射線の測定方法並びに測定機器等防護対策上の諸設備
- (6) 緊急時に国・県・市等が講じる対策の内容
- (7) 緊急時に市民等がとるべき行動及び留意事項
- (8) その他緊急時対応に関すること

第10節 防災訓練の実施

原子力災害に対応するため訓練計画を策定し、訓練等を実施することにより、関係機関の連携、職員の責任の範囲の確認、機器等の習熟等を促進する。

第1 訓練計画の策定及び実施

市（総合政策部）及び消防本部は、県（危機管理防災局）、県警察、国、原子力事業者等と連携し、国、専門家等の支援のもと、総合訓練のほか、以下に掲げる防災活動について計画を策定し、訓練を実施する。

- (1) 災害警戒本部等の災害応急体制の設置運営訓練
- (2) 緊急時通信連絡訓練
- (3) 緊急時の県モニタリング訓練
- (4) 市民等に対する情報伝達訓練

訓練の実施に当たっては、行政機関のほか、市民等を含め様々な組織を効率的に運用できるよう努める。また、訓練結果の評価を行い、次回の訓練内容や地域防災計画等へ反映させる。

第3章 応急対策

第1節 災害対策本部・災害警戒本部等の設置

原子力災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、市は災害対策本部等を設置し、国、県、防災関係機関と相互に連携し、応急対策活動を迅速かつ的確に実施する。

第1 市の活動体制

災害の規模に応じた職員の体制区分、配備基準は原則として次のとおりとし、災害の状況等に応じて体制を拡大又は縮小する。

体制等		災害の態様		体制の概要	配備要員
災害警戒体制	注意体制	近隣県における原子力発電所等において事故等（EAL1）が発生し、災害警戒本部を設置するに至らない被害が生じた場合		情報収集及び応急対策を行う体制	危機管理課職員
	災害警戒本部体制	①原子力防災管理者又は県知事から原災法第10条第1項に定める通報があった場合（EAL2） ②副市長が必要と認めた場合		災害警戒本部が自動的に設置され、災害の拡大を防止するため必要な警戒、情報収集及び応急対策を行う体制	本部長（副市長）、副本部長（危機管理監、教育長）、本部員、統括班、情報収集班、広報班、地域総務班
災害対策本部体制	第1配備	①原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）から原災法第15条第3項に定める緊急事態応急対策の指示があった場合（EAL3）	①大規模な災害が発生するおそれがある場合 ②大規模な災害が発生した場合	災害対策本部が自動的に設置され、災害応急対策を実施し、災害の拡大に備える体制	本部長（市長）、副本部長（副市長、危機管理監、教育長）、本部員、各班
	第2配備	②市長が必要と認めた場合	大規模な災害が発生し、甚大な被害を出すおそれがある場合	災害対策本部が自動的に設置され、市の全組織をあげて災害応急対策を実施する体制	全員

<資料23-3 EAL（緊急事態区分及び緊急時活動レベル）>

第2 注意体制

- （1）市（統括班）は、近隣県における原子力発電所等において事故等（EAL1）が発生し、災害警戒本部を設置するに至らない被害が生じた場合、注意体制をとる。危機管理課職員は、直ちに登庁し、次の措置を講じる。
- （2）危機管理監は、県及び関係機関と連絡を取り、災害に関する情報収集や被害情報を把握し、市長に報告するとともに、関係部長に連絡する。
 - ア 原子力災害に関する情報の収集
 - イ 被害情報の把握
 - （ア）被害が発生した日時、場所
 - （イ）被害の概要
 - （ウ）被害に対してとられた措置
 - （エ）その他必要な事項
 - ウ 災害応急対策（小規模）

(3) 配備に就く職員は所属する勤務場所に参集し、必要な措置をとる。

第3 災害警戒本部の設置

市(統括班)は、県が特定事象発生(ＥＡＬ２)の通報を受けた場合又は特定事象発生のおそれがあると副市長が認めた場合は、災害対策本部の設置に至るまでの措置及び災害対策本部を設置しないで行う災害対策に関する措置を、総合的、迅速かつ的確に行うため、副市長を本部長とする災害警戒本部を設置し、次の業務を実施する。

1 災害警戒本部の設置

(1) 災害警戒本部の設置基準

- ア 原子力防災管理者又は県知事から原災法第10条第1項に定める通報があったとき
- イ 近隣県が設置する空間放射線量率を測定する固定観測局で、 $5\mu\text{Sv/h}$ 以上の放射線量が検出されたことが判明したとき
- ウ その他副市長が必要と認めたとき

2 災害警戒本部の業務等

災害警戒本部の業務及びその他の事項は、水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第3章第1節第2の2に準ずる。

第4 災害対策本部の設置

1 災害対策本部の設置、解散の時期等

市は、県から原子力緊急事態発生(ＥＡＬ３)の通報を受けた場合又は原子力緊急事態発生のおそれがあると市長が認めた場合は、県及び防災関係機関と緊密な連携を図り、速やかに職員を非常参集させ、情報の収集・連絡に必要な要員を確保・配備する。

(1) 設置基準

次の各号に掲げる場合に災害対策本部を設置する。

- ア 原子力災害対策本部長(内閣総理大臣)から原災法第15条第3項に定める緊急事態応急対策の指示があったとき
- イ 近隣県が設置する空間放射線量率を測定する固定観測局で $5\mu\text{Sv/h}$ 以上の放射線量が検出されたことが判明したとき(2地点以上又は10分間以上継続して検出された場合に限る)
- ウ 原子力事業所の事故により放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、市内において屋内退避又は避難が必要となるおそれのあるとき
- エ その他市長が必要と認めたとき

(2) 災害対策本部の解散

次のいずれかに該当する場合、災害対策本部は解散する。

- ア 原子力緊急事態解除宣言がなされたとき
- イ 災害対策本部長(市長)が、原子力施設の事故が終結し、災害応急対策が完了した又は対策の必要がなくなったと認めたとき

2 災害対策本部の業務等

災害対策本部の業務及びその他の事項は、水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第3章第1節第2の3に準ずる。

第5 県との連携

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第3章第1節第3に準ずる。

第6 専門家、県等への支援の要請

1 専門家に対する支援要請

市（統括班）は、特定事象の発生等に伴う影響を把握するため、また、原子力災害に関する応急対策の検討及び実施のため、必要に応じて、県（危機管理防災局）を通じて栃木県原子力災害対策専門委員会などに原子力に関する専門的支援を要請する。

2 県に対する支援要請

市（統括班、各班）は、被害情報の収集、避難指示、応急救助のために緊急の支援を必要とする場合、県（危機管理防災局、各部局）に対して職員の派遣、各種対策の意思決定に資する情報の提供や助言、物資の提供や機材の貸与、施設の提供などを要請する。

第7 防災業務関係者の安全確保

市（統括班、各班）、消防本部、県（危機管理防災局、その他各部局）、県警察及びその他防災関係機関は、緊急事態応急対策に係る防災業務関係者の安全確保を図る。

1 防護対策

市（統括班、各班）は、必要に応じその管轄する防災業務関係者に対し、防護服、防護マスク、線量計等の防災資機材の整備等必要な措置をとるとともに、防災関係機関に対して防災資機材の整備等必要な措置をとるよう要請する。

2 防災業務関係者の被ばく線量管理

（1）防災業務関係者の被ばく線量管理については、次の指標を基準とする。

ア 防災関係者の被ばく線量は、実効線量で5年間につき100mS vかつ1年間につき50mS vを上限とする。

イ 救命救助等の場合は、実効線量で100mS vを上限とする。

なお、女性に関しては胎児保護の観点から適切な配慮を行う。

（2）市（救護班）は、県（危機管理防災局・その他各部局）及び関係機関と緊密な連携のもと、被ばく管理を行う。また、必要に応じて専門医療機関等の協力を得る。

第2節 情報の収集・連絡活動

原子力災害が発生した場合、防護措置等を実施するため、国や県、原子力事業者等から速やかな情報収集を行い、関係機関に対し、その情報を迅速かつ的確に伝達する。

第1 警戒事態発生情報等の連絡（EAL1）

警戒事態は、その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集に努める必要がある。このため、県では原子力発電所の安全確保に係る連絡体制等に関する覚書等に基づき、原子力事業者から連絡通報を受けるとともに、国、近隣県等に対し情報収集活動を実施し、必要に応じて市・消防等関係機関への通報や県民等への周知を行う。

第2 特定事象発生情報等の連絡（EAL2）

原子力発電所の原子力防災管理者は、原災法第10条に規定する特定事象を発見し又は発見の通報を受けた場合、防災業務計画に基づき、直ちに原発所在県をはじめ、官邸（内閣官房）、安全規制担当省庁、内閣府、関係市町村、関係県警察本部、関係市町村の消防本部（局）、原子力防災専門官等に、文書をファクシミリで送付することとされている。

市（統括班）は、近隣県で特定事象が発生し、県が原子力事業者から緊急時における連絡通報を受けた場合、県（危機管理防災局）等に対し情報の提供を求め又は必要に応じて職員の派遣を求める等、情報収集活動を実施し、事故の状況、その他市内への影響の把握に努める。

第3 応急対策活動情報の連絡

1 特定事象発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡（EAL2）

原子力事業者は、原発所在県をはじめ、官邸（内閣官房）、安全規制担当省庁、内閣府、関係市町村、関係県警察本部、関係市町村の消防本部（局）、原子力防災専門官等に、次の事項について、定期的に文書により連絡をすることとされている。

- （1）施設の状況
- （2）原子力事業所の応急対策活動の状況及び事故対策本部設置の状況
- （3）被害の状況等

市（統括班）は、県（危機管理防災局）が国や近隣県、原子力事業者等から入手した情報を収集するとともに、関係機関との連携を密にしてその後の対応に備える。

2 原子力緊急事態宣言発出後の応急対策活動情報、災害情報の連絡（EAL3）

（1）要員の確保

市（統括班）は、原子力発電所の事故により放射性物質が広範囲に拡散し、市内において屋内退避又は避難が必要となるおそれのある場合、速やかに職員を非常参集させ、情報の収集・連絡に必要な要員を確保・配備する。

（2）情報の収集等

市（統括班）は、県（危機管理防災局・その他各部局）から、原子力発電所周辺の状況、モニタリング情報、屋内退避等の状況等必要な情報を収集し、併せて、国、県、近隣県等の緊急事態応急対策活動の状況を把握し、市が行う応急対策に活用する。

第3節 情報伝達・広報活動

市は、放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないなどの原子力災害の特殊性を勘案し、緊急時における市民等の心理的動揺あるいは混乱を未然に防ぎあるいはその拡大を抑えるため、市民等に対する情報伝達、広報を迅速かつ的確に行う。

第1 市民等への情報伝達活動

1 市民等に対する情報伝達

- (1) 市（広報班）は、早い段階から原子力災害に関する情報を広く迅速に市民に向けて提供し、市内における原子力災害に伴う混乱を未然に防ぎ又はその軽減に努める。
- (2) 市（広報班）は、市民等のニーズを迅速に把握し、原子力災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、市が講じている対策に関する情報、交通規制等、原子力災害に対する不安の解消や市民生活の混乱の防止に役立つ事項について、きめ細やかに情報を国、県等と連携しながら伝える。また、情報の一元化を図り、定期的な情報提供に努める。

2 情報伝達の内容等

(1) 情報伝達に当たっての留意事項

市（広報班）は、市民への情報伝達等に当たっては、情報の発信元を明確にするとともに、あらかじめわかりやすい伝達文例等を準備することにより、理解しやすく誤解を招かない表現に努める。また、必要に応じ伝達情報の内容を理解するうえで参考となる情報等を併せて提供する。

(2) 要配慮者への配慮

市（広報班、福祉救援班）は、市民等への情報伝達に当たっては、一人暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯の者、視聴覚障がい者、外国人（日本語の理解が十分でない者）等の情報伝達において困難が予想される要配慮者に配慮する。

(3) 情報伝達内容

- ア 事故・災害等の概況
- イ 災害応急対策の実施状況
- ウ 不安解消のための市民に対する呼びかけ
- エ 避難住民を受け入れる場合、避難住民の受け入れを行う旨及び避難を円滑に行うための協力呼びかけ

(4) 広報内容の確認

- ア 十分に内容を確認した情報の公表及び広報活動を行う。
- イ 発表内容や時期については、国の原子力災害現地対策本部、原子力事業者、指定行政機関及び公共機関等と相互に連絡を取り合い実施する。

(5) 誤情報の拡散への対処

市（広報班）は、公式見解をいち早く発表し、誤情報の拡散抑制に努める。

第2 市民等からの問い合わせに対する対応

1 相談窓口の設置

市（被災者支援班）は県等と連携し、速やかに市民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口を開設し、必要な人員を配置する。

市（広報班）は災害情報センターを設置し、電話、FAX等による市民等からの問い合わせ、要望、相談等に対応する。

2 情報の収集・整理

市（情報収集班）は、市民等のニーズを見極め、情報を収集・整理するとともに、情報伝達活動に反映させるよう努める。

第4節 屋内退避・避難誘導等

市及び県は、原災法第20条第2項の規定に基づく原子力災害対策本部長の指示等に基づき、屋内退避又は避難等の措置を講じる。

第1 避難等措置の実施主体

市民の避難等の措置を講じるに当たっては、県、警察、自衛隊等防災関係機関の応援・協力のもと実施する。

市（統括班）は、国又は県から避難等の防護対策の指示があった場合、市民が動揺・混乱しないよう、速やかに指示する。

第2 屋内退避、避難等の実施

1 市民等に対する周知

原災法第15条第3項に定める原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）からの避難のための立退き又は屋内退避等の指示が近隣県等にあった場合、市（統括班、広報班）は県と連携し、市民に対して情報提供を行うとともに、必要に応じて屋内退避を実施する可能性がある旨の注意喚起を行う。

なお、一人暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯の者、視聴覚障がい者、外国人（日本語の理解が十分でない者）等の情報伝達に困難が予想される要配慮者に対する周知方法については、特段の配慮を行う。

2 避難誘導等

（1） 県（危機管理防災局）は、EAL又はOILに基づく原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）の指示、その他市民の安全確保のために必要と認めた場合、市に対し、市民に対する屋内退避又は避難のための立退きの指示の連絡等必要な緊急事態応急対策を実施する。

（2） 市（統括班）は、原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）の指示若しくは県からの指示又は市長の判断に基づいて、市民等に対する屋内退避又は避難指示を行う。

（3） 市（情報収集班）及び消防本部は、県（危機管理防災局）及び県警察等と協力し、避難状況等を的確に把握する。

<資料23-4 OIL（運用上の介入レベル）>

3 避難状況の確認

市（情報収集班、各地域消防班）は、避難指示等を行った場合は警察署等と協力し、市民の避難状況等を的確に把握するものとする。

第3 安定ヨウ素剤の配布等

市（救護班）は、国が備蓄する安定ヨウ素剤の配布について、県（危機管理防災局・保健福祉部）、国及び関係機関と連携して対応する。

第4 避難所等の開設、運営

1 避難所の開設

市（避難所班、福祉救援班）は、必要に応じ避難所及び福祉避難所を開設し、市民等に対し周知徹底を図る。また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として開設する。

2 避難所の管理・運営

（1） 市（避難所班）は、各避難所の管理・運営に当たり、避難所における正確な情報の伝達、食料、水等の配布、衛生管理（清掃等）について円滑に実施するため、医師等専門家、ボランティア、避

難者、地域住民、自主防災組織等の協力が得られるよう努める。

(2) 市（避難所班）は、避難所に必要な設備及び資機材をあらかじめ配備し、又は必要なときに直ちに配備できるよう準備しておくものとする。

(3) 市（避難所班）は、避難所における避難者に係る情報の早期把握に努めるとともに、避難者の要望を把握するなど、避難所における生活環境に注意を払い、必要に応じて改善を図り、常に良好なものとするよう努める。

3 飲食物、生活必需品等の供給

市（物資調達班）は、避難所等の市民のために飲食物、生活必需品等の提供が必要と認めた場合は、備蓄品の供給、給（貸）与、事業者等への物資の調達要請等を行うとともに、それでも不足すると認めた場合は、県に対し、飲食物、生活必需品等の調達の協力を要請する。

第5 県外からの避難者の受入

1 避難所の設置

原子力発電所事故が発生した場合、その影響が広範囲に及ぶため、近隣県から本市に避難することが予想される。

また、東海第二発電所で原子力災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における県外広域避難について、UPZ内にある茨城県水戸市と本市の間で協定が締結されている。

市（避難所班）は、それぞれの指定避難所等公共施設のうち、あらかじめ定めた施設の一部を避難所として提供するとともに、避難所の開設等を行う。

<協定集 15.原子力関係>

第6 要配慮者等への配慮

市（福祉救護班、避難所班）は、避難誘導、避難所での生活に関して、高齢者、介護保険における要介護・要支援認定者、障がい者、妊産婦、乳幼児、難病患者、透析患者、外国人（日本語の理解が十分でない者）等の要配慮者及びペット同伴者に十分配慮する。特に、要配慮者の避難所での健康状態の把握等に努める。

また、要配慮者の避難所生活におけるニーズを適切に把握し、粉ミルクや哺乳びん、紙おむつ等の生活必需品、医薬品、人工呼吸器等の非常用電源、介護用品等の調達、ホームヘルパーや手話通訳者等の派遣など、円滑な生活支援を行う。

第5節 モニタリング活動

緊急時において県と連携しながら、モニタリング計画等に基づき、平常時のモニタリングを強化し、原子力発電所等からの放射性物質等の影響の有無又はその大きさを迅速に把握する。

第1 緊急時通報後の連絡を受けた場合の対応

県（環境森林部）は、県内における影響を把握するため、モニタリングポストの監視を強化し、市と連絡を密にしながら、情報の交換、結果の取りまとめを行い、県民に対して広く公表する。

市（防疫衛生班、農林班）は、県のモニタリング活動に協力する。

第2 特定事象発生の通報を受けた場合の対応

県（危機管理防災局・環境森林部）は、県内における影響を把握するため、平常時のモニタリングを強化し、その結果をとりまとめるとともに、市等に必要に応じ連絡する。

市（防疫衛生班）は、県からのモニタリング結果を踏まえ、緊急時環境放射線モニタリングの実施を準備する。

第3 原子力緊急事態宣言発出後の対応

県（環境森林部）は、県内における放射性物質又は放射線に関する情報を得るため、モニタリング計画に基づき、環境モニタリング等を行う。実施後は関係機関からの情報を含め、結果をとりまとめるとともに、必要に応じて市、関係機関等に連絡する。

市（防疫衛生班）は、連絡された環境モニタリング結果等について、必要に応じて関係機関等と情報共有する。

第6節 医療救護活動等

災害時において、市民等に対し健康相談や医療活動等を実施し、市民等の心身の健康を確保する。

第1 市民等を対象とする健康相談等の実施

1 避難者等に対する健康相談等の実施

市（救護班）は、県（保健福祉部）や国等と連携し、避難所、救護所等において、災害対応の段階や対象区域等に応じて、避難者等を対象とした健康相談（原子力災害発生直後から避難所等までの行動状況や健康状態の把握）を実施する。また、必要に応じて、放射性物質による表面汚染に関する検査（放射線サーベイ検査）を実施する。

2 相談窓口の設置

市（救護班）は県（保健福祉部）と連携し、保健福祉センター等に市民等の心身の健康に関する相談に応じる窓口を設置する。また、避難生活者の心身の健康を確保するため、必要に応じ、避難所等における巡回相談を実施する。

第2 被災者を対象とする医療救護活動の実施

市（救護班）は県（危機管理防災局・保健福祉部）と連携し、必要に応じて主要な避難経路上に医療救護所を設け、被災者等の汚染検査、簡易な除染、医療救護及び健康管理等の所要の措置を行う。

また、医療救護所に対応できない場合は、搬送機関と連携して医療機関等へ搬送する。

なお、道路交通の混乱を考慮し、必要に応じて警察署に協力を求めるとともに、救急車による搬送が困難と判断される場合は、県に消防防災ヘリコプター、ドクターヘリ等による搬送を要請する。

第7節 農林水産物等の安全確保

農林水産物や加工食品等の安全性を把握するため、放射性物質モニタリング検査を速やかに実施し、放射性物質濃度が国の定める基準を超えた場合は、生産者等に対して出荷自粛を要請するとともに、市民に対して広く周知する。

第1 食品等の安全性の確認

原子力災害が発生した場合、国が主体となって実施する緊急時モニタリング結果や県の環境放射線モニタリングの結果等の情報を集約する原子力規制委員会が、飲食物中の放射性物質濃度の測定を行うべき地域や当該地域における測定結果に基づく摂取制限の内容について、原子力災害対策本部を通じて、市に伝達する。

県（環境森林部・保健福祉部・産業労働観光部・農政部）は、国のガイドラインに基づき策定する放射性物質検査計画等により、地域における飲食物中の放射性物質濃度の測定を実施するとともに、OILに基づく飲食物摂取制限を行い、市（広報班）と協力して住民等へ周知する。なお、緊急時の暫定規制数値等が設定された場合は、その基準等に基づき対応する。

第2 食品等の出荷自粛要請及び解除等

モニタリング検査等の結果、国が定める基準値等を超過し、県（環境森林部・保健福祉部・農政部）から要請があった場合、市（物資調達班、農林班）は生産者等へ出荷自粛を要請するとともに、市ホームページへの掲載など、様々な手段で市民に広く周知する。

また、国から県を通じて出荷制限の指示があった場合、市（農林班）は速やかに関係事業者に要請するとともに、市民に対し広く周知する。

第3 飲料水の安全対策の実施

モニタリングの結果に基づき、国が定める摂取制限に関する指標を超え、又は超えるおそれがあると認められ、水道水及び飲料水の摂取制限等必要な措置をとるよう県から要請があった場合、市（水道班）は、飲料水の摂取制限を行うとともに、市民に周知する。

また、水道水の安全対策のため、事故の状況を直ちに把握するとともに必要な措置を行う。実施に当たっては、厚生労働省から示される水道水中の放射性物質に関する指標等に留意する。

食品中の放射性セシウムの基準値

食品群	基準値（ベクレル/kg）
飲料水	10
牛乳	50
一般食品	100
乳児用食品	50

※基準値は平常時の基準値（平成24年3月15日厚生労働省通知より）

第4 食品等の供給

食品等の摂取制限等を行う場合、市（物資調達班）は県と協力し、制限により食品等が得られない市民へ必要な食品等を供給する。

第8節 児童生徒等の安全対策

学校等は、原子力災害が発生した場合に、児童生徒等の安全を確保し、保護者や関係機関との連携に努める。

学校等は、原子力災害が発生した場合に、適切な情報に基づき、屋内退避等を行うことにより児童生徒等の安全を確保し、保護者や関係機関との連携に努める。

市（避難所班、福祉救援班）は、県（経営管理部・保健福祉部・教育委員会）や国と連携して、学校等に対し、生活上の留意点など、原子力災害に関する情報を提供する。さらに、児童生徒等や保護者からの放射線や健康への影響に関する相談に応じることができるよう体制を整備する。

第9節 緊急輸送活動

市は、県警察や関係機関と連携して緊急輸送の円滑な実施を確保するとともに、必要に応じて、迅速・円滑に輸送を行うための交通規制等の措置を行う。

第1 緊急輸送活動

1 緊急輸送の範囲

緊急輸送の範囲は、次のとおりとする。

- ア 医療・救護活動に必要な人員及び資機材
- イ 避難行動要支援者を中心とした避難者等
- ウ コンクリート屋内退避所や避難所を維持・管理するために必要な人員及び資機材
- エ 食料等生命の維持に必要な物資
- オ その他緊急に輸送を必要とするもの

2 緊急輸送体制の確立

- （1）市（各班）は、関係機関との連携により、輸送の優先順位、乗員及び輸送手段の確保状況、交通の混雑状況を勘案し、円滑に緊急輸送を実施する。
- （2）市（統括班、管財班）は、人員、車両等に不足が生じたときは、関係機関に支援を要請するとともに、必要に応じ周辺市町や県に支援を要請する。
- （3）市（統括班、管財班）は、（2）によっても人員、車両等が不足するときは、県等に対し、人員等の確保に関する支援を依頼する。

第2 緊急輸送のための交通確保

1 緊急輸送のための交通確保の基本方針

県警察は、緊急輸送のための交通確保については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して交通規制等を行う。

2 緊急交通路の確保

（1）交通状況の把握

県警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、交通状況を迅速に把握する。

（2）原子力緊急事態宣言の通報直後の交通規制

県警察は、広域交通管制を実施し、速やかに区域又は区間を指定して、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限するなどして緊急交通路を確保する。

（3）交通情報の提供

県（県土整備部）及び県警察は、緊急交通路の確保やう回誘導等のため、マスメディア、道路交通情報板、道路交通情報センター等により、緊急交通路の指定について周知徹底を図るとともに交通情報を提供する。

第4章 復旧・復興

第1節 健康対策

市民等に対する心身の健康に関する相談に応じるための体制を整備するとともに、必要に応じて、健康影響に関する調査を実施し、市民等の不安を払拭する。

第1 市民への対応

市（救護班）は、県（保健福祉部）と協力し、市民等の不安を払拭するため、市民に対する心のケアを含む健康相談を実施する。

第2 健康影響調査

1 調査の検討

市（救護班）は県（保健福祉部）と協力し、必要に応じて防護対策を講じた地域の住民等を対象とする健康影響に関する調査を実施する。

実施に当たっては、緊急時医療や放射線の人体への影響に詳しい専門家等による県の検討会等の意見を聴いて、健康影響調査の必要性等について検討する。

県の検討会等では、メンタルヘルスやリスクコミュニケーションなど、身体的影響調査以外に、心のケアに関する調査、情報提供のあり方等についても検討する。

2 調査の実施

県の検討会等において、健康影響調査の必要性が認められた場合には、調査の対象、内容、方法等について具体的な検討を加え、速やかに県や医療機関をはじめ関係機関等と協力して実施する。

3 メンタルヘルス対策

市（救護班）は、県（保健福祉部）、国、医療機関をはじめ、関係機関等と連携し、市民のメンタルヘルス対策として、心のケアに関する電話相談の実施など、市民からの問合せに対応できる体制を整備する。

防災業務関係者も心のケア対応を受ける対象者となりうるため、市民等に対し配慮しながら、防災業務関係者への対応にも十分に留意する。

4 飲料水・食品の安全確認

市（水道班、物資調達班、農林班）は、防護対策を実施すべき区域の指定及び飲食物等の摂取制限に関する措置を解除した後においても、必要に応じて、飲料水及び食品の放射性物質検査を実施し、その安全性を確認する。

第3 学校等における対策

市（避難所班、福祉救援班）は、学校等における健康対策について、子どもは放射線の影響を比較的受けやすいこと、精神的にも成長過程にあること等の特性を考慮して対策を実施する。

1 健康調査

健康調査を実施するに当たり、原子力災害による児童生徒等の心身の健康への影響を把握するため、教職員等による健康観察を行う。特に児童生徒等については、災害で受けた心の影響は、長期化することや数ヵ月後に突然現れることもあるので、長期的に観察をする。

2 心のケア

原子力災害の経過に伴い、児童生徒等の健康問題解決のために、教職員等による組織的かつ迅速・適切な対応が不可欠であるため、市（避難所班、福祉救援班）は、学校等において心のケアに関する

体制を整備し、児童生徒等の対応にあたる。

3 その他

- (1) 原子力災害が収束しても、放出された放射性物質が地表上に蓄積し、児童生徒等の屋外活動の妨げとなるおそれがあるため、市（避難所班、福祉救援班）は、園庭や校庭など児童生徒等が活動する場所について放射線量の継続的計測を行う。

また、市による放射線量測定により、下表のような数値が測定された場合、施設所管課等は汚染箇所の状況、広さ、人が近づく頻度などを勘案した上、放射線量低減対策実施の要否やその内容について検討し、下表のような対策を講じる。

放射線量低減対策実施の判断目安と対策内容

空間線量率（* ¹ ）		低減対策
地表 5 cmでの測定	毎時0.23マイクロシーベルト未満	平常対応
	毎時0.23マイクロシーベルト以上	測定を毎日に切り替え経過を見守りながら、手洗い、うがいの励行、マスク着用指導のほか、立入制限、遮断、埋立て等の措置
地表 5 cm・50cm・1 mでの測定	毎時 1 マイクロシーベルト以上	簡易な除染（* ² ）
地表 1 mでの測定	周辺より毎時 1 マイクロシーベルト以上高い	文部科学省への通報や簡易な除染

*¹：空間線量率については、定点測定地での測定で、測定値が目安の値以上であった場合において、サイコロの5の目の形状で再測定を行い、平均した結果の数値で判断する。

*²：簡易な除染については「放射性物質除染作業マニュアル（市有施設用）」（平成24年3月：栃木市）に基づき対応する。

§ 毎時0.23マイクロシーベルトは、追加被ばく線量毎時0.19マイクロシーベルト（年間で1ミリシーベルト）に大地からの放射線量毎時0.04マイクロシーベルトを加えた値

§ 保育園・小中学校の面的除染の要否判断については「学校等における放射線測定の手引き」（平成23年8月26日：文部科学省・日本原子力研究開発機構）の中で、地表から50cmの高さ（中学校は1m）で毎時1マイクロシーベルト以上の場所との目安が示されている。

§ 国では「当面の福島県以外の地域における周辺より放射線量の高い箇所への対応方針」（平成23年10月21日：内閣府・文部科学省・環境省）の中で、地表から1mの高さの空間線量率が周辺より毎時1マイクロシーベルト以上高い箇所について報告を求めているため、そのような場合は、国の対応方針に基づき、国への報告など所定の措置を講じる。

- (2) 市（避難所班）は、児童生徒等や保護者の不安を払拭するため、必要に応じて学校給食等について放射性物質の測定を実施し、目に見える形での情報提供に努める。

第2節 風評被害対策

市は、国及び県と連携し、原子力災害による風評被害等の未然防止又は影響を軽減するために、農林水産物、工業製品等の適正な流通の促進及び観光客の減少防止のための広報活動を実施する。

第1 農林水産物、工業製品等に係る対策

1 基本方針

(1) 農林水産物

市（農林班）は、農林水産物について風評被害を最小限にとどめるため、放射性物質モニタリング検査結果を踏まえ、安全性を積極的にPRしていく。

(2) 工業製品等

市（物資調達班）は、工業製品や加工食品等について、放射性物質の測定結果を踏まえ、安全性を積極的にPR支援する。

2 具体的方法

市（広報班、農林班、物資調達班）は、農林水産物等の流通促進のため、速やかに、広くかつ継続的にインターネット等様々な広報媒体を積極的に活用し、安全性に関する明確で、わかりやすい情報を市内外に対して積極的に発信する。

また、県（環境森林部・産業労働観光部・農政部）と連携して風評被害の払拭に向けて各種施策に取り組む。

第2 観光業に係る対策

1 情報の発信

市（物資調達班）は、放射性物質に関するデータを迅速かつ正確に収集し、安全性を確認できた場合には、安全宣言を行うことに加え、報道発表や市のホームページ等、様々な広報媒体を用い、安全性に関する明確でわかりやすい情報を市内外に対して積極的に発信する。

2 観光客等への説明

市（物資調達班）は、本市を訪れている外国人を含む観光客等に対し、安全性に関する明確でわかりやすい説明を行うことにより、当該観光客等から本市が安全であることを発信してもらうよう努める。

第3 被害者の救済

風評被害が実際に生じたと考えられる場合、市（農林班、物資調達班）は、事故と被害との因果関係を含む風評被害の詳細な状況を把握し、損害を受けた被害者の救済が図られるよう努める。

また、安全性のPRや誘客促進に係るキャンペーンなどのイベントの実施による風評被害解消に向けた取組に加え、生産者や観光業者に対し、風評被害等に対する損害賠償に係る手続きを周知し、支援する。

第3節 除染・汚染廃棄物の処理

市及び県は、国が示す方針に沿って、国が実施する汚染廃棄物の処理及び除染作業に協力するとともに、必要に応じて汚染廃棄物の処理及び除染作業を行う。

第1 基本方針

市及び県は、放射性物質に汚染された廃棄物の処理及び除染作業について、国の施策に協力し、国、原子力事業者及びその他防災関係機関と連携して、必要な対策を実施する。

第2 除染の実施

市（災害ごみ対策班、防疫衛生班）、県（危機管理防災局・環境森林部・その他各部局）、その他防災関係機関及び市民は、避難のための立退きの指示があった地域以外に関する除染に当たっては、主に市町における除染を対象として国が策定した「除染関係ガイドライン」を参考とし、国や原子力事業者とも連携の上、以下のとおり実施する。

原子力事業者は、市、県等の要請に基づき、除染等に必要な防災資機材の貸与、要員の派遣に努める。

なお、除染を実施する際は、市民の意見を十分に尊重するものとする。

- (1) 土壌、工作物、道路、河川、湖沼、農用地、森林等の対象の中から、人の健康の保護の観点から必要である地域を優先的に実施する。また、乳幼児等が放射線の影響を受けやすいとされていることに鑑み、学校・幼稚園・保育園・公園等、子どもの生活圏を優先して除染する等妊産婦や子ども等に十分配慮する。
- (2) 比較的高い濃度で汚染された場所を特定し、汚染の特徴に応じ、表土の削り取り、建物の洗浄、道路側溝等の清掃、枝打ち及び落葉の除去等、適切な方法で効果的に行う。水を用いて洗浄を行う場合は、水による洗浄以外の方法で除去できる放射性物質を可能な限りあらかじめ除去する等、排水による流出先への影響を極力避けるよう配慮する。
- (3) 土壌等の除去を実施する際は、削り取る土壌の厚さを必要最小限にする等除去土壌等の発生抑制に配慮し、除去土壌等は、その他の物と混合するおそれのないよう区分するとともに、可能な限り除去土壌と除染廃棄物を区分する。
- (4) 除去土壌については、国が示す考え方に基づき、周辺住民及び作業者の追加的な被ばく線量を考慮し、収集、運搬、保管及び処分を適切に行う。

なお、保管場所及び処分先の確保の観点から、必要に応じて、保管又は処分の際に減容化や再生利用を図る。

除染廃棄物については、本節第3の記載するところにより適切に処理を行う。

（参考）「福島第一原子力発電所事故の影響を受けた廃棄物の処理処分等に関する安全確保の当面の考え方について」（平成23年6月3日原子力安全委員会）なお、当通知の廃棄物については、除去土壌を含む。

① 処理に伴って周辺住民の受ける線量が1 mSv／年を超えないようにする。

② 処理を行う作業者が受ける線量が可能な限り1 mSv／年を超えないことが望ましい。比較的高い放射能能度の物を取り扱う工程では、電離放射線障害防止規則を遵守する等により、適切に作業者の受ける放射線の量の管理を行う。

③ 処分施設の管理期間終了以降、周辺住民の受ける線量が10 μSv／年以下とする。

- (5) 飛散流出防止の措置、悪臭・騒音・振動の防止等の措置、除去土壌の量等の記録等、周辺住民の健康の保護及び生活環境の保全への配慮に関し必要な措置をとる。

（参考）除染関係ガイドライン（平成25年5月第2版、平成26年12月追補環境省）

第3 放射性物質に汚染された廃棄物の処理

1 国が処理する廃棄物

市（災害ごみ対策班）、県（環境森林部・その他各部局）、排出事業者等は、国の責任において処理することとされる廃棄物（放射性物質汚染対処特措法の規定では8,000Bq/kgを超える放射性物質を含む廃棄物（指定廃棄物））を国に引き渡すまでの間、適切に保管する。また、早期の処理を図るため、市民の不安解消、理解促進等に向けた取組を行う。

2 市及び排出事業者が処理する廃棄物

市（災害ごみ対策班）、県（環境森林部・その他各部局）、排出事業者等は、自らの責任において処理することとされる廃棄物（放射性物質汚染対処特措法の規定では8,000Bq/kg以下の放射性物質を含む廃棄物）の収集、運搬、保管及び処分を適切に行うとともに、「廃棄物関係ガイドライン」（事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の処理等に関するガイドライン、環境省）に基づき、飛散・流出防止の措置、モニタリングの実施、廃棄物の量、運搬先等の記録、周辺住民の健康の保護及び生活環境の保全への配慮に関し必要な措置をとる。

また、県（環境森林部）に対し、専門的な知見等に関する情報提供等を要請する。

3 その他

市（災害ごみ対策班）及び県（危機管理防災局・環境森林部・その他各部局）は、摂取制限や出荷制限等の対象となった飲食物や農林畜水産物等を含め放射性物質に汚染された廃棄物の処理の安全性について、市民等へ周知徹底する。

市（統括班、災害ごみ対策班）及び県（危機管理防災局・環境森林部・その他各部局）は、国に対し、放射性物質に汚染された廃棄物の保管場所や処分を行う施設を確保するよう要請するものとする。

第4節 損害賠償

市は、原子力災害によって損害を受けた事業者等に対して、損害賠償を請求するために必要な情報提供等の支援をするとともに、必要に応じて、市が受けた損害について請求するための体制を整備する。

第1 事業者等への支援

1 損害状況等の情報収集

- (1) 賠償金の支払いについて、原子力損害賠償紛争審査会が策定する指針に基づき、原子力事業者が賠償金等の支払いを行うこととなるが、市（物資調達班、農林班）は、県（環境森林部・産業労働観光部・農政部）と連携し、賠償内容や手続きについて、国や原子力事業者等からの情報収集を積極的に行い、その内容を周知する。
- (2) 市（物資調達班、農林班）は、原子力災害により、市内事業者等に出荷制限や風評被害などの被害が発生した場合又はそのおそれがある場合には、関係する分野ごとに損害情報の収集に努める。
- (3) 市（物資調達班、農林班）は、市内の損害状況を正確に把握し、損害賠償に関する制度や手続き等の内容を踏まえた上で、個々の分野においてどのような支援が必要とされているかを判断し、適切に対応する。

2 事業者等への支援内容

- (1) 原子力災害により市内の事業者等に損害が発生した場合、事業者が正当な賠償を受けるため、市（物資調達班、農林班）は次のとおり県に協力する。
 - ア 市のホームページを通じた原子力損害賠償請求に係る制度の周知
 - イ 制度や手続き等、業種や業界団体別の説明会の開催の案内、周知
 - ウ 関係出先機関等における県の相談窓口の案内、周知
- (2) 市（物資調達班、農林班）は、被害を受けた事業者や損害の内容等について、事業者等が速やかに損害賠償請求を行うことができるよう、制度等の周知を心がける。

市（統括班、各班）及び県（危機管理防災局・その他各部局）は、東京電力福島第一原子力発電所事故において原子力事業者に対し請求した経費を参考に、原子力災害において支出した様々な経費について、請求の可否を判断するとともに、迅速かつ正当な損害賠償の履行を求める。

第5節 各種制限の解除

緊急時モニタリング等による地域の調査、専門家等の判断、国の指導・助言及び指示に基づき、原子力災害応急対策として実施された飲食物の摂取制限及び農林水産物の採取・出荷制限等の措置が解除された場合、市と関係機関が連携して必要な措置を行う。

原子力災害応急対策として実施された立入制限、交通規制、飲料水・飲食物の摂取制限及び農林畜水産物の採取の注意喚起・出荷制限等の各種制限措置について、県から解除の指示を受けた場合、市（各班）は関係機関、事業者等に連絡するとともに、解除の実施状況を確認する。

<資料 23-5 原子力災害用語>

資料編

資料編 目次

1. 総則

1-1 栃木市防災会議条例	1
1-2 栃木市防災会議条例施行規則	1
1-3 栃木市防災会議委員名簿	3
1-4 防災関係機関一覧	4
1-5 栃木市防災対策推進委員会規程	7
2-1 災害履歴(風水害の発生状況)	9
3-1 洪水浸水想定区域図(洪水予報河川及び水位周知河川・河川別)	13
3-2 洪水浸水想定区域図(その他中小河川・河川別)	20
3-3 災害危険箇所数一覧	30
3-4 山地災害危険地区一覧	30
3-6 地震被害想定結果(旧栃木市・旧岩舟町別)	47
4-1 栃木市地域支え合い活動推進条例	48
4-2 浸水想定区域内・土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設	50
4-3 災害時応援協定に基づく民間の福祉避難所	52
5-1 現物備蓄の状況	53
5-2 防災備蓄倉庫	53
6-1 地すべり防止区域一覧	54
6-2 急傾斜地崩壊危険区域一覧	54
6-3 砂防指定地一覧	55
7-1 栃木市消防本部通信系統図	56
7-2 消防施設・設備の状況	56
7-3 救助用資機材保有状況	59
8-1 危険物規制対象数	59
8-2 地域別危険物施設数	60
8-3 毒物劇物製造(販売)業等の登録状況	60
9-1 孤立可能性地区・飛び地的地区一覧	60
10-1 栃木市災害対策本部条例	61
10-2 栃木市災害対策本部に関する規程	61
10-3 本部職員の標識	62
11-1 警報・注意報発表基準一覧	63
11-2 防災無線	64
11-4 栃木県火災・災害等即報要領	67
11-5 即報基準	73
12-1 栃木市被災宅地危険度判定実施要綱	74
13-1 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準	75
14-1 指定緊急避難場所等一覧	79
14-2 浸水時の避難場所	81
14-3 一時避難場所一覧	82
15-1 主な医療機関の収容能力	83
15-2 市内の医療機関一覧	83
16-1 飛行場外、緊急離着陸場一覧	87
16-2 規制除外車両事前届出書	89
17-1 栃木市災害時協力井戸登録制度実施要綱	90
17-2 災害時協力井戸一覧	91

18-1	栃木市指定文化財一覧	92
19-1	水道事業浄水施設	98
19-2	下水道施設	98
20-1	栃木県の主な金融支援制度	100
20-2	栃木市災害弔慰金の支給等に関する条例	104
20-3	栃木市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則	105
20-4	栃木市災害見舞金条例	108
20-5	栃木市災害見舞金条例施行規則	108
20-6	栃木市被災者生活再建支援金支給要綱	110
20-7	栃木市被災者住宅復旧支援条例	112
20-8	栃木市被災者住宅復旧支援条例施行規則	112
20-9	栃木市住宅再建等利子補給金交付要綱	114
21-1	激甚災害指定基準	116
22-1	市内の主な火災一覧	118
23-1	定点測定施設	119
23-2	放射性物質検査状況	119
23-3	EAL（緊急事態区分及び緊急時活動レベル）	119
23-4	OIL（運用上の介入レベル）	120
23-5	原子力災害用語	121
24-1	国・県等の災害支援ユニット	123

1-1 栃木市防災会議条例

平成22年3月29日条例第23号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、栃木市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 栃木市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 水防法（昭和24年法律第193号）の規定に基づき、水防計画その他水防に関する重要な事項の調査及び審議を行うこと。
- (3) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (4) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (5) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者
- (2) 陸上自衛隊の自衛官のうちから市長が委嘱する者
- (3) 栃木県の職員のうちから市長が委嘱する者
- (4) 栃木県警察の警察官のうちから市長が委嘱する者
- (5) 教育委員会教育長
- (6) 消防長及び消防団長
- (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が委嘱する者
- (8) 女性団体の会員のうちから市長が委嘱する者
- (9) 高齢者団体の会員のうちから市長が委嘱する者
- (10) 障がい者団体の会員のうちから市長が委嘱する者
- (11) 自主防災組織を構成する者又は学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する者
- (12) 公募による者
- (13) 市の職員のうちから市長が任命する者
- (14) その他市長が特に必要と認める者

6 前項の委員の定数は、45人以内とする。

7 第5項第8号から第12号まで及び第14号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

8 前項の委員は、再任することができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係指定地方行政機関の職員、栃木県の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員、市の職員及び学識経験のある者のうちから、市長が委嘱又は任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議に必要な事項は、規則で定める。

[中略]

附 則（平成24年条例第39号）

この条例は、公布の日から施行する。

1-2 栃木市防災会議条例施行規則

平成22年3月29日規則第16号

(趣旨)

第1条 この規則は、栃木市防災会議条例（平成22年栃木市条例第23号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、栃木市防災会議（以下「防災会議」という。）の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長代理委員)

第2条 条例第3条第4項の規定により会長の職務を代理する委員は、副市長の職にある委員とする。

(会議の招集)

第3条 会議は、会長が招集する。

2 前項の招集は、委員に対して招集の日時、場所及び議題を告知して行う。

(欠席又は遅参の届出)

第4条 委員は、事故のため会議に出席できないとき、又は遅参しようとするときは、開会時刻前に、会長にその旨を届け出なければならない。

(会議)

第5条 防災会議は、委員定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。

2 会議の議長は、会長が当たる。

3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専決)

第6条 市の地域に係る災害の発生により、市長が災害対策本部を設置する必要を認めた場合において防災会議の意見を聴く時間的余裕がないときは、会長が当該災害対策本部の設置等について専決することができる。

2 前項の規定により災害対策本部を設置したときは、会長は、速やかにこれを防災会議に報告しなければならない。

(幹事)

第7条 防災会議に、幹事若干人を置く。

2 幹事は、市職員のうちから市長が任命する。

3 幹事は、防災会議の所掌事務に参画する。

(庶務)

第8条 防災会議の庶務は、総合政策部危機管理課において処理する。

2 前項の事務に従事させるため、防災会議に書記を置き、市長がこれを任命する。

(公表等の方法)

第9条 地域防災計画を作成し、又は修正した場合の公表その他の防災会議が行う公表等は、栃木市公告式条例（平成22年栃木市条例第3号）の例による。

〔中略〕

附 則（令和3年規則第13号）抄

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

1-3 栃木市防災会議委員名簿

(危機管理課、令和7年4月1日現在)

(1) 会長 栃木市長

(2) 委員 次表のとおり

(任期：令和6年12月1日～令和8年11月30日)

No.	防災会議条例 第3条第5項	区分	機関名等	役 職
1	第1号	指定地方行政機関	関東農政局栃木県拠点	地方参事官
2	第1号	指定地方行政機関	利根川上流河川事務所	所長
3	第1号	指定地方行政機関	渡良瀬川河川事務所	事務所長
4	第2号	陸上自衛隊	陸上自衛隊東部方面特科連隊第2大隊	第4中隊長
5	第3号	栃木県	栃木土木事務所	参事兼所長
6	第3号	栃木県	県南健康福祉センター	参事兼所長
7	第3号	栃木県	下都賀農業振興事務所	参事兼所長
8	第4号	警察署	栃木警察署	署長
9	第5号	教育委員会	栃木市教育委員会	教育長
10	第6号	消防本部	栃木市消防本部	消防長
11	第6号	消防本部	栃木市消防団	団長
12	第7号	指定公共機関・ 指定地方公共機関	東日本旅客鉄道株式会社高崎支社	安全企画室副課長
13	第7号	指定公共機関・ 指定地方公共機関	東京電力パワーグリッド株式会社栃木南支社	栃木南支社長
14	第7号	指定公共機関・ 指定地方公共機関	東武鉄道株式会社新栃木駅	駅長
15	第7号	指定公共機関・ 指定地方公共機関	関東自動車株式会社佐野営業所	次長
16	第7号	指定公共機関・ 指定地方公共機関	ケーブルテレビ株式会社	代表取締役社長
17	第7号	指定公共機関・ 指定地方公共機関	栃木郵便局	局長
18	第7号	指定公共機関・ 指定地方公共機関	下都賀郡市医師会	会長
19	第7号	指定公共機関・ 指定地方公共機関	NTT 東日本株式会社栃木支店	支店長
20	第8号	女性団体	栃木市女性団体連絡協議会	会計
21	第8号	女性団体	栃木市女性防火クラブ	副会長
22	第9号	高齢者団体	とちぎ蔵の街シニアクラブ連合会	会長
23	第10号	障がい者団体	栃木市身体障害者福祉会連合会	副会長
24	第12号	公募委員	公募	
25	第12号	公募委員	公募	
26	第12号	公募委員	公募	
27	第13号	市職員	栃木市	副市長
28	第13号	市職員	栃木市	総合政策部長
29	第13号	市職員	栃木市	危機管理監
30	第13号	市職員	栃木市	経営管理部長
31	第13号	市職員	栃木市	地域振興部長
32	第13号	市職員	栃木市	生活環境部長
33	第13号	市職員	栃木市	保健福祉部長
34	第13号	市職員	栃木市	産業振興部長
35	第13号	市職員	栃木市	都市建設部長
36	第13号	市職員	栃木市	都市建設部技監
37	第13号	市職員	栃木市	上下水道局長
38	第13号	市職員	栃木市	教育次長
39	第14号	その他	栃木市社会福祉協議会	常務理事
40	第14号	その他	栃木市自治会連合会	理事
41	第14号	その他	特定非営利活動法人ハイジ	理事

1-4 防災関係機関一覧

(危機管理課、令和7年7月現在)

(1) 市、消防機関

機 関 名	所 在 地
栃木市役所 本庁	栃木市万町 9-25
〃 大平総合支所	栃木市大平町富田 558
〃 藤岡総合支所	栃木市藤岡町藤岡 1022-5
〃 都賀総合支所	栃木市都賀町原宿 573
〃 西方総合支所	栃木市西方町本城 1
〃 岩舟総合支所	栃木市岩舟町静 5133-1
栃木市消防本部	栃木市平柳町 1-34-5
栃木市消防署	栃木市平柳町 1-34-5
〃 大平分署	栃木市大平町蔵井 2001-2
〃 藤岡分署	栃木市藤岡町藤岡 81-2
〃 都賀分署	栃木市都賀町大柿 1529-1
〃 西方分署	栃木市西方町金井 293
〃 岩舟分署	栃木市岩舟町静 5133-1
栃木市消防団	栃木市平柳町 1-34-5

(2) 県、警察

機 関 名	所 在 地
危機管理防災局危機管理課	宇都宮市塙田 1-1-20
危機管理防災局消防防災課	宇都宮市塙田 1-1-20
県土整備部河川課	宇都宮市塙田 1-1-20
栃木土木事務所	栃木市神田町 6-6
県南環境森林事務所	佐野市堀米町 607
小山環境管理事務所	小山市犬塚 3-1-1
下都賀農業振興事務所	栃木市神田町 5-20
県南健康福祉センター	小山市犬塚 3-1-1
栃木県税事務所	栃木市神田町 6-6
栃木警察署	栃木市箱森町 40-14
〃 栃木駅前交番	栃木市河合町 1-1
〃 万町交番	栃木市万町 16-10
〃 大宮町駐在所	栃木市大宮町 1659-1
〃 皆川城内駐在所	栃木市皆川城内町 741-7
〃 寺尾駐在所	栃木市梅沢町 1149
〃 尻内町駐在所	栃木市尻内町 376-1
〃 吹上町駐在所	栃木市吹上町 419
〃 惣社町駐在所	栃木市惣社町 559-3
〃 田村町駐在所	栃木市田村町 611-1
〃 大平交番	栃木市大平町富田 5-6
〃 大柿駐在所	栃木市都賀町大柿 1528-1
〃 平川駐在所	栃木市都賀町平川 476-1
〃 家中駐在所	栃木市都賀町家中 5857-3
〃 藤岡交番	栃木市藤岡町藤岡 81-1
〃 赤麻駐在所	栃木市藤岡町赤麻 1722-5
〃 部屋駐在所	栃木市藤岡町蛭沼 1229-5
〃 みかも駐在所	栃木市藤岡町甲 278-4
〃 金崎駐在所	栃木市西方町金崎 177-8
〃 真名子駐在所	栃木市西方町真名子 513-1
〃 和泉駐在所	栃木市岩舟町和泉 1425-7
〃 小野寺駐在所	栃木市岩舟町小野寺 2130-1
〃 静駐在所	栃木市岩舟町静 1393-3
〃 下津原駐在所	栃木市岩舟町下津原 447-1

(3) 指定行政機関・指定地方行政機関

機 関 名	所 在 地
関東管区警察局	埼玉県さいたま市中央区新都心 2-1 さいたま新都心合同庁舎 2 号館
関東財務局 宇都宮財務事務所	宇都宮市桜 3-1-10
関東信越厚生局	埼玉県さいたま市中央区新都心 1-1 さいたま新都心合同庁舎 1 号館
関東農政局 栃木県拠点	宇都宮市中央 2-1-16
関東森林管理局 日光森林管理署	日光市土沢 1473-1
関東経済産業局	埼玉県さいたま市中央区新都心 1-1 さいたま新都心合同庁舎 1 号館
関東東北産業保安監督部	埼玉県さいたま市中央区新都心 1-1 さいたま新都心合同庁舎 1 号館
関東運輸局 栃木運輸支局	宇都宮市八千代 1-14-8
東京管区气象台 宇都宮地方气象台	宇都宮市明保野町 1-4
関東総合通信局	東京都千代田区九段南 1-2-1
栃木労働基準監督署	栃木市沼和田町 20-24
栃木公共職業安定所	栃木市河合町 1-29 栃木地方合同庁舎
関東地方整備局利根川上流河川事務所	埼玉県久喜市栗橋北 2-19-1
関東地方整備局渡良瀬川河川事務所	足利市田中町 661-3
// 佐野河川出張所	佐野市堀米町 3971-10
関東地方整備局宇都宮国道事務所	宇都宮市平松町 504
// 小山出張所	小山市乙女 1433-2
東京航空局 東京空港整備事務所	東京都大田区羽田空港 3-3-1
関東地方環境事務所	埼玉県さいたま市中央区新都心 1-1 さいたま新都心合同庁舎 1 号館
国土地理院 関東地方測量部	東京都千代田区九段南 1-2-15 九段第二合同庁舎

(4) 自衛隊

機 関 名	所 在 地
陸上自衛隊東部方面特科連隊第 2 大隊	宇都宮市茂原 1-5-45

(5) 指定公共機関

機 関 名	所 在 地
日本郵便(株)栃木郵便局	栃木市平柳町 1-20-1
日本赤十字社 栃木県支部	宇都宮市若草 1-10-6 栃木福祉プラザ内
日本放送協会 宇都宮放送局	宇都宮市中央 3-1-2
東日本高速道路(株)宇都宮管理事務所	鹿沼市茂呂 24-2
東日本旅客鉄道(株)高崎支社	群馬県高崎市栄町 6-26
東日本旅客鉄道(株)栃木駅	栃木市沼和田町 1-1
東日本旅客鉄道(株)大平下駅	栃木市大平町富田 1806
東日本旅客鉄道(株)岩舟駅	栃木市岩舟町静 71
NTT 東日本(株)栃木支店	宇都宮市東宿郷 4-3-27
東京ガス(株)栃木支社	宇都宮市東宿郷 4-2-16
日本通運(株)宇都宮支店	宇都宮市大通り 4-1-18
東京電力パワーグリッド(株)栃木南支社	小山市駅東通り 2-23-25
KDDI (株)小山ネットワークセンター	小山市神鳥谷 1828
(株)ドコモCS栃木支店	宇都宮市大通平出工業団地 46-3 NTT ドコモ平出第 1 ビル

(6) 指定地方公共機関

機 関 名	所 在 地
東武鉄道(株)藤岡駅	栃木市藤岡町藤岡 5078-2
// 静和駅	栃木市岩舟町静和 2143
// 新大平下駅	栃木市大平町富田 571-2
// 栃木駅	栃木市沼和田町 1-35
// 新栃木駅	栃木市平柳町 1-8-18
// 合戦場駅	栃木市都賀町合戦場 513
// 家中駅	栃木市都賀町家中 5897-9
// 東武金崎駅	栃木市西方町金崎 243-2
// 野州平川駅	栃木市大宮町 229-19
// 野州大塚駅	栃木市大塚町 1258-10
関東自動車(株)佐野営業所	佐野市富岡町 1643
栃木ガス(株)	栃木市城内町 2-2-23
(一社)栃木県LPガス協会	宇都宮市東今泉 2-1-21
(株)栃木放送	宇都宮市昭和 2-2-5

機 関 名	所 在 地
(株)エフエム栃木	宇都宮市中央 1-2-1
(株)とちぎテレビ	宇都宮市昭和 2-2-2
栃木県道路公社	日光市木和田島 2096-1 大沢インター内
(一社)栃木県トラック協会	宇都宮市八千代 1-5-12
(一社)栃木県バス協会	宇都宮市八千代 1-4-12
(一社)栃木県タクシー協会	宇都宮市八千代 1-4-12
(一社)栃木県医師会	宇都宮市駒生町 3337-1 とちぎ健康の森
(一社)栃木県歯科医師会	宇都宮市一の沢 2-2-5
(一社)栃木県薬剤師会	宇都宮市緑 5-1-5
(公社)栃木県看護協会	宇都宮市駒生町 3337-1 とちぎ健康の森
(公社)栃木県柔道整復師会	宇都宮市西一の沢町 4-7
(福)栃木県社会福祉協議会	宇都宮市若草 1-10-6 とちぎ福祉プラザ
栃木県石油商業組合	宇都宮市昭和 1-3-10 栃木県庁舎西別館
(一社)栃木県建設業協会	宇都宮市築瀬町 1958-1

(7) 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

機 関 名	所 在 地
下野農業協同組合	栃木市片柳町 2-1-44
上都賀農業協同組合	鹿沼市鳥居跡町 983-1
みかも森林組合	佐野市戸室町 685-1
栃木商工会議所	栃木市片柳町 2-1-46
大平町商工会	栃木市大平町蔵井 2007-10
藤岡町商工会	栃木市藤岡町藤岡 1361
都賀町商工会	栃木市都賀町原宿 536
西方商工会	栃木市西方町元 348-4
岩舟町商工会	栃木市岩舟町静 5133-1
下都賀郡市医師会	栃木市境町 27-21
上都賀郡市医師会	鹿沼市千手町 2506-8
栃木市社会福祉協議会	栃木市今泉町 2-1-40 (栃木市栃木保健福祉センター内)
ケーブルテレビ (株)	栃木市樋ノ口町 43-5

1-5 栃木市防災対策推進委員会規程

平成22年3月29日訓令第13号

(設置)

第1条 本市の防災対策の充実強化とその円滑な推進を図るため、栃木市防災対策推進委員会(以下「防災対策推進委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 防災対策推進委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域防災計画の作成に関すること。
- (2) 水防計画の作成に関すること。
- (3) 災害予防対策に関する具体策に関すること。
- (4) 災害応急対策に関する具体策に関すること。
- (5) 災害復旧対策に関する具体策に関すること。
- (6) 他地域の災害救援対策に関する具体策に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、災害対策の調査研究に関すること。

(組織)

第3条 防災対策推進委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は副市長を、副委員長は危機管理監をもって充てる。

3 委員は、別表第1に掲げる者をもって充てる。

(委員長及び副委員長の職務)

第4条 委員長は、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 防災対策推進委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

(防災対策実施推進委員会)

第6条 防災対策推進委員会に、下部組織として防災対策実施推進委員会(以下「実施推進委員会」という。)を置く。

2 実施推進委員会は、防災対策推進委員会の指示に基づき、防災計画及び防災対策に関する調査、検討、立案等を行う。

3 実施推進委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

4 委員長は危機管理監を、副委員長は危機管理課長をもって充てる。

5 委員は、別表第2に掲げる者をもって充てる。

6 実施推進委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

(防災対策実施推進部会)

第7条 防災対策推進委員会に、実施推進委員会の調査、検討及び立案を補佐するため、防災対策実施推進部会(以下「実施推進部会」という。)を置く。

2 実施推進部会は、部会長及び部員をもって組織する。

3 部会長は、危機管理課長をもって充てる。

4 部員は、防災対策推進委員長が指名する者をもって充てる。

5 実施推進部会は、部会長が招集し、その議長となる。

(庶務)

第8条 防災対策推進委員会の庶務は、総合政策部危機管理課において処理する。

(補則)

第9条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

〔中略〕

附 則(令和6年訓令第4号)

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

総合政策部長
経営管理部長
地域振興部長
生活環境部長
保健福祉部長
こども未来部長
産業振興部長
都市建設部長
会計管理者
議会事務局長
上下水道局長

消防長
教育次長
監査委員事務局長
農業委員会事務局長

別表第2（第6条関係）

総合政策部総合政策課長
経営管理部総務人事課長
地域振興部地域政策課長
地域振興部大平地域づくり推進課長
地域振興部藤岡地域づくり推進課長
地域振興部都賀地域づくり推進課長
地域振興部西方地域づくり推進課長
地域振興部岩舟地域づくり推進課長
生活環境部市民生活課長
保健福祉部福祉総務課長
こども未来部子育て総務課長
産業振興部商工振興課長
都市建設部道路河川整備課長
会計課長
議会事務局議事課長
上下水道局上下水道総務課長
消防本部消防総務課長
教育委員会事務局教育総務課長
監査委員事務局次長
農業委員会事務局次長

2-1 災害履歴(風水害の発生状況)

(危機管理課、令和4年1月現在)

発生年月日	原因	概 要	雨量等
昭和22年9月14日 ～15日	台風	カスリーン台風により、巴波川、渡良瀬川、新川等が決壊し、流出家屋、床上・床下浸水、死者、田畑被害等を受ける。明治以降では栃木県最大の被害。	
昭和23年9月15日 ～17日	台風	アイオン台風により、巴波川等が決壊し、大洪水となる。	
昭和24年8月30日 ～9月1日	台風	キティ台風により、渡良瀬川、巴波川等がはん濫し、床上・床下浸水の被害を受ける。	
昭和41年6月28日	台風	台風4号。床上・床下浸水、田畑被害、土砂崩れ、橋梁流出、堤防決壊等の被害を受ける。	
昭和46年8月31日 ～9月1日	台風	台風23号による強風雨。田畑の冠水、浸水、床下浸水、橋梁、河川の破損等の被害を受ける。	
昭和47年9月16日 ～17日	台風	台風20号による河川が決壊、田畑の冠水、橋梁破損、がけ崩れ等の被害を受ける。	
昭和50年5月6日 ～7月17日	降ひょう	5月6.20.27.29日 6月3.9.27日 7月17日 水稻被害を受ける。	
昭和51年5月26日 ～7月19日	豪雨と 台風	那須・塩原両郡市を除く県下各地で床上・床下浸水、田畑被害等を受ける。	栃木市雨量 130 mm
昭和51年9月8日 ～14日	台風	台風17号による強風雨。	
昭和51年5月6日 ～7月18日	降ひょう	県下全域。	
昭和51年7月～9月	異常低温	県下全域。	
昭和52年6月～7月	降ひょう	県下全域。	
昭和52年6月6日 ～7月17日	豪雨	県下全域において、床上・床下浸水、非住家被害、道路、河川、農業施設の破損等の被害を受ける。	栃木市雨量 100 mm
昭和52年8月13日 ～19日	豪雨	県下全域において、床下浸水、非住家被害、道路、橋梁、農業施設の破損等の被害を受ける。	
昭和55年7月～9月	冷害	県下全域で異常低温による冷害。	
昭和56年7月	豪雨	河川練積ブロック倒伏等の被害を受ける。	
昭和56年8月22日 ～23日	台風	台風15号により、小豆、ソバ等の農作物被害を受ける。	
昭和57年8月1日 ～3日	台風	台風10号により、床下浸水や道路冠水、農作物被害等を受ける。	
昭和57年9月12日 ～13日	台風	台風18号により、床上・床下浸水や道路冠水、農作物被害、橋梁流出等の被害を受ける。	
昭和60年6月24日 ～6月30日	梅雨前線 豪雨及び 台風	栃木市で雨量 103 mmを記録し、住家被害や農作物被害、公共土木施設等に被害を受ける。	栃木市雨量 103 mm
昭和61年8月4日 ～8月5日	台風及びその 後の低気圧に よる大雨	大雨により道路破損やがけ崩れ等の被害を受ける。	栃木市雨量 4日：140 mm 5日：33 mm
昭和63年8月10日 ～12日	豪雨	集中豪雨により、道路の冠水や破損、橋梁沈下、河川はん濫等の被害を受ける。	栃木市雨量 11日：85 mm 12日：78 mm
平成2年8月10日	台風	台風11号により、道路の冠水や破損、土砂崩れ、床下浸水等の被害を受ける。	
平成10年8月26日 ～31日	台風	台風4号により、床下浸水の住家被害等を受ける。	
平成10年9月16日	台風	台風5号により、永野川、思川等の洗掘、越水や水稻・野菜被害、がけ崩れ等の被害を受ける。	
平成14年7月10日 ～11日	台風	台風6号により、永野川等の洗掘や橋梁流失、床上・床下浸水、野菜類被害、がけ・土砂崩れ、道路の損壊等の被害を受ける。	
平成17年7月2日	風害	梅雨前線による強風と大雨により、大平町でパイプハウス2棟が破損する被害を受ける。	

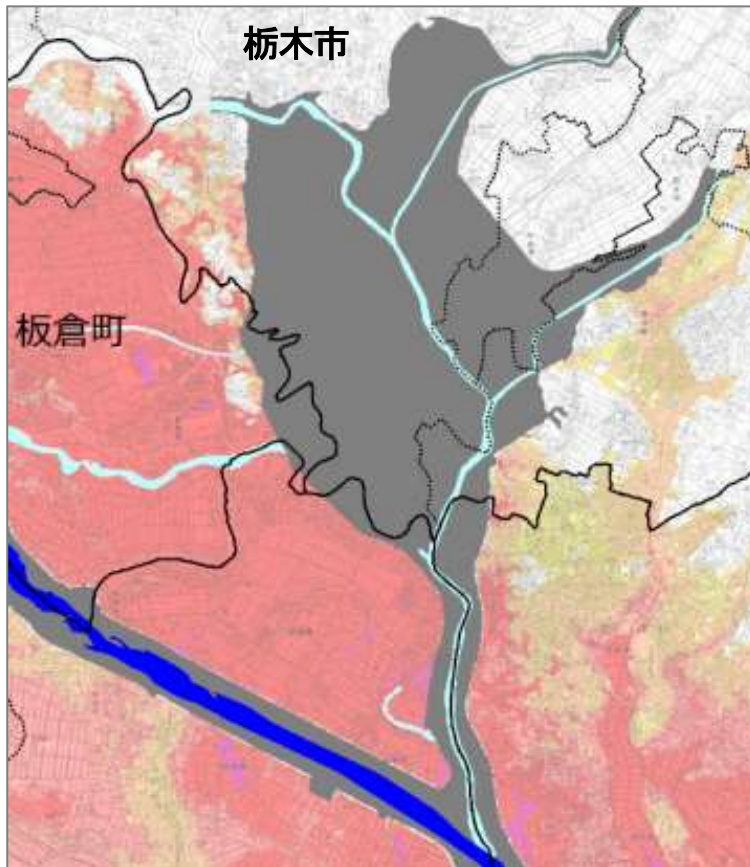
発生年月日	原因	概 要	雨量等
平成 18 年 6 月 16 日	大雨	梅雨前線上の低気圧の通過に伴い大雨となり、西方町の東北自動車道都賀西方PA付近で土砂崩れが発生し、軽傷者 2 人の人的被害も受ける。	
平成 19 年 8 月 5 日	大雨	雷を伴う激しい雨により、栃木市内で床下浸水や停電の被害を受ける。	
平成 20 年 8 月 14 日	強風害	日本海の低気圧や前線に向かって湿った空気が流れ込んだため、県内の所々で雷を伴った激しい雨が降り、都賀町の一部で突風（現象不明）が発生した。 住家被害：一部損壊 2 棟 非住家被害等：屋根飛散 2 棟	
平成 20 年 8 月 28 日 ～29 日	大雨	大雨のため、西方町で土石流 1 か所が発生した。	
平成 23 年 3 月 4 日	強風害	冬型の気圧配置が続き、強い寒気が上空に流れ込み、西方町で強風によるパイプハウス 7 棟が損壊した。	
平成 23 年 4 月 4 日	強風害	突風による公民館の屋根瓦が約 40 枚はかれたほか、窓ガラスの損傷、駐車中の車両が 3 台損傷した。	
平成 23 年 7 月 10 日	落雷害	栃木市内で落雷による立木焼失 10 本、下草等焼失の被害を受ける。	
平成 23 年 9 月 4 日	強風害	台風 12 号の影響により大気の状態が不安定となっており、栃木市内で突風による住家破損 3 棟、倒木、仮設物破損の被害を受ける。	
平成 23 年 7 月 19 日 ～20 日	台風	台風 6 号により大雨となり、日降水量の 7 月の極値を更新した。また、土砂災害警戒情報が発令された。	栃木市雨量 19 日：170 mm
平成 23 年 9 月 21 日	台風	台風 15 号により大雨となり、栃木市内で床上浸水 3 棟、床下浸水 19 棟、道路冠水 4 か所の被害のほか、道路 1 か所が通行止めとなった。	
平成 24 年 7 月 17 日	強風害	市内の大塚町、国府町及び都賀町木等で突風が発生し、住家等の屋根瓦のめくれ及び倒木等の被害が発生した。 住家被害：一部損壊 27 棟 店舗等：一部損壊 2 件 農業施設：パイプハウス（大破 5 棟）	
平成 25 年 6 月 22 日	強風害	市内の藤田町、今泉町及び宮田町で突風が発生し、住家等の屋根瓦のめくれ等の被害が発生した。 住家被害：一部損壊 6 棟	
平成 25 年 10 月 15 日 ～16 日	台風	台風 26 号による強風で被害が発生した。 住家被害：一部損壊 8 棟 市有施設被害：部屋保育園の屋根破損等 9 件 農業施設：パイプハウス （全壊 1 棟、大破 10 棟、中破 37 棟、小破 24 棟）	
平成 27 年 9 月 9 日 ～10 日	台風	台風 18 号により記録的な大雨となり、巴波川、赤津川が氾濫したほか、各地で土砂崩れ、床上・床下浸水など甚大な被害が発生した。 人的被害：死者 1 人、負傷者 1 人 住家被害：全壊 3 棟、大規模半壊 8 棟、半壊 75 棟等	栃木市雨量 9 日：299mm 10 日：89.5mm
平成 28 年 1 月 18 日	降雪 強風	降雪、強風に伴い、市内に被害が発生した。 市有施設被害：藤岡第一中学校窓ガラス破損他 1 件 農業施設：ビニールハウス （全壊 2 棟、ビニール破損 7 棟） 作物被害：にら（0.01 t）	
平成 28 年 4 月 17 日	強風	強風に伴い、市内に被害が発生した。 人的被害：負傷者 1 人 住家被害：一部損壊 2 棟 市有施設被害：聖地公園事務所窓ガラス破損他 3 件 農業施設：ビニールハウス（ビニール破損 1 棟）	瞬間最大風速 21.0m
平成 28 年 8 月 22 日	台風	台風 9 号により猛烈な雨が降り大雨となり、被害が発生した。 人的被害：死者 1 人、負傷者 1 人 農業施設：ビニールハウス（ビニール破損 10 棟） 通行止め：20 路線 市体制：8.22 8:30 災害警戒本部開設 8.23 10:30 災害警戒本部閉鎖 避難勧告等： ①避難準備情報発令（13:35） 栃木市全域の土砂災害警戒区域、山間部及び山沿いの地区【22,913 世帯 59,629 人】	

発生年月日	原因	概 要	雨量等
		②避難準備情報発令（16:25） 栃木地域の巴波川周辺地区【8,632世帯19,605人】 ③避難準備情報解除の発令（20:00） 栃木地域の巴波川周辺地区【8,632世帯19,605人】 開設避難所：11か所（避難者11名）	
平成28年8月29日	台風	台風10号による雨により3路線が通行止めとなった。 市体制：8.30 災害警戒本部開設（同日閉鎖）	
平成28年9月7日	台風	台風13号による雨により2路線が通行止めとなった。 市体制：9.8 災害警戒本部開設 避難勧告等： ①避難準備情報発令（9/7 23:55） 栃木市全域の土砂災害警戒区域、山間部及び山沿いの53地区 【22,628世帯 58,689人】 開設避難所：8か所（避難者0名）	
平成29年4月19日	強風	強風に伴い、市内に被害が発生した。 非住家被害：一部損壊3棟 市有施設被害：大平南第2保育園の屋根の一部破損 農業施設：ビニールハウス（ビニール破損2棟）	
平成29年8月21日	大雨	大雨により、市内に被害が発生した。 土砂崩れ等：2か所（法面の崩落、敷地内への土砂流入）	
平成29年10月22日	台風	台風21号により大雨となり、被害が発生した。 人的被害：負傷者1人 住家被害：住家5棟（床下浸水） 非住家2棟（床上浸水1棟、床下浸水1棟） 作物被害：水稻冠水16.65ha 通行止め：16路線（国道1、市道15） 倒木被害：9路線 市有施設被害：平井町増圧ポンプ場の床上浸水により送水ポンプ2台 停止、藤岡第一中学校体育館軒部分の石膏落下 他7件 土砂崩れ等：2か所 河川・堤防等被害：赤津川（西方町真名子）（土手の一部陥没） 市体制：10.22 20:00 災害警戒本部開設 10.23 14:30 災害警戒本部閉鎖 避難勧告等： ①避難準備・高齢者等避難開始発令（10.22 17:00） 栃木地域、大平地域、都賀地域、西方地域、岩舟地域【1,504世帯 4,041人】 ②避難勧告発令（10.23 2:05） 岩舟町小野寺【142世帯383人】 開設避難所：9か所（避難者19名）	
平成29年10月27日	台風	台風22号による雨により3路線が通行止めとなった。	
平成30年1月22日	大雪	大雪により、県道通行止め2路線2か所、市道通行止め4路線5か所 人的被害：負傷者4人	
平成30年4月13日	突風	突風により屋根の一部が剥がれ飛び、信号機及び3世帯停電	
平成30年8月26日	突風	市北部を中心に強い雨と突風が発生した。 住家被害：18件 非住家被害：18件 農業被害：39棟、被害金額：40,930千円 市有施設被害：4施設	
平成30年9月4日	台風	台風21号により被害が発生した。 市体制：9.4 災害警戒本部開設 人的被害：負傷者1人 農業被害：施設24棟 避難勧告等 ①避難準備・高齢者等避難開始発令（9.4 15:55） 栃木市内全域 開設避難所：10か所（避難者38名）	
平成30年9月30日	台風	台風24号により被害が発生した。 住家被害：27件 非住家被害：11件 農業被害：施設325棟	

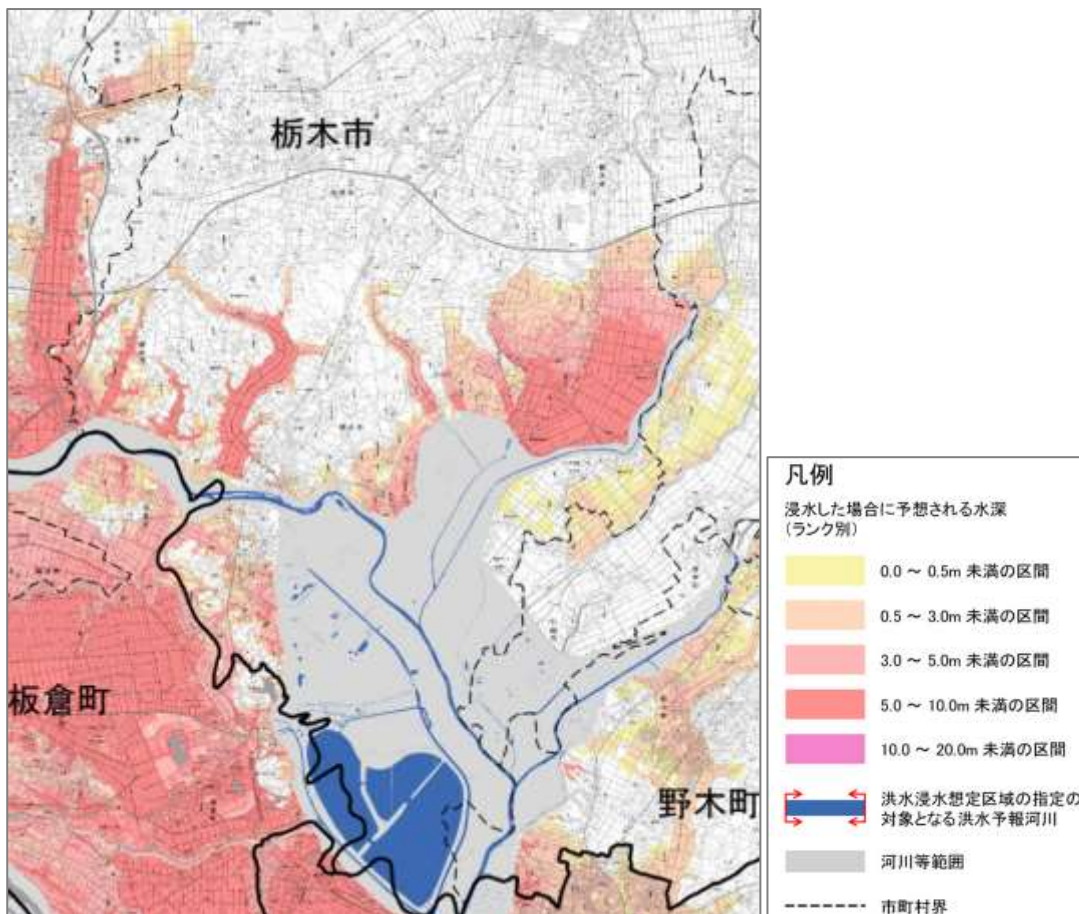
発生年月日	原因	概 要	雨量等
		市有施設：51 件 開設避難所：10 か所（避難者 22 名）	
令和元年 7 月 24 日	大雨	市体制：7.24 災害警戒本部開設 出流地区に避難勧告発令、開設避難所：寺尾公民館	
令和元年 9 月 8 日	台風	台風 15 号により被害が発生した。 住家被害：2 件 非住家被害：2 件 農業被害：施設等 17 件 市有施設被害 7 件 開設避難所：10 か所（避難者 21 名）	
令和元年 10 月 12 日	台風	台風 19 号 人的被害：死亡 1 名、重症 2 名 住家被害：8003 世帯 （床上浸水 3961 世帯、床下浸水 4016 世帯、土砂災害等 26 世帯） 非住家被害：1839 件 道路被害：19 か所 通行止め：16 か所 河川決壊：永野川 6 か所、三杉川 1 か所 河川破損：9 か所 落橋：6 土砂崩れ：19 か所 市有施設被害：41 施設（約 7 億円） 小中学校被害：9 校（1 億 2 千万円） 農業被害 農作物 149 戸、農業用施設 18 戸、農業機械 86 台（約 10 億 4 千万円） 農業用施設 603 か所（8 億 6 千万円） 商工業被害 480 軒（72 億 7 千万円） 断水：菌部町 4 丁目、平井町、藤岡町部屋、藤岡町赤麻、藤岡町三鴨 停電：約 17,800 軒 ボランティアセンター派遣人数：延べ 8716 人 災害ゴミ：40,691 トン 仮置き場 17 か所開設 避難所：25 か所開設（避難者数 2273 人） 車両被害：3,047 件（被害額推計 18 億 2 千万円）	詳細は「令和元年 東日本台風災害 対応検証報告参 照 被害推計値 合計約 200 億円
令和 2 年 4 月 13 日	強風	強風により、岩舟地内の牛舎が倒壊し、被害が発生した。 住家被害：1 件 非住家被害：11 件 農業被害：施設 57 棟 市有施設：12 件	
令和 3 年 7 月 10 日	大雨	大雨による風水害、降雹による被害が発生した。 住家被害：8 件 非住家被害：11 件 公共施設被害：12 件 市道通行止め：4 路線 停電（7/10 岩舟 190 世帯、7/11 大平 320 世帯） 倒木約 50 本 農産物・農業施設被害：約 1 億 6 千 8 百万円 （農産物：1 億 6 千万円、施設ハウス等：8 百万円）	

3-1 洪水浸水想定区域図（洪水予報河川及び水位周知河川・河川別）

(1) 利根川（利根川上流河川事務所、平成 29 年 7 月 20 日指定）



(2) 渡良瀬川（渡良瀬川河川事務所、平成 29 年 7 月 20 日指定）



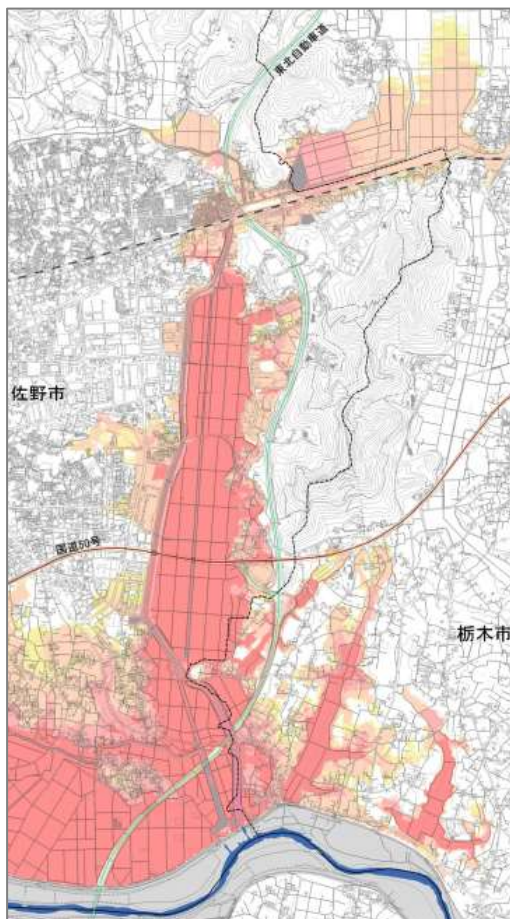
(3) 巴波川（利根川上流河川事務所、平成 29 年 7 月 20 日指定）



(4) 思川（利根川上流河川事務所、平成 29 年 7 月 20 日指定）



(5) 秋山川（渡良瀬川河川事務所、平成 29 年 7 月 20 日指定）



[illegible]

利根川水系黒川 洪水浸水想定区域図(想定最大規模)(栃木市)

利根川水系黒川洪水浸水想定区域図(想定最大規模)

1 図解

(1) この図は、利根川水系黒川の洪水予報区域について、当該洪水想定により定められた想定最大規模の洪水による洪水浸水想定区域、浸水した場合の想定される浸水高を示した図である。

(2) この洪水浸水想定区域は、利根川の水位の想定及び洪水浸水想定区域の算出等を基として、想定最大規模の洪水により洪水の浸水が想定される場合の浸水の浸水高を示すシミュレーションにより算出したものである。

(3) なお、このシミュレーションの算出にあたっては、想定される洪水、シミュレーションの算出となる浸水高を基とする浸水の浸水、内河による浸水等を想定しているもので、この浸水浸水想定区域に指定されていない区域においても浸水が想定される場合や、浸水される浸水高が浸水浸水想定区域と異なる場合がある。

2 基本事項

(1) 作成年度 栃木市

(2) 作成年度 平成27年(2015年)

(3) 作成年度 栃木市 第22号

(4) 浸水の浸水高 浸水高(浸水高) 第22号

(5) 浸水となる浸水高(浸水高)

(6) 浸水となる浸水高(浸水高)

(7) 浸水となる浸水高(浸水高)

3 凡例

浸水した場合に想定される浸水高(浸水高)

0.5m未満の区域

0.5~3.0m未満の区域

3.0~5.0m未満の区域

5.0m~10.0m未満の区域

市町村界

河川等範囲

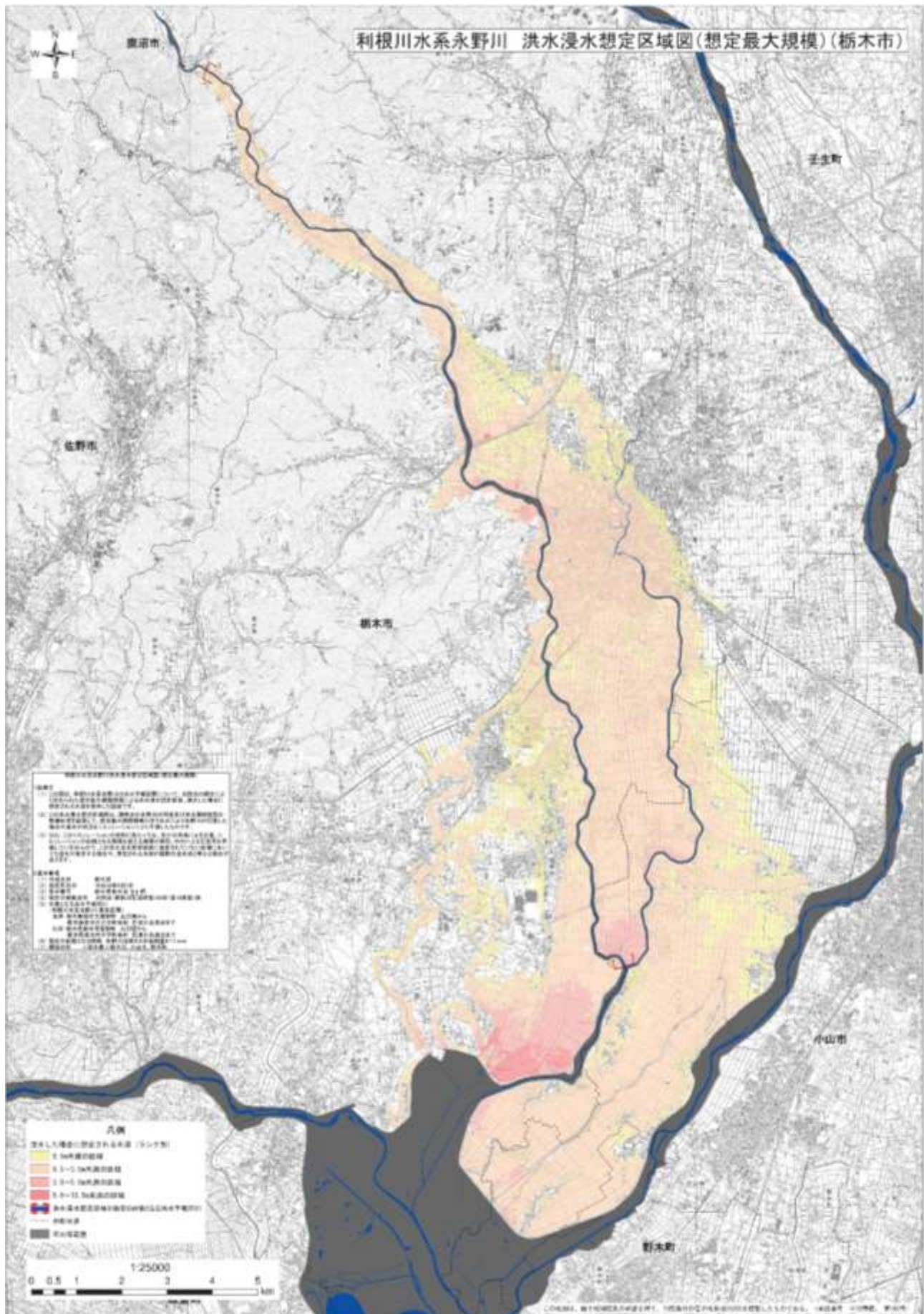
浸水想定区域の指定の対象となる洪水予報河川

1:40,000

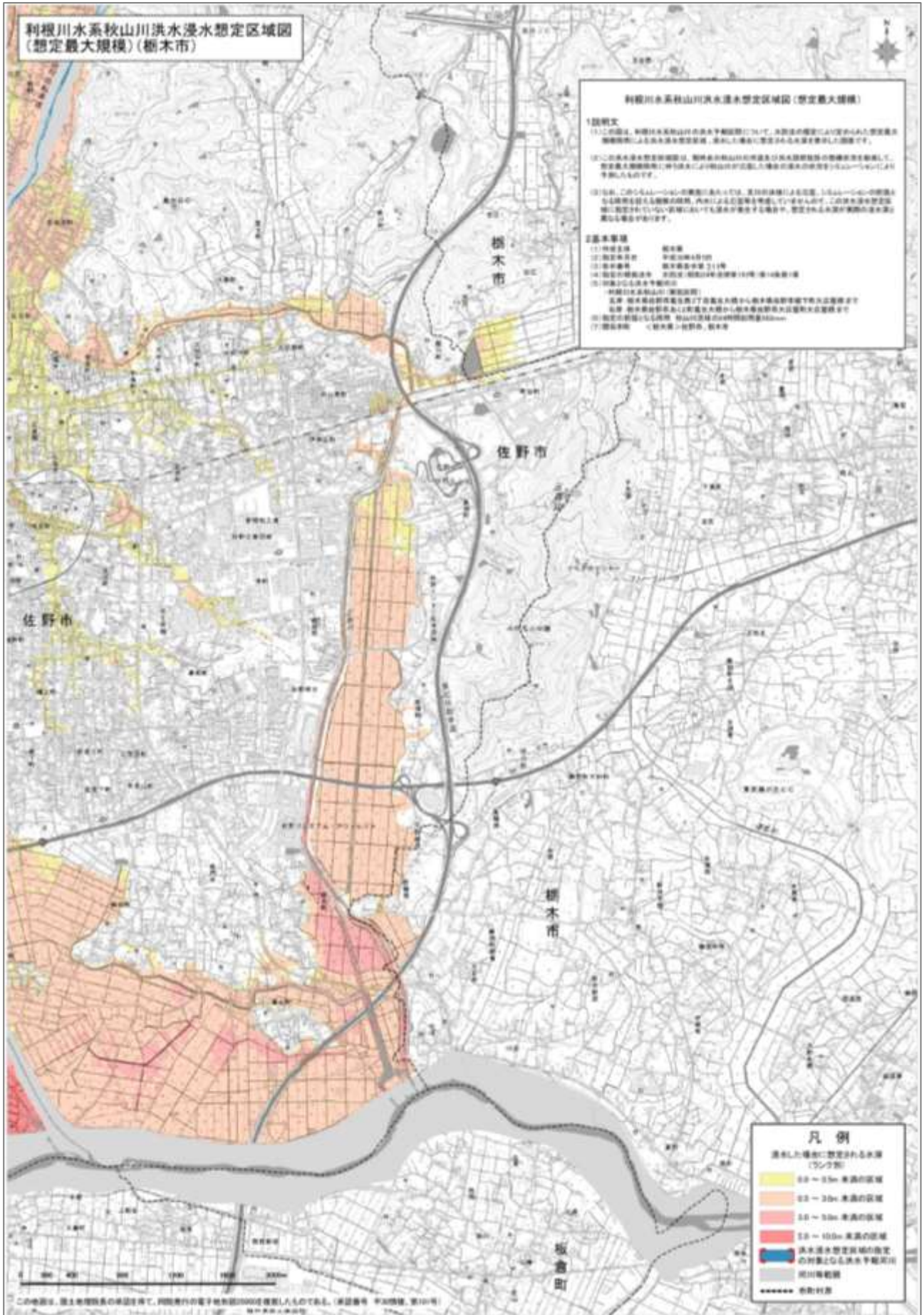
この図は、国土院院長の承認を得て、同院発行の電子地形図25000を基に作成したものである。(承認番号 平25情保 第22号)

利根川水系巴波川 洪水浸水想定区域図(想定最大規模)(栃木市)

(9) 永野川（栃木県、平成30年6月5日指定）

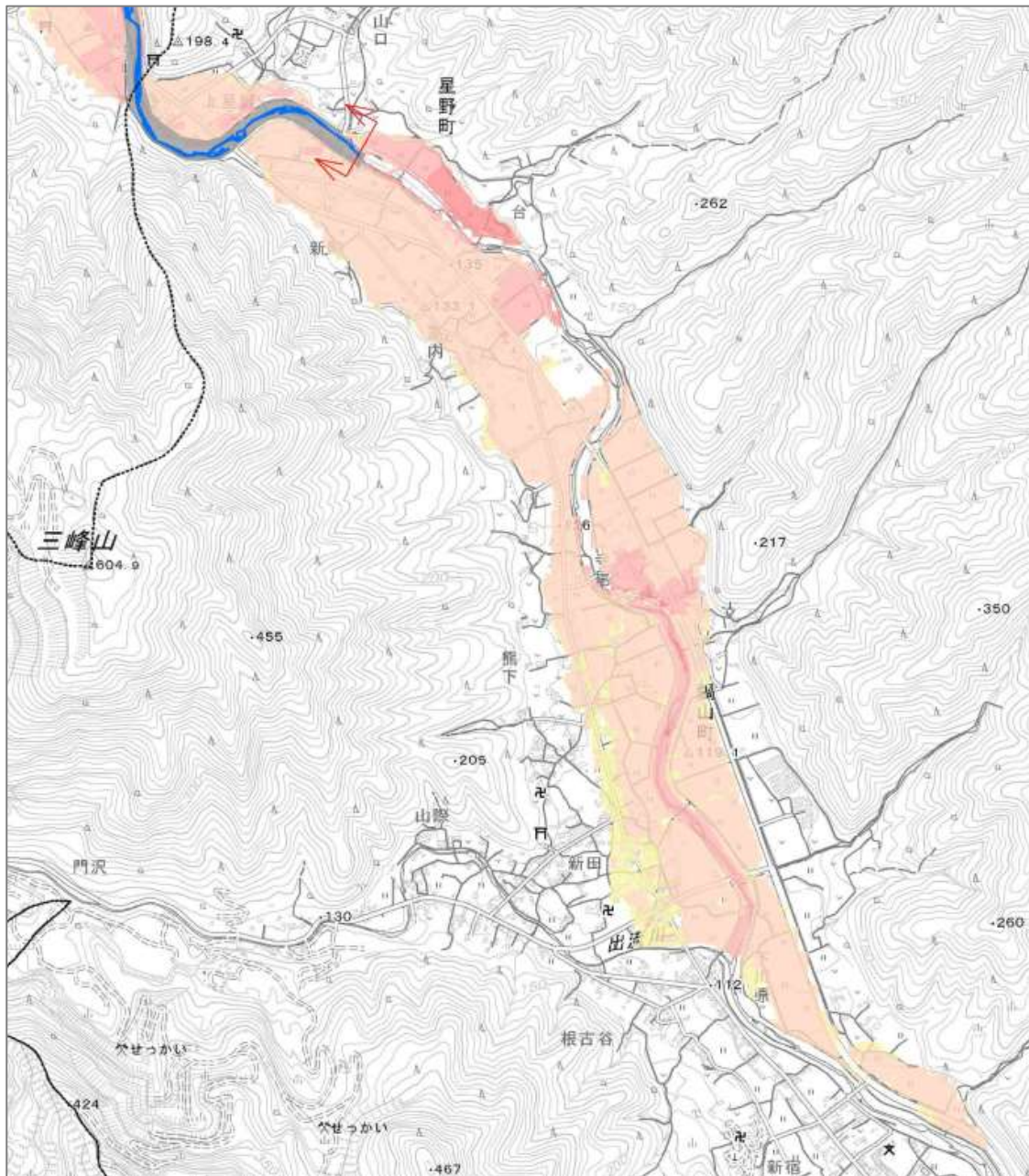


(10) 秋山川 (栃木県、平成30年6月5日指定)

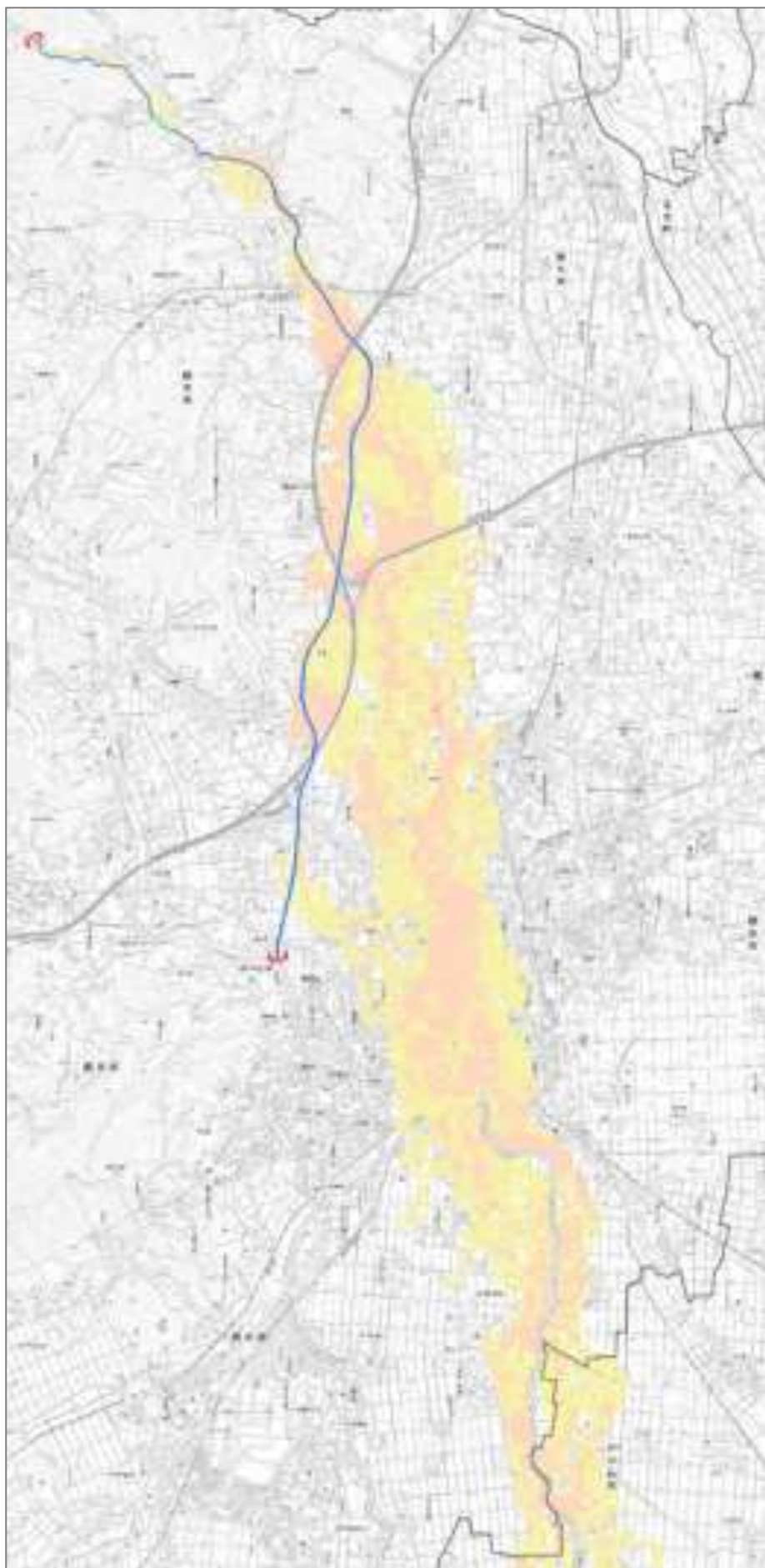


3-2 洪水浸水想定区域図（その他中小河川・河川別）

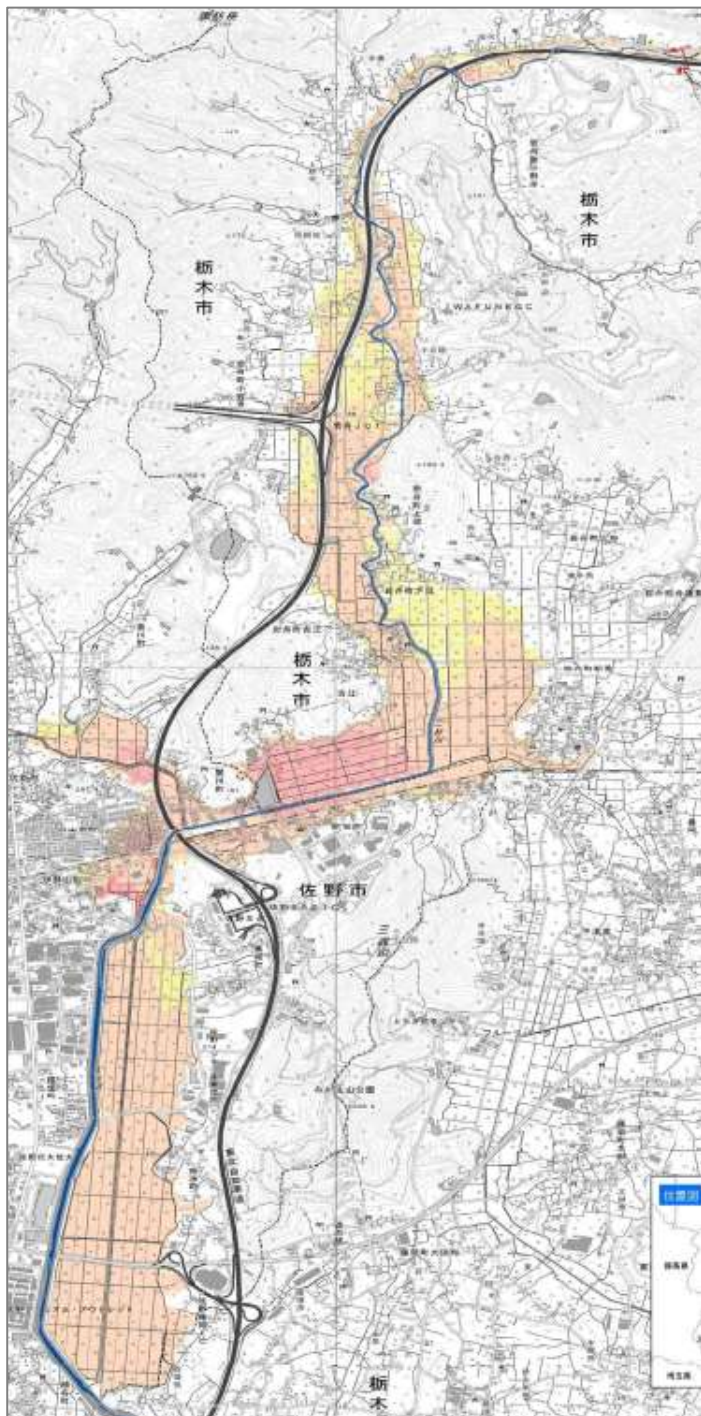
(1) 永野川（栃木県、令和3年5月31日公表）



(2) 赤津川（栃木県、令和3年5月31日公表）



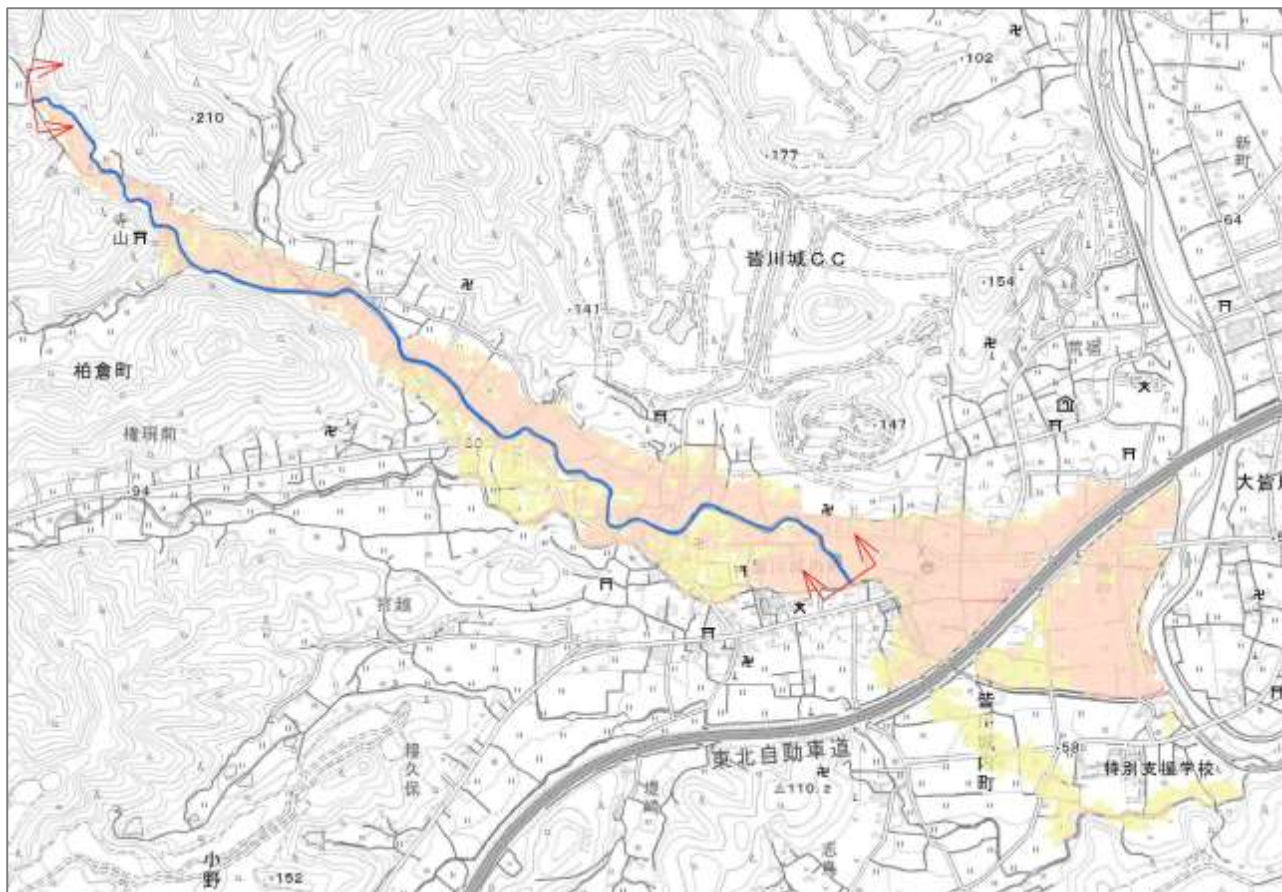
(3) 三杉川（栃木県、令和2年6月5日公表）



(4) 小薮川（栃木県、令和2年6月5日公表）



(5) 柏倉川（栃木県、令和3年5月31日公表）



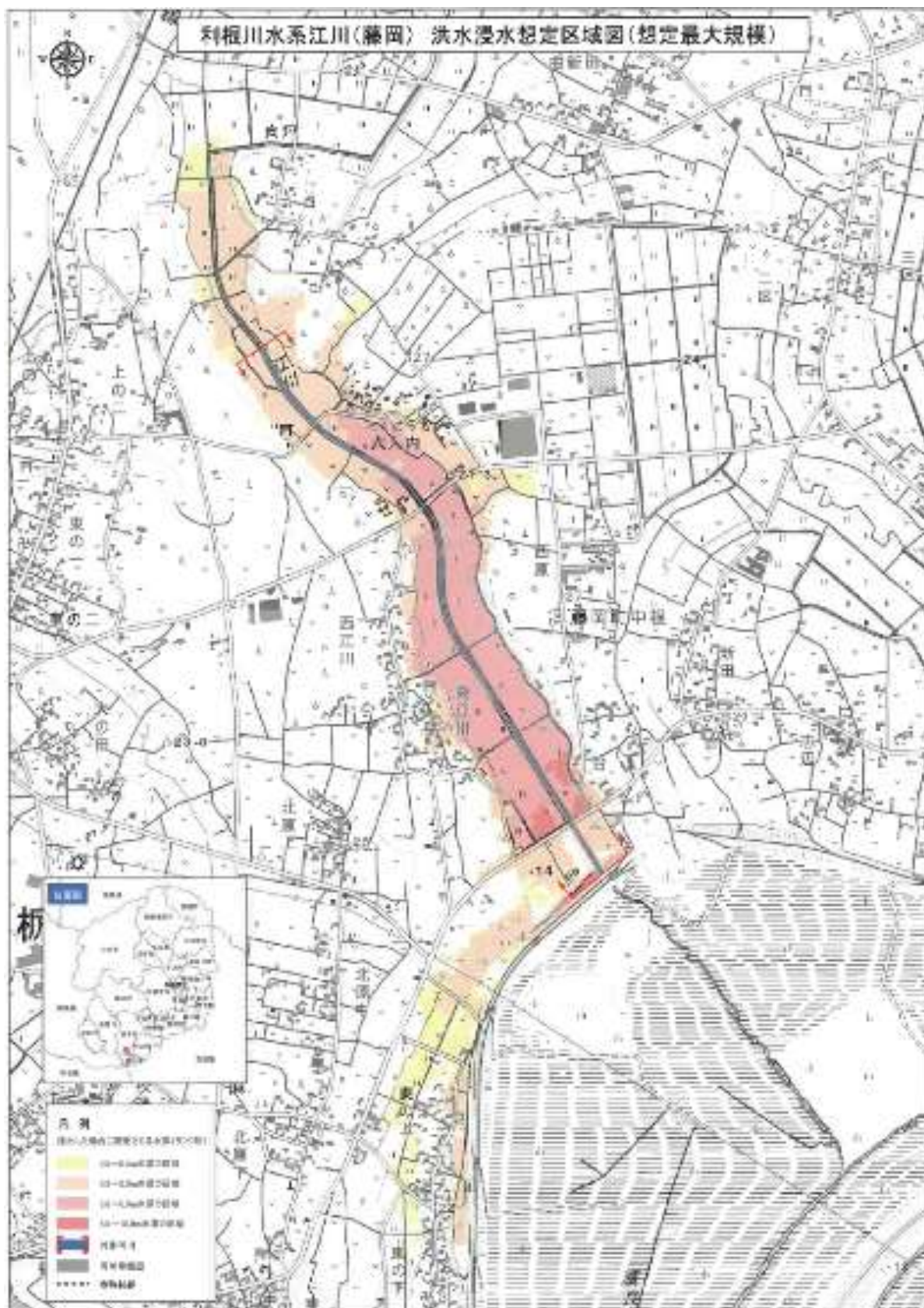
(6) 藤川（栃木県、令和3年5月31日公表）



(7) 逆川（栃木県、令和4年5月26日公表）



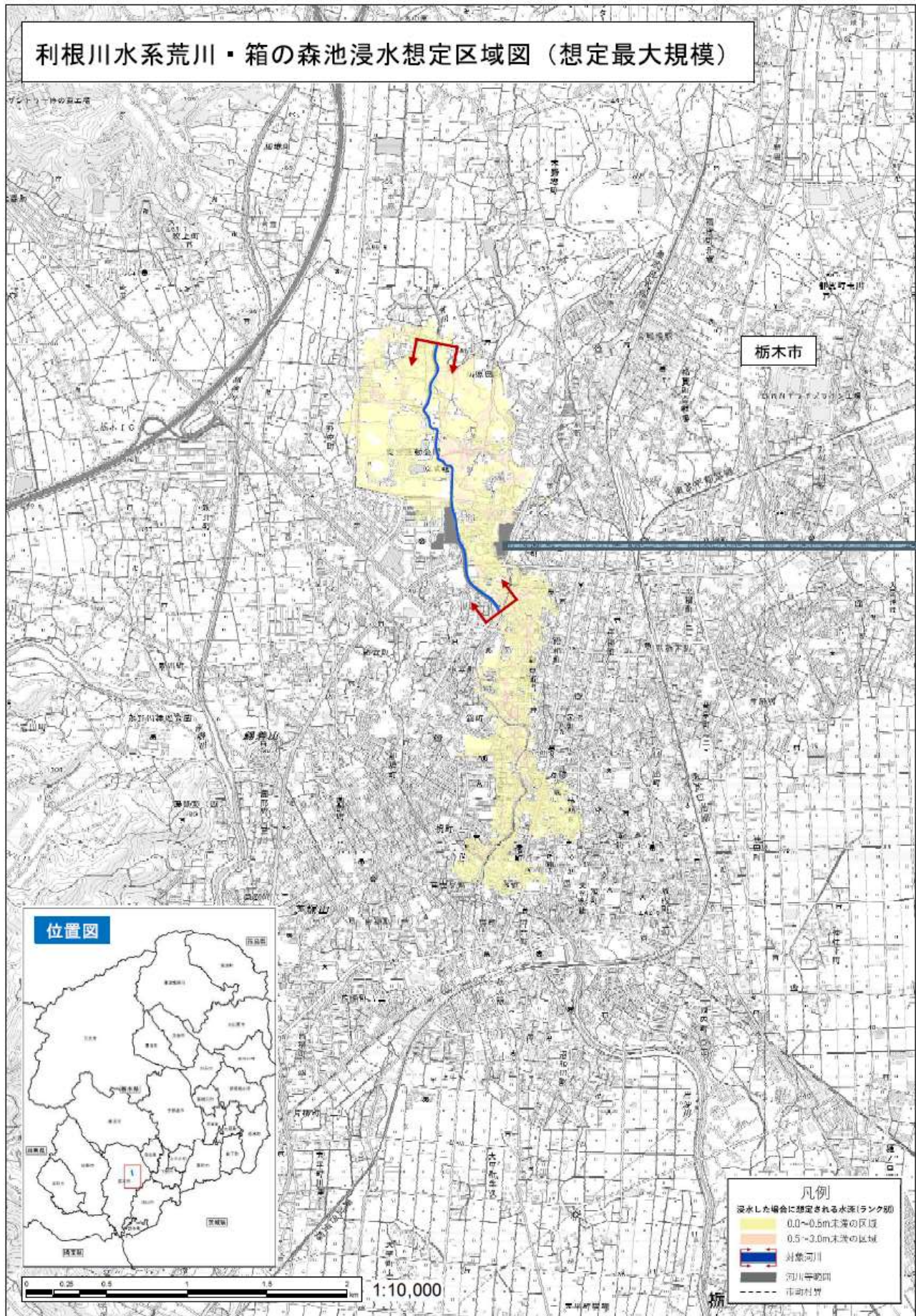
(8) 江川（栃木県、令和4年5月26日公表）



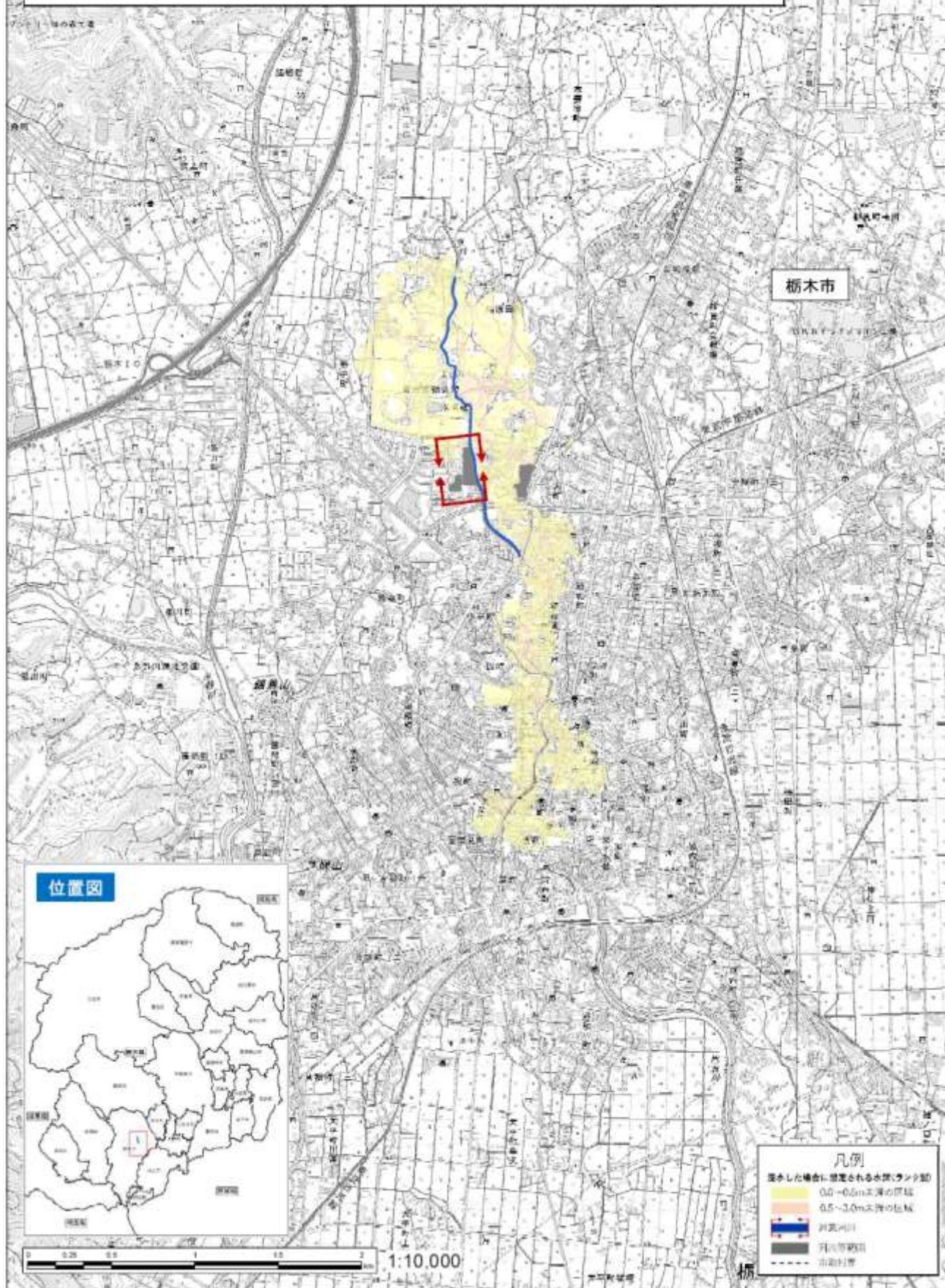
(9) 出流川（栃木県、令和4年5月26日公表）



(10) 荒川・箱の森池（栃木県、令和4年5月26日公表）



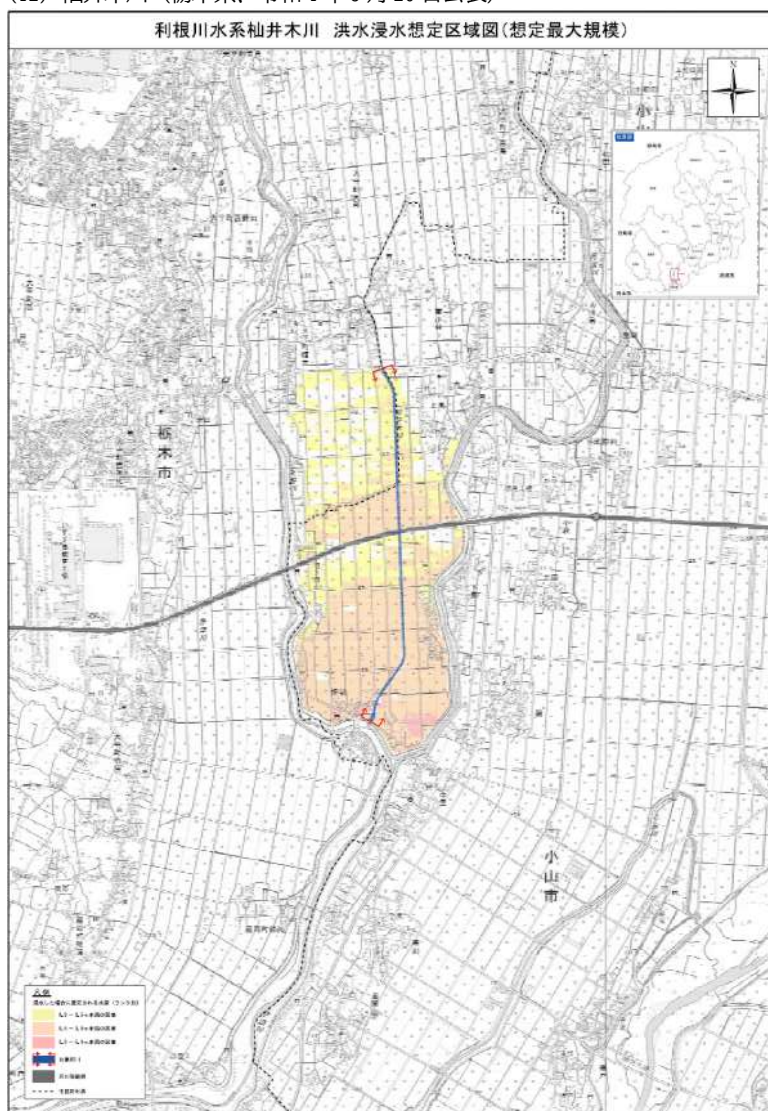
利根川水系荒川・箱の森池浸水想定区域図（想定最大規模）



(11) 蓮花川 (栃木県、令和4年5月26日公表)



(12) 杣井木川（栃木県、令和4年5月26日公表）



(11) 与良川（栃木県、令和4年5月26日公表）



3-3 災害危険箇所数一覧

	山腹崩壊	崩壊土砂流出	地すべり	備考
山地災害危険地区	56	58	0	3-4 参照（令和6年4月1日現在）
	急傾斜地の崩壊	土石流	地すべり	備考
土砂災害警戒区域	490	348	2	3-5 参照（令和7年4月現在）
地すべり防止区域	—	—	1	6-1 参照（令和7年4月現在）
急傾斜地崩壊危険区域	16	—	—	6-2 参照（令和7年4月現在）
砂防指定地	—	85	—	6-3 参照（令和7年4月現在）

3-4 山地災害危険地区一覧

(1) 山腹崩壊危険地区

（栃木県環境森林部、令和6年4月1日現在）

番号	地区名	位置		直接保全対象		
		大字	小字	人家戸数	公共施設	道路
1	片角口	出流町	ハシバ	13	0	他
2	出流(3)	出流町	ミネミチ	42	0	他
3	満願寺	出流町	薬師裏	7	0	他
4	出流(2)	出流町	イッポンギ	61	0	他
5	出流(1)	出流町	シモダ	1	0	他
6	星野	星野町	三峰	49	0	県道
7	能下	鍋山町	中丸	55	0	他
8	玉田	鍋山町	玉田	47	0	県道
9	門沢向	鍋山町	入山	195	0	県道
10	梅沢(1)	梅沢町	下山	82	0	他
11	梅沢(2)	梅沢町	熊の入	49	0	他
12	梅沢(4)	梅沢町	ミタケ	40	0	他
13	駒岡	尻内町	駒岡	16	0	県道
14	菅沼	尻内町	柳沢	36	0	国道
15	寺尾南	尻内町	内宿	21	1	国道
16	高電神社	尻内町		29	0	他

番号	地区名	位置		直接保全対象		
		大字	小字	人家戸数	公共施設	道路
17	北柏倉	柏倉町	ニユウドウカ	56	0	他
18	寺山	柏倉町		57	0	他
19	柳町	柏倉町	一ノ沢	50	0	県道
20	権現前	柏倉町		173	0	県道
21	日陰	小野口町	日陰	7	0	他
22	皆川城	皆川城内町	城山	34	1	他
23	栃木農高裏	平井町	オオダテ	49	1	
24	栃木硬石裏	園部町	愛宕下	18	0	他
25	満願寺(1)	出流町		12	0	他
26	太平山神社	平井町	太平沢	15	0	他
27	上大久保	大久保町	上大久保	9	0	県道
28	男丸入	真名子	ナベソコ	15	0	他
29	ウシロ沢	真名子	真上	24	0	他
30	深沢	真名子	深沢	0	0	他
31	真上入	真名子	クズチ	4	0	他
32	栃谷	真名子	トチャ	10	0	他
33	岩下裏	真名子	ウサギザワ	15	0	他
34	岩下	真名子	岩下	2	0	他
35	岡	真名子	柏戸	17	0	他
36	黒沢(2)	真名子	黒沢	9	0	他
37	黒沢(1)	真名子	フルデラ	13	0	他
38	男丸	真名子	ナカウチ	12	0	他
39	山の神	真名子	ホウノイリ	12	0	他
40	水沢	真名子	コバシ	0	0	他
41	根子屋	真名子	ネゴヤ	4	0	
42	宿裏	元	ネコヤ	11	0	高速道路
43	反町(2)	真名子	沢	16	0	他
44	反町(1)	真名子	ジゼンダイ	22	0	他
45	実相寺前	元	ウラヤマ	3	0	
46	下皆川	下皆川	打越	18	0	他
47	新田 (1)	小野寺	シンデン	10	0	県道
48	新田 (2)	小野寺	シンデン	17	0	県道
49	山下	小野寺	山下	57	0	県道
50	広戸 (1)	小野寺	向山	24	0	他
51	広戸 (2)	小野寺	北の山	7	0	他
52	上耕地	小野寺	上耕地	42	2	県道
53	小野寺南小裏	下岡		33	0	県道
54	小野寺北小裏	小野寺		39	1	他
55	小野寺	小野寺	中妻	89	0	県道
56	大柿	大柿		2	1	他

(2) 崩壊土砂流出危険地区

(栃木県、令和6年4月1日現在)

番号	地区名	位置		直接保全対象		
		町名・字		人家戸数	公共施設	道路
1	片角	出流町		0	0	他
2	観音入(2)	出流町		36	0	他
3	観音入(1)	出流町		8	0	他
4	出流口	鍋山町		40	0	他
5	出流	鍋山町		40	0	他
6	寒沢	星野町		0	0	他
7	上山口	星野町		149	2	県道
8	下山口沢	星野町		73	1	他
9	台	星野町		17	0	他
10	鮎ヶ沢	鍋山町		30	0	他
11	栗生沢	鍋山町		24	0	県道
12	門沢	鍋山町		15	0	他
13	入山沢	鍋山町		31	0	他
14	坂ノ入沢	梅沢町		0	0	他
15	永倉	大久保町		0	0	他
16	宮下	梅沢町		21	0	他
17	北柏倉	柏倉町	小倉	2	0	他
18	石尊	柏倉町		10	0	他
19	柳町	柳町	藤倉	0	0	県道
20	月輪	平井町	月輪	86	4	県道
21	蘭部	蘭部町		0	0	他

番号	地区名	位置		直接保全対象		
		町名・字		人家戸数	公共施設	道路
22	栃戸沢	鍋山町	栃戸	2	0	県道
23	台(1)	星野町	台	18	0	他
24	ギタンガ沢	鍋山町	ギタンガ	3	0	他
25	仁田沢	鍋山町	仁田	50	0	他
26	新町	星野町	三峯	10	0	県道
27	沢口沢	鍋山町		2	0	県道
28	三峯	星野町	三峯	16	0	県道
29	ふれあいの森	出流町		4	1	他
30	栃目木	柏倉町	ヤヘイガエリ	2	0	他
31	種入	出流町	出入	7	0	他
32	真上入上流	真名子	カンヤマ	19	0	他
33	真上入(3)	真名子	クマノサワ	6	0	他
34	真上入(2)	真名子	クマノサワ	4	0	他
35	吉良沢	真名子	吉良沢	4	0	他
36	長沢	真名子	ナガキ	17	0	他
37	真上	真名子	ウシロザワ	19	0	他
38	深沢	真名子	深沢	5	0	他
39	真上入(1)	真名子	ウシロザワ	10	0	他
40	栃谷	真名子	栃谷	14	0	他
41	横道沢	真名子	イワゾ	14	0	他
42	岡	真名子	カシワド	12	0	他
43	男丸	真名子	カミノイリ	10	0	他
44	立花	西山田	越後沢	7	0	他
45	観音(1)	西山田	ザラノキ	67	0	他
46	観音(2)	西山田	観音	134	2	他
47	大中寺	西山田	駒形石	39	0	他
48	茅場沢	下皆川	茅場	160	1	他
49	梅ノ木沢	西山田		40	0	他
50	晃石前沢	西山田		107	0	他
51	上ノ山沢	西山田		100	0	他
52	天王沢	西山田	天王沢	107	0	他
53	谷津房沢	西山田	トリサワ外	91	0	他
54	山中	小野寺	焼山	11	0	他
55	広戸(2)	小野寺	広戸	2	0	他
56	三谷	三谷	ヨコテ	0	0	他
57	広戸(1)	小野寺	広戸	28	0	他
58	木の西	木	石鳥屋	13	0	他

3-5 土砂災害警戒区域一覧

(栃木県県土整備部、令和7年4月1日現在)

区 分	栃木地域	大平地域	藤岡地域	都賀地域	西方地域	岩舟地域	合計
急傾斜地の崩壊	254	33	0	41	94	68	490 (485)
土石流	188	22	2	23	55	58	348 (232)
地すべり	1	0	0	0	1	0	2 (0)
計	443	55	2	64	150	126	840 (717)

※合計の()内は土砂災害特別警戒区域の箇所数

(1) 急傾斜地の崩壊

	箇所番号	箇所名	位置			警戒 区域	特別 警戒区域
			町名・字				
1	203-I-001	橋本 A	片柳町	橋本		○	○
2	203-I-002	大平沢 D	平井町	大平沢		○	○
3	203-I-003	向山 D	皆川城内町	向山		○	○
4	203-I-004	八幡沢 C	小野口町	八幡沢		○	○
5	203-I-005	柳町 A	柏倉町	柳町		○	○
6	203-I-006	大仁場 C	柏倉町	大仁場		○	○
7	203-I-007	内宿 B	尻内町	内宿		○	○
8	203-I-008	初音山 E	尻内町	初音山		○	○
9	203-I-009	錦着山 A	蘭部町	錦着山		○	○
10	203-I-010	権現前 D	柏倉町	権現前		○	○
11	203-I-011	出流 M	出流町	出流		○	○
12	203-I-012	猿林 A	平井町	猿林		○	○

	箇所番号	箇所名	位置			警戒 区域	特別 警戒区域
			町名・字				
13	203-I-013	馬場 A	平井町	馬場		○	
14	203-I-014	台口 A	大平町	台口		○	○
15	203-I-015	台口 B	大平町	台口		○	○
16	203-I-016	大平沢 A	平井町	大平沢		○	○
17	203-I-017	堂ノ前 A	尻内町	堂ノ前		○	○
18	203-I-018	出流 B	出流町			○	○
19	203-I-019	出流 G	出流町			○	○
20	203-I-020	出流 H	出流町			○	○
21	203-I-021	出流 K	出流町			○	○
22	203-I-022	根古屋 A	鍋山町	根古屋		○	○
23	203-I-023	梅沢町 D	梅沢町			○	○
24	203-I-024	初音山 A	尻内町	初音山		○	○
25	203-I-025	初音山 B	尻内町	初音山		○	○
26	203-I-026	萱沼 A	尻内町	萱沼		○	○
27	203-I-027	駒岡 B	尻内町	駒岡		○	○
28	203-I-028	大森町 A	大森町			○	○
29	203-I-029	志鳥 C	志鳥町	志鳥		○	○
30	203-I-030	大平沢 A	平井町	大平沢		○	○
31	203-I-1001	平井町 I A	平井町			○	○
32	203-I-1002	下皆川 I A	大平町	下皆川		○	○
33	203-I-1003	山際 I A	梓町			○	○
34	203-I-1004	社下 I A	出流町			○	○
35	203-I-1005	村檜神社 I A	岩舟町			○	○
36	203-I-1006	前田 I A	岩舟町			○	○
37	203-I-1007	愛宕神社 I A	尻内町			○	○
38	203-I-1008	枌ノ木 I A	平井町			○	○
39	203-I-1009	下皆川 I A	大平町			○	○
40	203-I-1010	坂口 I A	西方町			○	○
41	203-I-1011	梓町 I A	梓町			○	○
42	203-I-1012	野上 I A	都賀町			○	○
43	203-I-1013	梓 I A	梓町			○	○
44	203-I-1014	山の腰 I A	岩舟町			○	○
45	203-I-1015	西山 I A	岩舟町			○	○
46	203-I-1016	平井町 I B	平井町			○	○
47	203-I-1017	平井町 I C	平井町			○	○
48	203-I-1018	寺内 I A	西方町			○	○
49	203-I-1019	菖蒲沢 I A	西方町			○	○
50	203-I-1020	坂口 I A	西方町			○	○
51	203-I-1021	内出 I A	西方町			○	○
52	203-I-1022	尾原 I A	鍋山町			○	○
53	203-II-001	大平沢 C	平井町	大平沢		○	○
54	203-II-002	柳町 B	柏倉町	柳町		○	○
55	203-II-003	内宿 C	尻内町	内宿		○	○
56	203-II-004	田端 A	出流町	田端		○	○
57	203-II-005	観音入 A	出流町	観音入		○	○
58	203-II-006	初音山 F	尻内町	初音山		○	○
59	203-II-007	片角 A	出流町	片角		○	○
60	203-II-008	片角 B	出流町	片角		○	○
61	203-II-009	片角 C	出流町	片角		○	○
62	203-II-010	油面 A	出流町	油面		○	○
63	203-II-011	出流 M	出流町			○	○
64	203-II-012	出流 D	出流町			○	○
65	203-II-013	出流 E	出流町			○	○
66	203-II-014	出流 F	出流町			○	○
67	203-II-015	出流 J	出流町			○	○
68	203-II-016	中内 A	出流町	中内		○	○
69	203-II-017	上星野 A	星野町	上星野		○	○
70	203-II-018	上星野 B	星野町	上星野		○	○
71	203-II-019	上星野 C	星野町	上星野		○	○
72	203-II-020	新町 A	星野町	新町		○	○
73	203-II-021	高内 A	星野町	高内		○	○
74	203-II-022	高内 B	星野町	高内		○	○
75	203-II-023	高内 C	星野町	高内		○	○
76	203-II-024	台 B	星野町	台		○	○
77	203-II-025	台 C	星野町	台		○	○
78	203-II-026	熊下 A	鍋山町	熊下		○	○
79	203-II-027	熊下 B	鍋山町	熊下		○	○

	箇所番号	箇所名	位置		警戒 区域	特別 警戒区域
			町名・字			
80	203-Ⅱ-028	寺尾 A	鍋山町	寺尾	○	○
81	203-Ⅱ-029	寺尾 B	鍋山町	寺尾	○	○
82	203-Ⅱ-030	鍋山町 A	鍋山町		○	○
83	203-Ⅱ-031	鍋山町 B	鍋山町		○	○
84	203-Ⅱ-032	山際 K	鍋山町	山際	○	○
85	203-Ⅱ-033	山際 D	鍋山町	山際	○	○
86	203-Ⅱ-034	山際 E	鍋山町	山際	○	○
87	203-Ⅱ-035	山際 F	鍋山町	山際	○	○
88	203-Ⅱ-036	山際 G	鍋山町	山際	○	○
89	203-Ⅱ-037	山際 H	鍋山町	山際	○	○
90	203-Ⅱ-038	門沢 B	鍋山町	門沢	○	○
91	203-Ⅱ-039	門沢 C	鍋山町	門沢	○	○
92	203-Ⅱ-040	門沢 D	鍋山町	門沢	○	○
93	203-Ⅱ-041	門沢 E	鍋山町	門沢	○	○
94	203-Ⅱ-042	門沢 F	鍋山町	門沢	○	○
95	203-Ⅱ-043	山際 J	鍋山町	山際	○	○
96	203-Ⅱ-044	根古屋 B	鍋山町	根古屋	○	○
97	203-Ⅱ-045	下川原 A	上大久保町	下川原	○	○
98	203-Ⅱ-046	上大久保 A	上大久保町	上大久保	○	○
99	203-Ⅱ-047	梅沢町 A	梅沢町		○	○
100	203-Ⅱ-048	梅沢町 B	梅沢町		○	○
101	203-Ⅱ-049	梅沢町 C	梅沢町		○	○
102	203-Ⅱ-050	梅沢町 E	梅沢町		○	○
103	203-Ⅱ-051	梅沢町 F	梅沢町		○	○
104	203-Ⅱ-052	梅沢町 G	梅沢町		○	○
105	203-Ⅱ-053	梅沢町 A	梅沢町		○	○
106	203-Ⅱ-054	梅沢町 I	梅沢町		○	○
107	203-Ⅱ-055	梅沢町 J	梅沢町		○	○
108	203-Ⅱ-056	梅沢町 K	梅沢町		○	○
109	203-Ⅱ-057	宮下 A	大久保町	宮下	○	○
110	203-Ⅱ-058	初音山 C	尻内町	初音山	○	○
111	203-Ⅱ-059	初音山 D	尻内町	初音山	○	○
112	203-Ⅱ-060	内宿 A	尻内町	内宿	○	○
113	203-Ⅱ-061	萱沼 A	尻内町	萱沼	○	○
114	203-Ⅱ-062	萱沼 C	尻内町	萱沼	○	○
115	203-Ⅱ-063	萱沼 B	尻内町	萱沼	○	○
116	203-Ⅱ-064	内宿 B	尻内町	内宿	○	○
117	203-Ⅱ-065	永倉入口 A	大久保町	永倉入口	○	○
118	203-Ⅱ-066	永倉入口 B	大久保町	永倉入口	○	○
119	203-Ⅱ-067	和田 A	大久保町	和田	○	○
120	203-Ⅱ-068	上新田 A	尻内町	上新田	○	○
121	203-Ⅱ-069	駒岡 C	尻内町	駒岡	○	○
122	203-Ⅱ-070	梓町 A	梓町		○	○
123	203-Ⅱ-071	仲方町 A	仲方町		○	○
124	203-Ⅱ-072	仲方町 B	仲方町		○	○
125	203-Ⅱ-073	貫井 A	千塚町	貫井	○	○
126	203-Ⅱ-074	千塚西 A	千塚町	千塚西	○	○
127	203-Ⅱ-075	千塚西 B	千塚町	千塚西	○	○
128	203-Ⅱ-076	千塚西 C	千塚町	千塚西	○	○
129	203-Ⅱ-077	千塚西 D	千塚町	千塚西	○	○
130	203-Ⅱ-078	大森町 B	大森町		○	○
131	203-Ⅱ-079	大森町 C	大森町		○	○
132	203-Ⅱ-080	大森町 D	大森町		○	○
133	203-Ⅱ-081	荒宿 A	皆川城内町	荒宿	○	○
134	203-Ⅱ-082	五反田 A	柏倉町	五反田	○	○
135	203-Ⅱ-083	五反田 B	柏倉町	五反田	○	○
136	203-Ⅱ-084	五反田 C	柏倉町	五反田	○	○
137	203-Ⅱ-085	柏倉町 A	柏倉町		○	○
138	203-Ⅱ-086	柏倉町 B	柏倉町		○	○
139	203-Ⅱ-087	北柏倉 A	柏倉町	北柏倉	○	○
140	203-Ⅱ-088	寺山 A	柏倉町	寺山	○	○
141	203-Ⅱ-089	寺山 B	柏倉町	寺山	○	○
142	203-Ⅱ-090	寺山 C	柏倉町	寺山	○	○
143	203-Ⅱ-091	寺山 D	柏倉町	寺山	○	○
144	203-Ⅱ-092	寺山 E	柏倉町	寺山	○	○
145	203-Ⅱ-093	大仁場 A	柏倉町	大仁場	○	○
146	203-Ⅱ-094	寺山 F	柏倉町	寺山	○	○

	箇所番号	箇所名	位置 町名・字		警戒 区域	特別 警戒区域
147	203-Ⅱ-095	柳町 A	柏倉町	柳町	○	○
148	203-Ⅱ-096	柳町 B	柏倉町	柳町	○	○
149	203-Ⅱ-097	柏倉町 D	柏倉町		○	○
150	203-Ⅱ-098	権現前 A	柏倉町	権現前	○	○
151	203-Ⅱ-099	権現前 B	柏倉町	権現前	○	○
152	203-Ⅱ-100	権現前 C	柏倉町	権現前	○	○
153	203-Ⅱ-1001	小野口町Ⅱ A	小野口町		○	○
154	203-Ⅱ-1002	三谷東Ⅱ A	岩舟町	三谷東	○	○
155	203-Ⅱ-1003	園部町Ⅱ A	園部町	4丁目	○	○
156	203-Ⅱ-1004	真弓Ⅱ A	大平町	真弓	○	○
157	203-Ⅱ-1005	園部町Ⅱ B	園部町	4丁目	○	○
158	203-Ⅱ-1006	皆川城内町Ⅱ A	皆川城内町		○	○
159	203-Ⅱ-1007	下津原Ⅱ A	岩舟町	下津原	○	○
160	203-Ⅱ-1008	静Ⅱ A	岩舟町	静	○	
161	203-Ⅱ-1009	鷺巣Ⅱ A	岩舟町	鷺巣	○	○
162	203-Ⅱ-101	打越 A	小野口町	打越	○	○
163	203-Ⅱ-1010	園部町Ⅱ C	園部町	4丁目	○	○
164	203-Ⅱ-1011	砂田Ⅱ A	都賀町		○	○
165	203-Ⅱ-1012	栃谷Ⅱ A	西方町		○	○
166	203-Ⅱ-1013	高内Ⅱ A	星野町		○	○
167	203-Ⅱ-1014	片角Ⅱ A	出流町		○	○
168	203-Ⅱ-1015	宮の下Ⅱ A	岩舟町		○	○
169	203-Ⅱ-1016	藤坂Ⅱ A	岩舟町		○	○
170	203-Ⅱ-1017	小坂倉Ⅱ A	岩舟町		○	○
171	203-Ⅱ-1018	小野口町Ⅱ A	小野口町		○	○
172	203-Ⅱ-1019	中妻Ⅱ A	西方町		○	○
173	203-Ⅱ-102	打越 B	小野口町	打越	○	○
174	203-Ⅱ-1020	生出宿Ⅰ A	都賀町		○	○
175	203-Ⅱ-1021	新田Ⅱ A	大久保町		○	○
176	203-Ⅱ-1022	岩崎Ⅱ A	園部町		○	○
177	203-Ⅱ-1023	坂口Ⅱ A	出流町		○	○
178	203-Ⅱ-1024	山口Ⅱ B	星野町		○	○
179	203-Ⅱ-1025	真上Ⅱ K	西方町		○	○
180	203-Ⅱ-1026	真上Ⅱ L	西方町		○	○
181	203-Ⅱ-1027	本城Ⅱ A	西方町		○	○
182	203-Ⅱ-1028	本城Ⅱ B	西方町		○	○
183	203-Ⅱ-1029	真名子Ⅱ M	西方町		○	○
184	203-Ⅱ-103	打越 C	小野口町	打越	○	○
185	203-Ⅱ-1030	真名子Ⅱ N	西方町		○	○
186	203-Ⅱ-1031	富張Ⅱ A	都賀町		○	○
187	203-Ⅱ-1032	深沢Ⅱ A	都賀町		○	○
188	203-Ⅱ-1033	平井町Ⅱ A	平井町		○	○
189	203-Ⅱ-1034	志鳥町Ⅱ A	志鳥町		○	○
190	203-Ⅱ-1035	志鳥町Ⅱ B	志鳥町		○	○
191	203-Ⅱ-1036	小野口町Ⅱ C	小野口町		○	○
192	203-Ⅱ-1037	小野口町Ⅱ D	小野口町		○	○
193	203-Ⅱ-1038	小野口町Ⅱ E	小野口町		○	○
194	203-Ⅱ-1039	小野口町Ⅱ F	小野口町		○	○
195	203-Ⅱ-104	勝見沢 A	小野口町	勝見沢	○	○
196	203-Ⅱ-1040	小野口町Ⅱ G	小野口町		○	○
197	203-Ⅱ-1041	志鳥町Ⅱ C	志鳥町		○	○
198	203-Ⅱ-1042	志鳥町Ⅱ D	志鳥町		○	○
199	203-Ⅱ-1043	西山田Ⅱ A	大平町		○	○
200	203-Ⅱ-1044	西山田Ⅱ B	大平町		○	○
201	203-Ⅱ-1045	平井町Ⅱ B	平井町		○	○
202	203-Ⅱ-1046	三谷東Ⅱ B	岩舟町		○	○
203	203-Ⅱ-1047	小野寺Ⅱ A	岩舟町		○	○
204	203-Ⅱ-1048	小野寺Ⅱ B	岩舟町		○	○
205	203-Ⅱ-1049	小野寺Ⅱ C	岩舟町		○	○
206	203-Ⅱ-105	勝見沢 B	小野口町	勝見沢	○	○
207	203-Ⅱ-1050	小野寺Ⅱ D	岩舟町		○	○
208	203-Ⅱ-1051	申田Ⅱ A	西方町		○	○
209	203-Ⅱ-1052	神前田Ⅱ A	西方町		○	○
210	203-Ⅱ-1053	岡Ⅱ C	西方町		○	○
211	203-Ⅱ-1054	柏戸Ⅱ A	西方町		○	○
212	203-Ⅱ-1055	根小屋Ⅱ A	西方町		○	○
213	203-Ⅱ-1056	岡Ⅱ D	都賀町		○	○

	箇所番号	箇所名	位置 町名・字		警戒 区域	特別 警戒区域
214	203-Ⅱ-1057	男丸ⅡE	西方町		○	○
215	203-Ⅱ-1058	森ノ下ⅡA	西方町		○	○
216	203-Ⅱ-1059	批把の入ⅡA	都賀町		○	○
217	203-Ⅱ-106	宮前B	小野口町	宮前	○	○
218	203-Ⅱ-1060	内出ⅡA	西方町		○	○
219	203-Ⅱ-1061	門沢ⅡA	鍋山町		○	○
220	203-Ⅱ-1062	栗の木田ⅡA	都賀町		○	○
221	203-Ⅱ-1063	中の内ⅡA	都賀町		○	○
222	203-Ⅱ-1064	中ノ内ⅡA	仲方町		○	○
223	203-Ⅱ-1065	姥ヶ沢ⅡA	仲方町		○	○
224	203-Ⅱ-1066	山根ⅡA	梅沢町		○	○
225	203-Ⅱ-1067	高内ⅡA	星野町		○	○
226	203-Ⅱ-1068	藤沢ⅡA	鍋山町		○	○
227	203-Ⅱ-1069	山際ⅡA	鍋山町		○	○
228	203-Ⅱ-107	宮前C	小野口町	宮前	○	○
229	203-Ⅱ-1070	大倉ⅡA	柏倉町		○	○
230	203-Ⅱ-1071	門沢ⅡA	鍋山町		○	○
231	203-Ⅱ-1072	熊下ⅡA	鍋山町		○	○
232	203-Ⅱ-1073	立谷ⅡA	鍋山町		○	○
233	203-Ⅱ-1074	竹ノ下ⅡA	大久保町		○	○
234	203-Ⅱ-1075	入前ⅡA	大久保町		○	○
235	203-Ⅱ-1076	所落ⅡA	柏倉町		○	○
236	203-Ⅱ-1077	大阿久平ⅡA	柏倉町		○	○
237	203-Ⅱ-1078	大倉ⅡB	柏倉町		○	○
238	203-Ⅱ-1079	ナメリ石ⅡA	柏倉町		○	○
239	203-Ⅱ-108	宮前D	小野口町	宮前	○	○
240	203-Ⅱ-1080	打越ⅡA	小野口町		○	○
241	203-Ⅱ-1081	愛宕下ⅡA	柏倉町		○	○
242	203-Ⅱ-1082	立谷ⅡA	鍋山町		○	○
243	203-Ⅱ-1085	町屋ⅡA	都賀町		○	○
244	203-Ⅱ-109	宮前E	小野口町	宮前	○	○
245	203-Ⅱ-110	宮前F	小野口町	宮前	○	○
246	203-Ⅱ-111	小野口西A	小野口町	小野口西	○	○
247	203-Ⅱ-112	八幡沢A	小野口町	八幡沢	○	
248	203-Ⅱ-113	八幡沢B	小野口町	八幡沢	○	○
249	203-Ⅱ-114	日陰A	志鳥町	日陰	○	○
250	203-Ⅱ-115	八幡A	小野口町	八幡	○	○
251	203-Ⅱ-116	大沢A	志鳥町	大沢	○	○
252	203-Ⅱ-117	大沢B	志鳥町	大沢	○	○
253	203-Ⅱ-118	大沢F	志鳥町	大沢	○	○
254	203-Ⅱ-119	大沢E	志鳥町	大沢	○	○
255	203-Ⅱ-120	大沢C	志鳥町	大沢	○	○
256	203-Ⅱ-121	大沢D	志鳥町	大沢	○	○
257	203-Ⅱ-122	講堂A	志鳥町	講堂	○	○
258	203-Ⅱ-123	志鳥A	志鳥町	志鳥	○	○
259	203-Ⅱ-124	志鳥B	入坪裏		○	○
260	203-Ⅱ-125	堤崎A	志鳥町	堤崎	○	○
261	203-Ⅱ-127	岩出町A	岩出町		○	○
262	203-Ⅱ-128	園部4丁目A	平井町	園部4丁目	○	○
263	203-Ⅱ-129	園部4丁目B	平井町	園部4丁目	○	○
264	203-Ⅱ-131	園部町4丁目C	平井町	園部町4丁目	○	○
265	203-Ⅱ-132	大平沢B	平井町	大平沢	○	
266	203-Ⅱ-133	向山A	平井町	向山	○	○
267	203-Ⅱ-134	五反田A	柏倉町	五反田	○	○
268	203-Ⅲ-001	片角	出流町	片角	○	○
269	203-Ⅲ-002	出流	出流町		○	○
270	203-Ⅲ-003	出流	出流町		○	○
271	203-Ⅲ-004	羽鶴	出流町	羽鶴	○	○
272	203-Ⅲ-005	上星野	星野町	上星野	○	○
273	203-Ⅲ-006	新町	星野町	新町	○	○
274	203-Ⅲ-007	鍋山町	鍋山町		○	○
275	203-Ⅲ-008	永倉	大久保町	永倉	○	○
276	203-Ⅲ-009	初音山	尻内町	初音山	○	○
277	203-Ⅲ-010	仲方	仲方町	仲方	○	○
278	203-Ⅲ-012	柏倉町	柏倉町		○	○
279	203-Ⅲ-013	柏倉町	柏倉町		○	○
280	203-Ⅲ-014	小野口西	小野口町	小野口西	○	○

	箇所番号	箇所名	位置 町名・字		警戒 区域	特別 警戒区域
281	203-Ⅲ-015	大沢	志鳥町	大沢	○	○
282	203-Ⅲ-1001	仲方町ⅢC	仲方町		○	○
283	203-Ⅲ-1002	岩出町ⅢA	岩出町		○	○
284	203-Ⅲ-1003	三谷東ⅢA	岩舟町	三谷東	○	○
285	203-Ⅲ-1004	下津原ⅢA	岩舟町	下津原	○	○
286	203-Ⅲ-1005	梓町ⅢA	梓町		○	○
287	203-Ⅲ-1006	平井町ⅢA	平井町		○	○
288	203-Ⅲ-1007	山ノ神ⅢA	西方町		○	○
289	203-Ⅲ-1008	神楽岡ⅢA	都賀町		○	○
290	203-Ⅲ-1009	下岡ⅢA	出流町		○	○
291	203-Ⅲ-1010	鷹巣口ⅢA	出流町		○	○
292	203-Ⅲ-1011	小沼ⅢA	西方町		○	○
293	203-Ⅲ-1012	池ノ入ⅢA	西方町		○	
294	203-Ⅲ-1013	水穴ⅢA	西方町		○	○
295	203-Ⅲ-1014	生出宿ⅢA	都賀町		○	○
296	203-Ⅲ-1015	上の山ⅢA	岩舟町		○	○
297	203-Ⅲ-1016	京呂戸ⅢA	岩舟町		○	○
298	203-Ⅲ-1017	榊ⅢA	岩舟町		○	○
299	203-Ⅲ-1018	道庵ⅢA	岩舟町		○	○
300	203-Ⅲ-1019	北の入ⅢA	岩舟町		○	○
301	203-Ⅲ-1020	大芝原ⅢA	岩舟町		○	○
302	203-Ⅲ-1021	宮下ⅢA	梅沢町		○	○
303	203-Ⅲ-1022	深沢ⅢA	柏倉町		○	○
304	203-Ⅲ-1023	小倉ⅢA	柏倉町		○	○
305	203-Ⅲ-1024	西山田ⅢA	大平町		○	○
306	203-Ⅲ-1025	下皆川ⅢA	大平町		○	○
307	203-Ⅲ-1026	小板倉ⅢA	岩舟町		○	○
308	203-Ⅲ-1027	山際ⅢA	梓町		○	○
309	203-Ⅲ-1028	山口ⅢA	星野町		○	○
310	203-Ⅲ-1029	本城ⅢA	西方町		○	○
311	203-Ⅲ-1030	向宿ⅢA	西方町		○	○
312	203-Ⅲ-1031	大柿ⅢA	都賀町		○	○
313	203-Ⅲ-1032	元ⅢA	西方町		○	○
314	203-Ⅲ-1033	中郷ⅢA	都賀町		○	○
315	203-Ⅲ-1034	中郷ⅢB	都賀町		○	○
316	203-Ⅲ-1035	尻内ⅢA	尻内町		○	○
317	203-Ⅲ-1036	仲坪ⅢA	都賀町		○	○
318	203-Ⅲ-1037	木ⅢA	都賀町		○	○
319	203-Ⅲ-1038	萱沼ⅢA	尻内町		○	○
320	203-Ⅲ-1039	山の腰ⅢA	岩舟町		○	○
321	203-Ⅲ-1040	園部町ⅢA	園部町 4 丁目		○	○
322	203-Ⅲ-1041	志鳥町ⅢA	志鳥町		○	○
323	203-Ⅲ-1042	小野口町ⅢA	小野口町		○	○
324	203-Ⅲ-1043	小野口町ⅢB	小野口町		○	○
325	203-Ⅲ-1044	小野口町ⅢC	小野口町		○	○
326	203-Ⅲ-1045	西山田ⅢB	大平町		○	○
327	203-Ⅲ-1046	西山田ⅢC	大平町		○	○
328	203-Ⅲ-1047	西山田ⅢD	大平町		○	○
329	203-Ⅲ-1048	小野寺ⅢA	岩舟町		○	○
330	203-Ⅲ-1049	小野寺ⅢB	岩舟町		○	○
331	203-Ⅲ-1050	下皆川ⅢB	大平町		○	○
332	203-Ⅲ-1051	根小屋ⅢA	西方町		○	○
333	203-Ⅲ-1052	根小屋ⅢB	西方町		○	○
334	203-Ⅲ-1053	上原ⅢA	西方町		○	○
335	203-Ⅲ-1054	関根ⅢA	西方町		○	○
336	203-Ⅲ-1055	神前田ⅢA	西方町		○	○
337	203-Ⅲ-1056	反町ⅢA	西方町		○	○
338	203-Ⅲ-1057	反町ⅢB	西方町		○	○
339	203-Ⅲ-1058	甘露寺沢ⅢA	西方町		○	○
340	203-Ⅲ-1059	水木ⅢA	西方町		○	○
341	203-Ⅲ-1060	柏戸ⅢA	西方町		○	○
342	203-Ⅲ-1061	台ⅢA	西方町		○	○
343	203-Ⅲ-1062	岩崎ⅢA	西方町		○	○
344	203-Ⅲ-1063	岩崎ⅢB	西方町		○	○
345	203-Ⅲ-1064	岩崎ⅢC	西方町		○	○
346	203-Ⅲ-1065	前田ⅢA	西方町		○	○
347	203-Ⅲ-1066	後原ⅢA	西方町		○	○

	箇所番号	箇所名	位置		警戒 区域	特別 警戒区域	
			町名・字				
348	203-Ⅲ-1067	篠ノ手ⅢA	西方町		○	○	
349	203-Ⅲ-1068	柳沢ⅢA	西方町		○	○	
350	203-Ⅲ-1069	大芝原ⅢA	西方町		○	○	
351	203-Ⅲ-1070	太夫田ⅢA	西方町		○	○	
352	203-Ⅲ-1071	鹿畑ⅢA	西方町		○	○	
353	203-Ⅲ-1072	篠ノ手ⅢB	西方町		○	○	
354	203-Ⅲ-1073	篠ノ手ⅢC	西方町		○	○	
355	203-Ⅲ-1074	篠ノ手ⅢD	西方町		○	○	
356	203-Ⅲ-1075	岩崎ⅢD	西方町		○	○	
357	203-Ⅲ-1076	中妻ⅢA	西方町		○	○	
358	203-Ⅲ-1077	坂口ⅢA	西方町		○	○	
359	203-Ⅲ-1078	男丸ⅢB	西方町		○	○	
360	203-Ⅲ-1079	黒沢ⅢA	西方町		○	○	
361	203-Ⅲ-1080	舟ヶ沢ⅢA	西方町		○	○	
362	203-Ⅲ-1081	中ノ内ⅢA	西方町		○	○	
363	203-Ⅲ-1082	足田内ⅢA	西方町		○	○	
364	203-Ⅲ-1083	小坂原ⅢA	西方町		○	○	
365	203-Ⅲ-1084	田の入ⅢA	都賀町		○	○	
366	203-Ⅲ-1086	後沢ⅢA	尻内町		○	○	
367	203-Ⅲ-1087	坂ノ入ⅢA	梅沢町		○	○	
368	203-Ⅲ-1088	沢口ⅢA	梅沢町		○	○	
369	203-Ⅲ-1089	宮下ⅢA	梅沢町		○	○	
370	203-Ⅲ-1090	岡入ⅢA	尻内町		○	○	
371	203-Ⅲ-1091	牛落ⅢA	星野町		○	○	
372	203-Ⅲ-1092	牛落ⅢB	鍋山町		○	○	
373	203-Ⅲ-1093	門沢ⅢA	鍋山町		○	○	
374	203-Ⅲ-1094	熊下ⅢA	鍋山町		○	○	
375	321-Ⅰ-001	真上F	西方町	真名子	真上	○	○
376	321-Ⅰ-003	男丸B	西方町	真名子	男丸	○	○
377	321-Ⅰ-004	水木A	西方町	真名子	水木	○	○
378	321-Ⅰ-005	水木B	西方町	真名子	水木	○	○
379	321-Ⅱ-001	真上ⅡA	西方町	真名子	真上	○	○
380	321-Ⅱ-002	真上ⅡB	西方町	真名子	真上	○	○
381	321-Ⅱ-003	真上ⅡC	西方町	真名子	真上	○	○
382	321-Ⅱ-004	真上ⅡD	西方町	真名子	真上	○	○
383	321-Ⅱ-005	真上ⅡE	西方町	真名子	真上	○	○
384	321-Ⅱ-006	真上ⅡF	西方町	真名子	真上	○	○
385	321-Ⅱ-007	真上ⅡG	西方町	真名子	真上	○	○
386	321-Ⅱ-008	真上ⅡH	西方町	真名子	真上	○	○
387	321-Ⅱ-009	真上ⅡI	西方町	真名子	真上	○	○
388	321-Ⅱ-010	真上ⅡJ	西方町	真名子	真上	○	○
389	321-Ⅱ-011	向宿ⅡA	西方町	真名子	向宿	○	○
390	321-Ⅱ-013	小沼ⅡC	西方町	真名子	小沼	○	○
391	321-Ⅱ-014	男丸ⅡA	西方町	真名子	男丸	○	○
392	321-Ⅱ-015	男丸ⅡB	西方町	真名子	男丸	○	○
393	321-Ⅱ-016	男丸ⅡC	西方町	真名子	男丸	○	○
394	321-Ⅱ-017	男丸ⅡD	西方町	真名子	男丸	○	○
395	321-Ⅱ-018	岡ⅡA	西方町	真名子	岡	○	○
396	321-Ⅱ-019	岡ⅡB	西方町	真名子	岡	○	○
397	321-Ⅱ-021	元ⅡA	西方町	元	元	○	○
398	321-Ⅱ-022	小沼A	西方町	真名子	小沼	○	○
399	321-Ⅲ-001	真上ⅢA	西方町	真名子	真上	○	○
400	321-Ⅲ-002	真上ⅢB	西方町	真名子	真上	○	○
401	321-Ⅲ-003	真上ⅢC	西方町	真名子	真上	○	○
402	321-Ⅲ-004	真上ⅢD	西方町	真名子	真上	○	○
403	321-Ⅲ-005	真上ⅢE	西方町	真名子	真上	○	○
404	321-Ⅲ-006	真上ⅢF	西方町	真名子	真上	○	○
405	321-Ⅲ-007	真上ⅢG	西方町	真名子	真上	○	○
406	321-Ⅲ-008	男丸ⅢA	西方町	真名子	男丸	○	○
407	321-Ⅲ-009	岡ⅢA	西方町	真名子	岡	○	○
408	365-Ⅰ-001	谷津A	大平町	下皆川	谷津	○	○
409	365-Ⅰ-002	向堀C	大平町	西山田	向堀	○	○
410	365-Ⅰ-003	向堀A	大平町	神ノ倉	向堀	○	○
411	365-Ⅰ-004	片岡A	大平町	西山田	片岡	○	○
412	365-Ⅰ-005	片岡B	大平町	西山田	片岡	○	○
413	365-Ⅱ-001	神の倉A	大平町	富田	神の倉	○	○
414	365-Ⅱ-002	神の倉B	大平町	富田	神の倉	○	○

	箇所番号	箇所名	位置			警戒 区域	特別 警戒区域
			町名・字				
415	365-Ⅱ-003	中山 B	大平町	下皆川	中山	○	○
416	365-Ⅱ-005	上坪 A	大平町	下皆川	上坪	○	○
417	365-Ⅱ-006	中坪 C	大平町	下皆川	中坪	○	○
418	365-Ⅱ-009	中山 A	大平町	下皆川	中山	○	○
419	365-Ⅱ-010	向堀 B	大平町	神ノ倉	向堀	○	○
420	365-Ⅱ-011	池上 A	大平町	西山田	池上	○	○
421	365-Ⅱ-012	池上 B	大平町	西山田	池上	○	○
422	365-Ⅱ-013	小荷田 A	大平町	西山田	小荷田	○	○
423	365-Ⅱ-014	小荷田 B	大平町	西山田	小荷田	○	○
424	365-Ⅱ-015	白岩 D	大平町	西山田	白岩	○	○
425	365-Ⅱ-016	立花 B	大平町	西山田	立花	○	○
426	365-Ⅱ-017	立花 A	大平町	西山田	立花	○	○
427	365-Ⅱ-018	東友田 C	大平町	富田	東友田	○	○
428	367-Ⅰ-001	山下 A	岩舟町	小野寺	山下	○	○
429	367-Ⅰ-002	山下 B	岩舟町	小野寺	山下	○	○
430	367-Ⅰ-003	山中 A	岩舟町	小野寺	山中	○	○
431	367-Ⅰ-004	山の腰 A	岩舟町	静	山の腰	○	○
432	367-Ⅰ-005	羽田 E	岩舟町	小野寺	羽田	○	○
433	367-Ⅱ-001	山中 B	岩舟町	小野寺	山中	○	○
434	367-Ⅱ-002	鷺巣 A	岩舟町	鷺巣		○	○
435	367-Ⅱ-003	田代 A	岩舟町	小野寺	田代	○	○
436	367-Ⅱ-004	田代 B	岩舟町	小野寺	田代	○	○
437	367-Ⅱ-005	田代 C	岩舟町	小野寺	田代	○	○
438	367-Ⅱ-006	川入 A	岩舟町	小野寺	川入	○	○
439	367-Ⅱ-007	中妻 E	岩舟町	小野寺	中妻	○	○
440	367-Ⅱ-010	中妻 B	岩舟町	小野寺	中妻	○	○
441	367-Ⅱ-013	中妻 D	岩舟町	小野寺	中妻	○	○
442	367-Ⅱ-014	上耕地 A	岩舟町	小野寺	上耕地	○	○
443	367-Ⅱ-016	広戸 A	岩舟町	小野寺	広戸	○	○
444	367-Ⅱ-017	広戸 B	岩舟町	小野寺	広戸	○	○
445	367-Ⅱ-018	広戸 C	岩舟町	小野寺	広戸	○	○
446	367-Ⅱ-019	広戸 D	岩舟町	小野寺	広戸	○	○
447	367-Ⅱ-020	川入 B	岩舟町	小野寺	川入	○	○
448	367-Ⅱ-021	川入 C	岩舟町	小野寺	川入	○	○
449	367-Ⅱ-022	田代 F	岩舟町	小野寺	田代	○	○
450	367-Ⅱ-023	田代 G	岩舟町	小野寺	田代	○	○
451	367-Ⅱ-024	羽田 H	岩舟町	小野寺	羽田	○	○
452	367-Ⅱ-025	羽田 F	岩舟町	小野寺	羽田	○	○
453	367-Ⅱ-026	羽田 B	岩舟町	小野寺	羽田	○	○
454	367-Ⅱ-027	羽田 C	岩舟町	小野寺	羽田	○	○
455	367-Ⅱ-028	羽田 D	岩舟町	小野寺	羽田	○	○
456	367-Ⅱ-029	羽田 A	岩舟町	小野寺	羽田	○	○
457	367-Ⅱ-030	羽田 G	岩舟町	小野寺	羽田	○	○
458	367-Ⅱ-032	和田 D	岩舟町	小野寺	和田	○	○
459	367-Ⅱ-033	西耕地 A	岩舟町	小野寺	西耕地	○	○
460	367-Ⅱ-037	鷹巣 B	岩舟町	鷹巣		○	○
461	367-Ⅲ-002	小野寺	岩舟町	小野寺		○	○
462	367-Ⅲ-003	小野寺	岩舟町	小野寺		○	○
463	367-Ⅲ-004	小野寺	岩舟町	小野寺		○	○
464	367-Ⅲ-005	羽田	岩舟町	小野寺		○	○
465	367-Ⅲ-006	羽田	岩舟町	小野寺		○	○
466	367-Ⅲ-007	羽田	岩舟町	小野寺		○	○
467	367-Ⅲ-008	広戸	岩舟町	小野寺	広戸	○	○
468	368-Ⅰ-002	梶ヶ内 A	都賀町	大柿	梶ヶ内	○	○
469	368-Ⅱ-001	野上 A	都賀町	大柿	野上	○	○
470	368-Ⅱ-002	野上 B	都賀町	大柿	野上	○	○
471	368-Ⅱ-003	野上 C	都賀町	大柿	野上	○	○
472	368-Ⅱ-004	野上 D	都賀町	大柿	野上	○	○
473	368-Ⅱ-006	野上 F	都賀町	大柿	野上	○	○
474	368-Ⅱ-007	中郷 B	都賀町	大柿	中郷	○	○
475	368-Ⅱ-008	中郷 C	都賀町	大柿	中郷	○	○
476	368-Ⅱ-009	秋葉内 A	都賀町	大柿	秋葉内	○	○
477	368-Ⅱ-010	田ノ入 A	都賀町	深沢	田ノ入	○	○
478	368-Ⅱ-011	深沢 B	都賀町	深沢		○	○
479	368-Ⅱ-012	深沢 C	都賀町	深沢		○	○
480	368-Ⅱ-016	臼久保 A	都賀町	臼久保		○	○
481	368-Ⅱ-017	赤津 A	都賀町	深沢	赤津	○	○

	箇所番号	箇所名	位置			警戒区域	特別警戒区域
			町名・字				
482	368-Ⅱ-018	別府 A	都賀町	富張	別府	○	○
483	368-Ⅱ-019	古峰 A	都賀町	大橋	古峰	○	○
484	368-Ⅱ-020	古峰 B	都賀町	大橋	古峰	○	○
485	368-Ⅱ-021	木の西 A	都賀町	木	木の西	○	○
486	368-Ⅲ-001	野上	都賀町	大柿	野上	○	○
487	368-Ⅲ-002	大柿	都賀町	大柿		○	○
488	368-Ⅲ-003	大柿	都賀町	大柿		○	○
489	368-Ⅲ-004	深沢	都賀町	深沢		○	○
490	368-Ⅲ-005	深沢	都賀町	深沢		○	○

(2) 地すべり

箇所名	位置	警戒区域	特別警戒区域
小沼川	西方町真名子	○	
山際	鍋山町	○	

(3) 土石流

	溪流番号	区分	水系名	河川名	溪流名	位置		警戒区域	特別警戒区域
						町名・字			
1	02201	2	利根川	逆川	山ノ神沢	西方町	真名子字真上	○	○
2	02202	2	利根川	逆川	大畑沢	西方町	真名子字真上	○	○
3	02203	3	利根川	逆川	高谷原沢二号沢	西方町	真名子字真上	○	
4	02204	3	利根川	逆川	曉沢	西方町	真名子字真上	○	○
5	02205	3	利根川	逆川	吉良沢二号沢	西方町	真名子字真上	○	
6	02206	3	利根川	逆川	岩戸沢	西方町	真名子字真上	○	○
7	02207	3	利根川	赤津川	柳沢	西方町	真名子字小沼	○	○
8	02208	3	利根川	赤津川	須釜沢	西方町	真名子字男丸	○	○
9	02209	3	利根川	赤津川	三ノ谷沢	西方町	真名子字男丸	○	○
10	02210	3	利根川	赤津川	弓ノ手沢	西方町	真名子字男丸	○	○
11	02211	3	利根川	赤津川	後原沢	西方町	真名子字男丸	○	○
12	02212	3	利根川	赤津川	白髪畑沢	西方町	真名子字岡	○	
13	02213	3	利根川	赤津川	細竹沢	西方町	真名子字水木	○	○
14	02214	2	利根川	赤津川	石橋沢	西方町	真名子字反町	○	○
15	2202	1	利根川	赤津川	水木沢	西方町	真名子字水木	○	○
16	I 51001	1	利根川	永野川	六角堂一号沢	平井町	大平沢	○	
17	I 51002	1	利根川	永野川	大平沢	平井町	大平沢	○	○
18	I 51003	1	利根川	永野川	六角堂沢	平井町	大平沢	○	○
19	I 51004	1	利根川	永野川	大山寺沢	平井町	台口	○	○
20	I 51005	1	利根川	永野川	平井沢	平井町	台口	○	
21	I 51006	1	利根川	永野川	高場沢	平井町	馬場	○	
22	I 51007	1	利根川	永野川	馬場一号沢	平井町	馬場	○	
23	I 51008	1	利根川	永野川	(皆川一号沢)	皆川城内町	向山	○	
24	I 51009	1	利根川	永野川	日光石沢	志鳥町	大沢	○	○
25	I 51010	1	利根川	永野川	志鳥七号沢	志鳥町	志鳥	○	○
26	I 51011	1	利根川	藤川	滝の沢	柏倉町	柳町	○	
27	I 51012	1	利根川	藤川	柳北四号沢	柏倉町	柳町	○	
28	I 51013	1	利根川	柏倉川	下柏倉沢	柏倉町	柏倉	○	
29	I 51014	1	利根川	出流川	(宮町一号沢)	宮町	宮町	○	○
30	I 51015	1	利根川	永野川	(千塚一号沢)	千塚町	貫井	○	
31	I 51016	1	利根川	永野川	萱沼沢	尻内町	菅沼	○	
32	I 51017	1	利根川	永野川	(初音三号沢)	尻内町	初音山	○	○
33	I 51018	2	利根川	永野川	梅沢沢	梅沢町	梅沢	○	○

	溪流番号	区分	水系名	河川名	溪流名	位置		警戒区域	特別警戒区域
						町名・字			
34	I 51019	1	利根川	永野川	姥返沢	梅沢町	梅沢	○	
35	I 51020	1	利根川	永野川	鹿島入沢	梅沢町	梅沢	○	
36	I 51021	1	利根川	永野川	熊の入沢	梅沢町	梅沢	○	
37	I 51022	1	利根川	永野川	梅沢	梅沢町	梅沢	○	○
38	I 51023	1	利根川	永野川	梅沢	梅沢町	新宿	○	○
39	I 51024	1	利根川	永野川	新宿沢	梅沢町	新宿	○	
40	I 51025	1	利根川	永野川	鍋山一号沢	鍋山町	新宿	○	○
41	I 51026	1	利根川	永野川	宝蓮寺沢	鍋山町	新宿	○	
42	I 51027	1	利根川	出流川	下根古谷沢	鍋山町	根古谷	○	
43	I 51028	1	利根川	出流川	下根古谷沢	鍋山町	根古谷	○	
44	I 51029	1	利根川	出流川	入山沢	鍋山町	根古谷	○	
45	I 51030	1	利根川	出流川	上根古谷沢	鍋山町	根古谷	○	
46	I 51031	1	利根川	出流川	出流一号沢	出流町	出流	○	
47	I 51032	1	利根川	出流川	出流二号沢	出流町	出流	○	
48	I 51033	2	利根川	出流川	出流三号沢	出流町	出流	○	○
49	I 51034	1	利根川	出流川	毘沙門沢	出流町	出流	○	○
50	I 51035	1	利根川	出流川	観音入沢	出流町	出流	○	○
51	I 51036	1	利根川	出流川	出流四号沢	出流町	出流	○	
52	I 51037	1	利根川	出流川	(出流七号沢)	出流町	出流	○	○
53	I 51038	1	利根川	出流川	出流橋沢	出流町	出流	○	
54	I 51039	1	利根川	出流川	山際一号沢	鍋山町	山際	○	
55	I 51040	1	利根川	永野川	江戸ヶ入沢	鍋山町	熊下	○	
56	I 51041	1	利根川	永野川	芋子沢	鍋山町	寺尾	○	○
57	I 51042	1	利根川	永野川	上星野一号沢	星野町	上星野	○	
58	I 51043	2	利根川	永野川	上星野二号沢	星野町	上星野	○	○
59	I 51044	1	利根川	永野川	山口一号沢の2	星野町	上星野	○	○
60	I 51045	1	利根川	永野川	寒沢	星野町	上星野	○	○
61	I 51046	1	利根川	永野川	山口沢	星野町	山口	○	○
62	I 51047	1	利根川	永野川	台沢	星野町	台	○	○
63	I 51048	1	利根川	永野川	粟生沢	鍋山町	寺尾	○	○
64	I 51049	1	利根川	永野川	上大久保沢	大久保町	上大久保	○	
65	I 51050	1	利根川	永野川	高松沢	梓町	梓町	○	
66	I 51051	1	利根川	永野川	梓沢	梓町	梓町	○	
67	I 51052	1	利根川	永野川	梓沢	梓町	梓町	○	
68	I 52001	1	利根川	永野川	西山田二号沢	大平町	立花	○	○
69	I 52002	1	利根川	永野川	西山田三号沢	大平町	立花	○	○
70	I 52003	1	利根川	永野川	越後沢	大平町	立花	○	○
71	I 52004	1	利根川	永野川	(小荷田五号沢)	大平町	小荷田	○	○
72	I 52005	1	利根川	永野川	桜峠沢	大平町	小荷田	○	○
73	I 52006	1	利根川	永野川	小荷田一号沢	大平町	小荷田	○	○
74	I 52007	1	利根川	永野川	小荷田三号沢	大平町	小荷田	○	○
75	I 52008	1	利根川	永野川	内堀沢	大平町	内堀	○	○
76	I 52009	1	利根川	永野川	峰町谷沢の1	大平町	峰町谷	○	○
77	I 52010	1	利根川	永野川	峰町谷沢の2	大平町	峰町谷	○	○
78	I 52011	1	利根川	永野川	大中寺沢の1	大平町	池上	○	
79	I 52012	1	利根川	永野川	大中寺沢の2	大平町	池上	○	○
80	I 52013	1	利根川	永野川	大中寺沢の3	大平町	池上	○	○
81	I 52014	1	利根川	永野川	浄池庵沢の1	大平町	中坪	○	
82	I 52015	1	利根川	永野川	茅場沢	大平町	中坪	○	
83	I 52016	1	利根川	永野川	上坪沢	大平町	上坪	○	

	溪流番号	区分	水系名	河川名	溪流名	位置		警戒区域	特別警戒区域
						町名・字			
84	I 53001	2	利根川	三杉川	西根北一号沢	岩舟町	西耕地	○	○
85	I 53002	1	利根川	三杉川	西根沢	岩舟町	西根	○	○
86	I 53003	1	利根川	三杉川	(西耕地一号沢)	岩舟町	西耕地	○	
87	I 53004	1	利根川	三杉川	(小野寺一号沢)	岩舟町	小野寺	○	
88	I 53005	1	利根川	三杉川	小野寺三号沢	岩舟町	小野寺	○	○
89	I 53006	1	利根川	三杉川	上耕地沢	岩舟町	上耕地	○	○
90	I 53007	2	利根川	三杉川	(中妻一号沢)	岩舟町	中妻	○	○
91	I 53008	2	利根川	三杉川	(中妻三号沢)	岩舟町	中妻	○	○
92	I 53009	1	利根川	三杉川	中妻沢	岩舟町	中妻	○	
93	I 53010	1	利根川	三杉川	吉院沢	岩舟町	田代	○	
94	I 53011	1	利根川	三杉川	小板倉沢の1	岩舟町	田代	○	○
95	I 53012	1	利根川	三杉川	梅ヶ入沢	岩舟町	山中	○	
96	I 53013	1	利根川	三杉川	榊沢	岩舟町	山中	○	
97	I 53014	1	利根川	三杉川	榊沢の2	岩舟町	山中	○	○
98	I 53015	1	利根川	三杉川	和田沢	岩舟町	和田	○	○
99	I 53016	1	利根川	三杉川	(三谷一号沢)	岩舟町	三谷	○	○
100	I 53017	1	利根川	三杉川	三谷二号沢	岩舟町	三谷	○	○
101	I 53018	1	利根川	三杉川	(三谷三号沢)	岩舟町	三谷	○	
102	I 53019	1	利根川	永野川	(鷲巣一号沢)	岩舟町	鷲巣	○	
103	I 54001	1	利根川	赤津川	(白久保一号沢)	都賀町	白久保	○	○
104	I 54002	1	利根川	赤津川	深沢三号沢	都賀町	深沢	○	○
105	I D1001	1	利根川	永野川	梓町沢	梓町		○	○
106	I D1002	1	利根川	蓮華川	手洗窪沢	岩舟町	下津原	○	○
107	I D1003	1	利根川	蓮華川	下津原1号沢	藤岡町	大田和	○	
108	I D1004	1			菖蒲沢	西方町		○	○
109	I D1005	1			真名子一号沢	西方町		○	○
110	I D1006	1			南二号沢	西方町		○	○
111	I D1007	1			元沢	西方町		○	
112	I D1008	1			大柿五号沢	都賀町		○	
113	I D1009	1			大柿三号沢	都賀町		○	○
114	I D1010	1			新町沢	星野町		○	
115	Ⅱ51001	2	利根川	永野川	八幡沢	小野口町	八幡沢	○	○
116	Ⅱ51002	2	利根川	永野川	台口沢	平井町	台口	○	
117	Ⅱ51003	2	利根川	永野川	(馬場二号沢)	平井町	馬場	○	○
118	Ⅱ51004	2	利根川	永野川	志鳥一号沢	志鳥町	大沢	○	○
119	Ⅱ51005	2	利根川	永野川	志鳥三号沢	志鳥町	大沢	○	
120	Ⅱ51006	2	利根川	永野川	志鳥四号沢	志鳥町	大沢	○	○
121	Ⅱ51007	2	利根川	永野川	志鳥五号沢	志鳥町	大沢	○	
122	Ⅱ51008	2	利根川	永野川	志鳥六号沢の1	志鳥町	志鳥	○	
123	Ⅱ51009	2	利根川	永野川	志鳥六号沢の2	志鳥町	志鳥	○	
124	Ⅱ51010	2	利根川	永野川	志鳥八号沢	志鳥町	志鳥	○	○
125	Ⅱ51011	2	利根川	永野川	(志鳥九号沢)	志鳥町	志鳥	○	
126	Ⅱ51012	2	利根川	永野川	(志鳥十号沢)	志鳥町	志鳥	○	○
127	Ⅱ51013	2	利根川	永野川	(志鳥十一号沢)	志鳥町	志鳥	○	○
128	Ⅱ51014	2	利根川	永野川	日陰一号沢	小野口町	日陰	○	
129	Ⅱ51015	2	利根川	永野川	日陰二号沢の1	小野口町	日陰	○	
130	Ⅱ51016	2	利根川	永野川	日陰二号沢の2	小野口町	日陰	○	
131	Ⅱ51017	2	利根川	永野川	小野口西沢	小野口町	宮前	○	
132	Ⅱ51018	2	利根川	永野川	(打越二号沢)	小野口町	打越	○	○
133	Ⅱ51019	2	利根川	永野川	(打越一号沢)	小野口町	打越	○	○

	溪流番号	区分	水系名	河川名	溪流名	位置		警戒区域	特別警戒区域
						町名・字			
134	Ⅱ51020	2	利根川	永野川	勝見沢	小野口町	勝見沢	○	○
135	Ⅱ51021	2	利根川	藤川	権現一号沢	柏倉町	権現前	○	
136	Ⅱ51022	2	利根川	藤川	権現二号沢	柏倉町	権現前	○	○
137	Ⅱ51023	2	利根川	藤川	(権現三号沢)	柏倉町	権現前	○	○
138	Ⅱ51024	2	利根川	藤川	柳四号沢	柏倉町	柳町	○	○
139	Ⅱ51025	2	利根川	藤川	柏倉橋沢	柏倉町	柳町	○	○
140	Ⅱ51026	2	利根川	藤川	(柳五号沢)	柏倉町	柳町	○	
141	Ⅱ51027	2	利根川	藤川	柳北一号沢	柏倉町	柳町	○	○
142	Ⅱ51028	2	利根川	藤川	柳北二号沢	柏倉町	柳町	○	○
143	Ⅱ51029	2	利根川	藤川	柳北三号沢	柏倉町	柳町	○	○
144	Ⅱ51030	2	利根川	藤川	柳北五号沢	柏倉町	権現前	○	○
145	Ⅱ51031	2	利根川	藤川	権現北一号沢	柏倉町	権現前	○	○
146	Ⅱ51032	2	利根川	藤川	権現北二号沢	柏倉町	権現前	○	○
147	Ⅱ51033	2	利根川	藤川	権現北三号沢	柏倉町	権現前	○	○
148	Ⅱ51034	2	利根川	柏倉川	寺山一号沢	柏倉町	寺山	○	
149	Ⅱ51035	2	利根川	柏倉川	寺山二号沢	柏倉町	寺山	○	○
150	Ⅱ51036	2	利根川	柏倉川	(寺山三号沢)	柏倉町	寺山	○	○
151	Ⅱ51037	2	利根川	柏倉川	柏倉上一号沢	柏倉町	寺山	○	○
152	Ⅱ51038	2	利根川	柏倉川	柏倉上二号沢	柏倉町	寺山	○	○
153	Ⅱ51039	2	利根川	柏倉川	柏倉上三号沢	柏倉町	寺沢	○	○
154	Ⅱ51040	2	利根川	柏倉川	壁谷入沢の1	柏倉町	柏倉	○	
155	Ⅱ51041	2	利根川	柏倉川	壁谷入沢の2	柏倉町	柏倉	○	
156	Ⅱ51042	2	利根川	柏倉川	壁谷入沢の3	柏倉町	柏倉	○	
157	Ⅱ51043	2	利根川	柏倉川	柏倉下一号沢	柏倉町	北柏倉	○	
158	Ⅱ51044	2	利根川	柏倉川	下柏倉二号沢	柏倉町	北柏倉	○	○
159	Ⅱ51045	2	利根川	柏倉川	下柏倉三号沢	柏倉町	北柏倉	○	
160	Ⅱ51046	2	利根川	永野川	(初音五号沢)	尻内町	初音山	○	○
161	Ⅱ51047	2	利根川	永野川	(初音六号沢)	尻内町	初音山	○	○
162	Ⅱ51048	2	利根川	永野川	(初音二号沢)	尻内町	初音山	○	
163	Ⅱ51049	2	利根川	内宿川	初音沢	尻内町	初音山	○	○
164	Ⅱ51050	2	利根川	内宿川	上菅沼沢	尻内町	菅沼	○	○
165	Ⅱ51051	2	利根川	永野川	(初音四号沢)	尻内町	菅沼	○	○
166	Ⅱ51052	2	利根川	内宿川	下菅沼沢	尻内町	菅沼	○	○
167	Ⅱ51053	2	利根川	永野川	梅沢沢	梅沢町	梅沢	○	○
168	Ⅱ51054	2	利根川	永野川	梅下六号沢	梅沢町	梅沢	○	○
169	Ⅱ51055	2	利根川	永野川	梅下七号沢	梅沢町	梅沢	○	○
170	Ⅱ51056	2	利根川	永野川	梅下一号沢	梅沢町	梅沢	○	○
171	Ⅱ51057	2	利根川	出流川	大沢	鍋山町	根古谷	○	
172	Ⅱ51058	2	利根川	出流川	坂口橋沢	出流町	片角	○	○
173	Ⅱ51059	2	利根川	出流川	(片角三号沢)	出流町	片角	○	○
174	Ⅱ51060	2	利根川	出流川	片角一号沢	出流町	片角	○	○
175	Ⅱ51061	2	利根川	出流川	片角二号沢	出流町	片角	○	○
176	Ⅱ51062	2	利根川	出流川	鷹ノ巣橋沢	出流町	片角	○	○
177	Ⅱ51063	2	利根川	出流川	(片角四号沢)	出流町	片角	○	○
178	Ⅱ51064	2	利根川	出流川	(出流六号沢)	出流町	出流	○	○
179	Ⅱ51065	2	利根川	出流川	出流五号沢	出流町	出流	○	○
180	Ⅱ51066	2	利根川	出流川	(門沢一号沢)	鍋山町	門沢	○	○
181	Ⅱ51067	2	利根川	出流川	(門沢二号沢)	鍋山町	門沢	○	○
182	Ⅱ51068	2	利根川	出流川	山際二号沢	鍋山町	山際	○	○
183	Ⅱ51069	2	利根川	出流川	山際沢	鍋山町	山際	○	

	溪流番号	区分	水系名	河川名	溪流名	位置		警戒区域	特別警戒区域
						町名・字			
184	Ⅱ51070	2	利根川	出流川	山際三号沢	鍋山町	山際	○	○
185	Ⅱ51071	2	利根川	永野川	熊下沢	鍋山町	熊下	○	
186	Ⅱ51072	2	利根川	永野川	上熊下沢	鍋山町	熊下	○	○
187	Ⅱ51073	2	利根川	永野川	下高内沢	鍋山町	熊下	○	
188	Ⅱ51074	2	利根川	永野川	(高内二号沢)	星野町	高内	○	○
189	Ⅱ51075	2	利根川	永野川	高内沢	星野町	高内	○	○
190	Ⅱ51076	2	利根川	永野川	(高内三号沢)	星野町	高内	○	○
191	Ⅱ51077	2	利根川	永野川	山口沢	星野町	山口	○	○
192	Ⅱ51078	2	利根川	永野川	玉田沢	鍋山町	寺尾	○	○
193	Ⅱ51079	2	利根川	永野川	(下川原一号沢)	鍋山町	下川原	○	○
194	Ⅱ51080	2	利根川	永野川	上大久保沢東沢	大久保町	上大久保	○	○
195	Ⅱ51081	2	利根川	永野川	永倉南沢	大久保町	永倉	○	○
196	Ⅱ51082	2	利根川	永野川	薬師堂沢	大久保町	永倉	○	○
197	Ⅱ51083	2	利根川	永野川	(大久保一号沢)	大久保町	辻	○	○
198	Ⅱ51084	2	利根川	永野川	大久保沢	大久保町	辻	○	○
199	Ⅱ51085	2	利根川	赤津川	(大森一号沢)	大森町	大森町	○	○
200	Ⅱ52001	2	利根川	永野川	(白岩一号沢)	大平町	白岩	○	
201	Ⅱ52002	2	利根川	永野川	西山田一号沢	大平町	立花	○	
202	Ⅱ52003	2	利根川	永野川	西山田四号沢	大平町	西山田	○	○
203	Ⅱ52004	2	利根川	永野川	(小荷田四号沢)	大平町	小荷田	○	○
204	Ⅱ52005	2	利根川	永野川	中山沢	大平町	中山	○	○
205	Ⅱ52006	2	利根川	永野川	浄池庵沢の2	大平町	中坪	○	
206	Ⅱ53001	2	利根川	三杉川	渋沢	岩舟町	渋沢	○	○
207	Ⅱ53002	2	利根川	三杉川	西根南一号沢	岩舟町	西根	○	
208	Ⅱ53003	2	利根川	三杉川	西根南二号沢	岩舟町	西根	○	○
209	Ⅱ53004	2	利根川	三杉川	西根北二号沢	岩舟町	西耕地	○	
210	Ⅱ53005	2	利根川	三杉川	(小野寺二号沢)	岩舟町	小野寺	○	○
211	Ⅱ53006	1	利根川	三杉川	(小野寺二号沢)	岩舟町	小野寺	○	○
212	Ⅱ53007	2	利根川	三杉川	(中妻二号沢)	岩舟町	中妻	○	○
213	Ⅱ53008	2	利根川	三杉川	田代一号沢	岩舟町	田代	○	
214	Ⅱ53009	2	利根川	三杉川	小板倉沢	岩舟町	田代	○	○
215	Ⅱ53010	2	利根川	三杉川	小板倉沢	岩舟町	田代	○	○
216	Ⅱ53011	2	利根川	三杉川	田代二号沢	岩舟町	田代	○	○
217	Ⅱ53012	2	利根川	三杉川	山中二号沢	岩舟町	山中	○	○
218	Ⅱ53013	2	利根川	三杉川	山中三号沢	岩舟町	山中	○	○
219	Ⅱ53014	2	利根川	羽田川	羽田北沢	岩舟町	羽田	○	○
220	Ⅱ53015	2	利根川	羽田川	羽田中沢	岩舟町	羽田	○	○
221	Ⅱ53016	2	利根川	羽田川	羽田南沢	岩舟町	羽田	○	○
222	Ⅱ53017	2	利根川	羽田川	広戸一号沢	岩舟町	羽田	○	○
223	Ⅱ53018	2	利根川	羽田川	広戸二号沢	岩舟町	広戸	○	○
224	Ⅱ53019	2	利根川	羽田川	広戸三号沢	岩舟町	広戸	○	○
225	Ⅱ53020	2	利根川	羽田川	広戸四号沢	岩舟町	広戸	○	○
226	Ⅱ53021	2	利根川	羽田川	柳沢一号沢	岩舟町	広戸	○	
227	Ⅱ53022	2	利根川	羽田川	柳沢	岩舟町	広戸	○	○
228	Ⅱ53023	2	利根川	羽田川	柳沢二号沢	岩舟町	広戸	○	○
229	Ⅱ53024	2	利根川	羽田川	柳沢三号沢	岩舟町	広戸	○	○
230	Ⅱ53025	2	利根川	羽田川	羽田沢の2	岩舟町	広戸	○	○
231	Ⅱ53026	2	利根川	羽田川	羽田沢の1	岩舟町	広戸	○	○
232	Ⅱ53027	2	利根川	羽田川	川入橋沢	岩舟町	羽田	○	○
233	Ⅱ53028	2	利根川	三杉川	三谷東沢	岩舟町	三谷東	○	○

	溪流番号	区分	水系名	河川名	溪流名	位置		警戒区域	特別警戒区域
						町名・字			
234	Ⅱ53029	2	利根川	谷田川	三谷東沢	岩舟町	三谷	○	○
235	Ⅱ54001	2	利根川	赤津川	(深沢五号沢)	都賀町	深沢	○	
236	Ⅱ54002	2	利根川	赤津川	深沢四号沢	都賀町	深沢	○	○
237	Ⅱ54003	2	利根川	赤津川	深沢二号沢	都賀町	深沢	○	○
238	Ⅱ54004	2	利根川	赤津川	深沢一号	都賀町	深沢	○	
239	Ⅱ54005	1	利根川	逆川	(野上西二号沢)	都賀町	野上	○	○
240	Ⅱ54006	2	利根川	逆川	野上西沢	都賀町	野上	○	○
241	ⅡD1001	2	利根川	三杉川	小野寺沢	岩舟町	小野寺	○	
242	ⅡD1004	2			中屋敷沢	西方町		○	○
243	ⅡD1005	2			弥八田沢	西方町		○	
244	ⅡD1006	2			根小屋沢	西方町		○	
245	ⅡD1007	2			根小屋二号沢	西方町		○	○
246	ⅡD1008	2			真名子二号沢	西方町		○	○
247	ⅡD1009	2			下河原二号沢	岩舟町		○	○
248	ⅡD1010	2			台三号沢	星野町		○	○
249	ⅡD1011	2			台二号沢	星野町		○	○
250	ⅡD1012	2			山際沢	鍋山町		○	
251	ⅡD1013	2			大柿四号沢	都賀町		○	
252	ⅡD1014	2			大柿六号沢	都賀町		○	
253	ⅢD1001	3	利根川	永野川	仲方沢	仲方町		○	
254	ⅢD1001	3			茅場沢	西方町		○	○
255	ⅢD1002	3	利根川	永野川	岩出沢	岩出町		○	
256	ⅢD1002	3			堤崎沢	小野口町		○	○
257	ⅢD1003	3	利根川	蓮華川	下津原2号沢	藤岡町	大田和	○	
258	ⅢD1003	3			栗ノ木沢	西方町		○	○
259	ⅢD1004	3			深沢六号沢	都賀町		○	○
260	ⅢD1005	3			大橋沢	都賀町		○	
261	ⅢD1006	3			菅沼一号沢	都賀町		○	○
262	ⅢD1007	3			菅沼二号沢	都賀町		○	○
263	ⅢD1008	3			大柿二号沢	都賀町		○	
264	ⅢD1009	3			大柿一号沢	都賀町		○	○
265	J2200-1	2	利根川	赤津川	向宿沢	西方町	真名字字向宿	○	
266	J2201	2	利根川	赤津川	下小沼沢	西方町	真名字字小沼	○	○
267	J2201-1	2	利根川	赤津川	二反田沢	西方町	真名字字男丸	○	○
268	J2201-2	2	利根川	赤津川	岩崎入沢	西方町	真名字字男丸	○	○
269	J2201-3	2	利根川	赤津川	神明沢	西方町	真名字字男丸	○	○
270	J2202	2	利根川	赤津川	篠ノ手沢	西方町	真名字字男丸	○	
271	J2202-1	3	利根川	赤津川	大荷場沢	西方町	真名字字男丸	○	
272	J2203	1	利根川	赤津川	男丸沢	西方町	真名字字男丸	○	
273	J2204	2	利根川	赤津川	森ノ上沢	西方町	真名字字男丸	○	○
274	J2205	2	利根川	赤津川	男丸沢	西方町	真名字字男丸	○	
275	J2205-1	2	利根川	岡川	黒沢入沢	西方町	真名字字岡	○	
276	J2206	2	利根川	岡川	岡沢	西方町	真名字字岡	○	○
277	J2206-1	1	利根川	岡川	古寺沢	西方町	真名字字岡	○	○
278	J2206-2	2	利根川	岡川	越路山沢	西方町	真名字字岡	○	
279	J2206-3	2	利根川	赤津川	水木沢二号沢	西方町	真名字字水木	○	
280	J2206-4	1	利根川	赤津川	実相寺裏山沢	西方町	元字峰	○	○
281	J2206-5	1	利根川	赤津川	南沢	西方町	本城字宿裏町	○	○
282	J2206-6	2	利根川	逆川	兎沢	西方町	真名字字真上	○	○
283	J2207	1	利根川	逆川	下真上沢	西方町	真名字字真上	○	○
284	J2208	2	利根川	逆川	上真上沢	西方町	真名字字真上	○	○
285	J2208-1	2	利根川	逆川	高谷原沢	西方町	真名字字真上	○	○

	溪流番号	区分	水系名	河川名	溪流名	位置		警戒区域	特別警戒区域
							町名・字		
286	J2208-2	2	利根川	逆川	石上沢	西方町	真名字字真上	○	○
287	J2208-3	2	利根川	逆川	道金沢	西方町	真名字字真上	○	○
288	J2208-4	2	利根川	逆川	凱ヶ沢	西方町	真名字字真上	○	
289	J2208-5	2	利根川	逆川	吉良沢	西方町	真名字字真上	○	○
290	J2209	2	利根川	逆川	真上沢	西方町	真名字字真上	○	○
291	J2210	2	利根川	逆川	東真上沢	西方町	真名字字真上	○	○
292	J2211	1	利根川	逆川	後沢	西方町	真名字字真上	○	○
293	J2212	2	利根川	逆川	上野上沢	西方町	真名字字真上	○	
294	J 51001	3	利根川	永野川			岩出町	○	○
295	J 51002	3	利根川	永野川			岩出町	○	○
296	J 51003	3	利根川	永野川			日陰	○	○
297	J 51004	3	利根川	永野川			打越	○	○
298	J 51005	3	利根川	藤川			柳町	○	
299	J 51006	3	利根川	藤川			柳町	○	
300	J 51007	3	利根川	藤川			柳町	○	○
301	J 51008	3	利根川	柏倉川			寺山	○	○
302	J 51009	3	利根川	柏倉川			寺山	○	○
303	J 51010	3	利根川	柏倉川			寺山	○	○
304	J 51011	3	利根川	柏倉川			寺山	○	○
305	J 51012	3	利根川	柏倉川			寺山	○	○
306	J 51013	3	利根川	柏倉川			寺山	○	○
307	J 51014	3	利根川	柏倉川			寺山	○	○
308	J 51015	3	利根川	柏倉川			寺山	○	
309	J 51016	3	利根川	柏倉川			寺山	○	
310	J 51017	3	利根川	柏倉川			寺山	○	○
311	J 51018	3	利根川	永野川			宮町	○	
312	J 51019	3	利根川	永野川			菅沼	○	
313	J 51020	3	利根川	永野川			初音山	○	○
314	J 51021	3	利根川	永野川			初音山	○	○
315	J 51022	3	利根川	永野川			初音山	○	○
316	J 51023	3	利根川	永野川			初音山	○	○
317	J 51025	3	利根川	出流川			根古谷	○	○
318	J 51027	3	利根川	出流川			鍋山町	○	○
319	J 51028	3	利根川	出流川			出流	○	○
320	J 51029	3	利根川	出流川			片角	○	○
321	J 51030	3	利根川	出流川			片角	○	○
322	J 51031	3	利根川	出流川			片角	○	○
323	J 51032	3	利根川	出流川			片角	○	
324	J 51033	3	利根川	出流川			片角	○	○
325	J 51034	3	利根川	出流川			出流	○	○
326	J 51035	3	利根川	出流川			出流	○	○
327	J 51038	3	利根川	永野川			山口	○	
328	J 51039	3	利根川	永野川			台	○	○
329	J 51040	3	利根川	永野川			下川	○	○
330	J 51041	3	利根川	永野川			下川	○	○
331	J 51042	3	利根川	永野川			下川原	○	○
332	J 51043	3	利根川	永野川			永倉	○	○
333	J 51044	3	利根川	永野川	永倉一号沢		永倉	○	○
334	J 51045	3	利根川	永野川			永倉	○	
335	J 51046	3	利根川	永野川			永倉	○	
336	J 51047	3	利根川	永野川			仲方町	○	
337	J 53001	3	利根川	三杉川	小野寺二号沢	岩舟町	西根	○	○
338	J 53002	3	利根川	三杉川		岩舟町	田代	○	○
339	J 53003	3	利根川	三杉川		岩舟町	山中	○	○
340	J 53004	3	利根川	羽田川		岩舟町	広戸	○	○
341	J 53005	3	利根川	羽田川		岩舟町	羽田	○	○
342	J 53006	3	利根川	羽田川		岩舟町	羽田	○	○
343	J 53007	3	利根川	羽田川		岩舟町	羽田	○	○
344	J 54001	3	利根川	赤津川		都賀町	木の西	○	○

	溪流番号	区分	水系名	河川名	溪流名	位置		警戒区域	特別警戒区域
						町名・字			
345	J 54002	3	利根川	赤津川		都賀町	深沢	○	○
346	J 54003	3	利根川	逆川		都賀町	仲坪	○	○
347	J 54004	3	利根川	逆川	大柿七号沢	都賀町	仲坪	○	
348	J 54005	3	利根川	逆川	大柿八号沢	都賀町	仲坪	○	○

3-6 地震被害想定結果（旧栃木市・旧岩舟町別）

(1) 県庁直下地震（M 7.3）の被害（風速 10m/s）

（平成 25 年度栃木県地震被害想定調査報告書）

			旧栃木市			旧岩舟町		
			冬深夜	夏 12 時	冬 18 時	冬深夜	夏 12 時	冬 18 時
建物被害	全壊		4,780 棟			68 棟		
	半壊		15,216 棟			742 棟		
地震火災	出火		8 件	10 件	22 件	0 件	0 件	1 件
	焼失		20 棟	342 棟	561 棟	0 棟	0 棟	0 棟
人的被害	死者		297 人	224 人	242 人	4 人	3 人	3 人
	負傷者	重傷者数	515 人	385 人	406 人	7 人	5 人	5 人
		軽傷者数	3,315 人	2,489 人	2,584 人	149 人	98 人	109 人
	要救助者		764 人	600 人	625 人	10 人	7 人	8 人
ライフライン被害直後	上水道	断水人口	116,681 人			9,655 人		
	下水道	支障人口	18,258 人			3,264 人		
	電力	停電軒数	9,685 軒			153 軒		
	通信(固定電話)	不通回線	5,501 回線			55 回線		
	都市ガス	供給停止戸数	697 戸			0 戸		
	LP ガス	供給停止戸数	7,559 戸			622 戸		
交通施設被害	道路被害		112 か所			17 か所		
	鉄道被害		90 か所			14 か所		
避難者数 (当日・1 日後)	避難所		-	-	8,083 人	-	-	186 人
	避難行動要支援者		-	-	1,485 人	-	-	31 人
	避難所外		-	-	5,389 人	-	-	124 人

(2) 旧栃木市役所直下地震（M6.9）、旧岩舟町役場直下地震（M6.9）の被害（風速 10m/s）

			旧栃木市			旧岩舟町		
			冬深夜	夏 12 時	冬 18 時	冬深夜	夏 12 時	冬 18 時
建物被害	全壊		8,774 棟			1,964 棟		
	半壊		20,221 棟			2,700 棟		
地震火災	出火		14 件	17 件	38 件	3 件	3 件	7 件
	焼失		544 棟	552 棟	2,332 棟	76 棟	42 棟	196 棟
人的被害	死者		566 人	422 人	481 人	129 人	86 人	101 人
	負傷者	重傷者数	965 人	698 人	756 人	218 人	143 人	161 人
		軽傷者数	4,639 人	3,508 人	3,573 人	685 人	489 人	513 人
	要救助者		1,427 人	1,111 人	1,163 人	328 人	229 人	252 人
ライフライン被害直後	上水道	断水人口	115,386 人			17,404 人		
	下水道	支障人口	19,695 人			4,220 人		
	電力	停電軒数	11,389 軒			3,225 軒		
	通信(固定電話)	不通回線	6,610 回線			1,211 回線		
	都市ガス	供給停止戸数	3,842 戸			0 戸		
	LP ガス	供給停止戸数	8,811 戸			1,246 戸		
交通施設被害	道路被害		116 か所			21 か所		
	鉄道被害		101 か所			23 か所		
避難者数 (当日・1 日後)	避難所		-	-	15,232 人	-	-	2,876 人
	避難行動要支援者		-	-	2,799 人	-	-	487 人
	避難所外		-	-	10,155 人	-	-	1,917 人

4-1 栃木市地域支え合い活動推進条例

平成28年3月25日条例第2号

(目的)

第1条 この条例は、平常時、災害時を問わず、地域における支え合い活動が、支援を必要とする者に対する支援にとって有効であることに鑑み、地域における支え合い活動に関し、その基本理念並びに市、市民、自治会等、関係機関等及び事業者の役割を明らかにするとともに、支援を必要とする者に係る情報の提供、提供された情報を取り扱う者の遵守すべき事項等を定めることにより、支援を必要とする者が住み慣れた地域において、社会から孤立することなく継続して安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 支え合い活動 支援を必要とする者に対する次に掲げる活動

ア 日常的に生活の状況を見守る活動及びその活動に付随して行われる日常生活を支援するための活動

イ 市等が実施する保健医療サービス、福祉サービスその他の支援を必要とする者が必要とするサービスを円滑かつ適切に利用することができるようにするための活動

ウ 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合その他支援を必要とする者の生命、身体又は財産に危険が生じ、又は生ずるおそれがある場合に、当該支援を必要とする者の生命、身体又は財産を円滑かつ迅速に保護することができるようにするための活動

(2) 支援を必要とする者 高齢者、障がい者その他の日常生活において地域における支援を必要とする者をいう。

(3) 自治会等 自治会及び自治会以外でその構成員のために支え合い活動を行う団体であって、当該支え合い活動が自治会の行う支え合い活動に準ずると市長が認める団体で、かつ、規約の定めがあるものをいう。

(4) 関係機関等 警察署、社会福祉協議会その他の市内において支え合い活動に関係する機関及び団体(自治会等を除く。)をいう。

(基本理念)

第3条 地域における支え合い活動は、支援を必要とする者が住み慣れた地域において社会から孤立することなく継続して安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指し、地域における支え合い活動が市、市民、自治会等、関係機関等及び事業者がそれぞれの役割を果たすことにより、その実現が図られるものでなければならない。

2 地域における支え合い活動は、支援を必要とする者の意思を尊重するとともに、その尊厳に十分配慮して行われなければならない。

(市の役割)

第4条 市は、市民、自治会等、関係機関等及び事業者における支え合い活動の連携が図られ、かつ、効果的に実施されるようにするため、地域における支え合い活動に関する施策を実施するものとする。

2 市は、支援を必要とする者を把握するとともに、地域における支え合い活動が円滑かつ効果的に行われるようにするため、支援を必要とする者の状況に関し必要な調査を実施し、支援を必要とする者に係る情報を収集するとともに、当該情報の効果的な利用を図るものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、自ら支え合い活動を主体的に行うよう努めるとともに、地域における支え合い活動に協力するよう努めるものとする。

(自治会等の役割)

第6条 自治会等は、地域における支え合い活動の中心的主体であることを認識し、支え合い活動を行うよう努めるとともに、他のものの行う支え合い活動に協力するよう努めるものとする。

(関係機関等の役割)

第7条 関係機関等は、支え合い活動と自らの事業を連携させることにより、支え合い活動を行うよう努めるとともに、他のものの行う支え合い活動に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第8条 事業者は、その業務を通じて、支え合い活動を行うよう努めるとともに、他のものの行う支え合い活動に協力するよう努めるものとする。

(団体等に対する情報の提供)

第9条 市長は、地域における支え合い活動を推進するために必要があると認めるときは、その必要の範囲内において、次項に掲げる団体等(以下「団体等」という。)に対し、次に掲げる者(介護保険施設、障がい者施設、介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第11項の特定施設等に入所又は入居し、当該施設等が生活の根拠となっている者を除く。)に係る情報(以下「情報」という。)を提供することができる。

(1) 65歳以上の者のみで構成される世帯に属する者

(2) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者

(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

(4) 栃木県療育手帳交付規則(平成12年栃木県規則第23号)の規定により療育手帳の交付を受けている者

(5) 介護保険法(平成9年法律第123号)の規定により要支援認定又は要介護認定を受けている者

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が支援を必要とする者として認めた者

2 前項の規定により情報を提供することができる団体等は、次のとおりとする。

(1) 自治会等

(2) 民生委員

(3) 栃木市高齢者ふれあい相談員

(4) 栃木市社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会

- (5) 警察署
(6) 消防本部、消防署及び消防団
(7) 前各号に掲げるもののほか、前項第6号に掲げる者に対し支え合い活動を行う団体等のうち市長が必要と認めるもの
- 3 第1項の情報は、同項各号に掲げる者の氏名、生年月日、性別、住所又は居所、電話番号その他の連絡先及び支援を必要とする事由並びに支え合い活動を行うに当たり市長が特に必要と認める情報とする。
- 4 第1項の規定による情報の提供は、規則で定めるところにより調製する名簿（以下「名簿」という。）を書面で提供することにより行うものとする。
（65歳以上の者のみで構成される世帯に属する者に係る情報の提供）
- 第10条 市長は、団体等に対し前条第1項第1号に掲げる者に係る情報を提供しようとするときは、その者からの同意を得ることなく、これを行うことができる。ただし、規則で定めるところにより、支援を必要とする者の情報の提供の可否に対する意思の確認（以下「情報提供に係る意思の確認」という。）において、当該支援を必要とする者から不同意の申出があった場合は、当該支援を必要とする者に係る当該情報の提供を行ってはならない。
（身体障害者手帳の交付を受けている者等に係る情報の提供）
- 第11条 市長は、第9条第1項第2号から第5号までに掲げる者に係る情報を提供しようとするときは、情報提供に係る意思の確認において、その者（その者が未成年者であるときは、その保護者（子に対して親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。以下同じ。））の同意を得た後でなければ、これを行ってはならない。
（市長が必要と認める者に係る情報の提供）
- 第12条 市長は、第9条第1項第6号に掲げる者に係る情報を提供しようとするときは、その者（その者が、同項第2号から第4号までに掲げる者に準ずる者である場合においてその者が未成年者であるときはその保護者）からの申出があった場合でなければ、これを行ってはならない。
（2以上の号に該当する者に係る情報の提供）
- 第13条 第9条第1項第1号に掲げる者が同時に同項第2号から第6号までのいずれかに該当する者であるときは、当該支援を必要とする者は同項第1号の規定のみに該当する者として、第10条の規定を適用する。
（自治会等及び地区社会福祉協議会の申出）
- 第14条 市長は、自治会等又は地区社会福祉協議会に対し情報を提供しようとするときは、当該自治会等又は地区社会福祉協議会からの申出に基づき、これを行うものとする。
（協定の締結等）
- 第15条 市長は、団体等に対し情報を提供しようとするときは、あらかじめ、当該情報の提供を受ける団体等と当該情報の取扱いに関する協定（以下「協定」という。）を締結するものとする。
- 2 前項の協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
(1) 提供する名簿の部数
(2) 提供する情報の対象者が居住する区域
(3) 情報の提供及び閲覧の制限に関する事項
(4) 情報の管理の方法に関する事項
(5) 名簿の紛失、滅失及び毀損並びに当該名簿に搭載された事項の漏えいがあった場合における措置
(6) 協定に違反した場合の措置
(7) 前各号に掲げるもののほか、情報の管理に関し必要な事項
- 3 市長は、協定の内容が遵守されているかどうかを確かめるため必要があると認めるときは、協定を締結した相手方から提供した情報の管理に関し、報告を求め、又は提供した情報の管理の状況を検査することができる。
（名簿管理者の届出）
- 第16条 協定を締結しようとする団体等は、提供を受けた情報を管理する者（以下「名簿管理者」という。）を選任し、市長に届け出なければならない。
- 2 前項の規定による届出は、協定の締結後、直ちに行うものとする。
- 3 協定を締結した団体等は、名簿管理者に変更があったときは、直ちに市長にその旨を届け出なければならない。
（緊急時における協力の依頼等）
- 第17条 市長は、第9条から前条までの規定にかかわらず、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合その他支援を必要とする者の生命、身体又は財産に急迫した危険があると判断したときは、団体等又は市長が適当と認める者に対し、当該支援を必要とする者に係る情報を提供し、当該危険の回避その他の支え合い活動を依頼することができる。
（情報の安全管理）
- 第18条 名簿の提供を受けた団体等は、当該提供を受けた名簿の紛失、滅失及び毀損並びに当該名簿に搭載された事項の漏えいの防止その他提供を受けた名簿の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。
- 2 名簿管理者は、善良な管理者の注意をもって名簿を管理しなければならない。
（利用及び提供の制限）
- 第19条 情報の提供を受けた団体等の代表者及び役員、機関の長並びに個人は、支え合い活動の用に供する目的以外の目的のために当該情報を自ら利用し、又は提供してはならない。
（支え合い活動の従事者の義務）
- 第20条 支え合い活動に従事する者は、当該支え合い活動により知り得た個人の秘密をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。支え合い活動を行わなくなった後も、また同様とする。
（委任）
- 第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。
- 附 則
この条例は、平成28年10月1日から施行する。

4-2 浸水想定区域内・土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設

(1) 洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設

(危機管理課、令和5年11月現在)

施設名称	住所	施設名称	住所
板木地域		地域子育て支援センター	箱森町 36-31
やまと	万町 27-9	ちびっこランドイオン板木店	箱森町 37-9 イオン板木店
やまとデイセンター	万町 27-9	げんき堂整骨院リハビリデイサービス板木	箱森町 37-9 イオン板木店
やまとホーム	万町 27-9	ビジョン真中株式会社板木デイサービスセンターさんさん	箱森町 50-15
ふれんず	万町 2-14	さくら SES after school	箱森町 50-17
デイサービスサヤマ	倭町 5-18	さくら学園 SEI	箱森町 50-17
板木幼稚園	旭町 22-5	板木市地域活動支援センターオープンハウスたんぽぽ	小平町 6-11
うずま保育園	室町 1-22	若葉幼稚園	小平町 9-3
板木第五小学校	城内町 1-3-15	こひらメディカルクリニック	小平町 12-17
しろのうち学童保育	城内町 1-3-15	板木第三小学校	小平町 13-39
板木市こどもサポートセンター	城内町 2-2-28	ひまわり学童保育	小平町 13-39
ふるさとホーム板木	城内町 2-10-13	蔵の街リハビリデイサービス	泉町 23-17
ケアステーションあさひ板木	城内町 2-10-13	しえあはうす このゆびとまれ	大町 23-23
短期入所生活介護事業所 蔵の街ひまわり	城内町 2-17-23	あずみ苑板木大町	大町 25-27
地域密着型特別介護老人ホーム 蔵の街ひまわり	城内町 2-17-23	とちぎメディカルセンターとちぎ	大町 39-5
けやき保育園	城内町 2-18-13	とちの木保育園	大町 39-5
けやき保育園子育て支援センターきらり	城内町 2-18-13	パパスデイサービスセンター	昭和町 8-5
かなで	城内町 2-51-51	東陽中学校	大宮町 1287-1
ツクイ板木城内	城内町 2-24-24	認定こども園おおみや幼児教育センター	大宮町 1647-3
ゆーあい工房	城内町 2-62-14	認定こども園おおみや幼児教育センター子育て支援センターふれあいポッケ	大宮町 1647-3
K'きっず とちぎ	神田町 2-8	大宮北小学校	大宮町 1777-1
K'きっず ぶらす	神田町 2-8	スマイルクラブみやのこ	大宮町 1777-1
クローバー	神田町 6-18	多機能ほーむ まるにえ四季の里	大宮町 2023-3
障害福祉サービス事業所 海がめ物語	神田町 6-18	短期入所生活介護事業所 まるにえ四季の里	大宮町 2023-3
よつば	神田町 6-18	特別介護老人ホーム まるにえ四季の里	大宮町 2023-3
板木南中学校	本町 5-5	きらら保育園板木大宮	大宮町 2329-6
K'きっず ひので	本町 15-4	ひらかわ幼稚園	大宮町 2378-7
板木東中学校	日ノ出町 1-11	わらしべの家	大宮町 2708-2
板木ケアセンターそよ風	沼和田町 9-27	就労継続支援事業所直しるべ	平柳町 1-2-4
板木グループリビングそよ風	沼和田町 10-9	板木市地域活動支援センターさざなみの家	平柳町 1-2-7
板木グループホームそよ風	沼和田町 10-10	ホームにゃんさち	平柳町 1-2-7
クワエル板木教室	沼和田町 11-20 前沢ビルA	蔵の街ウエイブ第1事業所	平柳町 1-2-7
K. connect	沼和田町 18-2	かぜのこ・ふわり	平柳町 1-15-11
アルス南幼稚園	沼和田町 36-41	すてっぴ	平柳町 1-15-11
南小学校	沼和田町 38-10	就労継続支援事業所直しるべ	平柳町 1-16-4
のびっこ学童保育	沼和田町 38-10	リハビリボード板木平柳	平柳町 3-10-6
ウィズ・ユー板木沼和田	沼和田町 41-38	介護付有料老人ホームみどり	平柳町 3-23-3
デイサービスあんず	沼和田町 42-28	ニチイケアセンター 板木	平柳町 3-38-10
シスターズ片柳	片柳町 1-17-3	デイサービスセンターみどり	平柳町 3-42-13
認定こども園アルス幼稚園	片柳町 1-20-1	デイサービスセンターみどりわかば館	平柳町 3-42-5
おおやクリニック デイケアセンター	片柳町 2-1-50	託児所ナーサリールームさち	平柳町 3-50-6
グループホームアイリス	片柳町 2-1-50	相談支援事業所とちぎ	平柳町 3-54-17
サンパザキッズルーム	片柳町 2-2-2	のびるばーす	平柳町 3-54-17
ささかね鍼灸整骨院リハトレデイサービス	片柳町 2-13-13	板木市老人福祉センター泉寿園	今泉町 1-2-7
板木西中学校	片柳町 2-15-40	いまいずみ児童館	今泉町 1-2-7
特別介護老人ホームかたやなぎ	片柳町 4-14-43-18	ホームほくちん	今泉町 1-35-5
特別介護老人ホームかたやなぎショートステイ	片柳町 4-14-43-18	キッズホーム とちぎ	今泉町 2-1-40
ちびっこハウスすくすくとちぎ	片柳町 4-14-43-18	いまいずみ保育園	今泉町 2-2-1
ブラザーズ片柳	片柳町 5-4-44	橋本医院	樋ノ口町 396-39
国学院大学板木二枚幼稚園	片柳町 5-11-37	アイエヌライン	樋ノ口町 396-16
リハビリ特化型デイサービスあいの風片柳	片柳町 5-7-22	あゆみ	皆川城内町 333-2
ひだまりファーム	湊町 4-8	べるで	皆川城内町 333-2
クルールとちぎ	湊町 4-13	ホームあする	皆川城内町 333-2
一般財団法人とちぎメディカルセンター 介護老人保健施設とちぎの郷	境町 27-21	ホームべるで	皆川城内町 333-2
地域密着型特別介護老人ホームたいようの家	平井町 122-8	ホームろほ	皆川城内町 333-2
平井荘	平井町 152-4	のびるばとちぎ	皆川城内町 390-6
ハートフルふきあげ 花夢ハウス	平井町 203 花夢ハウス107号110号	皆川城東小学校	皆川城内町 486
めぐみ	平井町 993-3	しろやま学童保育	皆川城内町 486
板木第五小学校	麓田町 2-7-25	板木特別支援学校	皆川城内町 1053
杉の木学童保育	麓田町 2-7-25	特別介護老人ホーム常若の杜みながわ	皆川城内町 1771-1
板木市老人福祉センター長寿園	麓田町 2-14-9	デイサービスセンター常若の杜みながわ	皆川城内町 1771-1
そのべ児童館	麓田町 2-14-9	皆川中学校	皆川城内町 1856
ふるさとホーム板木麓田町	麓田町 4-1-49	生活介護事業所このゆび☆とまれ	皆川城内町 1974-3
ケアステーションあさひ板木麓田町	麓田町 4-1-49	あすなろ	大皆川町 572-2
オアシス通所介護事業所	麓田町 4-2-32	小規模特別介護老人ホームとちぎ泉川	泉川町 73-1
くらのまち保育園	入舟町 6-1	デイサービスセンターとちぎ泉川	泉川町 73-1
板木中央小学校	入舟町 13-3	さくら学童クラブ	泉川町 166
なかよし学童保育	入舟町 13-3	さくら3Jホール	泉川町 166
中野病院	祝町 8-1	さくら第2保育園	泉川町 196-5
ゆっ蔵	柳瀬町 3-20	さくら第2学童クラブ	泉川町 196-5
青空ハイツ	柳瀬町 3-20	板木3J学童クラブ	泉川町 196-5
デイホーム孫の手・とちぎ	柳瀬町 22-7	認定こども園さくら	泉川町 651-1
特別介護老人ホーム レューナ	箱森町 1-14	板木さくら学童クラブ	泉川町 651-1
板木西センター	箱森町 13-13	認定こども園さくら子育て支援センターゆめふうせん	泉川町 651-1
ハートフルふきあげ箱森社	箱森町 16-20	3J学童クラブ	泉川町 651-1
有限会社板木ケアーズ	箱森町 19-34	こだま保育園	泉川町 556
ティール保育園	箱森町 22-53-8	吹上小学校	吹上町 115
お茶の間げんきデイサービスセンター	箱森町 36-1	いとひばり学童保育	吹上町 115
はこのもり保育園	箱森町 36-31	あすひ	吹上町 571
はこのもり児童センター	箱森町 36-31	ハーモニ―ほーむ吹上 401、402	吹上町 1389-3-401、402

施設名称	住所	施設名称	住所
栃木ケアーズふきあげグループホームほほえみ	吹上町 1639-1	はま！ハ！Dayスタジオ大平	大平町西野田 202-1
デイサービスセンターあいの杜とちぎ	新井町 1005-1	大平南中学校	大平町西野田 825
デイサービスセンター湯つくり	川原田町 238-2	K' きっず おおひら	大平町榎本 363
栃木ケアサポートひまわりデイサービスセンター	川原田町 254-10	星風会介護療養特別養護老人ホームおおひら	大平町西水代
すこやかホームひまわり	川原田町 254-17	整形外科メディカルバス	大平町西水代
にこにこ川原田倶楽部	川原田町 338-1	ASKA club 大平	大平町西水代 3510
特別養護老人ホームうづま荘	川原田町 1612	藤岡地域	
うづまデイサービスセンター	川原田町 1610-2	部屋小学校	藤岡町部屋 158
栃木市老人福祉センター福寿園	千塚町 210	部屋学童保育	藤岡町部屋 158
千塚小学校	大森町 196	ひまわり学童クラブ	藤岡町石川 444
えのき学童保育	大森町 196	特別養護老人ホーム 緑風苑	藤岡町中根 355-2
ハートフルふきあげ吹上事業所	大森町 465	みどり保育園	藤岡町中根 355-2
小規模多機能型居宅介護事業所みつみねの郷	梅沢町 970	腰塚デイサービスセンターなごみ	藤岡町藤岡 1822-1
特別養護老人ホームみつみねの郷	梅沢町 970	ふるさとホーム栃木藤岡	藤岡町藤岡 4287-1
共生型小規模みつみねの郷	梅沢町 970	ソーシャルインクルーホーム栃木藤岡町	藤岡町藤岡 4288-5
共生型デイサービスセンターみつみねの郷	梅沢町 970	短期入所栃木藤岡町	藤岡町藤岡 4288-5
梅の実	梅沢町 972	地域子育て支援センターふじおか	藤岡町赤麻 502-1
梅のはな	梅沢町 958-11	藤岡はーとらんど保育園	藤岡町赤麻 1711-2
寺尾小学校	梅沢町 1131-1	栃木市藤岡地域活動支援センター	藤岡町都賀 390-13
寺尾学童保育の会	梅沢町 1131-1	げんきっこ第1学童保育	都賀町合戦場 278
寺尾中学校	鍋山町 86-2	合戦場小学校	都賀町合戦場 301
星風会 グループホームこすもす	惣社町 121-3	げんきっこ第2学童保育	都賀町合戦場 301
星風会 グループホームこすもす2号館	惣社町 123-3	カーサ・エスペランサ	都賀町合戦場 599-6
星風会 ケアハウスルネッサンス	惣社町 123-1	歩行リハビリセンター・歩行特化型デイサービス TSUNAGI	都賀町合戦場 772-
星風会デイサービスセンター	惣社町 137-1	都賀幼稚園	都賀町家中 1889-1
介護老人保健施設 ノイエシュテルン	惣社町 138	ネムの里	都賀町家中 2195
ゆうの家	大光寺町 347-2	デイサービス家中	都賀町家中 2195
あいのいえ	大光寺町 348-1	星風会グループホームこすもす つが	都賀町家中 2223-10
さくら荘	大光寺町 348-1	小規模多機能型居宅介護事業こすもす つが	都賀町家中 2223-10
ほうれん荘	大光寺町 824-1	障がい福祉サービス事業所-lonu	都賀町家中 2293-1
星風会病院星風院	田村町 925-2	自立支援事業所Nalu	都賀町家中 2293-1
特別養護老人ホーム代官荘	田村町 928	とちぎメリーランド保育園	都賀町家中 2336-1
障害者支援施設妙山荘	田村町 928	就労継続支援センターいちごの郷	都賀町家中 2357-
おおつが保育園	大塚町 640-1	栃木市南関地域活動支援センター	都賀町家中 2357-
大平地域		家中小学校	都賀町家中 2740
ハーモネーションショーステイ大平	大平町富田 5-231	さくらんぼ学童保育	都賀町家中 2740
ハーモネーションハウス大平	大平町富田 5-230	ハーモニーほーむ家中	都賀町家中 5524-13
介護老人保健施設 ぶどうの舎	大平町富田 5-232	都賀中学校	都賀町家中 5818
介護老人保健施設 リハビリパークぶどうの舎	大平町富田 5-232	特別養護老人ホームひまわり	都賀町原宿 1424-1
星風会グループホームこすもすおおひら	大平町富田 5-225	社会福祉法人スイートホームひまわり	都賀町原宿 1424-1
託児所パピヨン	大平町富田 5-229	指定短期入所ひまわり	都賀町原宿 1424-1
ブラザース大平	大平町富田 68-14	都賀よっぱ保育園	都賀町原宿 2263-1
就労支援事業所フロンティア	大平町富田 1630-2	地域子育て支援センターつが	都賀町原宿 2263-1
大平西第2学童保育	大平町富田 1641	ハートフルふきあげとみはりの杜事業所	都賀町富張 255-1
おおひらふじ幼稚園	大平町富田 4012-8	グループホームとみはり	都賀町富張 255-1
大平下病院	大平町富田 5002-1	とみはり荘Ⅰ	都賀町富張 255-1
おおひらレディスクリニック	大平町下皆川 753	とみはり荘Ⅱ	都賀町富張 255-1
特別養護老人ホーム 咲くら館	大平町下皆川 916	赤津小学校	都賀町富張 147
デイサービスセンターきらら	大平町下皆川	キッズ学童保育	都賀町富張 147
みずほの家	大平町横堀 672	西方地域	
すまいるわく桜	大平町川連 277-1	グループホームふれんど西方	西方町金崎 731
あっとほーむ荘	大平町川連 278-1	西方病院	西方町金崎 273-3
とちぎメディカルセンターしもつが	大平町川連 420-1	すこやか保育園	西方町金崎 273-3
とちぎメディカルセンターしもつが淡心園	大平町川連 420-1	介護老人保健施設 にしかた	西方町金崎 273
フォレストキッズ保育園	大平町川連 509-5	短期入所生活介護事業所雅の風	西方町金崎 403-1
フォレストキッズ保育園子育て支援センターエンジェル	大平町川連 502-1	特別養護老人ホーム雅の風	西方町金崎 403-1
ハートキッズ	大平町川連 502-1	ふれんど小規模多機能型施設西方	西方町金崎 731
大平児童館	大平町蔵井 2007-1	ハーモニーほーむ西方	西方町本城 468-4
大平中学校	大平町蔵井 2026-1	西方小学校	西方町元 770
大平高齢者デイサービスセンターまゆみ	大平町真弓 1438	西方中学校	西方町元 908-1
士与デイサービスセンターなかまの家笑顔	大平町士与 123-4	西方児童クラブ	西方町元 1601-1
在宅老人ショートステイ幸寿苑	大平町上高島 774	地域子育て支援センターにしかた	西方町本郷 516-2
特別養護老人ホーム 幸寿苑	大平町上高島 774	栃木市認定西方なかよしこども園	西方町本郷 516-2
特別養護老人ホーム 幸寿苑 たかしまの郷	大平町上高島 777-2	岩舟地域	
大平東小学校	大平町上高島 809	介護老人保健施設 安純の里	岩舟町古江 405
大平東学童保育	大平町上高島 809	医療法人星霜会熊倉医院 デイサービスセンタースマイル	岩舟町新里 210-1
共同生活援助事業所なごみの家	大平町北武井 655-3	みすぎデイサービス	岩舟町小野寺 1500
デイサービスこころ	大平町新 944-15	みすぎ	岩舟町小野寺 1500
ひかり保育園	大平町新 1320-5	複合型施設みすぎの郷	岩舟町小野寺 1500
大平中央学童保育	大平町新 1353		
カーサ・ミリアはな	大平町新 1521-5		
大平センター	大平町新 1540-36		
大平中央保育園	大平町西野田 20-7		
学童保育フレンド	大平町西野田 20-7		

(2) 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設

施設名称	住所	施設名称	住所
栃木農業高等学校	岩舟町下岡 646-5	寺尾学童保育の会	梅沢町 1131-1
國學院大學栃木高等学校	平井町 608	小野寺小学校	岩舟町下岡 646-5
國學院大學栃木中学校	平井町 608	小野寺南学童保育	岩舟町下岡 646-5
寺尾小学校	梅沢町 1131-1	介護老人保健施設 安純の里	岩舟町古江 405

4-3 災害時応援協定に基づく民間の福祉避難所

(1) 高齢者

(高齢介護課、令和7年9月1日現在)

番号	施設名	所在地	備考
1	特別養護老人ホームレユーナ	箱森町 1-14	
2	特別養護老人ホーム代官荘	田村町 928	
3	特別養護老人ホームまろにえ四季の里	大宮町 2023-3	
4	特別養護老人ホームみながわ桜園	皆川城内町 520	
5	特別養護老人ホーム幸寿苑	大平町上高島 774	
6	特別養護老人ホーム咲くら館	大平町下皆川 916	
7	特別養護老人ホーム緑風苑	藤岡町中根 355-2	
8	特別養護老人ホームひまわり	都賀町原宿 1424-1	
9	特別養護老人ホーム雅の風	西方町金崎 403-1	
10	特別養護老人ホーム清松園	岩舟町和泉 816	
11	特別養護老人ホームかかやき	岩舟町静戸 970-1	
12	特別養護老人ホームみつみねの郷	梅沢町 970	
13	小規模特別養護老人ホームとちぎ泉川	泉川町 73-1	
14	地域密着型特別養護老人ホーム蔵の街ひまわり	城内町 2-17-23	
15	星風会小規模特別養護老人ホームおおひら	大平町西水代 1930-1	
16	特別養護老人ホーム幸寿苑たかしまの郷	大平町上高島 777-2	
17	みすぎの郷（地域密着型特別養護老人ホーム）	岩舟町小野寺 1500	
18	養護老人ホーム／特別養護老人ホーム いぶきの里	吹上町 777-1	
19	特別養護老人ホームうづま荘	川原田町 1612	
20	特別養護老人ホーム常若の杜	皆川城内町 1771-1	
21	特別養護老人ホームかたやなぎ	片柳町 4-14-43-18	
22	地域密着型特別養護老人ホームたいようの家	平井町 122-8	

(2) 障がい児者

(障がい福祉課、令和4年3月1日現在)

番号	施設名	所在地	備考
1	あゆみ	皆川城内町 333-2	
2	すてっぷ	片柳町 1-26-21	
3	めぐみ	平井町 993-3	
4	ゆーあい工房	城内町 2-62-14	
5	あすなろ	大皆川町 572-2	
6	すぎのこ	岩舟町鷺巣 279-1	
7	ひのきの杜・第二ひのき	岩舟町曲ヶ島 806-1	
8	ひのきの杜共生・ひのき	岩舟町曲ヶ島 806-1	
9	もくせい里・もくせい	大平町西山田 1198	
10	ひばり野学園	都賀町白久保 298-1	
11	すまいるわーく桜	大平町川連 277-1	
12	ゆうの家	大光寺町 347-2	
13	わらしべの家	大宮町 2708-3	
14	ハートフルふきあげ吹上事業所	大森町 465	
15	障害者支援施設悦山荘	田村町 928	
16	重症心身障害者入所施設/通所支援 星風会病院星風会	田村町 925-2	

5-1 現物備蓄の状況

(危機管理課、令和7年4月1日現在)

種別	名称	数量	単位
①食料・飲料水	アルファ化米	20,250	食
	アルファ化米(粥)	4,450	食
	クラッカー・クッキー	25,203	食
	菓子パン	5,360	食
	液体ミルク	240	本
	飲料水(500ml)	47,833	本
②生活必需品	毛布	4,676	枚
	防寒シート	150	枚
	マスク	21,950	枚
	洗口液(10ml)	600	個
	携帯トイレ	21,100	個
	トイレトーパー(100m巻換算)	676	巻
	哺乳瓶	470	本
	子ども用おむつ	264	枚
	おしりふき(子ども)	2,160	枚
	大人用おむつ	248	枚
	おしりふき(大人)	2,160	枚
	生理用品	1,344	枚
③資機材等	蓄電池	35	台
	プライバシーテント	750	張
	投光器(LEDライト)	12	台
	段ボールベッド	105	台
	エアベッド	108	台
	懐中電灯	163	個
	簡易トイレ	99	台
	コードリール	4	台
	ブルーシート	44	枚
	扇風機	24	台
	トイレ用テント	46	張
	ラジオ	23	台

5-2 防災備蓄倉庫

(危機管理課、令和7年4月1日現在)

	設 置	位 置
1	栃木市総合運動公園(栃木市総合体育館)	川原田町 760
2	栃木保健福祉センター	今泉町 2-1-40
3	寺尾公民館	梅沢町 1183
4	出流ふれあいの森	出流町 417
5	老人福祉センター福寿園	千塚町 210
6	大宮公民館	大宮町 422-1
7	国府公民館	惣社町 228-1
8	栃木中央小学校	入舟町 13-3
9	きららの杜とちぎ蔵の街楽習館(市民交流センター)	入舟町 6-8
10	大平中学校体育館	大平町蔵井 2026-1
11	旧消防団大平方面隊第3分団第2部車庫	大平町西野田 169-2
12	大平中学校体育館	大平町蔵井 2026-1
13	大平南小学校	大平町西水代 1732
14	藤岡公民館	藤岡町藤岡 810
15	藤岡総合支所	藤岡町藤岡 1022
16	赤麻地区公民館	藤岡町赤麻 1737-1
17	三鴨地区公民館	藤岡町甲 436-2
18	藤岡中学校	藤岡町藤岡 10
19	旧藤岡第二中学校	藤岡町富吉 1544
20	都賀防災倉庫	都賀町原宿 573

21	西方総合支所	西方町本城 1
22	岩舟総合支所	岩舟町静 5133-1

6-1 地すべり防止区域一覧

(栃木県県土整備部、令和7年4月現在)

区域名	土 地 (単位: ha)					人家	道路、鉄道、 官公署又は軌 道、学校、病 院、神社、仏閣 等種類別延長	指定 年月日	告示番号	所在地	
	耕 地			林地	耕地及び 林地以外 の土地						合計
	田	畑	計								
山際	－	0.12	0.12	5.06	0.50	5.68	5	道路 220m	H15.10.27	第1420号	鍋山町山際

6-2 急傾斜地崩壊危険区域一覧

(栃木県県土整備部、令和7年4月現在)

区域名	位置	指定年月日	告示番号	区域名	位置	指定年月日	告示番号
向山	皆川城内町	S53.7.28	第697号	柳町	柏倉町	H9.12.19	第742号
巡路	小野口町	S57.8.27	第795号	//	//	H13.2.9	第72号
//	//	S59.4.17	第347号	権現前	柏倉町	H9.12.19	第742号
初音山	尻内町	S62.6.19	第485号	//	//	H14.3.22	第152号
萱沼	尻内町	S62.12.15	第952号	//	//	H17.12.27	第823号
内宿	尻内町	H3.6.10	第464号	日陰	小野口町	H15.3.28	第181号
水木	西方町真名子	H7.8.29	第545号	初音西	尻内町	H15.3.28	第181号
//	//	H30.9.14	第469号	山下A	岩舟町小野寺	R3.2.26	第88号
	計	11 区域	16 か所				

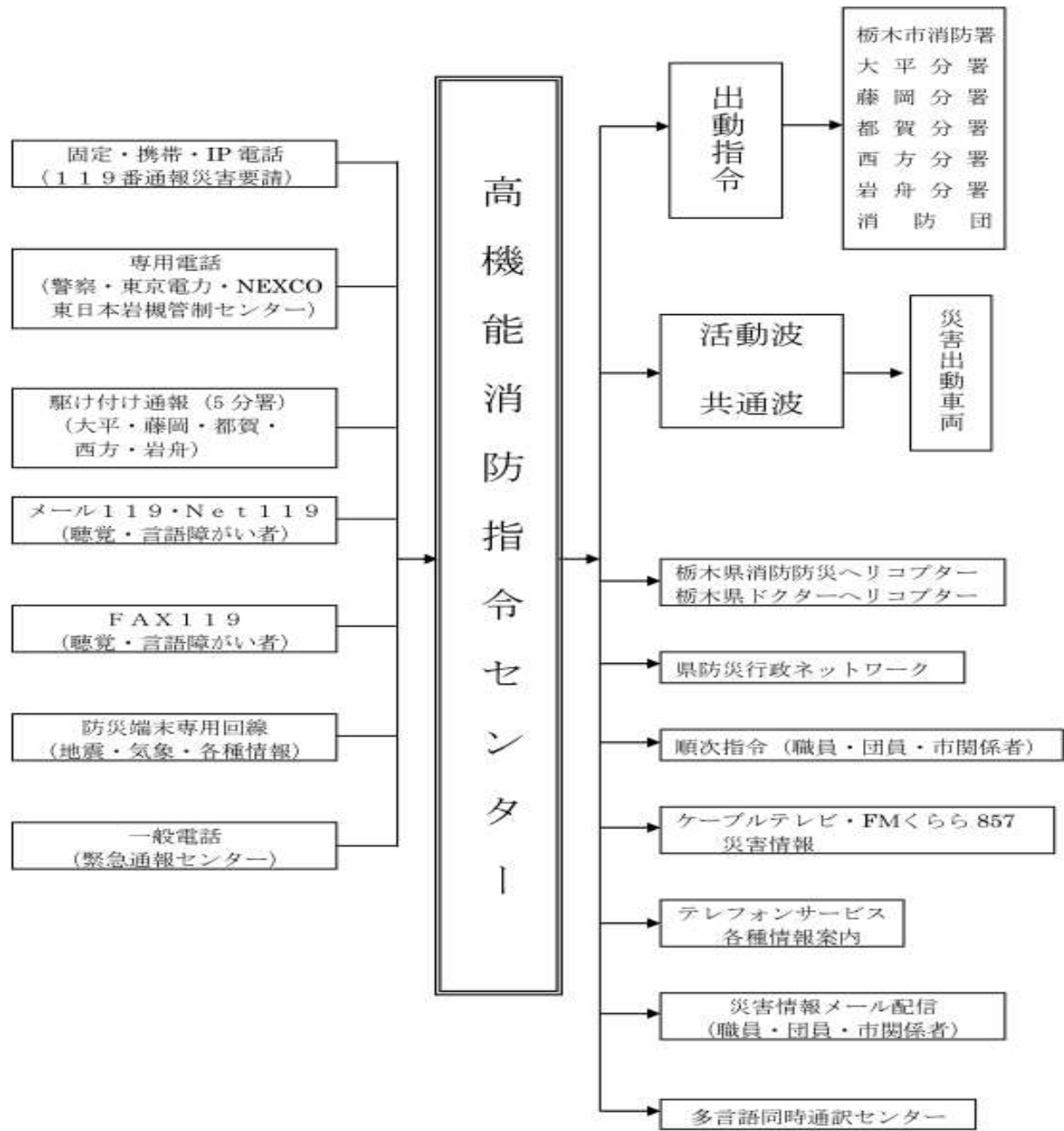
6-3 砂防指定地一覧

(栃木県県土整備部、平成7年4月現在)

支溪名	位置	指定年月日	告示番号	面積(ha)	支溪名	位置	指定年月日	告示番号	面積(ha)
藤 川	栃木地域	S27.6.5	第718号	0.7520	上根古谷沢	栃木地域	H19.1.11	第20号	0.1500
〃	〃	S56.6.22	第1189号	0.3300	永倉沢	栃木地域	S51.4.26	第794号	6.7200
〃	〃	S59.12.13	第1649号	1.5600	熊野入沢	栃木地域	S52.11.4	第1430号	0.3400
〃	〃	S63.3.18	第812号	0.7400	宮下沢	栃木地域	S53.4.17	第852号	1.2400
〃	〃	H6.9.1	第1903号	1.3100	〃	〃	H5.10.18	第1997号	1.6400
逆 川	都賀地域	S37.8.8	第1927号	0.9300	姥返沢	栃木地域	S54.4.20	第895号	1.0000
〃	〃	S37.11.9	第2811号	0.7800	滝の沢	栃木地域	S63.11.11	第2196号	0.6100
〃	〃	S40.2.23	第318号	0.5310	〃	〃	H4.2.25	第426号	0.7200
〃	〃	S41.3.31	第951号	0.7400	栗生沢	栃木地域	H元.12.21	第2125号	1.3000
〃	〃	S41.8.5	第2538号	0.4740	吹坂沢	栃木地域	H元.12.21	第2125号	0.6500
〃	〃	S42.3.22	第744号	0.4980	壁谷入沢	栃木地域	H2.3.9	第483号	3.4900
〃	〃	S42.12.28	第4618号	7.3900	〃	〃	H8.1.12	第62号	1.0700
〃	西方地域	S40.2.23	第318号	0.3750	寒 沢	栃木地域	H2.5.19	第1106号	9.8200
出流川	栃木地域	S38.10.25	第2697号	0.6180	〃	〃	H8.8.14	第1683号	1.1500
〃	〃	S40.2.23	第318号	0.6990	岩見沢	栃木地域	H4.2.25	第426号	29.8300
〃	〃	S41.3.31	第951号	0.3000	鹿島入沢	栃木地域	H4.2.25	第426号	0.3900
〃	〃	S41.8.5	第2538号	0.5860	八幡沢	栃木地域	H4.2.25	第426号	0.3600
〃	〃	S42.3.22	第744号	0.7670	永野川	栃木地域	H4.7.15	第1314号	5.2900
〃	〃	S42.3.31	第1160号	5.1140	江戸ヶ入沢	栃木地域	H6.9.1	第1903号	0.5700
〃	〃	S46.2.22	第193号	5.1600	入山沢	栃木地域	H10.11.18	第1973号	12.4600
〃	〃	H17.3.14	第268号	0.1900	柿ヶ沢	栃木地域	H12.1.20	第101号	10.7600
内宿川	栃木地域	S42.3.31	第1160号	4.3160	中丸沢	栃木地域	H12.1.20	第101号	4.4800
〃	〃	H6.2.14	第270号	2.5400	大 沢	栃木地域	H12.12.18	第2385号	1.6600
〃	〃	H7.2.6	第181号	2.4507	宿土沢	栃木地域	H13.12.6	第1711号	0.6000
〃	〃	H15.2.13	第107号	0.4400	藤倉沢	栃木地域	H15.2.13	第107号	0.4400
観音沢	栃木地域	S43.12.19	第3661号	11.7000	新宿沢	栃木地域	H15.3.28	第292号	0.6900
山口沢	栃木地域	S47.4.3	第734号	2.9000	仁田沢	栃木地域	H16.6.9	第625号	2.1900
梅 沢	栃木地域	S49.4.30	第659号	6.8000	境 沢	栃木地域	H16.10.4	第1203号	0.1900
入の沢	栃木地域	S50.2.3	第90号	0.9300	大久保沢	栃木地域	H16.10.4	第1203号	0.6800
高場沢	栃木地域	H18.11.13	第1367号	0.8900	出流橋沢	栃木地域	H17.7.4	第648号	0.2500
小板倉三号沢	岩舟地域	H4.2.25	第426号	2.7400	小板倉四号沢	岩舟地域	H4.2.25	第426号	1.1700
上坪沢	大平地域	H19.9.18	第1199号	1.5399	榊 沢	岩舟地域	S63.3.18	第812号	0.8600
馬場一号沢	栃木地域	H21.1.5	第2号	3.2311	梅ヶ入沢 及ひ榊沢	岩舟地域	H3.3.25	第752号	57.2300
三杉川	岩舟地域	S38.2.23	第272号	0.4380	田代一号沢	岩舟地域	H4.2.25	第426号	1.4300
羽田川・黒岩 沢川	岩舟地域	S46.2.22	第193号	0.8400	中妻沢	岩舟地域	H4.2.25	第426号	10.1300
羽田川	岩舟地域	S47.2.7	第161号	18.0000	吉院沢	岩舟地域	H4.2.25	第426号	3.6700
柳 沢	岩舟地域	S52.4.15	第715号	1.1000	〃	〃	H13.3.16	第226号	0.5100
谷田川	岩舟地域	S57.8.7	第1471号	0.9400	上耕地沢	岩舟地域	H13.1.20	第101号	0.3400
〃	〃	S61.3.17	第659号	1.2200	足洗沢	岩舟地域	H16.1.28	第34号	1.7600
〃	〃	S63.3.18	第812号	0.3600	鷲巣一号沢	岩舟地域	H19.5.21	第639号	18.7103
小板倉沢	岩舟地域	S60.10.28	第1434号	1.4900	出流七号沢	栃木地域	H28.3.2	第447号	0.3900
小板倉一号沢	岩舟地域	H4.2.25	第426号	2.3300	南 沢	栃木地域	H28.3.2	第447号	1.4700
小板倉二号沢	岩舟地域	H4.2.25	第426号	19.5700	計	利根川水系 57 溪流 85 か所			315.0200

7-1 栃木市消防本部通信系統図

(消防年報、令和3年版)



7-2 消防施設・設備の状況

(1) 消防水利設置状況

(消防年報、令和7年4月1日現在、か所)

		栃木地域	大平地域	藤岡地域	都賀地域	西方地域	岩舟地区	計
井戸		219	100	39	4	0	0	362
消火栓		1,513	458	392	319	161	332	3,175
防火水槽	40 m ³ 以上	141	87	31	19	23	147	448
	20 m ³ 以上	361	86	174	83	17	38	759
	20 m ³ 未満	53	0	38	1	2	2	96
プール		21	6	6	4	2	4	43
計		2,308	737	680	430	205	523	4,823

(2) 消防車両等の配備状況

(消防年報、令和7年4月1日現在、台)

			消防ポンプ自動車等							その他の消防車												ボートトレーラー
		総 数	普通消防ポンプ車	水槽付消防ポンプ車	化学車	梯子車	救助工作車	災害支援車	高規格救急車	庁用車	指揮車	広報車	総務連絡車	査察広報車	予防広報車	防火号	予防連絡車	物資搬送車	警防連絡車	警防広報車	火災調査車	
消防本部・署		22	1	1	1	1	1	1	3	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
分 署	大平	5	1		1				1			1										1
	藤岡	5	1	1					1			1										1
	都賀	4	1	1					1			1										
	西方	4	1	1					1			1										
	岩舟	5	1	1					1			1										1

(3) 消防機械器具資器材配備状況

(消防年報、令和7年4月1日現在)

種 別		所 属 別	合 計	消 防 本 部	栃木市消防署					
					本 署	大 平 分 署	藤 岡 分 署	都 賀 分 署	西 方 分 署	岩 舟 分 署
救 助 器 具	救命索発射銃		2		2					
	油圧式救助器具		8		4	1	1	1		1
	ワイヤーはしご		2		2					
	可搬式ウインチ		7		3	1	1			2
	救助マット		1		1					
	排煙機		5		4	1	2			
	マット型空気ジャッキ		7		4	1				
	耐熱防護服		2		2					
	化学防護服(防毒衣)		103		91	10		2		
	放射線防護服		2		2					
	放射線測定器		5		5					
	可燃・有毒ガス測定器		8		3	1	1	1	1	1
	耐電用防護服		6		6					
	潜水器具一式		12		12					
	救命ボート (※水上バイク含む)		10		3	1	※2	1	1	2
	船外機		3		1	1				1
	エアートント		2		2					
	熱画像直視装置		5		2	1	1			1
	画像探索装置		1		1					
救 急 用 器 具	人工呼吸器		8		3	1	1	1	1	1
	陰圧式固定具		11		3	2	1	1	2	2
	バックボード一式		20		7	2	3	3	2	3
	血圧計		29		6	5	5	4	4	5
	血中酸素飽和濃度測定器		17		5	2	2	2	4	2
	血中酸素・一酸化炭素飽和濃度測定器		8		3	1	1	1	1	1

種 別	所 属 別	合 計	消 防 本 部	栃木市消防署					
				本 署	大平分署	藤岡分署	都賀分署	西芳分署	岩舟分署
	吸引器	18		7	2	3	2	2	3
	喉頭鏡	30		8	7	3	4	3	5
	半自動体外式除細動器	7		2	1	1	1	1	1
	自動体外式除細動器（AED）	8	1	2	1	1	1	1	1
	ベッドサイドモニター	7		2	1	1	1	1	1
	モニタリング除細動器	1		1	0	0	0	0	0
破壊器具	エンジンカッター	11		3	2	2	2	1	1
	エアツール	2		2					
	ガス熔断器	2		2					
	チェーンソー	17		8	2	3	2	1	1
	削岩器	2		2					
	万能斧	24		9	2	3	2	3	5
呼吸保護具	空気充填設備	1		1					
	空気呼吸器	74		27	10	10	9	10	8
	空気ボンベ	210		90	26	26	23	23	22
	酸素呼吸器	3		3					
	簡易呼吸器	2		2					
作業用器具	ホースカー	13		3	1	2	2	2	3
	連梯子	16		6	2	2	2	2	2
	かぎ付梯子	7		4		1	1		1
	照明発電機	26	1	11	2	3	2	2	5
	拡声装置	35	3	12	3	6	4	2	5
放水・発泡器具	簡易発泡器	4		1	1	1	1		
	エアフォームノズル	12		6	4	1			1
	ピックアップノズル	3		1		0	1	1	
	ラインプロポーションナー	6		3	1	1	1		
	消火栓用スタンドパイプ	14		4	2	2	2	2	2
	分岐金具	37		9	4	5	7	4	8
	ホースブリッジ	21		3	4	4	4	2	4
	ロータリー管鎗	2		1		1			
	フォグガン	12		5	2	2	1	2	
	山林火災用手動ポンプ	98		30	15	18	10	10	15
	山林火災用可搬式送水装置	7		2	1	1	1	1	1
	ウォーターチャージャー	9		1	2	2	1	1	2
	界面活性剤原液(ℓ)	3,030		1,680	320	220	350	60	400
その他の器具	超音波厚さ計	1	1						
	ピンホール探知機	1	1						
	膜厚計	1	1						
	非接触温度計	8		3	1	1	1	1	1

7-3 救助用資機材保有状況

(消防年報、令和7年4月1日現在)

区分	機械器具等名	保有数	単位	区分	機械器具等名	保有数	単位
救助器具	救命索発射銃	2	丁	破壊器具	エンジンカッター	11	基
	油圧式救助器具	8	式		エアツール	2	式
	ワイヤーはしご	2	基		ガス熔断器	2	基
	可搬式ウインチ	7	式		チェーンソー	17	基
	救助マット	1	式		削岩器	2	基
	排煙機	5	基		万能斧	24	丁
	マット型空気ジャッキ	7	式	呼吸保護具	空気充填設備	1	式
	耐熱防護服	2	着		空気呼吸器	74	基
	化学防護服(防毒衣)	103	着		空気ポンペ	210	本
	放射線防護服	2	着		酸素呼吸器	3	基
	放射線測定器	5	基		簡易呼吸器	2	基
	可燃・有毒ガス測定器	8	基	作業用器具	ホースカー	13	台
	耐電用防護服	6	着		連梯子	16	基
	潜水器具一式	12	式		かざ付梯子	7	基
	救命ボート	10	艘		照明発電機	26	基
	船外機	3	基		拡声装置	35	基
	エアーテント	2	式	放水・発泡器具	簡易発泡器	4	基
	熱画像直視装置	5			エアフォームノズル	12	基
	画像探索装置	1			ピックアップノズル	3	基
救急用具	人工呼吸器	8	式		ラインプロポーションナー	6	基
	陰圧式固定具	11	式		消火栓用スタンドパイプ	14	基
	バックボード一式	20	式		分岐金具	37	基
	血圧計	29	式		ホースブリッジ	21	基
	血中酸素飽和濃度測定器	17	式		ロータリー管鎗	2	基
	血中酸素・一酸化炭素飽和濃度測定器	8	式		フォグガン	12	基
	吸引器	18	式		山林火災用手動ポンプ	98	基
	喉頭鏡	30	式		山林火災用可搬式送水装置	7	基
	半自動体外式除細動器	7	式		ウォーターチャージャー	9	基
	自動体外式除細動器(AED)	8	式		界面活性剤原液	3,030	ℓ
	ベッドサイドモニター	7	式	その他の器具	超音波厚さ計	1	基
	モニタリング除細動器	1	式		ピンホール探知機	1	基
					膜厚計	1	基
					非接触温度計	8	基

8-1 危険物規制対象数

(完成検査済証交付施設)

(消防年報、令和7年4月1日現在)

施設区分		施設数（件）	施設区分		施設数（件）
貯蔵所	屋内貯蔵所	65	製造所		6
	屋外タンク貯蔵所	44	取扱所	給油取扱所	136
	屋内タンク貯蔵所	6		第一種販売取扱所	1
	地下タンク貯蔵所	117		第二種販売取扱所	1
	簡易タンク貯蔵所	0		一般取扱所	115
	移動タンク貯蔵所	121		小 計	252
	屋外貯蔵所	4	－		－
	小 計	357	合 計		615

8-2 地域別危険物施設数

(消防年報、令和7年4月1日現在)

施設区分		地域別	栃木 地域	大平 地域	藤岡 地域	都賀 地域	西方 地域	岩舟 地域	計
製造所			1	1	0	0	3	1	6
貯 蔵 所	屋内貯蔵所		24	13	11	5	5	7	65
	屋外タンク貯蔵所		17	8	0	0	12	7	44
	屋内タンク貯蔵所		2	1	1	1	0	1	7
	地下タンク貯蔵所		54	18	12	13	12	8	117
	簡易タンク貯蔵所		0	0	0	0	0	0	0
	移動タンク貯蔵所		45	25	12	3	14	22	121
	屋外貯蔵所		1	3	0	0	0	0	4
	小 計		177	68	38	31	48	49	411
取 扱 所	給油取扱所		61	15	21	11	6	22	136
	第一種販売取扱所		1	0	0	0	0	0	1
	第二種販売取扱所		0	0	0	0	0	0	0
	一般取扱所		40	26	11	9	11	18	115
	小 計		102	41	32	20	17	40	252
合 計			246	110	66	42	63	86	615
事業所数			126	40	42	24	25	45	302

8-3 毒物劇物製造（販売）業等の登録状況

○毒物及び劇物取締法に基づく登録

(令和7年度栃木県栃木健康福祉センター業務概要、令和7年4月1日現在)

毒物劇物販売業			業務上取扱者	製造業
一 般	農業用	特 定		
31	22	2	3	1

9-1 孤立可能性地区・飛び地的地区一覧

(1) 孤立可能性地区

地域	地区名
栃木	出流町
西方	西方町真名子（真上、男丸）
岩舟	岩舟町小野寺（羽田）

(2) 飛び地的地区

地域	地区名
栃木	大光寺町
藤岡	藤岡町下宮

10-1 栃木市災害対策本部条例

平成22年3月29日条例第24号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、栃木市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所属の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、市長が別に定める。

[中略]

附 則（平成24年条例第39号）

この条例は、公布の日から施行する。

10-2 栃木市災害対策本部に関する規程

平成22年3月29日訓令第12号

(趣旨)

第1条 この訓令は、栃木市災害対策本部条例（平成22年年栃木市条例第24号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、栃木市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(副本部長)

第2条 災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、副市長、教育長及び危機管理監をもって充てる。

2 条例第2条第2項において、災害対策本部長の職務を代理する副本部長の順位は、次に掲げる順位とする。

(1) 第1順位 副市長の職にある副本部長

(2) 第2順位 危機管理監の職にある副本部長

(3) 第3順位 教育長の職にある副本部長

(本部長職務代理者)

第3条 災害対策本部長（以下「本部長」という。）及び副本部長ともに事故があるときは、本部長の指定する災害対策本部員（以下「本部員」という。）が職務を代理する。

(本部員会議)

第4条 災害対策本部に、災害予防及び災害応急対策の実施について協議するため、本部員会議を置く。

2 本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

3 本部員会議は、必要の都度、本部長が招集し、会議の議長は、本部長が当たる。

(部及び班)

第5条 条例第3条第1項の規定に基づき、災害対策本部に次の部を置く。

(1) 統括部

(2) 総務部

(3) 財務部

(4) 生活環境部

(5) 救援救護部

(6) 産業振興部

(7) 建設部

(8) 上下水道部

(9) 都市整備部

(10) 避難所運営部

(11) 消防部

2 前項の部に班を置き、その分掌する事務は、栃木市地域防災計画に定めるところによる。

(部長、班長等)

第6条 部に部長、班に班長を置き、本部員をもって充てる。

2 部長は、本部長の命を受け部務を掌理し、班長は、上司の命を受けて班務を掌理する。

3 部に副部長、班に副班長を置くことができる。

(本部付)

第7条 本部長は、災害対策本部の活動に万全を期するため、官公庁その他民間諸団体及び法人の長又は職員で必要と認めるものを本部付として委嘱することができる。

(特別の部又は班の設置)

第8条 本部長は、必要に応じ、第5条に規定する部及び班以外の部又は班を設けることができる。

(庶務)

第9条 災害対策本部の庶務は、総合政策部危機管理課において処理する。

(補則)

第10条 この訓令に定めるものを除くほか、非常招集の令達、応召、服装その他災害対策本部の活動に関し必要な細則は、別に定める。

[中略]

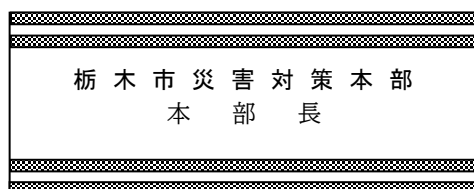
附 則 (令和3年訓令第4号)

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

10-3 本部職員の標識

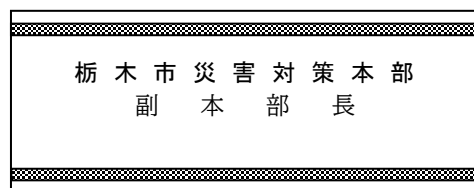
本部長、副本部長、その他の職員の身分を明確にするための腕章及び本部自動車用標識を次のとおり定め、災害対策活動に従事するとき着用する。ただし、消防部は、制服をもって腕章に代える。

本部長



(縦：10 cm 横：40 cm)

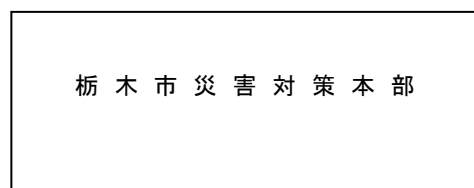
副本部長



(寸法は、以下同じ。)

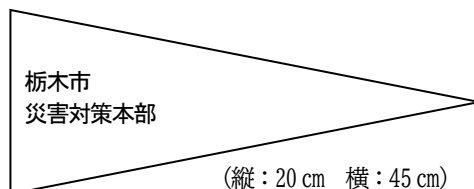
(地は紺色、文字を銀色とし、線は幅1センチメートルの銀色とする。)

その他の職員



(部長級は、地は緑色、文字を白色、課長級は、地は白色、文字を黒色、他の職員は、地は黄色、文字を黒色とする。)

本部自動車用

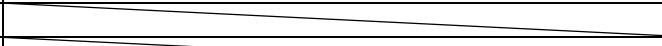
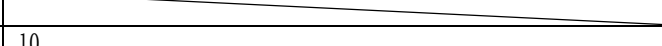
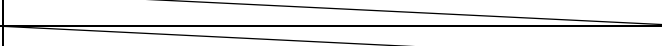
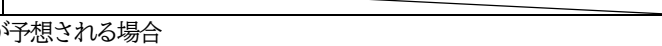


(縦：20 cm 横：45 cm)

(地は赤色、文字は白ぬきとする。)

11-1 警報・注意報発表基準一覧

(気象庁、令和6年5月23日現在)
発表官署 宇都宮地方気象台

栃木市	府県予報区	栃木県		
	一次細分区域	南部		
	市町村等をまとめた地域	南西部		
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	18
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	146
	洪水	地域雨量指数基準	永野川流域=16.9, 巴波川流域=15.3, 三杉川流域=10.9, 赤津川流域=10.7, 柏倉川流域=5.9, 藤川流域=6.6	
		複合基準※1	永野川流域=(8, 11.7), 巴波川流域=(8, 13.7), 赤津川流域=(8, 10.7), 藤川流域=(8, 5.9)	
		指定川河洪水予報による基準	思川〔保橋・観晃橋〕, 黒川〔府中橋・東雲橋〕, 永野川〔大平橋上〕, 渡良瀬川上流部〔高津戸〕, 利根川上流部〔八斗島・栗橋〕, 渡良瀬川下流部〔足利・古河・乙女・中里〕	
	暴風	平均風速	20m/s	
	暴風雪	平均風速	20m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 15cm	
	波浪	有義波高		
	高潮	潮位		
注意報	大雨	表面雨量指数基準	10	
		土壌雨量指数基準	91	
	洪水	地域雨量指数基準	永野川流域=13.5, 巴波川流域=12.2, 三杉川流域=8.7, 赤津川流域=8.5, 柏倉川流域=4.7, 藤川流域=5.2	
		複合基準※1	思川流域=(9, 52.1), 永野川流域=(5, 10.5), 巴波川流域=(5, 12.2), 赤津川流域=(8, 8.5), 柏倉川流域=(5, 4.7), 藤川流域=(8, 4.2)	
		指定河川洪水予報による基準	思川〔保橋・観晃橋〕, 永野川〔大平橋上〕, 渡良瀬川下流部〔足利・古河・中里〕	
	強風	平均風速	12m/s	
	風雪	平均風速	12m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12 時間の降雪の深さ 5 cm	
	波浪	有義波高		
	高潮	潮位		
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪			
	濃霧	視程	100m	
	乾燥	最小湿度 30% 実効湿度 60%		
	なだれ	① 24 時間降雪の深さが [※] 30 cm以上 ② 40 cm以上の積雪があつて日最高気温が [※] 6℃以上		
	低温	夏期：最低気温 16℃以下が [※] 2 日以上継続 冬期：最低気温-9℃以下※2		
霧	早霧・晩霧期に最低気温 4℃以下			
着氷・着雪	著しい着氷(雪)が予想される場合			
記録的短時間大雨情報		1 時間雨量	110 mm	

※1 (表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表している。

※2 冬期の気温は、宇都宮地方気象台、黒磯・大田原・今市・塩谷・那須烏山・鹿沼・真岡・佐野・小山(アメダス)の値。

11-2 防災無線

(1) 同報系防災行政無線設置済箇所

(危機管理課、令和7年4月1日現在)

No.	設置場所	所在地	No.	設置場所	所在地
栃 木 地 域			60	栃木第12分団第2部器具置場	田村町 941
1	栃木市役所本庁舎	万町 9-25	61	国府北小学校	大塚町 1278
2	うずま公園	室町 2-30	62	大塚上区自治会公民館	大塚町 2519
3	栃木第四小学校	城内町 1-3-15	63	大塚榮生共同墓地	大塚町 3402
4	道路管理車庫	城内町 2-62-10	大 平 地 域		
5	沼和田町公民館	沼和田町 3-28	1	大平総合支所	大平町富田 558
6	南小学校	沼和田町 38-10	2	大平富田集会所	大平町富田 1557-5
7	栃木西中学校	片柳町 2-15-40	3	富田北地域のひろば	大平町富田 2010
8	片柳市営住宅	片柳町 4丁目地内	4	大平中央公園	大平町富田 4016
9	平井町公民館	平井町 294-1	5	西山田報恩寺付近	大平町西山田 2514-2
10	あじさい坂駐車場	平井町 622	6	西山田白岩公園	大平町西山田 2955-1
11	栃木第五小学校	藪部町 2-7-25	7	大平第1分団第3部器具置場	大平町西山田 917
12	水道庁舎	藪部町 3-13-24	8	西山田地域のひろば	大平町西山田 941
13	栃木第5分団器具置場	箱森町 36-29	9	旧大平方面隊第1分団第5部器具置場	大平町下皆川 769-2
14	栃木第三小学校	小平町 13-39	10	みずほ公園	大平町横堀 5-1
15	東陽中学校	大宮町 1287-1	11	大平東地区公民館	大平町横堀 810
16	栃木第8分団第1部器具置場	大宮町 1580-13	12	川連公民館	大平町川連 306-3
17	大宮平川自治会公民館	大宮町 2290-93	13	旧土与公民館	大平町土与 202
18	栃木市消防署訓練棟	平柳町 1-34-5	14	蔵井公民館	大平町蔵井 655
19	老人福祉センター泉寿園	今泉町 1-2-7	15	真弓集会場	大平町真弓 358-1
20	大宮南小学校	藤田町 135-2	16	真弓南部公民館	大平町真弓 1225-1
21	皆川城東小学校	皆川城内町 486	17	大平運動公園	大平町真弓 1666-1
22	皆川城内町向山	皆川城内町 1293-1	18	旧大平方面隊第2分団第4部器具置場	大平町下高島 867-1
23	皆川城内町滝ノ入	皆川城内町 1582-2	19	北武井地域のひろば	大平町北武井 525-2
24	皆川中学校	皆川城内町 1856	20	新農村生活センター	大平町新 550-2
25	南柏倉公民館	柏倉町 409-1	21	大平中央小学校	大平町新 1354-2
26	北柏倉公民館	柏倉町 765	22	ゆうゆうプラザ	大平町西野田 666-1
27	東小野口町公民館	小野口町 271-1	23	大平南中学校	大平町西野田 825
28	志鳥町大沢	志鳥町 216-1	24	榎本集会所	大平町榎本 616-2
29	志鳥町公民館南	志鳥町 461-1	25	榎本荒町公園	大平町榎本 955-1
30	永野川緑地公園パークセンター	岩出町 117-2	26	堀ノ内橋周辺	大平町西水代 160-4
31	新井町公民館	新井町 633	27	大平南地区公民館	大平町西水代 1787
32	吹上小学校	吹上町 115	28	大平農村婦人の家	大平町伯仲 1728-2
33	吹上中学校	吹上町 434-1	藤 岡 地 域		
34	細堀町藤宮神社	細堀町 234-1	1	部屋小学校	藤岡町部屋 158
35	木野地町公民館	木野地町 1414	2	藤岡第1分団第1部器具置場	藤岡町部屋 677-7
36	総合運動公園東	川原田町 760	3	部屋南部桜づつみ公園	藤岡町部屋 2461
37	川原田町東公民館南	川原田町 1238	4	新波東研修館	藤岡町新波 1369-1
38	いちご園運動場	川原田町 1680-6	5	帯刀避難地	藤岡町石川 529-1 付近
39	永野川宮の橋西	宮町 538 付近	6	緑川公民館	藤岡町緑川 426
40	老人福祉センター福寿園	千塚町 210	7	西前原研修館	藤岡町西前原 73-2
41	仲方町公民館	仲方町 229	8	蛭沼ふれあい公園	藤岡町蛭沼 1767-3
42	梓町集落センター東	梓町 177	9	藤岡第二中学校	藤岡町富吉 1544
43	尻内第一集落センター	尻内町 389-1	10	藤岡分署	藤岡町藤岡 81-2
44	旧寺尾南小学校	尻内町 680-1	11	藤岡総合支所	藤岡町藤岡 1022-5
45	尻内町萱沼	尻内町 1024-3	12	藤岡小学校	藤岡町藤岡 1500
46	梅沢第一自治会公民館	梅沢町 389	13	藤岡総合体育館	藤岡町藤岡 1788
47	寺尾公民館	梅沢町 1183	14	藤岡第2分団第2部器具置場	藤岡町藤岡 2402
48	大久保町永倉沢	大久保町 417-6	15	藤岡町下宮	藤岡町下宮 652
49	栃木第11分団第3部器具置場	鍋山町 599-1	16	藤岡保健福祉センター	藤岡町赤麻 502-1
50	寺尾ふれあい水辺の広場	鍋山町 1469 付近	17	西江川公民館	藤岡町赤麻 3032-1
51	鍋山第三自治会公民館	鍋山町 2777	18	赤麻地区公民館	藤岡町赤麻 1737-1
52	星野町集会所	星野町 212-2	19	東赤麻研修館	藤岡町赤麻 4800-1
53	星野河川公園	星野町 263	20	小池公民館	藤岡町大前 3488
54	旧寺尾北小学校跡地	出流町 232	21	藤岡第3分団第2部器具置場	藤岡町大前 598-3
55	国府公民館	惣社町 228-1	22	三嶋地区公民館	藤岡町甲 436-2
56	栃木第12分団第1部器具置場	惣社町 866	23	高取不動尊堂	藤岡町甲 1400-1
57	惣社第一公園	惣社町 1533-11	24	本郷公民館	藤岡町甲 3003-1
58	大光寺公民館	大光寺町 90-1	25	藤岡地域活動支援センター	藤岡町都賀 390-13
59	円光寺公民館	大光寺町 829-2	26	藤岡都賀集会場	藤岡町都賀 1165-1

No.	設置場所	所在地	No.	設置場所	所在地
27	都賀ふれあい公園	藤岡町都賀 1460-1	11	西方第3分団第2部器具置場	西方町本郷 816-2
28	大田和ふれあい公園	藤岡町大田和 448-1	12	真名子夢ホール	西方町真名子 1086-1
29	道の駅みかも	藤岡町大田和 678	13	社会福祉協議会デイサービス真名子	西方町真名子 1400-1
30	太田公民館	藤岡町太田 835-1	14	真名子運動場	西方町真名子 1722
都 賀 地 域			15	八百比丘尼公園	西方町真名子 1893-1
1	合戦場小学校	都賀町合戦場 301	16	小沼公民館	西方町真名子 2167-1
2	都賀南部コミュニティセンター	都賀町平川 481-5	17	西方町真上	西方町真名子 2475
3	升塚公民館	都賀町升塚 765-2	岩 舟 地 域		
4	鷺宮神社西	都賀町家中 444-3	1	岩舟中学校	岩舟町静 389-1
5	家中小学校	都賀町家中 2740	2	岩舟小学校	岩舟町静 1400
6	つがスポーツ公園運動場	都賀町家中 4785-3	3	岩舟第2分団器具置場	岩舟町静 1837-1
7	上新田地区多目的集会施設	都賀町家中 5220-2	4	御門農村公園	岩舟町静 3604-2
8	本郷ふれあいセンター	都賀町家中 7549	5	岩舟総合支所	岩舟町静 5133-1
9	都賀公民館	都賀町原宿 521	6	岩舟下津原集会所	岩舟町下津原 620-1
10	木コミュニティセンター	都賀町木 813	7	いわふねフルーツパーク	岩舟町下津原 1612-8
11	つがの里ふるさとセンター	都賀町白久保 325	8	小山多目的公園	岩舟町置岡 92-2
12	ファミリーパーク	都賀町白久保 197	9	岩舟ふるさとセンター	岩舟町静和 2379-2
13	赤津小学校	都賀町富張 147	10	水掛公民館	岩舟町静戸 211-8
14	野上公民館付近	都賀町大柿 802	11	旧岩舟方面隊第1分団第2部器具置場	岩舟町静戸 1899-1
15	大柿コミュニティセンター	都賀町大柿 1122	12	岩舟第1分団第2部器具置場	岩舟町曲ヶ島 1181
16	都賀第2分団器具置場	都賀町大柿 1601-4	13	曲ヶ島新田公民館	岩舟町曲ヶ島 1761-5
17	赤津川神前田橋西	都賀町大柿 1816	14	渋沢公民館	岩舟町古江 489-1
18	赤津スポーツ広場	都賀町大柿 3035	15	旧岩舟方面隊第3分団第2部器具置場	岩舟町古江 841-4
19	大柿西運動場	都賀町大柿 3294	16	小野寺ふれあい館	岩舟町新里 606
西 方 地 域			17	大丸建築資材置場	岩舟町三谷 763
1	栄町公民館	西方町金崎 747	18	岩舟総合運動公園	岩舟町三谷 1038-1
2	西方総合支所	西方町本城 1	19	小野寺小学校	岩舟町下岡 646-5
3	西方第2分団器具置場	西方町本城 521-1	20	岩舟西根南集会場	岩舟町小野寺 828-3
4	西方第一浄水場	西方町本城 683	21	岩舟第3分団第2部器具置場	岩舟町小野寺 1142-1
5	柴南公民館	西方町元 184-1	22	上耕地公民館	岩舟町小野寺 2041-2
6	西方小学校	西方町元 770	23	旧小野寺北小学校	岩舟町小野寺 2133-3
7	西方中学校	西方町元 908-1	24	旧岩舟方面隊第3分団第4部器具置場	岩舟町小野寺 2479-4
8	西方南部地区コミュニティセンター	西方町金井 1370	25	田代公民館	岩舟町小野寺 2572-1
9	神塚公民館	西方町金井 1797-23	26	羽田スクールバスUターン場	岩舟町小野寺 3848-2
10	西方総合文化体育館	西方町本郷 1705-2	27	羽田公民館付近	岩舟町小野寺 5225

(危機管理課、令和7年4月1日現在)

呼出番号	施設名	所在地	所管課・施設
001	危機管理監	万町 9-25	危機管理課
002	危機管理課代表	万町 9-25	危機管理課
003	危機管理課 2	万町 9-25	危機管理課
004	危機管理課 3	万町 9-25	危機管理課
005	危機管理課 4	万町 9-25	危機管理課
006	危機管理課 5	万町 9-25	危機管理課
007	危機管理課 6	万町 9-25	危機管理課
008	危機管理課 7	万町 9-25	危機管理課
009	危機管理課 8	万町 9-25	危機管理課
010	危機管理課 9	万町 9-25	危機管理課
011	栃木保健福祉センター	今泉町 2-1-40	健康増進課
012	上水道代表	藪部町 3-13-24	水道建設課
013	上水道 2	藪部町 3-13-24	水道建設課
014	下水道代表	藪部町 3-13-24	下水道建設課
015	下水道 2	藪部町 3-13-24	下水道建設課
016	避難所班長	万町 9-25	教育総務課
017	学悠館高校	万町 9-25	教育総務課
018	とちぎコミュニティ・ガ	箱森町 36-31	子育て支援課
019	市民交流センター	入舟町 6-8	栃木公民館
020	大平地域代表	大平町富田 558	大平地域づくり推進課
021	大平地域 2	大平町富田 558	大平地域づくり推進課
022	大平地域 3	大平町富田 558	大平地域づくり推進課
023	藤岡地域代表	藤岡町藤岡 1022-5	藤岡地域づくり推進課
024	藤岡地域 2	藤岡町藤岡 1022-5	藤岡地域づくり推進課
025	藤岡地域 3	藤岡町藤岡 1022-5	藤岡地域づくり推進課
026	藤岡保健福祉センター	藤岡町赤麻 502-1	健康増進課
027	都賀地域代表	都賀町家中 5982-1	都賀地域づくり推進課
028	都賀地域 2	都賀町家中 5982-1	都賀地域づくり推進課
029	都賀地域 3	都賀町家中 5982-1	都賀地域づくり推進課
030	西方地域代表	西方町本城 1	西方地域づくり推進課
031	西方地域 2	西方町本城 1	西方地域づくり推進課
032	西方地域 3	西方町本城 1	西方地域づくり推進課
033	西方総合文化体育館	西方町本郷 1705-1	西方総合文化体育館
034	岩舟地域代表	岩舟町静 5133-1	岩舟地域づくり推進課
035	岩舟地域 2	岩舟町静 5133-1	岩舟地域づくり推進課
036	岩舟地域 3	岩舟町静 5133-1	岩舟地域づくり推進課
037	岩舟健康福祉センター（遊楽々館）	岩舟町三谷 1038-1	健康増進課
038	消防本部通信指令課	平柳町 1-34-5	通信指令課
039	皆川公民館	皆川城内町 699	皆川公民館
040	吹上公民館	吹上町 782-1	吹上公民館
041	寺尾公民館	梅沢町 1183	寺尾公民館
042	大平公民館	大平町蔵井 2001-3	大平公民館
043	都賀公民館	都賀町原宿 521	都賀公民館
044	岩舟公民館	岩舟町静 2292-1	岩舟公民館
045	南小学校	沼和田町 38-10	学校施設課
046	国府北小学校	大塚町 1278	学校施設課
047	大平東小学校	大平町上高島 809	学校施設課
048	大平南小学校	大平町西水代 1732	学校施設課
049	大平中央小学校	大平町新 1354-2	学校施設課
050	藤岡小学校	藤岡町藤岡 1500	学校施設課
051	合戦場小学校	都賀町合戦場 301	学校施設課
052	真名子小学校	西方町真名子 1089-1	学校施設課
053	栃木東中学校	日ノ出町 1-11	学校施設課
054	栃木西中学校	片柳町 2-15-40	学校施設課
055	旧藤岡第二中学校	藤岡町富吉 1544	学校施設課
301	出流自治会	出流町	
302	下宮自治会	藤岡町下宮	
303	真上自治会	西方町真上（真上）	
304	男丸自治会	西方町真名子（男丸）	

11-4 栃木県火災・災害等即報要領

第1 総 則

1 趣 旨

この要領は、火災・災害等に関する即報について、その形式及び方法を定めるものとする。

2 火災・災害等の定義

「火災・災害等」とは、火災、災害及びその他の事故をいう。

なお、本要領における用語の定義については、本要領に特別の定めのない限り「火災報告取扱要領(平成6年4月21日付消防法第100号)」「災害報告取扱要領(昭和45年4月10日付消防防第246号)」「救急事故等報告要領(平成6年10月17日付消防救第158号)」の定めるところによる。

3 報告手続

(1)「第2 即報基準」に該当する火災又は事故((1)において「火災等」という。)が発生した場合は、原則として当該火災等の発生した地域に属する消防本部(局)が、火災等に関する即報を県へ報告するものとする。

ただし、火災等が発生した地域が2以上の消防本部(局)にまたがる場合又は火災等が発生した地域の属する消防本部(局)と当該火災等について、主として応急措置(火災の防御、救急業務、救助活動、事故の処理等)を行った消防本部(局)が異なる場合は、当該火災等について主として応急措置を行った消防本部(局)又はこれらの火災等があったことの報告を受けた消防本部(局)が報告するものとする。

(2)「第2 即報基準」に該当する災害が発生した場合(災害が発生するおそれが著しく大きい場合を含む。以下同じ。)には、原則として当該災害が発生し、又はそのおそれがある地域の属する市町は、災害に関する即報について県へ報告をするものとする。

(3)「第2 即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合は、県は、市町又は消防本部(局)からの報告及び自ら収集した情報等を整理し、火災・災害等に関する即報について消防庁へ報告をするものとする。

(4)「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合は、市町又は消防本部(局)は、第1報を県と消防庁へ報告をするものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合は、市町又は消防本部(局)は、第1報後の報告を引き続き消防庁に対しても行うものとする。

(5)市町又は消防本部(局)は、報告すべき火災・災害等を覚知したときは、迅速性を最優先として可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)、分かる範囲でその第1報の報告をするものとし、以後、各即報様式に定める事項について、判明したものの中から逐次報告をするものとする。県は、市町又は消防本部(局)からの報告を入手後、速やかに消防庁へ報告するとともに、市町又は消防本部(局)からの報告を待たずして情報を入手したときは、直ちに消防庁へ報告するものとする。

4 報告方法及び様式

火災・災害等の即報にあたっては、県が消防庁に報告する場合及び市町又は消防本部(局)が直接消防庁に報告する場合は、原則として(1)の区分に応じた様式により、電子メールで報告するものとする。ただし、電子メールが使用不能になるなど当該方法による報告ができない場合には、迅速性を最優先とし、電話等通信可能な方法による報告に代えることができるものとする。なお、報告に万全を期すため、特に第1報においては、要求されない場合を除き、様式を送信した後電話にて報告した旨伝えるものとする。また、第1報以後の報告については、各様式で報告が求められている項目が記載された既存資料(県、市町又は消防本部(局)が独自に作成した資料や災害対策本部会議で使用された資料など)による報告に代えることができるものとする。

市町及び消防本部(局)が県へ報告する場合は、原則として栃木県防災情報システム端末からの入力により報告するものとする。また、画像情報を送信できる市町及び消防本部(局)は、(2)により被害状況等の画像情報を送信するものとする。

ただし、消防機関等への通報が殺到した場合又は栃木県防災情報システム端末等が使用不能な場合で当該方法による報告ができない場合には、迅速性を最優先とし、電話等通信可能な方法による報告に代えることができるものとする。

(1) 様式

ア 火災等即報・・・第1号様式及び第2号様式

火災及び特定の事故(火災の発生を伴うものを含む。)を対象とする。

特定の事故とは、危険物等に係る事故、原子力災害及び可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故とする。

なお、火災(特定の事故を除く。)については第1号様式、特定の事故については第2号様式により報告をすること。

イ 救急・救助事故・武力攻撃災害等即報・・・第3号様式

救急事故及び救助事故並びに武力攻撃災害及び緊急処理事態における災害を対象とする。

なお、火災等即報を行うべき火災及び特定の事故に起因して生じた救急事故等については、第3号様式による報告を省略することができる。ただし、消防庁長官又は知事から特に求められたものについては、この限りではない。

ウ 災害即報・・・第4号様式

災害を対象とする。なお、災害に起因して生じた火災又は事故については、ア 火災等即報、イ 救急・救助事故等即報を省略することができる。ただし、消防庁長官又は知事から特に求められたものについては、この限りではない。

(2) 画像情報の送信

防災行政ネットワーク、地域衛星通信ネットワーク等を活用して画像情報を送信できる市町及び消防本部(局)(応援団体含む。)は、原則として次の基準に該当する火災・災害等が発生したときは、静止画像電送装置等を用いて速やかに被害状況等の画像情報を送信するものとする。

ア 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等

イ 被災市町の対応のみでは十分な対策を講じることが困難な火災・災害等

ウ 報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響が高い火災・災害等(テレビのニュース速報のテロップ又はテレビ・新聞等のマスコミの全国版のニュースにて報道される火災・災害等をいう。以下同じ。)

エ 上記に定める火災・災害等に発展するおそれがあるもの

5 報告に際しての留意事項

(1)市町又は消防本部(局)は、「第2 即報基準」又は「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等か判断に迷う場合には、できる限り広く報告をするものとする。

(2)市町又は消防本部(局)は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な火災・災害等が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配慮し、迅速な報告に努めるものとする。

また、県は、通信手段の途絶等が発生し、区域内の市町及び消防本部（局）が報告を行うことが十分にできないと判断する場合等にあつては、調査のための職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等、あらゆる手段を尽くして、被害情報等の把握に努めるものとする。

- (3) 県は、被害状況等の把握にあたり、県警察本部等関係機関と密接な連携を保つものとする。

特に、人的被害の数（死者・行方不明者）については、県が一元的に集約、調整を行うものとする。その際、県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、当該情報が得られた際は、関係機関と連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告をするものとする。

- (4) 市町及び消防本部（局）は、情報の共有化を図るため相互に連携を保つものとする。

- (5) 市町又は消防本部（局）は、県に報告をすることができない場合は、一時的に報告先を消防庁に変更するものとする。この場合において、県と連絡がとれるようになった後は、県に報告をするものとする。

- (6) 上記(1)から(5)にかかわらず、災害等により消防機関への通報が殺到した場合には、市町又は消防本部（局）はその状況を直ちに消防庁及び県に対し報告するものとする。

- (7) 消防庁報告にあたっては「火災・災害等即報要領(昭和59年10月15日付消防災第267号)」により行うものとする。

- (8) 県及び消防庁に報告を行うにあたっての連絡先は別表1のとおりとする。

第2 即報基準

火災・災害等即報を報告すべき火災・災害等は次のとおりとする。

1 火災等即報

(1) 一般基準

火災等即報については、次のような人的被害を生じた火災及び事故（該当するおそれがある場合を含む。）等について報告をすること。

ア 死者が3人以上生じたもの

イ 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの

ウ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(2) 個別基準

次の火災及び事故については、上記(1)の一般基準に該当しないものであっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

ア 火災

(ア) 建物火災

(a) 特定防火対象物で死者の発生した火災

(b) 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの

(c) 大使館・領事館及び国指定重要文化財の火災

(d) 特定違反対象物の火災

(e) 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災

(f) 他の建築物への延焼が10棟以上又は気象状況等から勘案して概ね10棟以上になる見込みの火災

(g) 損害額1億円以上と推定される火災

(h) 公の施設（官公署、学校、県営住宅等）

(イ) 林野火災

(a) 焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの

(b) 空中消火を要請又は実施したもの

(c) 住宅等へ延焼するおそれがあるもの

(d) 火災現場と送電線・配電線が近距離にあるもの

(ロ) 交通機関の火災

(a) 航空機火災

(b) 船舶火災であつて社会的影響度の高いもの

(c) トンネル内車両火災

(d) 列車火災

(ハ) その他

以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等

（例示）消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災

イ 危険物等に係る事故

危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下「危険物等」という。）を貯蔵し、又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの

(ア) 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの

(イ) 負傷者が5名以上発生したもの

(ロ) 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの

(ハ) 500キログラム以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故

(ニ) 湖沼・河川への危険物等流出事故

(ホ) 高速道路上等におけるタンクローリー事故に伴う火災・危険物等の漏えい事故

ウ 原子力災害等

(ア) 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があつたもの

(イ) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であつて、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあつたもの

エ その他特定の事故

可燃性ガス等の爆発、漏えい及び異臭等の事故であつて、社会的に影響度が高いと認められるもの

オ 消防職員及び消防団員の消火活動等に伴う重大事故

(3) 社会的影響基準

(1)一般基準、(2)個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

(例示) 施設等で多数の人が避難したもの

2 救急・救助事故即報

救急・救助事故については、次に該当する事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

- (1) 死者5人以上の救急事故
- (2) 死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故
- (3) 要救助者が5人以上の救助事故
- (4) 覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上の救助事故
- (5) 消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る重大事故
- (6) 消防職員及び消防団員の救急・救助活動に伴う重大事故
- (7) 自衛隊に災害派遣を要請したもの
- (8) 上記(1)から(7)に該当しない救急・救助事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故（社会的影響度が高いと判明した時点での報告を含む。）

(例示) ・列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故

・バスの転落による救急・救助事故

・ハイジャックによる救急・救助事故

・不特定又は多数の者が利用する建築物及び遊戯施設における設備等において発生した救急・救助事故

・全国的に流通している食品の摂取又は製品の利用による事故で、他の地域において同様の事案が発生する可能性があり、消費者安全の観点から把握されるべき救急・救助事故

3 武力攻撃災害等即報

[中略]

4 災害即報

災害即報については、次の基準に該当する災害（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

(1) 一般基準

ア 災害救助法の適用基準に合致するもの

イ 市町が災害対策本部を設置したもの

ウ 災害が2市町以上にまたがるもので、1市町における被害は軽微であっても県域で見た場合に同一災害で大きな被害が生じているもの

(例示) 台風、豪雨、豪雪

エ 気象業務法第13条の2に規定する大雨、火山噴火等に係る特別警報が発表されたもの

オ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(2) 個別基準

次の災害については(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

ア 地震

(ア) 当該市町の区域内で震度5弱以上を記録したもの

(イ) 人的被害又は住家被害を生じたもの

イ 風水害

(ア) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(イ) 洪水、浸水、河川の溢水、堤防の決壊等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(ウ) 台風、豪雨により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(エ) 強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

ウ 雪害

(ア) 積雪、雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(イ) 積雪、道路凍結、雪崩等により、孤立集落を生じたもの

エ 火山災害

(ア) 噴火警報（火口周辺）が発表されたもの

(イ) 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(3) 社会的影響基準

(1)一般基準、(2)個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。

第3 直接即報基準

市町又は消防本部（局）は、特に迅速に消防庁に報告すべき次の基準に該当する火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）については、直接消防庁に報告するものとする。

1 火災等即報

(1) 交通機関の火災

第2の1の(2)のアの(ウ)に同じ。

(2) 危険物等に係る事故

ア 第2の1の(2)のイの(ア)、(イ)に同じ

イ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの

ウ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの

(ア) 湖沼・河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの

(イ) 500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等

エ 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの

オ 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災

(3) 原子力災害等

第2の1の(2)のウに同じ。

(4) ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災

(5) 爆発・異臭等の事故であって、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの（武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性があるものを含む。）

2 救急・救助事故 即報

死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの

(1) 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故

(2) バスの転落等による救急・救助事故

(3) ハイジャックによる救急・救助事故

(4) 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故

(5) その他報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの

3 武力攻撃災害等即報

第2の3の(1)、(2)に同じ。

4 災害即報

(1) 地震が発生し、当該市町の区域内で震度5強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）

(2) 第2の4の(2)のイからエまでのうち、死者又は行方不明者が生じたもの

第4 記入要領

第1号、第2号、第3号及び第4号様式の記入要領は、次に定めるもののほか、それぞれの報告要領（「火災報告取扱要領」「災害報告取扱要領」「救急事故等報告要領」）の定めるところによる。

<火災等即報>

1 第1号様式（火災）

(1) 火災種別

「火災の種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 消防活動状況

当該火災の発生した地域の消防機関の活動状況のほか、他の消防機関への応援要請及び消防機関による応援活動の状況についても記入すること。

(3) 救急・救助活動状況

報告時現在の救助活動の状況、救助人員の有無、傷病者の搬送状況等について記入すること（消防機関等による応援活動の状況を含む。）。

(4) 災害対策本部等の設置状況

当該火災に対して、市町が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合は、その設置及び廃止の日時を記入すること。

(5) その他参考事項

次の火災の場合には、「その他参考事項」欄に、各項に掲げる事項を併せて記入すること。

ア 死者3人以上生じた火災

(ア) 死者を生じた建物等（建物、車両、船舶等をいう。（ア）において同じ。）の概要

a 建物等の用途、構造及び周囲の状況

b 建物等の消火設備、警報設備、避難設備、防火管理者の有無及びその管理状況並びに予防査察の経過

(イ) 火災の状況

a 発見及び通報の状況

b 避難の状況

イ 建物火災で個別基準の(e)、(f)又は(g)のいずれかに該当する火災

(イ) 発見及び通報の状況

(イ) 延焼拡大の理由

a 消防事情 b 都市構成 c 気象条件 d その他

(イ) 焼損地域名及び主な焼損建物の名称

(イ) 罹災者の避難保護の状況

(イ) 市町及び消防本部（局）の応急対策の状況（他の地方公共団体の応援活動を含む。）

ウ 林野火災

(イ) 火災概況（火勢、延焼の状況、住家への影響、避難の状況等）

※必要に応じて図面を添付する。

(イ) 林野の植生

(イ) 自衛隊の派遣要請、出動状況

(イ) 空中消火の実施状況（出動要請日時、消火活動日時、機種、所属、機数等）

エ 交通機関の火災

(イ) 車両、船舶、航空機等の概要

(イ) 焼損状況、焼損程度

2 第2号様式（特定の事故）

(1) 事故名（表頭）及び事故種別

特定の事故のうち「事故名」及び「事故種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事業所名

「事業所名」は「○○（株）○○工場」のように、事業所の名称のすべてを記入すること。

- (3) 覚知日時及び発見日時
「覚知日時」は消防機関が当該事故を覚知した日時を、「発見日時」は事業者が当該事故を発見した日時を記入すること。
- (4) 物質の区分及び物質名
事故の発端となった物質で、欄中、該当するものの記号を○で囲み、物質の化学名を記入すること。
なお、当該物質が消防法（昭和23年法律第186号）で定める危険物である場合には、危険物の類別及び品名について記入すること。
- (5) 施設の区分
欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。
- (6) 施設の概要
「○○と××を原料とし、触媒を用いて**製品を作る△△製造装置」のように記入すること。なお、当該施設が危険物施設である場合には、危険物施設の区分（製造所等の別）についても記入すること。
- (7) 事故の概要
事故発生に至る経緯、態様、被害の状況等を記入すること。
- (8) 消防防災活動状況及び救急救助活動状況
防災本部、消防機関及び自衛防災組織等の活動状況並びに市町の応急対策状況を記入すること。また、他の消防機関等への応援要請及び消防機関等による応援活動の状況についても記入すること。
- (9) 災害対策本部等の設置状況
当該事故に対して、市町が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。
- (10) その他参考事項
以上のほか、特記すべき事項があれば記入すること。
（例示）自衛隊の派遣要請、出動状況
- (11) 原子力災害等の場合
ア 原子力災害等が発生するおそれがある場合には、「発生」を「発生のおそれ」に読み替えること。
イ 原子力災害等による死傷者については、「負傷者」を「負傷者」「被ばく者」「汚染者」に区分して記入すること。
ウ その他参考事項として、付近住民の避難、屋内避難及び安定ヨウ素剤服用の状況等を記入すること。
- <救急・救助事故・武力攻撃災害等即報>
- 3 第3号様式（救急・救助事故・武力攻撃災害等）
- (1) 事故災害種別
「事故災害種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。
- (2) 事故等の概要
「事故等の概要」は、発生した事故等の種別、概略、経過等を記入すること。
- (3) 死傷者等
ア 「死傷者等」には急病人等を含む。
イ 「不明」とは行方不明等所在が判明しないものをいう。
- (4) 救助活動の要否
救助活動を要する又は要した事故であるか否かを記入すること。
- (5) 要救護者数（見込）
救助する必要がある者（行方不明者あるいは救助の要否が不明の者を含む。）で、未だ救助されていない者の数を記入すること。
また「救助人員」は、報告時点で救助が完了した者の数を記入すること。
- (6) 消防・救急・救助活動の状況
出動した消防隊、救急隊、救助隊等（応援出動したものを含む。）について、所属消防本部（局）名、隊数、人員、出動車両数等を記入するとともに、傷病者の搬送状況等 活動の状況について記入すること。
- (7) 災害対策本部等の設置状況
当該事故に対して、市町が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。
- (8) その他参考事項
以上のほか、応急措置等について特記すべき事項があれば記入すること。
〔中略〕
- <災害即報>
- 4 第4号様式
- (1) 第4号様式（その1）（災害概況即報）
災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合や災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合（例えば、地震時の第1報で、死傷者の有無、火災の発生の有無等を報告する場合）は本様式を用いること。
- ア 災害の概況
- (7) 発生場所・発生日時
当該災害が発生した具体的地名（地域名）及び日時を記入すること。
- (i) 災害種別概況
- a 風水害については、降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況
- b 地震については、地震に起因して生ずる火災、液状化、崖崩れ等の概況
- c 雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況
- d 火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥石流、火山弾、火山灰等の概況
- e その他これらに類する災害の概況
- イ 被害の状況
当該災害により生じた被害の状況について、判明している人的被害及び住家被害に重点を置いて記入すること。

119番通報の件数を記入する欄については、第3 直接即報基準に該当する災害において、市町又は消防本部（局）から消防庁に直接報告をする際に記入すること。

なお、119番通報件数については、災害対応の初動段階において、災害の規模を推察する上で重要な情報となるため、集計が困難な場合は、入電の多寡について可能な限り報告をすること。

ウ 応急対策の状況

(7) 当該災害に対して、災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等（以下、「災害対策本部等」という。）を設置した場合には、その設置及び廃止の日時を記入すること。

なお、複数の市町で災害対策本部等を設置するなど、当該欄に記入できない場合には、任意の様式を用いて報告をすること。

また、庁舎被害等の発生に起因して、予定された場所以外に災害対策本部等が設置されるなど特記すべき事象がある場合は、その旨を併せて記入すること。

(1) 消防機関等の活動状況については、地元消防本部（局）、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部（局）等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。

(9) 自衛隊の災害派遣要請を行った場合には、その日時及び内容を記入すること。

(エ) その他市町が講じた応急対策については、避難所の設置状況、他の地方公共団体への応援要請等について記入すること。

また、大雨、火山噴火等に係る特別警報が発表された場合などにおいては、警報の伝達、避難指示等の発令状況等の警戒・避難対策について記入すること。なお、避難指示等の発令状況については、第4号様式（その1）別紙を用いて報告すること。

(2) 第4号様式（その2）（被害状況即報）

管内の被害状況や避難に関する状況等を把握できる段階に至った場合、本様式を用いること。

ア 各被害欄

原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。

なお「水道」「電話」「電気」「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。

また、市町村ごとの人的被害・住家被害については、第4号様式（その2）別紙を用いて報告すること。

イ 災害対策本部等の設置状況

当該災害に対して、市町が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

ウ 災害救助法適用市町名

市町ごとに、適用日時を記入すること。

エ 災害の概況

災害の概況欄には次の事項を記入すること。

(7) 災害の発生場所

被害を生じた市町名又は地域名

(1) 災害の発生日時

被害を生じた日時又は期間

(9) 災害の種類、概況

台風、豪雨、豪雪、洪水、地震等の種別、災害の経過、今後の見通し等

(エ) 応急対策の状況

消防機関等の活動状況について記入するとともに、自衛隊の災害派遣要請を行った場合にはその日時及び内容を記入すること。

また、その他の欄については、避難所の設置状況、災害ボランティアの活動状況等を記入すること。

附 則

〔中略〕

この要領は、令和5年4月12日から施行する。

別表1 連絡先

県	終日	危機管理防災局 危機管理課 及び 消防防災課	防災行政 ネットワーク	電話	発信特番-500-2136
				FAX	発信特番-500-2146
			NTT回線	電話	028-623-2136
				FAX	028-623-2146
消防 庁	勤務時間内 (平日9時30分 ～ 18時15分)	応急対策室	NTT回線	電話	03-5253-7527
				FAX	03-5253-7537
			地域衛星 ネットワーク	電話	発信特番-048-500-90-49013
				FAX	発信特番-048-500-90-49033
	勤務時間外	宿直室	NTT回線	電話	03-5253-7777
				FAX	03-5253-7553
			地域衛星 ネットワーク	電話	発信特番-048-500-90-49102
				FAX	発信特番-048-500-90-49036

〔以下略〕

報告を第1に直ちに災害等報告(判断に迷う)

⇒できるだけ早く、分かる範囲で構わない。

○ 日本郵政のサービス向上に貢献する。日本郵政のサービス向上に貢献する。

[illegible]

※第1報については解題した語彙誌を参照。
《黒から来たしを場合を註く》

(圖加ら要求した爆官光雄く)

旺地竹葉叩一振

1 火災発生（おそれ含む）

- ① 一般基準
- ☐ 死者3人以上発生
 - ☐ 死者及び負傷者の合計10人以上発生
 - ☐ 自衛隊に災害派遣を要請
- ② 個別基準
- A 建物火災
- ☐ 特定防火対象物で死者発生
- 例：劇場、映画館、公会堂又は集会場、キャバレー、飲食店、百貨店、旅館、ホテル、病院、福祉施設、幼稚園、障害者施設等- ☐ 小1階以上の廊下、映画館、映画館、百貨店での火災
- ☐ 11階以上の廊下、地下街又は準地下街の火災で利用者が避難
- ☐ 大使館・領事館及び指定重要文化財
- ☐ 特定違反対象物（床面積1500㎡以上の特定防火対象物及び地下街と併く階数が11以上の特定防火対象物のうち、所定の消防設備が未設置であるもの）
- ☐ 建築物増延べ面積3,000㎡以上（増延）
- ☐ 他の建築物への延焼が10棟以上（見込み含む）
- ☐ 構造額1億円以上（増延）
- ☐ 公の施設（官公署、学校、県営住宅等）

B 林野火災

 - ☐ 積掛面積10ha以上（増延）
 - ☐ 空中消火要請（新木消防便へ「おおるり」等要請）又は要請
 - ☐ 住家等へ延焼するおそれがあるもの
 - ☐ 送電線・配電線が近距離

C 交通機関の火災

 - ☐ 航空機
 - ☐ 鉄道
 - ☐ トンネル内の車両
 - ☐ 列車

D その他

 - ☐ 特殊な原因、特殊な恐嚇の火災（例：消火活動を書しく妨げる悪性ガス（例：ガスの放出を伴う火災）
 - ☐ 消防職員及び消防団員の消火活動等に伴う重大事故

③ 社会的影響基準

 - ☐ ②に該当しなくとも報道機関に大きく取り上げられる年
 - ☐ 社会的影響度高
 - ☐ 発生、発生時の事故であって、報道機関に大きく取り上げられる可能性が高いもの（武力攻撃・緊急防犯事象）
 - ☐ 発生の可能性が高いもの

田使君集卷之四

之特定の事故発生（おそれ含む）

- ① 一般基準

 - ☐ 死者3人以上発生
 - ☐ 死者及び傷病者の合計10人以上発生
 - ☐ 自衛隊に災害派遣を要請

② 個別基準

A. 危険物等（危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇薬物）を貯蔵し又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故

 - ☐ 死者（交通事故を除く）又は行方不明者発生
 - ☐ 傷病者5名以上発生
 - ☐ 周辺地域の住民等避難又は爆発による周辺建物等被害発生
 - ☐ 火災・爆発事故を起こした工場等の施設内又は周辺で、500m程度以上の区域に影響有
 - ☐ 500m以上のタンクの火災、爆発又は漏洩
 - ☐ 湖沼、河川への流出
 - ☐ 施設からの危険物等の漏洩事故で次に該当
 - ▽ 湖沼・河川へ流出し、防除・回収等が必要
 - ▽ 500m以上のタンクからの漏洩等
 - ☐ 所轄地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故で次に該当
 - ▽ 火災
 - ▽ 漏洩

B. 原子力災害等

 - ☐ 放射線物質が輸送する車両において火災の発生及措置が必要
 - ☐ 放射性物質等の運搬中に事故発生
 - ☐ 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災で、放射線同位元素又は放射線漏出

C. その他特定事故

 - ☐ 可燃性ガス等の爆発、漏洩、漏洩等社会的影響が甚大
 - ☐ 消防職員及び消防団員の消火活動等に伴う重大事故

③ 社会的影響基準

①(2)に該当しなくとも報道機関に取り上げられる等社会的影響が甚大

②(2)に該当しなくとも報道機関に大きく取り上げられ、児童等の事故であつて、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響が高いもの（武力攻撃、緊急事態等）

田忌和樂師的機

3 救急・救助事故発生（若子れ會む）

- 死者5人以上の教唆事故
- 要救助者及び負傷者の合計15人以上の教唆事故
- 要救助者及び5人以上の救助事故
- 要知から救助完了までの所要時間 5時間以上の救助事故
- 防災ヘリコプター、消防艇に係る重大事故
(当国の内務省や消防団、都市消防及び消防が使用する無人航空機(無人飛行機等)の落下による人身事故とこれらに起因する火災等が属した場合はも上記に準じて報告する。(適用)には起訴の要件をきむ。)
- 消防職員及び消防団員の教唆・救助活動に伴う重大事故
- 日本陸に災害派遣を要請したもの
- その地域連綿に大々取り上げられる等社会的影響度が高い教唆事故(社会的影響度が高いと判断した時点で報告を含む。)
- ・ 列車、航空機、船舶に係る教唆・救助事故
- ・ バスの転落による教唆・救助事故
- ・ ハイジャックによる教唆・救助事故
- ・ 不特定又は多数の者が利用する建築物及び運動施設における設備等において発生した教唆・救助事故
- ・ 全国的に流通している食品の偽造又は製品の利用による事故で、他の地域において同様の被害が発生する可能性があり、消費者安全の観点から把握されるべき教唆・救助事故
- 死者及び負傷者の合計15人以上の教唆・救助事故で表に掲げるもの
- ▽ 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による教唆・救助事故
- ▽ バスの転落等による教唆・救助事故
- ▽ ハイジャックによる教唆・救助事故
- ▽ 鉄道線、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における教唆・救助事故
- ▽ その他報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度高い
- 武力攻撃による人の死に又は負傷、火事、爆発、放射線物質の放出その他の人的・物的被害
- 武力攻撃に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死に又は負傷、火事、爆発、放射性物質その他の人的又は物的被害

田垣和英等著

4 災害発生（おそれ含む）

- ① 一般基準
- ☐ 災害救助法の適用基準に合致
 - ☐ 市町が災害対策本部設置
 - ☐ 2市町以上にまたがるもので1の市町における被害は総額であっても、県域で見た場合に大被害発生
(例：台風・豪雨・豪雪)
 - ☐ 大陽、火山、噴火等に関する特別警報発表
 - ☐ 白雲藩に災害派遣を要請したもの
- ② 個別基準
- A 地震
- ☐ 当該市町の区域内で震度5弱以上を記録したもの
 - ☐ 人的被害又は住家被害を生じたもの
 - ☐ 当該市町の区域内で震度5強以上を記録したもの
(被害の有無を問わず)
- B 風水害
- ☐ 崖崩れ、地すべり、土石流等による人的・住家被害
 - ☐ 河川の洪水、堤防の決壊等による人的・住家被害
 - ☐ 台風・豪雨による人的・住家被害
 - ☐ 知識、重傷などの死傷等による人的・住家被害
 - ☐ 記者又は行方不明者の発生
- C 雪害
- ☐ 積雪、雪崩等による人的・住家被害
 - ☐ 積雪、道路の凍結、雪崩等による孤立集落発生
 - ☐ 死者又は行方不明者の発生
- D 火山災害
- ☐ 噴火警報（火口周辺）発表
 - ☐ 火山の噴火による人的・住家被害
 - ☐ 記者又は行方不明者の発生
- ③ 社会的影響基準
- ①②に該当しなくとも報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度高

12-1 栃木市被災宅地危険度判定実施要綱

平成22年3月29日 告示第200号

(目的)

第1条 この告示は、栃木県被災宅地危険度判定実施要綱(平成17年3月30日栃木県制定。以下「県要綱」という。)に基づき、大規模な地震又は降雨等の災害(以下「大地震等」という。)により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握することにより、二次災害若しくは被害の拡大を防止し、又は被害を軽減し、住民の安全の確保を図るため、被災宅地危険度判定(以下「危険度判定」という。)に関し必要な事項を定め、その的確な実施を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示における用語の意義は、県要綱の例による。

(危険度判定の実施主体)

第3条 危険度判定は、県の支援のもと、宅地判定士の協力を得て本市が主体的に実施するものとする。ただし、県要綱第7条第5項の規定に基づき、県が本市を含む地域を対象として判定を実施する場合は、県との連絡調整に努め、危険度判定の円滑な実施が図れるよう必要な措置を講ずるものとする。

(事前対策)

第4条 市長は、円滑な危険度判定を実施するため、栃木県地域防災計画と整合を図った上で、危険度判定業務を本市地域防災計画に位置付けるものとする。

2 危険度判定の所管課は、都市建設部都市計画課とし、都市計画課長は、危険度判定の実施体制の整備を図るものとする。

3 都市計画課長は、都市計画課の職員で登録の要件を満たす者を宅地判定士として登録するよう指導するとともに、他課の職員で登録の要件を満たす者を宅地判定士として登録するよう他課に要請するものとする。

4 都市計画課長は、宅地判定士及び被災宅地危険度判定業務調整員(以下「判定調整員」という。)の確保に努めるものとする。

5 都市計画課長は、危険度判定活動に必要な資機材について、あらかじめ調達し、備蓄しておくものとする。

(危険度判定実施の決定)

第5条 本市災害対策本部長は、大地震等によって多くの宅地が被災し、危険度判定実施の必要があると判断した場合は、直ちに危険度判定の実施を決定し、栃木市被災宅地危険度判定実施本部(以下「実施本部」という。)の設置その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 前項に係る措置を講じた場合は、県災害対策本部に報告するものとする。

(実施本部)

第6条 前条第1項の規定に基づき危険度判定の実施を決定した場合は、都市計画課に実施本部を設置するものとする。

2 前項の実施本部に実施本部長を置き、都市計画課長をもって充てる。

3 第1項の実施本部に連絡調整班長及び物資調達班長を置き、実施本部長が指名する職員をもって充てる。

4 実施本部は、危険度判定実施に当たり次に掲げる事項を行うものとする。

(1) 危険度判定実施に必要な拠点(以下「危険度判定拠点」という。)の確保

(2) 現地危険度判定拠点との連絡調整

(3) 危険度判定活動の安全を確保するための情報の収集及び提供

(4) 危険度判定実施についての被災地住民への周知

(5) 危険度判定活動の際の現地案内人の確保

(6) その他の現地での危険度判定活動の補完作業

(危険度判定の対象区域、対象宅地の決定の基準及び手順)

第7条 危険度判定の対象区域は、宅地の地盤、のり面・自然斜面及び擁壁のクラック、沈下、崩壊等の被災状況を把握し、被災の箇所数等を考慮して決定するとともに、当該区域の宅地を危険度判定の対象とする。

2 優先的に危険度判定を実施すべき宅地は、別に定めるものとする。

(県への支援要請、宅地判定士等の確保及び判定の実施体制等)

第8条 本市災害対策本部長は、危険度判定実施の決定後必要に応じて県災害対策本部県土整備部営繕班(県災害対策本部が設置されていない場合は県県土整備部建築課)に対して支援要請を行うものとする。

2 実施本部長は、宅地判定士の資格を有する本市職員に危険度判定活動を要請するものとする。

3 危険度判定業務は、実施本部、宅地判定士及び判定調整員(以下「宅地判定士等」という。)によって実施するものとする。

(宅地判定士等の移動方法、宿泊場所の確保等)

第9条 本市職員以外の宅地判定士等の危険度判定対象区域までの移動方法については、状況に応じ公用車の貸与等について便宜を図るものとする。

2 実施本部長は、必要に応じ宅地判定士等の食料の準備及び宿泊場所の確保を行うものとする。

(他市町村への応援)

第10条 市長は、県内外の市町村が被災した場合において、県支援本部等から危険度判定に係る応援要請があった場合は、速やかに宅地判定士の派遣等の必要な措置を講ずるものとする。

(危険度判定活動時における安全及び補償等)

第11条 実施本部長は、実際の危険度判定活動又は危険度判定の訓練活動において、職員及び宅地判定士等の生命の安全を最優先に考えて業務に取り組まなければならない。

2 市長は、判定活動に民間の判定士等を従事させる場合は、被災宅地危険度判定連絡協議会が定める被災宅地危険度判定業務等従事者災害補償細則に基づく補償制度の適用を受けられるように必要な措置を講ずるものとする。

(補則)

第12条 この告示に定めるもののほか、危険度判定に関し必要な事項は、別に定める。

[中略]

附 則 (平成28年告示第40号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

13-1 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

(内閣府、令和5年6月現在)

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
避難所の設置 (法第4条第1項)	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり 340円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。(ホテル・旅館の利用額は@7,000円(食費込・税込)／泊・人以内とするが、これにより難しい場合は内閣府と事前に調整を行うこと。)
避難所の設置 (法第4条第2項)	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり 340円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	法第2条第2項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間 (災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、法第2条第2項に定める救助を終了する旨を公示した日までの期間)	1 費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏期のエアコンや冬期のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議すること。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○ 建設型応急住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1戸当たり6,775,000円以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から20日以内 着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として6,775,000円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は2年以内

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
		○ 賃貸型応急住宅 1 規模 建設型仮設住宅に準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から速やかに借上げ、提供	1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2 供与期間は建設型仮設住宅と同様。
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1 人 1 日当たり 1,230 円以内	災害発生の日から 7 日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1 食は 1/3 日)
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者 (飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 7 日以内	輸送費、人件費は別途計上

被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品の喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季（4月～9月）、冬季（10月～3月）の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内			災害発生の日から10日以内		1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること		
		区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算
		全壊 全焼 流失	夏	19,200円	24,600円	36,500円	43,600円	55,200円	8,000円
			冬	31,800円	41,100円	57,200円	66,900円	84,300円	11,600円
		半壊 半焼 床上浸水	夏	6,300円	8,400円	12,600円	15,400円	19,400円	2,700円
			冬	10,100円	13,200円	18,800円	22,300円	28,100円	3,700円
医療	医療の途を失った者（応急的処置）	1 救護班 使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所 国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内			災害発生の日から14日以内		患者等の移送費は、別途計上		
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額			分べんした日から7日以内		妊婦等の移送費は、別途計上		
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費			災害発生の日から3日以内		輸送費、人件費は、別途計上		
住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理	災害のため住家が半壊（焼）又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対して、 1世帯当たり 50,000 円以内			災害発生の日から 10 日以内				

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
日常生活に必要な最小限度の部分の修理	1 住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分 1 世帯当り ①大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 706,000 円以内 ②半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 343,000 円以内	災害発生の日から 3 ヶ月以内（災害対策基本法第 23 条の 3 第 1 項に規定する特定災害対策本部、同法第 24 条第 1 項に規定する非常災害対策本部又は同法第 28 条の 2 第 1 項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、6 ヶ月以内	
学用品の給与	住家の全壊（焼）流失半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小 学 校 児 童、中 学 校 生 徒、義 務 教 育 学 校 生 徒 及 び 高 等 学 校 等 生 徒。	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1 人当たり次の金額以内 小学生児童 4,800 円 中学生生徒 5,100 円 高等学校等生徒 5,600 円	災害発生日から（教科書） 1 ヶ月以内（文房具及び通学用品） 15 日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人（12 歳以上） 219,100 円以内 小人（12 歳未満） 175,200 円以内	災害発生の日から 10 日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 10 日以内	輸送費、人件費は、別途計上
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	洗浄、消毒等 1 体当たり、3,500 円以内 一時保存 既存建物借上費：通常の実費 既存建物以外：1 体当たり 5,400 円以内 検案、救護班以外は慣行料金	災害発生の日から 10 日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれているため、生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均 138,300 円以内	災害発生の日から 10 日以内	

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
輸送費及び賃金職員等雇上費（法第4条第1項）	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費（法第4条第2項）	被災者の避難に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ・避難者がバスに乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等（法第3条に規定する都道府県知事等をいう。）の総括する都道府県等（法第17条第1項に規定する都道府県等をいう。）の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額
救助の事務を行うのに必要な費用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料） 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る左記1から7までに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の清算事務を行うのに要した経費も含む

※この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

14-1 指定緊急避難場所等一覧

(危機管理課、令和8年3月現在)

※2階以上…洪水時2階以上のみ使用可

番号	施 設 名	所 在 地	指定緊急避難場所			指定避難所	
			土砂	洪水	地震		屋内収容 人数(人)
1	とちぎ岩下の新生姜ホール（栃木文化会館）	旭町12番16号	○	○	○	○	470
2	栃木第四小学校	城内町1丁目3番15号	○(2階以上)	○(2階以上)	○	○	140
3	栃木南中学校	本町5番5号	○(2階以上)	○(2階以上)	○	○	270
4	栃木東中学校	日ノ出町1番11号	○(2階以上)	○(2階以上)	○	○	280
5	勤労者体育センター	日ノ出町14番36号	○	○	○	○	190
6	学悠館高校	沼和田町2番2号	○(2階以上)	○(2階以上)	○	○	430
7	南小学校	沼和田町38番10号	○(2階以上)	○(2階以上)	○	○	300
8	栃木西中学校	片柳町2丁目15番40号	○(2階以上)	○(2階以上)	○	○	190
9	栃木商業高校	片柳町5丁目1番30号	○(2階以上)	○(2階以上)	○	○	1160
10	栃木女子高校	菌部町1丁目2番5号	○(2階以上)	○(2階以上)	○	○	500
11	栃木第五小学校	菌部町2丁目7番25号			○	○	180
12	とちぎ西部生きがいセンター（長寿園、6コミ）	菌部町2丁目14番9号	○(2階以上)	○(2階以上)	○	○	280
13	きららの杜とちぎ蔵の街楽習館（栃木市民交流センター）	入舟町6番8号	○(2階以上)	○(2階以上)	○	○	480
14	栃木高校	入舟町12番4号	○(2階以上)	○(2階以上)	○	○	640
15	栃木中央小学校	入舟町13番3号	○(2階以上)	○(2階以上)	○	○	300
16	とちぎコミュニティプラザ(5コミ)	箱森町36番31号	○	○	○	○	90
17	栃木第三小学校	小平町13番39号			○	○	180
18	大宮公民館	大宮町422番地1	○	○	○	○	110
19	東陽中学校	大宮町1287番地1	○	○	○	○	270
20	大宮北小学校	大宮町1777番地1	○	○	○	○	190
21	老人福祉センター泉寿園	今泉町1丁目2番7号	○	○	○	○	90
22	勤労者総合福祉センター	今泉町1丁目2番7号	○	○	○	○	150
23	栃木保健福祉センター	今泉町2丁目1番40号	○	○	○	○	330
24	大宮南小学校	藤田町135番地2	○	○	○	○	140
25	皆川城東小学校	皆川城内町486番地			○	○	150
26	皆川公民館	皆川城内町699番地	○	○	○	○	100
27	皆川中学校（令和8年3月31日閉校）	皆川城内町1856番地	○	○	○	○	210
28	栃木工業高校	岩出町129番地			○	○	330
29	吹上小学校	吹上町115番地	○	○	○	○	150
30	吹上中学校(令和8年4月1日栃木北中学校として開校)	吹上町434番地1	○	○	○	○	210
31	吹上公民館	吹上町782番地1	○	○	○	○	110
32	マルワ・アリーナとちぎ（栃木市総合体育館）	川原田町760番地	○	○	○	○	810
33	栃木市総合運動公園	川原田町760番地			○		0
34	老人福祉センター福寿園	千塚町210番地			○	○	80
35	千塚小学校	大森町196番地	○	○	○	○	120
36	寺尾公民館	梅沢町1183番地			○	○	110
37	寺尾中学校（令和8年3月31日閉校）	鍋山町86番地2	○(2階以上)	○(2階以上)	○	○	240
38	出流ふれあいの森	出流町417番地			○		40
39	国府公民館	惣社町228番地1	○	○	○	○	110
40	国府南小学校	寄居町949番地3	○	○	○	○	160
41	国府北小学校	大塚町1278番地	○	○	○	○	110
42	大平西地区公民館	大平町富田1642番地1	○	○	○	○	80
43	大平西小学校	大平町富田1869番地	○	○	○	○	240
44	大平東地区公民館	大平町横堀810番地	○(2階以上)	○(2階以上)	○	○	60
45	栃木翔南高校	大平町川連370番地	○(2階以上)	○(2階以上)	○	○	540
46	大平運動公園	大平町蔵井1547番地			○		0
47	大平中学校	大平町蔵井2026番地1	○(2階以上)	○(2階以上)	○	○	380
48	大平東小学校	大平町上高島809番地	○(2階以上)	○(2階以上)	○	○	150
49	大平隣保館	大平町新1305番地3	○	○	○	○	70
50	大平中央小学校	大平町新1354番地2	○	○	○	○	160

番号	施 設 名	所 在 地	指定緊急避難場所			指定避難所	
			土砂	洪水	地震		屋内収容 人数(人)
51	大平健康福祉センター（ゆうゆうプラザ）	大平町西野田 666 番地 1			○	○	230
52	大平南中学校	大平町西野田 825 番地	○	○	○	○	470
53	大平南体育館	大平町西野田 905 番地 1	○	○	○	○	230
54	大平南小学校	大平町西水代 1732 番地	○	○	○	○	130
55	大平南地区公民館	大平町西水代 1787 番地	○	○	○	○	90
56	部屋小学校	藤岡町部屋 158 番地			○	○	140
57	部屋地区水防広場	藤岡町部屋 779 番地 1 ほか			○		0
58	部屋南部桜づつみ公園	藤岡町部屋			○		0
59	旧藤岡第二中学校	藤岡町富吉 1544 番地	○	○	○	○	270
60	藤岡中学校	藤岡町藤岡 10 番地	○	○	○	○	290
61	藤岡文化会館	藤岡町藤岡 810 番地	○(2 階以上)	○(2 階以上)	○	○	80
62	渡良瀬遊水地ハートランド城	藤岡町藤岡 1218 番地 1	○	○	○	○	80
63	藤岡小学校	藤岡町藤岡 1500 番地	○	○	○	○	250
64	藤岡総合体育館	藤岡町藤岡 1788 番地			○	○	500
65	渡良瀬の里	藤岡町赤麻 502 番地 1	○	○	○	○	80
66	藤岡保健福祉センター	藤岡町赤麻 502 番地 1	○	○	○	○	80
67	赤麻小学校	藤岡町赤麻 1703 番地	○	○	○	○	130
68	三嶋小学校	藤岡町甲 275 番地 1	○	○	○	○	160
69	道の駅みかも	藤岡町大田和 678 番地	○	○	○	○	30
70	合戦場小学校	都賀町合戦場 301 番地	○	○	○	○	220
71	都賀南部コミュニティセンター	都賀町平川 481 番地 5	○	○	○	○	260
72	家中小学校	都賀町家中 2740 番地	○	○	○	○	180
73	つがスポーツ公園運動場	都賀町家中 4785 番地 3			○		60
74	都賀中学校	都賀町家中 5818 番地	○(2 階以上)	○(2 階以上)	○	○	310
75	都賀公民館	都賀町原宿 573 番地	○	○	○	○	250
76	都賀市民運動場	都賀町原宿 521 番地			○		0
77	木コミュニティセンター	都賀町木 813 番地			○	○	230
78	つがの里ふるさとセンター	都賀町白久保 325 番地	○	○	○	○	40
79	赤津小学校	都賀町富張 147 番地	○(2 階以上)	○(2 階以上)	○	○	130
80	北部健康福祉センター（ゆったり～な）	西方町本城 2 番地 1	○(2 階以上)	○(2 階以上)	○	○	160
81	道の駅にしかた	西方町元 369 番地 1			○		50
82	西方小学校	西方町元 770 番地	○	○	○	○	370
83	西方中学校	西方町元 908 番地 1	○	○	○	○	180
84	関東ホーチキにしかた体育館（西方総合文化体育館）	西方町本郷 1705 番地 1	○	○	○	○	700
85	真名子夢ホール	西方町真名子 1086 番地 1	○	○	○	○	30
86	真名子小学校	西方町真名子 1089 番地 1	○	○	○	○	100
87	岩舟中学校	岩舟町静 389 番地 1	○	○	○	○	400
88	岩舟小学校	岩舟町静 1400 番地 1	○	○	○	○	180
89	岩舟公民館	岩舟町静 2292 番地 1	○	○	○	○	110
90	岩舟総合運動場	岩舟町静 2292 番地 1			○		0
91	岩舟文化会館（コスモスホール）	岩舟町静 2303 番地	○	○	○	○	160
92	岩舟農村環境改善センター（こなら館）	岩舟町下津原 1572 番地 1	○	○	○	○	160
93	静和地区公民館	岩舟町静和 2170 番地 1	○	○	○	○	60
94	静和小学校	岩舟町静和 2432 番地	○	○	○	○	190
95	CITY GYM & SPA 遊楽々館（岩舟健康福祉センター）	岩舟町三谷 1038 番地 1	○	○	○	○	290
96	岩舟総合運動公園	岩舟町三谷 1038 番地 1			○		0
97	小野寺地区公民館	岩舟町小野寺 2071 番地 1	○	○	○	○	50
			77	77	97	87	20, 190

14-2 浸水時の避難場所

○避難のための立退き先一覧表

(危機管理課、令和8年3月現在)

河川名	立退き区域	指定緊急避難場所
思 川	西方町金崎、西方町本城、西方町元、西方町金井、西方町本郷	西方小学校、西方中学校、北部健康福祉センター（ゆったり～な）、関東ホーチキにしかた体育館（西方総合文化体育館）
	都賀町家中	家中小学校
	大塚町、柳原町、惣社町、大光寺町、田村町	国府公民館、国府北小学校、国府南小学校
	藤岡町部屋、藤岡町新波、藤岡町帯刀、藤岡町石川	旧藤岡第二中学校
永 野 川	星野町、鍋山町、梅沢町、大久保町、尻内町	寺尾中学校（令和8年3月31日閉校）
	千塚町、宮町、皆川城内町、大皆川町、泉川町	吹上公民館、皆川公民館、千塚小学校
	岩出町、藪部町、平井町、片柳町	とちぎ西部生きがいセンター、栃木西中学校
	大平町下皆川、大平町川連、大平町蔵井、大平町富田、大平町真弓	大平中学校、大平東小学校、大平東地区公民館
	大平町西野田、大平町榎本、大平町西水代、大平町伯仲	大平南中学校、大平南体育館、大平南小学校
巴 波 川	都賀町合戦場、川原田町	合戦場小学校
	大町、箱森町、小平町	とちぎコミュニティプラザ、栃木東中学校
	錦町、入舟町、万町、柳橋町、祝町、倭町、湊町、室町	栃木中央小学校、栃木東中学校、とちぎ西部生きがいセンター きららの杜とちぎ蔵の街楽習館（栃木市市民交流センター）
	河合町、境町、城内町、沼和田町	栃木南中学校、栃木第四小学校、南小学校
	大平町北武井、大平町横堀、大平町上高島、大平町下高島	大平東小学校、大平東地区公民館
	藤岡町蛭沼、藤岡町緑川、藤岡町部屋、藤岡町西前原、藤岡町新波、藤岡町帯刀、藤岡町石川	旧藤岡第二中学校
赤 津 川	西方町真名子	真名子小学校、真名子夢ホール
	都賀町富張、都賀町大橋、都賀町木	赤津小学校、都賀公民館
	細堀町、吹上町、野中町、新井町、泉川町	吹上公民館、吹上小学校、吹上中学校（令和8年4月1日栃木北中学校として開校）
逆 川	西方町真名子、都賀町大柿、都賀町深沢	真名子小学校、真名子夢ホール、赤津小学校
出 流 川	出流町、鍋山町	寺尾中学校（令和8年3月31日閉校）
藤 川	柏倉町、皆川城内町	皆川公民館、皆川中学校（令和8年3月31日閉校）
柏 倉 川	柏倉町、皆川城内町	皆川公民館、皆川中学校（令和8年3月31日閉校）
渡良瀬川	藤岡町都賀、藤岡町甲、藤岡町藤岡、藤岡町赤麻	藤岡中学校、藤岡小学校、赤麻小学校 三鴨小学校
三 杉 川	藤岡町都賀、岩舟町小野寺、岩舟町上岡、岩舟町下岡、岩舟町新里、岩舟町古江	三鴨小学校、小野寺地区公民館 CITY GYM & SPA 遊楽々館（岩舟健康福祉センター）

14-3 一時避難場所一覧

一時避難場所とは、地震、洪水などの災害が発生したときや発生するおそれがあるときに、市の指定する指定避難所や指定緊急避難場所へ避難する前に地域の方々が集合する場所や、一時的に避難して様子を見たりするための場所。

地域	施設名	所在地	自治会名
栃木	旭町三丁目自治会公民館	旭町 26-3	旭町三丁目
	城内交流センター（城内町大宿自治会公民館）	城内町 2-50-13	城内町大宿
	河合町公民館	河合町 12-9	河合町
	片柳町公民館	片柳町 2-33-1	片柳町
	平井町公民館	平井町 294-1	平井町
	箱森西公民館	箱森町 15-2	箱森町西部
	箱森東部公民館	箱森町 35-28	箱森町東部
	嘉右衛門町 神明神社社務所	嘉右衛門町 1-9	嘉右衛門町
	大町公民館	大町 14-2	大町
	平柳一丁目自治会館（蔵の町公民館）	平柳町 1-19-14	平柳一丁目
	城南南公民館	皆川城内町 764	城南南自治会
	東小野口公民館	小野口町 271-1	東小野口
	泉川自治会公民館	泉川町 352	泉川
	川原田団地集会所	川原田町 210-1	川原田団地
	野中西公民館	野中町 373-2	野中西
	野中上公民館	野中町 702-2	野中上
	大久保町自治会公民館	大久保町 366-1	大久保町
	平六公民館	寄居町 697-2	平六
	四季の森公園学習施設	国府町 1200-1	四季の森団地
	医療法人 青木眼科医院	片柳町 1-15-26	片柳一丁目
大平	池上経営管理施設（西山田第3自治会公民館）	大平町西山田 741-1	西山田第3
	土与公民館	大平町土与 307	土与
	真弓南公民館	大平町真弓 1225-1	真弓南
	北武井地区文化伝承施設（北武井自治会公民館）	大平町北武井 774-1	北武井
藤岡	中根台坪研修館	藤岡町中根 585-2	中根台
	新町公民館	藤岡町藤岡 1888	新町
	内町公民館	藤岡町藤岡 5180	内町
	小池公民館	藤岡町大前 3488-1	上ノ一、上ノ二、東ノ一、東ノ二、西ノ一、西ノ二
	東高取コミュニティハウス	藤岡町甲 1348	高取
	高取公民館	藤岡町甲 1415	高取
	太田公民館	藤岡町太田 835-1	太田北、太田南
	（株）ベネック関東支店第二事業所	藤岡町都賀 1383-1	都賀
西方	中宿集落センター	西方町本城 339	中宿
	大沢田集落センター	西方町本城 489	大沢田
	小倉山下公会堂	西方町本城 1215-1	小倉山下
	峰集落センター	西方町元 1457	峰
	田谷集落センター	西方町本郷 1027-3	田谷
	水木自治会集落センター	西方町真名子 1048-3	水木
	小沼自治会公民館	西方町真名子 2167-1	小沼
岩舟	多機能型事業所 けやきの家	岩舟町曲ヶ島 825-2	曲ヶ島
	障害者支援施設 ひのきの杜	岩舟町曲ヶ島 806-1	曲ヶ島

15-1 主な医療機関の収容能力

(栃木県保健福祉部「栃木県病院・診療所名簿」、令和7年4月1日現在)

医療機関名	所在地	病床数						備考
		一般	療養	結核	精神	感染症	計	
大平下病院	大平町富田 5002-1				144		144	
星風会病院星風院	田村町 925-2	60					60	
とちぎメディカルセンター しもつが	大平町川連 420-1	301				6	307	救急
とちぎメディカルセンター とちのき	大町 39-5	128	122				250	救急
中野病院	祝町 8-1		55				55	
西方病院	西方町金崎 273-3	93					93	救急

15-2 市内の医療機関一覧

(栃木県保健福祉部「栃木県病院・診療所名簿」、令和7年4月1日現在)

(1) 病院

病院名	住所	診療科目
大平下病院	大平町富田 5002-1	精、心内、内
星風会病院星風院	田村町 925-2	内、神内、小、外、整外、耳、リハ、放、眼、歯
とちぎメディカルセンターしもつが	大平町川連 420-1	内、精、神内、呼内、消内、循内、小、外、整外、形外、脳外、皮、泌、婦、眼、耳、リハ、麻、放、救、腎、消外、乳、病、臨検、他
とちぎメディカルセンターとちのき	大町 39-5	内、循内、外、整外、脳外、皮、泌、腎、リハ、他
中野病院	祝町 8-1	内、神内、消、循、外、整外、泌、肛、リハ、放
西方病院	西方町金崎 273-3	呼内、循内、消外、消内、糖、内、ア、脳内、小、小ア、外、整外、皮、泌、脳外、麻、リハ、腎

(2) 診療所

病院名	住所	診療科目
青木医院	嘉右衛門町 6-10	内、胃、外、肛、皮
あおき耳鼻咽喉科医院	大平町新 1474-1	耳
秋元クリニック	平柳町 2-27-13	内、消内、外、皮
天海内科	片柳町 1-6-40	内、循内、消内
あまがゐ内科医院	岩舟町下津原 189-2	内、呼、消、循、ア、リ、小、皮、リハ
池森クリニック	河合町 2-3-エクセルパルビル 2F	内、ア、心内、精
石井内科医院	沼和田町 49-1	内、神内
いすゞ自動車栃木診療所	大平町伯仲 2691	内、外
一般財団法人とちぎメディカルセンターとちぎメディカルセンター診療所	境町 27-21	内、外
医療法人青木眼科医院	片柳町 1-15-26	眼
医療法人社団慈厚会船越医院	都賀町家中 5986-6	内、消内、呼内、ア、泌
いらい町クリニック	祝町 4-30	内、神内、ア、他
うづまクリニック	川原田町 1608-1	内、外、放、循
恵川いたみと漢方のクリニック	神田町 21-15	内、他
えぐち内科クリニック	錦町 9-5	内、循内、糖、呼内
江田クリニック	岩舟町小野寺 2575-7	内、消、ア
大島医院	片柳町 1-17-19	内、循内、他
大平眼科	大平町富田字栄町 371-25	眼
大平東診療所	大平町横堀 808-3	内、呼、循、整
大平ファミリークリニック	大平町富田 5-229	小、外、内、肛外、乳、整、放
おおひらレディースクリニック	大平町下皆川 753	小、産婦
おおやクリニック	片柳町 2-1-50	内、外、整外、リハ
大山整形外科	国府町 306-1	神内、整外、リハ、放、リ、内、消外
岡田皮膚科耳鼻咽喉科クリニック	境町 21-7	皮、耳
合戦場クリニック	都賀町合戦場 212-5	内、呼、ア
金子内科医院	吹上町 1642-1	内
金田医院	日の出町 1-6	内、消、循、小、呼、放
亀田整形外科内科医院	箱森町 25-72	整外、リハ、内、循内、神内
河口医院	錦町 6-12	内、神内、呼内、循内、小、放、リハ、消内
かわしまクリニック	城内町 2-34-20	内、外、胃、肛

病院名	住所	診療科目
かわたクリニック	大平町西野田 640-1	内、消、ア
熊倉医院	岩舟町新里 180-1	内、小
くろき内科クリニック	大平町牛久 199-2	内、循内、呼内、消内
蔵の街診療所	今泉町 1-17-29	内
幸寿苑たかしまの郷医務室	大平町上高島 777-2	内
好生医院	倭町 2-25	内、循内、小
腰塚医院	藤岡町藤岡 1845-10	内、消内、糖内、小
こばやしクリニック	箱森町 51-40	内、呼内、ア、小、皮
こひらメディカルクリニック	小平町 12-17	内
小松原医院	岩舟町静 550-2	内、小、消内、循内、外、泌
さいとう眼科医院	旭町 29-12	眼
さいとう小児科	万町 30-16	内、小
桜井こどもクリニック	本町 16-9	内、小、皮
さくら眼科クリニック	片柳町 4-15-27	眼
サンライズクリニック	日ノ出町 6-6	内、呼内、消内、循内、耳、ア、小、皮
静和医院	岩舟町静和 2166-1	内、呼内、循内、小、ア、他
耳鼻咽喉科／皮膚科しまだクリニック	岩舟町豊岡 534-1	皮、耳、気、ア
下都賀こどもの発達ところのクリニック	城内町 2-51-21	精
社会福祉法人幸生会特別養護老人ホームうづま荘	川原田町 1612	内、外
社会福祉法人昭仁会-特別養護老人ホーム-レユニナ医務室	箱森町 1-14	内
社会福祉法人星風会小規模特別養護老人ホーム-おおひら医務室	大平町西水代 1930-1	内
社会福祉法人星風会小規模特別養護老人ホーム-とちぎ泉川医務室	泉川町 73-1	内
社会福祉法人星風会特別養護老人ホーム代官荘	田村町 928	内
社会福祉法人創和会まろにえ四季の里医務室	大宮町 2023-3	内
社会福祉法人東風会特別養護老人ホーム-幸寿苑医務室	大平町上高島 774	内
障害者支援施設-悦山荘診療所	田村町 928	内
心理療法室カムイバラ	大平町富田 1453-10	精
すずきクリニック	沼和田町 10-12	外、内、消内、肛、小
整形外科メディカルパパス	大平町西水代 1943-1	整外、リハ、リ
関口医院	泉町 21-3	内、循内、呼内
積善会医院	泉町 5-17	内、小
大門内科医院	大町 27-24	内、神内
高田クリニック	万町 16-23	内、糖、他
高田産婦人科医院	片柳町 1-17-3	婦
高橋医院	西方町真名子 1063	内、小
高橋眼科	岩舟町静 843	眼
竹田内科小児科クリニック	大宮町 52	内、小
たまのクリニック	片柳町 1-6-3	内、呼内、消内、小、リハ、放、循内
田村医院	大平町西水代 1835-1	内、小、外、循、消
ちづかクリニック	大森町 445-4	内
都賀中央医院	都賀町家中 2195	内、循内、腎、他
筒井医院	神田町 10-14	内、消、循、皮、泌
鶴見皮膚科	大平町新 1540-31	皮
特別養護老人ホームいぶきの里診療所	吹上町 777-1	内
特別養護老人ホーム-かがやき医務室	岩舟町静戸 970-1	内
特別養護老人ホーム-かたやなぎ医務室	片柳町 4-14-43-18	内、整外
特別養護老人ホーム-蔵の街ひまわり診療所	城内町 2-17-23	内
特別養護老人ホーム-咲くら館医務室	大平町下皆川 916	内
特別養護老人ホーム-清松園医務室	岩舟町和泉 816	内
特別養護老人ホーム-たいようの家 医務室	平井町 122-8	内
特別養護老人ホーム-常若の杜みながわ医務室	皆川城内町 1771-1	外、内、消内
特別養護老人ホーム-ひまわり診療所	都賀町原宿 1424-1	内、外
特別養護老人ホーム-みつみねの郷医務室	梅沢町 970	内
特別養護老人ホーム-みながわ桜園医務室	皆川城内町 520	内
特別養護老人ホーム-雅の風診療所	西方町金崎 403-1	内
特別養護老人ホーム-緑風苑医務室	藤岡町中根 355-2	内、外、整外
栃木県南保健所栃木支所	神田町 6-6	内

病院名	住所	診療科目
栃木市大平健康福祉センターゆうゆうプラザ	大平町西野田 666-1	内、小
とちぎ診療所	藪部町 2-11-4	外、内、脳外
栃木地区急患センター	境町 27-15	内、外、小
栃木中央クリニック	万町 13-13	内、麻、他
なかつぼクリニック	箱森町 36-2	内、消内、外、肛、泌、麻
なかむら耳鼻咽喉科クリニック	大町 22-58	耳、ア
中元内科医院	今泉町 2-10-18	内、小、消、循、呼、放
成田内科	河合町 9-10	内、他
なんぼクリニック	平井町 219-5	外、内、消内、消外、乳、肛
新村ファミリークリニック	大宮町 2120-11	内、小
野崎医院	入舟町 14-3	内、外、皮、泌、消内、肛
のぞみ整形外科	片柳町 4-15-30	整外、リハ、リ
芳賀耳鼻咽喉科医院	柳橋町 6-28	耳
博愛クリニック	岩舟町静 1071-1	整外、内、外、リハ
はこのもりクリニック	箱森町 25-62	皮、形外
橋本医院	樋ノ口町 396-39	内、腎、循内、泌
橋本腎内科クリニック	岩舟町和泉 1457-1	内、泌、腎
長谷川医院	岩舟町静和 2114-6	内、循
畠山医科歯科クリニック	平柳町 2-12-39	心内、精、歯、矯歯、小歯、他
平野整形外科医院	平柳町 1-35-5	整外、リハ
藤岡診療所	藤岡町藤岡 5005	内、呼、消、循、小、外
藤岡整形外科クリニック	藤岡町藤岡 25	内、リ、整外、リハ
ふじさわクリニック	境町 1-23-隆盛館ビル2階	精、心内、内
藤沼医院	大平町富田 5212-7	内、整外、リ、リハ
松永医院	岩舟町古江 98	内、小、皮、ア
三浦整形外科	野中町 1381	整外、リハ
みすぎの郷の医務室	岩舟町小野寺 1500	内
みずほクリニック	大平町牛久 99-2	内、整外、脳外
箕輪内科	嘉右衛門町 10-6	内、循内、糖内、他
MED AGREE CLINIC とちぎ	平柳町 1-14-7	内、外、精
持田医院	藤岡町中根 115-5	内、小、外、皮
百瀬医院	都賀町木 383-1	内、整外
森川内科・外科クリニック	大平町新 1068	内、外、消、肛、皮
山門クリニック	日の出町 6-35	内、小
養護老人ホームいぶきの里診療所	吹上町 777-1	内
よこやま内科小児科クリニック	箱森町 38-70	内、消、小
わたなべ内科循環器科クリニック	野中町 625-1	内、循内、呼内、消内、リハ
医療法人社団誠徳会-わたらせ在宅診療所	藤岡町帯刀 48-1	内、泌、精、整外

(3) 歯科診療所

病院名	住所	診療科目
あおば歯科クリニック	片柳町 2-47-1	歯、小歯、矯歯
あさと歯科医院	藤岡町藤岡 31-1	歯
阿部歯科医院	大平町新 1405	歯
新井歯科医院	湊町 4-12	歯
石川歯科医院	嘉右衛門町 12-13	歯
石川歯科医院	岩舟町静 1092	歯、矯歯
石塚歯科医院	入舟町 20-20	歯
今泉歯科医院	今泉町 2-11-34	歯、小歯、矯歯、口外
井本歯科医院	都賀町家中 2190-3	歯、小歯
医療法人大島歯科医院	大町 1-10	歯、小歯、矯歯
植竹歯科医院	惣社町 889-3	歯、矯歯、小歯、歯口
植原歯科医院	大平町牛久 106-1	歯
白井歯科医院	沼和田町 12-14	歯、矯歯
内田歯科医院	藤岡町藤岡 1367	歯
医療法人社団さおとめ会Sデンタルオフィス	都賀町家中 2407-8	歯、歯口、矯歯、小歯
大澤歯科医院	湊町 13-11	歯、矯歯、小歯
大塚歯科医院	藤岡町藤岡 5261	歯
大平デンタルクリニック	大平町下皆川 215-2	歯、小歯、歯口
おかもと歯科医院	岩舟町静和 2136-2	歯、小歯
カネダデンタル	城内町 2-27-15	歯、歯口、小歯、矯歯

病院名	住所	診療科目
鎌田歯科医院	万町 2-12	歯
亀田歯科医院	岩舟町和泉 1325-1	歯
木村歯科医院	藤岡町赤麻 1724-1	歯
矯正歯科かずま・クリニック	境町 1-14 泉屋ビル 2F 東側	歯、歯口、小歯、矯正
蔵の街歯科医院	片柳町 2-21-11	歯、矯正、小歯、歯口
小関歯科医院	大平町富田 1621-2	歯、小歯
小荷田歯科医院	岩舟町下津原 423	歯
小林歯科医院	大平町西野田 127-10	歯、小歯
小堀歯科医院	泉町 13-18	歯
今野歯科医院	岩舟町和泉 1428	歯
医療法人社団さおとめ会早乙女歯科医院	都賀町家中 2408	歯、矯正、小歯、歯口
坂本デンタルクリニック	境町 22-19	歯
佐藤歯科医院	平柳町 1-5-24	歯、小歯
四季の森デンタルクリニック	国府町 1200-176	歯、矯正、小歯
島田歯科医院	川原田町 1609-1	歯
清水歯科クリニック	大平町西水代 1931-3	歯、口外、矯、小歯
須賀歯科医院	倭町 11-13	歯、小歯
すずき歯科医院	川原田町 370-9	歯、小歯、矯正
清野歯科医院	大平町富田 330-47	歯
関根歯科医院	境町 3-16	歯
添野歯科医院	片柳町 1-18-7	歯
添野歯科クリニック	泉町 4-2	歯、小歯
田村歯科医院	万町 26-18	歯、矯正、小歯
寺内歯科医院	岩舟町静 1148-2	歯、小歯、矯正
とちぎデンタルクリニック	神田町 40-1	歯、歯口、小歯、矯正
ながしお歯科医院	藤岡町大前 954-2	歯、小歯
成田デンタルクリニック	河合町 7-9	歯、歯口、小歯
西方歯科医院	西方町金崎 334-3	歯
西沢歯科医院	倭町 6-20	歯
根本歯科医院	大宮町 2136	歯
野尻歯科医院	小平町 10-13	歯
野尻歯科クリニック	野中町 1023	歯
箱森歯科医院	箱森町 37-9 イオン栃木店 2 階	歯、矯正、小歯、歯口
早川歯科医院	城内町 2-6-14	歯、小歯、歯口、矯正
林歯科クリニック	平柳町 1-23-22	歯
ファミリー歯科クリニック	大平町富田 399-3	歯、小歯、矯正
福富歯科医院	樋ノ口町 396-24	歯、小歯、歯口
藤森歯科医院	都賀町合戦場 238	歯
古澤歯科医院	大平町新 882-1	歯
前橋歯科医院	蘭部町 2-3-3	歯
増山歯科医院	片柳町 1-10-13	歯
町田歯科医院	大平町西水代 1608	歯
町田歯科医院	藤岡町藤岡 1014-1	歯
まつもと歯科医院	城内町 2-6-18	歯、小歯
みずしろ歯科	大平町西水代 2009-8	歯、小歯、歯口
みねのデンタルクリニック	大宮町 527-1	歯、小歯、歯口、矯正
メルシー歯科クリニック	沼和田町 10-17	歯、矯正、小歯
LaLa デンタルクリニック 歯科・矯正歯科	野中町 1367-3	歯、歯口、小歯、矯正
柳橋デンタルクリニック	柳橋町 10-14	歯、歯口、小歯
山井歯科医院	箱森町 12-23	歯
横倉歯科クリニック	錦町 7-46	歯
渡辺歯科クリニック	万町 29-21	歯

16-1 飛行場外、緊急離着陸場一覧

(栃木県地域防災計画「飛行場外・緊急離着陸場一覧」(令和4年6月30日現在)を一部修正)

場外 番号	名称	区分	所在地	使用時の連絡先	申請 別
一時的使 用不能	永野川緑地公園	場外	岩出町 146-6	河川緑地課公園緑地担当	○
栃木-2	栃木市総合運動公園	緊急	川原田町 760	公園管理事務所	○
栃木-3	東陽中学校	緊急	大宮町 1287-1	東陽中学校	○
栃木-4	南中学校	緊急	本町 5-5	栃木南中学校	○
栃木-6	ふれあいの森駐車場	緊急	出流町 417	ふれあいの森管理棟	○
栃木-7	トーシン東京ノースヒルズゴルフコース	緊急	尻内町 984-1	トーシン東京ノースヒルズ	●
栃木-8	農村広場	緊急	田村町	教育委員会文化課	●
栃木-9	皆川公民館	緊急	皆川城内町 699	皆川公民館	●
栃木-10	アクテップカートクラブフェスティカ	緊急	柏倉町 1275-1	クラブハウス事務所	●
栃木-11	皆川城カントリークラブ	緊急	皆川城内町 2611-2	皆川城カントリークラブ	●
栃木-12	あさひヶ丘カントリークラブ	緊急	小野口町 1351	あさひヶ丘カントリークラブ	●
栃木-13	ゴールド栃木プレジデントカントリークラブ	緊急	千塚町 561	ゴールド栃木プレジデントカントリークラブ	●
栃木-14	栃木ヶ丘ゴルフ倶楽部	緊急	細掘町 376	栃木ヶ丘ゴルフ倶楽部	●
栃木-15	GKNドライブラインジャパン(株)	緊急	大宮町 2388	GKNドライブラインジャパン	●
栃木-16	都賀カンツリー倶楽部	緊急	尻内町 1757-1	都賀カンツリー倶楽部	●
栃木-17	水辺の楽校	緊急	鍋山町寺内地内	公園緑地課	●
栃木-18	栃木市総合運動公園軟式野球場	緊急	川原田町 760	公園管理事務所	○
栃木-19	ムトウユニパック栃木工場	緊急	大光寺町寺林 1313-1	ムトウユニパック栃木工場	●
栃木-20	タカ食品工業株式会社	緊急	大塚町 1720	タカ食品工業	●
栃木-21	柳原河川敷運動場	緊急	柳原町 294-1	栃木国府支所	●
栃木-22	巴波川浄化センター	緊急	城内町 2-57-62	巴波川浄化センター	●
栃木-23	アゼリアヒルズカントリークラブ	緊急	梅沢町 1	アゼリアヒルズCC	●
栃木-24	プレステージカントリークラブ	緊急	梓町 455-1	プレステージカントリークラブ	●
都賀-1	つがスポーツ公園運動場	場外	都賀町家中 4785-3	都賀総合支所	○
都賀-2	都賀市民運動場	緊急	都賀町原宿 521	都賀総合支所	○
都賀-3	合戦場小学校	緊急	都賀町合戦場 301	合戦場小学校	●
都賀-4	赤津スポーツひろば	緊急	都賀町大柿 3035	都賀総合支所	●
都賀-5	赤津小学校	緊急	都賀町富張 147	赤津小学校	●
都賀-6	オリムピック・スタッフ都賀ゴルフコース	緊急	都賀町白久保 395	オリムピック・スタッフ都賀管理事務所	●
大平-1	大平運動公園第一多目的運動広場	場外	大平町蔵井 1547	大平公民館	○
大平-2	大平中学校	緊急	大平町蔵井 2026-1	大平中学校	○
大平-4	日立グローバルライフソリューションズ(株)	緊急	大平町富田 800	栃木事業所長	●
大平-5	みずほ公園	緊急	大平町横堀 5-4	大平総合支所	●
大平-6	中央公園	緊急	大平町富田 4016	大平総合支所	●
大平-7	J Aしもつけ水代ライスセンター	緊急	大平町西水代 487-1	大平地区営農経済センター	●
大平-9	いすゞ自動車栃木工場野球グラウンド	緊急	大平町伯仲 2691	栃木総務グループ	●
大平-10	とちぎメディカルセンターしもつけ 屋上ヘリポート	緊急	大平町川連 420-1	病院 中央監視室	○
藤岡-1	渡良瀬運動公園陸上競技場	場外	藤岡町藤岡地先	藤岡総合支所	○
藤岡-3	県南機動センター	緊急	藤岡町大田和 500-2	栃木県警本部会計課	○
藤岡-4	部屋南部桜づつみ公園	緊急	藤岡町部屋地先	藤岡総合支所	●
藤岡-5	部屋小学校	緊急	藤岡町部屋 158	部屋小学校	●
藤岡-6	J Aしもつけ部屋支店	緊急	藤岡町蛭沼 1	藤岡地区営農経済センター	●
藤岡-7	藤岡第二中学校	緊急	藤岡町富吉 1544	栃木市教育委員会	●
藤岡-8	赤麻小学校	緊急	藤岡町赤麻 1703	赤麻小学校	●
藤岡-9	渡良瀬の里	緊急	藤岡町赤麻 502-1	藤岡総合支所	●
藤岡-10	J Aしもつけ赤麻農業倉庫	緊急	藤岡町赤麻 2409	藤岡地区営農経済センター	●
藤岡-11	J Aしもつけ藤岡南農業倉庫	緊急	藤岡町藤岡 2051	藤岡地区営農経済センター	●
藤岡-12	渡良瀬遊水池 下宮	緊急	藤岡町下宮地先	渡良瀬遊水池出張所	●
藤岡-13	三鴨小学校	緊急	藤岡町甲 275-1	三鴨小学校	●
藤岡-14	板倉滑空場	緊急	藤岡町藤岡地内	日本グライダークラブ	●
西方-1	かっぱ広場グラウンド	場外	西方町金崎 1107-2	※①西方総合文化体育館(月曜以外)	○
西方-2	西方総合運動公園野球場	緊急	西方町本城 1829	②西方総合支所(月曜のみ)	○
西方-3	西方中学校	緊急	西方町元 908-1	西方中学校	○
西方-4	西方小学校	緊急	西方町元 770-1	西方小学校	●

場外 番号	名称	区分	所在地	使用時の連絡先	申請 別
西方-5	真名子小学校	緊急	西方町真名子 1089-1	真名子小学校	●
西方-6	真名子運動広場	緊急	西方町真名子 1722	上記「※」と同様	●
西方-7	トムソンナショナルカントリー倶楽部コース内	緊急	西方町本城字城山 1451	トムソンナショナルCC 総務部	●
西方-8	トムソンナショナルカントリー倶楽部練習場	緊急			●
西方-12	西方桜グラウンド	緊急	西方町金崎 706-1	上記「※」と同様	●
岩舟-2	岩舟公民館	緊急	岩舟町静 2292-1	岩舟公民館	○
岩舟-3	栃木シティ学園	緊急	岩舟町小野寺 2113-3	栃木シティ学園	●
岩舟-4	静和小学校	緊急	岩舟町静和 2432	静和小学校	●
岩舟-5	五十畑石材工業	緊急	岩舟町鷺巣 258	五十畑石材工業	●
岩舟-6	岩舟総合運動公園ユニバーサル広場	緊急	岩舟町三谷 1038-1	岩舟健康福祉センター	●
岩舟-7	遊楽々館 北方駐車場	緊急	岩舟町三谷 1038-1	岩舟健康福祉センター	●
岩舟-8A	いわふねフルーツパーク駐車場A	緊急	岩舟町下津原 1585	いわふねフルーツパーク	●
岩舟-8B	いわふねフルーツパーク駐車場B	緊急			●

※申請別は、○が防災ヘリ、●がドクターヘリを意味する。

別記様式第3

災害 原子力災害 国民保護措置用		災害 原子力災害 国民保護措置用		第 号
規制除外車両事前届出書		規制除外車両事前届出済証		
栃木県公安委員会 殿		左記のとおり事前届出を受けたことを証する。		年 月 日
届出者住所 (電話) 氏名		栃木県公安委員会 印		
番号標に表示 されている番号		(注)		
車両の用途(緊急輸送 を行う車両にあって は、輸送人員又は品 名)		1 災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、この届出済証を最寄の警察本部、警察署、交通検問所等に提出して所要の手続を受けてください。		
車両の 使用者		2 届出内容に変更が生じ又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、破損した場合には、公安委員会(警察本部経由)に届け出て再交付を受けてください。		
住所 () 局 番		3 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。 (1) 規制除外車両に該当しなくなったとき。 (2) 規制除外車両が廃車となったとき。 (3) その他、規制除外車両としての必要性がなくなったとき。		
氏名又は 名称				
活動地域				
(注) この事前届出書は2部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署等に提出してください。				
備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。				

17-1 栃木市災害時協力井戸登録制度実施要綱

平成24年3月28日告示第102号

(趣旨)

第1条 この告示は、災害時において飲料水以外の洗濯、トイレ等に使用できる水（以下「生活用水」という。）を確保するため、災害時における生活用水を市民等に供給するための井戸（以下「災害時協力井戸」という。）の登録制度の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(登録の要件)

第2条 災害時協力井戸は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に所在する井戸であって、継続的に使用可能なものであること。
- (2) 災害時に無償で井戸水を提供できること。
- (3) 井戸水の色、濁り、臭い等明らかに異常があり、生活用水としての使用に不適当な水質でないこと。
- (4) 井戸水をくみ上げるための電動式若しくは手動式のポンプ又はつるべ等があること。
- (5) 井戸枠等があり安全であること。
- (6) 井戸の周囲に水を汚染するようなものがないこと。
- (7) 災害時において市民等へ生活用水の円滑な提供が行えるよう井戸の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）により継続的かつ適正に管理されていること。
- (8) 市民等に広く周知できるよう井戸の所在地及び所有者の氏名を公表できること。

(登録の申出)

第3条 災害時協力井戸の登録を受けようとする所有者等（以下「申出者」という。）は、災害時協力井戸登録申出書（別記様式第1号）により市長に申し出るものとする。

(登録の決定)

第4条 市長は、前条の申出があったときは、その内容を審査し、災害時協力井戸の登録の可否を決定するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により登録することを決定したときは災害時協力井戸登録決定通知書（別記様式第2号）により、登録しないことを決定したときは災害時協力井戸不登録決定通知書（別記様式第3号）により申出者に通知するものとする。
- 3 市長は、前項の規定により登録の決定をしたときは、申出者に災害時協力井戸指定標識（別記様式第4号。以下「標識」という。）を交付するものとする。

(遵守事項)

第5条 前条の規定により登録の決定を受けた申出者（以下「登録者」という。）は、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 災害により水道が断水になったときは、市民等への生活用水の円滑な提供に努めること。ただし、停電その他災害時協力井戸を活用することが困難な状況にあるときは、この限りでない。
- (2) 標識は、災害時協力井戸又は登録者の自宅の玄関等の見やすい場所に表示すること。

(公表)

第6条 市長は、災害時に市民等が災害時協力井戸を活用できるようにするため、災害時協力井戸の所在地及び所有者の氏名の公表を行うものとする。

(登録期間)

第7条 災害時登録井戸の登録期間は、標識の交付の日から3年とする。

- 2 前項の登録期間は、これを更新することができる。ただし、市長は、登録期間が満了するまでに、登録者から登録期間の更新をしない旨の申出がないときは、登録期間が満了する日からさらに3年間登録期間を更新するものとし、以後この例によるものとする。

(登録の変更)

第8条 登録者は、災害時協力井戸の登録の変更を行うときは、災害時協力井戸登録変更申出書（別記様式第5号）により市長に申し出るものとする。

(登録の解除)

第9条 市長は、次の各号のいずれかの事由が生じたときは、災害時協力井戸の登録を解除することができる。

- (1) 登録者から災害時協力井戸登録解除申出書（別記様式第6号）により災害時協力井戸の登録解除の申出があったとき。
 - (2) 第2条各号に規定する要件を満たさなくなったとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が災害時協力井戸として登録することが適当でないと認めるとき。
- 2 市長は、前項の規定により災害時協力井戸の登録を解除したときは、災害時協力井戸登録解除通知書（別記様式第7号）により当該登録者に通知するものとする。
- 3 登録者は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに標識を市長に返還しなければならない。

(立入調査等)

第10条 市長は、災害時協力井戸の登録に関し必要があると認めるときは、当該登録者に対して井戸の状況を聞き取り、又は当該登録者の同意を得て当該井戸の立入調査を行うことができる。

- 2 前項の規定により立入調査を行う職員は、その身分を示す職員証を携帯し、関係人の請求があったときはこれを提示しなければならない。

(補則)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

17-2 災害時協力井戸一覧

(危機管理課、令和7年8月1日現在、地域別・登録順)

所有者	井戸の所在地	所有者	井戸の所在地
栃木地域		藤岡地域	
川上 弘子	平柳町 1-14-24	田中 弘	藤岡町新波 1439
(有)早乙女管工	昭和町 5-14	阿部 秀吉	藤岡町藤岡 1277-1
栃木信用金庫	万町 9-28	関根 キヨ	藤岡町藤岡 1189-1
(有)モリタヤ商事	昭和町 8-13	清水 俊一	藤岡町藤岡 4214-5
(有)板橋光一商事	吹上町 1221-1	加藤 英一	藤岡町藤岡 3891-2
(有)上野設備工業	境町 23-9	石川 均	藤岡町赤麻 620-1
(有)田村金物商店	境町 12-12	(株)アクティオ 佐野テクノパーク統括工場	藤岡町都賀 1353
(有)田村金物商店	境町 13-4	都賀地域	
(株)相場設備管工	旭町 29-7	出井 光二	都賀町大柿 1620
(有)藤沼管工業所	薗部町 1-14-4	青木 富士夫	都賀町大柿 1158-9
森戸設備	大宮町 2697	(有)セキネ設備工業	都賀町木 347-2
(有)関根総合設備	大皆川町 209-2	大橋総合建築	都賀町白久保 235
(有)関口設備工業	新井町 675	渡邊 徳男	都賀町木 1563-1
(有)宇賀神日出世商店	梓町 34-2	郡司 敦	都賀町合戦場 329-5
落合 敬子	大久保町 31	西方地域	
(有)野州設備工業	大宮町 2290-13	横倉 利夫	西方町真名子 1302-1
(株)坂本総合設備	尻内町 151-2	落合工業	西方町金井 583
(有)日野設備管工	神田町 18-12	落合工業	西方町金井 2188
(有)トーセツ	川原田町 298-6	(株)アンジョウ	西方町本郷 945-1
(有)高久設備	仲方町 141-14	荒木 通雄	西方町本城 1351
(株)大川冷暖	平柳町 1-33-29	神山 勲	西方町本城 1378
(有)日向野設備工業	錦町 7-10	細金 武男	西方町本城 1406
(有)こく宗	沼和田町 21-8	野中 節男	西方町本城 1408-1
(有)増山設備工業	倭町 1-7	岩舟地域	
牧田 久雄	大宮町 1548	前田 育宏	岩舟町静 11-1
赤羽根管工設備	嘉右衛門町 8-11	山口 真一	岩舟町静 11-2
(有)上野管工	小平町 7-1	玉木 博	岩舟町静 30
赤羽根 由江	平柳町 1-5-9	若田部 詔夫	岩舟町静 42-2
長谷川 恵子	倭町 5-5	荻原 トミ	岩舟町静 44
飯塚 昌宏	梅沢町 173	須藤 務	岩舟町静 120
町田 久雄	平柳町 3-29-7	坂野 美好	岩舟町静 556-2
小曽戸 林太	鍋山町 1466	鈴木 孝市	岩舟町静 551-1
嘉右衛門町自治会	嘉右衛門町 1-9 神明神社	永島 仁一	岩舟町静和 1732
杉戸 洋	泉町 2-21	堀江 敏雄	岩舟町下津原 1412
八坂神社	大皆川町 156	堀江 通永	岩舟町下津原 1413-1
片柳町二丁目自治会	片柳町 2 丁目 3 番 5 号付近	堤竹 すずね	岩舟町静 121
情進川戸墓地管理委員会	今泉町 1 丁目字情進川戸 775 番	大島 幸夫	岩舟町静 1810-3
嘉右衛門町神社総代会	大町 4-1 八幡神社	鍋山 徳次	岩舟町下津原 155-30
落合産業株式会社	栃木市仲仕上町 133	大山 昭夫	岩舟町下津原 155-14
片柳町二丁目自治会	片柳町 2 丁目 19-8 付近	大木 厚夫	岩舟町下津原 155-27
片柳町二丁目自治会	片柳町 2 丁目 56-9	永島 日出男	岩舟町下津原 648
日向野 忠	柳橋町 14-29	吉村 幸治	岩舟町下津原 342-1
大平地域		吹澤 学	岩舟町下津原 585
中島 秀雄	大平町新 1540-34	熊倉 栄吉	岩舟町下津原 592-1
増山 文男	大平町蔵井 1083-1	青木 昌弘	岩舟町下津原 582
(有)上野設備工業	大平町川連 436	荻原 明	岩舟町和泉 1436-1
横堀自治会	大平町横堀 638 横堀公民館	加藤 國雄	岩舟町静和 556-7
春日神社	大平町横堀 339	田中 清子	岩舟町下津原 155-33
日立グループライフソリューションズ(株)	大平町富田 800	竹政 利夫	岩舟町下津原 259-46
牛來寺	大平町牛久 51	木村 辰男	岩舟町下津原 155-66
		鈴木 泰	岩舟町下津原 552-3

18-1 栃木市指定文化財一覧

(1) 指定文化財

(文化課、令和6年10月11日現在)

種別	区分	名称	所在	所有者/管理者	指定年月日
建造物	国	村檜神社本殿	岩舟町小野寺	村檜神社	S25.8.29
	県	満願寺本堂（大御堂）	出流町	満願寺	S51.8.27
		古久磯提灯店見世蔵	万町	栃木市	H6.1.28
		大慈寺相輪覚櫓	岩舟町小野寺	大慈寺	S33.4.25
		高勝寺三重塔	岩舟町静	高勝寺	S48.1.12
		高勝寺山門	岩舟町静	高勝寺	S62.4.17
		高勝寺鐘桜	岩舟町静	高勝寺	H8.8.20
	市	太平山神社随神門	平井町	太平山神社	S36.12.21
		太山寺観音堂	平井町	太山寺	S52.3.17
		東泉寺観音堂	沼和田町	東泉寺	S52.3.17
		満願寺山門	出流町	満願寺	S52.3.17
		連祥院本堂（六角堂）	平井町	連祥院	H6.10.25
		旧田村家見世蔵	万町	栃木市	H9.3.19
		善野家土蔵（通称おたすけ蔵）	万町	個人	H12.6.19
		近龍寺本堂	万町	近龍寺	H12.6.19
		神明宮本殿	旭町	神明宮	H12.6.19
		太平山神社本殿	平井町	太平山神社	H20.12.18
		太平山神社拝殿	平井町	太平山神社	H20.12.18
		星宮神社社殿	平井町	太平山神社	H20.12.18
		神明宮拝殿（旧神道中教院講堂）	旭町	神明宮	H20.12.18
		栃木病院	万町	杏林会栃木中央クリニック	H21.7.29
		大中寺山門	大平町西山田	大中寺（西山田）	S58.3.25
		華嚴寺観音堂	都賀町木	栃木市	H9.11.15
		愛宕神社	西方町金崎	上組南自治会	S56.3.5
		西院の河原堂	岩舟町静	高勝寺	S47.4.1
		慈覚大師堂	岩舟町小野寺	大慈寺	H4.4.10
		高平寺本堂（客殿）附宮殿1基 客殿棟札1枚 宮殿置札1枚	岩舟町下津原	高平寺	H28.3.4
		旧栃木町役場庁舎	入舟町	栃木市	H29.12.28
	県	絹本着色 鮎図	沼和田町	個人	S39.12.8
		絹本着色 韓信堪忍図	嘉右衛門町	個人	S52.7.29
		紙本墨画 寒山拾得図	万町	栃木市	S53.1.31
		紙本淡彩 前後赤壁の賦図	万町	栃木市	S53.6.2
		絹本着色 虚空蔵曼荼羅図	宇都宮市睦町（県立博物館内）	連祥院	H5.2.19
		絹本着色 秋山寛句図	都賀町大柿	個人	S50.4.30
		荒井寛方紙本着色「蟬丸図」	西方町元	個人	S41.3.18
		荒井寛方紙本金泥紙本着色文殊菩薩像	西方町元	個人	S47.4.21
	市	太平山神社随神門 天井絵「龍図」	平井町	太平山神社	S36.12.21
		大麻収穫の絵	万町	栃木市	S39.5.19
		天平古寺（海竜王寺）の絵	万町	栃木市	S52.3.17
		紙本墨画淡彩 山水図	大平町西野田	個人	H元.9.20
		不動明王像軸	藤岡町甲	福寿院	S56.10.1
		平駒思惟像図	藤岡町甲	浄光院	H5.3.1
		平出雪耕紙本水墨画「鷹図」	西方町金井	個人	H15.9.11
		田崎草雲紙本墨画淡彩「農家団欒図」	足利市緑町（足利草雲美術館内）	個人	H16.9.10
		田崎草雲紙本墨画淡彩「鍾馗の図」	足利市緑町（足利草雲美術館内）	個人	H16.9.10
		福田榮陰絹本着色「花鳥図」	西方町元	個人	H16.9.10
		福田榮陰絹本着色「秋景山水図」	西方町元	個人	H16.9.10
		岩船山地蔵菩薩縁起（仮名本5巻）・下野州岩船山縁起（真名本1巻/附本尊木造地藏菩薩立像（厨子入）1軀、紀伊藩主徳川宗将卿簾中寄進七条袈裟額装2面、石造岩船地藏菩薩立像船型台座1軀、石造岩船地藏菩薩立像1軀、石造船型台1隻、山門扁額1面	岩舟町静	高勝寺	H27.3.31
彫刻	国	鉄造 薬師如来坐像	西方町金井	薬師堂	S27.7.19
	県	木造 千手観音立像	平井町	太山寺	S37.1.9
		木造 釈迦如来坐像	大塚町	癸生公民館	S52.7.29
		木造 虚空蔵菩薩坐像	平井町	連祥院	H2.1.26
		木造 十一面千手観世音菩薩立像	大平町西山田	清水寺	S53.1.31
		木造 薬師如来坐像	大平町牛久	牛来寺	H8.1.16
		木造 出山釈迦像	西方町元	実相寺	S45.9.1
		阿弥陀如来坐像	岩舟町小野寺	住林寺	S58.2.4
		聖観音菩薩坐像	岩舟町小野寺	大慈寺	S62.4.17
		薬師如来坐像	岩舟町曲ヶ島	滝水寺	H4.2.28

種別	区分	名称	所在	所有者/管理者	指定年月日
工芸品	市	木造 金剛力士立像	木野地町東善光寺地内	東善光寺保存会	H27. 2. 27
		薬師如来	皆川城内町	金剛寺	S36. 12. 21
		定願寺御成門の彫刻	旭町	定願寺	S36. 12. 21
		成就院不動堂の扉の彫刻	旭町	定願寺	S36. 12. 21
		三鬼尊の内、中位青鬼像	旭町	満福寺	S36. 12. 21
		阿しゅく如来像（釈迦如来像）	平井町	太山寺	S51. 7. 1
		大威徳夜叉明王	平井町	太山寺	S51. 7. 1
		文殊菩薩	平井町	太山寺	S51. 7. 1
		大日如来像	平井町	太山寺	S51. 7. 1
		不動明王	平井町	太山寺	S51. 7. 1
		金銅 阿弥陀如来立像・脇侍像（善光寺式）	箱森町	恵五郎神社	H6. 10. 25
		木造 菩薩形坐像	野中町	地福寺	H15. 7. 24
		童形聖徳太子像	大平町西山田（大平歴史民俗資料館内）	富田第六自治会	S53. 9. 21
		烈國志像			
		双龍像			
		木造 勝軍地藏・毘沙門天立像	大平町西山田	清水寺	H 元. 9. 20
		木造 歡喜天立像	大平町富田	玉正寺	H 元. 9. 20
		諏訪神社「百首歌」額	大平町真弓	諏訪神社	S58. 3. 25
		大中寺山門額	大平町西山田	大中寺（西山田）	S58. 3. 25
		木造 地藏菩薩半跏像	大平町西山田	大中寺（西山田）	H3. 11. 12
		孝養太子像	藤岡町甲	福寿院	S56. 10. 1
		大日如来坐像	藤岡町赤麻	赤麻寺	H9. 10. 1
		如来坐像	藤岡町中根	中根区	H13. 10. 1
		木造 馬頭観音菩薩坐像	藤岡町都賀	浄光院・大谷田自治会	H14. 10. 1
		八百比丘尼尊	西方町真名子	男丸自治会	S56. 3. 5
		聖観音立像	西方町本城	長徳寺	S57. 6. 21
		木造 薬師如来坐像	西方町真名子	円満寺	H5. 8. 23
		二城院開山不動明王	西方町本城二城山	開山不動堂	H7. 7. 20
		千手観世音立像	西方町真名子	水木自治会	H7. 11. 30
		福正寺向拝彫刻	西方町元	福正寺	H19. 3. 9
		銅造 阿弥陀如来立像	都賀町家中	個人	H27. 3. 23
		木造 薬師如来立像	都賀町富張	長福寺	H28. 8. 1
工芸品	県	刀 銘 甲陽王武井信正	大平町西山田（大平歴史民俗資料館内）	栃木市	S58. 8. 19
		わきざし 銘 甲陽王武井信正			
		銅鐘（喚鐘）	大平町西山田	大中寺（西山田）	S62. 8. 18
		薙刀 銘 作陽幕下土細川正義	西方町金崎	個人	H2. 5. 15
		銅製華鬘	岩舟町小野寺	大慈寺	S33. 4. 25
		梵鐘	木野地町東善光寺地内	東善光寺保存会	H27. 2. 27
		刀 銘 宇都宮藩士細川義規淬	箱森町	個人	S52. 7. 29
	市	皆川広照着用具足	皆川城内町	金剛寺	S36. 12. 21
		平等庵の鐘	旭町	定願寺	S36. 12. 21
		鋳造（銅製）薬師如来座像	大塚町	個人	S59. 3. 30
		薬師如来立像	藤岡町藤岡（藤岡歴史民俗資料館内）	栃木市	S36. 4. 1
		金銅誕生釈迦仏立像	藤岡町甲	浄光院	H5. 3. 1
		大仏	岩舟町静	高勝寺	S47. 4. 1
		手香炉	岩舟町小野寺	大慈寺	S47. 4. 1
		燈籠	岩舟町静	高勝寺	S47. 4. 1
書跡	県	軍装軍役掟書	西方町真名子	個人	S52. 2. 15
	市	不動堂の扁額	旭町	定願寺	S36. 12. 21
		樹徳学校木彫扁額と書	吹上町	吹上小学校	S36. 12. 21
		入定記	城内町	円通寺	S36. 12. 21
		皆川廣勝官途状写	西方町真名子	個人	H9. 2. 28
古文書	市	徳川家康書状（折紙）	皆川城内町	傑岑寺	S43. 2. 16
		天海書状（折紙）	城内町	円通寺	S43. 2. 16
考古資料	国	下野七廻り鏡塚古墳出土遺物	大平町西山田（大平歴史民俗資料館内）	栃木市	S61. 6. 6
		栃木県藤岡神社遺跡出土品	宇都宮市睦町（栃木県立博物館）	栃木市	H12. 12. 4
	市	踊る埴輪	皆川城内町（皆川公民館内）	栃木市	S36. 12. 21
		つぼ（骨蔵器）	倭町	個人	S36. 12. 21
		永倉遺跡出土石器	大久保町	個人	S40. 3. 20
		本多大隅守忠純の墓	大平町榎本	大中寺（榎本）	S53. 9. 21
		おとら様の墓	大平町西山田	大中寺（西山田）	S53. 9. 21
		青木三太郎利長の墓	大平町下高島	宝蔵寺（下高島）	S53. 9. 21
		法印俊弘の墓（逆修銘の墓碑）	大平町下高島	宝蔵寺（下高島）	S53. 9. 21
		五輪塔	大平町下皆川	個人	S56. 10. 23

種別	区分	名称	所在	所有者/管理者	指定年月日
		下皆川将門霊神古墳出土遺物	大平町西山田(大平歴史民俗資料館内)	個人	S56.10.23
		近藤出羽守綱秀の墓	大平町榎本	妙性院	H元.9.20
		山王寺大枿塚古墳出土遺物一括資料	藤岡町藤岡(藤岡歴史民俗資料館内)	栃木市	H5.11.1
		甕棺及び同蓋	西方町真名子	円満寺	H6.9.7
		金剛童子(層塔)	西方町金井	個人	H12.12.21
		藤田能登守信吉五輪塔	西方町元	実相寺	H16.9.10
		板碑	岩舟町小野寺	個人	S47.4.1
		小野巢根古墳群出土遺物	大平町西山田(大平歴史民俗資料館内)	栃木市	H3.8.1
歴史資料	県	田中正造墨跡	藤岡町藤岡	個人	S38.4.16
		田中正造墨跡	藤岡町藤岡	個人	S38.4.16
		田中正造遺品	藤岡町藤岡(藤岡歴史民俗資料館内)	田中霊祠会	S38.4.16
	市	神明宮棟札	旭町	神明宮	S43.2.16
		栃木町道路元標	倭町	栃木県	H17.2.18
		牛久の神輿	大平町牛久	牛久自治会	S60.12.12
		蔵井の神輿	大平町蔵井	蔵井自治会	S60.12.12
		八坂神社の神輿	大平町西山田(大平歴史民俗資料館内)	八坂神社	H7.6.30
		万葉歌碑	藤岡町大田和	大田和自治会	S44.7.1
		愛染明王塔	藤岡町藤岡	仲町自治会	H13.10.1
		旧延命院所蔵釣鐘	藤岡町藤岡(藤岡歴史民俗資料館内)	栃木市	H15.2.1
		力石	藤岡町部屋	部屋区	H17.4.1
		徳川秀忠黒印状	宇都宮市塙田(栃木県立文書館内)	個人	H15.9.11
		藤田信吉知行宛行状			
		西方綱吉官途状(渡辺四郎兵衛あて)			
		西方綱吉官途状(中新井主水丞あて)			
		宇都宮国綱書状	西方町真名子	個人	H21.2.11
		孝山(小山秀綱)書状			H21.2.11
		徳川斉昭筆袋戸書(二面对)箱書付附「水戸公親題壇章」(坂倉重平家文書No.2890)4点	万町	栃木市	H28.12.27
有形民俗文化財	県	とちぎの山車(天照大神、劉備玄德)	万町(とちぎ山車会館内)	万町一丁目自治会	H8.1.16
		とちぎの山車(関羽雲長、日本武尊)	万町(とちぎ山車会館内)	万町二丁目自治会	H8.1.16
		とちぎの山車(素盞鳴尊、太閤秀吉、張飛翼徳)	万町(とちぎ山車会館内)	万町三丁目自治会	H8.1.16
		とちぎの山車(神武天皇)	万町(とちぎ山車会館内)	倭町二丁目自治会	H8.1.16
		とちぎの山車(静御前)	万町(とちぎ山車会館内)	倭町三丁目自治会	H8.1.16
		とちぎの山車(桃太郎)	万町(とちぎ山車会館内)	室町自治会	H8.1.16
	市	大町の山車(弁慶)	大町	大町自治会	H13.1.22
		泉町の山車(諫鼓鶏)	泉町	泉町自治会	H13.1.22
		倭町一丁目の獅子頭一対附尾一対	万町(とちぎ山車会館内)	倭町1丁目	H13.1.22
		嘉右衛門町の山車(仁徳天皇)	嘉右衛門町	神明神社・嘉右衛門町自治会	H13.5.24
		柿本人麻呂の碑	大平町西山田(大平歴史民俗資料館内)	個人	H1.9.20
		馬頭観世音菩薩坐像	大平町下高島	宝蔵寺(下高島)	H14.2.22
		露真坊碑・祈雨謝恩塔	藤岡町太田	太田区	H21.4.1
		上新田文挾流獅子舞の用具式	都賀町家中	上新田文挾流獅子舞保存会	S57.1.11
		升塚文挾小流獅子舞の用具式	都賀町升塚	升塚文挾小流獅子舞保存会	H17.5.3
		神明神社の神輿及び祭礼用具一括 附用具収納箱5合、古文書16点、棟札2枚、担ぎ棒3本	嘉右衛門町	嘉右衛門町自治会	H31.3.8
	市	木の杖術	都賀町木	小天狗流杖術保存会	H3.10.11
		大宮神社の獅子舞	大宮町	大宮神社獅子舞保存会	S36.12.21
		大神神社の神楽	惣社町	大神神社	S39.5.19
		大神神社の鉦祭	惣社町	大神神社	S39.5.19
		百八灯流し	湊町	湊町自治会	S51.7.1
		宮野辺神社の祭儀習俗	田村町	個人	S59.3.30
		富田節	大平町富田	富田節保存会	S56.10.23
		横堀の太々神楽	大平町横堀	横堀神楽保存会	S56.10.23
		新の神田五段囃子	大平町新	新神田囃子保存会	S56.10.23
		関白流獅子舞	都賀町木	関白流獅子舞保存会	S44.4.15
		升塚文挾小流獅子舞	都賀町升塚	升塚文挾小流獅子舞保存会	S49.10.1
		上新田文挾流獅子舞	都賀町家中	上新田文挾流獅子舞保存会	S57.10.15
		依田流鷺宮太々神楽	都賀町家中	依田流鷺宮太々神楽保存会	H3.5.17

種別	区分	名称	所在	所有者/管理者	指定年月日
史跡	国	大沢田太々神楽	西方町本城	大沢田太々神楽保存会	H16.9.10
		吾妻古墳	大光寺町吾妻/下都賀郡壬生町 藤井吾妻原	個人	S45.7.22
		下野国庁跡	田村町	栃木市	S57.10.12
	県	県庁堀 附漕渠	入舟町	栃木市	H8.8.20
		金山塚古墳	岩舟町静戸	水掛共有地	S32.8.3
		西方城跡	西方町本城	栃木市	R6.10.11
	市	しめじが原	川原田町	栃木市	S36.12.21
		皆川家歴代祖廟	皆川城内町	金剛寺	S36.12.21
		岩出の古墳	岩出町	個人	S36.12.21
		園部愛宕下古墳	園部町	個人	S36.12.21
		小山芳姫の墓	星野町寒沢	小山芳姫の墓保存会	S37.4.26
		皆川城址	皆川城内町	栃木市	S39.5.19
		狩岡古墳	皆川城内町	個人	S39.5.19
		朝日塚古墳	柏倉町	個人	S39.5.19
		角道山古墳	岩出町	栃木カントリー	S39.5.19
		永倉遺跡	大久保町	個人	S40.3.20
		星野遺跡	星野町	栃木市	S41.2.15
		下野惣社（室の八嶋）	惣社町	大神神社	S43.2.16
		日枝神社	国府町	個人	S43.2.16
		権現宮遺跡	田村町	個人	S43.2.16
		白山神社遺跡	田村町	個人	S43.2.16
		丸山古墳	田村町	観明寺/田本自治会	S43.2.16
		岩家古墳	大塚町	個人	S43.2.16
		栃木城址の一部	城内町	栃木市	S47.8.28
		白山台	皆川城内町	個人	S47.10.27
		入定平	平井町	太山寺	S51.7.1
		伊吹山	吹上町	善応寺	S52.3.17
		荒宿B古墳群	皆川城内町	栃木市	S58.4.18
		しわぶきノ杜	国府町	個人	S63.1.6
		茶白山第一号古墳	大平町富田	個人	S53.3.1
		白岩第七号古墳	大平町西山田	個人	S53.3.1
		下皆川将門霊神古墳	大平町下皆川	個人	S53.3.1
		下皆川マガキ第一号古墳	大平町下皆川	個人	S53.3.1
		伯仲第一号古墳	大平町伯仲	個人	S53.3.1
		オトカ塚古墳	大平町富田	玉正寺	S58.3.25
		篠山貝塚	藤岡町藤岡	個人	S36.4.1
		山王寺大柁塚古墳	藤岡町蛭沼	蛭沼自治会	S36.4.1
		赤麻古墳	藤岡町赤麻	栃木市	S36.4.1
		升塚	都賀町升塚	升塚自治会・愛宕神社	S45.3.24
		華嚴寺跡	都賀町木	栃木市	S45.3.24
		宇都宮領境界標	西方町金崎	金崎愛宕神社	S56.3.5
		画聖田崎草雲の墓地	西方町真名子	個人	S62.12.12
		慈覚大師誕生の地	岩舟町下津原	高平寺	S47.4.1
		小野寺禪司太郎墓	岩舟町小野寺	住林寺	S47.4.1
		慈覚大師御母公墓	岩舟町上岡	上岡自治会	S47.4.1
		大慈寺奥の院	岩舟町小野寺	大慈寺	S63.7.1
天然 記念物	市	出流鍾乳洞	出流町	満願寺	S36.12.21
		さしも草	吹上町	善応寺	S36.12.21
		出流自然林	出流町	満願寺	S47.8.28
		しだれ桜	平井町	太山寺	S51.7.1
		新井町の櫨	新井町	天満宮	S51.7.1
		嘉右衛門町の櫨	嘉右衛門町	個人	S52.3.17
		田村町のイチョウ	田村町	星宮神社	H10.7.24
		大應寺のヒバ	星野町	大應寺	H12.6.19
		榎	大平町富田	富田第七自治会	S53.3.1
		榎（カヤ）	大平町伯仲	慈濟寺（伯仲）	S53.3.1
		グミ	大平町西山田	大中寺（西山田）	H3.11.12
		なんきんはげ	都賀町家中	家中小学校	S57.1.11
		しだれ桜	都賀町大柿	龍興寺	S57.1.11
		高野槇（コウヤマキ）	都賀町白久保	白久保自治会	H4.11.3
		ムクロジ	都賀町家中	本郷自治会	H7.8.24
		さいかちの木	西方町本城	水神宮（小倉水神社）	S56.3.5
		真上のけやき	西方町真名子	真上自治会	S59.12.24
		しだれ桜	西方町元	個人	S62.7.9
		洞雲寺の大いちよう	西方町真名子	洞雲寺	H5.2.1
		村檜神社社叢	岩舟町小野寺	村檜神社	S47.4.1
		杉	大平町西山田	大中寺（西山田）	H27.3.23

種別	区分	名称	所在	所有者/管理者	指定年月日
		楓	大平町西山田	大中寺(西山田)	H27.3.23

(2) 登録有形文化財

(文化課、令和3年5月1日現在)

区分	名称	所在	所有者/管理者	指定年月日
国	栃木高校講堂	入舟町	栃木県	H10.7.23
	栃木高校記念図書館	入舟町	栃木県	H10.7.23
	横山郷土館店舗及び住居	入舟町	栃木市	H10.9.2
	横山郷土館麻蔵	入舟町	栃木市	H10.9.2
	横山郷土館文庫蔵	入舟町	栃木市	H10.9.2
	横山郷土館離れ	入舟町	栃木市	H10.9.2
	栃木高校記念館（旧栃木尋常中学校栃木分校本館）	入舟町	栃木県	H12.4.28
	大島肥料店店舗	大町	個人	H12.10.18
	岡田家住宅翁島別邸主屋	小平町	個人	H12.10.18
	岡田家住宅翁島別邸土蔵	小平町	個人	H12.10.18
	下野新聞社栃木支局	万町	下野新聞社	H12.10.18
	山本有三ふるさと記念館北棟	万町	栃木市	H12.10.18
	山本有三ふるさと記念館南棟	万町	個人	H12.10.18
	大二商店店舗	万町	個人	H12.10.18
	好古壱番館（旧安達呉服店店舗）	万町	個人	H12.10.18
	綿忠はきもの店店舗	万町	栃木市	H12.10.18
	佐藤家住宅店舗	倭町	栃木市	H12.10.18
	関根家住宅店舗	倭町	栃木市	H12.10.18
	関根家住宅主屋	倭町	栃木市	H12.10.18
	関根家住宅文庫蔵	倭町	栃木市	H12.10.18
	五十畑荒物店店舗	倭町	個人	H12.10.18
	中田家住宅店舗	倭町	個人	H12.10.18
	雅秀店舗	倭町	個人	H12.10.18
	丸三家具店店舗	倭町	個人	H12.10.18
	毛塚紙店店舗	倭町	個人	H12.10.18
	塚田家住宅旧主屋	倭町	財団法人塚田歴史伝説館	H12.10.18
	塚田家住宅板塀	倭町	財団法人塚田歴史伝説館	H12.10.18
	塚田家住宅文庫蔵	倭町	財団法人塚田歴史伝説館	H12.10.18
	塚田家住宅旧米蔵	倭町	財団法人塚田歴史伝説館	H12.10.18
	塚田家住宅銘木蔵	倭町	財団法人塚田歴史伝説館	H12.10.18
	塚田歴史伝説館展示館	倭町	財団法人塚田歴史伝説館	H12.10.18
	塚田歴史伝説館事務室、売店及び休憩所	倭町	財団法人塚田歴史伝説館	H12.10.18
	塚田歴史伝説館人形山車・銘木展示館（旧荷蔵）	倭町	財団法人塚田歴史伝説館	H12.10.18
	油伝味噌文庫蔵	嘉右衛門町	個人	H16.2.17
	油伝味噌東蔵	嘉右衛門町	個人	H16.2.17
	油伝味噌中蔵	嘉右衛門町	個人	H16.2.17
	油伝味噌離れ	嘉右衛門町	個人	H16.2.17
	天海家住宅店舗	嘉右衛門町	個人	H16.2.17
	天海家住宅主屋	嘉右衛門町	個人	H16.2.17
	天海家住宅土蔵	嘉右衛門町	個人	H16.2.17
	野口栄三商店店舗及び主屋	泉町	個人	H16.2.17
	野口栄三商店土蔵	泉町	個人	H16.2.17
	館野家住宅店舗	泉町	個人	H16.2.17
	館野家住宅主屋	泉町	個人	H16.2.17
	館野家住宅鼻緒蔵	泉町	個人	H16.2.17
	櫻井肥料店店舗	万町	個人	H16.2.17
	櫻井肥料店主屋	万町	個人	H16.2.17
	櫻井肥料店文庫蔵	万町	個人	H16.2.17
	櫻井肥料店煉瓦蔵	万町	個人	H16.2.17
	下都賀酒造協同組合事務所	万町	栃木市	H16.2.17
	旧足利銀行栃木支店	万町	栃木市	H20.7.8
	油伝味噌店舗兼主屋	嘉右衛門町	個人	H20.7.8
	小根澤家長屋東棟	入舟町	個人	H23.7.25
	小根澤家長屋西棟	入舟町	個人	H23.7.25

(3) 伝統的建築物群保存地区

(文化課、令和3年5月1日現在)

区分	所在	指定年月日
国	栃木市嘉右衛門町栃木市泉町、嘉右衛門町、小平町、錦町及び昭和町の各一部	H24.7.9

19-1 水道事業浄水施設

(水道建設課、令和2年4月1日現在)

地域名	浄水施設名	水源種別	処理方法	給水人口（人）
栃木地域	菌部浄水場	浅 深	消	37,143
	川原田浄水場	深	消	7,934
	大塚浄水場	深	消	13,355
	大宮浄水場	深	消	9,570
	出流浄水場	浅	消	51
	星野浄水場	浅	消	339
大平地域	大平川連浄水場	浅 深	消	8,949
	大平蔵井浄水場	深	消	19,327
	大平上高島浄水場	深	消	414
藤岡地域	藤岡浄水場	深	急	7,231
	藤岡蛭沼浄水場	深	急	6,259
都賀地域	都賀原宿浄水場	深	消	6,690
	都賀家中浄水場	深	消	5,848
西方地域	西方浄水場	深	消	4,792
	西方真名子浄水場	深	消	1,047
	西方真上浄水場	浅	消	34
岩舟地域	岩舟静戸第1浄水場	深	急	14,413
	岩舟静戸第2浄水場	深	急	3,205

浅：浅井戸 急：急速濾過 深：深井戸 消：消毒

19-2 下水道施設

(1) 県土整備部所管

(栃木県県土整備部、令和6年3月31日現在)

区分	県・市町	処理場名	施設の所在地	供用 開始年度	処理能力 ($\text{m}^3/\text{日}$)	処理方式	放流 河川名
流域 下水道	栃木県	巴波川浄化センター	城内町 2-57-62	1982	37,800 m^3	標準活性 汚泥法	巴波川
		大岩藤浄化センター	藤岡町藤岡 4018	1995	11,600 m^3	標準活性 汚泥法	渡良瀬川

(2) 下水道建設課所管

① 農業集落排水処理施設

(下水道建設課、平成30年4月1日現在)

地区名	処理施設所在地	供用開始		計画 戸数	集落数	計画人口	処理方式
		年	月				
下皆川	大平町下皆川 250	14	4	210	3	1,060	JARUS-XIV
みずほ西	大平町蔵井 717-2	18	4	440	4	2,190	JARUS-XIV
巴波川南部	藤岡町部屋 1959-2	19	3	420	12	1,760	JARUS-XIV
巴波川西部	藤岡町富吉 1344	23	4	531	16	2,480	JARUS-XIV
西方西部	西方町元 2185-1	5	6	304	9	1,580	JARUS-III
本郷金井	西方町金井 1847	9	5	328	6	1,350	JARUS-III

② マンホールポンプ場（公共下水道）

（下水道建設課、令和7年4月1日現在）

地域	施設名	設置場所
栃木	城内1号マンホールポンプ	城内町 2-314-4
	城内2号マンホールポンプ	城内町 2-5-1
	樋ノ口1号マンホールポンプ	樋ノ口町 50-1
	樋ノ口2号マンホールポンプ	樋ノ口町 462-2
	沼和田1号マンホールポンプ	沼和田町 38-10
	片柳1号マンホールポンプ	片柳町 2-57-4
	片柳2号マンホールポンプ	片柳町 4-143-2
	片柳3号マンホールポンプ	片柳町 4-1075-7
	片柳4号マンホールポンプ	片柳町 4-522-5
	箱森1号マンホールポンプ	箱森町 1156-17
	大宮1号マンホールポンプ	大宮町 1682-6
	平井1号マンホールポンプ	平井町 9000
	境町マンホールポンプ	境町 1282-37
	平井2号マンホールポンプ	平井町 1011-3
	惣社1号マンホールポンプ	惣社町 909-1
	大塚1号マンホールポンプ	大塚町 718-12
	大塚2号マンホールポンプ	大塚町 866-2
	新井1号マンホールポンプ	新井町 1002-1
	新井2号マンホールポンプ	新井町 1038
岩舟	和泉マンホールポンプ	岩舟町和泉 1364-1
	静マンホールポンプ	岩舟町静 1400-1
	岩舟中学校マンホールポンプ	岩舟町静 389-1
	静和マンホールポンプ	岩舟町静和 2115-1
	下津原東マンホールポンプ	岩舟町下津原 95
	下津原駐在所マンホールポンプ	岩舟町下津原 449-1
	下津原南マンホールポンプ	岩舟町下津原 259-85
	馬宿西マンホールポンプ	岩舟町静 287 先
	下津原西マンホールポンプ	岩舟町下津原 16-2
	鷺巣マンホールポンプ	岩舟町鷺巣 45-1 地先
	古橋南マンホールポンプ	岩舟町静和 622-1 地先
	古橋北マンホールポンプ	岩舟町静和 839-1 地先
	畳岡南マンホールポンプ	岩舟町畳岡 776-1 地先
	和泉北マンホールポンプ	岩舟町和泉 411 地先
	赤塚南マンホールポンプ	岩舟町静和 2730-1 地先
	畳岡北マンホールポンプ	岩舟町畳岡 820-3 地先
	赤塚北マンホールポンプ	岩舟町静和 2308-1 地先
	鶴巻マンホールポンプ	岩舟町和泉 1074-1 地先
	畳岡東マンホールポンプ	岩舟町畳岡 20-2 地先
	下津原北マンホールポンプ	岩舟町下津原 1165-7
都賀	新里マンホールポンプ	岩舟町新里 71-1
	No.28 富張マンホールポンプ	都賀町富張 1165
	No.44 富張マンホールポンプ	都賀町富張 1337
	No.153 富張マンホールポンプ	都賀町富張 603-2
	No.33 合戦場マンホールポンプ	都賀町合戦場 667-1

地域	施設名	設置場所
西方	神塚マンホールポンプ	西方町金井 1797-34
	牛久マンホールポンプ	大平町牛久 471-18
	上牛久マンホールポンプ	大平町牛久 463
	富田マンホールポンプ	大平町富田 1378-2
	蔵井マンホールポンプ	大平町蔵井 1584-2
	西野田マンホールポンプ	大平町西野田 465-1
	西野田第2マンホールポンプ	大平町西野田 1060-2
	西野田第3マンホールポンプ	大平町西野田 2012 地先
	西野田第4マンホールポンプ	大平町西野田 733-2 地先
	西水代第1マンホールポンプ	大平町西水代 2691
大平	西水代第2マンホールポンプ	大平町西水代 1846-2
	西水代第3マンホールポンプ	大平町西水代 1049
	荒立マンホールポンプ	藤岡町藤岡 295-1 付近
	上町マンホールポンプ	藤岡町藤岡 1005-2 付近
	東原マンホールポンプ	藤岡町藤岡 1232-7 付近
	松葉マンホールポンプ	藤岡町藤岡 6410-1 付近
	新町マンホールポンプ	藤岡町藤岡 1888-1 付近
	霞立マンホールポンプ	藤岡町藤岡 4650-1 付近
	城山マンホールポンプ	藤岡町藤岡 3921-2 付近
	城山第2マンホールポンプ	藤岡町藤岡 4136-9 付近
	通山合マンホールポンプ	藤岡町藤岡 828-1
	大前向第1マンホールポンプ	藤岡町大前 44-1 付近
	大前向第2マンホールポンプ	藤岡町大前 217-5 付近
	向山マンホールポンプ	藤岡町藤岡 562 付近
	仲町第1マンホールポンプ	藤岡町藤岡 1463-4 付近
	南山マンホールポンプ	藤岡町藤岡 3853-1 付近
	南山第2マンホールポンプ	藤岡町藤岡 312-3 付近
	原第1マンホールポンプ	藤岡町藤岡 2922-3 付近
	原第2マンホールポンプ	藤岡町藤岡 2744 付近
藤岡	高間マンホールポンプ	藤岡町藤岡 2022-4
	大前本郷マンホールポンプ	藤岡町大前 373-3
	篠山第1マンホールポンプ	藤岡町藤岡 2610
	篠山第2マンホールポンプ	藤岡町藤岡 2309-2
	西原マンホールポンプ	藤岡町赤麻 2114
	学校通マンホールポンプ	藤岡町赤麻 911-3 付近
	赤麻第1マンホールポンプ	藤岡町赤麻 675-2
	赤麻第2マンホールポンプ	藤岡町赤麻 365-2

③ マンホールポンプ場（農業集落排水）

（下水道建設課、平成30年4月1日現在）

地域	地区名	施設名	設置場所
大平	下皆川	No.36 中継ポンプ	下皆川 1155
		No.56 中継ポンプ	下皆川 1135-1
		No.174 中継ポンプ	下皆川 157-2
	みずほ西	中継ポンプ1号	川連 613-4
		中継ポンプ2号	川連 306-6
		中継ポンプ3号	川連 253
		中継ポンプ4号	川連 117
		中継ポンプ5号	土与 303
		中継ポンプ6号	蔵井 609-1
		中継ポンプ7号	蔵井 1009
		中継ポンプ8号	蔵井 1080-1
		中継ポンプ9号	蔵井 705
		中継ポンプ10号	蔵井 1057
		中継ポンプ11号	川連 1282-6
		中継ポンプ12号	川連 511-3
		中継ポンプ13号	川連 511-3
		中継ポンプ14号	川連 510-3

地域	地区名	施設名	設置場所
藤岡	巴波川西部	富吉第1中継ポンプ	富吉 1564
		富吉第2中継ポンプ	富吉 966
		部屋中継ポンプ	部屋 584
		中根中継ポンプ	中根 585
	西方西部	本城中継ポンプNo.1	本城 1036
		本城中継ポンプNo.2	本城 452
		元中継ポンプNo.1	元 1460-1
		元中継ポンプNo.2	元 1495
	本郷金井	本郷・金井中継ポンプNo.1	元 1195-2
		本郷・金井中継ポンプNo.2	本郷 910-4
		本郷・金井中継ポンプNo.3	本郷 66-1
		本郷・金井中継ポンプNo.4	金井 957-2

20-1 栃木県の主な金融支援制度

(栃木県地域防災計画、令和6年4月)

(1) 生活支援制度

○災害弔慰金

適応法制度等名	災害弔慰金の支給等に関する法律
実施主体	市町村（費用負担 国2分の1 県・市町村各4分の1）
対象災害	一定の自然災害
制度の対象者 基準・条件等	1 概 要 2の災害により死亡した者がある場合に、市町村が、その遺族に対し災害弔慰金を支給する。 2 支給の対象となる災害 (1) 一の市町村の区域内において、住居の滅失した世帯数が5以上である災害 (2) 被害が発生した市町村をその区域に含む都道府県の区域内で生じた災害であって、住居の滅失した世帯数が5以上の市町村が3以上存在する災害 (3) 被害が発生した市町村をその区域に含む都道府県の区域内で生じた災害であって、災害救助法第2条第1項に規定する救助（以下「救助」という。）が行われた災害 (4) 救助が行われた市町村をその区域に含む都道府県が2以上ある災害 3 支給の対象となる死亡 (1) 2の災害により死亡した場合 (2) 2の災害により、3ヶ月以上行方不明となった場合（死亡の推定） 4 支給額（非課税である） (1) 生計維持者 500万円 (2) (1)以外の者 250万円 5 支給の対象となる遺族 配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹 6 支給順位 (1) 死亡当時に、主として死亡者により生計を維持していた者を先にする。 (2) (1)の場合において同順位の者については、5の順序とする。 7 支給されない場合 (1) 死亡が、本人の故意又は重大な過失による場合 (2) 賞じゅつ金又は特別賞じゅつ金が支給される場合 (3) (1)及び(2)以外で、市町村長が支給を不適当と認める場合
備考	既に災害障害見舞金が支給されている者が当該災害により死亡した場合には、災害弔慰金の支給額は、既に支給された災害障害見舞金の額を差し引いた額とする。
所轄部局課室係名	危機管理防災局 危機管理課

○災害障害見舞金

適応法制度等名	災害弔慰金の支給等に関する法律
実施主体	市町村（費用負担 国2分の1 県・市町村4分の1）
対象災害	一定の自然災害
制度の対象者 基準・条件等	1 概 要 2の災害により、精神又は身体に重度の障害を受けた者に対し、災害障害見舞金を支給する。 2 支給の対象となる災害 災害弔慰金の支給の対象となる災害の範囲と同一の災害 3 支給の対象となる障害 (1) 両眼が失明したもの (2) 咀嚼及び言語の機能を廃したもの (3) 神経系統の機能又は神経に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (5) 両上肢をひじ関節以上で失ったもの (6) 両上肢の用を全廃したもの (7) 両下肢をひざ関節以上で失ったもの (8) 両下肢の用を全廃したもの (9) 精神又は身体の障害が重複する場合に、当該重複する障害の程度が、前各号と同程度以上と認められるもの 4 支給額（非課税である） (1) 生計維持者 250万円 (2) (1)以外の者 125万円 5 支給されない場合 災害弔慰金の場合と同様
備考	既に災害障害見舞金が支給されている者が当該災害により死亡した場合には、災害弔慰金の支給額は、既に支給された災害障害見舞金の額を差し引いた額とする。
所轄部局課室係名	危機管理防災局 危機管理課

○災害援護資金貸付金

適応法制度等名	災害弔慰金の支給等に関する法律
実施主体	市町村（費用負担 国3分の2 県3分の1）
対象災害	県内で災害救助法による救助が行われた自然災害
制度の対象者 基準・条件等	1 概要 2の災害により3に掲げる被害を受けた世帯の世帯主に対し、災害援護資金の貸付を行う。 2 貸付の対象となる災害 県内において災害救助法第2条第1項が適用された市町村が1以上ある場合の災害 3 貸付対象者 (1) 療養に要する期間が概ね1ヶ月以上の負傷を負った世帯主 (2) 被害額が当該住居又は家財の価額のおおむね3分の1以上である損害を受けた世帯主 4 所得による制限 前年の所得を基準とし、市町村民税の算定基準となる所得が、同一の世帯に属する者が1人であるときは220万円、2人の時は430万円、3人の時は620万円、4人の時は730万円、5人以上の時は730万円に世帯人員が4人を越えて1人増加するごとに30万円を加算した額をもって限度とする。但し、その世帯の住居が滅失した場合、1,270万円を限度とする。 5 貸付限度額（単位：万円） (1) 世帯主の1ヵ月以上の負傷 150 (2) 家財の1/3以上の損害 150 (3) 住居の半壊 170(250) (4) 住居の全壊 250(350) (5) 住居の滅失 350 250 270(350) 350 ※住居の残存部分を取り壊さざる得ない場合等の特別の事情がある場合は、（ ）内の額とする。 6 貸付の条件 (1) 利 率 年3%以内（各市町の条例による）（据置期間は無利子） (2) 据置期間 3年（特別の事情のある場合は5年） (3) 償還期限 10年（据置期間を含む） (4) 償還方法 年賦、半年賦又は半年賦
手続き期間	災害発生時から3ヵ月以内
備考	生活福祉資金貸付制度の福祉資金と重複して貸付けることはできるが、生活福祉資金貸付制度の災害援護資金と重複して貸付けることはできない。
所轄部局課室係名	危機管理防災局 危機管理課

○市町村災害援護資金原資貸付制度

適応法制度等名	市町村災害援護資金原資貸付制度
実施主体	県（費用負担 県3分の2 市町村3分の1）
対象災害	自然災害（災害救助法が適用される場合を除く）
制度の対象者 基準・条件等	1 概 要 災害により、2に定める被害を受けた市町村が住民に対し貸付を行う場合、その原資の一部を無利子で貸付ける。 2 貸付の対象となる市町村 (1) 全壊、全焼及び流失 1市町村あたり10世帯以上 (2) 半壊及び半焼 1市町村あたり20世帯以上 (3) 床上浸水 1市町村あたり30世帯以上 (4) 知事が特に必要があると認めたもの 3 貸付対象者 2の災害により被害を受けた世帯で前年の所得（市町村民税における総所得金額）が、政令で定める額に満たない世帯とする。 4 貸付限度額（単位：万円） 災害援護資金貸付金の場合と同様 5 貸付の条件 (1) 利 率 年3%以内（市町条例で決定）（据置期間は無利子） (2) 据置期間 6月 (3) 償還期限 8年6月（据置期間を含む） (4) 償還方法 年賦又は半年賦
手続き期間	災害発生後速やかに
備考	既に災害障害見舞金が支給されている者が当該災害により死亡した場合には、災害弔慰金の支給額は、既に支給された災害障害見舞金の額を差し引いた額とする。
所轄部局課室係名	危機管理防災局 危機管理課

○生活福祉資金

適応法制度等名	生活福祉資金貸付制度
実施主体	栃木県社会福祉協議会
対象災害	火災及び風水害等不慮の災害
制度の対象者 基準・条件等	- 対象となる世帯 低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯 ※災害弔慰金の支給等に関する法律が適用されない小規模な災害や火災等自然災害以外の災害、同法の適用がされた地域であっても被害の程度が法に基づく災害援護資金の貸付対象とならない場合について、貸付対象として取扱うものである。 - 貸付対象経費及び限度額 災害を受けたことにより臨時に必要な経費に対して 150 万円以内の貸付 - 貸付の条件 - 利子 保証人を確保できた場合無利子 保証人を確保できなかった場合年 1. 5 %（据置期間を除く） - 償還期間等 7 年以内・元金均等・月賦, 半年賦, 年賦 - 据置期間 6 月以内
所轄部局課室係名	保健福祉部 保健福祉課 地域福祉担当

○災害復興住宅融資

適応法制度等名	独立行政法人住宅金融支援機構法
実施主体	独立行政法人住宅金融支援機構
対象災害	- 地震、豪雨、噴火、津波などの自然現象により生じた災害 - 自然現象以外の原因による災害のうち、住宅金融支援機構が個別に指定するもの
制度の対象者 基準・条件等	- 対象者 - 自然現象による災害により被害が生じた住宅の所有者、賃借人又は居住者で地方公共団体から「罹災証明書」の交付を受けた者 - 被災者自身が居住するために住宅を建設、購入又は補修する者（被災者に貸すために建設、購入又は補修する場合を含む。） - 融資内容 - 災害復興住宅の建設及びこれに付随する土地取得又は整地に対する融資 - 災害復興住宅の新築購入及びこれに付随する土地取得に対する融資 - 災害復興住宅の補修、被災住宅部分の補修に併せて行う、増築工事や門塀の補修の費用及び災害復興住宅の補修に付随する整地又は移転に対する融資 - 融資金利（R4.6 時点） - 団体信用生命保険に加入する場合：年 1.15～1.39% - 団体信用生命保険に加入しない場合：年 0.95% - 高齢者向け返済特例の利用の場合：年 2.37%
申込受付期間	「罹災証明書」に記載された「罹災日」から 2 年間 なお、被災者生活再建支援金（加算支援金）の申請期間、応急仮設住宅の供与期間等に応じて、申込受付期間を延長
所轄部局課室係名	県土整備部 住宅課 企画支援担当

○勤労者生活資金

適応法制度等名	勤労者生活資金貸付制度
実施主体	県
対象災害	一般災害
制度の対象者 基準・条件等	- 貸付対象者 - 県内に 1 年以上居住し、かつ 1 年以上勤務している - 安定継続した年収が 150 万円以上あり、返済能力がある - 行為能力を有する - 保証協会の保証が得られる - 貸付用途 貸付対象者又はその世帯員が災害のために必要となった資金 - 貸付限度額 100 万円 - 貸付利率 年 1.7% - 返済方法・期間 最長 5 年（毎月均等払い） - 取扱金融機関 中央労働金庫 ※ 無担保 ※ 保証人不要（ただし、日本労働者信用基金協会の保証を要す。保証料 0.7%～1.2%）
備考	利率は令和 6 年 4 月現在のもの
所轄部局課室係名	産業労働観光部 労働政策課 労働経済・福祉担当

(2) 事業者支援制度

○経営安定資金（基盤強化融資（罹災対策））

適応法制度等名	経営安定資金（事業活動継続融資）制度

実施主体	県（金融機関が窓口）
対象災害	故意又は重過失によらない火災、地震又は風水害等
制度の対象者 基準・条件等	1 融資対象者 県内に事業所を有する中小企業者等 2 資金の使途 罹災への対応及びBCPの策定等を含め災害等の未然防止対策に必要な運転・設備資金 3 融資条件 (1) 融資限度額 ・運転資金 3,000 万円 ・設備資金 5,000 万円 (2) 融資期間 ・運転資金 1 年超 7 年以内（うち据置 1 年以内） ・設備資金 1 年超 10 年以内（うち据置 2 年以内） 4 融資利率 年 1.6% 以内（栃木県信用保証協会の保証付・責任共有制度対象外） 年 1.8% 以内（栃木県信用保証協会の保証付・責任共有制度対象） 5 手続等 市町村長等の罹災証明書が必要
手続き期間	金融機関が窓口となるため特になし
備考	利率は令和 6 年 4 月現在のもの
所轄部局課室係名	産業労働観光部 経営支援課 金融担当

○天災融資制度（天災による被害農林漁業者等に対する経営資金利子補給補助事業）

適応法制度等名	天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法
実施主体	市町（費用負担 天災の都度定める）
対象災害	政令で指定する災害
制度の対象者 基準・条件等	経営資金（災害後の再生産に必要な資金） 1 借受資格者 (1) 農業を主な業務とする者のうち次のア又はイに該当するものとして市町長の認定をうけたもの。 ア 天災による農産物等の減収量が平年収穫量の 30% 以上であり、かつ、その者の平年における農業総収入額の 10% 以上であるもの。 イ 天災による果樹等の流失等による損失額がその者の栽培する果樹等の被害時における価格の 30% 以上であるもの。 (2) 漁業を主な業務とする者のうち次のア又はイに該当するものとして市町村長の認定を受けたもの。 ア 天災による魚類等の流失等による損失額がその者の平年における漁業総収入額の 10% 以上であるもの。 イ 天災によりその所有する漁船等の沈没等による損失額が当該施設の被害時における価格の 50% 以上であるもの。 2 貸付限度額、償還期間、貸付利息 天災の都度定める。 3 手続等 市町長の被害認定が必要
手続き期間	天災の都度定める
所轄部局課室係名	農政部 経済流通課 農業金融担当

○災害復旧支援金（農業近代化資金）

適応法制度等名	農業近代化資金融通法
実施主体	金融機関
対象災害	農業災害
制度の対象者 基準・条件等	（全般） 1 貸付条件の変更 償還期限の延長（法定期間の範囲内） （災害復旧支援資金） 1 借受資格者 市町長の認定を受けた農業者等 2 資金使途 被災した施設・家畜等に対する再投資 3 貸付限度額 18,000 千円（知事特認で 2 億円） 4 償還期限 7～20 年（据置き 2～7 年） 5 貸付利率 災害の都度定める
手続き期間	災害の都度定める
所轄部局課室係名	農政部 経済流通課 農業金融担当

20-2 栃木市災害弔慰金の支給等に関する条例

平成22年3月29日条例第128号

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 災害弔慰金（第3条―第8条）
- 第3章 災害障がい見舞金の支給（第9条―第11条）
- 第4章 災害援護資金の貸付け（第12条―第16条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和48年政令第374号。以下「政令」という。）の規定に基づき、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給及び自然災害により精神又は身体に著しい障がいを受けた市民に対する災害障がい見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に掲げるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 市民 災害により被害を受けた当時、本市の区域内に住所を有した者をいう。

第2章 災害弔慰金

（災害弔慰金の支給）

第3条 市は、市民が政令第1条に規定する災害（以下この章及び次章において単に「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

（災害弔慰金を支給する遺族）

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族を先にし、その他の遺族を後にする。
- (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

- ア 配偶者
- イ 子
- ウ 父母
- エ 孫
- オ 祖父母

2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難いときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち、市長が適当と認める者に支給することができる。

4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

（災害弔慰金の額）

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障がい見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障がい見舞金の額を控除した額とする。

（死亡の推定）

第6条 災害の際現にその場に居合わせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

（支給の制限）

第7条 弔慰金は、次の各号のいずれかに該当する場合には支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 政令第2条に規定する場合

（支給の手続）

第8条 市長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2 市長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第3章 災害障がい見舞金の支給

（災害障がい見舞金の支給）

第9条 市は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障がいがあるときは、当該住民（以下「障がい者」という。）に対し、災害障がい見舞金の支給を行うものとする。

（災害障がい見舞金の額）

第10条 障がい者1人当たりの災害障がい見舞金の額は、当該障がい者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障がい見舞金について準用する。

第4章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第12条 市は、政令第3条に掲げる災害により法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の住民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の1災害時における1世帯当たりの貸付け限度額は、次の各号に掲げる災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合 150万円

イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円

ウ 住居が半壊した場合 270万円

エ 住居が全壊した場合 350万円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財の損害があり、かつ、住居の被害がない場合 150万円

イ 住居が半壊した場合 170万円

ウ 住居が全壊した場合（エの場合を除く。） 250万円

エ 住居の全体が滅失し、又は流失した場合 350万円

(3) 第1号ウ又は前号イ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合 第1号ウ中「270万円」とあるのは「350万円」と、前号イ中「170万円」とあるのは「250万円」と、同号ウ中「250万円」とあるのは「350万円」とする。

2 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間は、そのうち3年（政令第7条第2項に規定する厚生労働大臣が定める場合は、5年）とする。

(連帯保証人及び利率)

第14条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、連帯保証人を立てることができる。

2 災害援護資金は、連帯保証人を立てる場合は、無利子とし、連帯保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年1.5パーセントとする。

3 第1項の連帯保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、政令第9条の違約金を包含するものとする。

(償還等)

第15条 災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに政令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

[中略]

附 則（令和元年条例第47号）

この条例は、公布の日から施行する。

20-3 栃木市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

平成22年3月29日規則第102号

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 災害弔慰金の支給（第2条・第3条）

第3章 災害障がい見舞金の支給（第4条・第5条）

第4章 災害援護資金の貸付け（第6条―第17条）

第5章 補則（第18条）

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、栃木市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成22年栃木市条例第128号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 災害弔慰金の支給

(支給の手続)

第2条 市長は、条例第3条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行った上で支給するものとする。

- (1) 死亡者（行方不明者を含む。以下同じ。）の氏名、性別及び生年月日
- (2) 死亡（行方不明を含む。）の年月日及び死亡の状況
- (3) 死亡者の遺族に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第3条 市長は、本市の区域外で死亡した市民の遺族に対しては、死亡地の官公署の発行する被災証明書提出させるものとする。

2 市長は、本市の市民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

第3章 災害障がい見舞金の支給

(支給の手続)

第4条 市長は、条例第9条の規定により災害障がい見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行った上で災害障がい見舞金の支給を行うものとする。

- (1) 障がい者の氏名、性別及び生年月日
- (2) 障がいの原因となる負傷又は疾病の状況となった年月日及び負傷又は疾病の状況
- (3) 障がいの種類及び程度に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第5条 市長は、本市の区域外で障がいの原因となる負傷又は疾病の状況となった市民に対し、負傷し又は疾病にかかった地の官公署の発行する被災証明書提出させるものとする。

2 市は、障がい者に対し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）別表に規定する障がいを有することを証明する医師の診断書（別記様式第1号）を提出させるものとする。

第4章 災害援護資金の貸付け

(借入の申込み)

第6条 災害援護資金（以下「資金」という。）の貸付けを受けようとする者（以下「借入申込者」という。）は、災害援護資金借入申込書（別記様式第2号）を市長に提出しなければならない。

2 借入申込書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込書にあっては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書
- (2) 被害を受けた日の属する年の前年（当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあっては、前々年とする。以下この号において同じ。）において、他の市町村に居住していた借入申込者にあっては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた書類

3 借入申込者は、借入申込書をその者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日までに提出しなければならない。

(調査)

第7条 市長は、借入申込書の提出を受けたときは、速やかにその内容を検討の上、当該世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査を行うものとする。

(貸付けの決定)

第8条 市長は、借入申込者に対して資金を貸し付ける旨を決定したときは、貸付金の金額、償還期間及び償還方法を記載した災害援護資金貸付決定通知書（別記様式第3号）を借入申込者に交付するものとする。

2 市長は、借入申込者に対して資金を貸し付けない旨を決定したときは、災害援護資金貸付不承認決定通知書（別記様式第4号）を借入申込者に交付するものとする。

(借用書の提出)

第9条 貸付決定通知書の交付を受けた者は、速やかに災害援護資金借用書（別記様式第5号）に、資金の貸付けを受ける者（以下「借受人」という。）の印鑑証明書を添えて、市長に提出しなければならない。この場合において、連帯保証人を立てるときは、連帯保証人が連署した災害援護資金借用書に、借受人及び連帯保証人の印鑑証明書を添えて、市長に提出しなければならない。

(貸付金の交付)

第10条 市長は、前条の借用書と引き換えに貸付金を交付するものとする。

(償還の完了)

第11条 市長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれに添えられた印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

(繰上償還の申出)

第12条 繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書（別記様式第6号）を市長に提出するものとする。

(償還金の支払猶予)

第13条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けようとする理由、猶予期間その他市長が必要と認める事項を記載した償還金支払猶予申請書（別記様式第7号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、支払を猶予した期間その他市長が必要と認める事項を記載した支払猶予承認通知書（別記様式第8号）を当該借受人に交付するものとする。

3 市長は、支払の猶予を認めない旨を決定したときは、支払猶予不承認通知書（別記様式第9号）を当該借受人に交付するものとする。

（違約金の支払免除）

第14条 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、違約金支払免除申請書（別記様式第10号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは、違約金の支払免除をした期間及び支払を免除した金額を記載した違約金支払免除承認通知書（別記様式第11号）を当該借受人に交付するものとする。

3 市長は、支払免除を認めない旨を決定したときは、違約金支払免除不承認通知書（別記様式第12号）を当該借受人に交付するものとする。

（償還免除）

第15条 災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者（以下「償還免除申請者」という。）は、償還免除を受けようとする理由その他市長が必要と認める事項を記載した災害援護資金償還免除申請書（別記様式第13号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。

（1）借受人の死亡を証する書類

（2）借受人が精神又は身体に著しい障がいを受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類

（3）借受人が破産手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けたことを証する書類

3 市長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、災害援護資金償還免除承認通知書（別記様式第14号）を、当該償還免除申請者に交付するものとする。

4 市長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、災害援護資金償還免除不承認通知書（別記様式第15号）を、当該償還免除申請者に交付するものとする。

（督促）

第16条 市長は、償還金を納付期限までに納入しない者があるときは、督促状を発行するものとする。

（氏名又は住所の変更届等）

第17条 借受人又は保証人について、氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異動を生じたときは、借受人は、速やかに氏名等変更届（別記様式第16号）を市長に提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代わってその旨を届け出るものとする。

第5章 補則

第18条 この規則に定めるもののほか、災害弔慰金及び災害障がい見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けの手續に関し必要な事項は、別に定める。

〔中略〕

附 則（令和元年規則第23号）

この規則は、公布の日から施行する。

〔以下略〕

20-4 栃木市災害見舞金条例

平成22年3月29日条例第129号

(趣旨)

第1条 この条例は、被災者に対する災害見舞金（以下「見舞金」という。）の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「災害」とは、風水害、震災その他の異常な自然現象による災害及び火災をいう。

2 この条例において「被災者」とは、災害を受けた者をいう。

(支給要件)

第3条 市長は、本市に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）により住民基本台帳に記録されている者又は市内に事業所を有して事業を営んでいる者が、災害により次の各号のいずれかに該当する場合は、見舞金を支給する。

(1) 死亡し、又は死亡したと推定されるとき。

(2) 1週間以上にわたり入院加療を必要とする負傷をしたとき。

(3) 自己の居住の用に供する住宅又は自己の事業の用に供する建築物が全壊し、全焼する等滅失したとき。

(4) 自己の居住の用に供する住宅又は自己の事業の用に供する建築物が半壊し、半焼する等著しく損傷したとき。

(5) 自己の居住の用に供する住宅又は自己の事業の用に供する建築物の一部分が損壊し、焼失する等部分的に損傷したとき。

2 前項の場合において、住宅及び事業用建築物が同一災害により災害を受けたときは、その損失度合いが大きいものについて見舞金を支給するものとし、畜舎、納屋等簡易な附属建築物については見舞金を支給しない。

3 第1項第1号に該当する場合は被災者の葬祭を行う者に対して、同項第2号に該当する場合は被災者に対して、同項第3号から第5号までに該当する場合は被災世帯（同一の住宅に居住する親族、縁故者及び同居人は同一の世帯に属するとみなす。）の世帯主又は事業主に対して見舞金を支給する。

(災害の認定)

第4条 前条第1項の認定は、別に定める基準により市長が行うものとする。

(見舞金の額)

第5条 見舞金の額は、次のとおりとする。

(1) 第3条第1項第1号に該当するとき 50,000円

(2) 第3条第1項第2号に該当するとき 30,000円以内で規則で定める額

(3) 第3条第1項第3号に該当するとき 30,000円

(4) 第3条第1項第4号に該当するとき 20,000円

(5) 第3条第1項第5号に該当するとき 10,000円

2 第3条第1項第3号から第5号までに該当する被災者（事業主である場合を除く。）が、寄宿舍、寮、下宿等に居住する単身世帯である場合は、前項第3号から第5号までの規定にかかわらず、当該各号に定める金額の2分の1の額を支給する。

(届出)

第6条 見舞金の支給要件に該当する者（以下「受給資格者」という。）は、災害が発生した日から1月以内に、被害の状況を市長に届け出るものとする。ただし、市長において被害の状況が把握できるものについては、この限りでない。

(支給の制限)

第7条 市長は、災害が被災者若しくは受給資格者の故意又は重大な過失によるものである場合、又は受給資格者が災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助を受けた場合は、見舞金の額の全部又は一部を支給しないことができる。

2 栃木市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成22年栃木市条例第128号）により災害弔慰金の支給を受けた者に対しては、見舞金は支給しない。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

[中略]

附 則（平成24年条例第32号）

この条例は、平成24年7月9日から施行する。

20-5 栃木市災害見舞金条例施行規則

平成22年3月29日規則第103号

(趣旨)

第1条 この規則は、栃木市災害見舞金条例（平成22年栃木市条例第129号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(被害の認定基準)

第2条 条例第3条第1項第3号に掲げる被害の認定基準は、住宅又は事業の用に供する建築物の70パーセント以上が損壊し、焼失し、又は流失した場合とする。

2 条例第3条第1項第4号に掲げる被害の認定基準は、住宅又は事業の用に供する建築物の40パーセント以上70パーセント未満が損壊し、焼失し、又は流失した場合とする。

3 条例第3条第1項第5号に掲げる被害の認定基準は、住宅又は事業の用に供する建築物の20パーセント未満が損壊し、焼失し、又は流失した場合であって、次の各号のいずれかに該当するときとする。

(1) 住宅にあつては、屋根の損壊、床上浸水等により居住に支障が生じたとき。

(2) 事業の用に供する建築物にあつては、屋根の損壊、床上浸水等により事業の用に供することに支障が生じたとき。

(3) その他市長が特に必要と認めるとき。

(災害の認定)

第3条 条例第4条に定める災害の認定は、次に定める書類の審査又は現況調査により行うものとする。

(1) 条例第3条第1項第1号に該当する災害の場合は、医師の死亡診断書又は死体検案書若しくは死亡届書の写し

(2) 条例第3条第1項第2号に該当する災害の場合は、医師の診断書の写し

(3) 条例第3条第1項第3号から第5号までに該当する場合は、消防長の発行する証明書等

(見舞金の額)

第4条 条例第5条第1項第2号の規則で定める額は、次のとおりとする。

(1) 災害救助法施行令第1条第1項第3号の内閣府令で定める特別の事情等を定める内閣府令（平成25年内閣府令第68号）別表の障害等級の区分の1級から5級までの項身体障害の欄に掲げる負傷の場合 30,000円

(2) 入院加療の期間が3月以上の場合 15,000円

(3) 入院加療の期間が1月以上3月未満の場合 10,000円

(4) 入院加療の期間が1週間以上1月未満の場合 5,000円

(被害状況の届出)

第5条 条例第6条に定める被害の状況の届出は、被災届（別記様式第1号）によるものとする。

2 市長は、前項の規定による届出があったとき、又は災害の発生を知ったときは、災害見舞金支給対象被害調査書兼認定書（別記様式第2号）を作成するものとする。

〔中略〕

附 則（平成30年規則第22号）

この規則は、公布の日から施行する。

〔以下略〕

20-6 栃木市被災者生活再建支援金支給要綱

平成25年3月28日告示第102号

(趣旨)

第1条 この告示は、栃木県内で発生する自然災害（被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）第2条第1号に定める自然災害をいう。以下同じ。）により住家に著しい被害を受けた被災者が早期に生活の再建を図ることを支援するため、被災者に栃木県被災者生活再建支援金（以下「支援金」という。）を支給することについて必要な事項を定めるものとする。

(支援対象の災害)

第2条 支援対象となる災害は、公益財団法人栃木県市町村振興協会が支援対象の災害として認定したものとする。

(支援金支給の対象世帯)

第3条 支援金の支給対象の世帯は、前条の災害により被害を受けた世帯であって、次に掲げる世帯（以下「被災世帯」という。）とする。

- (1) その居住する住宅が全壊した世帯
- (2) その居住する住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害を受け、当該住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯
- (3) 火砕流等による被害が発生する危険な状態が継続することその他の事由により、その居住する住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯
- (4) 居住する住宅が半壊し、基礎、基礎ぐい、壁、柱等であって構造耐力上主要な部分として被災者生活再建支援法施行令（平成10年政令第361号）で定めるものの補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯(第2号及び前号に掲げる世帯を除く。)
- (5) その居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯(第2号から前号までに掲げる世帯を除く。)

(住宅の被害認定)

第4条 住宅の被害認定は、「災害の被害認定基準について」（平成13年6月28日府政防第518号内閣府統括官（防災担当））通知その他の関係通知等に基づき市長が行うものとする。

(支援金の区分及び支給額)

第5条 市長は、被災世帯の住宅の被害程度に応じて基礎支援金を支給し、当該世帯の住宅の再建方法に応じて加算支援金を支給するものとし、その支給額は別表のとおりとする。

(支援金の支給申請)

第6条 基礎支援金の支給を受けようとする被災世帯の世帯主（以下「申請者」という。）は、栃木県被災者生活再建支援金支給申請書（別記様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 住民票の写し
- (2) 第3条第1号、第2号、第4号及び第5号に該当する世帯は、り災証明書
- (3) 第3条第2号に該当する世帯は、住宅が半壊し、又は住宅の敷地に被害を受け、当該住宅をやむを得ず解体し、又は解体されたことが確認できる書類
- (4) 第3条第2号に該当する世帯のうち住宅の敷地に被害を受けた世帯は、宅地の応急危険度判定結果、敷地の修復工事の契約書及び写真等住宅の敷地に被害を受けたことが確認できる書類
- (5) 第3条第3号に該当する世帯は、長期避難世帯に該当することを証明する書類

2 加算支援金の支給を受けようとする申請者は、申請書に住宅の建設、購入、補修又は賃借を行ったことを示す契約書の写し等の書類を添付し市長へ提出しなければならない。

(支援金の申請期間)

第7条 申請者が支援金の申請を行う期間は、第2条に定める災害が発生した日から起算して、基礎支援金にあつては13月を経過する日まで、加算支援金にあつては37月を経過する日までとする。ただし、災害の規模等により、市長の判断により短縮することができる。

2 前項の規定にかかわらず、公益財団法人栃木県市町村振興協会が、被災地における危険な状況の継続その他やむを得ない事情により被災世帯の世帯主が同項に規定する期間内に支援金の申請をすることができないと認めた場合は、その期間を延長することができる。

(支援金の支給決定)

第8条 市長は、支援金を支給することを決定したときは、申請者に栃木県被災者生活再建支援金支給決定通知書（別記様式第2号）を通知するものとし、支援金を支給しないことを決定したときは、申請者にその理由を記した栃木県被災者生活再建支援金支給却下決定通知書（別記様式第3号）を通知するものとする。

(支援金の支給決定の取消し)

第9条 市長は、申請者が次に該当する場合には、支援金の支給の決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により支援金の支給を受けたとき。
- (2) その他支援金の支給の決定の内容若しくはこれに付した条件に違反し、又はこの告示の規定に基づく請求に応じないとき。

(支援金の返還)

第10条 市長は、前条の規定により支援金の支給の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に支援金を支給しているときは、期限を定めて、その返還を請求するものとする。

2 市長は、前項の規定により支援金の返還を請求したときは、栃木市補助金等交付規則（平成22年栃木市規則第56号）第13条

の規定に基づき、加算金又は延滞金を納付させるものとする。ただし、やむを得ない事情があると認められるときは、当該申請者の申請により、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができるものとする。

(補則)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

[中略]

附 則(平成28年告示第113号)

(施行期日)

1 この告示は、平成28年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 改正後の栃木市被災者生活再建支援金支給要綱の規定は、この告示の施行の日以後になされた処分又は申請に係る不作為に係る不服申立てについて適用し、同日前になされた処分又は申請に係る不作為に係る不服申立てについては、なお従前の例による。

附 則(令和4年告示第129号)

この告示は、公布の日から施行し、この告示による改正後の栃木市被災者生活再建支援金支給要綱の規定は、令和2年7月3日以後に被害を受けた世帯について適用する。

別表(第5条関係)

基礎支援金		加算支援金		合 計
被害程度	支給額	再建方法	支給額	
全壊 (第3条第1号)	1,000,000 円 (750,000 円)	建築又は購入	2,000,000 円 (1,500,000 円)	3,000,000 円 (2,250,000 円)
半壊解体又は敷地被害解体 (第3条第2号)		補修	1,000,000 円 (750,000 円)	2,000,000 円 (1,500,000 円)
長期避難 (第3条第3号)		賃借 (公営住宅入居者を除く。)	500,000 円 (375,000 円)	1,500,000 円 (1,125,000 円)
大規模半壊 (第3条第4号)	500,000 円 (375,000 円)	建築又は購入	2,000,000 円 (1,500,000 円)	2,500,000 円 (1,875,000 円)
		補修	1,000,000 円 (750,000 円)	1,500,000 円 (1,125,000 円)
		賃借 (公営住宅入居者を除く。)	500,000 円 (375,000 円)	1,000,000 円 (750,000 円)
大規模半壊 (第3条第4号)	-	建築又は購入	1,000,000 円 (750,000 円)	1,000,000 円 (750,000 円)
		補修	500,000 円 (375,000 円)	500,000 円 (375,000 円)
		賃借 (公営住宅入居者を除く。)	250,000 円 (187,500 円)	250,000 円 (187,500 円)

備考

1 単数世帯とは、自然災害の発生時において、その世帯に属する者の数が1である被災世帯をいう。

2 再建方法について、2以上の該当がある場合は、表の定める額のうち最も高いものとする。

[以下略]

20-7 栃木市被災者住宅復旧支援条例

平成25年3月26日条例第8号

(目的)

第1条 この条例は、自然災害により住宅に被害を受けた者（以下「被災者」という。）に、その被災住宅の復旧費用の一部を補助することにより、被災者の住宅の早期復旧を促進し、もって被災者の生活再建を支援することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 自然災害 被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する災害をいう。
- (2) 全壊世帯 自然災害により被害を受けた世帯であって、当該自然災害によりその居住する住宅（発生日の前日にその所有者又は所有者の3親等以内の親族が生活の本拠としていた市内に存するものに限る。以下「居宅」という。）が全壊したものをいう。
- (3) 半壊世帯 自然災害によりその居宅が損壊した世帯のうち、当該居宅が半壊したものをいう。
- (4) 一部損壊世帯 自然災害によりその居宅が損壊した世帯のうち、当該居宅の一部が損壊したものをいう。

(補助金の交付)

第3条 市長は、第1条の目的を達成するため、被災者に対し、被災者住宅復旧支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

(補助金の対象事業等)

第4条 補助金の対象事業は、別表左欄に掲げるとおりとする。

2 補助金の交付対象世帯は、全壊世帯、半壊世帯及び一部損壊世帯とし、当該居宅の復旧に要する経費が10万円以上であるものとする。ただし、別途保険等の適用があるものは、その金額を経費から控除する。

3 補助金の申請期間は、被災した日から1年以内とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、別表左欄に掲げる区分に応じ、同表右欄に定める額とする。

(適用除外)

第6条 全壊世帯又は半壊世帯に該当する被災者が法第3条に規定する被災者生活再建支援金の支給の対象となるとき、又は栃木県その他の公的機関の被災者生活再建支援制度の適用となるときは、補助金の交付対象世帯としない。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

別表（第4条、第5条関係）

対象事業	完了期間	補助金額
全壊世帯の居宅に代わる住宅（市の区域内に設置されるものに限る。）の建設又は購入	2年以内	建設又は購入に要する経費に相当する額とし、100万円を限度とする。
半壊世帯の居宅の復旧	2年以内	居宅の復旧に要する経費に相当する額とし、50万円を限度とする。
一部損壊世帯の居宅の復旧	1年以内	居宅の復旧に要する経費に2分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とし、10万円を限度とする。

20-8 栃木市被災者住宅復旧支援条例施行規則

平成25年3月27日規則第17号

(趣旨)

第1条 この規則は、栃木市被災者住宅復旧支援条例（平成25年栃木市条例第8号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象世帯)

第2条 条例第3条に規定する被災者住宅復旧支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付対象世帯は、市内に住所を有するものとする。

2 補助金の交付は、同一世帯及び同一住宅に対し、1回に限るものとする。

(交付の申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、被災者住宅復旧支援事業費補助金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 補助対象事業の明細書又は見積書の写し
- (2) 補助対象事業を行う住宅の現況又は補助対象事業の予定箇所の写真
- (3) 被災証明書の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第4条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、被災者住宅復旧支援事業費補助金交付決定（却下）通知書

(別記様式第2号。以下「交付決定通知書」という。)により申請者に通知するものとする。

(申請内容の変更等)

第5条 補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助対象者」という。)は、補助金の交付の申請内容の変更又は取消しをしようとするときは、被災者住宅復旧支援事業費補助金交付決定変更(取消)申請書(別記様式第3号)に変更内容を証する書類を添えて、市長に提出し、その承認を受けるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、変更の申請を要しない。

(1) 補助対象事業費の変更が30パーセント未満の場合

(2) 補助対象事業費の変更が30パーセント以上で、補助金交付予定額に変更がない場合

3 市長は、第1項の申請書の提出があったときは、補助金の額を変更し、又は補助金の交付の決定を取り消すことができる。

4 市長は、第1項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、変更を認めたときは被災者住宅復旧支援事業費補助金交付決定変更承認通知書(別記様式第4号)により、取消しを認めたときは被災者住宅復旧支援事業費補助金交付決定取消通知書(別記様式第5号)により、承認しないときは被災者住宅復旧支援事業費補助金交付決定変更(取消)不承認通知書(別記様式第6号)により補助対象者に通知するものとする。

(実績報告及び補助金等交付請求)

第6条 補助対象者は、補助対象工事が完了したときは、速やかに補助対象事業実績報告書(別記様式第7号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 補助対象事業の領収書の写し

(2) 補助対象事業の復旧後の写真

(3) その他市長が必要と認める書類

2 補助対象者は、前項に規定する実績報告に併せて、栃木市補助金等交付規則(平成22年栃木市規則第56号)の定めるところにより補助金等交付請求書を市長に提出しなければならない。

(実地調査及び是正措置)

第7条 市長は、前条第1項の規定による実績報告について、必要があると認めるときは、補助対象者に報告を求め、市の職員に実地調査を行わせることができる。

2 市長は、前項の実地調査の結果、補助対象事業の実績が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置を講じるよう補助対象者に命じることができる。

(補助金の交付)

第8条 市長は、第6条の規定による実績報告及び補助金等交付請求があった場合において、補助金の交付を確定したときは、補助金を交付するものとする。

2 補助金は、予算の範囲内において交付する。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

[中略]

附 則(令和元年規則第18号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の栃木市被災者住宅復旧支援条例施行規則の規定は、令和元年10月12日以後に生じた自然災害により被害を受けた被災者に対する補助金の交付について適用し、同日前に生じた自然災害により被害を受けた被災者に対する補助金の交付については、なお従前の例による。

[以下略]

20-9 栃木市住宅再建等利子補給金交付要綱

平成27年10月21日告示第359号

(趣旨)

第1条 市の交付する栃木市被災住宅再建等利子補給金(以下「利子補給金」という。)については、栃木市補助金等交付規則(平成22年栃木市規則第56号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、この告示の定めるところによる。

(交付の目的等)

第2条 この利子補給金は、自然災害により自ら居住していた住宅に被害を受けた者(法人を除く。以下「被災者」という。)が、被災住宅の再建等のために必要な資金を借り入れたことにより生じる利子を市が補給することにより、被災者の初期負担を軽減し、被災住宅の再建等を促進することを目的とし、予算の範囲内で交付する。

(定義)

第3条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 金融機関等 銀行、信用金庫、労働金庫、信用組合、農業協同組合、農林中央金庫、独立行政法人住宅金融支援機構その他の金融機関をいう。

(2) 被災住宅の再建等 自然災害により自ら居住していた住宅が被害を受けたため、住宅の新築、購入又は修繕を行うことをいう。

(対象者)

第4条 利子補給を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りではない。

(1) 被災者であって、市内において自ら被災住宅の再建等を行うもの

(2) 被災者であって、り災証明書が交付されているもの

(3) 次に掲げる住宅資金融資のいずれかを利用し、借入金の合計額が100万円以上である者

ア 金融機関等による被災者向け住宅資金融資

イ その他市長が特に認めた住宅資金融資

(4) 自然災害が発生した月の翌月の初日から起算して24月以内に利子補給金交付申請を行う者

(5) 市税に滞納がない者

(融資の限度)

第5条 利子補給金の融資金利は、年3.0パーセント以内とし、対象融資額は、500万円を限度とする。

(対象期間)

第6条 利子補給期間は、第1回目の利子の支払日の属する月の初日から起算して5年間を限度とする。

(交付の時期)

第7条 利子補給金の交付は、毎年4月に行う。

(交付申請等)

第8条 利子補給金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、栃木市被災住宅再建等利子補給金交付申請書(別記様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、金銭消費貸借契約後速やかに市長へ申請しなければならない。

(1) 金銭消費貸借契約書(抵当権が設定されている場合は抵当権設定契約書を含む。)の写し

(2) 金融機関等の発行する償還計画表の写し

(3) 土地及び建物の全部事項証明書(登記簿謄本)の写し

(4) り災証明書の写し

(5) 金融機関等が償還状況報告を行うことに対する同意書

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において利子補給金を交付すべきものと認めたときは、栃木市被災住宅再建等利子補給金交付決定通知書(別記様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第9条 利子補給金の交付については、次に掲げる条件を付すものとする。

(1) 申請者は、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、栃木市被災住宅再建等利子補給金繰上償還等発生届(別記様式第3号)により直ちに市長に届け出なければならない。

ア 金融機関等に対し、借入金の繰上償還を行った場合

イ 申請者の氏名、住所又は利子補給金振込口座に変更があった場合

ウ 金融機関等に対する割賦償還金の償還が遅延した場合

エ その他市長が特に必要と認める場合

(2) 繰上償還を行った後の利子補給金の額は、繰上償還を行った日以降に交付することとしていた利子補給金から繰上償還額を減じた額とし、当該額が零以下となる場合は利子補給を打ち切るものとする。

(3) 金融機関に対する割賦償還金の償還が遅延した場合は、償還がなされるまでの間利子補給金の交付を停止し、償還があった日の直後の利子補給金交付日に一括して交付するものとする。

(4) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、利子補給金の返還を求め、又は交付を打ち切ることができる。

ア 正当な理由なく第1号の報告を1月以上怠った場合

イ 虚偽の申請、その他不正な手段で交付を受けた場合

ウ 利子補給対象住宅の所有権を移転した場合(現に同居している者が債務を承継し、当該住宅に引き続き居住する場合を除く。)

エ 申請者が死亡した場合

オ 申請者が辞退を申し出た場合

(交付額の確定等)

第10条 規則第10条に規定する実績報告は金融機関等から提出された栃木市被災住宅再建等利子補給金個人別償還状況報告書(別記様式第4号)により行うものとし、金融機関等が提出することができないときは、申請者は金融機関等が発行する交付月の前月末日現在の融資残高証明書の写しを提出するものとする。

2 市長は、前項の報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、交付すべき利子補給金の額を確定し、栃木市被災住宅再建等利子補給金交付確定通知書(別記様式第5号)により申請者に通知するものとする。
(請求書の提出)

第11条 前条第2項の規定により通知を受けた者が、利子補給金の交付を受けようとするときは、規則第9条の規定により補助金等交付請求書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 交付決定通知書の写し
 - (2) その他市長が必要と認める書類
- (補則)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則
(施行期日等)

1 この告示は、公布の日から施行し、平成27年9月9日から適用する。

(令4告示9・旧附則・一部改正)
(告示の失効)

2 この告示は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。

(令4告示9・追加、令6告示69・一部改正)
(告示の失効に伴う経過措置)

3 この告示の失効の日の前日までに生じた自然災害に係る被災住宅の再建等のための資金の借入れにより生じる利子に係る利子補給金の交付については、なお従前の例による。

(令4告示9・追加)
附 則(令和2年告示第186号)
(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の栃木市被災住宅再建等利子補給金交付要綱の規定は、令和元年10月12日以後に生じた自然災害により被害を受けた被災者に対する利子補給金の交付について適用し、同日前に生じた自然災害により被害を受けた被災者に対する利子補給金の交付については、なお従前の例による。

[以下略]

21-1 激甚災害指定基準

昭和 37 年 12 月 7 日 中央防災会議決定

最終改正 平成 28 年 2 月 9 日

○激甚災害指定基準

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号。以下「法」という。）第二条の激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定は次の基準による。

- 1 法第二章（公共施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助）の措置を適用すべき激甚災害は、次のいずれかに該当する災害とする。
 - A 当該災害に係る公共施設災害復旧事業等（法第三条第一項第一号及び第三号から第十四号までに掲げる事業をいう。以下同じ。）の事業費の査定見込額が全国の都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入の総額のおおむね〇・五％をこえる災害
 - B 当該災害に係る公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額が全国の都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入の総額のおおむね〇・二％をこえる災害であり、かつ、次の要件のいずれかに該当するもの
 - （1）都道府県が負担する当該災害に係る公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額が当該都道府県の当該年度の標準税収入の二五％をこえる都道府県が一以上あること。
 - （2）一の都道府県の区域内の市町村がその費用を負担する当該災害に係る公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額の総額が、当該都道府県の区域内の全市町村の当該年度の標準税収入の総額の五％をこえる都道府県が一以上あること。
- 2 法第五条（農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置）の措置を適用すべき激甚災害は、次のいずれかに該当する災害とする。
 - A 当該災害に係る農地等の災害復旧事業（法第五条第一項に規定する農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業をいう。以下同じ。）の事業費の査定見込額が、当該年度の全国農業所得推定額のおおむね〇・五％をこえる災害
 - B 当該災害に係る農地等の災害復旧事業の事業費の査定見込額が当該年度の全国農業所得推定額のおおむね〇・一五％をこえる災害であり、かつ、一の都道府県の区域内における当該災害に係る農地等の災害復旧事業の事業費の査定見込額が当該都道府県の当該年度の農業所得推定額の四％をこえる都道府県又はその査定見込額がおおむね一〇億円をこえる都道府県が一以上あるもの
- 3 法第六条（農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例）の措置は、法第五条の措置又は農業被害見込額が当該年度の全国農業所得推定額のおおむね一・五％を超える災害により法第八条の措置が適用される激甚災害（当該災害に係る当該施設の被害見込額が五、〇〇〇万円以下と認められる場合を除く。）について適用する。

ただし、これに該当しない場合であっても、法第六条の措置（水産業共同利用施設に係るものに限る。）は、当該災害に係る漁業被害見込額が農業被害見込額を超え、かつ、次のいずれかに該当する激甚災害（当該災害に係る水産業共同利用施設の被害見込額が五、〇〇〇万円以下と認められる場合を除く。）について適用する。

 - （1）当該災害に係る漁船等（漁船、漁具及び水産動植物の養殖施設をいう。）の被害見込額が当該年度の全国漁業所得推定額のおおむね〇・五％を超える災害
 - （2）当該災害に係る漁業被害見込額が当該年度の全国漁業所得推定額のおおむね一・五％を超える災害により法第八条の措置が適用される災害
- 4 法第八条（天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例）の措置を適用すべき激甚災害は次のいずれかに該当する災害（当該災害の実態により、その必要性がないと認められるものを除く。）とする。ただし、高潮、津波等特殊な原因による激甚な災害であつて、その被害の態様から次の基準によりがたいと認められるものについては、災害の発生のつどその被害の実情に応じて個別に考慮するものとする。
 - A 当該災害に係る農業被害見込額が、当該年度の全国農業所得推定額のおおむね〇・五％をこえる災害
 - B 当該災害に係る農業被害見込額が当該年度の全国農業所得推定額のおおむね〇・一五％をこえる災害であり、かつ、一の都道府県の区域内における当該災害に係る特別被害農業者（天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法第二条第二項に規定する特別被害農業者をいう。）の数が当該都道府県の区域内における農業をおもな業務とする者のおおむね三％をこえる都道府県が一以上あるもの
- 5 法第十一条の二（森林災害復旧事業に対する補助）の措置を適用すべき激甚災害は、次のいずれかに該当する災害とする。
 - A 当該災害に係る林業被害見込額（樹木に係るものに限る。以下同じ。）が当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額のおおむね五％を超える災害
 - B 当該災害に係る林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額のおおむね一・五％を超える災害であり、かつ、一の都道府県の区域内における当該災害に係る林業被害見込額が当該都道府県の当該年度の生産林業所得（木材生産部門）推定額の六〇％を超える都道府県又はその林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額のおおむね一・〇％を超える都道府県が一以上あるもの
- 6 法第十二条（中小企業信用保険法による災害関係保証の特例）の措置を適用すべき激甚災害は次のいずれかに該当する災害とする。
 - A 当該災害に係る中小企業関係被害額が、当該年度の全国の中小企業所得推定額（第二次産業及び第三次産業国民所得に中小企業付加価値率及び中小企業販売率を乗じて推計した額。以下同じ。）のおおむね〇・二％を超える災害
 - B 当該災害に係る中小企業関係被害額が当該年度の全国の中小企業所得推定額のおおむね〇・〇六％を超える災害であり、かつ、一の都道府県の区域内の当該災害に係る中小企業関係被害額が当該年度の当該都道府県の中小企業所得推定額の二％を超える都道府県又はその中小企業関係被害額が一、四〇〇億円を超える都道府県が一以上あるもの

ただし、火災の場合又は法第十二条の適用の場合における中小企業関係被害額の全国の中小企業所得推定額に対する割合については、被害の実情に応じ特例的措置を講ずることがあるものとする。
- 7 法第十六条（公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助）、第十七条（私立学校施設災害復旧事業に対する補助）及び第十九条（市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例）の措置は法第二章の措置が適用される激甚災害について適用する。ただし、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合を除く。

- 8 法第二十二条（罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例）の措置を適用すべき激甚災害は次のいずれかに該当する災害とする。
- A 当該災害による住宅の滅失戸数が被災地全域でおおむね四、〇〇〇戸以上である災害
- B 次の要件のいずれかに該当する災害
- ただし火災の場合における被災地全域の滅失戸数については、被害実情に応じ特例的措置を講ずることがあるものとする。
- (1) 当該災害による住宅の滅失戸数が被災地全域でおおむね二、〇〇〇戸以上であり、かつ、一市町村の区域内で二〇〇戸以上又はその区域内の住宅戸数の一割以上である災害
- (2) 当該災害による住宅の滅失戸数が被災地全域でおおむね一、二〇〇戸以上であり、かつ、一市町村の区域内で四〇〇戸以上又はその区域内の住宅戸数の二割以上である災害
- 9 法第二十四条（小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等）の措置は、公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る措置にあつては法第二章の措置が適用される災害、農地及び農業用施設等小災害に係る措置にあつては法第五条の措置が適用される災害について適用する。
- 10 上記の措置以外の措置は、災害の発生のつと被害の実情に応じて個別に考慮するものとする。
- 〔以下略〕

○局地激甚災害指定基準

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号。以下「法」という。）第二条の激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定は、激甚災害指定基準（昭和三十七年十二月七日中央防災会議決定）によるもののほか、次の基準による。

次のいずれかに該当する災害があるときは、当該災害が激甚災害指定基準（昭和三十七年十二月七日中央防災会議決定）に該当しない場合に限り、(1)に掲げる市町村における(1)に掲げる災害については、法第三条第一項各号に掲げる事業のうち、当該市町村が当該災害によりその費用を負担するもの及び法第四条第五項に規定する地方公共団体以外の者が設置した施設に係るものについて法第二章の措置並びに当該市町村が当該災害について発行を許可された公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る地方債について法第二十四条第一項、第三項及び第四項の措置、(2)に掲げる市町村の区域における(2)に掲げる災害については、法第五条、第六条及び第二十四条第二項から第四項までの措置（ただし書に掲げる災害については、法第六条の措置（水産業共同利用施設に係るものに限る。）、(3)に掲げる市町村の区域における(3)に掲げる災害については、法第十一条の二の措置、(4)に掲げる市町村の区域における(4)に掲げる災害については、法第十二条の措置をそれぞれ適用すべき激甚災害とする。

(1) 次のいずれかに該当する災害

① 当該市町村がその費用を負担する当該災害に係る公共施設災害復旧事業等（法第三条第一項第一号及び第三号から第十四号までに掲げる事業をいう。以下同じ。）の査定事業費の額が次のいずれかに該当する市町村が一以上ある災害（該当する市町村ごとの当該査定事業費の額を合算した額がおおむね一億円未満のものを除く。）

(イ) 当該市町村の当該年度の標準税収入の五〇％を超える市町村（当該査定事業費の額が一、〇〇〇万円未満のものを除く。）

(ロ) 当該市町村の当該年度の標準税収入が五〇億円以下であり、かつ、当該査定事業費の額が二億五、〇〇〇万円を超える市町村にあつては、当該標準税収入の二〇％を超える市町村

(ハ) 当該市町村の当該年度の標準税収入が五〇億円を超え、かつ、一〇〇億円以下の市町村にあつては、当該標準税収入の二〇％に当該標準税収入から五〇億円を控除した額の六〇％を加えた額を超える市町村

② ①の公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害（当該災害に係る被害箇所数がおおむね十未満のものを除く。）

(2) 次のいずれかに該当する災害

① 当該市町村の区域内における当該災害に係る農地等の災害復旧事業（法第五条第一項に規定する農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業をいう。）に要する経費の額が当該市町村に係る当該年度の農業所得推定額の一〇％を超える市町村（当該経費の額が一、〇〇〇万円未満のものを除く。）が一以上ある災害（上記に該当する市町村ごとの当該経費の額を合算した額がおおむね五、〇〇〇万円未満である場合を除く。）

ただし、これに該当しない場合であっても、当該市町村の区域内における当該災害に係る漁業被害額が農業被害額を超え、かつ、当該市町村の区域内における当該災害に係る漁船等（漁船、漁具及び水産動植物の養殖施設をいう。）の被害額が当該市町村に係る当該年度の漁業所得推定額の一〇％を超える市町村（当該漁船等の被害額が一、〇〇〇万円未満のものを除く。）が一以上ある災害（上記に該当する市町村ごとの当該漁船等の被害額を合算した額がおおむね五、〇〇〇万円未満である場合を除く。）

② ①の農地等の災害復旧事業に要する経費の見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害（当該災害に係る被害箇所数がおおむね十未満のものを除く。）

(3) 当該市町村の区域内における当該災害に係る林業被害見込額（樹木に係るものに限る。以下同じ。）が当該市町村に係る当該年度の生産林業所得（木材生産部門）推定額の一・五倍を超え（当該林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額のおおむね〇・〇五％未満のものを除く。）、かつ、大火による災害にあつては、その災害に係る要復旧見込面積がおおむね三〇〇haを超える市町村、その他の災害にあつては、その災害に係る要復旧見込面積が当該市町村の民有林面積（人工林に係るものに限る。）のおおむね二五％を超える市町村が一以上ある災害

(4) 当該市町村の区域内における当該災害に係る中小企業関係被害額が当該市町村に係る当該年度の中小企業所得推定額の一〇％を超える市町村（当該被害額が一、〇〇〇万円未満のものを除く。）が一以上ある災害。ただし、上記に該当する市町村ごとの当該被害額を合算した額がおおむね五、〇〇〇万円未満である場合を除く。

なお、この指定基準は、昭和四十三年一月一日以後に発生した災害について適用する。

〔以下略〕

22-1 市内の主な火災一覧

(令和6年版栃木県消防防災年報、令和7年3月末現在)

発生年月日	出火場所等	焼損面積 ㎡(建物) a(林野)	棟数 (棟)	損害額 (千円)	死者 (人)	負傷者 (人)	出火原因
S27. 2. 18	境町 事業所	960	11	7,796	—	—	不明
S29. 9. 26	本町 中学校	2,823	4	24,197	—	—	こんろ
S32. 2. 26	城内町 事業所	1,787	5	35,450	—	—	スイッチ不完全
S34. 4. 11	藤岡町 農家	3,545	74	18,678	—	—	子どもの火遊び
S36. 7. 23	小平町 小学校	2,056	1	22,660	—	—	放火
S37. 1. 2	倭町 住宅	760	11	24,786	—	—	不明
S44. 2. 9	城内町 事業所	1,901	10	71,563	—	1	不明
S46. 1. 2	境町 事業所	1,586	11	39,711	—	5	電気こたつ(疑)
S46. 3. 17	藤岡町甲 事業所	2,251	14	172,741	—	—	不明
S47. 4. 9	万町 映画館	1,208	6	16,193	—	—	不明
S47. 10. 3	大平町新 事業所	1,090	4	28,828	—	—	不明
S48. 3. 21	藤岡町下宮 渡良瀬遊水地	2,970	林野	—	—	—	不明
S48. 3. 21	藤岡町下宮 渡良瀬遊水地	4,950	林野	—	—	—	不明
S48. 5. 19	皆川城内町 小学校	1,551	2	8,135	—	1	放火
S49. 3. 23	藤岡町赤麻 渡良瀬遊水地	3,000	林野	不明	—	—	花火
S49. 12. 8	大平町榎本 住宅	263	3	2,055	4	1	電気こたつ加熱
S51. 2. 2	菌部町 事業所	1,908	1	709,209	—	—	不明
S54. 4. 28	岩出町 事業所	432	1	544,998	—	—	不明
S57. 1. 11	境町 映画館	769	12	34,917	—	—	不明
S57. 3. 23	本町 店舗	896	15	34,279	—	1	不明
S57. 5. 24	藤岡町大和田 事業所	1,418	1	71,850	—	—	不明
S58. 3. 18	旭町 作業所	671	19	42,329	—	—	不明
S58. 12. 28	湊町 物置	336	10	12,153	—	—	不明
S60. 11. 15	今泉町 住宅	10	1	204	3	—	放火
S61. 5. 28	西方町本郷 工場	391	3	109,816	—	1	不明
S63. 3. 13	藤岡町部屋 渡良瀬遊水地	2,000	林野	37	—	—	たばこ
S63. 3. 16	本町 住宅	502	12	34,303	—	1	不明
平元. 2. 3	藤岡町石川地先 渡良瀬遊水地	16,000	3 林野	905	—	1	たばこ
平元. 3. 16	境町 住宅	392	10	22,060	—	1	ガスレンジ
平元. 3. 17	大平町牛久 事業所	1,080	3	75,693	—	—	不明
H 2. 8. 7	倭町 店舗	1,256	5	402,779	—	—	ガスレンジ
H 2. 8. 24	平柳町 工場	985	9	115,380	—	—	不明
H 2. 9. 13	皆川城内町 住宅	212	1	92,299	—	—	ガスこんろ
H 3. 3. 7	藤岡町藤岡篠山地先 渡良瀬遊水地	3,600	—	不明	—	—	たばこ
H 5. 8. 10	西方町本城(東北自動車道) 車両	—	車両	56,902	—	—	車体の衝突の火花
H 5. 12. 31	藤岡町大田和 住宅	95	1	6,459	3	1	不明
H 6. 12. 17	藤岡町藤岡 渡良瀬遊水地	1,800	林野	300	—	—	不明
H 9. 1. 29	箱森町 店舗	94	1	71,675	—	—	不明
H11. 12. 29	境町 飲食店	363	6	73,177	—	—	不明
H12. 2. 21	日ノ出町 工場	613	11	70,352	—	—	電灯電話等配線
H12. 8. 2	河合町 住宅	820	10	62,101	—	—	不明
H20. 6. 7	西方町本城 工場	40	1	59,851	—	1	不明
H21. 3. 19	西方町元(東北道下り) 車両	—	車両	89,000	—	—	摩擦による発熱
H26. 5. 30	箱森町 遊技場	978	2	411,771	—	—	不明
H27. 9. 10	大平町 作業所	1,321	4	48,785	—	—	石炭類
H28. 5. 24	昭和町 倉庫	301	1	66,773	—	—	ストーブ
H30. 1. 1	西方町 倉庫	418	3	22,157	—	—	電線の短絡
H31. 1. 28	西方町 倉庫	2,826	—	261,565	—	—	不明
R 元. 7. 17	大平町 工場	5,324	1	2,411,138	—	—	自然発火
R 元. 8. 15	大平町 工場	1,702	1	168,637	—	—	不明
R 3. 4. 24	都賀町家中 車庫	546	14	31,891	—	—	たき火
R 3. 6. 9	大平町富田 工場	—	1	86,468	—	—	切削くず
R 4. 12. 19	日ノ出町 住宅	244	13	3,773	1	1	不明
R 5. 1. 5	栃木市西方町 工場	467	3	64,954	—	1	不明

※焼損面積 1,000 ㎡以上(建物)、1,000a 以上(林野)、焼損棟数 10 棟以上、損害額 50,000 千円以上、死者 3 名以上、負傷者 10 名以上の中で 1 項目以上に該当する火災について記載。

23-1 定点測定施設

(令和7年4月1日現在)

施 設	実施内容
市庁舎等	本庁舎 : モニタリングポスト 西方総合支所 : モニタリングポスト (県設置) 岩舟公民館 : モニタリングポスト (国設置)

23-2 放射性物質検査状況

(担当各課、令和7年4月1日現在)

対 象	実施内容
水道水	施 設 数 : 浄水場 18 (菌部、川原田、大塚、大宮、出流、星野、川連、上高島、蔵井、藤岡、藤岡蛭沼、都賀原宿、都賀家中、西方、真名子、真上、岩舟静戸第1、岩舟静戸第2) 方 法 : 検査機関に依頼 実 施 日 : 3箇月に1回 担 当 : 上下水道局水道建設課
市内農産物	検査機関 : 下都賀農業振興事務所に依頼 検査対象 : 市内農産物 担 当 : 産業振興部農業振興課

23-3 EAL (緊急事態区分及び緊急時活動レベル)

(原子力災害対策指針、令和元年7月3日)

区分	警戒事態 (EAL 1)	施設敷地緊急事態 (EAL 2)	全面緊急事態 (EAL 3)
事態の段階	その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や、緊急時モニタリングの準備、施設敷地緊急事態要避難者※の避難等の防護措置の準備を開始する必要がある段階	原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、原子力施設周辺において緊急時に備えた避難等の主な防護措置の準備を開始する必要がある段階	原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、及び確率的影響のリスクを低減するため、迅速な防護措置を実施する必要がある段階
地方公共団体の措置の概要	原子力施設の近傍のPAZ内において、実施に比較的時間を要する防護措置の準備に着手する。	緊急時モニタリングの実施等により事態の進展を把握するため情報収集の強化を行うとともに、主にPAZ内において、基本的に全ての住民等を対象とした避難等の予防的防護措置を準備し、また、施設敷地緊急事態要避難者を対象とした避難を実施する。	PAZ内において、基本的に全ての住民等を対象に避難や安定ヨウ素剤の服用等の予防的防護措置を講じる。UPZ内においては、屋内退避を実施するとともに、事態の規模、時間的な推移に応じて、PAZ内と同様、避難等の予防的防護措置を講ずる。

※施設敷地緊急事態要避難者都は次の者をいう。

- 要配慮者のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかり、かつ、避難の実施により健康リスクが高まらない者
- 要配慮者以外の者のうち、次のいずれかに該当し、かつ、早期の避難等の防護措置の実施が必要な者
 - ・安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断した者
 - ・上記のほか、安定ヨウ素剤を事前配布されていない者

23-4 O I L（運用上の介入レベル）

（原子力災害対策指針、令和元年7月3日）

O I Lとは、放射性物質の放出後、地表面からの放射線等による被ばくの影響をできる限り低減するため、空間放射線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等で表された防護措置の判断基準である。

	基準の種類	基準の概要	初期設定値 ^{※1}			防護措置の概要
緊急防護措置	O I L 1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上 1m で計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})			数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)
	O I L 4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β 線：40,000cpm ^{※3} (皮膚から数 cm での検出器の計数率) β 線：13,000cpm ^{※4} 【1ヶ月後の値】 (皮膚から数 cm での検出器の計数率)			避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施。
早期防護措置	O I L 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物 ^{※5} の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上 1m で計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})			1 日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに 1 週間程度内に一時移転を実施。
飲食物摂取制限	飲食物に係るスクリーニング基準	O I L 6 による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 μ Sv/h ^{※6} (地上 1m で計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。
	O I L 6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種 ^{※7}	飲料水・牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他	1 週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。
			放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg ^{※8}	
			放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	
			プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg	
			ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg	

※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いる O I L の値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合には O I L の初期設定値は改定される。

※2 本値は地上 1m で計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上 1m での線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。

O I L 1 については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1 時間値）が O I L 1 の基準値を超えた場合、O I L 2 については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1 時間値）が O I L 2 の基準値を超えたときから起算しておおむね 1 日を経過した時点の空間放射線量率（1 時間値）が O I L 2 の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。

※3 我が国において広く用いられている β 線の入射窓面積が 20 cm² の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約 120Bq/cm² 相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度から入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。

※4 ※3 と同様、表面汚染密度は約 40Bq/cm² 相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。

※5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるものの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。

※6 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。

※7 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEA の GSG-2 における O I L 6 を参考として数値を設定する。

※8 根菜、芋類を除く野菜類が対象。

※9 IAEA では、飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間の暫定的な飲食物摂取制限の実施及び当該測定の対象の決定に係る基準である O I L 3 等を設定しているが、我が国では、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

用語	説明
安定ヨウ素剤	原子力施設等の事故に備えて、服用のために調合した放射能をもたないヨウ素。甲状腺にはヨウ素を取り込み蓄積するという機能があるため、放射線事故で環境中に放出された放射性ヨウ素が呼吸や飲食により体内に吸収されると、甲状腺で即座に甲状腺ホルモンに合成され濃集し、甲状腺組織内で放射能を放出し続ける。その結果放射能による甲状腺障害が起こり、晩発性の障害として甲状腺腫や甲状腺機能低下症を引き起こすとされている。これらの障害を防ぐためには、被ばくする前に安定ヨウ素剤を服用し甲状腺をヨウ素で飽和しておく。この処置により、被ばくしても ¹³¹ Iが甲状腺には取り込まれないので、予防的効果が期待できる。ヨウ素剤の効果は投与時期に大きく依存し、被ばく直前の投与が最も効果が大きい。
EAL	緊急時対応レベル(Emergency Action Level)。緊急事態区分に該当する状況であるか否かを原子力事業者が判断するための基準として、原子力施設における深層防護を構成する各層設備の状態、放射性物質の閉じ込め機能の状態、外的事象の発生等の原子力施設の状態等に基づき設定された。各発電用原子炉の特性及び立地地域の状況に応じたEALの設定については、原子力規制委員会が示すEALの枠組みに基づき原子力事業者が行う。
EPZ	原子力施設等の防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲(Emergency Planning Zone)。原子力施設において放射性物質又は放射線の異常な放出を想定し、周辺環境への影響、周辺住民等の被ばくを低減するための防護措置を短期間に効率良く行うため、あらかじめ異常事態の発生を仮定し、施設の特性等を踏まえて、その影響の及ぶ可能性のある範囲を技術的見地から十分な余裕を持たせて定めた範囲をいう。 EPZは、原子力発電所や大型の試験研究炉などを中心として半径約8～10 kmの距離、再処理施設を中心として半径約5kmの距離などがそれぞれのめやすとされている。
OIL	運用上の介入レベル(Operational Intervention Level)。防護措置の実施を判断する基準として、空間放射線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の原則計測可能な値で表された。緊急時モニタリングの結果をOILに照らして、防護措置の実施範囲を定めるなどの具体的手順をあらかじめ決めておく必要がある。
屋内退避	原子力災害発生時に、一般公衆が放射線被ばく及び放射性物質の吸入を低減するため家屋内に退避すること。屋内退避は、通常の生活活動に近いこと、その後の対応指示も含めて広報連絡が容易であるなどの利点があると同時に、建屋の有する遮へい効果及び気密性などを考慮すると、防護対策上有効な方法であるとされている。
オフサイトセンター	緊急事態応急対策拠点施設。 原子力災害発生時に原子力施設の周辺住民等に対する放射線防護対策など様々な応急対策の実施や支援に関係する国、地方公共団体、(独)放射線医学総合研究所、(独)日本原子力研究開発機構などの関係機関及び専門家など様々な関係者が一堂に会して情報を共有し、防護対策を検討する拠点となる施設。事故が起こった場合には、オフサイトセンター内に設置される幾つかのグループが、施設の状況、モニタリング情報、医療関係情報、住民の避難・屋内退避状況などを把握し、必要な情報を集め共有する。オフサイトセンターでは、国の原子力災害現地対策本部長が主導的に必要な調整を行い、各グループがとるべき緊急事態応急対策を検討するとともに、周辺住民や報道関係者などに整理された情報を適切に提供する。
確定的影響	放射線による重篤度が線量の大きさとともに増大し、影響の現れないしきい線量が存在すると考えられている影響をいう。しきい線量を超えた場合に影響が現れ、線量の増加とともに影響の発生確率が急激に増加し、影響の程度(重篤度)も増加する。ある線量に達すると被ばくしたすべての人に影響が現れる。がん及び遺伝的影響以外の影響はすべてこれに区分され、皮膚障害、白内障、組織障害、個体死等がある。これを防止するためには、線量当量限度を十分低い値に設定し、生涯の全期間あるいは全就労期間の後でもしきい値に達しないようにすることが必要である。
確率的影响	放射線被ばくによる単一の細胞の変化が原因となり、受けた放射線の量に比例して障害発症の確率が増えるような影響でしきい値がないと仮定されている。がんと遺伝性影響が含まれる。放射線によってDNAに異常(突然変異)が起こることが原因と考えられている。
外部被ばく	放射線を体の外から受けること。外部被ばくの例として、レントゲン撮影時のエックス線を受けることがあげられる。
空間線量率	対象とする空間の単位時間当たりの放射線量。
原子力緊急事態	原子力施設から放射性物質や放射線が異常な水準で施設外に放出される事象が発生した状態。原子力災害対策特別措置法の規定に基づいて、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を行い、緊急事態応急対策が実施される。
原子力災害合同対策協議会	緊急事態が発生した場合に、国、都道府県、市町村、原子力事業者及び原子力防災専門官等は、緊急事態について相互に協力するため、緊急事態応急対策拠点施設(オフサイトセンター)に組織される。
原子力防災管理者	原子力防災管理者は、当該原子力事業所の原子力防災業務を統括・管理する最高責任者であり、原災法では事業所ごとに原子力防災管理者を選任するよう義務付けている。当該原子力事業所の原子力防災組織を統括・管理し、異常事態が発生したときの通報、原子力防災要員の呼集、応急措置の実施、放射線防護器具・非常用通信その他の資機材の配置と保守点検、原子力防災訓練、原子力防災要員に対する防災教育などが職務である。

用語	説明
サーベイ	サーベイメータの検出器を用いて、人体及び対象物表面及び対象空間などを走査(スキャンニング)することにより、放射性物質の表面密度、放射線量や放射線量率、放射性物質の濃度を調査(測定)し、スクリーニングや防護対策範囲の把握などを行うこと。
シーベルト (Sv)	人体が放射線を受けた時、その影響の程度を測るものさしとして使われる単位。
実効線量	身体の放射線被ばくが均一又は不均一に生じたときに、被ばくした臓器・組織で吸収された等価線量を相対的な放射線感受性の相対値(組織荷重係数)で加重してすべてを加算したもの。
除染	身体や物体の表面に付着した放射性物質を除去、あるいは付着した量を低下させること。対象物により、エリア、機器、衣料、皮膚の除染などに分けられる。
スクリーニング	放射性物質による汚染の検査や、それに伴う医学的検査を必要とする場合に、救護所等において、身体表面に放射性物質が付着している者のふるい分けを実施すること。
等価線量	人体各組織が放射線を被ばくするとき、その組織に対する生物学的効果を勘案した放射線の線量。等価線量限度は、放射線の確定的影響を考慮し、「しきい値」を超えることのない線量として、ICRP（国際放射線防護委員会）が勧告している。通常の組織に対しては、職業人に対して500mSv/年と定められている。一般公衆に対しては、ICRPの2007年勧告では、水晶体に対して15mSv/年、皮膚に対して50mSv/年としている。
特定事象	原子力災害対策特別措置法第10条第1項に規定する次の基準又は施設の異常事象のこと。 ・原子力事業所の境界付近の放射線測定設備により5 μSv/h 以上の場合 ・排気筒など通常放出場所で、拡散などを考慮した5 μSv/h 相当の放射性物質を検出した場合 ・管理区域以外の場所で、50 μSv/h の放射線量が5 μSv/h 相当の放射性物質を検出した場合 ・輸送容器から1m離れた地点で100 μSv/h を検出した場合 ・臨界事故の発生又はそのおそれがある状態 ・原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の喪失が発生すること等
内部被ばく	生体内に取り込まれた放射性物質による被ばく。体内に入った放射性物質は、全身に均等に分布する場合と特定の1つ又は幾つかの器官あるいは組織に選択的に吸収される場合がある。体内に取り込まれた放射性物質は、時間の経過とともに代謝、排泄等によって体外に出ていく。被ばく量は、有効半減期(放射性物質の壊変と生物学的過程の双方の効果で放射エネルギーが半分になる時間)に依存する。
PAZ	予防的防護措置を準備する区域(Precautionary Action Zone)。PAZとは、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる重篤な確定的影響等を回避し又は最小化するため、先述のEALに依拠して、即時避難を実施する等、放射性物質の環境への放出前の段階から予防的に防護措置を準備する区域のことを指す。PAZの具体的な範囲については、IAEAの国際基準において、PAZの最大半径を原子力施設から3～5kmの間で設定すること(5kmを推奨)とされていること等を踏まえ、「原子力施設から概ね半径5km」を目安とする。
ベクレル(Bq)	放射能の強さを表す単位で、単位時間(1秒間)内に原子核が崩壊する数を表す。
放射性物質	放射性核種を含む物質の一般的総称。
放射性ブルーム	気体状の放射性物質が大気とともに煙のように流れる状態。放射性希ガス、放射性ヨウ素、ウラン、プルトニウム等が含まれ、外日被ばくや内部被ばくの原因となる。
放射線	X線、 γ 線等の電磁波(光子)並びに α 線、 β 線、中性子線等の粒子線の総称。放射線は人間の五感では感じないので、特別の測定器を用いて検出、測定する。
放射能	放射性物質が自発的に壊変して放射線を放出する能力。単位は、その放射性物質に含まれる放射性核種が単位時間に壊変する数であって、毎秒当り1壊変を1Bq(ベクレル)と定めている。
UPZ	緊急時防護措置を準備する区域(Urgent Protective action Planning Zone)。UPZとは、確率的影響のリスクを低減するため、EAL、OILに基づき、緊急時防護措置を準備する区域。UPZの具体的な範囲については、IAEAの国際基準において、UPZの最大半径は原子力施設から5～30kmの間で設定されていること等を踏まえ、「原子力施設からおおむね30km」を目安とする。
予測線量	放射性物質又は放射線の放出量予測、気象情報予測などをもとに、何の防護対策を講じない場合に、その地点にとどまっている住民が受ける予測される線量の推定値のこと。個々の住民が受ける実際の線量とは異なる。

24-1 国・県等の災害支援ユニット

(令和4年1月20日現在)

支援ユニット	所管省庁等	支援の概要
警察災害派遣隊	警察庁	大規模災害が発生した際に全国の警察から被災地に派遣される部隊で、現地警察本部の指揮の下、情報収集、救出、行方不明者の捜索、緊急交通路の確保、検視などを行う。
緊急消防援助隊	総務省消防庁	消防組織法に基づき、広域的な消防応援等を行うことを任務として、都道府県又は市町村に属する消防に関する人員及び施設により構成される部隊である。
移動電源車	総務省	災害発生に伴う電源供給の途絶時に、地方公共団体及び電気通信事業者等からの要望に応じて、通信設備等への応急的な電源確保用として派遣する。
I C Tユニット	総務省	災害時に被災地へ搬入して迅速に通信ネットワークを応急復旧させることが可能な通信設備で、自治体等からの要請に応じて、貸し出しを実施する。
移動通信機器	総務省	移動通信機器（簡易無線機 900 台、M C A無線機 280 台及び衛星携帯電話 300 台）を全国 11 か所に備蓄し、地方公共団体が地域防災計画の通信連絡体制では支障がある場合、地方公共団体、災害対策本部等からの要請により貸出しを行う。
T E C - F O R C E (緊急災害対策派遣隊)	国土交通省	自治体からの支援要請に基づき、二次災害の防止や円滑かつ迅速な応急復旧のための被害状況調査、災害対応についての技術的助言、災害対策用機械による応急対策など、被災した自治体の早期復旧を支援する。
水土里災害派遣隊(農業農村災害緊急派遣隊)	農林水産省	農地・農業用施設が被災した際、二次災害や増破などの被害の拡大を防止し、より早期に復旧を行うために、初期情報収集、緊急概査、技術支援、専門家の派遣や人的支援にかかる調整、災害応急用資機材の貸出しなどを行う。
D. W a s t e - N e t (災害廃棄物処理支援ネットワーク)	環境省	環境省からの協力要請を受けて、災害廃棄物の処理が適正かつ円滑・迅速に行われるよう、被災自治体への専門家・技術者の派遣、処理体制の構築、生活ごみ等や片付けごみの排出・分別方法の周知、片付けごみ等の初期推計量に応じた一次仮置場の確保・管理運営、悪臭・害虫対策、処理困難物対応等に関する現地支援、ごみ収集車等や作業員の派遣、生活ごみやし尿、避難所ごみ、片付けごみの収集・運搬、処理に関する現地支援等を行う。
D M A T (災害派遣医療チーム)	厚生労働省	医師、看護師、業務調整員で構成され、大規模災害や多傷病者が発生した事故などの現場に、急性期（おおむね 48 時間以内）から活動できる機動性を持った専門的な訓練を受けた医療チームである。
L D M A T (栃木県災害派遣医療チーム)	栃木県	栃木県内で災害が発生した場合に、迅速な医療救護活動を行うための専門的な訓練を受けた災害派遣医療チームである。
D P A T (災害派遣精神医療チーム)	厚生労働省 都道府県	被災地域の精神保健医療ニーズの把握、他の保健医療体制との連携、各種関係機関等とのマネージメント、専門性の高い精神医療の提供と精神保健活動の支援を行うために、専門的な研修・訓練を受けた災害派遣精神医療チーム
D H E A T (災害時健康危機管理支援チーム)	厚生労働省 都道府県	都道府県や政令指定都市の職員で組織され、重大な健康危機が発生した際に、被災都道府県等に派遣され、被災自治体による災害時の指揮調整機能を補佐する、健康危機管理支援チームである。
D W A T (災害派遣福祉チーム)	都道府県	長期避難者の生活機能の低下や要介護度の重度化など二次被害防止のため、一般避難所で災害時要配慮者に対する福祉支援等を行うチームで、社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、ホームヘルパー、看護師、保育士、公認心理師ら 4～6 人程度で構成される。
J M A T (日本医師会災害医療チーム)	日本医師会	日本医師会により組織される災害医療チーム。急性期の災害医療を担当する D M A T が活動終了し、その後の医療ニーズに対応して被災地の支援に入り、現地の医療体制が回復するまでの間、地域医療を支える。

(各所管省庁のホームページを参考に編集)

協定集

協定集 目次

番号	協定名	協定先	締結日	頁
1. 情報通信関係				
1-1	栃木県防災行政ネットワークの設置及び管理運営に関する協定書	栃木県	H23. 10. 1	1
1-2	栃木県震度情報ネットワークシステムに係る施設の設置管理に関する協定書	栃木県	H23. 10. 1	2
1-3	災害時の情報交換に関する協定	国土交通省関東地方整備局	H24. 6. 7	2
1-4	防災及び災害に係る放送協定書	ケーブルテレビ(株)	H23. 12. 26	3
1-5	全国瞬時警報システム(J-A L E R T)による緊急放送に関する協定書	ケーブルテレビ(株)	H26. 6. 16	4
1-6	災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定	(株)とちぎテレビ及び(株)栃木放送	H27. 3. 5	4
1-7	災害時等における緊急放送等の実施に関する協定書	ケーブルテレビ(株)	H27. 10. 26	5
1-8	特設公衆電話の設置・利用に関する覚書	東日本電信電話(株)	H28. 3. 30	6
1-9	災害時における地図製品等の供給等に関する協定書	(株)ゼンリン	H30. 3. 14	7
1-10	災害時における無人航空機による情報収集活動に関する協定書	(株)栃木県用地補償コンサルタント	H31. 2. 19	8
1-11	災害時における無人航空機による情報収集活動に関する協定書	藤成測量(株)	H31. 2. 19	9
1-12	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー(株)	H31. 3. 28	10
1-13	災害時における無人航空機による情報収集活動に関する協定書	(株)壬生自動車学校	R 元. 4. 9	11
1-14	災害時における無人航空機による情報収集活動に関する協定書	農地所有適格法人(株)アドバンス	R 元. 5. 13	12
1-15	防災力向上のための協力に関する協定書	損害保険ジャパン日本興亜(株)	R2. 1. 28	13
1-16	広域水災発生時の共同取組に関する覚書	あいおいニッセイ同和損害保険(株)	R4. 6. 6	14
2. 相互応援関係				
2-1	災害時における市町相互応援に関する協定	栃木県内各市町	R4. 2. 22	15
2-2	北関東・新潟地域連携軸推進協議会災害時における相互応援に関する協定	新潟県新潟市など 19 市町村	H8. 10. 14 (施行日)	16
2-3	大規模災害時における友好親善都市間の相互応援協定書	北海道滝川市	H24. 11. 9	17
2-4	下都賀地区における災害時の相互協力に関する協定	小山市、下野市、壬生町、野木町、小山警察署、栃木警察署、下野警察署、小山市消防本部、石橋地区消防組合消防本部、栃木県建設業協会下都賀支部	H24. 10. 29	18
2-5	廃棄物と環境を考える協議会加盟団体災害時相互応援協定	那須塩原市など 63 市町村	H25. 7. 12	19
2-6	関東どまんなかサミット会議構成市町の災害時における相互応援に関する協定書	野木町、茨城県古河市、埼玉県加須市、群馬県板倉町	H28. 5. 27	20
2-7	災害時における相互応援に関する協定書	春日部市、鹿沼市	H29. 4. 17	21
2-8	災害時広域支援連携協定書	下野市、野木町、小山市、結城市	H29. 7. 7	22
2-9	大規模災害時における相互応援に関する協定書	神奈川県厚木市	R7. 1. 16	24
3. 避難関係				
3-1	災害時の施設利用等に関する協定書	(株)ベネック	H28. 12. 14	25
3-2	広告付避難場所等電柱看板に関する協定	東電タウンプランニング(株)栃木総支社	H29. 9. 29	26
3-3	災害時の施設利用等に関する協定書	(株)真岡製作所	H31. 1. 25	27
3-4	災害時等における施設利用等の協力に関する協定書	(株)サンプルザコーポレーション	R 元. 4. 9	28
3-5	災害発生時における相互協力に関する協定書	栃木刑務所	R 元. 10. 4	29
3-6	災害時等における施設利用等の協力に関する協定書	(株)栃木ヶ丘ゴルフ倶楽部	R 元. 11. 25	30
3-7	災害発生時における避難所設置の協力に関する協定	(株)デベロップ	R2. 7. 21	31
3-8	災害時における施設の提供に関する覚書	イオンリテール(株)イオン栃木店	R3. 6. 18	32
3-9	災害時等における施設の提供に関する協定書	(株)ダイナム	R3. 8. 25	33

番号	協定名	協定先	締結日	頁
3-10	災害時における施設の提供に関する協定書	(株)とりせん	R3. 9. 13	34
3-11	災害時等における施設の提供に関する協定書	(株)ヤオハン	R3. 10. 7	35
3-12	災害時等における施設の提供に関する協定書	五月女総合プロダクト(株)	R3. 11. 9	36
3-13	災害時等における施設利用等の協力に関する協定書	都賀総合開発(株)都賀カンツリ ー倶楽部	R5. 3. 29	38
3-14	災害時における施設の提供に関する協定書	株式会社 ジョイパック	R6. 2. 2	39
3-15	災害時における被災者相談業務の実施に関する協定書	栃木県司法書士会	R7. 2. 18	40
4. 要配慮者関係				
4-1	災害時における介護サービス事業所の応援、協力に関する基本協定書	栃木市在宅介護サービス事業所 連絡会	H28. 7. 4	41
4-2	災害時における老人福祉施設の応援、協力に関する基本協定書	栃木市特別養護老人ホーム養護 老人ホーム連絡会	H28. 7. 4	42
4-3	災害時における障がい児者福祉施設の応援協力に関する基本協定書	栃木市障害者施設協議会	H28. 10. 28	43
4-4	災害時における老人福祉施設の応援、協力に関する基本協定書	(福) 幸生会	H28. 8. 1	44
4-5	災害時における障がい児者福祉施設の応援協力に関する基本協定書	(福) 星風会	H29. 3. 16	45
4-6	栃木市災害時多言語支援センター設置に関する協定書	栃木市国際交流協会	R3. 12. 20	46
5. 消防関係				
5-1	栃木市・小山市消防相互応援協定書	小山市	S40. 10. 21	47
5-2	栃木市・佐野市消防相互応援協定書	佐野市	H26. 4. 1	47
5-3	栃木市・埼玉東部消防組合消防相互応援協定書	埼玉東部消防組合	H25. 4. 1	48
5-4	栃木地区・鹿沼地区消防相互応援協定書	鹿沼地区広域行政事務組合	H6. 8. 1	49
5-5	栃木地区・石橋地区消防相互応援協定書	石橋地区消防組合	H2. 1. 29	49
5-6	栃木市・館林地区消防組合消防相互応援協定書	館林地区消防組合	H 元. 3. 28	50
6. 医療救護関係				
6-1	災害時の医療救護に関する協定書	(一社)下都賀郡市医師会	H28. 9. 12	51
6-2	災害時の歯科医療救護に関する協定書	(一社)下都賀歯科医師会	H28. 7. 1	52
6-3	災害時における医療救護に関する協定書	(公社)栃木県柔道整復師会	H29. 1. 18	53
6-4	災害時の医療救護に関する協定	栃木地域薬剤師会	H30. 2. 15	54
7. 輸送関係				
7-1	災害時等におけるバス利用に関する協定書	T C B観光(株)	H30. 5. 30	55
7-2	災害時等における車両提供に関する協定書書	(株)栃木自動車教習所	R 元. 4. 9	56
7-3	災害時における物資等の緊急輸送に関する協定書	栃木県トラック協会栃木支部	R 元. 7. 12	57
7-4	災害時の「道の駅みかも」利用に関する基本協定書	国土交通省関東地方整備局 宇 都宮国道事務所	R2. 3. 2	58
7-5	災害時等におけるバス利用に関する協定書	(株)ティ・エイチ・エス	R2. 4. 8	59
7-6	災害時等におけるバス利用に関する協定書	蔵の街観光バス(株)	R2. 11. 10	60
7-7	災害時等における車両貸与に関する連携協定	栃木日産自動車販売(株)、 日産プリンス栃木販売(株)	R3. 6. 23	61
7-8	災害時等における車両の提供に関する協定	栃木県レンタカー協会	R6. 3. 5	62
8. 食料物資関係				
8-1	災害時における物資供給に関する協定書	(NPO) コメリ災害対策センター	H23. 12. 26	63
8-2	災害時における生活物資の供給協力に関する協定	(株)カインズ	H24. 5. 17	64
8-3	災害時における食糧及び生活必需品等の供給に関する協定	とちぎコープ生活協同組合	H24. 5. 17	65
8-4	災害時における救援物資の提供協力に関する協定書	(株)伊藤園	H25. 5. 29	66
8-5	災害時における飲料供給に関する協定書	サントリーフーズ(株)	H25. 11. 13	67
8-6	災害時における生活物資の供給協力に関する協定書	ジャパンソルト(株)	H25. 12. 13	68
8-7	災害時における物資提供等に関する協定書	(株)ヤオハン	H26. 1. 30	69
8-8	災害時における量の提供に関する協定書	「5日で5000枚の約束。」プ ロジェクト実行委員会	H29. 9. 29	70
8-9	電気自動車を活用した災害連携協定	栃木日産自動車販売(株)、日産プ リンス栃木販売(株)、日産自動車 (株)	R3. 6. 23	70
8-10	災害時における電動車両等の支援に関する協定書	東日本三菱自動車販売(株)	R3. 11. 4	72

番号	協定名	協定先	締結日	頁
8-11	災害時における避難所等を使用する資機材及び物資の供給に関する協定書	アキレス (株)	R4. 3. 23	74
8-12	災害時における段ボール製品等の調達に関する協定	東京コンテナ工業 (株)	R4. 5. 11	75
8-13	災害時における被災者等の移動手段の確保に関する協定書	(一社) 日本カーシェアリング協会	R4. 8. 10	76
8-14	災害時の避難所等における外部給電可能な車両からの電力供給の協力に関する協定書	栃木トヨタ自動車(株)、栃木トヨペット(株)、トヨタカローラ栃木(株)、ネットトヨタ栃木(株)、トヨタモビリティパーツ(株)	R4. 9. 28	76
8-15	災害時における物資の供給に関する協定書	(株) カワチ薬品	R5. 9. 15	78
8-16	災害時におけるペットの飼育管理に係る物資の提供等の支援に関する協定書	(株) オーシマ小野商事	R5. 11. 6	79
8-17	災害時における物資の提供に関する協定	日清医療食品株式会社	R6. 3. 14	80
9. 障害物関係				
9-1	災害時における通行妨害車両等の排除業務に関する協定書	(有) ロイヤルサービス	H23. 12. 26	81
9-2	災害時における車両の移動等に関する協定書	(株) 小島レッカーサービス	R7. 3. 14	82
10. 廃棄物関係				
10-1	栃木県災害廃棄物等の処理における市町村等相互応援に関する協定書	栃木県並びに県内の市町村及び一部事務組合	H20. 3. 21	83
10-2	栃木県災害廃棄物等の処理応援に関する協定書に基づく覚書	(公社) 栃木県産業資源循環協会、(一社) 栃木県環境美化協会、栃木県環境整備事業協同組合	R2. 10. 9	84
10-3	災害時における建築物等の解体撤去の実施に関する協定書	株式会社岡安興業	R7. 8. 4	85
11. 復旧関係				
11-1	佐野市・栃木市水道災害相互応援協定書	佐野市	H26. 9. 1	86
11-2	日本水道協会栃木県支部水道災害相互応援要綱	日本水道協会栃木県支部に所属する正会員	H24. 4. 25 (施行日)	87
11-3	災害時における水道特別支援に関する協定書	(株) 両毛システムズ	R2. 7. 14	88
11-4	災害時における応急復旧工事等に関する協定書	栃木市公認管工事業協同組合、栃木市南部水道組合、栃木市都賀水道組合、栃木市西方管工事組合	H24. 3. 26	89
11-5	災害時における応急復旧工事等に関する協定書	岩舟町設備業組合	H26. 7. 2	89
11-6	災害時における栃木県内の下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定	栃木県、県内各市町村、(公社) 日本下水道管路管理業協会	H30. 11. 22	90
11-7	下水道施設における緊急時の支援協力に関する協定書	(公財) とちぎ建設技術センター	H31. 4. 1	91
11-8	防災及び災害復旧に関する協定書	栃木市建設業協同組合	H27. 6. 15	92
11-9	災害時における資機材供給の協力に関する協定	芙蓉レンタル(株)	H24. 5. 17	93
11-10	災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書	(株) アクティオ	H25. 5. 29	94
11-11	災害時における電気設備の復旧等に関する協定	栃木県電気工事業工業組合	H24. 3. 26	94
11-12	栃木市と東京電力パワーグリッド株式会社栃木南支社との地方創生に関する連携協定	東京電力パワーグリッド(株) 栃木南支社	R2. 8. 12	95
11-13	災害時における停電復旧作業および啓開作業に伴う障害物等除去に関する覚書	東京電力パワーグリッド(株) 栃木南支社	R4. 2. 15	96
11-14	災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定	(株) ナガワ	R5. 6. 21	97
11-15	災害時における物資(ユニットハウス等)の供給に関する協定書	三協フロンティア株式会社	R6. 9. 25	98
12. 災害ボランティア関係				
12-1	災害ボランティアセンター設置等に関する協定書	(福) 栃木市社会福祉協議会	H25. 7. 31	99
12-2	災害時における支援活動に関する協定書	栃木うづまライオンズクラブ	R2. 4. 27	100
12-3	災害時における支援活動に関する協定書	ライオンズクラブ国際協会 3 3 3-B 地区 2 リジョン 2 ゾーン	R3. 4. 19	101
13. 生活再建関係				
13-1	災害時における対策業務の応援協力に関する協定書	(一社) 栃木県建築士会	H30. 2. 28	102
13-2	災害時における法律相談業務に関する協定書	栃木県弁護士会	H30. 2. 28	103
14. 大規模事故関係				

番号	協定名	協定先	締結日	頁
14-1	特殊災害消防相互応援協定書	常設消防機関を設置している栃木県内の市及び町並びに一部事務組合	S56. 5. 20	104
14-2	東北自動車道消防相互応援協定書	佐野市、鹿沼市、宇都宮市、塩谷広域行政組合、那須地区消防組合	H27. 9. 30	105
14-3	北関東自動車道消防相互応援協定書	足利市、佐野市、鹿沼市、石橋地区消防組合、宇都宮市、芳賀地区広域行政事務組合	H26. 1. 20	106
14-4	鉄道災害時における鉄道事業者と消防機関との連携に関する協定書	東日本旅客鉄道(株)、東武鉄道(株)	H21. 3. 30	107
15. 原子力関係				
15-1	原子力災害における水戸市民の県外広域避難に関する協定書 (案)	水戸市	H30. 5. 21	109
16. その他				
16-1	災害発生時における栃木市と栃木市内郵便局の協力に関する協定	栃木市内郵便局	H28. 2. 16	110
16-2	災害時における活動協力に関する協定書	イオンリテール(株)イオン栃木店	H24. 2. 3	111
16-3	栃木市・下野農業協同組合・上都賀農業協同組合との「地方創生推進」並びに「地域社会経済の継続的発展」に関わる包括連携協定書	下野農業協同組合、上都賀農業協同組合	H30. 2. 7	112
16-4	災害時における緊急・後方・復興支援活動に関する協定書	(NPO) 災害支援団体ネットワーク	R5. 3. 7	113
16-5	災害時における棺及び葬祭用品の供給等並びに遺体の搬送等の協力に関する協定書	栃木県葬祭事業協同組合	R5. 8. 23	114

1-1 栃木県防災行政ネットワークの設置及び管理運営に関する協定書

栃木県（以下「甲」という。）と栃木市（以下「乙」という。）とは、栃木県防災行政ネットワーク通信施設（以下「通信施設」という。）の設置及び管理運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害対策に係る事務及び一般行政事務の円滑化を図るため、甲が乙の庁舎に設置する通信施設の管理運営及び経費の負担等について必要な事項を定めるものとする。

（通信施設の設置）

第2条 甲は、乙の管理する庁舎に通信施設を設置するものとする。

2 通信施設の所有権は甲に帰属するものとし、乙は、通信施設の設置に当たり必要な庁舎施設、その付属設備及び敷地を無償で甲の使用に供するものとする。

（経費の負担）

第3条 通信施設の管理運営に関する経費の負担は次によるものとする。ただし、第2号のエの費用は甲が他の通信施設等の費用も含め一括支払うものとし、これに要する経費は、次条第1項の栃木県防災行政ネットワーク運営協議会において決定した額を毎年度甲の請求により乙が負担するものとする。

1 甲が負担する経費

ア 通信施設の設置、増設及び変更に要する経費（乙が負担する額を除く。）

イ 衛星通信回線の利用に係る分担金（応益割分）

ウ 甲と乙を結ぶ防災情報システム回線使用料の2分の1に相当する額

2 乙が負担する経費

ア 通信施設の設置、増設及び変更に要する経費（甲が負担する額を除く。）

イ 乙の都合により通信施設の移設等を行う場合の当該工事に要する経費

ウ 乙の原因により生じた損傷等の補修に要する経費

エ 甲と乙を結ぶ防災情報システム回線使用料の2分の1に相当する額

オ 通信施設の電気使用料、消耗品代及び非常用発電機の燃料費

（栃木県防災行政ネットワーク運営協議会）

第4条 通信施設の円滑な運用及び管理運営に関し必要な事項を協議するため、栃木県防災行政ネットワーク運営協議会を設置する。（協定期間）

第5条 この協定の期間は、平成23年10月1日から平成24年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに甲乙いずれからも特に意思表示がない場合は、この協定は平成24年4月1日から1年間を有効期間として延長されるものとし、以後この例によるものとする。

（その他）

第6条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙両者が記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成23年10月1日

記名押印〔略〕

1-2 栃木県震度情報ネットワークシステムに係る施設の設置管理に関する協定書

栃木県（以下「甲」という。）と栃木市（以下「乙」という。）とは、栃木県震度情報ネットワークシステムに係る施設（以下「計測震度計施設」という。消防本部に設置するものを含む。）の設置及び管理について次のとおり協定する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模地震による被害状況（被害の全体像）を早期に把握し、迅速な災害対策活動の実施に必要な震度情報の収集を行うため、甲が乙の施設に設置する計測震度計施設（感震装置、表示装置、処理装置、発信装置及びこれらを接続するケーブル等から構成される施設）の管理及び運営について必要な事項を定めるものとする。

（計測震度計施設の設置）

第2条 甲は、乙の庁舎に計測震度計施設を設置するものとする。

2 計測震度計施設の所有権は、甲に帰属するものとし、乙は計測震度計施設の設置に当たり必要な庁舎施設及びその附属設備並びに敷地を甲の使用に供するものとする。

（計測震度計施設の保管管理）

第3条 計測震度計施設の一般管理（日常の使用、保管に関する管理をいう。以下同じ。）は乙が行い、維持管理（計測震度計施設の機能を維持するための管理をいう。以下同じ。）は甲が行うものとする。

（経費の負担）

第4条 計測震度計施設の設置及び管理に要する経費の負担は、次によるものとする。

（1）計測震度計施設設置に要する経費

ア 甲が負担する経費

（イ）計測震度計施設設置に係る経費

（ロ）甲の都合により計測震度計施設の変更工事等をする場合の当該工事等に要する経費

イ 乙が負担する経費

（イ）乙の都合により計測震度計施設の変更又は設置場所の移転等を行う場合における当該工事に要する経費

（2）計測震度計施設の保管管理に要する経費

ア 甲が負担する経費

（イ）計測震度計施設の維持管理に要する経費

イ 乙が負担する経費

（イ）計測震度計施設の一般管理に要する電気料等

（ロ）善良な管理を怠ったために生じた損傷等の補修に要する経費

（その他）

第5条 この協定について疑義が生じた場合又は定めのない事項は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙両者記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

平成23年10月1日

記名押印〔略〕

1-3 災害時の情報交換に関する協定

国土交通省関東地方整備局長 下保 修（以下「甲」という。）と、栃木市長 鈴木俊美（以下「乙」という。）とは、災害時における各種情報の交換等に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、栃木市の地域について災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、甲及び乙が必要とする各種情報の交換等（以下「情報交換」という。）について定め、もって、迅速かつ的確な災害対処に資することを目的とする。

（情報交換の開始時期）

第2条 甲及び乙の情報交換の開始時期は、次のとおりとする。

（1）栃木市内で重大な被害が発生し、又は発生するおそれがある場合

（2）栃木市災害対策本部が設置された場合

（3）その他甲又は乙が必要とする場合

（情報交換の内容）

第3条 甲及び乙の情報交換の内容は、次のとおりとする。

（1）一般被害状況に関すること。

（2）公共土木施設（道路、河川、ダム、砂防、都市施設等）の被害状況に関すること。

（3）その他甲又は乙が必要な事項

（情報連絡員（リエゾン）の派遣）

第4条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合又は甲が必要と判断した場合には、甲から乙の災害対策本部等に情報連絡員を派遣し情報交換を行うものとする。

なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（平素の協力）

第5条 甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

（協議）

第6条 本協定に疑義が生じたとき、又は本協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定は、2通作成し、甲乙押印のうえ各1通を所有する。

平成24年6月7日

記名押印〔略〕

1-4 防災及び災害に係る放送協定書

栃木市（以下「甲」という。）とケーブルテレビ株式会社（以下「乙」という。）とは、防災及び災害に係る放送に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、放送を通じて、防災及び災害に関する情報を提供することにより、市民の安心、安全の確保に資することを目的とする。

（放送の要請）

第2条 甲は、防災及び災害に関する情報を市民に伝達する必要があると認めたときは、乙に対し、放送の実施を要請するものとする。

2 前項の要請は、文書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、文書によらず要請することができるものとし、事後、速やかに文書を提出するものとする。

（放送の実施）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、速やかに放送を行うものとする。

2 乙は、放送に必要な情報を、甲に求めることができる。

3 乙は、放送の実施に当たり、地域に密着したケーブルテレビ局としての使命に基づき、市民が求める情報を、正確かつ迅速に伝達するよう努めなければならない。

（連絡体制）

第4条 甲及び乙は、災害時における情報の伝達を円滑に行うため、あらかじめ連絡体制を定めるものとする。

2 協定期間内において前項の連絡体制に変更が生じたときは、速やかに通知するものとする。

（有効期間）

第5条 この協定の有効期間は、平成23年12月26日から平成24年3月31日までとする。ただし、この期間満了の1月前までに甲乙いずれからも協定解除の申し出がないときは、同一内容で1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

（その他）

第6条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に当たり疑義が生じたときは、甲乙双方が誠意をもって協議し、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成23年12月26日

記名押印〔略〕

1-5 全国瞬時警報システム（J－ALERT）による緊急放送に関する協定書

栃木市（以下「甲」という。）とケーブルテレビ株式会社（以下「乙」という。）とは、全国瞬時警報システム（以下「J－ALERT」という。）による緊急放送について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、J－ALERTによる緊急情報を受信した場合に、市民へ正確な情報を瞬時かつ的確に提供するための緊急放送に関する事項について定めるものとする。

（緊急放送）

第2条 甲は、J－ALERTによる緊急情報を受信した場合は、自動起動装置により緊急情報を乙に配信するものとする。

2 乙は、前項に規定する甲からの緊急情報を受信したときは、L字放送システムにより速やかに放送するものとする。

（緊急情報）

第3条 甲が乙に配信する緊急情報は、次のとおりとする。

（1）国民保護情報

ア ゲリラ・特殊部隊攻撃情報

イ 航空攻撃情報

ウ 弾道ミサイルに関する情報

エ 大規模テロ情報

オ キャンセル報

（2）緊急地震速報・地震情報

ア 震度5弱

イ 震度5強

ウ 震度6弱

エ 震度6強

オ 震度7

カ 震度・震源に関する情報

（3）気象情報

ア 気象特別警報

イ 気象警報

（連絡責任者）

第4条 緊急放送が円滑に実施できるよう、甲及び乙はそれぞれ連絡責任者を定め、相互に届け出るものとする。

（費用）

第5条 緊急放送に係る放送料は、無料とする。

（協議）

第6条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲と乙が協議の上、決定するものとする。

（有効期間）

第7条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙のいずれかが文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力が継続するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成26年6月16日

記名押印〔略〕

1-6 災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定

栃木市（以下「甲」という。）並びに株式会社とちぎテレビ（以下「乙」という。）及び株式会社栃木放送（以下「丙」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第57条に規定する放送要請（法第61条の3において準用する場合を含む。以下「放送要請」という。）に関し、災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号。以下「政令」という。）第22条の規定に基づき、次のとおり協定する。

第1条 甲は、法第56条第1項の規定による災害に関する予報若しくは警報又は法第55条の規定による栃木県知事からの通知、避難のための立退きの勧告若しくは指示又は屋内での待避等の安全確保措置の指示を伝達するに当たり、緊急を要する場合は、乙及び丙に対して放送要請を行うことができる。

第2条 甲は、前条の放送要請を行う場合は、乙及び丙に対し、次に掲げる事項を明らかにするものとする。

（1）放送を求める理由

（2）放送の内容

（3）その他必要な事項

第3条 乙及び丙は、第1条の規定による放送要請があった場合は、遅滞なく当該放送要請が法第57条の規定に適合するか否か（法第61条の3において準用する場合を含む。）を審査し、適合すると認めたときは、放送内容、放送の種別及び日時等を決定し、速やかに当該放送を行うものとする。

第4条 この協定の実施に関し必要な事項は、別に協議して定めるものとする。

附 則

この協定は、平成27年3月5日から実施する。

平成27年3月5日

記名押印〔略〕

1-7 災害時等における緊急放送等の実施に関する協定書

栃木市（以下「甲」という。）とケーブルテレビ株式会社（以下「乙」という。）とは、栃木市コミュニティFM放送局の開設及び運営に関する基本協定書（平成26年11月25日締結）第27条の規定に基づき、災害時等におけるラジオ放送による緊急放送等の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、栃木市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、乙のコミュニティFM放送を活用し、災害及び防災に関する情報について災害時緊急放送を行うことにより、災害等による被害の軽減を図り、もって市民の安全確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「災害等」とは、地震、台風、大雨、大雪、大規模火災、武力攻撃事態その他非常事態をいう。
- (2) 「災害時緊急放送」とは、前条の目的を達成するために、乙が行う他の放送に優先して乙が行う臨時の放送（以下「緊急放送」という。）及び甲が緊急割込装置を使用して、乙の放送に自動的に割り込んで行う臨時の放送（以下「緊急割込放送」という。）をいう。

（災害時緊急放送の実施）

第3条 甲は、災害時緊急放送が必要と判断したときは、乙の運営する放送局の編成権を尊重し、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 甲の要請により乙の放送従事者が緊急放送を行う方法
 - (2) 甲の要請により緊急割込装置を使用して緊急放送を行う方法
 - (3) 甲が必要と認める情報について、緊急割込放送を行う方法
 - (4) 全国瞬時警報システム（以下「J-ALERT」という。）による緊急割込放送を行う方法
- 2 前項第1号及び2号に掲げる方法により緊急放送を実施するときは、甲はその放送内容等について文書をもって電子メール又はファクシミリにより乙に要請するものとする。ただし、電子メール等が使用できないとき、又は急を要しあらかじめ通知をするいとまがないときは、電話等により要請することができる。
- 3 第1項第3号に掲げる方法により緊急割込放送を実施するときは、甲はあらかじめその旨を乙に通知するものとする。ただし、急を要しあらかじめ通知をするいとまがないときは、緊急割込放送実施後、速やかに乙に報告するものとする。
- 4 第1項第4号に掲げる方法は、自動起動による緊急割込放送とするものとし、緊急割込放送の内容は、甲が設定するJ-ALERT動作設定ルールに基づくものとする。ただし、その実施日時及び内容を文書をもって乙に事後報告するものとする。

（連絡責任者）

第4条 甲及び乙は、災害時緊急放送を円滑に実施するため、それぞれ連絡責任者を定め、書面により相手方に通知するものとする。

（防災ラジオの自動起動試験放送の実施）

第5条 甲及び乙は、防災ラジオが第3条第1項第2号から第4号までに掲げる方法による災害時緊急放送時に自動起動することの確認を行うため、試験放送を行うものとする。

- 2 甲の試験放送は、毎月第1木曜日の午前11時00分から、「別紙1 栃木市防災ラジオ自動起動試験放送要領（栃木市）」に基づき行うものとする。ただし、毎月第1木曜日が国民の祝日、振替休日及び1月1日から1月3日までの日の場合は、その直後の平日に行うものとする。
- 3 乙の試験放送は、毎週木曜日（第1木曜日を除く）の午前11時00分から、「別紙2 栃木市防災ラジオ自動起動試験放送要領（FMくらら857）」に基づき試験放送を行うものとする。

（放送料）

第6条 災害時緊急放送及び防災ラジオの自動起動試験放送に係る放送料は無料とする。ただし、災害情報等の緊急放送が長期間に渡る場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

（協定の期間）

第7条 本協定の有効期間は、令和6年11月1日から令和11年9月30日までとする。

（協定の変更）

第8条 本協定の規定を変更しようとする場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

（疑義の協議）

第9条 本協定の規定に関し疑義を生じたとき又は本協定に特別の定めのない事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

本協定を証するため、本書を2通作成し、甲、乙がそれぞれ押印の上、各1通を保有する。

令和6年10月28日

記名押印〔略〕

1-8 特設公衆電話の設置・利用に関する覚書

栃木市（以下「甲」という。）と東日本電信電話株式会社（以下「乙」という。）は、災害が発生した際に乙の提供する非常用電話（以下「特設公衆電話」という。）の設置及び利用・管理等に関し、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 本覚書は、災害の発生時において、甲乙協力の下、被災者等の通信の確保を目的とする。

（用語の定義）

第2条 本覚書に規定する「災害の発生」とは、災害救助法（昭和22年法律第118号）第2条に規定する政令で定める程度の災害、または同様の事象の発生により社会の混乱が発生していることをいう。

2 本覚書に規定する「特設公衆電話」とは、甲乙協議のうえ定めた設置場所に電気通信回線及び電話機接続端子を敷設し、災害の発生時に電話機を接続することで被災者等へ通信の提供を可能とするものをいう。

（特設公衆電話の設置場所及び設置箇所）

第3条 特設公衆電話の設置に係る設置場所（住所・地番・建物名をいう。以下同じ。）及び電気通信回線数については甲乙協議のうえ、乙が決定することとする。

2 特設公衆電話の設置に係る設置箇所（設置場所の建物内における特設公衆電話を利用する場所をいう。以下同じ。）については、甲乙協議のうえ甲が決定することとする。

3 本条第1項及び第2項における設置場所、設置箇所及びこれらに付随する設置にかかる必要な情報（以下「設置場所等情報」という。）は甲乙互いに保管するものとする。なお、保管にあたっては、甲乙互いに情報管理責任者を任命し、その氏名を別紙1に定める様式をもって相互に通知することとする。

（通信機器等の管理）

第4条 甲は、特設公衆電話の配備に必要な設備において、配管・引込み柱・端子盤等を甲の費用負担で設置するものとする。

2 甲は、災害の発生時に特設公衆電話を即座に利用が可能な状態となるよう、甲所有の電話機を適切な場所に保管の上、管理することとする。

（電話回線等の配備）

第5条 乙は、特設公衆電話の配備に必要な設備において、屋内配線（モジュラージャックを含む。以下同じ。）を乙の費用負担でもって設置することとする。

（移転、廃止等）

第6条 甲は、特設公衆電話の設置された場所の閉鎖、移転等の発生及び新たな設置場所が発生した場合は、速やかにその旨を乙に書面をもって報告しなければならない。

2 前項の設置に係る費用については、第4条及び第5条に基づき行うものとする。ただし、設置箇所の移動に係る費用については甲の費用負担でもって行うものとする。

（利用の開始）

第7条 特設公衆電話の利用の開始については乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに設置し、被災者等の通信確保に努めるものとする。ただし、設置場所の存在する地域において、特設公衆電話の設置場所が避難所となる場合においては、甲の判断により、利用を開始することができるものとし、甲は乙に対し特設公衆電話の利用を開始した設置場所等情報を通知するものとする。

（利用者の誘導）

第8条 甲は、特設公衆電話を開設した場合、利用者の適切な利用が行われるよう、可能な限り利用者の誘導に努めるものとする。

（利用の終了）

第9条 特設公衆電話の利用の終了については甲乙協議のうえ乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに撤去するものとする。ただし、乙が利用終了を通知する前に、避難所を閉鎖した場合においては、甲は速やかに特設公衆電話を撤去し、甲は乙に対し撤去した場所の連絡を行うこととする。

（設置場所の公開）

第10条 乙は、災害時の通信確保のために、特設公衆電話の設置場所等情報について、甲と協議の上、乙のホームページ上で公開するものとする。

（定期試験の実施）

第11条 甲及び乙は、年に1回を目安として、災害発生時に特設公衆電話が速やかに設置できるよう、別紙2に定める接続試験を実施するものとする。

（故障発見時の扱い）

第12条 甲及び乙は、特設公衆電話を設置する電気通信回線について何らかの異常を発見した場合は、速やかに相互に確認しあい、故障回復に向け協力するものとする。

（目的外利用の禁止）

第13条 甲は、第7条に規定する利用の開始及び第11条に規定する定期試験を除き、特設公衆電話の利用を禁止するものとする。

2 乙は特設公衆電話の利用状況について、定期的に検査することとする。

3 甲は、乙より目的外利用の実績の報告があった場合は、速やかに当該利用が発生しないよう措置を講じ、その旨を乙に報告するものとする。

4 前項の措置にかかわらず、甲の目的外利用が継続する場合は、抜本的な措置を甲乙協議のうえ講ずるものとする。この場合において、特設公衆電話の撤去を行うこととなった場合は、撤去に関する工事費用等及び甲が目的外利用により発生した分の利用料は、甲が負担するものとする。

（機密保持）

第14条 甲及び乙は、本覚書により知り得た相手方の営業上、技術上の機密を、その方法手段を問わず、第三者に漏洩してはならない。この義務は、本覚書終了後も同様とする。

（協議事項）

第15条 本覚書に定めのない事項又は本覚書の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議のうえ定めるものとする。

本覚書を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自がその1通を保有する。

平成28年3月30日

記名押印〔略〕

別紙1～2〔略〕

1-9 災害時における地図製品等の供給等に関する協定書

栃木市（以下「甲」という。）と株式会社ゼンリン（以下「乙」という。）とは、第1条第(1)号に定める災害時において、乙が、乙の地図製品等（第2条に定義される）を甲に供給すること等について、以下のとおり本協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、以下各号の事項を目的とする。

- (1) 甲の区域内で災害対策基本法第2条第1号に定める災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、甲が災害対策基本法第23条の2に基づく災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置したときの、乙の地図製品等の供給及び利用等に関し必要な事項を定めること。
- (2) 甲乙間の平常時からの防災に関する情報交換を通じ、甲及び乙が連携して、防災・減災に寄与する地図の作成を検討・推進することにより、市民生活における防災力の向上に努めること。

（定義）

第2条 本協定において以下の用語はそれぞれ以下の意味を有するものとする。

- (1) 「住宅地図」とは、栃木市全域を収録した乙の住宅地図帳を意味するものとする。
- (2) 「広域図」とは、栃木市全域を収録した乙の広域地図を意味するものとする。
- (3) 「ZNET TOWN」とは、乙の住宅地図インターネット配信サービス「ZNET TOWN」を意味するものとする。
- (4) 「ID等」とは、ZNET TOWNを利用するための認証ID及びパスワードを意味するものとする。
- (5) 「地図製品等」とは、住宅地図、広域図及びZNET TOWNの総称を意味するものとする。

（地図製品等の供給の要請等）

第3条 乙は、甲が災害対策本部を設置したときは、甲からの要請に基づき、可能な範囲で地図製品等を供給するものとする。

2 甲は、地図製品等の供給を求めるときは、別途定める物資供給要請書（以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。但し、緊急を要する場合は、甲は、電話等により乙に対して要請できるものとし、事後、速やかに要請書を提出するものとする。

3 乙は、地図製品等を供給するときは、甲に、別途定める物資供給報告書を提出するものとする。

4 本条に基づく地図製品等の供給にかかる代金及び費用は、次のとおりとする。

- (1) 乙が供給した地図製品等の代金は、別途甲乙が合意した場合を除き有償とする。
- (2) 地図製品等の搬送にかかる費用は、乙が負担するものとする。

（地図製品等の貸与及び保管）

第4条 乙は、第3条第1項の規定に基づく地図製品等の供給とは別途、本協定締結後、甲乙別途定める時期、方法により乙が別途定める数量の住宅地図、広域図及びID等を甲に貸与するものとする。なお、当該貸与にかかる対価については無償とする。

2 甲は、前項に基づき乙が貸与した住宅地図、広域図及びID等を甲の事務所内において、善良なる管理者の注意義務をもって保管・管理するものとする。なお、乙が、住宅地図及び広域図の最新版を発行したときは、乙は、甲が保管している旧版の住宅地図及び広域図について、甲から当該住宅地図及び広域図を引き取りかつ最新版と差し替えることができるものとする。

3 乙は、必要に応じ、甲に対して事前に通知したうえで、甲による地図製品等の保管・管理状況等を確認することができるものとする。

（地図製品等の利用等）

第5条 甲は、第1条第(1)号に基づき災害対策本部を設置したときは、災害応急対策、災害復旧・復興にかかる資料として、第3条又は第4条に基づき乙から供給又は貸与された地図製品等につき、以下各号に定める利用を行うことができるものとする。

(1) 災害対策本部設置期間中の閲覧

(2) 災害対策本部設置期間中、甲乙間で別途協議のうえ定める期間及び条件の範囲内での複製

2 甲は、前項に基づき住宅地図の利用を開始したときは、速やかに別途定める乙の報告先に報告するものとする。また、当該住宅地図の利用を終了したときは、速やかに従前の保管場所にて保管・管理するものとする。

3 甲は、第1項にかかわらず、災害時以外の平常時において、防災業務を目的として、甲の当該防災業務を統括する部署内において、広域図及びZNET TOWNを利用することができるものとする。なお、甲は、本項に基づき広域図を複製利用する場合は、別途乙の許諾を得るものとし、ZNET TOWNを利用する場合は、本協定添付別紙のZNET TOWN利用約款に記載の条件に従うものとする。

（情報交換）

第6条 甲及び乙は、平常時から防災に関する情報交換を行うとともに、相互の連携体制を整備し、災害時に備えるものとする。

（有効期間）

第7条 本協定の有効期間は、本協定末尾記載の締結日から1年間とする。但し、当該有効期間満了の3ヶ月前までに当事者の一方から相手方に対し書面による別段の意思表示がない限り、本協定は更に1年間同一条件にて更新されるものとし、以後も同様とする。

（協議）

第8条 甲乙間で本協定の解釈その他につき疑義又は紛争が生じた場合には、両当事者は誠意をもって協議し解決に努めるものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ各1通を保有する。

平成30年3月14日

記名押印〔略〕

災害時における地図製品等の供給等に関する協定 細目

1. 趣旨

本細目は、栃木市（以下「甲」という。）と株式会社ゼンリン（以下「乙」という。）が締結している「災害時における地図製品等の供給等に関する協定書」に基づき、地図の数量や提供数、連絡先について定めるものである。

また必要に応じて順次修正をおこなうものとする。

2. 貸与する地図製品等の詳細 〔略〕

3. 甲及び乙の連絡先 〔略〕

甲乙間の連絡は原則として、以下に記載の連絡先を窓口として行われるものとする。

以上

1-10 災害時における無人航空機による情報収集活動に関する協定書

栃木市（以下「甲」という。）と株式会社栃木県用地補償コンサルタント（以下「乙」という。）は、栃木市内において地震、風水害その他災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における無人航空機による情報収集活動について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時に、甲の要請に基づき、乙が実施する無人飛行機による情報収集活動について、必要な事項を定めるものとする。

（活動内容）

第2条 甲が乙に要請する内容は以下のとおりとする。

（1）災害状況を把握するために必要な映像や画像等の情報収集及び提供に関すること。

（2）その他、必要と認められる事項。

（協力要請）

第3条 甲は、災害時に情報収集等のために必要と認めるときは、乙に対し要請書（様式第1号）により協力要請するものとする。ただし、緊急を要する時は電話等により要請し、後日速やかに文書を提出するものとする。

2 乙は、可能な限りこれを受諾するものとする。ただし、気象条件その他やむを得ない事情があるときはこの限りではない。

（活動報告）

第4条 乙は、第2条の規定に基づく活動を実施したときは、活動の完了後速やかに、報告書（様式第2号）により実施した内容を甲に報告するものとする。

（著作権の帰属）

第5条 情報収集活動で撮影した成果品の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第17条第1項に規定する著作権をいう。）は、甲に帰属する。

（費用の負担）

第6条 第2条の規定に基づく活動に関する経費は、甲が負担する。

（災害補償）

第7条 この協定に基づく活動に伴い、乙及び第三者に生じた損害の補償は、乙の責任において補償するものとする。

（連絡窓口）

第8条 甲及び乙は、活動の円滑な運営を図るため、平時及び緊急時における連絡先を明らかにし、相互に確認するものとする。

（訓練等への参加）

第9条 乙は、活動が円滑に行われるよう、甲が行う訓練等への参加に努めるものとする。その際に必要となる航空法における許可申請等は、乙が手続きを行うものとする。

（秘密保持）

第10条 甲及び乙は、活動の実施にあたり業務上知り得た情報を漏らしてはならない。

（有効期間）

第11条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

（協議）

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じたときは、その都度甲と乙が協議をし、決定するものとする。この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成31年2月19日

記名押印〔略〕

様式第1号～2号〔略〕

1-11 災害時における無人航空機による情報収集活動に関する協定書

栃木市（以下「甲」という。）と藤成測量株式会社（以下「乙」という。）は、栃木市内において地震、風水害その他災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における無人航空機による情報収集活動について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時に、甲の要請に基づき、乙が実施する無人飛行機による情報収集活動について、必要な事項を定めるものとする。

（活動内容）

第2条 甲が乙に要請する内容は以下のとおりとする。

（1）災害状況を把握するために必要な映像や画像等の情報収集及び提供に関すること。

（2）その他、必要と認められる事項。

（協力要請）

第3条 甲は、災害時に情報収集等のために必要と認めるときは、乙に対し要請書（様式第1号）により協力要請するものとする。ただし、緊急を要する時は電話等により要請し、後日速やかに文書を提出するものとする。

2 乙は、可能な限りこれを受諾するものとする。ただし、気象条件その他やむを得ない事情があるときはこの限りではない。

（活動報告）

第4条 乙は、第2条の規定に基づく活動を実施したときは、活動の完了後速やかに、報告書（様式第2号）により実施した内容を甲に報告するものとする。

（著作権の帰属）

第5条 情報収集活動で撮影した成果品の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第17条第1項に規定する著作権をいう。）は、甲に帰属する。

（費用の負担）

第6条 第2条の規定に基づく活動に関する経費は、甲が負担する。

（災害補償）

第7条 この協定に基づく活動に伴い、乙及び第三者に生じた損害の補償は、乙の責任において補償するものとする。

（連絡窓口）

第8条 甲及び乙は、活動の円滑な運営を図るため、平時及び緊急時における連絡先を明らかにし、相互に確認するものとする。

（訓練等への参加）

第9条 乙は、活動が円滑に行われるよう、甲が行う訓練等への参加に努めるものとする。その際に必要となる航空法における許可申請等は、乙が手続きを行うものとする。

（秘密保持）

第10条 甲及び乙は、活動の実施にあたり業務上知り得た情報を漏らしてはならない。

（有効期間）

第11条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

（協議）

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じたときは、その都度甲と乙が協議をし、決定するものとする。この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成31年2月19日

記名押印〔略〕

様式第1号～2号〔略〕

1-12 災害に係る情報発信等に関する協定

栃木市およびヤフー株式会社（以下「ヤフー」という）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

第1条（本協定の目的）

本協定は、栃木市内の地震、台風、豪雨、洪水、暴風その他による災害に備え、栃木市が市民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ行政機能の低下を軽減させるため、栃木市とヤフーが互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

第2条（本協定における取組み）

1. 本協定における取組みの内容は次の中から、栃木市およびヤフーの両者の協議により具体的な内容および方法について合意が得られたものを実施するものとする。
 - (1) ヤフーが、栃木市の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、栃木市の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
 - (2) 栃木市が、避難所等の防災情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (3) 栃木市が発令する避難勧告、避難指示等の緊急情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (4) 栃木市が、災害発生時の被害状況、ライフラインに関する情報および避難所におけるボランティア受入れ情報等をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (5) 栃木市が、避難所等における必要救援物資に関する情報をヤフーに提供し、ヤフーが、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (6) 栃木市が、避難所に避難している避難者の名簿を作成する場合、ヤフーが提示する所定のフォーマットを用いて名簿を作成すること。
2. 栃木市およびヤフーは、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先およびその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。
3. 第1項各号に関する事項および同項に記載のない事項についても、栃木市およびヤフーは、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

第3条（費用）

前条に基づく栃木市およびヤフーの対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

第4条（情報の周知）

ヤフーは、栃木市から提供を受ける情報について、栃木市が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、ヤフーが適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、ヤフーは、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

第5条（本協定の公表）

本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場合、栃木市およびヤフーは、その時期、方法および内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

第6条（本協定の期間）

本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

第7条（協議）

本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、栃木市およびヤフーは、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書2通を作成し、栃木市とヤフー両者記名押印のうえ各1通を保有する。

2019年3月28日

記名押印〔略〕

1-13 災害時における無人航空機による情報収集活動に関する協定書

栃木市（以下「甲」という。）と株式会社 壬生自動車学校（以下「乙」という。）は、栃木市内において地震、風水害その他災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における無人航空機による情報収集活動について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時に、甲の要請に基づき、乙が実施する無人飛行機による情報収集活動について、必要な事項を定めるものとする。

（活動内容）

第2条 甲が乙に要請する内容は以下のとおりとする。

（1）災害状況を把握するために必要な映像や画像等の情報収集及び提供に関すること。

（2）その他、必要と認められる事項。

（協力要請）

第3条 甲は、災害時に情報収集等のために必要と認めるときは、乙に対し要請書（様式第1号）により協力要請するものとする。ただし、緊急を要する時は電話等により要請し、後日速やかに文書を提出するものとする。

2 乙は、可能な限りこれを受諾するものとする。ただし、気象条件その他やむを得ない事情があるときはこの限りではない。

（活動報告）

第4条 乙は、第2条の規定に基づく活動を実施したときは、活動の完了後速やかに、報告書（様式第2号）により実施した内容を甲に報告するものとする。

（著作権の帰属）

第5条 情報収集活動で撮影した成果品の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第17条第1項に規定する著作権をいう。）は、甲に帰属する。

（費用の負担）

第6条 第2条の規定に基づく活動に関する経費は、甲が負担する。

（災害補償）

第7条 この協定に基づく活動に伴い、乙及び第三者に生じた損害の補償は、乙の責任において補償するものとする。

（連絡窓口）

第8条 甲及び乙は、活動の円滑な運営を図るため、平時及び緊急時における連絡先を明らかにし、相互に確認するものとする。

（訓練等への参加）

第9条 乙は、活動が円滑に行われるよう、甲が行う訓練等への参加に努めるものとする。その際に必要となる航空法における許可申請等は、乙が手続きを行うものとする。

（秘密保持）

第10条 甲及び乙は、活動の実施にあたり業務上知り得た情報を漏らしてはならない。

（有効期間）

第11条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

（協議）

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じたときは、その都度甲と乙が協議をし、決定するものとする。この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成31年4月9日

記名押印〔略〕

様式第1号～2号〔略〕

1-14 災害時における無人航空機による情報収集活動に関する協定書

栃木市（以下「甲」という。）と農地所有適格法人 株式会社アドバンス（以下「乙」という。）は、栃木市内において地震、風水害その他災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における無人航空機による情報収集活動について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時に、甲の要請に基づき、乙が実施する無人航空機による情報収集活動について、必要な事項を定めるものとする。

（活動内容）

第2条 甲が乙に要請する内容は次のとおりとする。

（1）災害状況を把握するために必要な映像、画像等の情報収集及び提供に関すること。

（2）その他必要と認められる事項

（協力要請）

第3条 甲は、災害時に情報収集等のために必要と認めるときは、乙に対し要請書（様式第1号）により協力要請するものとする。ただし、緊急を要する時は電話等により要請し、後日速やかに文書を提出するものとする。

2 乙は、可能な限りこれを受諾するものとする。ただし、気象条件その他やむを得ない事情があるときこの限りではない。

（活動報告）

第4条 乙は、第2条の規定に基づく活動を実施したときは、活動の完了後速やかに、報告書（様式第2号）により実施した内容を甲に報告するものとする。

（著作権の帰属）

第5条 情報収集活動で撮影した成果品の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第17条第1項に規定する著作権をいう。）は、甲に帰属する。

（費用の負担）

第6条 第2条の規定に基づく活動に関する経費は、甲が負担する。

（災害補償）

第7条 この協定に基づく活動に伴い、乙及び第三者に生じた損害の補償は、乙の責任において補償するものとする。

（連絡窓口）

第8条 甲及び乙は、活動の円滑な運営を図るため、平時及び緊急時における連絡先を明らかにし、相互に確認するものとする。

（訓練等への参加）

第9条 乙は、活動が円滑に行われるよう、甲が行う訓練等への参加に努めるものとする。その際に必要となる航空法における許可申請等は、乙が手続きを行うものとする。

（秘密保持）

第10条 甲及び乙は、活動の実施に当たり業務上知り得た情報を漏らしてはならない。

（有効期間）

第11条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

（協議）

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じたときは、その都度甲と乙が協議をし、決定するものとする。この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和元年5月13日

記名押印〔略〕

様式第1号～2号〔略〕

1-15 栃木市の防災力向上のための協力に関する協定書

栃木市（以下「甲」という。）と損害保険ジャパン日本興亜株式会社（以下「乙」という。）は、甲の防災力向上を推進するための協力（以下、「協力業務」という。）に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙の密接な連携・協力により、大規模災害が発生し、又は発生する恐れがある場合に備え市民や企業等の防災力向上を図るとともに、協力業務の適正かつ円滑な実施のため、必要な事項を定める。

（協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携・協力して取り組むものとする。

- (1) 災害時における無人航空機による情報収集での映像・画像の提供に関すること。
- (2) 市民や企業等への防災意識の啓発及び防災知識の普及に関すること。
- (3) 防災訓練、防災に関するセミナー及びイベントへの参加に関すること。
- (4) 地域防災力向上に関する情報交換に関すること。
- (5) その他、防災・減災及び災害対応における連携・協力に関すること。

2 前項各号に定める事項を効果的に推進するため、甲及び乙は別途協議を行うものとし、具体的な実施事項及び遵守事項等について、甲乙の合意により決定するものとする。

（協力の要請及び報告）

第3条 甲及び乙は、第1条に定める目的を達成するため相互の協力が必要な場合は、原則として要請書（別記様式1）により要請を行うものとする。ただし、書面による要請ができない場合は、電話又はその他の方法により要請し、事後速やかに書面を交付するものとする。

2 乙は、可能な限りこれを受諾するものとする。ただし、気象条件その他やむを得ない事情があるときはこの限りではない。

（活動報告）

第4条 乙は、第2条の規定に基づく活動を実施したときは、活動の完了後速やかに、報告書（様式第2号）により実施した内容を甲に報告するものとする。

（著作権の帰属）

第5条 情報収集活動で撮影した成果品の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第17条第1項に規定する著作権をいう。）は、甲に帰属する。

（費用の負担）

第6条 甲及び乙が第2条第1項の規定による協力の実施に要する費用については、その都度、甲乙協議し決定するものとする。

（災害補償）

第7条 この協定に基づく活動に伴い、乙及び第三者に生じた損害の補償は、乙の責任において補償するものとする。

（連絡責任者）

第8条 この協定の円滑な実施を図るため、協定締結後、甲及び乙は速やかに書面を持って連絡責任者を相手方に報告するものとする。

2 甲及び乙は、前項に変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

（訓練等への参加）

第9条 乙は、活動が円滑に行われるよう、甲が行う訓練等への参加に努めるものとする。その際に必要となる航空法における許可申請等は、乙が手続きを行うものとする。

（情報の管理）

第10条 甲及び乙は、この協定に基づき知り得た双方の情報について管理を徹底し、第三者に公表もしくは漏洩してはならない。

（有効期間）

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙のいずれかが書面を持って協定解除の申し出をしない限り、その効力が継続するものとする。

2 協定解除の意思表示は、期間終了30日前までに行うものとする。

（その他）

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施について疑義が生じたときは、その都度甲乙の協議により決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙が記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和2年1月28日

記名押印〔略〕

様式〔略〕

1-16 広域水災発生時の共同取組に関する覚書

栃木市栃木市（以下「甲」という。）とあいおいニッセイ同和損害保険株式会社（以下「乙」という。）とは、令和元年6月27日付で甲と乙との間で締結した「地方創生に関する連携協定書」（以下「協定書」という。）に関し、次のとおり覚書（以下「本覚書」という。）を締結する。

第1条（目的）

本覚書は、栃木市内において豪雨等の水害（地震による津波等により生ずる被害を除く。以下「広域水災」という。）が発生した時に、乙がその業務により撮影した写真を乙の火災保険契約者へ提供することや罹災証明書の早期申請について甲の公式ホームページを案内すること等を通して、甲における広域水災発生時の罹災証明書の発行に関する対応及び対策を推進し、もって協定書第1条に掲げる地方創生の実現に資することを目的とする。

第2条（本覚書による取組）

本覚書により乙は、次の各号に掲げる取組を行う。

- ① 乙の火災保険契約者の罹災証明書申請に関するサポート
- ② 乙が撮影したドローン画像の甲への提供

第3条（罹災証明書等発行業務の推進）

乙は、甲による罹災証明書等の発行に関し、乙が行う火災保険に関する損害調査業務により取得した写真等の資料を、乙の火災保険契約者からの求めに応じ提供する。

また、乙の火災保険契約者が乙の撮影した写真等を甲へ提出することに、乙が同意することで、乙は甲の罹災証明書等の発行業務をサポートするものとする。

第4条（ドローン画像等の提供）

乙は、広域水災が発生した際に、火災保険の損害調査のためドローン等により撮影した画像のうち提供可能と乙が判断するものを甲へ提供し、甲が実施する罹災証明書発行業務などの広域自然災害対応をサポートするものとする。

第5条（期間）

本覚書の有効期間は、協定書第4条に基づく協定書の有効期間と同一とする。

第6条（協議）

甲及び乙は、本覚書に定めのない事項又は本覚書に関して疑義が生じた場合には、協議の上、解決する。

以上の合意を証するため、甲及び乙は本書正本2通を作成し、署名の上、各1通を所持する。

令和4年6月6日 記名押印〔略〕

2-1 災害時における市町相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、栃木県内の市町において災害が発生し、被災市町のみでは、十分な応急処置が実施できない場合に、被災市町が県内他市町に要請する応援事務を円滑に実施するため、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第8条第2項第12号及び第67条第1項の規定に基づき、相互応援に関し、必要な事項について定めるものとする。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供及びあっせん
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材、物資の提供及びあっせん
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供及びあっせん
- (4) 被災者の一時収容のための施設の提供及びあっせん
- (5) 火葬場の提供及びあっせん
- (6) ごみ、し尿等の処理のための車両及び施設の提供及びあっせん
- (7) 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、事務職、技能職等の職員の派遣
- (8) ボランティアのあっせん
- (9) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

(応援要請の手続き)

第3条 被災市町は、次の事項を明らかにして、口頭、電話又は電信により要請を行い、後日、速やかに文書をもってその内容を通知するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第6号に掲げるものの品名、数量等
- (3) 前条第7号に掲げるものの職種別人員
- (4) 応援の場所及び経路
- (5) 応援を希望する期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(応援の自主出動)

第4条 災害が発生し、緊急に応援出動をすることが必要と認めた市町は、自主的に出動できるものとする。

2 自主的に出動した応援市町は、被災状況等の情報を収集し、その情報を被災市町に提供するとともに、当該情報に基づき必要な応援を行うものとする。

3 前項による応援については、被災市町からの応援要請があったものとみなす。

(応援経費の負担)

第5条 応援に要した費用は、被災市町の負担とする。ただし、前条に規定する被災地の情報収集活動に要した経費は、応援市町の負担とする。

2 前項の規定にかかわらず、被災市町の被災状況等を勘案し、特段の事情が認められるときは、応援に要した経費の負担については、被災市町と応援市町との間で協議して定める。

(経費の一時繰替え支弁)

第6条 応援市町は、被災市町が前条に規定する経費を支弁することが困難であり、かつ、その要請があったときは、当該経費を一時繰替え支弁するものとする。

(災害補償等)

第7条 応援活動に従事した職員が、その活動により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又はその活動による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合は、本人又はその遺族に対する補償は、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の規定に基づき、応援市町が行うものとする。

2 応援活動に従事した職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災市町が、被災市町への往復の途上において生じたものについては応援市町が、賠償するものとする。

(県の役割)

第8条 県は、この協定が円滑に実施できるよう、市町に対し支援・協力を行うものとする。

(連絡の窓口)

第9条 市町の相互応援に関する連絡窓口は防災主管課とし、災害が発生したときは、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

(補則)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項は、市町が協議して定めるものとする。

附 則

1 この協定は、令和4年2月22日から適用する。

2 平成8年7月30日に締結された協定は、これを廃止する。

この協定の締結は、県内すべての市町長の承諾書をもって証し、協定書を栃木県及び各市町において保有する。

令和4年2月22日

災害時における市町相互応援に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、「災害時における市町相互応援に関する協定」（以下「協定」という。）の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(応援職員の携行品)

第2条 応援職員は、災害の状況に応じ、必要な被服、当座の食料等を携行するものとする。

(応援職員に対する便宜の供与)

第3条 被災市町は、災害応急対策に支障のない範囲で、必要に応じ、応援職員に対する宿舍のあつせんその他の便宜を供与するものとする。

(応援職員の派遣に要する経費負担等)

第4条 協定第5条第1項に定める経費のうち、応援職員等の派遣に要した経費の負担については、次のとおりとする。

- (1) 被災市町が負担する経費の額は、応援市町が定める規程により算定した当該職員等の旅費の額及び諸手当の額の範囲内とする。
- (2) 前号に定めるもののほか、応援職員等の派遣に要する経費については、被災市町及び応援市町が協議して定めるものとする。

(経費の支払方法)

第5条 応援市町が、協定第6条の規定に基づき、応援に要する経費を繰替支弁した場合には、次に定めるところにより算出した額について、被災市町に請求するものとする。

- (1) 応援職員等の派遣については、前条に規定する額
- (2) 備蓄物資については、提供した物資の時価評価額及び輸送費
- (3) 調達物資については、当該物資の購入費及び輸送費
- (4) 車両、機械器具等については、借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費
- (5) 施設の提供については、借上料
- (6) 協定第2条第9号に規定する事項については、その実施に要した額

2 前項に定める請求は、応援市町長名による請求書(関係書類添付)により、被災市町に請求するものとする。

(災害対策連絡会議)

附 則

- 1 この実施細目は、令和4年2月22日から適用する。
- 2 平成8年7月30日から適用した実施細目は、これを廃止する。

2-2 北関東・新潟地域連携軸推進協議会災害時における相互応援に関する協定

(目的)

第1条 この要綱は、北関東・新潟地域連携軸推進協議会(以下「協議会」という。)を構成する市町村(以下「構成市町村」という。)の区域内に災害が発生し、被災した構成市町村で十分な救援等の応急措置ができない場合、構成市町村が相互に応援し、応急対策活動に万全を期すことを目的とする。

(連絡体制)

第2条 各県に災害応急対策担当幹事(以下「応急対策幹事」という。)を置く。

2 構成市町村の相互応援に関する連絡担当課は、協議会の事務を担当する課とする。

3 構成市町村は、災害の状況などにより連絡担当課を変更する場合は事務局に連絡するものとする。

(応援の要請)

第3条 災害の発生により応援を求めようとする構成市町村は、災害の概要を明らかにして、事務局に口頭又は文書等で、次の各号に掲げる応援措置を要請するものとする。

- (1) 食糧、飲料水、生活必需品、資器材等の提供
- (2) 被災者救護に係る職員の派遣
- (3) 被災者の医療・防疫活動における職員の派遣、医療品等の提供
- (4) 被災者のための施設の提供及びあつせん
- (5) その他応急対策活動に必要な措置

2 事務局は、必要に応じ応急対策幹事と協議の上、構成市町村に応援を要請する。

(応援の実施)

第4条 構成市町村は要請内容に基づき、可能な範囲で応援に務めることとする。

(自主応援)

第5条 構成市町村は、必要と認めたときは応援要請がない場合でも、自主的に応援をすることができるものとする。

(応援経費の負担)

第6条 応援に要した経費は応援する構成市町村が負担するものとする。

(情報等の交換)

第7条 構成市町村は、この要綱に基づく相互応援が円滑に行われるよう必要な情報等を相互に交換するものとする。

(事務局の代行)

第8条 事務局の事務に支障が生じた場合は、応急対策担当幹事が協議して事務を代行する。

(協議)

第9条 この要綱に定めのない事項及び実施に関して必要な事項は、構成市町村がその都度協議して定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成8年10月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月19日から施行する。

会員自治体

新潟県 新潟市、加茂市、長岡市、柏崎市、湯沢町

群馬県 高崎市、沼田市、渋川市、前橋市、伊勢崎市、玉村町、みなかみ町

栃木県 足利市、佐野市、岩舟町、小山市、栃木市

茨城県 水戸市、ひたちなか市、茨城市

2-3 大規模災害時における友好親善都市間の相互応援協定書

友好親善都市提携を結んでいる北海道滝川市と栃木県栃木市は、友好親善都市交流の精神に基づき、大規模災害が発生した場合における相互応援について、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、両市のいずれかの市域で地震等の大規模災害が発生した場合において、被災した市（以下「被災市」という。）に対する応援が円滑に実施できるよう、必要な事項を定めるものとする。

(応援の要請)

第2条 被災市は、応急対策及び復旧対策に必要な職員の派遣並びに資機材、食料、飲料水及びその他の生活物資等（以下「必要物資等」という。）の提供等の応援業務（以下「応援業務」という。）を要請することができる。

2 応援業務の要請（以下「応援要請」という。）を行う場合は、被害の状況のほか、派遣を求める人員、職種、業務内容、従事場所等及び必要物資等の品名、数量等を明示するものとする。

3 第1項に規定する職員の派遣は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の規定に基づくものではないものとする。

(応援業務の実施)

第3条 応援要請を受けた市（以下「応援市」という。）は、被災市から応援要請があったときは、可能な限りこれに応じるものとする。

2 応援市は、被災市から応援要請がない場合においても、被災市の初動体制が整備されるまでの間、被害の状況等を把握の上、応援業務を実施することができる。

(指揮)

第4条 応援要請により派遣された職員（以下「応援職員」という。）は、被災市の指揮の下に活動するものとする。

2 前条第2項の規定により応援業務を実施する場合においては、被災市の初動体制が整備されるまでの間、応援市がその責任において応援職員の活動を調整し、指揮することができる。

(経費の負担)

第5条 応援業務に要する経費については、原則として被災市の負担とする。ただし、応援業務が中長期間にわたる場合を除き、応援職員の給与、旅費、その他派遣に要する経費については、応援市の負担とする。

2 前項に定めるもののほか、応援業務に要する経費の負担に関し必要な事項については、被災の程度及び応援業務の実態等を考慮し、その都度双方協議の上、決定するものとする。

(連絡担当部局)

第6条 両市長は、災害に備え、連絡を円滑に行うため、常に連絡担当部局を相互に明らかにしておくものとする。

(体制の整備)

第7条 両市長は、この協定に基づき応援が円滑に行われるよう、必要な体制の整備に努めるものとする。

(その他)

第8条 この協定書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、両市が協議の上、決定するものとする。

この協定書の成立を証するため本書2通を作成し、協定市の長が署名の上、各自その1通を保有する。

平成24年11月9日

記名押印〔略〕

2-4 下都賀地区における災害時の相互協力に関する協定

被災自治体（栃木市、小山市、下野市、壬生町、野木町、岩舟町）と警察（栃木県小山警察署、栃木県栃木警察署、栃木県下野警察署）、消防（栃木市消防本部、小山市消防本部、石橋地区消防組合消防本部）及び（社）栃木県建設業協会下都賀支部は、地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、その相互間において人命救助活動の強化に資するため、資機材、重機及び人員（以下「資機材等」という。）の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害が被災自治体で発生し、警察及び消防が行う人命救助活動に際し、（社）栃木県建設業協会下都賀支部が資機材等を提供することについて必要な事項を定めることを目的とする。

（協力要請）

第2条 人命救助活動に関する協力の要請は、被災自治体から（社）栃木県建設業協会下都賀支部に対して行うものとする。

2 被災自治体を管轄する警察及び消防は、人命救助活動のため（社）栃木県建設業協会下都賀支部の協力が必要であると認める場合には、被災自治体に対して前項の要請をするよう依頼し、依頼を受けた被災自治体は直ちに（社）栃木県建設業協会下都賀支部に対して前項の要請をするものとする。この場合において、緊急を要し、事前に被災自治体に依頼するいとまがないと認める時は、警察及び消防が（社）栃木県建設業協会下都賀支部に対して直接要請できるものとし、警察及び消防は、事後速やかにその事実を被災自治体に通知しなければならない。

3 （社）栃木県建設業協会下都賀支部は、前項の規定による要請を受けたときは、やむを得ない理由のない限り要請を受諾するものとする。

4 前項の協力の要請及びその受諾は文書により行う。ただし、やむを得ない場合には、口頭により行うことができるものとし、その後文書を交わすものとする。

（報告）

第3条 （社）栃木県建設業協会下都賀支部は、協定締結後、人命救助活動に実施可能な者（以下「業務協力者」という。）を選定し、業務協力者の名簿を速やかに本協定加盟団体に提出するものとする。

2 名簿には業務協力者の緊急連絡先、従業員数及び、建設資機材種別等について記載するものとする。

3 （社）栃木県建設業協会下都賀支部は、業務協力者の名簿の内容に変更が生じたとき、本協定加盟団体が特に求めたとき又は協定の有効期間を延長したときは、業務協力者の名簿を本協定加盟団体に提出するものとする。

（費用の負担）

第4条 この協定により、（社）栃木県建設業協会下都賀支部が提供した資機材等の費用については、被災自治体と（社）栃木県建設業協会下都賀支部が協議の上、被災自治体が負担するものとする。

2 資機材等の提供を要請した自治体と被災自治体が異なる場合には、被災自治体が費用を負担するものとする。

3 被災自治体が複数にわたる場合には、その都度被災自治体間で協議するものとする。

（遵守事項）

第5条 この協定を相互の理解と信頼の下に運営するため、次のことを遵守するものとする。

（1）この協定の締結事実を、自己又は他人に利するための手段として利用しないこと。

（2）この協定の締結及び締結に基づく活動を通じて知り得た秘密を他に漏らさないこと。

（3）この協定に基づく人命救助活動の実施にあたっては、第三者に損害を与えないよう特段の注意を払うこと。

（従事者の補償）

第6条 従事した者が、当該活動により負傷、り患、又は死亡した場合の損害補償は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）により行うものとし、同法の適用がない場合は、被災自治体と（社）栃木県建設業協会下都賀支部が協議の上、処理するものとする。

（有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成25年3月31日までとする。

ただし、期間満了の3ヶ月前までに、本協定加盟団体のいずれからも申出がないときは、更に1年間延長するものとし、以後この例によるものとする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合には、その都度本協定加盟団体に協議して定めるものとする。

平成24年10月29日

記名押印〔略〕

2-5 廃棄物と環境を考える協議会加盟団体災害時相互応援協定

(趣旨)

第1条 この協定は、廃棄物と環境を考える協議会（以下「協議会」という。）に加盟する団体を構成する市町村（以下「加盟団体」という。）において災害が発生し、被災した加盟団体が独自では被災者の救済その他の応急措置を十分に実施できない場合に、加盟団体が相互に応援協力し、被災団体への災害応援を行うことを目的として、応急措置等を迅速かつ円滑に遂行するため必要な事項を定めるものとする。

(応援の種類)

第2条 この協定に基づき実施する応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 応急物資及び資機材の提供
- (2) 応急及び復旧に必要な職員の派遣
- (3) 前2号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

(幹事団体)

第3条 円滑な応援を実施するため、次のとおり加盟団体の中から代表幹事団体及び副代表幹事団体（以下「幹事団体」という。）を定める。

- (1) 代表幹事団体は、協議会の会長を務める団体とする。
- (2) 副代表幹事団体は、協議会の副会長を務める団体とする。

2 幹事団体は、加盟団体間の連絡調整を行うため、あらかじめ連絡体系を定めるものとする。

(応援の要請)

第4条 応援を要請しようとする加盟団体（以下「応援要請団体」という。）は、次に掲げる事項を明らかにし、電話又は電信等により応援を要請するものとする。この場合において、後日速やかに当該事項を記載した文書を送付しなければならない。

- (1) 被害の状況
- (2) 第2条第1号に規定する応援を要請する場合にあつては、物資等の品名、数量、搬入場所及び搬入経路等
- (3) 第2条第2項に規定する応援を要請する場合にあつては、職員の職種及び人数並びに業務内容
- (4) 前各号に掲げるもののほか、必要と認められる事項

2 前項に規定する応援の要請は、第3条第2項の連絡体系に基づいて行うものとする。

3 幹事団体は、第1項に規定する応援の要請があった場合は、当該要請に対して必要な事項を決定し、関連する加盟団体に速やかに通知するものとする。

(応援の実施)

第5条 応援を要請された加盟団体（以下「応援実施団体」という。）は、可能な範囲において応援を実施するものとする。

(応援経費の負担)

第6条 応援に要した経費は、応援要請団体が負担とするものとする。ただし、応援要請団体及び応援実施団体の協議によって負担の割合を定める場合は、この限りでない。

(災害補償等)

第7条 応援に従事した職員が、その業務中又はその業務に起因して負傷、疾病又は死亡した場合における当該職員又はその遺族に対する補償は、応援実施団体が負担するものとする。

2 応援に従事した職員が、その業務上第三者に損害を与えた場合における補償は、応援要請団体への往復途中に生じたものを除き、応援要請団体が負担するものとする。

(連絡担当部局)

第8条 加盟団体は、相互の情報交換が速やかに行えるよう、あらかじめ連絡担当部局を定めるものとする。

(情報の交換)

第9条 加盟団体は、この協定に基づく応援が円滑に実施できるよう、地域防災計画その他の参考資料等の災害対策に係る情報を相互に交換し、災害対策の研究に努めるものとする。

(他の協定との関係)

第10条 この協定は、加盟団体が既に締結している災害時の相互応援に関する協定等を妨げるものではない。

(協議)

第11条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、加盟団体が協議して定めるものとする。

(協定の発効)

第12条 この協定は、平成25年7月12日から効力を発生するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を作成し、協定団体が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成25年7月12日

記名押印〔略〕

都道府県	構成市町村名
栃木県	那須塩原市、大田原市、那須町、那須烏山市、那珂川町、佐野市、栃木市、岩舟町
茨城県	北茨城市、鹿嶋市、潮来市、牛久市、かすみがうら市、土浦市、石岡市、筑西市、桜川市、結城市、常総市、守谷市、つくばみらい市、坂東市、常陸太田市、城里町、常陸大宮市、那珂市、神栖市、高萩市、茨城町、水戸市、笠間市、小美玉市、東海村
千葉県	野田市、四街道市、浦安市、鴨川市、流山市、東金市、九十九里町、大網白里市、山武市、横芝光町、芝山町、我孫子市、柏市、白井市、鎌ケ谷市
東京都	昭島市
山梨県	上野原市、笛吹市、南アルプス市、中央市、昭和町、市川三郷町、甲斐市、富士川町
群馬県	館林市、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、藤岡市、高崎市、みなかみ町

2-6 関東どまんなかサミット会議構成市町の災害時における相互応援に関する協定書

関東どまんなかサミット会議を構成する古河市、栃木市、加須市、野木町及び板倉町は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 67 条の規定により、いずれかの市町域に災害（同法第 2 条第 1 号に規定する災害をいう。）が発生した場合において、被災市町の要請に応え、応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、5 市町相互の応援体制について、次のとおり協定を締結する。

（応援の種類等）

第 1 条 応援の種類及び内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資の供給並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫及び施設の応急復旧に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 避難場所、避難所の相互利用
- (5) 消火、救援、医療、防疫及び応急復旧活動に必要な職員の派遣
- (6) ボランティアのあっ旋
- (7) 児童生徒の受入れ
- (8) 被災者に対する住宅あっ旋
- (9) 前各号に掲げるもののほか特に要請のあった事項

（応援の手続き）

第 2 条 災害の発生により応援を要請する市町（以下「被災市町」という。）は、次の各号に掲げる事項を明らかにして文書により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、文書の提出は事後とし、電話等により応援の要請ができるものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第 1 号から第 3 号までに掲げる応援を要請する場合にあたっては、物資等の名及び数量
- (3) 前条第 4 号に掲げる応援を要請する場合にあたっては、避難場所、避難所の場所、開設日時及び避難者人数等
- (4) 前条第 5 号に掲げる応援を要請する場合にあたっては、職員の職種、人員及び現場での従事内容
- (5) 応援場所、応援場所への経路及び現場付近の状況
- (6) 応援の期間
- (7) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

（応援の実施）

第 3 条 応援の要請を受けた市町（以下「応援市町」という。）は、当該応援の要請に応ずるものとする。この場合において、被災市町との連絡が不能な場合は、収集した情報に基づき第 1 条に掲げる応援を実施できるものとする。

（経費の負担）

第 4 条 応援に要した費用については、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 応援に要した経費については、原則として応援市町の負担とする。
- (2) 前号の規定にかかわらず、応援活動に必要な燃料、機器機材の補給及び避難場所、避難所の運営、現状復旧等については被災市町の負担とする。

（災害補償等）

第 5 条 派遣職員がその業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号）の定めるところによる

2 派遣職員が、公務執行中に第三者に損害を与えた場合は、その損害が被災自治体へ往復途中において生じたものを除き、被災市町がその賠償の責務を負うものとする。

（その他）

第 6 条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めない事項については、5 市町が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を 5 通作成し、当事者署名押印のうえ、各自 1 通を保有するものとする。

平成 28 年 5 月 27 日

記名押印〔略〕

2-7 災害時における相互応援に関する協定書

春日部市、栃木市、及び鹿沼市の3市は、東武鉄道でつながり、特急スペーシアの停車駅を有することから、相互に交流が続けている。

この交流を契機として、いずれかの市域に災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下、「災害」という。）が発生した場合において、被災市の同法第67条の応援要請に応え、応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、3市相互の応援体制について同法第8条第2項第12号の規定に基づき、次のとおり協定を締結する。

（応援の種類等）

第1条 応援の種類及び内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資の供給並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫及び施設の応急復旧に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 消火、救援、医療、防疫及び応急復旧活動に必要な職員の派遣
- (4) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

（応援要請の手続き）

第2条 被災市は、災害の発生により応援を要請する場合には、次の各号に掲げる事項を明らかにして文書により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、文書の提出は事後とし、電話等により応援の要請ができるものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第2号までに掲げる応援を要請する場合にあたっては、物資等の名及び数量
- (3) 前条第3号に掲げる応援を要請する場合にあたっては、職員の職種、人員及び現場での従事内容
- (4) 応援場所、応援場所への経路及び現場付近の状況
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（応援の実施）

第3条 応援の要請を受けた市（以下、「応援市」という。）は、当該応援の要請に応ずるよう努めるものとする。

2 通信途絶等の被害発生により被災市から前条の規定に基づく要請がない場合、被災市以外の市は、被害が甚大であると判断されたときは、前条の応援要請があったものとして、第1条に掲げる応援を実施できるものとする。

（経費の負担）

第4条 応援に要した経費については、原則として被災市の負担とする。ただし、前条第2項に規定する情報収集にかかる経費については、応援市の負担とする。

2 前項に定めるもののほか、経費の負担に関し必要な事項については、被災市と応援市との間で協議して定めることができるものとする。

（災害補償等）

第5条 派遣職員がその業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の定めるところにより、応援市が行うものとする。

2 派遣職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災市が、被災市への往復の途中に生じたものについては応援市が、その賠償の責務を負うものとする。

（連絡担当部局）

第6条 3市は、災害に備え、あらかじめ連絡担当部局を定め、必要な情報を円滑に相互連絡するものとする。

（その他）

第7条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、3市が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を3通作成し、当事者署名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成29年4月17日

記名押印〔略〕

2-8 災害時広域支援連携協定書

平成27年9月関東・東北豪雨災害を踏まえ、茨城県結城市、栃木県栃木市、栃木県下野市、栃木県野木町、栃木県小山市（以下「協定市町」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第5条の2及び第8条第2項第12号並びに第67条第1項の規定に基づき、災害時の広域支援連携に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、協定市町のいずれかの地域において、協定市町のみでは、避難所の確保など十分な応急措置が実施できない場合において、協定市町相互の応援による応急措置等を円滑に遂行するために、必要な事項について定めるものとする。

（応援の内容）

第2条 応援の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 避難所相互利用
- (2) 活動車両の燃料相互供給
- (3) 給水活動の支援・連携
- (4) 食糧、飲料水及び生活必需品の支援
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

（応援要請の手続き）

第3条 応援を要請する市町（以下「要請市町」という。）は、次に掲げる事項を明らかにして、口頭、電話又はファックスにより行い、後日、速やかに文書をもってその内容を通知するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 避難所の開設及び受入要請予定人数
- (3) 必要とする物資等の種類及び数量又は容量
- (4) 必要とする職員の職種及び人員
- (5) 応援の期間
- (6) 応援場所及び応援場所への経路
- (7) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（応援の実施）

第4条 前条の規定により応援の要請を受けた協定市町（以下「応援市町」という。）は、可能な限りこれに応じ、応援に努めるものとする。

（応援の協議）

第5条 この協定に基づいて、応援市町が複数あるときは、応援を有効に行うために応援市町間で協議し行うものとする。

（経費の負担）

第6条 応援に要する経費の負担は、法令その他特別に定めがあるものを除くほか、原則として要請市町の負担とする。

2 自主的な判断に基づいて行われた応援に係る経費の負担については、法令その他特別に定めがあるものを除くほか、自主的に応援を行う協定市町の負担とする。

3 応援に派遣した職員の手当、旅費等は、法令その他特別に定めがあるものを除くほか、応援市町の負担とする。

4 前3項の規定によりがたいときは、その都度協定市町の間で協議するものとする。

（災害補償等）

第7条 第3条の規定により派遣された職員（以下「派遣職員」という。）が、その業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における補償は、地方公務員災害補償法に基づき応援市町が行うものとする。

2 派遣職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては要請市町が、被災市町への往復の途中に生じたものについては応援市町が、それぞれ負担するものとする。

（情報等の交換）

第8条 協定市町は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、災害防止の方策に関する必要な資料、情報等を常時交換するものとする。

（その他）

第9条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、協定市町が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、協定市町がそれぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成29年7月7日

記名押印〔略〕

災害時広域支援連携協定実施細目

（趣旨）

第1条 この実施細目は、災害時広域支援連携協定（以下「協定」という。）第9条の規定に基づき、協定の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（事務局）

第2条 この協定の円滑な運用に資するため、年度ごとに幹事市町及び副幹事市町を設置する。なお、年度ごとの幹事市町及び副幹事市町は別表1のとおりとする。

2 幹事市町及び副幹事市町は、協定の実施に関し必要な事務を処理するとともに、協定の運用に関する事項について協定市町と連絡調整を行う。

（応援の内容）

第3条 協定市町は、協定第2条の規定により、相互に協力するものとする。

2 避難所相互利用 要請市町の住民を応援市町が開設した避難所に受け入れるもので、長期的な利用ではなく一時的な利用を前提とする。この場合、要請市町は応援市町が開設した避難所に職員を派遣し、避難所に従事させるものとする。

なお、避難所相互利用の対象地域は別表2のとおりとするものとし、被害状況によっては別表2に定めるもののほか別途要請す

るものとする。

3 活動車両の燃料相互供給 活動車両とは災害現場で活動する消防車両や重機などの車両のほか、被害情報収集のための車両も含むものとする。

4 給水活動の支援・連携

(1) 給水活動の支援とは、応援市町が所有する給水車または給水タンクにより、応援市町の水道水を飲料水及び生活用水として供給するものである。

(2) 給水活動の連携とは、応援市町が所有する給水車または給水タンクにより、要請市町の水道水等を飲料水及び生活用水として供給するもの、及び、被災市町が所有する給水車または給水タンクにより、応援市町の水道水等を飲料水及び生活用水として供給するものである。

5 食糧、飲料水及び生活必需品の支援

災害時において被災者に提供する食糧、飲料水及び生活必需品のうち、不足しているものについて市町間相互に支援するもので、原則として応援市町が要請市町へ搬送するものとする。

(応援要請の手続き)

第4条 要請市町が、協定第3条の規定に基づき協定市町に応援の要請を行う場合には、様式1によって行うものとする。

(自主的活動)

第5条 自主的な判断により応援を行おうとする協定市町は、事前に幹事市町及び副幹事市町と連絡調整するものとする。

2 自主応援市町は、被災市町の被害状況や応援の要請内容を幹事市町及び副幹事市町に報告するとともに被災市町の被害状況や応援の要請内容を各協定市町に伝達するものとする。

(応援職員への対応)

第6条 応援職員は、応援市町名を表示した腕章等の標識を付け、その身分を明らかにするものとする。

2 応援職員は、災害の状況に応じ、必要な被服、当座の食糧等を携行するものとする。

(応援内容の報告)

第7条 幹事市町及び副幹事市町は、応援が完了したとき、及び応援が長期にわたることが想定されるときは、随時、協定市町に応援の内容を報告するものとする。

(連絡担当部局)

第8条 協定市町は、協定第8条の規定により応援のための連絡担当部局を定めたときは、課名、担当責任者及びその補助者の職氏名、電話番号その他連絡に必要な事項をあらかじめ相互に連絡する。

(情報交換及び訓練の実施)

第9条 協定市町は、必要に応じ防災に関する情報交換及び情報伝達等の訓練を適時実施するものとする。

(実施細目の発効)

第10条 この実施細目は、協定の発効日から適用する。

別表1～2 [略]

様式1 [略]

2-9 大規模災害時における相互応援に関する協定書

栃木市と厚木市は、災害時における相互応援について、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、いずれかの市域において、大規模な災害が発生し、被災した市（以下「被災市」という。）独自では十分に被災者の救援その他の応急措置が実施できない場合に、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条の規定に基づき、相互に応援を行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

(応援要請の窓口)

第2条 栃木市と厚木市（以下「両市」という。）は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部署を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するとともに、必要な情報を提供するものとする。

(応援の内容)

第3条 応援の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧その他の活動に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援活動その他の活動に必要な車両の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (5) 被災者の一時収容のための施設の提供及び被災者の受入れ
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める事項

(応援要請の手続)

第4条 被災市が応援を必要とする場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにし、応援を行う市（以下「応援市」という。）に電話その他の手段により応援を要請し、後日、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況及び要請理由
- (2) 必要とする資機材の品名及び数量
- (3) 必要とする職員の職種別人数及び応援の期間
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 住宅の提供を希望する被災者の世帯数、人数及び期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、被災市の市長が応援を必要とする事項

2 前項の規定による応援要請がない場合であっても、応援市が被災市の被害が甚大であると判断し、かつ、被災市と連絡を取ることができないときは、自主的に応援を行うことができる。

3 前項の場合においては、第1項の規定による応援要請があったものとみなし、事後に応援要請に係る手続きを行うものとする。

(指揮)

第5条 応援の業務に従事する職員は、被災市の市長の指揮の下に行動するものとする。

(経費の負担)

第6条 応援に要した費用は、原則として被災市の負担とする。

2 被災市が前項に規定する費用を支弁するいとまがない場合は、応援市は、当該費用を一時繰替支弁するものとする。

3 前2項の規定により難しい場合（第4条第2項の規定により応援する場合を含む。）には、別途協議する。

(情報交換)

第7条 両市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、平素から必要に応じ、相互に情報交換を行うものとする。

(協議)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度、両市が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、両市署名捺印の上、各1通を保有する。

令和7年1月16日 記名押印〔略〕

3-1 災害時の施設利用等に関する協定書

栃木市（以下「甲」という。）、株式会社ベネック（以下「乙」という。）は、災害時の施設使用等の協力に関して、次のとおり締結をする。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲の区域に地震、風水害等の大規模災害が発生し、又はおそれがある場合（以下「災害時等」という。）に、甲が市民等の安全確保、応急対策等の災害対策を実施する際に要請する乙の施設使用等の協力に関して定めることを目的とする。なお、この協定は、災害時等に乙が自主的に実施する住民等への応急対策等の活動を妨げるものではない。

（協力内容）

第2条 前条の規定により甲が要請する乙が行う協力の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 市民等が甲の指定する指定避難場所への避難が災害状況等により困難な場合、市民等の安全確保のため、乙の施設を一時的避難施設として使用すること。
- (2) 甲の指定する指定避難所において避難者の数が収容員数が超過し、甲が新たな避難所の確保を必要とする場合、乙の施設を避難所として使用すること。
- (3) その他、甲が乙に対して施設使用等の協力を要請する事項。

（要請）

第3条 甲は、前条の協力を要請するときは、乙に対して文書により要請するものとする。

ただし、文書により要請できないときは、口頭により要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

（協力）

第4条 乙は、甲から前条の規定による要請を受けた場合は、この協定の内容にしたがって可能な範囲で協力に努めるものとする。

（施設の利用等）

第5条 甲は、災害時等において乙の施設を使用する場合は、乙の準備が整った段階において、乙の指定する施設を利用することができる。

2 前項の規定により乙が指定する施設は、次のとおりとする。

- (1) 事務所（施設名称：株式会社ベネック関東支店第二事業所事務所二階休憩室、所在地：栃木市藤岡町都賀1383番地1、構造：鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき、建築年：昭和59年、使用床面積：166.77㎡）
- (2) 株式会社ベネック関東支店第二事業所地内に乙が設置する災害用バルク貯槽（2,900kg）、炊き出しステーション

（施設の管理及び費用負担）

第6条 災害時等において使用する乙の施設の管理は、甲の責任において行うものとする。

なお、管理運営に関する費用が発生した場合は、甲乙協議の上、甲が負担する。

2 乙は、施設の管理運営について、甲に協力するものとする。

（利用期間）

第7条 甲が、乙の施設を利用する期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、災害状況等により期間を延長する必要がある場合は、甲は乙の承諾を得た上で、必要最低限の期間を延長することができる。

2 甲は、乙の施設の利用について早期に終了するように努めるものとする。

（利用の終了）

第8条 甲は、乙の施設使用を終了する際は、文書で通知するとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、引き渡すものとする。

2 前項の施設の原状回復に要した費用は、甲が負担するものとする。

（連絡責任者）

第9条 甲乙は、この協定に関する連絡責任者を選定し、相互に通知するものとする。

（協議）

第10条 この協定に記載のない事項、又は疑義が生じた場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

（有効期限）

第11条 この協定書の有効期限は、この協定締結の日から平成29年3月31日までとする。ただし、有効期限満了の日の1カ月前までに甲乙いずれからも申出がないときには、更に1年延長するものとし、その後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成28年12月14日

記名押印〔略〕

3-2 広告付避難場所等電柱看板に関する協定

栃木市（以下「甲」という。）と東電タウンプランニング株式会社栃木総支社（以下「乙」という。）とは、栃木市内における広告付避難場所等電柱看板（以下「看板」という。）の掲出について、甲と乙の協力に関し必要な事項について次の条項により協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、栃木市内における看板の掲出により、市民に対する災害発生時の地域の避難場所等を案内表示することを目的とする。

（定義）

第2条

（1）看板：乙の実施している広告事業のうち乙が事業を営む電柱へ設置する看板（巻広告）に民間企業などの広告と併せて避難場所等案内表示を記載するものをいう。

（2）広告主：本協定の趣旨に賛同する企業等をいう。

（避難場所等の情報提供）

第3条 甲は、看板の掲出のために必要な情報を乙に提供し、本協定の趣旨の実現に必要な指導・協力をするものとする。

（乙の義務）

第4条 乙は、次に掲げる事項を誠実に実行するものとする。

（1）この協定の趣旨に適う広告主を募り、看板の掲出に必要な一切の手続きを行うこと。

（2）掲出された看板に関する維持管理及び住民からの申し出等に対する対応を行うこと。

（3）看板の掲出状況につき、甲の求めるときに報告を行うこと。

（4）新規掲出のあるときは、甲と事前協議を行うこと。

（5）避難場所等の変更削除があった場合には、必要な修正を行うこと。

（看板の仕様）

第5条 看板に記載する避難場所等案内表示には、看板掲出場所から極力近い距離の避難場所等を表示することを原則とする。

（広告の範囲）

第6条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告媒体には掲載しない。

（1）法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの。

（2）公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの。

（3）政治性のあるもの。

（4）宗教性のあるもの。

（5）社会問題についての主義主張。

（6）個人の名刺広告。

（7）美観風致を害するおそれがあるもの。

（8）公衆に不快の念または危害を与えるおそれがあるもの。

（9）その他、広告媒体の掲載する広告として不適当であると甲が認めるもの。

（経費等）

第7条 看板の掲出にあたり、必要な一切の経費等は、乙及び広告主が負担し、甲はその一切を負担しないものとする。

（協議）

第8条 この協定の実施に関し必要となる事項及び協定に定めのない事項及び協定の解釈に疑義が生じた場合については、甲と乙が協議して定める。

（有効期限）

第9条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定終了の通知をしない限り、その効力は持続するものとする。

甲と乙は、本協定を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

平成29年7月18日

記名押印〔略〕

3-3 災害時の施設利用等に関する協定書

栃木市（以下「甲」という。）、株式会社真岡製作所（以下「乙」という。）は、災害時の施設使用等の協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲の区域に地震、風水害等の大規模災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時等」という。）に、甲が市民等の安全確保、応急対策等の災害対策を実施する際に要請する乙の施設の使用等の協力に関して定めることを目的とする。なお、この協定は、災害時等に乙が自主的に実施する住民等への応急対策等の活動を妨げるものではない。

（協力内容）

第2条 前条の規定により甲が要請する乙が行う協力の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 市民等が甲の指定する指定避難場所への避難が災害状況等により困難な場合、市民等の安全確保のため、乙の施設を一時的避難施設として使用すること。
- (2) 甲の指定する指定避難所において避難者の数が収容員数を超過し、甲が新たな避難所の確保を必要とする場合、乙の施設を避難所として使用すること。
- (3) 乙の施設において、市民等への炊き出しを行う場合、乙が所有する炊き出しステーション及び災害バルク貯槽を提供すること。
- (4) その他、甲が乙に対して施設使用等の協力を要請する事項。

（要請）

第3条 甲は、前条の協力を要請するときは、乙に対して文書により要請するものとする。ただし、文書により要請できないときは、口頭により要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

（協力）

第4条 乙は、甲から前条の規定による要請を受けた場合は、この協定の内容にしたがって可能な範囲で協力を努めるものとする。

（施設の利用等）

第5条 甲は、災害時等において乙の施設を使用する場合は、乙の準備が整った段階において乙の指定する施設を利用することができる。

2 前項の規定により乙が指定する施設は、次のとおりとする。

- (1) 事務所及び敷地内駐車場、通路（施設名称：株式会社真岡製作所栃木千塚工場）
所在地：栃木市千塚町1701
構造：鉄骨造り2階建て 建築年：2019年
使用床面積：約100㎡ 駐車場面積：約1,400㎡
- (2) 株式会社真岡製作所栃木千塚工場敷地内に乙が設置する災害バルク貯槽（2,900kg）、炊き出しステーション（施設の管理及び費用負担）

第6条 災害時等において使用する乙の施設の管理は、甲の責任において行うものとする。なお、管理運営に関する費用が発生した場合は、甲乙協議の上、甲が負担する。

2 乙は、施設の管理運営について、甲に協力するものとする。

（利用期間）

第7条 甲が、乙の施設を利用する期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、災害状況等により期間を延長する必要がある場合は、甲は乙の承諾を得た上で、必要最低限の期間を延長することができる。

2 甲は、乙の施設の利用について早期に終了するように努めるものとする。

（利用の終了）

第8条 甲は、乙の施設使用を終了する際は、文書で通知するとともに、その施設を現状に復し、乙の確認を受けた後、引き渡すものとする。

2 前項の施設の原状回復に要した費用は、甲が負担するものとする。

（連絡責任者）

第9条 甲乙は、この協定に関する連絡責任者を選定し、相互に通知するものとする。

（協議）

第10条 この協定に記載のない事項、又は疑義が生じた場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

（有効期限）

第11条 この協定書の有効期限は、この協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期限満了日の1カ月前までに甲乙いずれからも申出がないときには、更に1年延長するものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成31年1月25日

記名押印〔略〕

3-4 災害時等における施設利用等の協力に関する協定書

栃木市（以下「甲」という。）と 株式会社サンプラザコーポレーション（以下「乙」という。）とは、災害時等における施設利用等の協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲の区域に地震、風水害等の大規模災害が発生し、又はおそれがある場合（以下「災害時等」という。）に、甲が市民等の安全確保、応急対策等の災害対策を実施する際に要請する乙の施設利用等の協力に関して定めることを目的とする。なお、この協定は、災害時等に乙が自主的に実施する住民等への応急対策等の活動を妨げるものではない。

（協力内容）

第2条 前条の規定により甲が要請する乙が行う協力の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 市民等が甲の指定する指定避難場所への避難が災害状況等により困難な場合、市民等の安全確保のため、乙の施設を一時的避難施設として使用すること
- (2) 甲の指定する指定避難所において避難者の数が収容員数を超過し、甲が新たな避難所の確保を必要とする場合、乙の施設を避難所として使用すること
- (3) その他、甲が乙に対して施設使用等の協力を要請する事項

（要請）

第3条 甲は、前条の協力を要請するときは、乙に対して施設利用等要請書（様式第1号）により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（協力）

第4条 乙は、甲から前条の規定による要請を受けた場合は、この協定の内容にしたがって可能な範囲で協力を努めるものとする。また、協力にあたっては、積極的に市民、自主防災組織等と連携を図るよう努めるものとする。

（施設の利用等）

第5条 甲は、災害時等において乙の施設を使用する場合は、乙の準備が整った段階において、乙の指定する施設を利用することができる。

2 前項の規定により乙が指定する施設は、次のとおりとする。

施設名称	株式会社サンプラザコーポレーション	建築年	昭和42年
所在地	栃木市片柳町2丁目2-2	避難場所	サンプラザ会館 1、2階ホール
所有者	それいゆホールディングス株式会社	使用可能床面積	895 m ²
構造等	鉄筋コンクリート造	収容人員	おおよそ 270 名

（施設変更の報告）

第6条 乙は、利用する施設の増改築により、当該建物の面積等に変更が生じた場合、または何らかの事情により施設の利用が不可能となるときは、甲に連絡するものとする。

（避難者の誘導）

第7条 乙は、施設への避難者に対し、施設内への安全な誘導に努めるものとする。

（費用負担）

第8条 災害時等における当該施設の使用料は無料とする。

2 当該施設を使用したことにより生じた費用、損害については、乙で処理するものとする。

（利用期間）

第9条 甲が、乙の施設を利用する期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、災害状況等により期間を延長する必要がある場合は、甲は乙の承諾を得た上で、期間を延長することができる。

（利用の終了）

第10条 甲は、乙の施設利用を終了する際は、乙に対し、その旨を連絡し、併せて施設利用等終了連絡書（様式第2号）にて通知するものとする。

（連絡体制等）

第11条 この協定の円滑かつ迅速な履行を図るため、それぞれ連絡責任者を選任し、書面により相手方に連絡しておくものとする。

2 前項に規定するもののほか、甲及び乙は、相互の連絡体制、連絡方法等について確認し、この協定の履行に支障を来さないよう努めるものとする。

（備蓄等）

第12条 乙は、自らの負担と責任において、その管理する施設及び設備の地震に対する安全性の確保、食料、飲料水、トイレパック等の備蓄、消火、救出救助等のための資材及び機材の整備その他災害に対する対策を図るよう努めるものとする。

（防災訓練等への参加）

第13条 乙は、栃木市地域防災計画に基づき甲が行う防災訓練等に対し、必要な協力を行うよう努める。

（協議）

第14条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

（協定の有効期間）

第15条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了日の30日前までに、甲、乙いずれからも申出がないときは、さらに1年間この協定は更新されるものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成31年4月9日

記名押印〔略〕

様式第1号～2号〔略〕

3-5 災害発生時における相互協力に関する協定書

栃木市（以下「甲」という。）と栃木刑務所（以下「乙」という。）は、栃木市内において災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）第2条第1号に定める災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれのある場合における甲及び乙の相互協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、栃木市内における災害発生時において、甲が避難場所及び防災関係の活動拠点等（以下「避難場所等」という）として、乙の管理する施設等の一部を使用すること及び甲が行う災害対策に乙が積極的に協力し、市民等の安全確保を図ることを目的として必要な事項を定めるものとする。

（使用の申請等）

第2条 乙は、甲が実施する災害対策により、乙の管理する施設等の一部を甲が避難場所等として使用する必要があると認めるときは、甲の申請により、乙の管理する次の施設の一部又は全部の使用に関して、刑務所の運営に支障のない範囲でこれに協力するものとする。

（1）鍛錬場

（2）その他乙が使用を認めた場所

2 甲は、前項の申請を行うときは、乙に対し、国有財産使用許可申請書（別紙様式1）を提出する。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話等で申請することができるものとし、その後、速やかに当該申請書を提出するものとする。

（協力内容）

第3条 乙が甲に対し行う協力は、次のとおりとする。

（1）市民等が、甲の指定する指定緊急避難場所への避難が、災害の発生状況等により困難な場合、市民等の安全確保のため、乙の施設等の一部を避難場所として使用すること。

（2）甲の指定する指定緊急避難場所において、避難者の数が同場所の収容員数を超過し、甲が新たな避難場所の確保を必要とする場合、乙の施設等の一部を避難場所として使用すること。

（3）前2号のほか、甲が行う災害対策上必要な協力

（申請に基づく措置等）

第4条 乙は、甲からの第2条第2項の使用申請に基づき、施設の使用が必要と認めるときは、国有財産使用許可書（別紙様式2）を甲に交付し、甲は、当該許可書記載の使用条件に基づき使用するものとする。

2 乙は、前項に基づき申請を許可する場合は、国有財産法第19条において準用する同法第22条第1項第3号の規定に基づき、使用料を無償とする。

3 乙は、施設の使用を許可した後、速やかに施設の出入口の開錠等の措置を講ずるものとする。

4 使用許可施設への避難誘導は甲が行うものとする。

（許可の取消し又は変更等）

第5条 乙は、次の各号に該当するときは、前条第1項の許可を取消し又は変更することができるものとする。ただし、この場合において、甲に損害が生じても、乙は、その補償は行わないものとする。

（1）乙が、本来の目的に供するため必要が生じたとき

（2）甲に、この協定に違反する行為が認められるとき

（使用上の注意事項）

第6条 甲は、第4条第1項に基づき許可された施設を使用する者に対し、当該施設以外への場所に立ち入らないように注意喚起を図り、指導を行うものとする。

（乙への報告）

第7条 甲は、避難場所等の使用によって、設備、施設又は土地が損壊した場合は、乙に対し、速やかに届け出るものとする。

（原状回復義務）

第8条 甲は、乙が早期に通常業務を再開できるように努めるものとする。

2 甲は、避難者の減少等により施設の使用を終了するときは、使用した施設を現状に復し、乙の確認を受けた後に引き渡すものとする。

3 前項の原状に復した費用は、甲が負うものとする。

（経費等の負担）

第9条 第3条第1号及び同第2号に規定する協力において要した経費については、甲の負担とする。

2 前条第3項及び前項に規定する経費を除き、協力に要した経費の負担については、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

（情報の交換）

第10条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、平素から情報交換を行い、緊急時に備えるものとする。

（連絡責任者）

第11条 甲及び乙は、あらかじめ連絡責任者を定めて相手方に報告し、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡を取るものとする。

2 前項に規定するもののほか、甲及び乙は、相互の連絡体制、連絡方法等について確認し、この協定の履行に支障を来さないよう努めるものとする。

（協議）

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から同日の属する年度の末日までとする。ただし、この協定の有効期間が満了する日の1か月前までに、甲及び乙のいずれからも相手方に対してこの協定を解除する旨の申出がないときは、この協定の有効期間満了の日の翌日から更に1年間、同一の条件をもって更新されるものとし、以後においても同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書の原本2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和元年10月4日

記名押印〔略〕

別記様式1～2〔略〕

3-6 災害時等における施設利用等の協力に関する協定書

栃木市（以下「甲」という。）と株式会社栃木ヶ丘ゴルフ倶楽部（以下「乙」という。）とは、災害時等における施設利用等の協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲の区域に地震、風水害等の大規模災害が発生し、又はおそれがある場合（以下「災害時等」という。）に、甲が市民等の安全確保、応急対策等の災害対策を実施する際に要請する乙の施設利用等の協力に関して定めることを目的とする。なお、この協定は、災害時等に乙が自主的に実施する住民等への応急対策等の活動を妨げるものではない。

（協力内容）

第2条 前条の規定により甲が要請する乙が行う協力の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 市民等が甲の指定する指定避難場所への避難が災害状況等により困難な場合、市民等の安全確保のため、乙の施設を一時的避難施設として使用すること
- (2) 甲の指定する指定避難所において避難者の数が収容員数を超過し、甲が新たな避難所の確保を必要とする場合、乙の施設を避難所として使用すること
- (3) その他、甲が乙に対して施設使用等の協力を要請する事項

（要請）

第3条 甲は、前条の協力を要請するときは、乙に対して施設利用等要請書（様式第1号）により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（協力）

第4条 乙は、甲から前条の規定による要請を受けた場合は、この協定の内容にしたがって可能な範囲で協力を努めるものとする。また、協力にあたっては、積極的に市民、自主防災組織等と連携を図るよう努めるものとする。

（施設の利用等）

第5条 甲は、災害時等において乙の施設を使用する場合は、乙の準備が整った段階において、乙の指定する施設を利用することができる。

2 前項の規定により乙が指定する施設は、次のとおりとする。

施設名称	栃木ヶ丘ゴルフ倶楽部	建 築 年	平成2年
所 在 地	栃木県栃木市細堀町 376	避難場所	クラブハウス及び屋外スペース
所 有 者	株式会社栃木ヶ丘ゴルフ倶楽部	使用可能床面積	1950 m ²
構 造 等	鉄骨・鉄筋コンクリート造瓦葺 2階建店舗	収容人員	おおよそ 600 名

（施設変更の報告）

第6条 乙は、利用する施設の増改築により、当該建物の面積等に変更が生じた場合、または何らかの事情により施設の利用が不可能となるときは、甲に連絡するものとする。

（避難者の誘導）

第7条 乙は、施設への避難者に対し、施設内への安全な誘導に努めるものとする。

（費用負担）

第8条 災害時等における当該施設の使用料は無料とする。

2 当該施設を使用したことにより生じた費用、損害については、乙で処理するものとする。

（利用期間）

第9条 甲が、乙の施設を利用する期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、災害状況等により期間を延長する必要がある場合は、甲は乙の承諾を得た上で、期間を延長することができる。

（利用の終了）

第10条 甲は、乙の施設利用を終了する際は、乙に対し、その旨を連絡し、併せて施設利用等終了連絡書（様式第2号）にて通知するものとする。

（連絡体制等）

第11条 この協定の円滑かつ迅速な履行を図るため、それぞれ連絡責任者を選任し、書面により相手方に連絡しておくものとする。

2 前項に規定するもののほか、甲及び乙は、相互の連絡体制、連絡方法等について確認し、この協定の履行に支障を来さないよう努めるものとする。

（備蓄等）

第12条 乙は、自らの負担と責任において、その管理する施設及び設備の地震に対する安全性の確保、食料、飲料水、トイレパック等の備蓄、消火、救出救助等のための資材及び機材の整備その他災害に対する対策を図るよう努めるものとする。

（防災訓練等への参加）

第13条 乙は、栃木市地域防災計画に基づき甲が行う防災訓練等に対し、必要な協力を行うよう努める。

（協議）

第14条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

（協定の有効期間）

第15条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了日の30日前までに、甲、乙いずれからも申出がないときは、さらに1年間この協定は更新されるものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和元年11月25日

記名押印〔略〕

様式第1号～2号〔略〕

3-7 災害発生時における避難所設置の協力に関する協定

栃木市（以下「甲」という。）と株式会社デベロップ（以下「乙」という。）は、大規模災害時における、避難所での生活において、特別な配慮を要する避難者（以下「避難者」という。）を受け入れるための施設提供について、次のとおり協定を締結する。

（目的及び設置）

第1条 この協定は、災害発生時、乙施設（以下「R9 Hostel栃木駅前」という）内において避難所を設置すること、及び乙が保有するコンテナモジュール（以下「移動式宿泊施設等」という。）を提供することにより避難者が避難生活を送ることができるようにすることを目的とする。

（協力内容）

第2条 前条の規定により甲が要請する乙が行う協力の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 市民等が甲の指定する指定避難場所への避難が災害状況等により困難な場合、市民等の安全確保のため、R9 Hostel栃木駅前を一時的避難施設として使用すること。
- (2) 甲の指定する指定避難所において避難者の数が収容員数を超過し、甲が新たな避難所の確保を必要とする場合、R9 Hostel栃木駅前を避難所として使用し、避難者への宿泊場所、食事及び入浴施設等を提供すること。
- (3) 乙の保有する移動式宿泊施設等の優先的な提供をすること。
- (4) その他、甲が乙に対して施設使用等の協力を要請する事項。

（協力要請）

第3条 甲は、甲が開設する避難所での避難生活が困難であり、R9 Hostel栃木駅前もしくは移動式宿泊施設等の協力が必要であると判断した避難者の受け入れを要請し、乙は特段の理由がない限り、可能な限りこれを受け入れるものとする。

2 甲は、前条(2)の規定による乙施設への避難者の受け入れについて、乙に要請する場合は、事前に確認の上、避難者受入要請書（様式第1号）により行うものとする。

3 甲は、前条(3)の規定による協力について、乙に要請する場合は、事前に確認の上、移動式宿泊施設等提供要請書（様式第2号）により行うものとする。

尚、移動式宿泊施設等の運営は甲が主体となって行うものとし、乙は可能な限り甲に協力するものとする。

4 甲は前条の協力を要請する時は、緊急を要する場合は口頭の要請により実施することができる。その場合、後日速やかに文書による要請を行うものとする。

（協力）

第4条 第2条において、避難者は、可能な限り家族等の協力を得て自身の責任において移動する。ただし、自力での移動が困難な場合には、甲または避難者の支援者が移送に努める。

2 乙は、避難所運営について、可能な限り甲に協力するものとする。

（運営期間）

第5条 第2条の規定によりR9 Hostel栃木駅前もしくは移動式宿泊施設等を避難所として設置した場合の設置運営の期間は、災害発生時から一般避難所が閉鎖するまでの期間とする。ただし、特段の事情のあるときは、この限りでない。

（移動式宿泊施設等の引渡し）

第6条 移動式宿泊施設等は甲が指定する場所へ乙が搬入し、甲の派遣した職員が当該移動式宿泊施設等を確認の上、引渡しを受けけるものとする。

（移動式宿泊施設等の返却）

第7条 甲は、移動式宿泊施設等の使用が終了したときは、速やかに乙の確認を受けた上で返還するものとする。

（費用負担）

第8条 避難所の設置運営に要した費用負担について、原則として甲が負担するものとし、災害時等の直前における通常価格を基礎とし甲・乙協議のうえ決定するものとする。

2 甲は、協議の結果決定した費用について、可能な限り速やかに乙に支払う。

（避難所解消への努力）

第9条 甲は、避難所を開設した場合には、乙が早期に営業活動を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

（個人情報の保護）

第10条 甲及び乙は、避難所の設置運営に当り、業務上知り得た避難者の固有の情報を漏らしてはならない。

（防災訓練等への参加）

第11条 乙は、栃木市地域防災計画に基づき甲が行う防災訓練等に対し、必要な協力を行うよう努めるものとする。

（有効期間）

第12条 この協定の有効期間は協定締結の日から1年間とする。ただし、甲又は乙から書面による指定解除の申し出がないときは、この協定と同一条件でさらに1年間継続し、以後も同様とする。

（疑義の解決）

第13条 この協定に定める事項その他必要な事項について疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、解決に努めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙押印の上、各自1通を保有する。

令和2年7月21日

記名押印〔略〕

様式第1号～2号〔略〕

3-8 災害時における施設の提供に関する覚書

栃木市（以下「甲」という。）とイオンリテール株式会社 イオン栃木店（以下「乙」という。）は、「災害時における活動協力に関する協定書」第2条第1項第6号に基づき、施設等の提供について次のとおり合意する。

（趣旨）

第1条 本書は、栃木市内に洪水災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、洪水から緊急避難する者（以下「洪水避難者」という。）に対して、乙の所有する屋上駐車場を車両避難場所として使用することに関し必要な事項を定めるものとする。

（車両避難場所への受入れ）

第2条 乙は、洪水に関する情報等の取得に努め、氾濫危険情報が発表された場合、又は甲が避難情報を発令した場合、若しくは甲が乙に対し文書（別記様式第1号）又は口頭により車両避難場所としての施設利用を要請した場合は、乙は、洪水避難者の車両を乙の管理する施設への受入れを開始するものとする。

2 乙が、甲の要請を待たず、自主的に車両避難場所として開設する場合は、その旨を甲に連絡する。ただし、乙が被災した場合等は、この限りでない。

3 車両避難場所への受入れは、氾濫危険情報若しくは避難情報等が解除されたとき、又は甲が乙に対し施設利用の終了の旨を文書（別記様式第2号）又は口頭により通知したときに終了するものとする。

4 乙は、車両避難場所を開設した場合及び、満車で受け入れが困難になった場合は、可能な限りその状況を甲に報告するものとする。

5 甲は、本条第1項もしくは第2項の規定による車両避難場所の利用終了後、なお乙の管理する施設から退去しない洪水避難者や車両がいる場合は、乙と協力し退去を促すものとする。

6 甲は、乙の管理する施設のうち、洪水時における車両避難場所として利用する施設を周知するとともに、満車により受け入れが困難となった場合は、甲乙連携のうえ、必要な処置を講ずるものとする。

（車両避難場所とその範囲等）

第3条 洪水避難者を受け入れる施設の範囲等は、次のとおりとし、その旨を栃木市地域防災計画及び市ホームページ等で公表するものとする。

施設名称	イオンリテール株式会社 イオン栃木店		
所在地	栃木県栃木市箱森町37番9号		
所有者	イオンリテール株式会社		
構造等	鉄骨・鉄筋コンクリート2階建 店舗兼駐車場		
建築年	昭和61年	使用可能面積	11,680㎡
車両避難場所	屋上駐車場	収容台数	440台

2 乙は、施設の増改築等により、車両避難場所の使用面積等に変更が生じた場合、又は乙の事情により施設の使用が不可能となる場合は、甲に連絡するものとする。

（損傷等の費用負担）

第4条 第2条の措置に伴い、乙の施設に汚損、損傷等が生じた場合の復旧等に係る費用については、当該者が費用を負担するものとする。

2 当該者が不明な場合は、甲乙協議して費用を負担するものとする。

（有効期間）

第5条 本書は、締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

2 終了の通知は、期間終了1箇月前までに行うものとする。

（連絡窓口及び連絡体制）

第6条 甲及び乙は、連絡担当者を相手方に通知する。また、連絡窓口等を変更した時も同様とする。

（その他）

第7条 本書の各条項について疑義を生じたとき、又は定めのない事項については、甲乙協議により定めるものとする。

以上を合意した証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和3年6月18日 記名押印〔略〕

別記様式第1号～2号〔略〕

3-9 災害時等における施設の提供に関する協定書

栃木市（以下「甲」という。）と株式会社ダイナム（以下「乙」という。）は、災害時等における施設利用の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲の区域に地震、風水害等の大規模災害が発生し、又はそのおそれがある場合（以下併せて「災害時等」という。）に、自家用車を利用して避難する避難者（以下「以下車中泊者」という。）の安全確保のため、乙が甲の要請に応じ第2条に定める乙の店舗（以下「乙の施設」という。）提供の協力に関して必要事項を定めることを目的とする。なお、この協定は、災害時等に乙が自主的に実施する住民等への応急対策等の活動を妨げるものではない。

（協力内容）

第2条 乙の施設は次のとおりとし、甲は市ホームページ等で公表するものとする。

施設名称	ダイナム栃木岩舟店	建 築 年	2003年8月21日
所 在 地	栃木市岩舟町静戸467番地4	一時避難場所	駐車場：収容台数496台
所 有 者	ストアマネジャー 山口 真		店舗が指示する指定のスペースを貸し出し
構 造 等	木造構造	使用可能施設	トイレ、水道施設他

2 甲は、次の各号について、乙に協力を要請（以下「協力要請」という。）することができる。

（1）乙の施設における栃木市防災ハザードマップ上の浸水想定のない駐車場の一部を、車中泊者の一時避難場所として甲に提供すること。

（2）避難してきた車中泊者に対し、乙の設備が使用可能な場合、トイレ等を可能な範囲で提供すること。

3 前2項の定めにかかわらず、乙は、災害時等の発生時における乙の顧客の安全確保等、乙の施設運営上必要な範囲において、一時避難場所の一部利用制限など必要な措置を実施することができるものとする。

（要請の方法）

第3条 甲は、協力要請をするときは、乙に対して施設利用等要請書（別記様式第1号）により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（協力）

第4条 乙は、甲から協力要請を受けた場合は、この協定の内容にしたがって可能な範囲で協力を努めるものとする。また、協利にあたっては、積極的に市民、自主防災組織等と連携を図るよう努めるものとする。

（施設の利用等）

第5条 乙は、甲から協力要請に対し、協力する場合、乙の顧客対応等速やかに準備を整えたうえ、甲に対し車中泊者による乙の施設使用の開始時間を通知する。

（施設変更の報告）

第6条 乙は、乙の施設の増改築により、施設の面積等や使用可能施設に変更が生じた場合、又は何らかの事情により施設の利用が不可能となるときは、甲に連絡するものとする。

（避難者の誘導）

第7条 乙は、避難者に対し、施設内への安全な誘導に努めるものとする。

（費用負担）

第8条 災害時等における施設の使用料は無料とする。

2 第3条の措置に伴い、乙の施設に汚損、損傷等が生じた場合の復旧等に係る費用については、当該者が費用を負担するものとする。

3 当該者が不明な場合は、甲乙協議のうえ対応するものとする。

（利用期間）

第9条 甲が、乙の施設を利用する期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、災害状況等により期間を延長する必要がある場合は、甲は乙の承諾を得た上で、期間を延長することができる。

（利用の終了）

第10条 甲は、乙の施設利用を終了する際は、乙に対し、その旨を連絡し、併せて施設利用等終了連絡書（別記様式第2号）にて通知するものとする。

（連絡体制等）

第11条 この協定の円滑かつ迅速な履行を図るため、それぞれ連絡責任者を選任し、書面により相手方に連絡しておくものとする。

2 前項に規定するもののほか、甲及び乙は、相互の連絡体制、連絡方法等について確認し、この協定の履行に支障を来さないよう努めるものとする。

（事故等にかかわる責任）

第12条 乙は、自らの責めに帰すべき事由によるものを除き、本協定書に基づき乙の施設を使用する車中泊者、その他第三者による事故等に対する責任を一切負わないものとする。

（備品等の提供）

第13条 乙は、食料、飲料及びその他備品等を、自己の判断において提供できるものとする。

（秘密の保持）

第14条 甲及び乙は、本協定に基づき知り得た個人情報や秘密事項等を他に漏らしてはならない。

（協議）

第15条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

（協定の有効期間）

第16条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了日の30日前までに、甲、乙いづれからも申出がないときは、さらに1年間この協定は更新されるものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和3年8月25日 記名押印【略】

別記様式第1号～2号【略】

3-10 災害時等における施設の提供に関する協定書

栃木市（以下「甲」という。）と株式会社とりせん（以下「乙」という。）は、洪水発生時における施設等の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、栃木市内に洪水災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、洪水から緊急避難する者（以下「洪水避難者」という。）に対して、乙の管理する屋上駐車場を車両避難場所として使用することに関し必要な事項を定めるものとする。

（車両避難場所の受入れ）

第2条 氾濫危険情報が発表された場合、又は甲が避難情報を発令した場合、若しくは甲が乙に対し文書（別記様式第1号）又は口頭により車両避難場所としての施設利用を要請した場合は、乙は、洪水避難者の車両を乙の管理する施設へ受入れを開始するものとする。ただし、乙が被災した場合等は、この限りでない。

2 乙が、甲の要請を待たず、自主的に車両避難場所として開設する場合は、その旨を甲に連絡する。

3 車両避難場所の受入れは、氾濫危険情報若しくは避難情報等が解除されたとき、又は甲が乙に対し施設利用の終了の旨を文書（別記様式第2号）又は口頭により通知したときに終了するものとする。

4 乙は、車両避難場所を開設した場合は、可能な限りその状況を甲に報告するものとする。

5 甲は、本条第1項もしくは第2項の規定による車両避難場所の利用終了後、なお乙の管理する施設から退去しない洪水避難者の車両がある場合は、乙と協力し退去を促すものとする。

6 甲は、乙の管理する施設のうち、洪水時における車両避難場所として利用する施設を、市民に周知するよう必要な処置を講ずるものとする。

（車両避難場所とその範囲等）

第3条 洪水避難者を受け入れる施設の範囲等は、次のとおりとし、その旨を栃木市地域防災計画及び市ホームページ等で公表するものとする。

施設名称	とりせん 大平店
所在地	栃木県栃木市大平町西水代1837-1
所有者	株式会社とりせん 大平店
構造等	鉄骨造 陸屋根2階建 店舗兼駐車場
建築年	平成7年8月25日
車両避難場所	屋上駐車場
使用可能面積	4,389㎡
収容台数	100台

2 乙は、施設の増改築等により、車両避難場所の使用面積等に変更が生じた場合、又は乙の事情により施設の使用が不可能となる場合は、甲に連絡するものとする。

3 洪水避難者の施設内トイレの使用については、原則、乙の店舗の営業時間に限るものとする。

（経費の負担）

第4条 乙が協定に基づき、第2条による車両避難場所を開設した場合に要した費用（光熱水費等）は、乙の負担とする。

（損傷等の費用負担）

第5条 第2条の措置に伴い、乙の施設に汚損、損傷等が生じた場合の復旧等に係る費用については、当該者が費用を負担するものとする。

2 当該者が不明な場合は、甲乙協議のうえ対応するものとする。

（協定の有効期間）

第6条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

2 協定終了の通知は、期間終了1箇月前までに行うものとする。

（連絡窓口及び連絡体制）

第7条 甲及び乙は、この協定に関する連絡窓口を定め、連絡担当者を相手方に通知しなければならない。また、連絡窓口等を変更した時も同様とする。

（その他）

第8条 この協定の円滑な実施を図るため、この協定の各条項について疑義を生じたとき、又はこの協定書に定めのない事項については、甲乙協議により定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和3年9月13日 記名押印〔略〕

別記様式第1号～2号〔略〕

3-11 災害時等における施設の提供に関する協定書

栃木市（以下「甲」という。）と株式会社ヤオハン（以下「乙」という。）は、洪水発生時における施設等の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、栃木市内に洪水災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、洪水から緊急避難する者（以下「洪水避難者」という。）に対して、乙の管理する屋上駐車場を車両避難場所として使用することに関し必要な事項を定めるものとする。

（車両避難場所の受入れ）

第2条 氾濫危険情報が発表された場合、又は甲が避難情報を発令した場合、若しくは甲が乙に対し文書（別記様式第1号）又は口頭により車両避難場所としての施設利用を要請した場合は、乙は、洪水避難者の車両を乙の管理する施設へ受入れを開始するものとする。ただし、乙が被災した場合等は、この限りでない。

2 乙が、甲の要請を待たず、自主的に車両避難場所として開設する場合は、その旨を甲に連絡する。

3 車両避難場所の受入れは、氾濫危険情報若しくは避難情報等が解除されたとき、又は甲が乙に対し施設利用の終了の旨を文書（別記様式第2号）又は口頭により通知したときに終了するものとする。

4 乙は、車両避難場所を開設した場合は、可能な限りその状況を甲に報告するものとする。

5 甲は、本条第1項もしくは第2項の規定による車両避難場所の利用終了後、なお乙の管理する施設から退去しない洪水避難者の車両がある場合は、乙と協力し退去を促すものとする。

6 甲は、乙の管理する施設のうち、洪水時における車両避難場所として利用する施設を、市民に周知するよう必要な処置を講ずるものとする。

（車両避難場所とその範囲等）

第3条 洪水避難者を受け入れる施設の範囲等は、次のとおりとし、その旨を栃木市地域防災計画及び市ホームページ等で公表するものとする。

施設名称	ヤオハン アイム店
所在地	栃木県栃木市昭和町3-1
所有者	株式会社ヤオハン
構造等	鉄骨・鉄筋コンクリート2階建店舗兼駐車場
建築年	昭和 63年 6月 29日
車両避難場所	屋上駐車場
収容台数	115台

2 乙は、施設の増改築等により、車両避難場所の使用面積等に変更が生じた場合、又は乙の事情により施設の使用が不可能となる場合は、甲に連絡するものとする。

3 洪水避難者の施設内トイレの使用については、原則、乙の店舗の営業時間に限るものとする。

（経費の負担）

第4条 乙が協定に基づき、第2条による車両避難場所を開設した場合に要した費用（光熱水費等）は、乙の負担とする。

（損傷等の費用負担）

第5条 第2条の措置に伴い、乙の施設に汚損、損傷等が生じた場合の復旧等に係る費用については、当該者が費用を負担するものとする。

2 当該者が不明な場合は、甲乙協議のうえ対応するものとする。

（協定の有効期間）

第6条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

2 協定終了の通知は、期間終了1箇月前までに行うものとする。

（連絡窓口及び連絡体制）

第7条 甲及び乙は、この協定に関する連絡窓口を定め、連絡担当者を相手方に通知しなければならない。また、連絡窓口等を変更した時も同様とする。

（その他）

第8条 この協定の円滑な実施を図るため、この協定の各条項について疑義を生じたとき、又はこの協定書に定めのない事項については、甲乙協議により定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和3年10月7日

記名押印〔略〕

別記様式第1号～2号〔略〕

3-12 災害時等における施設の提供に関する協定書

栃木市（以下「甲」という。）と五月女総合プロダクト株式会社（以下「乙」という。）は、災害時等における施設利用の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲の区域に地震、風雪害等の大規模災害や大規模火災が発生し、又はそのおそれがある場合（以下併せて「災害時等」という。）に、避難者の安全確保のため、乙が甲の要請に応じ第2条に定める乙の店舗（以下「乙の施設」という。）提供の協力に関して必要事項を定めることを目的とする。なお、この協定は、災害時等に乙が自主的に実施する住民等への応急対策等の活動を妨げるものではない。

（協力内容）

第2条 乙の施設は次のとおりとし、甲は市ホームページ等で公表するものとする。

施設名称	ライブガーデン栃木本店
所在地	栃木市大宮町 2177 番地 7
所有者	五月女総合プロダクト株式会社
構造等	鉄骨
建築年	15 年
一時避難場所	駐車場：収容台数 830 台の一部 店舗が指示する指定のスペースを貸し出し
使用可能施設・設備	トイレ、水道施設、大型ラウンジ、併設食堂 コインランドリー、コンビニエンスストア他

2 甲は、次の各号について、乙に協力を要請（以下「協力要請」という。）することができる。

（1）避難者に対し、乙の設備が使用可能な場合、トイレ、水道施設等を可能な範囲で提供すること。

（2）避難者に対し、乙の管理する備蓄品を乙の判断により提供すること。

3 前2項の定めにかかわらず、乙は、災害時等の発生時における乙の顧客の安全確保等、乙の施設運営上必要な範囲において、一時避難場所の一部利用制限など必要な措置を実施することができるものとする。

（要請の方法）

第3条 甲は、協力要請をするときは、乙に対して施設利用等要請書（別記様式第1号）により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（協力）

第4条 乙は、甲から協力要請を受けた場合は、この協定の内容にしたがって可能な範囲で協力を努めるものとする。また、協力にあたっては、積極的に市民、自主防災組織等と連携を図るよう努めるものとする。

（施設の利用等）

第5条 乙は、甲から協力要請に対し、協力する場合、乙の顧客対応等速やかに準備を整えたうえ、甲に対し避難者による乙の施設使用の開始時間を通知する。

（施設変更の報告）

第6条 乙は、乙の施設の増改築により、施設の面積等や使用可能施設に変更が生じた場合、又は何らかの事情により施設の利用が不可能となるときは、甲に連絡するものとする。

（避難者の誘導）

第7条 乙は、避難者に対し、施設内への安全な誘導に努めるものとする。

（費用負担）

第8条 災害時等における施設の使用料は無料とする。

2 第3条の措置に伴い、乙の施設に汚損、損傷等が生じた場合の復旧等に係る費用については、当該者が費用を負担するものとする。

3 当該者が不明な場合は、甲乙協議のうえ対応するものとする。

（利用期間）

第9条 甲が、乙の施設を利用する期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、災害状況等により期間を延長する必要がある場合は、甲は乙の承諾を得た上で、期間を延長することができる。

（利用の終了）

第10条 甲は、乙の施設利用を終了する際は、乙に対し、その旨を連絡し、併せて施設利用等終了連絡書（別記様式第2号）にて通知するものとする。

（連絡体制等）

第11条 この協定の円滑かつ迅速な履行を図るため、それぞれ連絡責任者を選任し、書面により相手方に連絡しておくものとする。

2 前項に規定するもののほか、甲及び乙は、相互の連絡体制、連絡方法等について確認し、この協定の履行に支障を来さないよう努めるものとする。

（事故等にかかわる責任）

第12条 乙は、自らの責めに帰すべき事由によるものを除き、本協定書に基づき乙の施設を使用する避難者、その他第三者による事故等に対する責任を一切負わないものとする。

（備品等の提供）

第13条 乙は、食料、飲料及びその他備品等を、自己の判断において提供できるものとする。

（秘密の保持）

第14条 甲及び乙は、本協定に基づき知り得た個人情報や秘密事項等を他に漏らしてはならない。

（協議）

第15条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

（協定の有効期間）

第16条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了日の30日前までに、甲、乙いずれからも申出がないときは、さらに1年間この協定は更新されるものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和3年11月9日 記名押印〔略〕

別記様式第1号～2号〔略〕

3-13 災害時等における施設利用等の協力に関する協定書

栃木市栃木市（以下「甲」という。）と都賀総合開発株式会社都賀カンツリー倶楽部（以下「乙」という。）とは、災害時等における施設利用等の協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲の区域に地震、風水害等の大規模災害が発生し、又はおそれがある場合（以下「災害時等」という。）に、甲が市民等の安全確保、応急対策等の災害対策を実施する際に要請する乙の施設利用等の協力に関して定めることを目的とする。なお、この協定は、災害時等に乙が自主的に実施する住民等への応急対策等の活動を妨げるものではない。

（協力内容）

第2条 前条の規定により甲が要請する乙が行う協力の内容は、次に掲げるものとする。

（1）市民等が甲の指定する指定避難場所への避難が災害状況等により困難な場合、市民等の安全確保のため、乙の施設を一時的避難施設として使用すること

（2）甲の指定する指定避難所において避難者の数が収容員数を超過し、甲が新たな避難所の確保を必要とする場合、乙の施設を避難所として使用すること

（3）その他、甲が乙に対して施設使用等の協力を要請する事項

（要請）

第3条 甲は、前条の協力を要請するときは、乙に対して施設利用等要請書（様式第1号）により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（協力）

第4条 乙は、甲から前条の規定による要請を受けた場合は、この協定の内容にしたがって可能な範囲で協力を努める。また、協力にあたっては、積極的に市民、自主防災組織等と連携を図るよう努める。

（施設の利用等）

第5条 甲は、災害時等において乙の施設を使用する場合は、乙の準備が整った段階において、乙の指定する施設を利用することができる。

2 前項の規定により乙が指定する施設は、次のとおりとする。

（1）屋内施設 クラブハウス ほか

（2）屋外施設 駐車場 ほか

（施設変更の報告）

第6条 乙は、前条の規定により乙が指定する施設の面積等が増改築等により変更が生じる場合または何らかの事情により施設の利用が不可能となるときは、甲に連絡を行う。

（避難者の誘導）

第7条 乙は、施設への避難者に対し、施設内への安全な誘導に努める。

（費用負担）

第8条 災害時等において、当該施設を使用したことにより生じた費用、損害については、乙が負担する。ただし、生じた費用・損害が著しく高額である場合は、甲乙協議の上で決定するものとする。

（利用期間）

第9条 甲が、乙の施設を利用する期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、災害状況等により期間を延長する必要がある場合は、甲は乙の承諾を得た上で、期間を延長することができる。

（利用の終了）

第10条 甲は、乙の施設利用を終了する際は、乙に対し、その旨を連絡し、併せて施設利用等終了連絡書（様式第2号）にて通知するものとする。

（連絡体制等）

第11条 この協定の円滑かつ迅速な履行を図るため、それぞれ連絡責任者を選任し、相手方に連絡しておくものとする。

2 前項に規定するもののほか、甲及び乙は、相互の連絡体制、連絡方法等について確認し、この協定の履行に支障を来さないよう努めるものとする。

（備蓄等）

第12条 乙は、その管理する施設の安全性の確保、防災食料・防災備蓄品の整備その他災害に対する対策を図るよう努める。

（防災訓練等への参加）

第13条 乙は、栃木市地域防災計画に基づき甲が行う防災訓練等に対し、必要な協力を行うよう努める。

（協議）

第14条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

（協定の有効期間）

第15条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了日の30日前までに、甲、乙いずれからも申出がないときは、さらに1年間この協定は更新されるものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙署名の上、各自その1通を保有する。

令和5年3月29日

記名押印〔略〕

別表第1～第2〔略〕

3-14 災害時における施設の提供に関する協定書

栃木市（以下「甲」という。）と株式会社ジョイパック（以下「乙」という。）は、洪水発生時における施設等の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、栃木市内に洪水災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、洪水から緊急避難する者（以下「洪水避難者」という。）に対して、乙の施設内の立体駐車場を車両避難場所として使用し、店舗内外トイレも利用することに関し必要な事項を定めるものとする。

（車両避難場所及びトイレ使用の受入れ）

第2条 乙は、洪水に関する情報等の取得に努め、氾濫危険情報が発表された場合、又は甲が避難情報を発令した場合、若しくは甲が乙に対し文書（別記様式第1号）又は口頭により車両避難場所としての施設利用を要請した場合は、乙は、洪水避難者の車両を乙の管理する施設へ受入れを開始するものとする。ただし、乙が被災した場合等は、この限りでない。

2 乙が、甲の要請を待たず、自主的に車両避難場所として開設する場合は、その旨を甲に連絡する。

3 車両避難場所の受入れは、氾濫危険情報若しくは避難情報等が解除されたとき、又は甲が乙に対し施設利用の終了の旨を文書（別記様式第2号）又は口頭により通知したときに終了するものとする。

4 乙は、車両避難場所を開始した場合は、可能な限りその状況を甲に報告するものとする。

5 甲は、本条第1項もしくは第2項の規定による車両避難場所の利用終了後、なお乙の管理する施設から退去しない洪水避難者や車両がいる場合は、乙と協力し退去を促すものとする。

6 甲は、乙の管理する施設のうち、洪水時における車両避難場所として利用する施設を、市民に周知するよう必要な処置を講ずるものとする。

7 乙は氾濫危険情報若しくは避難情報等が発令され避難車両の受け入れを開始した場合、乙の人員状況を鑑みトイレ使用のための施設の開放または使用時間を乙の判断により行うものとする。

（利用施設とその範囲等）

第3条 洪水避難者を受け入れる施設の範囲等は、次のとおりとし、その旨を栃木市地域防災計画及び市ホームページ等で公表するものとする。

2 乙は、施設の増改築等により、車両避難場所の使用面積等に変更が生じた場合、又は乙の被災状況や事情により施設の使用が不可能となる場合は、甲に連絡するものとする。

（経費の負担）

第4条 乙が協定に基づき要した費用（光熱水費等）は、乙の負担とする。

（損傷等の費用負担）

第5条 第2条の措置に伴い、乙の施設に汚損、損傷等が生じた場合の復旧等に係る費用については、当該者が費用を負担するものとする。

2 当該者が不明な場合は、甲乙協議して費用を負担するものとする。

（協定の有効期間）

第6条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

2 協定終了の通知は、期間終了1箇月前までに行うものとする。

（連絡窓口及び連絡体制）

第7条 甲及び乙は、この協定に関する連絡窓口を定め、連絡担当者を相手方に通知しなければならない。また、連絡窓口等を変更した時も同様とする。

（その他）

第8条 この協定の円滑な実施を図るため、この協定の各条項について疑義を生じたとき、又はこの協定書に定めのない事項については、甲乙協議により定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和6年2月2日

記名押印〔略〕

3-15 災害時における被災者相談業務の実施に関する協定書

栃木市（以下「甲」という。）と栃木県司法書士会（以下「乙」という。）とは、災害時における被災者支援のための相談業務に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害及びこれに類する大規模な被害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、甲の要請に基づき、乙が実施する司法書士による被災者支援のための相談業務（以下「被災者相談業務」という。）について必要な事項を定めることにより、被災者相談業務を円滑かつ適切に実施し、もって災害時における市民の不安解消と生活の復興を図ることを目的とする。

（要請）

第2条 甲は、災害時において被災者相談の必要が生じたときは、乙に対して協力を要請することができる。

2 前項のほか、乙が災害時において特に必要と認めるときは、乙は甲に対して被災者相談業務の実施を求めることができる。この場合において、甲が必要と認めるときは、乙に対して協力を要請する。

3 乙は、前2項の要請を受けた場合には、速やかに乙または乙の関係団体の構成員の中から相談員を選出し、甲が指定する相談窓口相談員を派遣するものとする。

（要請手続）

第3条 前条第1項、第2項に規定する要請は、甲が乙に対して、被災者相談業務を実施する日時、場所及び期間その他必要事項を明らかにした書面を交付して行うものとする。ただし、書面交付が困難な場合には、口頭、電話、電子メール等により要請し、追って書面を交付するものとする。

（被災者相談業務の範囲）

第4条 この協定により、乙が実施する被災者相談業務は、第1条の目的に鑑み、広く市民生活の復興に資する法制度等の情報の提供及び司法書士が取り扱うことができる業務に関する相談への対応とする。

（被災者相談業務の実施）

第5条 甲は、被災者相談業務の実施にあたり、以下の業務を行うものとする。

- （1） 相談会の広報
- （2） 相談会場の確保
- （3） 関係機関、派遣先相談窓口、他の専門機関等との連絡調整

2 乙は、被災者相談の実施にあたり、以下の事項についての業務を行うものとする。

- （1） 相談員の派遣
- （2） 相談の実施

（体制整備）

第6条 乙は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、必要と認められるときは、甲の要請に直ちに対応できる体制を確保するよう努めるものとする。

2 甲及び乙は、この協定に関する連絡責任者を置き、当該連絡責任者を変更したときは、速やかに相手方に通知するものとする。

3 甲及び乙は、平常時において、被災者相談業務を円滑かつ適切に実施するための情報交換を行うものとする。

（費用負担）

第7条 被災者相談業務における会場費及び広報費は、甲の負担とする。

2 被災者相談業務に従事する相談員の人件費その他の費用は、乙の負担とする。

（相談料）

第8条 この協定により実施する被災者相談業務における相談料は無償とし、相談者に負担を求めないものとする。

（損害の補償）

第9条 この協定に基づく被災者相談業務の実施において、乙及び乙が派遣した者に損害が生じた場合であって、甲の責めに帰すべき事由によらないものについての損害補償は、乙の責任において行う。ただし、甲が定める条例等の適用によって損害補償がなされる場合はこの限りではない。

（有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし有効期間満了の日の30日前までに、甲又は乙の一方から相手方に対し、文書による異議の申出がないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後も同様とする。

（協議）

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈について疑義を生じたときは、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲と乙はそれぞれ署名の上、各1通を保有する。

令和7年2月18日 記名押印〔略〕

4-1 災害時における介護サービス事業所の応援、協力に関する基本協定書

栃木市（以下、「甲」という。）と栃木市在宅介護サービス事業所連絡会（以下、「乙」という。）とは、災害時において相互に協力し、被災者等の安全で安心な生活環境の確保及び介護サービス事業所（以下「事業所」という。）の円滑な運営を図るため、次のとおり応援、協力に関する基本協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、栃木市内において、地震、風水害、火災その他の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）に、甲と乙が協議の上、相互に協力して、被災者等の安全で安心な生活環境の確保及び事業所の円滑な運営を図ることを目的とする。

（情報の収集、交換等）

第2条 甲と乙は、災害時における被害状況等の情報について、積極的に収集に努めるとともに、速やかに情報の交換を行い、被災者等への応援等の対応について協議するものとする。

（協定事項）

第3条 乙は、甲からの要請を受けた場合又は被災者等への応援等の対応が必要であると認めた場合は、事業所運営に支障のない範囲内で、速やかに次の事項について応援、協力するものとする。

- (1) 被災地域の在宅要介護者等の一時的な受け入れのための事業所の提供
- (2) 乙に加盟する事業所の利用者等、被災地域の在宅要介護者等の安否確認及び甲への報告
- (3) 市が設置した避難所、被災事業所等への食料、飲料水等の生活必需品、衣服、オムツ等の生活用品、ベッド、車いす等の備品等の供給
- (4) 市が設置した避難所、被災事業所等への介護職員等必要な職員の派遣
- (5) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

2 乙は、甲から要請のない応援等の対応を行った場合は、その内容を速やかに甲に報告するものとする。

（一時的受け入れ者の定数）

第4条 前条第1項第1号に規定する一時的な受け入れにあたっては、受入事業所に過大な負担がかからないよう配慮することとし、甲は乙と協議の上、受入者数を決定するものとする。

（要請の手続き）

第5条 甲は、乙に対して応援要請をする場合は、次の事項を明らかにして、ファクシミリ又は電話等により、速やかに行うものとする。

- (1) 応援の種類
- (2) 応援の具体的な内容及び必要量
- (3) 応援を希望する期間
- (4) 応援を必要とする場所への経路
- (5) 前各号に定めるもののほか、特に必要な事項

（終了報告）

第6条 乙は、本協定に基づく業務を終了したときは、甲に対し、文書により報告するものとする。

（費用負担）

第7条 第3条第1項第1号に係る生活物資等の費用及び介護職員等の人件費、その他の運営経費については、甲が負担するものとし、同条同項第2号から第5号に係る費用の負担については、甲と乙が協議の上決定するものとする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲と乙がその都度協議して決定するものとする。

（協定の有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1月前までに、甲乙いずれからもこの協定の更新について意思表示がされないときは、有効期間満了の日から起算して1年間この協定は延長されるものとし、以降同様の扱いとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者署名の上、各自その1通を保有するものとする。

平成28年7月4日

記名押印〔略〕

4-2 災害時における老人福祉施設の応援、協力に関する基本協定書

栃木市（以下、「甲」という。）と栃木市特別養護老人ホーム養護老人ホーム連絡会（以下、「乙」という。）とは、災害時において相互に協力し、被災者等の安全で安心な生活環境の確保及び施設の安定運営を図るため、次のとおり応援、協力に関する基本協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、栃木市内において、地震、風水害、火災その他の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下、「災害時」という。）に、甲と乙が協議の上、相互に協力して、被災者等の安全で安心な生活環境の確保及び施設の安定的な運営を図ることを目的とする。

（情報の収集、交換等）

第2条 甲と乙は、災害時における被害状況等の情報について、積極的に収集に努めるとともに、速やかに情報の交換を行い、被災者等への応援等の対応について協議するものとする。

（協定事項）

第3条 乙は、甲からの要請を受けた場合又は被災者等への応援等の対応が必要であると認めた場合は、速やかに次の事項について応援、協力するものとする。

- (1) 福祉避難所（被災地域の在宅要介護者等の一時的な受け入れのための施設）の提供
- (2) 施設が被災した場合の被災施設利用者の一時的受け入れのための施設の提供
- (3) 市が設置した避難所、被災施設等への食料、飲料水等の生活必需品、衣服、オムツ等の生活用品、ベッド、車いす等の備品等の供給
- (4) 市が設置した避難所、被災施設等への介護職員等必要な職員の派遣
- (5) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

2 乙は、甲からの要請に基づかない応援等の対応を行った場合は、その内容を速やかに甲に報告するものとする。

（一時的受け入れ者の定数）

第4条 前条第1項第1号及び第2号に規定する一時的受け入れにあたっては、受け入れ施設に過大な負担がかからないよう、施設規模に応じた受入者数となるよう配慮することとし、原則として、受入施設における受入者数の上限は受入施設の定員の5%程度を目安として、甲は乙と協議の上、受入者数を決定するものとする。

（要請の手続き）

第5条 甲は、乙に対して応援要請をする場合は、次の事項を明らかにしてファクシミリ又は電話等により速やかに行うものとする。

- (1) 応援の種類
- (2) 応援の具体的な内容及び必要量
- (3) 応援を希望する期間
- (4) 応援を必要とする場所への経路
- (5) 前各号に定めるもののほか、特に必要な事項

（終了報告）

第6条 乙は、本協定に基づく業務を終了したときは、甲に対し、文書により報告するものとする。

（費用負担）

第7条 本協定に基づく業務に係る費用については、原則として、乙又は当該応援、協力を行ったものが負担するものとする。ただし、第3条第1項第1号に係る生活物資等の費用及び介護員等の人件費、その他の運営経費については、甲が負担するものとする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲と乙がその都度協議して決定するものとする。

（協定の有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1月前までに、甲乙いずれからもこの協定の更新について意思表示がされないときは、有効期間満了の日から起算して1年間この協定は延長されるものとし、以降同様の扱いとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者署名の上、各自その1通を保有するものとする。

平成28年7月4日

記名押印〔略〕

4-3 災害時における障がい児者福祉施設の応援協力に関する基本協定書

栃木市（以下「甲」という。）と栃木市障害者施設協議会（以下「乙」という。）とは、災害時において相互に協力し、被災者等の安全で安心な生活環境の確保及び施設の安定運営を図るため、次のとおり応援、協力に関する基本協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、栃木市内において、地震、風水害、火災その他の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）に、甲と乙とが協議の上、相互に協力して、被災者等の安全で安心な生活環境の確保及び施設の安定的な運営を図ることを目的とする。

（対象者）

第2条 本協定による対象者とは、被災者等のうち、一般の避難所で生活することが困難であると甲に判断された障がい児者及びその家族等とする。

（情報の収集、交換等）

第3条 甲と乙は、災害時における被害状況等の情報について、積極的に収集に努めるとともに、速やかに情報の交換を行い、対象者への応援等の対応について協議するものとする。

（協定事項）

第4条 乙は、甲からの要請を受けた場合又は対象者への応援等の対応が必要であると認めた場合は、速やかに次の事項について応援、協力するものとする。

- (1) 障がい児者福祉避難所（被災地域の障がい児者及びその家族等の一時的な受け入れのための施設）の提供
- (2) 施設が被災した場合の被災施設利用者の一時的受け入れのための施設の提供
- (3) 市が設置した避難所、被災施設等への資機材、食料、飲料水、生活必需品、生活用品及び備品等の供給
- (4) 市が設置した避難所、被災施設等への支援員等必要な職員の派遣
- (5) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

2 乙は、甲からの要請に基づかない応援等の対応を行った場合は、その内容を速やかに甲に報告するものとする。

（一時的受け入れ者の定数）

第5条 前条第1項第1号及び第2号に規定する一時的受け入れにあたっては、受け入れ施設に過大な負担がかからないよう、施設規模に応じた受入者数となるよう配慮することとし、原則として、受入施設における受入者数の上限は国が定める基準を目安として、甲は乙と協議の上、受入者数を決定するものとする。

（要請の手続き）

第6条 甲は、乙に対して応援要請をする場合は、次の事項を明らかにしてファクシミリ又は電話等により速やかに行うものとする。

- (1) 応援の種類
- (2) 応援の具体的な内容及び必要量
- (3) 応援を希望する期間
- (4) 応援を必要とする場所への経路
- (5) 前各号に定めるもののほか、特に必要な事項

（終了報告）

第7条 乙は、本協定に基づく業務を終了したときは、甲に対し、文書により報告するものとする。

（費用負担）

第8条 本協定に基づく業務に係る費用については、原則として、乙又は当該応援、協力を行ったものが負担するものとする。ただし、第4条第1項第1号に係る生活物資等の費用及び支援員等の人件費、その他の運営経費については、甲が負担するものとする。

（協議）

第9条 本協定に定めのない事項及び本協定に関し疑義が生じたときは、甲と乙とがその都度協議して決定するものとする。

（協定の有効期間）

第10条 本協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、本協定の有効期間満了の日の1月前までに、甲乙いずれからも本協定の更新について意思表示がされないときは、有効期間満了の日から起算して1年間本協定は延長されるものとし、以降同様の扱いとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成28年10月28日

記名押印〔略〕

4-4 災害時における老人福祉施設の応援、協力に関する基本協定書

栃木市（以下、「甲」という。）と社会福祉法人幸生会（以下、「乙」という。）とは、災害時において相互に協力し、被災者等の安全で安心な生活環境の確保及び施設の安定運営を図るため、次のとおり応援、協力に関する基本協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、栃木市内において、地震、風水害、火災その他の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下、「災害時」という。）に、甲と乙が協議の上、相互に協力して、被災者等の安全で安心な生活環境の確保及び施設の安定的な運営を図ることを目的とする。

（情報の収集、交換等）

第2条 甲と乙は、災害時における被害状況等の情報について、積極的に収集に努めるとともに、速やかに情報の交換を行い、被災者等への応援等の対応について協議するものとする。

（協定事項）

第3条 乙は、甲からの要請を受けた場合又は被災者等への応援等の対応が必要であると認めた場合は、速やかに次の事項について応援、協力するものとする。

- (1) 福祉避難所（被災地域の在宅要介護者等の一時的な受け入れのための施設）の提供
- (2) 施設が被災した場合の被災施設利用者の一時的受け入れのための施設の提供
- (3) 市が設置した避難所、被災施設等への食料、飲料水等の生活必需品、衣服、オムツ等の生活用品、ベッド、車いす等の備品等の供給
- (4) 市が設置した避難所、被災施設等への介護職員等必要な職員の派遣
- (5) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

2 乙は、甲からの要請に基づかない応援等の対応を行った場合は、その内容を速やかに甲に報告するものとする。

（一時的受け入れ者の定数）

第4条 前条第1項第1号及び第2号に規定する一時的受け入れにあたっては、受け入れ施設に過大な負担がかからないよう、施設規模に応じた受入者数となるよう配慮することとし、原則として、受入施設における受入者数の上限は受入施設の定員の5%程度を目安として、甲は乙と協議の上、受入者数を決定するものとする。

（要請の手続き）

第5条 甲は、乙に対して応援要請をする場合は、次の事項を明らかにしてファクシミリ又は電話等により速やかに行うものとする。

- (1) 応援の種類
- (2) 応援の具体的な内容及び必要量
- (3) 応援を希望する期間
- (4) 応援を必要とする場所への経路
- (5) 前各号に定めるもののほか、特に必要な事項

（終了報告）

第6条 乙は、本協定に基づく業務を終了したときは、甲に対し、文書により報告するものとする。

（費用負担）

第7条 本協定に基づく業務に係る費用については、原則として、乙又は当該応援、協力を行ったものが負担するものとする。ただし、第3条第1項第1号に係る生活物資等の費用及び介護員等の人件費、その他の運営経費については、甲が負担するものとする。

（協議）

第8条 この協定に定めない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲と乙がその都度協議して決定するものとする。

（協定の有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1月前までに、甲乙いずれからもこの協定の更新について意思表示がされないときは、有効期間満了の日から起算して1年間この協定は延長されるものとし、以降同様の扱いとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成28年8月1日

記名押印〔略〕

4-5 災害時における障がい児者福祉施設の応援協力に関する基本協定書

栃木市（以下「甲」という。）と社会福祉法人星風会（以下「乙」という。）とは、災害時において相互に協力し、被災者等の安全で安心な生活環境の確保及び施設の安定運営を図るため、次のとおり応援、協力に関する基本協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、栃木市内において、地震、風水害、火災その他の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）に、甲と乙とが協議の上、相互に協力して、被災者等の安全で安心な生活環境の確保及び施設の安定的な運営を図ることを目的とする。

（対象者）

第2条 本協定による対象者とは、被災者等のうち、一般の避難所で生活することが困難であると甲に判断された障がい児者及びその家族等とする。

（情報の収集、交換等）

第3条 甲と乙は、災害時における被害状況等の情報について、積極的に収集に努めるとともに、速やかに情報の交換を行い、対象者への応援等の対応について協議するものとする。

（協定事項）

第4条 乙は、甲からの要請を受けた場合又は対象者への応援等の対応が必要であると認めた場合は、速やかに次の事項について応援、協力するものとする。

- (1) 障がい児者福祉避難所（被災地域の障がい児者及びその家族等の一時的な受け入れのための施設）の提供
- (2) 施設が被災した場合の被災施設利用者の一時的受け入れのための施設の提供
- (3) 市が設置した避難所、被災施設等への資機材、食料、飲料水、生活必需品、生活用品及び備品等の供給
- (4) 市が設置した避難所、被災施設等への支援員等必要な職員の派遣
- (5) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

2 乙は、甲からの要請に基づかない応援等の対応を行った場合は、その内容を速やかに甲に報告するものとする。

（一時的受け入れ者の定数）

第5条 前条第1項第1号及び第2号に規定する一時的受け入れにあたっては、受け入れ施設に過大な負担がかからないよう、施設規模に応じた受入者数となるよう配慮することとし、原則として、受入施設における受入者数の上限は国が定める基準を目安として、甲は乙と協議の上、受入者数を決定するものとする。

（要請の手続き）

第6条 甲は、乙に対して応援要請をする場合は、次の事項を明らかにしてファクシミリ又は電話等により速やかに行うものとする。

- (1) 応援の種類
- (2) 応援の具体的な内容及び必要量
- (3) 応援を希望する期間
- (4) 応援を必要とする場所への経路
- (5) 前各号に定めるもののほか、特に必要な事項

（終了報告）

第7条 乙は、本協定に基づく業務を終了したときは、甲に対し、文書により報告するものとする。

（費用負担）

第8条 本協定に基づく業務に係る費用については、原則として、乙又は当該応援、協力を行ったものが負担するものとする。ただし、第4条第1項第1号に係る生活物資等の費用及び支援員等の人件費、その他の運営経費については、甲が負担するものとする。

（協議）

第9条 本協定に定めのない事項及び本協定に関し疑義が生じたときは、甲と乙とがその都度協議して決定するものとする。

（協定の有効期間）

第10条 本協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、本協定の有効期間満了の日の1月前までに、甲乙いずれからも本協定の更新について意思表示がされないときは、有効期間満了の日から起算して1年間本協定は延長されるものとし、以降同様の扱いとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成29年3月16日

記名押印〔略〕

4-6 栃木市災害時多言語支援センター設置に関する協定書

栃木市（以下「甲」という。）と栃木市国際交流協会（以下「乙」という。）は、災害時において、栃木市災害時多言語支援センター（以下「センター」という。）設置に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における外国人住民等の支援を円滑に行うため、センターの設置・運営並びに甲及び乙が果たすべき役割について、必要な事項を定めるものとする。

（甲の役割）

第2条 甲は、栃木市災害対策本部（以下「本部」という。）が設置された場合、センターの設置を乙に要請する。なお、本部設置前であっても、必要に応じて甲は乙にセンターの設置を要請することができる。

2 甲は、本部が発表する情報をはじめ、外国人住民等が必要な情報を、乙に速やかに提供するものとする。

3 甲は、前項に掲げる業務のほか、乙によるセンター業務の円滑な遂行に必要な調整及び支援を行うものとする。

（乙の役割）

第3条 乙は前条の要請を受けた場合は、センターを設置し、通常業務に優先してセンターの業務を行うものとする。

2 緊急を要する場合は、前条に定める要請がなくとも、乙の判断でセンターを設置することができる。ただし、速やかに甲に設置を報告するものとする。

3 センターは、次の各号に掲げる業務を乙の判断により行うものとする。

(1) 災害時に外国人住民等に対して提供が必要な情報の翻訳及び発信

(2) 外国人住民等からの相談・問合せ等への対応

(3) 外国人等の被災状況の把握と避難者情報の収集に係る支援

(4) 外国人住民等が避難している避難所運営（通訳・翻訳等）の支援

(5) その他外国人住民等の支援に必要な事項

（センターの設置場所）

第4条 センターは、キョクトウとちぎ蔵の街楽習館（栃木市市民交流センター）内の乙の事務室に設置する。ただし、甲は、当該施設が被災し設置が困難な場合等には、これに代わる場所を確保する。

（他団体等との連携）

第5条 乙は、必要に応じて、市内外の団体等と連携してセンターの運営を行うものとする。

（費用負担）

第6条 センターの運営費用は、原則として甲の負担とする。ただし、甲乙協議により、この費用の負担割合を別に定める場合は、この限りではない。

（解散）

第7条 センターの解散時期は、甲乙協議の上、決定するものとする。

（平常時の活動）

第8条 甲及び乙は、この協定の実効性を図るため、外国人に対する災害予防対策として、平常時から防災に係る情報を共有し、双方が実施する防災訓練及び災害予防対策事業等に積極的に参加、協力するものとする。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、締結の日から1年とする。ただし、有効期間満了の日から3か月前までに甲乙双方から申し出がないときは、更に1年間延長し、以後もこれに従うものとする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定を証するため本書を2通作成し、甲乙それぞれの署名の上各1通を保有する。

令和3年12月20日

記名押印〔略〕

5-1 栃木市・小山市消防相互応援協定書

第1条 消防組織法第21条に基き本書署名市間の消防相互応援に関して次のとおり協定する。

第2条 協定市の区域内において火災発生の場合は、これが防禦鎮圧のため、協定市はその区域内消防警備上支障ない限度において次により、消防応援隊を派遣するものとする。

- (1) 市の境界線に近接している地区に火災を認知したときは、原則として1隊（1車）乃至2隊（2車）但し状況により応援側の消防長の必要と認めた対数（台数）
- (2) 要請があつたときはその要請隊数（台数）
- (3) 水災その他の災害に際しては要請があつた場合又は応援側の認定により、相互に応援するものとする。

第3条 応援の指揮は次によるものとする。

- (1) 受援地の消防長又はその代理者の指揮下に入ること。
- (2) 応援隊に対する指揮は原則としてその長に対して行うものとする。但し緊急を要してその長に連絡しようとするれば指揮命令の伝達が遅延し、機を失するの慮れのある場合は、直接応援隊員に命令することができる。

第4条 第2条による応援に要した経費の分担については、次の区分によるものとする。

- (1) 消防機械器具の小破損の修理、機関の燃料、職員の諸手当及び被服等についての諸費用は応援側の負担とする。
- (2) 前条による受援側の指揮下における活動中に発生した事故のうち、次に掲げる諸費用は受援側の負担とする。
 - ア 前号に定める小破損の程度をこえる消防機械器具の修理費（破損の原因が応援側の重大な過失によるものを除く。）
 - イ 建築物工作物又は土地に対する補償費
 - ウ 応援隊員及び一般人の死傷に伴う災害補償費等
- (3) 前各号以外の経費については、そのつど双方協議のうえ決定するものとする。

第5条 この協定に規定していない事項又は疑義を生じた事項については、そのつど双方協議のうえ決定するものとする。

昭和40年10月21日 記名押印〔略〕

5-2 栃木市・佐野市消防相互応援協定書

消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき、栃木市及び佐野市（以下「協定団体」という。）は、消防の相互応援に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、協定団体の区域内において、水火災又は地震等の災害及び救急事故（以下「災害等」という。）が発生した場合における協定団体相互の応援協力に関し必要な事項を定め、もって消防業務の万全を図ることを目的とする。

（応援の要請）

第2条 協定団体の消防長は、当該協定団体の区域内に災害等が発生したときは、災害等の防除のために応援を要請することができる。

2 前項の応援要請は、電話その他の方法により行うものとする。

（要請による応援隊の出動）

第3条 応援の要請を受けた市（以下「受援市」という。）の消防長は、自己の消防業務に特に支障がない限り、直ちに所要の応援隊による応援を要請した市（以下「応援市」という。）に出動させるものとする。

（覚知による応援隊の出動）

第4条 消防長は、第2条の規定による応援の要請がない場合であっても、他の協力団体の隣接区域内に災害等が発生したことを覚知し、その事態が重大であつて、かつ、応援の必要があると認めたときは、所要の応援隊を当該協力団体へ派遣することができる。

2 前項の応援隊は、第2条の要請による応援隊とみなす。

（応援隊の指揮）

第5条 この協定により出動した応援隊の指揮は、受援市の消防長又は消防署長とする。

（経費の負担）

第6条 応援に要した経費の負担は、次のとおりとする。

- (1) 応援市の負担
応援出動に出動した消防職員のであて、災害補償費、機械器具の破損修繕等
- (2) 受援市の負担
災害地における燃料の補給及び給食に要する費用

2 前項に定めるもののほか、必要な経費の負担については、協定団体が協議の上定めるものとする。

（協議）

第7条 この協定に定めのないもの又はこの協定の実施について疑義を生じたときは、その都度協定団体が協議して定めるものとする。

附 則

- 1 この協定は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、記名捺印の上、それぞれ1通を保管するものとする。

平成26年4月1日 記名押印〔略〕

5-3 栃木市・埼玉東部消防組合消防相互応援協定書

栃木市（以下「甲」という。）と埼玉東部消防組合（以下「乙」という。）は、災害時における相互の応援について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき、災害の予防、鎮圧に万全を期し、あわせて住民の安全を図るため、甲及び乙相互の協力体制を確立することを目的とする。

（災害の範囲）

第2条 この協定において、災害とは、火災（大規模災害、特殊災害を含む。）及び救急事故等（多数傷病者発生救急事故、長時間の活動を要する救助事故及び水難事故を含む。）で応援を要するものをいう。

（応援の種別）

第3条 この協定による応援の形態は、次により区分する。

- （1）普通応援 甲又は乙の相互に隣接する地域で災害が発生し、発生地の上長又は管理者の要請を待たずに派遣するものをいう。
- （2）特別応援 甲又は乙の行政区域において災害が発生し、発生地の上長又は管理者の要請に基づいて派遣するものをいう。

（対象区域）

第4条 この協定に定める区域は、甲及び乙相互の行政区域とし、普通応援の出動区域は、別表第1のとおりとする。なお、栃木市藤岡町下宮地区については埼玉東部消防組合の通常出動区域とする。

（応援要請の手続）

第5条 応援を受けようとする市は、次の各号に掲げる事項を明らかにして、電話、その他の方法により応援を要請するものとし、通報連絡先は別表第2のとおりとする。

- （1）災害の種別及びその概要
- （2）必要とする資器材等の種別及び数量
- （3）必要とする活動部隊、職員数及び応援期間
- （4）応援場所及び応援場所への経路
- （5）前各号に掲げるもののほか、応援に必要な事項

（職員等の派遣）

第6条 前条の規定により応援の要請を受けた上長又は管理者は、自らの行政区域内の災害の対応に支障のない範囲において消防職員を派遣するものとする。

2 消防職員が応援出動した場合は、事後に受援側の上長又は管理者へ応援側の活動報告書の写しにより、活動状況を報告するものとする。

（経費の負担）

第7条 応援に要した経費は、応援に行った市の負担とする。

2 前項の規定により難しい場合には、別途協議する。

（災害補償等）

第8条 第3条の規定により派遣された職員に係る公務災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の定めるところによる。

（情報交換）

第9条 甲及び乙は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう必要に応じ、相互に情報交換を行うものとする。

（協議）

第10条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めない事項については、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

（協定書の保有）

第11条 この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各1通を保有する。

附 則

- 1 この協定は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 栃木市・加須市消防相互応援協定書（平成23年10月1日締結）は、廃止する。

平成25年4月1日 記名押印〔略〕

別表第1～第2〔略〕

5-4 栃木地区・鹿沼地区消防相互応援協定書

消防組織法（昭和22年法律第226条）第21条第2項の規定に基づき、栃木地区広域行政事務組合と鹿沼地区広域行政事務組合（以下「協定団体」という。）との間において、消防相互応援に関し、次により協定する。

（目的）

第1条 この協定は、協定団体の相互緊密なる協力をもとに、火災等の災害に対処することを目的とする。

（相互応援）

第2条 前条の目的を達成するため、協定団体は災害を受報または覚知した場合、消防隊、救急隊その他必要な人員を出動させ、応援活動するものとする。

（応援区域）

第3条 この協定による応援区域は隣接する区域で、応援隊の出動出来る範囲とする。ただし、特別な要請がある場合はこの限りでない。

（応援隊の指揮）

第4条 応援隊の指揮は、受援地の消防機関の長とする。

（経費の負担）

第5条 応援に要した経費は、次により処理するものとする。

1. 応援者の負担

応援出動に要した消防職員の手当

災害補償費等及び機械器具の破損修理の経費

2. 受援者側の負担

災害地での燃料の補給又は給食等を必要とした場合の所要経費

3. 本条に規定した事項又はその他の事項で特に必要がある場合は、その都度協定団体間で協議のうえ決定する。

（情報の交換）

第6条 本協定の円滑かつ効率のある実施を図るため、必要により随時、防火対象物、危険物施設等について情報を交換するものとする。

（報告）

第7条 本協定に基づく出動をした場合は必ず、受援地側に報告するものとする。

附 随

1 この協定は平成6年8月1日から施行する。

2 本協定の締結を証するため、本書を作成し、記名捺印のうえ、それぞれ1通を保管するものとする。

平成6年8月1日

記名押印〔略〕

5-5 栃木地区・石橋地区消防相互応援協定書

（趣旨）

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条第2項の規定により、栃木地区広域行政事務組合（以下「甲」という。）と石橋地区消防組合（以下「乙」という。）との消防相互応援は、この協定の定めるところによる。

（目的）

第2条 この協定は、水火災または救急、及びその他の災害などの発生に際し、甲、乙相互間の消防力を活用して、災害による被害を最小限度に防止することを目的とする。

（応援区分）

第3条 相互応援の方法は、次のとおりとする。

普通応援

別表に定める区域内に発生し、火災あるいは救急事故の発生を受報または覚知した場合は、消防隊あるいは救急隊1隊を出動させその処理に協力するものとする。

（指揮）

第4条 応援出動隊は、すべて災害発生現場の最高指揮者の指揮に従うものとする。

（連絡）

第5条 普通応援の業務を行ったときは、その業務終了後速やかに被応援側の長にその結果を報告するものとする。

2 応援要請のあった場合は、応援の可否、応援隊の数など、所要の連絡をするものとする。

（経費の負担）

第6条 応援出動した隊に要した経費は、次の区分によるものとする。

(1) 応援出動した消防及び救急隊は使用した燃料並びに救急医薬材料、隊員の給与、出動手当及び公務災害補償などに要する費用は、応援した側の負担とする。

(2) 消防機械及び機材器具などの重大な破損の修理費、建造物、施設若しくは一般人などの損害に対する賠償費並びに隊員に対する消防賞金、その他の諸経費については、その都度甲、乙両者間で協議して定めるものとする。

(3) 泡原液などの消費した数量については、被応援者側の負担とする。

（追加協議）

第7条 この協定に定めるもののほか、必要な事項については、甲、乙両者間でその都度協議して決定するものとする。

（協議書）

第8条 本協定を証するため、正本2通を作成し甲、乙両者にて各1通を保管するものとする。

附 則

この協定は、平成2年4月1日から実施する。上記のとおり相互応援を協定する。

平成2年1月29日

記名押印〔略〕

別表〔略〕

5-6 栃木市・館林地区消防組合消防相互応援協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第21条第2項の規定により、栃木地区広域行政事務組合(以下「甲」という。)と、館林地区消防組合(以下「乙」という。)との消防相互応援は、この協定に定めるところによる。

(目的)

第2条 この協定は、水火震災または救急、及びその他の災害などの発生に際し、甲、乙相互間の消防力を活用して、災害による被害を最小限度に防止することを目的とする。

(応援区分)

第3条 相互応援の方法は次のとおりとする。

(1) 普通応援

別表に定める区域内に発生し、火災あるいは救急事故の発生を受報または覚知した場合は、消防隊あるいは救急隊1隊を出動させその処理に協力するものとする。

(2) 特別応援

大火災あるいは交通事故若しくは集団災害などが発生し、応援を必要とする場合は、前号にかかわらず、災害発生地の長の要請または応援隊の状況判断により応援するものとする。この場合における応援隊の数などについては、応援側において決定するものとする。

(指揮)

第4条 応援出動隊は、全て災害発生地現場の最高指揮者の指揮に従うものとする。

(連絡)

第5条 普通応援として業務を行ったときは、その業務終了後速やかに被応援側の長にその結果を報告するものとする。

2 特別応援の場合は、応援出動部隊の長は、災害現場到着時及び現場引き揚げ時にその活動状況を現場の最高指揮者に報告するものとする。

3 応援要請のあった場合は、応援の可否、応援隊の数など、所要の連絡をするものとする。

(経費負担)

第6条 応援出動した隊に要した経費の負担は、次の区分によるものとする。

(1) 応援出動した消防及び救急隊の使用した燃料並びに救急医薬材料、隊員の給与、出動手当及び公務災害補償などに要する費用は、応援した側の負担とする。

(2) 消防機械及び機材器具などの重大な破損の修理費、建造物、施設若しくは一般人などの損害に対する賠償費並びに隊員に対する消防賞じゅつ金、その他の諸経費については、その都度甲、乙両者間で協議して定めるものとする。

(3) 泡原液などの消費した数量については、被応援者側の負担とする。

(追加協議)

第7条 この協定に定めるもののほか、必要な事項については甲、乙両者間でその都度協議して決定するものとする。

(協定書の保管)

第8条 本協定を証するため、正本2通を作成し甲、乙両者にて各1通を保管するものとする。

附 則

この協定は平成元年4月1日から実施する。

上記のとおり相互応援を協定する。

平成元年3月28日 記名押印〔略〕

別表〔略〕

6-1 災害時の医療救護に関する協定書

栃木市（以下「甲」という。）と一般社団法人下都賀郡市医師会（以下「乙」という。）とは、災害時の医療救護に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、栃木市地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関して、必要な事項を定めるものとする。

（医療救護）

第2条 乙は、前条の規定に基づく医療救護活動の要請に対し、迅速かつ的確に対応するため、医療救護活動計画の策定に努めるものとする。

2 医療救護活動は、次の事項等とする。

- (1) 医療救護班の編成及び医療救護活動に関すること。
- (2) 医療機関における救護に関すること。
- (3) その他必要な事項

（医療救護班の派遣）

第3条 甲は、防災計画に基づき、必要に応じて乙に医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、速やかに医療救護班を編成し災害現場等に派遣するものとする。

3 災害の規模が広範囲となる場合又は地震による規模が震度6以上等であつて、緊急やむを得ない事情による場合には、乙は、自らの判断により医療救護班を派遣できるものとする。この場合において、乙は、速やかに甲に報告し、甲の承認を得るものとする。

（医療救護班に対する指揮）

第4条 医療救護活動の総合調整を図るため、乙が派遣する医療救護班の指揮は、甲が指定する者が行う。

（医療救護班の業務）

第5条 乙が派遣する医療救護班は、甲が設置する救護所並びに災害現場等において医療救護活動を行うことを原則とする。

2 医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者に対する応急措置及び医療
- (2) 傷病者の収容医療機関への転送の要否及び転送順位の決定

（医療救護班の輸送）

第6条 甲は、医療救護活動が円滑にできるよう、医療救護班の輸送について、必要な措置をとるものとする。

（医薬品等の供給）

第7条 乙が派遣する医療救護班が使用する医薬品等は、当該医療救護班が携行するもののほか、甲が供給するものとする。

（医療費）

第8条 救護所並びに災害現場等における医療費は、原則として無料とする。

2 収容医療機関における医療費は、原則として患者の負担とする。

（収容医療機関の指定）

第9条 乙は、甲が傷病者の収容医療機関を指定しようとするときは、これに協力するものとする。

（費用の弁償等）

第10条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動を実施した場合に要する次の費用は、甲の負担とする。

- (1) 医療救護班員が医療救護活動に従事したことによる日当、超過勤務手当、旅費等の実費
- (2) 医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費
- (3) 医療救護班員が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり又は障害の状態となり、あるいは死亡した場合の扶助費
- (4) 前各号に掲げるもののほか、この協定実施のために要した経費のうち甲が必要と認めるもの

2 前項に定める費用弁償の範囲及び額については、別に定めるものとする。

（細則）

第11条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定めるものとする。

（協議）

第12条 この協定に定めのない事項、又は、この協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1月前までに、甲乙いずれからもこの協定の更新について意思表示がなされないときは、有効期間満了の翌日から起算して1年間この協定は延長されるものとし、以後同様の扱いとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成28年9月12日

記名押印〔略〕

6-2 災害時の歯科医療救護に関する協定書

栃木市（以下「甲」という。）と一般社団法人下都賀歯科医師会（以下「乙」という。）とは、災害時の歯科医療救護に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、栃木市地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が行う歯科医療救護活動に対する乙の協力に関して、必要な事項を定めるものとする。

（歯科医療救護計画）

第2条 乙は、前条の規定に基づく歯科医療救護活動の要請に対し、迅速かつ的確に対応するため、歯科医療救護計画の策定に努めるものとする。

2 前項の歯科医療救護計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 歯科医療救護班の編成及び活動計画
- (2) 関係機関との連絡体制
- (3) 指揮系統
- (4) 医薬品、医療資機材等の備蓄
- (5) その他必要な事項

（歯科医療救護班の派遣）

第3条 甲は、防災計画に基づき、必要に応じて乙に歯科医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、速やかに歯科医療救護班を編成し災害現場等に派遣するものとする。

3 災害の規模が広範囲となる場合又は地震による規模が震度6以上等であつて、緊急やむを得ない事情による場合には、乙は、自らの判断により歯科医療救護班を派遣できるものとする。この場合において、乙は、速やかに甲に報告し、甲の承認を得るものとする。

（歯科医療救護班に対する指揮）

第4条 歯科医療救護活動の総合調整を図るため、乙が派遣する歯科医療救護班の指揮は、甲が指定する者が行う。

（歯科医療救護班の業務）

第5条 乙が派遣する歯科医療救護班は、甲から要請のあった災害現場等において歯科医療救護活動を行うことを原則とする。

2 歯科医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者のスクリーニング（症状判別）
- (2) 傷病者に対する応急処置の実施及び必要な歯科医療の提供
- (3) 傷病者の後方医療機関への転送の要否及び搬送順位の決定
- (4) 検死・検案に際しての法医学上の協力（個別識別）
- (5) 被災者に対する口腔ケア活動
- (6) その他状況に応じた処置

（歯科医療救護班の輸送）

第6条 甲は、歯科医療救護活動が円滑に実施できるよう、歯科医療救護班の輸送について、必要な措置を講じるものとする。

（医薬品等の供給）

第7条 歯科医療救護班が使用する医薬品等は、当該歯科医療救護班が携行するもののほか、甲が供給するものとする。

（医療費）

第8条 救護所並びに災害現場等における医療費は、原則として無料とする。

2 後方医療機関における医療費は、原則として患者の負担とする。

（費用の弁償等）

第9条 甲の要請に基づき、乙が歯科医療救護活動を実施した場合に要する次の費用は、甲の負担とする。

- (1) 歯科医療救護班員が歯科医療救護活動に従事したことによる日当、超過勤務手当、旅費等の実費
- (2) 歯科医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費
- (3) 歯科医療救護班員が歯科医療救護活動において負傷し、疾病にかかり又は障害の状態となり、あるいは死亡した場合の扶助費
- (4) 前各号に掲げるもののほか、この協定実施のために要した経費のうち甲が必要と認めるもの

2 前項に定める費用弁償の範囲及び額については、別に定めるものとする。

（歯科医療事故発生時の処理方法等）

第10条 救護所等において救護活動の結果発生した歯科医療事故については、甲がその処理にあたるものとする。

2 前項に規定する場合において、当該歯科医療事故につき、乙が派遣した歯科医療救護班に従事した者に、故意又は重大な過失がない限り、甲は、乙又は歯科医療救護班に従事した者に対して求償しないものとする。

（細則）

第11条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

（協議）

第12条 この協定に定めのない事項、又は、この協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1月前までに、甲乙いずれからもこの協定の更新について意思表示がなされないときは、有効期間満了の翌日から起算して1年間この協定は延長されるものとし、以後同様の扱いとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成28年7月1日

記名押印〔略〕

6-3 災害時における医療救護に関する協定書

栃木市（以下「甲」という。）と公益社団法人栃木県柔道整復師会（以下「乙」という。）は、災害時における医療救護に関し、以下のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、栃木市地域防災計画に基づき、甲が行う医療救護活動の協力要請をする場合において、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において、救護活動を行う必要が生じたときは、救護班の派遣を乙に対して要請するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、速やかに救護班を編成し災害現場等の避難所等に派遣するものとする。

（救護班の業務）

第3条 乙が派遣する救護班の業務は、柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定された業務の範囲とする。

（指揮命令）

第4条 救護班に係る指揮命令は、甲が指定する者が行うものとする。

（費用の弁償等）

第5条 甲の要請に基づき、乙が協力のために要した次の経費は、甲の負担とする。

- （1）救護班の派遣に要した日当、超過勤務手当、旅費等
- （2）救護班が携行した衛生材料等を使用した場合の実費
- （3）救護班員が救護活動において負傷し、疾病にかかり又は障害の状態となり、あるいは死亡した場合の扶助費
- （4）前各号以外の費用で、甲が特に必要と認める費用

2 前項に規定する費用弁償の範囲及び額については、別に定める。

（協議）

第6条 この協定に定めのない事項、又は、この協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

（協定の有効期間）

第7条 この協定の有効期限は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1月前までに、甲乙いずれからもこの協定の更新について意思表示がなされないときは、有効期間満了の翌日から起算して1年間この協定は延長されるものとし、以後同様の扱いとする。

この協定締結の証として本協定書2通を作成し、甲乙がそれぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成29年1月18日

記名押印〔略〕

6-4 災害時の医療救護に関する協定

栃木市（以下「甲」という。）と栃木地域薬剤師会（以下「乙」という。）とは、災害時の医療救護に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、栃木市地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が乙に医療救護活動の協力要請をする場合において、必要な事項を定めるものとする。

（薬剤師の派遣）

第2条 甲は、防災計画に基づく医療救護活動を実施する上で必要があると認めた場合は、乙に対して協力を要請するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、速やかに薬剤師を災害現場等の救護所等に派遣するものとする。

3 甲は、避難所において必要に応じ薬剤師を派遣要請できるものとする。

（薬剤師の業務）

第3条 乙が派遣する薬剤師は、避難場所、避難所、災害現場等に設置する救護所、医薬品等の集積場所その他甲が指定する場所（以下、「救護所等」という。）において医療救護活動を行うことを原則とする。

2 薬剤師の業務は次のとおりとする。

（1）救護所等において、調剤及び服薬指導を行う。

（2）救護所等において、服薬情報を事前に把握し、医師に情報提供する。

（3）医薬品等の集積場所において、医薬品の仕分け、保管、管理、救護所等への医薬品の供給を行う。

（4）その他医療救護活動において必要な業務を行う。

（指揮命令）

第4条 乙により派遣された薬剤師に対する指揮及び医療救護活動に係る連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

（医薬品等の供給）

第5条 薬剤師が使用する医薬品等については、甲が用意し、必要に応じ当該薬剤師が提供するものとする。

（調剤費）

第6条 救護所等における調剤費は、原則として無料とする。

（費用弁償）

第7条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動を実施した場合に要する次の経費は、甲の負担とする。

（1）薬剤師の派遣に要した日当、超過勤務手当、旅費等の実費

（2）薬剤師が提供した医薬品等を使用した場合の実費

（3）薬剤師が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり又は障害の状態となり、あるいは死亡した場合の扶助費

（4）前各号以外の経費で、この協定実施のために要した経費のうち甲が特に必要と認める費用

2 前項に定める費用弁償の範囲及び額については、別に定めるものとする。

（細則）

第8条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定めるものとする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1月前までに、甲乙いずれからもこの協定の更新について意思表示がなされないときは、有効期間満了の翌日から起算して1年間この協定は延長されるものとし、以後同様の扱いとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成30年2月15日

記名押印〔略〕

災害時の医療救護に関する協定実施細則

栃木市（以下「甲」という。）と栃木地域薬剤師会（以下「乙」という。）とは、平成30年2月15日付けで締結した災害時の医療救護に関する協定（以下「協定」という。）の実施について、次のとおり細則を締結する。

（医療救護活動の報告）

第1条 乙は、協定第2条の規定に基づき薬剤師を派遣した場合は、当該薬剤師の行う救護活動の終了後、速やかに、次に掲げる書類を甲に提出するものとする。

（1）薬剤師活動状況報告書（様式第1号）

（2）薬剤師名簿（様式第2号）

（3）薬剤等使用報告書（様式第3号）

（事故報告書）

第2条 乙は、協定第2条に基づく医療救護活動において、薬剤師が負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、「事故報告書」（様式第4号）により、速やかに甲に報告するものとする。

（費用弁償等の額）

第3条 協定第7条第1項第1号に規定する薬剤師の派遣に係る経費並びに第2号に規定する使用した医薬品等に係る実費弁償の範囲及び額は、栃木県災害救助法施行細則（昭和35年栃木県規則第35号）に準ずるものとする。

2 協定第7条第1項第3号に規定する扶助費の範囲及び額は、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）の定めるところによる。

3 協定第7条第1項第4号に規定する費用弁償は、前項に該当しない費用であって、甲乙協議の上甲が弁償することが適当と認められたものについて行うものとする。

（費用弁償の請求）

- 第4条 協定第7条第1項第1号、第2号及び第4号に規定する費用については、乙が各薬剤師分を取りまとめ、「費用弁償請求書」（様式第5号）により甲に請求するものとする。
- 2 協定第7条第1項第3号に規定する扶助費については、支給を受けようとする者が、「扶助金支給請求書」（様式第6号）により、甲に請求するものとする。
- （支払）
- 第5条 甲は、前条の規定による費用弁償等について、乙又は扶助費申請者から請求を受理した時は、関係書類を確認の上、速やかに支払うものとする。
- この細則の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。
- 平成30年2月15日 記名押印〔略〕
- 様式第1号～6号〔略〕

7-1 災害時等におけるバス利用に関する協定書

- 栃木市（以下「甲」という。）とTCB観光株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時等における乙が所有するバス（以下「バス」という。）の利用に関し、次のとおり協定を締結する。
- （目的）
- 第1条 この協定は、甲の市域内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、被災者等をバスにより安全かつ迅速に緊急輸送すること又は一時的な避難所としてバスを利用することにより、被害の軽減を図り、被災者等の安全を確保することを目的とする。
- （定義）
- 第2条 この協定において、「災害」とは、地震、豪雨、暴風、洪水その他の異常な自然現象、大規模災害等により生ずる被害をいう。
- （配車の要請等）
- 第3条 甲は、災害時等において、被災者等の緊急輸送または一時的な避難所としてバスを利用することが必要であると判断したときは、乙に対して甲が指定する場所への配車を要請するものとする。
- 2 甲が要請する緊急輸送活動は、次に掲げる活動とする。
- (1) 被災者等（観光客等帰宅困難者を含む）の輸送活動
 - (2) 災害救助・応急活動に必要な人員、資機材等の輸送活動
 - (3) ボランティアの輸送活動
 - (4) その他バスによる支援活動
- 3 乙は、第1項の規定による要請があったときは、乙の業務に支障のない範囲でこれに協力するものとする。
- 4 第1項の規定による要請は、バス配車要請書（別記様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話等により要請できるものとし、その後速やかにバス配車要請書を提出するものとする。
- （連絡体制等）
- 第4条 甲及び乙は、災害時等におけるバス利用を円滑に実施するため、それぞれ連絡責任者を選任し、書面により相手方に連絡しておくものとする。
- 2 前項に規定するもののほか、甲及び乙は、相互の連絡体制、連絡方法等について確認し、災害時等におけるバス利用に支障を来さないよう努めるものとする。
- （報告）
- 第5条 乙は、要請業務を開始または完了したときは、甲に対して報告をするものとする。
- 2 乙は、要請業務の実施に伴い事故が発生したときは、速やかにその状況を甲に報告しなければならない。
- （費用負担）
- 第6条 要請業務に要する費用は、災害時等の直前における通常価格を基礎として、甲乙協議の上決定するものとする。
- （費用の請求等）
- 第7条 乙は、要請業務の終了後、前条に規定する費用について甲に請求できるものとする。
- 2 甲は、前項の規定による請求があった日から30日以内に、当該費用を乙に支払うものとする。
- （損害の負担）
- 第8条 要請業務により、第三者に損害が生じたときの負担は、甲乙協議の上、決定するものとする。
- （危険回避）
- 第9条 乙は、要請業務の実施にあたり危険と判断した場合は、その危険を回避することができる。
- （有効期間）
- 第10条 この協定の期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了日の30日前までに甲乙いずれからも申出がない場合は、さらに1年間延長されるものとし、以後もまた、同様とする。
- （協議）
- 第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。
- この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名捺印のうえ、それぞれ1通を保有する。
- 平成30年5月30日 記名押印〔略〕
- 別記様式第1号〔略〕

7-2 災害時等における車両提供に関する協定書

栃木市（以下「甲」という。）と株式会社栃木自動車教習所（以下「乙」という。）とは、災害時等における車両（乙の所有する普通乗用車、トラックその他の車両をいう。以下同じ。）提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時等における乙が所有する車両の甲への車両提供に関し、必要な事項を定めることにより、栃木市地域防災計画に基づく応急・復旧対策の円滑な実施を図ることを目的とする。

（協力内容）

第2条 乙は、市内に大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲から車両提供等の協力の要請があったときには、次の内容により協力するものとする。

（1）車両の提供（提供可能な車両は別紙「提供可能車両一覧表」のとおり）

（2）その他甲が協力を要請する事項

（協力要請）

第3条 甲は、災害時等において、車両提供の必要があると判断したときは、乙に対して車両提供要請書（様式第1号）により要請を行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により要請し、事後、速やかに文書を送付するものとする。

（協力の実施）

第4条 乙は、前条の要請を受けたときは、可能な範囲において、速やかにこれに協力するものとする。

（車両の提供方法）

第5条 甲の要請により乙が甲に提供する車両の引渡し場所は、甲が状況により指定するものとし、引渡し場所までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙は、車両の運搬にあたり危険と判断した場合は、その危険を回避することができる。

（報告）

第6条 乙は、この協定に基づき協力したときは、その活動内容について車両提供報告書（様式第2号）により甲に報告するものとする。

（車両の返却）

第7条 車両の返却場所は、原則として乙の事業所とする。ただし、やむを得ない状況により乙の事業所へ返却できない場合は、この限りではない。

2 甲は、燃料を満タンにしたうえで、車両を返却するものとする。ただし、被害状況により燃料の供給がままならない状況においては、この限りではない。

（費用負担）

第8条 車両の提供に係る費用については、無償とする。

（事故等）

第9条 甲は、車両の運行に際し、事故等が発生したときは、乙に対し、速やかに文書によりその状況を報告するものとする。なお、報告書の様式は問わない。

2 乙は、提供する車両については、あらかじめ対人賠償保険、対物賠償保険、人身傷害保険について十分な保証内容に加入しなければならない。

3 甲が、車両の使用中に事故等により他人等に損害を与えた時は、乙は、乙が加入している保険を適用するものとする。甲が、車両の使用中に事故等により運転者又は同乗者に損害を与えた時も同様とする。

4 甲が、業務に従事する車両に事故等により損害を与え又は、滅失した時は、乙は、乙が加入している保険を適用し、甲への費用請求を行わないものとする。

（連絡体制等）

第10条 この協定の円滑かつ迅速な履行を図るため、それぞれ連絡責任者を選任し、書面により相手方に連絡しておくものとする。

2 前項に規定するもののほか、甲及び乙は、相互の連絡体制、連絡方法等について確認し、この協定の履行に支障を来さないよう努めるものとする。

（防災訓練等への参加）

第11条 乙は、栃木市地域防災計画に基づき甲が行う防災訓練等に対し、必要な協力を行うよう努める。

（協議）

第12条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

（協定の有効期間）

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了日の30日前までに、甲、乙いずれからも申出がないときは、さらに1年間この協定は更新されるものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成31年4月9日

記名押印〔略〕

様式第1号～2号〔略〕

7-3 災害時における物資等の緊急輸送に関する協定書

栃木市（以下「甲」という。）と栃木県トラック協会栃木支部（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。
（目的）

第1条 この協定は、栃木市あるいはその他の市町において、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、物資等の輸送業務の円滑な運営を図るため、甲が乙に協力を要請する手続き等に必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において、物資等の輸送業務に乙の協力を必要とするときは、緊急輸送業務協力要請書（様式1）（以下「要請書」という。）をもって乙に対し、次に掲げる事項を明らかにして、協力を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話等をもって要請できるものとし、事後、速やかに要請書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況及び協力を要請する事由
- (2) 輸送業務の期間
- (3) 輸送する物資及び場所
- (4) 必要とする車両数、車両種類、大きさ及び人員
- (5) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（輸送業務の遂行）

第3条 乙は、前条の規定により、甲から要請を受けたときは、速やかに物資の輸送業務に当たるものとする。この場合において、乙は特別な理由がない限り、他に優先して乙に所属する運送事業者を指定し、甲が必要とする輸送車両及び人員を提供するものとする。

（業務報告）

第4条 乙は、前条に基づき協力した場合、緊急輸送業務実施報告書（様式2）（以下「報告書」という。）により、当該業務の終了後、速やかに次に掲げる業務の実施内容を甲に報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話等をもって報告できるものとし、事後、速やかに報告書を提出するものとする。

- (1) 災害名称
- (2) 緊急輸送の内容
- (3) 従事した会員会社名及び従事した人員数
- (4) 従事した期間
- (5) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（災害時の情報提供）

第5条 甲及び乙は、物資の輸送を円滑に行うため、その保有する災害に関する情報を相互に提供するものとする。

（連絡責任者）

第6条 第2条の規定による要請に関する事項の伝達、その他の双方の間における連絡を円滑に行うため、甲及び乙は、連絡調整及び指示を行う連絡責任者を予め指定し、それぞれに通知するものとする。

2 前項に規定するもののほか、甲及び乙は、相互の連絡体制・連絡方法等について随時確認し、この協定履行に支障をきたさないよう努めるものとする。

（費用の負担）

第7条 乙が緊急輸送を実施した場合に要した次の各号に掲げる経費は、甲が負担するものとする。

- (1) 緊急輸送に要した人件費
- (2) 緊急輸送に要した車両等の経費
- (3) 前各号に掲げるもののほか、緊急輸送に要した経費

2 前項の輸送業務に要した経費の算定については、甲・乙協議のうえ定める。

（災害補償）

第8条 物資の輸送業務中に従事者の責めに帰することができない理由により、当該従事者が死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は心身に障害がある状態になったときの災害補償は、乙の責任において行うものとする。ただし、栃木県市町村消防団員等公務災害補償条例（平成18年栃木県市町村総合事務組合条例第31号）が適用される場合は、甲は必要な手続きを行う。

（防災訓練等への参加）

第9条 乙は、栃木市地域防災計画に基づき甲が行う防災訓練等に対し、必要な協力を行うよう努める。

（秘密保持）

第10条 甲及び乙は、活動の実施に当たり業務上知り得た情報を漏らしてはならない。

（有効期間）

第11条 この協定の有効期間は、協定の締結のあった日から生じ、甲・乙いずれから協定の解除の申し出がない限り継続するものとする。なお、協定内容の見直しが必要となった際は、甲・乙協議のうえ協定内容の変更を行うことができる。

（疑義の決定）

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じたときは、甲・乙協議のうえ、決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和元年7月12日

記名押印〔略〕

様式1～2〔略〕

7-4 災害時の「道の駅みかも」利用に関する基本協定書

国土交通省関東地方整備局宇都宮国道事務所長 小幡 宏（以下「甲」という。）と、栃木市長 大川 秀子（以下「乙」という。）は、災害時における「道の駅みかも」の利用（災害復旧、救助・救援活動を含む）に関して、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、「道の駅みかも」の防災利用の推進に関し、基本的な事項について定めることにより、今後発生が予想される南海トラフの巨大地震・首都直下地震又は関東・東北豪雨、令和元年台風19号に代表される台風による豪雨・出水による大規模災害、南岸低気圧による大雪をはじめとする災害発生時において、迅速かつ的確な応急対策等を実施するため、関係機関が協働し、効率的でかつ迅速な防災活動と啓発に努めることを目的とする。

（防災利用の内容）

第2条 甲及び乙は、災害発生時において、その管理する「道の駅みかも」の施設を防災活動への利用に努めるものとする。

- (1) 道路に関する通行情報、被災情報の提供
- (2) 道路啓開に必要な活動拠点及び資機材等の運搬に係る中継場所の提供
- (3) 住民が避難・休憩するための施設の提供、救援物資の提供・保管、その他防災活動を支援するための業務
- (4) 災害対策基本法等に基づく移動車両の仮置き場の提供（地震・大雨・大雪等の災害時）
- (5) 大雪時等における除雪作業の待機所、一般車両の待避所、チェーン着脱所の提供

2 甲は、乙の行う前項に規定する業務が効率的かつ迅速に行えるよう支援するものとする。

（防災活動への平素からの取り組み）

第3条 甲及び乙は、平素から「道の駅みかも」の防災活動が効率的かつ迅速に行えるよう、防災啓発活動をはじめ、情報交換を行うとともに、相互の連携を図るため訓練を行うものとする。

（その他）

第4条 本協定に関する手続き及び活動費用等については、別途定めるものとする。

（協議）

第5条 本協定に疑義が生じたとき、または本協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自1通保有する。

令和2年3月2日

記名押印〔略〕

7-5 災害時等におけるバス利用に関する協定書

栃木市（以下「甲」という。）と株式会社ティ・エイチ・エス（以下「乙」という。）とは、災害時等における乙が所有するバス（以下「バス」という。）の利用に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の市域内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、被災者等をバスにより安全かつ迅速に緊急輸送すること又は一時的な避難所としてバスを利用することにより、被害の軽減を図り、被災者等の安全を確保することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、「災害」とは、地震、豪雨、暴風、洪水その他の異常な自然現象、大規模災害等により生ずる被害をいう。

（配車の要請等）

第3条 甲は、災害時等において、被災者等の緊急輸送または一時的な避難所としてバスを利用することが必要であると判断したときは、乙に対して甲が指定する場所への配車を要請するものとする。

2 甲が要請する緊急輸送活動は、次に掲げる活動とする。

- (1) 被災者等（観光客等帰宅困難者を含む）の輸送活動
- (2) 災害救助・応急活動に必要な人員、資機材等の輸送活動
- (3) ボランティアの輸送活動
- (4) その他バスによる支援活動

3 乙は、第1項の規定による要請があったときは、乙の業務に支障のない範囲でこれに協力するものとする。

4 第1項の規定による要請は、バス配車要請書（別記様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話等により要請できるものとし、その後速やかにバス配車要請書を提出するものとする。

（連絡体制等）

第4条 甲及び乙は、災害時等におけるバス利用を円滑に実施するため、それぞれ連絡責任者を選任し、書面により相手方に連絡しておくものとする。

2 前項に規定するもののほか、甲及び乙は、相互の連絡体制、連絡方法等について確認し、災害時等におけるバス利用に支障を来さないよう努めるものとする。

（報告）

第5条 乙は、要請業務を開始または完了したときは、甲に対して報告をするものとする。

2 乙は、要請業務の実施に伴い事故が発生したときは、速やかにその状況を甲に報告しなければならない。

（費用の請求等）

第6条 要請業務に要する費用は、災害時等の直前における通常価格を基礎として、甲・乙協議のうえ決定するものとする。

（損害の負担）

第7条 要請業務により、第三者に損害が生じたときは、甲・乙協議のうえ決定するものとする。

（危険回避）

第8条 乙は、要請業務の実施にあたり危険と判断した場合は、その危険を回避することができる。

（防災訓練等への参加）

第9条 乙は、栃木市地域防災計画に基づき甲が行う防災訓練等に対し、必要な協力を行うよう努める。

（秘密保持）

第10条 甲及び乙は、活動の実施に当たり業務上知り得た情報を漏らしてはならない。

（有効期間）

第11条 この協定の有効期間は、協定の締結のあった日から生じ、甲・乙いずれから協定の解除の申し出がない限り継続するものとする。なお、協定内容の見直しが必要となった際は、甲・乙協議のうえ協定内容の変更を行うことができる。

（疑義の決定）

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じたときは、甲・乙協議のうえ、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名捺印のうえ、それぞれ1通を保有する。

令和2年4月8日

記名押印〔略〕

別記様式第1号〔略〕

7-6 災害時等におけるバス利用に関する協定書

栃木市（以下「甲」という。）と蔵の街観光バス株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時等における乙が所有するバス（以下「バス」という。）の利用に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の市域内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、被災者等をバスにより安全かつ迅速に緊急輸送すること又は一時的な避難所としてバスを利用することにより、被害の軽減を図り、被災者等の安全を確保することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、「災害」とは、地震、豪雨、暴風、洪水その他の異常な自然現象、大規模災害等により生ずる被害をいう。

（配車の要請等）

第3条 甲は、災害時等において、被災者等の緊急輸送または一時的な避難所等の支援活動としてバスを利用することが必要であると判断したときは、乙に対して甲が指定する場所への配車を要請するものとする。

2 甲が要請する緊急輸送活動は、次に掲げる活動とする。

- (1) 被災者等（観光客等帰宅困難者を含む）の輸送活動
- (2) 災害救助・応急活動に必要な人員、資機材等の輸送活動
- (3) ボランティアの輸送活動
- (4) その他バス等による支援活動

3 乙は、第1項の規定による要請があったときは、乙の業務に支障のない範囲でこれに協力するものとする。

4 第1項の規定による要請は、バス配車要請書（別記様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話等により要請できるものとし、その後速やかにバス配車要請書を提出するものとする。

（連絡体制等）

第4条 甲及び乙は、災害時等におけるバス利用を円滑に実施するため、それぞれ連絡責任者を選任し、書面により相手方に連絡しておくものとする。

2 前項に規定するもののほか、甲及び乙は、相互の連絡体制、連絡方法等について確認し、災害時等におけるバス利用に支障を来さないよう努めるものとする。

（報告）

第5条 乙は、要請業務を開始または完了したときは、甲に対して報告をするものとする。

2 乙は、要請業務の実施に伴い事故が発生したときは、速やかにその状況を甲に報告しなければならない。

（費用の請求等）

第6条 要請業務に要する費用は、災害時等の直前における通常価格を基礎として、甲・乙協議のうえ決定するものとする。

（損害の負担）

第7条 要請業務により、第三者に損害が生じたときは、甲・乙協議のうえ決定するものとする。

（危険回避）

第8条 乙は、要請業務の実施にあたり危険と判断した場合は、その危険を回避することができる。

（防災訓練等への参加）

第9条 乙は、栃木市地域防災計画に基づき甲が行う防災訓練等に対し、必要な協力を行うよう努める。

（秘密保持）

第10条 甲及び乙は、活動の実施に当たり業務上知り得た情報を漏らしてはならない。

（有効期間）

第11条 この協定の有効期間は、協定の締結のあった日から生じ、甲・乙いずれから協定の解除の申し出がない限り継続するものとする。なお、協定内容の見直しが必要となった際は、甲・乙協議のうえ協定内容の変更を行うことができる。

（疑義の決定）

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じたときは、甲・乙協議のうえ、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名捺印のうえ、それぞれ1通を保有する。

令和2年11月10日

記名押印〔略〕

別記様式第1号〔略〕

7-7 災害時等における車両貸与に関する連携協定

栃木市（以下「甲」という。）と栃木日産自動車販売株式会社（以下「乙1」という。）及び日産プリンス栃木販売株式会社（以下「乙2」といい乙1とあわせて「乙」という。）は、地震、風水害、津波その他の災害が発生し、又は発生する可能性がある場合（以下「災害時等」という。）における車両の貸与に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時等において、甲が乙から車両の貸与を受けることで、栃木市地域防災計画に基づく応急・復旧対策の円滑な実施を図れるよう、基本的な事項を定めるものとする。

（要請の内容）

第2条 甲は、災害時等において、その対応により使用する甲の車両が不足した場合、乙に対し、車両貸与要請書（第1号様式）により、車両貸与の協力を要請することができる。ただし、緊急を要する場合は、口頭により連絡し、後日文書をもって処理するものとする。

（協力）

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、可能な範囲において車両を貸与することに努めるものとする。なお、本項に基づき乙から甲に貸与される車両を、以下「貸与車両」という。

2 貸与車両の貸与期間（以下「貸与期間」という。）は、原則として貸与開始日から1か月とし、甲が延長を希望する場合は、災害状況等を勘案の上、甲と乙の双方が協議して延長期間を決定する。

（車両の提供方法）

第4条 乙は、乙の指定する日時及び場所で貸与車両を甲に無償で貸与する。

（使用上の留意事項）

第5条 乙は、貸与車両の貸与にあたっては、十分に燃料が補充された状態で貸与するよう努めるものとする。

2 貸与期間において、燃料を補充した際に発生した費用については、原則甲が負担する。

（車両の移動）

第6条 貸与車両に関する乙の営業所（乙による貸与車両の保管管理場所）等からの移動は、原則として甲の責任において行うものとする。

（管理）

第7条 甲は、貸与車両を善良なる管理者の注意をもって管理するものとし、管理方法その他の取り扱い、甲と乙の協議により取り決める。

（事故等の対応）

第8条 甲は、貸与期間中、貸与車両に関する事故が発生した場合、直ちに事故現場における危険防止措置及び負傷者の救護措置を講じるとともに、乙に通知した上で、甲の費用負担と責任において、これを全て解決するものとする。なお、当該事故に起因して乙に損害を与えた場合には、甲は当該損害を賠償する責を負うものとする。

2 甲は、貸与期間中、貸与車両に故障又は紛失等の損害が生じた場合、直ちに乙に通知するものとし、乙の責に帰すべき事由による場合を除き、乙に対しその損害を賠償する責を負うものとする。

（返却）

第9条 甲は、貸与車両を原状に復した上で（ただし、通常損耗を除く。）、乙に返却するものとし、返却方法については、甲乙間で協議し決定する。

（技術的支援）

第10条 甲は、乙に対して貸与車両の操作にかかる助言及び支援を求めることができる。

（連絡調整）

第11条 この協定及びこの協定に定める業務に関わる連絡調整は、甲及び乙があらかじめ連絡調整者名簿（第2号様式）により指定した者が行う。なお、甲及び乙は当該名簿により指定する者に変更があった場合は、当該変更後の名簿を各当事者に対して送付するものとする。

（防災訓練等への参加）

第12条 乙は、栃木市地域防災計画に基づき甲が行う防災訓練等に対し、必要な協力を行うよう努める。

（定期協議）

第13条 この協定に定める事項を円滑に推進するため、甲及び乙は、年1回以上、意見交換、協議等を行うものとする。

（広報活動）

第14条 甲又は乙が、この協定に係るプレスリリース、その他外部への公表等を行おうとする場合は、事前に他の当事者と公表内容等について協議の上、実施するものとする。

（協定期間）

第15条 この協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、協定締結日から令和4年3月31日までとする。ただし、協定期間の満了する日の3か月前までに、甲又は乙から、この協定の終了又は変更に関する特段の意思表示がないときは、協定期間は、さらに1年間更新されるものとし、その後もまた同様とする。

（譲渡制限）

第16条 甲及び乙は、事前に他の当事者の書面による承諾を得ることなく、この協定から生ずるいかなる権利又は義務の全部又は一部を第三者に譲渡若しくは移転し又は担保の用に供してはならないものとする。

（協議）

第17条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

（全17条）

この協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、甲及び乙それぞれが記名押印又は署名のうえ、各自その1通を保有する。

令和3年6月23日

記名押印〔略〕

第1号～2号様式〔略〕

7-8 災害時等における車両の提供に関する協定

栃木市（以下「甲」という。）と一般社団法人栃木県レンタカー協会（以下「乙」という。）とは、災害時等における車両の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、栃木市内で地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合等（以下「災害時等」という。）において、甲が乙に対して車両の提供を要請する場合に必要な事項を定める。

（協力の内容）

第2条 甲は、災害時等に必要と認めるときは、乙に対して車両の提供を要請することができるものとし、乙は、特別の事情がない限り、協力するものとする。

2 乙は、甲からの提供要請があったときは、できる限り速やかに乙の組合員（以下「組合員」という。）に協力を要請し、必要な車種及び台数を整え、優先的に供給するものとする。

3 乙は、要請に基づき、甲の指定する場所へ車両を搬入する。

（協力要請の順位）

第3条 乙が甲から車両の提供要請があった場合に、組合員に協力を要請する順位は、甲及び組合員の利便性、迅速性等を踏まえ、次のとおりとし、必要な車両の確保が困難な場合は、次の順位へと要請を拡大するものとする。

（順位1）栃木市内の組合員

（順位2）県南地域（足利市・佐野市・小山市・下都賀郡）の組合員

（順位3）県内の組合員

（要請の手続き）

第4条 甲は、乙に対して第2条に定める協力を要請するときは、文書（様式第1号）をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話等をもって要請できるものとし、事後、速やかに文書を提出するものとする。

（報告）

第5条 乙は、甲の要請により、第2条に規定する業務を実施した場合は、速やかにその業務内容等を文書（様式第2号）により甲に報告するものとする。

（費用負担及び支払い）

第6条 乙が第2条に規定する業務の実施に要した費用は、原則甲が負担することとする。ただし、本協定の趣旨を踏まえ、乙は必要な支援を行うものとする。

2 業務の実施に要した費用の算出方法については、災害発生時の直前における適正価格を基準として、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

3 甲は、前項の規定により決定された費用の支払請求書を受理した時は、その内容を確認し、速やかに乙に経費を支払うものとする。

（損害発生時の補償等）

第7条 車両の貸し出し中に事故があった場合の対応については、各組合員の約款に基づき甲乙協議のうえ、決定するものとする。

（相互連絡体制）

第8条 甲及び乙は、この協定に関する連絡責任者を相互に報告するものとし、変更があった場合も同様とする。

2 乙は、毎年1回甲に対し、組合員名簿及び組合員が保有する車両の保有台数等の資料を提出するものとする。

（有効期間）

第9条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。

（その他）

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施について疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和6年3月5日

記名押印〔略〕

8-1 災害時における物資供給に関する協定書

栃木市（以下「甲」という。）とNPO法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が、災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（供給等の協力要請）

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達が可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 第3条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第7条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（費用の負担）

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

（費用の支払い）

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

（情報交換）

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

（協議）

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

（有効期間）

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成23年12月26日 記名押印〔略〕

別表

災害時における緊急対応可能な物資

大分類	主な品種
作業関係	作業シート、標識ロープ、ヘルメット、防塵マスク、簡易マスク、長靴、軍手、ゴム手袋、皮手袋、雨具、土のう袋、ガラ袋、スコップ、ホースリール
日用品等	毛布、タオル、割箸、使い捨て食器、ポリ袋、ホイル、ラップ、ウェットティッシュ、マスク、バケツ、水モップ、デッキブラシ、雑巾、簡易ライター、使い捨てカイロ
水関係	飲料水、水缶
冷暖房機器等	大型石油ストーブ、木炭、木炭コンロ
電気用品等	投光器、懐中電灯、乾電池、カセットコンロ、カセットボンベ
トイレ関係等	救急ミニトイレ

8-2 災害時における生活物資の供給協力に関する協定

栃木市（以下「甲」という。）と、株式会社カインズ（以下「乙」という。）とは、災害時における生活物資の供給協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時に甲と乙が相互に協力して市民生活の安定を図るため、生活物資の供給協力に関する事項について定めるものとする。

（協力要請）

第2条 災害時において甲が生活物資を必要とする時は、乙に対し生活物資の供給について協力を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第3条 甲が、乙に供給を要請する生活物資の範囲は、次に掲げるもののうち要請時点で、乙が調達可能な物資とする。

（1）日用品等の生活必需品

（2）災害時の応急対策に必要な物資として乙が供給できるもの

（要請手続き）

第4条 甲の乙に対する要請は、別に定める「物資発注書」をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話またはその他の方法をもって要請し、事後「物資発注書」を提出するものとする。

2 甲と乙は連絡体制等について、常に点検、改善に努めるものとする。

（協力実施）

第5条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、生活物資の供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

2 乙は、前条の要請により生活物資の供給を実施したときは、速やかに別に定める「物資供給報告書」により甲に報告するものとする。

（生活物資の運搬）

第6条 生活物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定場所への運搬は、乙又は乙の指定する者が行うものとする。また、乙は必要に応じ甲に対して運搬の協力を求めることができる。

2 甲は、乙が前項の規定により生活物資を運搬する車両を優先車両として通行できるように配慮するものとする。

（費用負担）

第7条 甲は、乙が提供した生活物資の代金及び運搬に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における乙の小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

（費用の支払い）

第8条 生活物資の代金及び運搬に要した費用は、乙の請求により甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに乙に支払うものとする。

（情報交換）

第9条 甲と乙は、この協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに別に定める「連絡責任者届」により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項、又は疑義を生じた事項については、その都度、甲と乙が協議の上決定するものとする。

（有効期間）

第11条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成24年5月17日

記名押印〔略〕

8-3 災害時における食糧及び生活必需品等の供給に関する協定

栃木市（以下「甲」という。）ととちぎコープ生活協同組合（以下「乙」という。）は、災害時における食糧及び生活必需品等の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、乙の保有する食糧及び生活必需品等（以下「食糧等」という。）を甲に優先的に供給するために必要な事項を定めるものとする。

（供給等の協力要請）

第2条 甲は、災害時において食糧等を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、次に掲げる事項を明らかにした文書により要請するものとする。ただし、緊急を要するときは電話等により要請し、その後、文書を提出するものとする。

（1）災害の状況及び必要とする食糧等の品名と数量

（2）引渡の方法及び引渡場所

（3）その他必要とする事項

（調達物資の範囲）

第3条 甲が、乙に供給を要請する食糧等は、乙が調達可能なものとする。

（食糧等の運搬）

第4条 食糧等の運搬は、乙又は乙の指定する者が行うものとする。

（食糧等の引取）

第5条 物資の引渡場所は、甲乙協議のうえ決定するものとし、当該場所において、乙の納品書等により、甲が確認のうえ引取るものとする。

（費用の負担）

第6条 第2条の規定により、乙が供給した食糧等の費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における適正な取引価格等により、甲と乙が協議のうえ速やかに決定する。

（費用の支払い）

第7条 食糧等の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

（法令の遵守）

第8条 この協定の施行にあたっては、消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号）及びその他の法令を遵守するものとする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

（有効期間）

第10条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成24年5月17日

記名押印〔略〕

8-4 災害時における救援物資の提供協力に関する協定書

栃木市（以下「甲」という。）と株式会社伊藤園（以下「乙」という。）は、栃木市の区域内において地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがあり、甲が栃木市災害対策本部を設置したとき（以下「災害時」という。）において、乙が甲に対して行う救援物資の提供協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（協力）

第1条 乙は、災害時に甲から救援物資の供給について要請等があったときは、やむを得ない事由がある場合を除き、次の事項について協力するものとする。

- (1) 甲が栃木市の区域内の被災者に提供するために必要な飲料水等を、可能な範囲で提供すること。
- (2) 甲が管理する施設内に設置した乙が所有する災害対応型自動販売機内の在庫飲料水等を無償提供すること。なお、甲が管理する施設内に乙が所有する自動販売機を設置するときは、乙は可能な範囲で災害対応型自動販売機を設置するものとする。
- (3) 前2号の飲料水等の提供に当たって、必要な役務を提供すること。

（協力要請の手続）

第2条 甲が、前条第1号又は第3号に規定する事項の実施について、乙に協力を要請するときは、この協定の定める内容に基づき、必要な事項を記載の上、救援物資提供要請書（第1号様式）を乙に提出するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により口頭で要請することができるものとする。

2 乙は、前項の規定による甲からの協力の要請に基づき、救援物資を提供したときは、救援物資提供報告書（第2号様式）を甲に提出するものとする。

3 前条第2号前段に規定する災害対応型自動販売機内の在庫飲料水等の無償提供についての甲から乙に対する協力の要請は要しないものとし、当該無償提供がされた後、速やかに甲から乙に電話等で口頭により報告するものとする。

（協力の方法）

第3条 乙は、第1条第1号又は第3号に規定する事項に協力するときは、飲料水等を甲が指定する場所に搬送するものとする。ただし、道路不通、停電等により搬送に支障が生じた場合又は生じるおそれがある場合は、甲と乙が協議して対応するものとする。

（経費の負担）

第4条 甲は、第2条第2項の規定による報告があったときは、甲の要請した内容と相違がないことを確認の上、乙の協力に要した経費について、乙の請求に基づき甲が負担するものとする。この場合において、当該経費の額の算定に当たっては、災害の発生直前における市場の適正な価格を基準として、甲と乙が協議して決定するものとする。

（疑義の決定）

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義が生じた事項については、その都度甲と乙が協議して定めるものとする。

（協定の適用）

第6条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、有効期間は1年間とする。ただし、有効期間満了の2か月前までに甲又は乙から書面によるこの協定の解除の申し出がないときは、この協定を1年間更新するものとみなし、更新後の協定内容は、従前の協定内容と同様とする。

この協定の締結成立を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成25年5月29日

記名押印〔略〕

第1号～2号様式〔略〕

8-5 災害時における飲料供給に関する協定書

栃木市（以下「甲」という。）とサントリーフーズ株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時における飲料供給に関し、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲において災害時が発生した場合における、甲に対する乙の飲料供給の協力について定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定で「災害時」とは、地震、風水害その他の災害の発生により水道、電気等の通常のライフラインが絶たれたときをいう。

（災害時における飲料供給及び要請方法）

第3条 乙は、災害時に甲から飲料供給の要請があった場合、その要請に応えるよう万全を期すものとする。

2 甲は、前項の乙への要請を添付別紙1「飲料供給要請書」により行うことができる。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに「飲料供給要請書」を提出するものとする。

3 前項の連絡を受けた場合、乙はできる限り早く供給可能な飲料の数量、運送可能な場所、日時等を添付別紙2「供給可能数量報告書」により甲に連絡する。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって報告し、その後速やかに「供給可能数量報告書」を提出するものとする。

（飲料供給の範囲及び数量）

第4条 甲が乙に供給を要請する飲料は、次に掲げるもののうち、要請時点で乙が供給可能な数量とする。

(1) ミネラルウォーター

(2) その他飲料

（飲料の運搬、引渡）

第5条 飲料の引渡場所は、甲が状況に応じ指定するものとし、引渡場所までの飲料の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、別に甲の指定する者が行うものとする。

2 甲は、当該引渡場所に職員を派遣し飲料内容を確認のうえ引き取るものとする。

（費用）

第6条 この協定に基づき、乙が甲に供給した飲料の対価及び運搬費用等の乙が供給に要した費用については、甲が負担するものとする。

2 前項の規定による費用は、飲料供給終了後、乙の提出する請求書に基づき、災害時直前における適正な対価及び運搬費用等を基準として甲乙協議のうえ決定するものとする。

（連絡窓口）

第7条 この協定に関する連絡窓口は、添付別紙3「災害時緊急連絡体制表」のとおりとする。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、この協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲乙のいずれから異議の申し出がない限り、この契約は更に1年間期間を延長するものとし、以後もこの例に従う。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じたときは、その都度甲乙が誠意をもって協議し、円満解決を図るものとする。

以上、この協定締結の証として本書2通を作成し、甲乙がそれぞれ署名のうえ、各自その1通を保有する。

平成25年11月13日

記名押印〔略〕

8-6 災害時における生活物資の供給協力に関する協定書

栃木市（以下「甲」という。）と、ジャパンソルト株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時における生活物資の供給協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時に甲と乙が相互に協力して市民生活の安定を図るため、生活物資の供給協力に関する事項について定めるものとする。

（協力要請）

第2条 災害時において甲が生活物資を必要とする時は、乙に対し生活物資の供給について協力を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第3条 甲が、乙に供給を要請する生活物資の範囲は、次に掲げるもののうち要請時点で、乙が調達可能な物資とする。

（1）食塩等の生活必需品

（2）災害時の応急対策に必要な物資として乙が供給できるもの

（要請手続き）

第4条 甲の乙に対する要請は、別に定める「物資発注書」をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話またはその他の方法をもって要請し、事後「物資発注書」を提出するものとする。

2 甲と乙は連絡体制等について、常に点検、改善に努めるものとする。

（協力実施）

第5条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、生活物資の供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

2 乙は、前条の要請により生活物資の供給を実施したときは、速やかに別に定める「物資供給報告書」により甲に報告するものとする。

（生活物資の運搬）

第6条 生活物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定場所への運搬は、乙又は乙の指定する者が行うものとする。また、乙は必要に応じ甲に対して運搬の協力を求めることができる。

2 甲は、乙が前項の規定により生活物資を運搬する車両を優先車両として通行できるように配慮するものとする。

（費用負担）

第7条 この協定で定める生活物資の供給協力に要する費用は、乙が負担するものとする。

（情報交換）

第8条 甲と乙は、この協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに別に定める「連絡責任者届」により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項、又は疑義を生じた事項については、その都度、甲と乙が協議の上決定するものとする。

（有効期間）

第10条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成25年12月13日

記名押印〔略〕

8-7 災害時における物資提供等に関する協定書

栃木市（以下「甲」という。）と株式会社ヤオハン（以下「乙」という。）は、災害時における食料品、日用品等（以下「物資」という。）の提供等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、栃木市内で地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、甲の要請に応じ、乙が保有する物資の提供等に必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めたときは、乙に対し、次に掲げる事項を明らかにした文書により要請するものとする。ただし、緊急を要する時は電話等により要請し、その後、文書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況及び必要とする物資の品名と数量
- (2) 引渡の方法及び引渡場所
- (3) その他必要とする事項

（調達物資の範囲）

第3条 甲が、乙に供給を要請する物資は、乙が調達可能なものとする。

（物資の引渡）

第4条 物資の引渡場所は、原則として乙の店舗とし、甲又は甲が指定する者が物資の品目及び数量等の確認を行った上、引渡を受けるものとする。

2 乙が物資の引渡の為に店舗以外の場所に物資を運搬する場合は、あらかじめ甲乙協議の上、甲は、乙が使用する車両を緊急通行車両とする等の必要な措置をとるものとする。

（物資の代金等）

第5条 甲の要請により乙が提供した物資の代金及び乙が行った運搬に係る費用（以下「代金等」という。）は、甲がこれを負担するものとする。

2 前項の規定による代金等のうち、物資の代金は甲の協力要請時における乙の販売価格によるものとし、運搬に係る費用は甲乙協議の上、決定するものとする。

（代金等の請求及び支払）

第6条 乙は前条に規定する代金等の決定後、納品書及び請求書により代金等を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに代金等を乙に支払うものとする。

（連絡責任者）

第7条 この協定に基づく物資の供給等に関する連絡調整を円滑に行うため、あらかじめ相互に連絡責任者を置き、その連絡先を明らかにするものとする。

2 前項の連絡先等に変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

（協定の期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間終了の日の30日前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がないときは、期間終了の日の翌日から1年間この協定は更新されたものとみなし、その後においても同様とする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の成立を証する為、本書2通を作成し、甲乙署名の上、各1通を保有する。

平成26年1月30日

記名押印〔略〕

8-8 災害時における量の提供に関する協定書

栃木市（以下「甲」という。）と「5日で5000枚の約束。」プロジェクト実行委員会（以下「乙」という。）は、栃木市内において地震、風水害その他災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における量の提供について、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時に、甲の要請に応じ、乙が避難所等で使用する量を提供することについて、必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、乙に対して量の提供を要請するときは、量提供要請書（様式第1号）により要請するものとする。ただし、緊急を要する時は電話等により要請し、その後、文書を提出するものとする。

（提供の実施）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、可能な範囲において、量の提供に努めるものとする。

2 次に掲げる作業については、その都度甲乙協議の上、協力して行うものとする。

（1）乙は、避難所までの量の輸送を行うこととするが、必要に応じて甲に輸送の協力を求めることができるものとする。

（2）甲は、利用後の量の処理を行う。

（費用の負担）

第4条 この協定に基づき、乙が甲に供給する量及び輸送の費用については無償とし、その他量の提供にあたり生じる費用は甲乙協議のうえ決定するものとする。

（情報の交換）

第5条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に実施するため、平素から情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

（連絡の責任者）

第6条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に実施するため、甲乙双方の連絡責任者、連絡先等を様式第2号により定めるものとする。なお、連絡先等の内容に変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

（有効期間）

第7条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じたときは、その都度甲と乙が協議をし、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成29年9月29日

記名押印〔略〕

様式第1号～2号〔略〕

8-9 電気自動車を活用した災害連携協定

栃木市（以下「甲」という。）と栃木日産自動車販売株式会社（以下「乙1」という。）及び日産プリンス栃木販売株式会社（以下「乙2」といい乙1とあわせて「乙」という。）並びに日産自動車株式会社（以下「丙」という。）は、第1条に定義する災害時等における電気自動車による避難所等への電力の供給について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、電気自動車の普及を通じ、栃木市内の自助力、共助力、公助力向上を図るため、甲による電気自動車の計画的な整備及び電気自動車を非常用電源として活用できる体制の構築や栃木市内の電気自動車普及に向けた諸施策の実施に加え、甲が乙及び丙の協力を得て、地震又は風水害等大規模災害が発生した若しくはその可能性があること（以下「災害時等」という。）によって、栃木市内に大規模停電発生のおそれがある場合に、電力不足が想定される甲指定の避難所等（以下「避難所等」という。）において、電気自動車から電力を供給すること（以下「電力供給」という。）により、住民の生命、身体及び財産を守るための基本的事項を定めることを目的とする。

（電気自動車の貸与要請）

第2条 甲は、災害時等により、避難所等が開設された時において、電力供給のための電気自動車及び電気自動車用充電スタンド（以下「充電スタンド」という。）が必要となるときは、乙に対し、第1号様式「協力要請書」により電気自動車の貸与を要請することができる。ただし、緊急を要する場合は、口頭により連絡し、後日文書をもって速やかに処理するものとする。

（協力）

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、可能な範囲において乙の所有する電気自動車を甲に貸与することに努めるものとする。

なお、本項に基づき乙から甲に貸与される電気自動車を、以下「貸与車両」という。

2 乙は、前項に基づく貸与に併せて、乙の指定する日時及び場所において、乙の管理する充電スタンドの使用を許諾することに努めるものとする。なお、使用許諾する充電スタンドの使用料については、原則無償とする。

3 貸与車両の貸与期間（以下「貸与期間」という。）及び充電スタンドの使用許諾期間は、原則として貸与開始日から1週間とし、甲が延長を希望する場合は、災害時等の状況および避難所等の状況を勘案の上、甲乙間で協議して延長期間を決定する。

（電気自動車の貸与実施）

第4条 乙は、乙の指定する日時及び場所で貸与車両を甲に無償で貸与し、原則として電力供給のために貸与車両を甲に使用させるものとする。

（貸与時の残充電）

第5条 乙は、貸与車両の貸与にあたっては、十分に充電された状態で貸与するよう努めるものとする。

2 貸与時点において貸与車両に充電されている電力は、乙が無償で提供する。

（電気自動車の移動）

第6条 貸与車両に関する乙の営業所（乙による貸与車両の保管管理場所）等と甲の避難所等間の移動は、甲の責任において行うも

のとする。

(管理等)

第7条 甲は、貸与車両を善良なる管理者の注意をもって管理するものとする。なお、管理方法その他の取り扱いは、甲乙間での協議により決める。

2 甲は、充電スタンドを乙より提示される使用条件に従って使用するものとする。

3 前二項の規定に違反し、甲の責に帰すべき事由により、貸与車両又は充電スタンドに損害等を与え、又は滅失したときは、甲は乙に対しその損害を賠償するものとする。

(事故等の対応)

第8条 甲は、貸与期間中、貸与車両に関する事故が発生した場合、直ちに事故現場における危険防止措置及び負傷者の救護措置を講じるとともに、乙に通知した上で、甲の費用負担と責任において、これをすべて解決するものとする。なお、当該事故に起因して乙又は丙に損害を与えた場合には、甲は当該損害を賠償する責を負うものとする。

2 甲は、貸与期間中、貸与車両に故障又は紛失等の損害があった場合、直ちに乙に通知するものとし、乙の責に帰すべき事由による場合を除き、甲は乙に対しその損害を賠償する責を負うものとする。

(返却)

第9条 甲は、貸与車両を原状に復した上で(ただし、通常損耗を除く。)、乙に返却するものとする。なお、返却方法については、甲乙間で協議し決定する。

(外部給電器の使用上の注意)

第10条 甲は、貸与車両に外部給電器を接続して使用(医療機器等への使用を含む)する場合、当該外部給電器の製造者が発行する保証条件を都度確認の上、使用するものとする。なお、当該外部給電器の使用に起因する事由により、甲が損害を被った場合であっても、乙及び丙は一切責任を負わないものとする。

(電気自動車等の情報提供)

第11条 乙は、災害時等に電力供給が遂行可能な電気自動車等の情報を、丙は電気自動車等の普及促進に資する情報を、電力供給に必要な範囲において、甲に提供するものとする。

(連絡調整)

第12条 この協定及びこの協定に定める業務に関わる連絡調整は、甲、乙及び丙があらかじめ第2号様式「連絡調整者名簿」により指定した者が行う。なお、甲、乙及び丙は当該名簿により指定する者に変更があった場合は、当該変更後の名簿を各当事者に対して送付するものとする。

(定期協議)

第13条 この協定に定める事項を円滑に推進するため、甲、乙及び丙は、年1回以上、意見交換、協議等を行うものとする。

(広報活動)

第14条 甲、乙及び丙は、平常時においても電気自動車の普及や電気自動車を活用した防災の広報活動に努めるものとする。

2 甲、乙又は丙が、この協定に係るプレスリリース、その他外部への公表等を行おうとする場合は、事前に他の当事者と公表内容等について協議の上、実施するものとする。

(協定期間)

第15条 この協定の有効期間(以下「協定期間」という。)は、協定締結日から令和4年3月31日までとする。ただし、協定期間の満了する日の3か月前までに、甲、乙又は丙から何らの意思表示がないときは、協定期間は、さらに1年間更新されるものとし、その後もまた同様とする。

(譲渡制限)

第16条 甲、乙及び丙は、事前に他の当事者の書面による承諾を得ることなく、この協定から生ずるいかなる権利又は義務の全部又は一部を第三者に譲渡若しくは移転し又は担保の用に供してはならないものとする。

(協議)

第17条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

(全17条)

この協定の締結を証するため、本協定書4通を作成し、甲乙丙それぞれが記名押印又は署名のうえ、各自その1通を保有する。

令和3年6月23日

記名押印〔略〕

第1号～2号様式〔略〕

8-10 災害時における電動車両等の支援に関する協定書

栃木市（以下「甲」という。）、東日本三菱自動車販売株式会社（以下「乙」という。）及び三菱自動車工業株式会社（以下「丙」という。）とは、災害時における電動車両等の支援に関し次の条項により協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、栃木市内において地震または風水害等大規模災害により大規模停電が発生した場合に、甲、乙及び丙が相互に連携し甲指定の避難所等に迅速に電気自動車から電力を供給することで、円滑な災害応急対策を実施することを目的として、電動車両等の貸与について必要な事項を定めるとともに、平時においても電動車両の災害の発生時における有用性を広く市民に知らせ、甲、乙及び丙が共に理解醸成に努めるものとする。

（電動車両等の種類）

第2条 乙が甲に対して貸与する電動車両等は、次に掲げるものとする。

- (1) 電気自動車
- (2) プラグインハイブリッド車
- (3) 前二号に掲げるもののほか、自動車からの外部給電に必要な機器

（貸与の要請）

第3条 甲は、災害の発生時における応急対策のため、乙が保有する電動車両等（第2条に規定する電動車両等をいう。以下同じ。）の貸与を必要とする場合は、丙に対し電話等により当該貸与に係る要請を行うものとする。この場合において、当該要請を受けた丙は、乙が貸与することが可能な電動車両等を確認し、乙と調整の上、当該要請に係る対応について甲に連絡するものとする。

- 2 前項に規定する連絡を受けた後、甲は、乙に対し、電動車両等の貸与について要請書（様式1号）により要請するものとする。
- 3 乙は、前項の規定により要請があったときは、危険性を考慮し、業務に支障を来たさない範囲で、乙が保有する電動車両等を甲に優先的に貸与するよう努めるものとする。
- 4 丙は、第2項の規定により甲が要請する電動車両等の種類及び数量等に関し、乙が保有する電動車両等を貸与することが困難な場合は、電動車両等の確保に努めるものとする。

（電動車両等の引渡し等）

第4条 乙又は丙は、前条第2項の規定による要請を受け、電動車両等を甲に貸与する場合は、甲の指定する場所に運搬し、電動車両等の種類・数量について確認の上で、甲が指定する者に対して引渡しを行うものとする。

2 乙又は丙は、前項の規定により、電動車両等の引渡しを行った場合は、速やかに口頭又は電話等により甲に連絡し、甲に対して報告書（様式2号）を提出するものとする。

（貸与期間）

第5条 電動車両等の貸与期間は、電動車両等の引渡し日から起算して1週間程度とする。ただし、貸与期間を変更する必要がある場合は、甲乙丙協議の上、決定するものとする。

（電動車両等の返却）

第6条 乙が甲に貸与した電動車両等の返却時期及び返却場所については、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

（費用負担）

第7条 貸与期間中の電動車両等に係る費用（電気代、燃料代、その他消耗品等に係る費用をいう。）については、甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、発災直前における適正な価格を基礎として、甲、乙及び丙が協議の上、決定するものとする。

（補償）

第8条 貸与期間中に生じた電動車両等による損害の補償については、次のとおりとする。

- (1) 甲の責めに帰すべき事故により、第三者に与えた物的又は人的損害、もしくは電動車両等が生じた損害については、甲が補償責任を負うものとする。ただし、当該帰責事由が不明な場合は、甲、乙及び丙が協議の上、その賠償に当たるものとする。
- (2) 自動車保険が適用される場合は、次条の規定により取り扱うものとする。

（保険について）

第9条 乙は、電動車両等の貸与に当たり乙又は丙の負担により自賠責保険及び任意保険に加入するものとし、甲は、貸与期間中に事故が発生した場合は、速やかに乙へその旨を連絡し、乙又は丙の加入している保険の適用を受けるものとする。

2 前項に規定する保険の適用に保険会社免責分（保険加入者負担分）が発生した場合は、原則甲が負担するものとする。

（費用の支払）

第10条 甲、乙及び丙は、この協定に基づく正当な費用について支払の請求があった場合は、速やかに相手方に対してこれを支払うものとする。

（使用上の留意事項）

第11条 甲は、貸与を受けた電動車両等を次のとおり使用するものとする。

- (1) 乙または丙が指示する使用の条件を遵守し、できるだけ安全な場所で使用する。
- (2) 原則として、栃木市内で使用する。
- (3) 故障又は何らかの原因により電動車両等を使用できなくなったときは、第14条第3項の規定により、乙に速やかに連絡する。

（電動車両等の管理）

第12条 甲は、第4条に定める引渡しから第6条に定める返却時まで、貸与された電動車両等の使用者、使用場所、使用状況の把握に努めるものとする。

（連絡責任者）

第13条 甲、乙及び丙は、この協定に関する連絡責任者を事前に定め、報告書（様式3号）により相互に報告するものとする。当該連絡責任者に変更が生じた場合も同様とする。

（電動車両等の情報提供）

第14条 乙及び丙は、甲から求められた場合は、災害時に電力供給が可能な電動車両等の情報を甲に提供するものとする。

2 甲は、乙及び丙から求められた場合は、貸与された電動車両等の使用状況に関する情報を、乙及び丙に提供するものとする。

3 甲は貸与期間中、電動車両等に不調が生じた場合等、災害応急対策を進めるに当たり問題が生じた場合には、速やかに乙に連絡

し、甲、乙及び丙で対応を協議するものとする。

(平時の取組)

第15条 甲、乙及び丙は、平時においても電動車両の災害時における有用性を広く市民に知らしめ、理解を醸成していくことに努めるものとする。

2 乙及び丙は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、必要に応じて、甲が行う防災訓練等に協力するものとする。

3 前項の防災訓練等の協力に要する費用は、原則として乙の負担とする。

(不可抗力免責)

第16条 激甚な天変地異、戦争・内乱・暴動、法令の改廃・制定、公権力による 命令・処分、労働争議、輸送機関・通信回線の事故、交通の途絶、施設・設備の 被災その他当事者の責めに帰すことのできない不可抗力による協定の全部または一部の履行遅滞、履行不能または不完全履行については、当該当事者は責任を 負わないものとする。

(協議)

第17条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項は、甲、乙及び丙が協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第18条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の2月前までに、甲、乙又は丙のいずれからも書面による異議の申出がない限り、有効期間満了の日の翌日から起算して更に1年間有効期間を延長することとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を3通作成し、甲乙丙それぞれ署名の上、各1通を保有するものとする。

令和3年11月4日

記名押印〔略〕

様式第1号～3号〔略〕

8-11 災害時における避難所等で使用する資機材及び物資の供給に関する協定書

栃木市（以下「甲」という。）とアキレス株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における避難所等で使用する資機材及び物資（以下「資機材等」という。）の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、地震、風水害、その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、（以下「災害時」という。）において、主に避難時や避難所等で使用する資機材等を、乙が甲に対して迅速かつ円滑に供給するために必要な事項を定めるものとする。

（供給等の協力要請）

第2条 甲は、災害時において資機材等を調達する必要があると認められるときは、乙に調達が可能な資機材等の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第3条 甲が、乙に供給を要請する資機材等の範囲は、別紙「資機材及び物資一覧表」に掲げる通りとする。「資機材及び物資一覧表」に記載の無い資機材等についても必要があれば、協議の上、要請する資機材等の範囲に含めることができる。

（要請の方法）

第4条 第2条の要請は、原則として、別に定める「物資発注書」をもって行うものとする。ただし、「物資発注書」をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに「物資発注書」を提出するものとする。

（協力の実施）

第5条 乙は、甲の要請を受けたときは資機材等の優先供給に努めるものとする。

（引渡し等）

第6条 資機材等の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 乙は、資機材等の引渡し完了したとき、その実施状況を「物資供給報告書」により甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第7条 第6条第1項の規定により、乙が供給した資機材等の代金及び乙が行った運搬等の経費（以下「本件費用」という。）は甲が負担するものとする。

2 乙が甲に供給した資機材等の代金は、災害発生直前における通常販売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

（費用の支払い）

第8条 本件費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに本件費用を乙に支払うものとする。

（情報交換）

第9条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び資機材等の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

（協議）

第10条 本協定に定めのない事項及び本協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

（有効期間）

第11条 本協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名の上、各自1通を保有する。

令和4年3月23日

記名押印 [略]

8-12 災害時における段ボール製品等の調達に関する協定

栃木市（以下「甲」という。）と東京コンテナ工業株式会社（以下「乙」という。）は、大規模災害の発生時における段ボール製品等（以下「物資」という。）の調達に関し、社会的責任を果たす目的で事前に対応を取り決め、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

<目的>

第1条 本協定は、甲及びその周辺地域において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、本協定第4条に定める物資の調達に必要な手続等を定めるものとする。

<要請>

第2条 甲は、前条の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、災害時における物資等の要請書（別紙様式1）により、物資の供給、運搬等の協力を要請することができる。ただし、甲が緊急を要すると認めるときは、口頭・電話・電子メール等による要請ができるものとし、その場合は事後速やかに書面を乙に提出するものとする。

<協力の受諾及び実施>

第3条 甲より前条の要請があったときは、乙は、次の事項を参考に要請に対し可能な限り対応するものとする。

- （1）乙の生産設備が被災等しておらず、前条の甲の要請を満たすことができる人的体制、原材料、生産能力等を有していること。
- （2）甲の要請に対し、高い優先度で対応することが可能であること。
- （3）その他、甲が必要と認める条件等に対応できること。

2 乙は、前項の条件を満たし、甲の要請に対応することが可能であると確認後、甲に対して次の事項を連絡するものとする。

- （1）連絡窓口、連絡方法
- （2）物資の種類、数量、供給可能時期
- （3）その他必要な事項

<物資の種類>

第4条 物資の種類は、次に掲げるものとする。

- （1）段ボール製簡易ベッド
- （2）段ボール製シート
- （3）段ボール製間仕切り
- （4）その他事業所の取り扱う物資

<物資の引渡し>

第5条 乙は、甲及び乙の協議により合意された場所等で、甲に物資を引き渡すものとする。

2 乙は、甲もしくは搬送関係者（搬送業者等）に最大限の努力をもって本協定を履行するよう求めるが、履行することが困難な事情がある場合、甲はこれを承諾し、対応策について乙と協議する。

<物資の回収>

第6条 乙は、納品した物資の使用が終了し、甲から依頼があった場合は、出来る限り物資の回収について協力し、リサイクルに努めるものとする。

<費用>

第7条 乙が甲から要請を受けて供給する物資の代金及び運搬等の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項の物資の代金及び運搬等の費用については、災害発生直前時における適正な価格を基準とし、甲及び乙が協議の上決定するものとする。

3 災害発生後、物資の原材料価格及び運搬等に係る費用（ガソリン代・高速代等）に変動が生じた場合、費用について甲及び乙は協議の上、決定するものとする。

<費用の請求、支払方法>

第8条 乙は、物資等引渡し後、甲に対し請求書を発行し、甲は乙の請求に基づき速やかに代金を支払うものとする。

<連絡体制等>

第9条 甲及び乙は、本協定に関する連絡窓口を定め、相手方に通知するものとする。また、連絡窓口に変更が生じた場合も同様とする。

2 乙は、災害時において甲の要請に即応するため、社内における連絡体制の確立を図るものとする。

<車両の通行等>

第10条 甲は、本協定書第2条の要請に基づき乙が物資を運搬等する際に、「緊急通行車両」及び「災害時応急対策車両」として通行できるよう、可能な限り支援するものとする。

<協議等>

第11条 本協定に定める事項を円滑に推進するため、甲及び乙は、情報を共有するとともに、随時協議を行うものとする。

2 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し生産能力及び災害時の連絡体制について報告を求めることができるものとする。

<有効期間>

第12条 本協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙のいずれかが、解約の予定日の1か月前までに文書により解約又は変更の申し出をしない限り、その効力を継続するものとする。

<その他>

第13条 本協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲と乙が協議の上、決定するものとする。

本協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙それぞれ署名のうえ各1通を保有する。

令和4年5月11日

記名押印〔略〕

8-13 災害時における被災者等の移動手段の確保に関する協定書

栃木市（以下「甲」という。）と一般社団法人日本カーシェアリング協会（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）時における被災者等（被災者、被災地で活動するボランティア団体及び災害ボランティアセンターをいう。以下同じ。）の移動手段の確保に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害が発生した場合における市内の被災者等の円滑な移動手段の確保に関し、甲及び乙の役割分担の明確化を図り、被災者等に対する支援体制を構築することを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時において、被災者等の移動手段の確保の必要が生じたと認められる場合、乙に対し協力を要請するものとする。

（役割等）

第3条 乙は、前条の規定により甲の要請を受けたときは、甲と連携の上、市内の被災者等に対する自動車の無償貸与事業を可能な範囲で実施するものとする。

2 甲は、第1項の無償貸与事業の実施場所の確保に努めるものとする。

3 甲及び乙は、第1項の無償貸与事業について市民への周知に努めるものとする。

（守秘義務）

第4条 甲及び乙は、この協定に基づく活動において知り得た相手方の秘密情報について、この協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に開示及び漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

（有効期間）

第5条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、当該期間が満了する日の1か月前までに甲及び乙から書面による申出がない場合は、有効期間は更に1年間延長されるものとし、その後の有効期間についても同様とする。

（協定内容の変更）

第6条 甲及び乙のいずれかがこの協定の変更を申し出たときは、その都度協議の上、その変更を行うものとする。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和4年8月10日

記名押印〔略〕

8-14 災害時の避難所等における外部給電可能な車両からの電力供給の協力に関する協定書

栃木市（以下「甲」という。）と栃木トヨタ自動車株式会社、栃木トヨペット株式会社、トヨタカローラ栃木株式会社、ネットトヨタ栃木株式会社、トヨタモビリティパーツ株式会社栃木支社（以下5社を併せて「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、栃木市内において災害が発生した場合に、甲、乙が相互に連携し、円滑な災害応急対策を実施することを目的として、避難所等における外部給電可能な車両からの電力供給の協力について必要な事項を定める。

（外部給電可能な車両の種類）

第2条 乙が甲に対して協力する外部給電可能な車両は、次に掲げるものとする（外部接続機器が必要となる場合は接続機器も含める）。

（1）燃料電池自動車

（2）電気自動車

（3）プラグイン・ハイブリッド自動車

（4）ハイブリッド自動車

（協力の要請と協力内容）

第3条 甲は、災害時における応急対策のため、乙が保有する外部給電可能な車両を必要とする場合は、乙（ネットトヨタ栃木株式会社）に対し書面（様式第1号）で要請するものとする。ただし、緊急の場合は、電話（メール）等により要請し、事後速やかに書面を提出するものとする。

2 乙は、前項の規定により要請があったときは、業務に支障を来さない可能な範囲で、保有する外部給電可能な車両を貸与するよう努めるものとする。

3 乙は、災害による停電の発生時、甲より要請がない場合でも、販売店店舗等において、近隣住民への給電協力を努めるものとする（携帯の充電等へのニーズへの対応）。

（外部給電可能な車両の引渡し）

第4条 乙は、前条の規定による甲からの要請を受け、外部給電可能な車両を貸与する場合、乙が甲の指定する場所に運搬し、引渡しを行なうものとする。

（貸与期間）

第5条 外部給電可能な車両の貸与期間は、災害発生から7日間程度とする。期間変更の必要がある場合は、甲、乙が協議の上、決定するものとする。

（報告）

第6条 乙は、第3条の規定による甲からの要請を受け、外部給電可能な車両を引渡しした場合は、甲に対し速やかに書面（様式第2号）を提出するものとする。

(外部給電可能な車両の返却)

第7条 乙が甲に貸与した外部給電可能な車両の返却時期及び引渡し場所については、甲及び乙が協議の上、決定する。

(費用負担)

第8条 甲の要請に基づき乙が外部給電可能な車両を貸与した期間中の車両費用については、無償とする。ただし、期間中の追加でかかる燃料費は甲が負担し、貸与期間中に掛ける任意保険料相当額については、乙が負担するものとする。

(補償)

第9条 貸与者は、電動車両等の貸与に当たり自らの負担により自賠責保険及び任意保険に加入するものとし、甲は、貸与期間中に事故が発生した場合は、速やかに貸与者へその旨を連絡し、加入している保険の適用を受けるものとする。

2 前項に規定する保険の適用に保険会社免責分(保険加入者負担分)が発生した場合は、原則甲が負担するものとする。

(使用上の留意事項)

第10条 甲は、貸与を受けた外部給電可能な車両を以下のとおり使用するものとする。

(1) 使用条件(別紙運用マニュアル)を守り、極力、安全な場所で使用する。

(2) 原則として、栃木市内で使用する。

(3) 外部給電可能な車両の故障又は何らかの原因により使用できなくなった場合は、

第12条第3項の規定により、乙に速やかに報告する。

(連絡責任者)

第11条 甲、乙は、この協定に関する連絡責任者を事前に定め、書面(様式第3号)により報告するものとする。また、当該連絡責任者に変更が生じた場合は、その都度、相互に報告するものとする。

(外部給電可能な車両の情報提供)

第12条 乙は、甲から求められた場合、災害時に外部給電可能な車両の情報を甲に提供する。

2 甲は、乙から求められた場合、貸与された外部給電可能な車両の使用状況に関する情報を、適宜、乙に提供する。

3 甲は、貸与期間中、外部給電可能な車両に不調が生じた場合など、災害応急対策を進めるにあたり、問題が発生した場合には、速やかに乙に連絡し、甲、乙で対応を協議する。

(訓練等)

第13条 乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、必要に応じて、甲が行う防災訓練等に参加するものとする。

2 前項に規定する訓練の協力に要する費用は、原則として乙の負担とする。

(普及・周知活動)

第14条 甲、乙は、市民の自助による減災を促進するため、外部給電可能な車両の普及を協力して取組む。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項、又はこの協定に疑義が生じた場合は、甲、乙が協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第16条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和5年3月31日までとする。

ただし、この協定の有効期間満了の日の1ヶ月前までに、甲、乙のいずれからも書面による異議の申出がない限り、有効期間満了の日の翌日から起算して更に1年間有効とし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書6通を作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和4年9月28日

記名押印〔略〕

様式第1号～2号〔略〕

8-15 災害時における物資の供給に関する協定書

栃木市（以下、「甲」という。）と株式会社カワチ薬品（以下、「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合等において、甲が行う災害救助に必要な物資（以下、「物資」という。）の供給に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（物資の要請）

第2条 甲は、次の各号に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認める時は、乙に対し、物資の供給を要請することができる。

（1）栃木市内に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあるとき。

（2）栃木市外において大規模な災害が発生し、又は避難住民に対する物資等の調達が必要であり、国、全国知事会又は都道府県等から物資調達のあつせんを求められたとき。

2 要請の方法は、甲から乙に対し、文書（別紙様式1）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭等で要請を行い、その後速やかに文書を提出するものとする。

（供給の範囲）

第3条 前条の規定に基づき甲が乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち要請時点で乙が供給可能なものとする。

（1）食料品、日用品、衣料品、医薬品

（2）その他甲が指定する物資で、乙が供給できる商品

（物資の供給）

第4条 乙は、甲から第2条の規定に基づく物資供給の要請を受けたときは、速やかに供給するよう努めるものとする。

2 物資等の引渡しは、原則として乙が指定する場所（店舗等）において行うものとする。ただし、乙が輸送可能な場合においては、甲の指定する場所において引渡すものとする。

3 乙は、前項の規定により物資供給を実施した場合は、甲に対し、文書（別紙様式2）によりその状況を報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭等で報告を行い、その後速やかに文書を提出するものとする。

4 物資等の引渡しの際は、甲の職員が立ち会い、物資を確認するものとする。

（物資の数量）

第5条 甲は、必要がある場合に乙に対し、供給できる数量について照会することができるものとする。

（経費の負担）

第6条 甲は、調達した物資等の代金及び救援輸送に要した費用を負担する。ただし、乙が無償での提供を申し出た場合はこの限りではない。

なお、経費の算出方法については、要請時点の直近の価格を基準とし、甲乙協議の上決定するものとする。

2 甲が報告を受けた物資の代金は、乙の請求後、速やかに支払うものとする。

（緊急連絡先の報告等）

第7条 甲及び乙は、担当者の氏名及び緊急連絡先について互いに報告するものとする。

（協定の有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、本協定締結の日より令和6年3月31日までとする。ただし、期間満了日の30日前までに、甲乙のいずれからも協定解除の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。

（協議事項）

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施について疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和5年9月15日

記名押印〔略〕

様式第1号～2号〔略〕

8-16 災害時におけるペットの飼育管理に係る物資の提供等の支援に関する協定書

栃木市（以下「甲」という。）と株式会社オーシマ小野商事（以下「乙」という。）は、栃木市域において大規模な災害が発生した時（以下「災害時」という。）におけるペットの飼育管理に係る物資の提供等の支援について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時に避難者に同行するペットに関し、甲が設置する避難所等における飼育管理に係る乙の支援協力体制について、必要な事項を定めるものとする。

（支援の種類）

第2条 この協定に基づき乙が実施する支援は、ケージ、首輪、リード、ペットフード、ペット用トイレ用品、その他避難所等におけるペットの飼育管理に必要な物資の提供とする。

2 前項に掲げるもの以外の支援について、甲が乙に要請する場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

（支援要請の手続）

第3条 甲は、甲が設置する避難所等においてペットの飼育管理等を行うに当たり、乙の支援を受けようとする場合には、次に掲げる事項を明らかにして書面により乙に要請するものとする。

- （1）被害の状況
- （2）支援の種類
- （3）支援の具体的な内容及び必要量
- （4）支援を希望する期間
- （5）その他甲が必要と認める事項

2 前項の規定にかかわらず、緊急を要する場合は、甲は乙に対して電話等により要請することができるものとする。この場合において、甲は乙に対し、事後、書面を提出するものとする。

（支援の実施）

第4条 乙は、前条の規定により甲から支援要請を受けたときは、直ちに支援を実施するものとする。ただし、乙の建物・商品在庫の被災や配送手段・作業人員への影響がある等特別な事情がある場合、甲が要請する商品・数量が供給できないことや支援に大幅な遅延が生ずること、また支援不能もあり得るとし、その場合、乙はその旨を甲に連絡するものとする。

（支援物資の引渡し等）

第5条 物資の引渡し場所は、甲乙協議の上、定めるものとし、甲は、当該引渡し場所において甲乙で物資の種類、数量等を確認した後、物資の引渡しを受けるものとする。

2 物資の運搬は、原則として乙または乙が指定する者が行うものとする。ただし、乙または乙が指定する者による物資の運搬が困難な場合は、甲が別に指定する者が行うものとする。

（経費の負担等）

第6条 この協定に基づき、乙が甲に供給した物資の費用その他必要経費については、甲が負担するものとする。この場合において、物資の対価は、災害の発生した直前の物資の適正価格を基準とし、甲乙協議の上、決定するものとする。

2 物資の費用の請求及び支払いは、それぞれ遅滞なく行うものとし、その時期及び方法は、甲乙協議の上、定めるものとする。

（連絡体制等）

第7条 この協定の実施についての連絡窓口は、甲にあつては危機管理課、乙にあつては栃木支店営業2課とする。

（守秘義務）

第8条 乙及び乙の従業員は、支援を実施する際に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和6年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の30日までに、甲又は乙からこの協定を終了する旨の申出がない場合には、協定の期間満了の日の翌日から1年間、自動的に更新するものとし、以後も同様とする。

（協議）

第10条 この協定について、疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙がその都度協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和5年11月6日

記名押印〔略〕

8-17 災害時における物資の提供に関する協定

栃木市（以下、「甲」という。）と日清医療食品株式会社（以下、「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合等において、甲が行う災害救助に必要な物資（以下、「物資」という。）の供給に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（物資の要請）

第2条 甲は、次の各号に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認める時は、乙に対し、物資の供給を要請することができる。

（1） 栃木市内に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあるとき。

（2） 栃木市外において大規模な災害が発生し、又は避難住民に対する物資等の調達が必要であり、国、全国知事会又は都道府県等から物資調達のあつせんを求められたとき。

2 要請の方法は、甲から乙に対し、文書（別紙様式1）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭等で要請を行い、その後速やかに文書を提出するものとする。

（供給の範囲）

第3条 前条の規定に基づき甲が乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち要請時点で乙が供給可能なものとする。

（1） 食料品（ヘルスケアフードファクトリー関東にて製造している商品）

（2） その他甲が指定する物資で、乙が供給できる商品

（車両の通行）

第4条 甲は、乙が物資を運搬及び供給する際には、車両を緊急又は優先車両として通行できるよう可能な範囲で支援するものとする。

（物資の供給）

第5条 乙は、甲から第2条の規定に基づく物資供給の要請を受けたときは、速やかに供給するよう努めるものとする。

2 物資等の引渡しは、原則として乙が指定する場所（ヘルスケアフードファクトリー関東）において行うものとする。ただし、乙が輸送可能な場合においては、甲の指定する場所において引渡しものとする。

3 乙は、前項の規定により物資供給を実施した場合は、甲に対し、文書（別紙様式2）によりその状況を報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭等で報告を行い、その後速やかに文書を提出するものとする。

4 物資等の引渡しの際は、甲の職員が立ち会い、物資を確認するものとする。

（物資の数量）

第6条 甲は、必要がある場合に乙に対し、供給できる数量について照会することができるものとする。

（経費の負担）

第7条 甲は、調達した物資等の代金及び救援輸送に要した費用を負担する。ただし、乙が無償での提供を申し出た場合はこの限りではない。

なお、経費の算出方法については、要請時点の直近の価格を基準とし、甲乙協議の上決定するものとする。

2 甲が報告を受けた物資の代金は、乙の請求後、速やかに支払うものとする。

（緊急連絡先の報告等）

第8条 甲及び乙は、担当者の氏名及び緊急連絡先について互いに報告するものとする。

（協定の有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、本協定締結の日より令和7年3月31日までとする。

ただし、期間満了の30日前までに、甲乙のいずれからも協定解除の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、以後もこの例によるものとする。

（協議事項）

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施について疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和6年3月14日

記名押印〔略〕

9-1 災害時における通行妨害車両等の排除業務に関する協定書

栃木市（以下「甲」という。）と有限会社ロイヤルサービス（以下「乙」という。）とは、災害時における通行妨害車両等の排除業務に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、栃木市内に災害が発生した場合において、災害応急対策として緊急車両等の通行の妨害となる車両等の排除について、必要な事項を定めることにより、市民の安全、安心の確保に資することを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において、緊急車両等の通行を確保するため乙に協力を得る必要があるときは、乙に対し、通行妨害車両等の排除について協力を要請することができる。

2 前項の規定による要請は、次の事項を指定して文書で行う。ただし、文書で要請するいとまがないときは、電話又は口頭等で要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 災害発生の日時、場所及び災害の状況
- (2) 通行妨害車両等の場所、路線名及び種別、台数等
- (3) 連絡方法、その他必要な事項

（業務の実施）

第3条 乙は、前条の規定により要請を受けたときは、乙が所有する車両、装備等の範囲内で可能な限り通行妨害車両等の排除業務を実施するものとする。

（経費の負担）

第4条 本協定で定める業務（以下「当該業務」という。）に要する経費については、乙の負担とする。

（災害補償）

第5条 当該業務の実施により、交通事故その他やむを得ない事由により、乙の当該業務に従事する者（以下「従事者」という。）が損害を受けた場合は、乙及び乙の従事者が加入する公的な災害補償又は損害保険、事故等の原因となった第三者からの損害補償（以下「公的補償等」という。）の適用を原則とする。ただし、その責に帰することができない事由による場合であって、関係法令等で定める損害補償等の要件に該当するときは、関係法令等の規定に基づき、損害を補償するものとする。

（有効期間）

第6条 この協定は、締結の日からその効力を有し、甲乙いずれからも協定解除の申し出がないときは、その効力を継続する。

（その他）

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に当たり疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成23年12月26日 記名押印〔略〕

9-2 災害時における車両の移動等に関する協定書

栃木市（以下「甲」という。）と株式会社小島レッカーサービス（以下「乙」という。）は、災害時における車両の移動等に関し、以下のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、栃木市内に地震災害、風水害、その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、乙の協力により、緊急車両等の通行の妨害となる車両の排除について、必要な事項を定めることにより、市民の安心、安全の確保に資することを目的とする。

（支援内容）

第2条 本協定により甲が乙に要請できる業務内容は次の各号に定めるものとする。

（1）災害対策基本法第76条の6第3項に基づく車両の移動

（2）前号以外の事由により、甲が特に必要と認めた場合における車両の移動

2 甲は、乙の支援が必要であると認めるときは、乙に対して書面をもって第1項の要請を行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又はその他の方法をもって要請し、その後、速やかに書面を提出するものとする。

（業務の実施）

第3条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、乙が所有する車両、装備等の範囲内で可能な限り車両等排除業務を実施するものとする。

（経費の負担）

第4条 甲は、本協定に基づき乙が行った業務に要した経費を負担するものとする。

2 前項の費用は、災害発生直前における適正な価格を基準とし、甲と乙が協議して定めるものとする。

（損害賠償）

第5条 第2条第1項第1号に基づく乙の業務実施により車両に損失が生じた場合には、災害対策基本法第82条第1項により、甲がその損失を補償するものとする。ただし、当該損失が通常生ずべき損失とは認められない場合において、その発生が乙の業務実施によることが明らかな場合には、乙が負担するものとする。

2 第2条第1項第2号に基づく乙の業務実施により車両に損失が生じた場合の補償については、甲と乙が協議して定めるものとする。

3 乙の業務実施により第三者に損害が生じた場合の賠償については、甲と乙が協議して定めるものとする。ただし、専ら乙にのみ帰責性がある場合は乙の負担とする。

（協定の期間）

第6条 本協定の有効期間は、締結の日から満1年間とし、期間満了日の1か月前までに、甲または乙から解除の申し入れがない場合には、更に1年間継続するものとし、以後も同様とする。

（協議）

第7条 本協定に定めのない事項及び本協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上解決を図るものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各々1通を保有するものとする。

令和7年3月14日 記名押印〔略〕

10-1 栃木県災害廃棄物等の処理における市町村等相互応援に関する協定書

(趣旨等)

第1条 この協定は、災害の発生時において、栃木県（以下「県」という。）並びに県内の市町村及び一部事務組合（以下「市町村等」という。）が災害廃棄物等の処理を円滑に実施するための相互応援（以下「相互応援」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

2 前項に基づく相互応援については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第8条第2項第12号及び第67条第1項の規定により、県と県内の市町村との間で締結した「災害時における市町村相互応援に関する協定」の規定に関わらず、この協定を適用する。

(定義)

第2条 この協定において「災害廃棄物等」とは、地震、豪雨等による大規模な災害に伴い大量に発生した廃棄物及び被災した市町村等による処理が困難と認められるその他廃棄物をいう。

2 この協定において「応援」とは、次に掲げる事項をいう。

- (1) 災害廃棄物等の処理に必要な資機材等の提供及びあっせん
- (2) 災害廃棄物等の処理に必要な職員の派遣
- (3) 災害廃棄物等の焼却、破碎等の実施及び処理業者のあっせん
- (4) 前3号に掲げるもののほか、災害廃棄物等の処理に必要な行為

(応援要請)

第3条 被災した市町村等は、応援を要請しようとするときは、応援要請書により県に必要な調整を求めるものとする。ただし、応援要請書を提出するいとまがないときは、口頭又は電話等により県に必要な調整を求め、その後速やかに応援要請書を県に提出するものとする。

2 県は、被災した市町村等における災害の発生状況及び前項の規定による応援要請の内容を踏まえ、被災しなかった市町村等に応援を要請するものとする。

3 前2項の規定は、被災した市町村等が直接他の市町村等に応援を要請することを妨げるものではない。この場合においては、応援を要請した市町村等は、その内容を県に報告するものとする。

(応援の実施)

第4条 応援の要請を受けた市町村等は、自らの業務に支障がない限り、応援を実施するものとする。

2 県又は被災した市町村等からの応援の要請がない場合において、緊急に応援の必要があると認めた市町村等は、応援を行うことができるものとする。

3 前項の規定により応援を行う市町村等は、その内容を県に報告するものとする。

(応援実施内容の報告)

第5条 前条に基づき応援を実施した市町村等は、その応援内容を応援報告書により県に報告するものとする。

(経費負担)

第6条 第4条第1項及び第2項に規定する応援に要する経費は、被災した市町村等が負担するものとし、応援した市町村等に支払うものとする。なお、その額は当該市町村等の間で協議の上、決定するものとする。

(情報交換)

第7条 県及び市町村等は、平常時から必要な情報の相互交換等を実施し、この協定に基づく応援が円滑に行われるように努めるものとする。

(民間業者への協力要請)

第8条 県及び市町村等は、この協定に基づく応援を迅速に行うため、必要に応じて民間の廃棄物処理業者等に協力を要請するものとする。

(連絡窓口)

第9条 この協定に基づく応援に関する連絡窓口は、県においては環境森林部廃棄物対策課、市町村等においては、廃棄物処理担当部署とする。

(協議)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、県及び市町村等がその都度協議の上定めるものとする。

(適用)

第11条 この協定は、平成20年4月1日から適用する。

この協定を証するため、本書41通を作成し、協定者が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成20年3月21日

記名押印〔略〕

10-2 栃木県災害廃棄物等の処理応援に関する協定書に基づく覚書

(公益社団法人栃木県産業資源循環協会)

栃木市（以下「甲」という。）と公益社団法人栃木県産業資源循環協会（以下「乙」という。）とは、令和2年9月30日に栃木県と乙との間で締結した「栃木県災害廃棄物等の処理応援に関する協定書」（以下「団体応援協定」という。）に基づき、乙が実施する災害廃棄物等の処理等の実施について、必要な事項を定めるため、次のとおり覚書を交換する。

- 1 この覚書において使用する用語は、団体応援協定において使用する用語の例による。
- 2 甲は、団体応援協定第3条第2項の規定に基づき、乙に対して直接、応援要請書により、応援の要請をすることができる。この場合において、甲は、応援の要請を行った旨を、遅滞なく県廃棄物対策課へ口頭により連絡するとともに、後日、応援要請書の写しを同課に提出するものとする。
- 3 甲及び乙は、災害廃棄物等を一般廃棄物として適正に処理するため、次のとおり確認する。
 - (1) 甲は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第2条第1号及び第2条の3第1号の規定により、一般廃棄物処理業の許可を有しない乙の会員に対しても災害廃棄物の処理を委託することができる。この場合において、応援を実施する乙の会員は、当該処理を行う施設が廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「法施行令」という。）第5条第1項又は第2項に規定する一般廃棄物処理施設に該当するときは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第8条第1項に基づく一般廃棄物処理施設の設置の許可、又は法第9条の3の3第1項若しくは法第15条の2の5第1項に基づく一般廃棄物処理施設の設置の届出により、一般廃棄物処理施設を設置するものとする（当該施設が法施行令第7条各号に規定する産業廃棄物処理施設に該当しない場合は、法第15条の2の5第1項に基づく一般廃棄物処理施設の設置の届出を除く。）。
 - (2) 甲は、乙の会員が行う災害廃棄物等の処分の場所が甲の区域以外の市町村にある場合、法施行令第4条第9号の規定に基づき、当該市町村に対し、あらかじめ、必要な事項を別記様式1をもって通知するものとする。
- 4 甲は、災害廃棄物等の処理等に円滑な応援が得られるよう、市内の被災状況及び復旧状況等必要な情報を乙に提供し、乙は、災害廃棄物等の処理等に関し応援可能な会員を甲にあっせんするものとする。
- 5 甲は、災害廃棄物等の円滑かつ迅速な処理の確保、今後生ずる廃棄物の適正な処理の確保その他の事情を勘案し、乙があっせんした会員との災害廃棄物等の処理等に関する委託契約の締結に努めるものとする。
- 6 応援を実施した乙は、応援報告書により実績等を甲に報告するとともに、県廃棄物対策課にその写しを送付するものとする。
- 7 乙は、業務の経験を活かし、甲に対し、随時、災害廃棄物等の処理等に関する提案又は助言をするものとする。
- 8 この覚書の業務に関する連絡窓口は、次のとおりとする。

(1) 甲 栃木市生活環境部環境課

(2) 乙 公益社団法人栃木県産業資源循環協会事務局

- 9 この覚書に定める事項について疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

令和2年10月9日

記名押印（略）

別記様式1（略）

(一般社団法人栃木県環境美化協会)

栃木市（以下「甲」という。）と一般社団法人栃木県環境美化協会（以下「乙」という。）とは、令和2年9月30日に栃木県と乙との間で締結した「栃木県災害廃棄物等の処理応援に関する協定書」（以下「団体応援協定」という。）に基づき、乙が実施する災害廃棄物等の処理等の実施について、必要な事項を定めるため、次のとおり覚書を交換する。

〔以下略（公益社団法人栃木県産業資源循環協会と同一）〕

(栃木県環境整備事業協同組合)

栃木市（以下「甲」という。）と栃木県環境整備事業協同組合（以下「乙」という。）とは、令和2年9月30日に栃木県と乙との間で締結した「栃木県災害廃棄物等の処理応援に関する協定書」（以下「団体応援協定」という。）に基づき、乙が実施する災害廃棄物等の処理等の実施について、必要な事項を定めるため、次のとおり覚書を交換する。

〔以下略（公益社団法人栃木県産業資源循環協会と同一）〕

10-3 災害時における建築物等の解体撤去の実施に関する協定書

栃木市（以下「甲」という。）と株式会社岡安興業（以下「乙」という。）とは、栃木市内に大規模な災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における、乙が実施する応急対策業務（以下「業務」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、市の区域内における災害時に、甲から乙に対して行う支援要請に関し、災害応急対策を円滑に実施できるよう必要事項を定める。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）建築物等とは、住宅、店舗、事務所、工場、病院、公共施設等の建築物、橋りょう、道路等公共土木施設等建築物、その他工作物をいう。
- （2）災害廃棄物とは、災害により倒壊、焼失した建築物等の解体撤去に伴って発生する廃棄物をいう。

（業務の内容）

第3条 乙が行う業務は、次に掲げるものとする。

- （1）災害時の被災状況に関する情報の収集及び報告に関する業務
- （2）応急対策活動に支障となる建築物等の解体に関する業務
- （3）被災者の救出等を目的とした建築物等の解体に関する業務
- （4）災害廃棄物の撤去及び運搬に関する業務
- （5）前各号に伴う必要な業務

（協力要請）

第4条 甲は、乙に対して前条に定める協力要請をするときには、次に掲げる事項を文書で乙に通知するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭等で要請し、後日文書により提出するものとする。

- （1）被災状況
- （2）実施地区
- （3）実施内容
- （4）その他必要な事項

（解体撤去の実施）

第5条 乙は、甲からの要請があったときは、甲の指示に従い最優先して解体撤去を実施するものとする。

（連絡責任者）

第6条 第4条の規定による要請に関する事項の伝達、その他の双方間における連絡を円滑に行うため、甲及び乙は、連絡調整及び指示を行う連絡責任者を予め指定し、通知するものとする。

（経費負担）

第7条 第3条の業務に要する費用は、甲が負担するものとする。ただし、第3条第1号に掲げる業務に係る費用は、乙が負担するものとする。

2 前項に規定する費用の積算については、災害発生時における栃木県積算基準等を準用し、基準にない事項については甲、乙協議のうえ定めるものとする。

（業務の報告）

第8条 乙は、第4条の規定に基づき業務を実施し、完了した場合は、次に掲げる事項を文書で甲に報告するものとする。ただし、状況により文書での報告ができない場合は、電話等により報告し、後日文書により提出するものとする。

- （1）実施地区
- （2）実施内容
- （3）従事した要員、車両、資機材等
- （4）従事期間
- （5）その他必要な事項

2 前項の場合において、業務従事者は、業務に関する記録を整理し、速やかに甲に提出するものとする。

（災害補償）

第9条 甲の要請により応急対策に従事した者が、当該業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の損害補償は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）により行うものとする。これによらない場合は、甲、乙協議のうえ処理するものとする。

（有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和8年3月31日までとする。ただし、協定期間終了1か月前までに甲又は乙から文書をもって協定終了の意思表示をしない限り、更に1年間更新するものとし、その後においても同様とする。

（その他）

第11条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲、乙協議のうえ定める。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和7年8月4日 記名押印〔略〕

11-1 佐野市・栃木市水道災害相互応援協定書

この協定は、佐野市及び栃木市（以下「2市」という。）との間において水道災害時における相互応援について必要な事項を定めるものとする。

（応援の内容）

第1条 2市が行う応援活動は、次のとおりとする。

- (1) 応急給水作業
- (2) 応急復旧作業
- (3) 応急復旧等に必要な資材の提供
- (4) 作業に必要な車両及び機械等の提供

2 2市は、前項に定めるもののほか、特に応援要請のあった事項についても、これに応ずるよう配慮するものとする。

（応援体制の連絡）

第2条 2市は、災害時の応援が円滑に行われるようあらかじめ連絡担当課を定め、毎年4月末日までに相互に連絡交換するものとし、応援の要請、その他の連絡は、当該連絡担当課を通して行うものとする。

（応援要請）

第3条 災害時において応援を受けようとする市は、次の事項を明らかにした文書をもって要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、この限りでない。

- (1) 被害の状況
- (2) 第1条第1項第1号及び第2号に規定する給水量、応援の人数及び期間等
- (3) 第1条第1項第3号及び第4号に規定する品名、規格及び数量等
- (4) 応援の場所及び応援場所への経路
- (5) その他必要な事項

（応援活動）

第4条 応援を受ける市は、対策本部を設け、その中に応援担当の責任者を置くものとする。

2 応援をする市は、前項の責任者と密接な連携のもとに応援活動を進めるとともに、応援職員の職種及び人数等を明確にするため応援職員等一覧表を作成し、応援を受ける市へ送付するものとする。

（費用の負担）

第5条 第1条に規定する応援に要した費用の負担は、法令その他特別に定めがあるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 第1条第1項第1号及び第2号に規定する応援に要した費用は応援を受けた市の負担とすること。ただし、職員の応援に要した費用（旅費・時間外勤務手当を除く。）は、応援をした市の負担とすること。
- (2) 第1条第1項第3号に規定する応援に要した費用は、応援を受けた市の負担とすること。
- (3) 第1条第1項第4号に規定する応援に要した費用のうち応援期間中の車両及び器材の燃料費並びにこれらの修繕費は、応援を受けた市の負担とすること。

（既存協定の失効）

第6条 昭和61年11月22日付で佐野市、田沼町、葛生町、藤岡町、岩舟町及び大平町が締結した水道災害相互応援協定は、この協定の締結日をもって、その効力を失する。

（協議）

第7条 この協定の実施に関し、必要な事項は、その都度2市が協議して定めるものとする。

上記協定締結の証として、本協定書2通を作成し、2市の長記名押印のうえ、おのおの1通を保有する。

平成26年9月1日

記名押印〔略〕

佐野市・栃木市水道災害相互応援協定書実施細則

（趣旨）

第1条 この細則は、佐野市・栃木市水道災害相互応援協定書（以下「協定書」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

（水道災害の定義）

第2条 協定書に規定する「水道災害」とは、自然災害又は人為的災害により住民への生活用水の供給が困難となり当該市だけで対応できない状況をいう。

（応援の範囲）

第3条 協定書第1条に規定する応援活動の範囲は、応援する市の応援体制表（様式第1号）の範囲内とする。

（応援体制の連絡等）

第4条 佐野市及び栃木市は、協定書第2条に規定する連絡担当課を通して密接な連絡を保つとともに応援体制表又は相互応援連絡表（様式第2号）に変更が生じたときは、速やかに文書をもって通知するものとする。

（応援の要請）

第5条 協定書第3条の規定により応援を受けようとする市は、速やかに応援要請書（様式第3号）により応援の要請をするものとする。ただし、これによりがたいときは、電話等により要請するものとし、その後、応援要請書を送付するものとする。

（応援時の留意事項）

第6条 協定書第4条の規定により応援活動を進めるときは、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 応援職員は、応援する市名を表示した腕章及び保護帽等を着用すること。
- (2) 応援する市は、応援職員の職種及び人数等を明確にするため応援職員等一覧表（様式第4号）を作成し送付すること。

（費用の負担）

第7条 協定書第5条に規定する費用のうち、応急給水に要した水の対価は、当事者間の協議によって定めるものとする。

2 協定書第5条に規定する「法令その他特別の定めがあるもの」とは、地方公務員災害補償法、自動車損害賠償保障法及び全国市有物件災害共済会等をいう。

- 3 配水管を接続する際の配水管布設工事費及び維持管理費等については、すべて配水管の所属する市において負担するものとする。ただし、河川の橋梁に配水管を添架して接続する場合の工事費及び維持管理費等については、河川区域内に市の境界がある場合、その境界の位置いかんにかかわらず、すべて接続する2市の折半により負担するものとする。

(既存実施細則の失効)

第8条 昭和61年11月22日付の水道災害相互応援協定書実施細則は、この細則の施行日をもってその効力を失する。

附 則

この細則は、平成26年9月1日から施行する。

様式第1号～4号〔略〕

11-2 日本水道協会栃木県支部水道災害相互応援要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、日本水道協会栃木県支部規則第2条の2の規定に基づき、地震、異常渇水その他の災害において、日本水道協会栃木県支部（以下「支部」という。）に所属する正会員（以下「会員」という。）が相互に行う応援活動について、必要な事項を定めるものとする。

(他の法令との関係)

第2条 災害救助法（昭和22年法律第118号）等の法令が適用された場合においては、応援活動及び応援に係る事務処理については、法令によるものとする。

(応援の内容)

第3条 会員が行う応援活動は、次のとおりとする。

- (1) 応急給水及び施設の応急復旧の作業に必要な職員の派遣
- (2) 応急給水に必要な給水用ポリタンク等の提供
- (3) 施設の応急復旧に必要な資器材の提供
- (4) 作業に必要な車両、機械等の提供
- (5) 水道公認工事店の斡旋

2 応援会員は、前項に定めるもののほか、特に被災会員から要請のあった事項について、これに応じるよう努力するものとする。

(応援の期間)

第4条 応援の期間は、原則として7日以内とする。ただし、協議によりその期間を延長することができる。

(費用の負担)

第5条 応援に要した費用の負担は、社団法人日本水道協会「地震等緊急時対応の手引き」の基準によることとし、これによりがたいときは、関係都市の協議によるものとする。

(応援の要請)

第6条 被災会員は、他の会員の応援を求めようとするときは、支部長を通し要請するものとする。

2 支部長は、別表第1の非常災害時の連絡先により、必要な措置を要請するものとする。

3 要請を受けた会員は、要請に応じるよう努力するものとする。

(要請の方法)

第7条 被災会員は、応援を要請しようとするときは、次の事項を明らかにした文書をもって要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、この限りではない。

- (1) 被害の状況
- (2) 必要とする応援の内容
- (3) 必要とする職員の職種別人員
- (4) 応援を要する期間
- (5) 必要とする資機材の種類及び数量
- (6) 応援の場所及び経路
- (7) その他必要な事項

(応援体制)

第8条 応援会員が職員を派遣するときは、災害の状況に応じ、食糧、衣類、日用品、その他必要なものを携行させるものとする。

(被応援体制)

第9条 被災会員は、災害の状況に応じ、応援職員の宿舎の斡旋その他必要な便宜を供与するものとする。

(応援物資等の調査)

第10条 会員は、非常災害時の応援を円滑に行うために、毎年度、別表第2により職員の状況及び保有する物資、車両等を調査し、支部長に提出するものとする。

2 支部長は、前項の提出表を取りまとめ、会員に送付するものとする。

(協議)

第11条 この要綱の実施に関して必要な事項又はこの要綱に定めのない事項については、その都度協議して定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成24年4月25日から施行する。

別表第1～2〔略〕

11-3 災害時における水道特別支援に関する協定書

栃木市（以下「甲」という。）と株式会社両毛システムズ（以下「乙」という。）とは、災害時における水道への特別支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、栃木市において地震や風水害等の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合に、甲が実施する災害対策に対し、乙の受託する「栃木市上下水道料金徴収業務委託」を超える特別支援について、必要な事項を定めるものとする。

（特別支援の内容）

第2条 特別支援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 応急給水活動
- (2) 電話又は窓口対応
- (3) 広報活動
- (4) 前3号に掲げるもののほか、甲が必要と認める業務

（特別支援の要請）

第3条 甲は、乙から特別支援を受ける必要があると認めるときは、特別支援内容、場所及び期間を明示した文書によって要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、その後速やかに文書をもって処理するものとする。

2 乙は、甲から特別支援の要請があったときは、可能な範囲で対応するものとする。

（費用の負担）

第4条 特別支援に要する費用は、法令その他別に定めがあるものを除き、原則として甲が負担するものとし、災害時等の直前における通常価格を基礎とし甲・乙協議のうえ決定するものとする。

2 甲が前項に規定する費用を支弁するいとまがなく、かつ甲から要請があった場合、乙は当該費用を一時繰り替え支弁する。

（労災補償及び損害賠償）

第5条 特別支援において乙の社員が負傷し、疾病にかかり、または死亡した場合は、乙の労災保険により補償するものとする。

2 特別支援により、第三者に損害を与えた場合は、甲・乙協議のうえ決定するものとする。

（防災訓練等への参加）

第6条 乙は、栃木市地域防災計画に基づき甲が行う防災訓練等に対し、必要な協力を行うよう努める。

（秘密の保持）

第7条 乙は本協定に基づき知り得た個人情報や秘密事項等を他に漏らしてはならない。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、本協定施行の日から満1年間とする。

期間満了と同時に本協定を終了させようとするときは、甲又は乙は、3か月前までに相手方に対し、その旨を書面により通知しなければならないものとする。

2 期間満了の3か月前までに、甲又は乙が、相手方に対し、何らかの意思表示をしないときは、本協定は同一条件で更に1年間更新されるものとし、その後の期間満了についても同様とする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和2年7月14日

記名押印〔略〕

11-4 災害時における応急復旧工事等に関する協定書

栃木市（以下「甲」という。）と栃木市公認管工事業協同組合、栃木市南部水道組合、栃木市都賀水道組合及び栃木市西方管工事組合（以下「乙」という。）とは、地震、風水害その他による被害（以下「災害」という。）の発生時における栃木市水道事業施設の応急復旧工事等（以下「応急復旧」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、災害の発生時において給水機能を早期に回復するため、甲の要請により、乙が甲に協力して実施する応急復旧に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力内容）

第2条 甲は、乙に対し、次の事項について協力を要請することができる。

- (1) 応急復旧工事に関すること。
- (2) 応急給水に関すること。
- (3) 応急復旧用資機材の提供に関すること。
- (4) 漏水調査に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか特に要請のあった事項

（費用の負担）

第3条 乙は、前条の規定により協力を行ったときは、甲に対して費用の負担を求めることができる。

2 前項により甲が負担する額は、甲乙協議の上、決定するものとする。

（組織体制及び連絡体制）

第4条 甲及び乙は、災害時における応急復旧を円滑に行うため、あらかじめ組織体制及び連絡体制を定めるものとする。

2 協定期間内において前項の組織体制及び連絡体制に変更が生じたときは、速やかに報告するものとする。

（有効期間）

第5条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成24年3月31日までとする。ただし、この期間満了の1月前までに甲乙いずれからも協定解除の申し出がないときは、同一内容で1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

（その他）

第6条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に当たり疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書5通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成24年3月26日

記名押印〔略〕

11-5 災害時における応急復旧工事等に関する協定書

栃木市（以下「甲」という。）と岩舟町設備業組合（以下「乙」という。）とは、地震、風水害その他による被害（以下「災害」という。）の発生時における栃木市水道事業施設の応急復旧工事等（以下「応急復旧」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、災害の発生時において給水機能を早期に回復するため、甲の要請により、乙が甲に協力して実施する応急復旧に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力内容）

第2条 甲は、乙に対し、次の事項について協力を要請することができる。

- (1) 応急復旧工事に関すること。
- (2) 応急給水に関すること。
- (3) 応急復旧用資機材の提供に関すること。
- (4) 漏水調査に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか特に要請のあった事項

（費用の負担）

第3条 乙は、前条の規定により協力を行ったときは、甲に対して費用の負担を求めることができる。

2 前項により甲が負担する額は、甲乙協議の上、決定するものとする。

（組織体制及び連絡体制）

第4条 甲及び乙は、災害時における応急復旧を円滑に行うため、あらかじめ組織体制及び連絡体制を定めるものとする。

2 協定期間内において前項の組織体制及び連絡体制に変更が生じたときは、速やかに報告するものとする。

（有効期間）

第5条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成27年3月31日までとする。ただし、この期間満了の1月前までに甲乙いずれからも協定解除の申し出がないときは、同一内容で1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

（その他）

第6条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に当たり疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成26年7月2日

記名押印〔略〕

11-6 災害時における栃木県内の下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定

栃木県（以下「甲1」という。）、宇都宮市上下水道局（以下「甲2」という。）、足利市（以下「甲3」という。）、栃木市（以下「甲4」という。）、佐野市（以下「甲5」という。）、鹿沼市（以下「甲6」という。）、日光市（以下「甲7」という。）、小山市（以下「甲8」という。）、真岡市（以下「甲9」という。）、大田原市（以下「甲10」という。）、矢板市（以下「甲11」という。）、那須塩原市（以下「甲12」という。）、さくら市（以下「甲13」という。）、那須烏山市（以下「甲14」という。）、下野市（以下「甲15」という。）、上三川町（以下「甲16」という。）、益子町（以下「甲17」という。）、茂木町（以下「甲18」という。）、市貝町（以下「甲19」という。）、芳賀町（以下「甲20」という。）、壬生町（以下「甲21」という。）、野木町（以下「甲22」という。）、高根沢町（以下「甲23」という。）、那須町（以下「甲24」という。）及び那珂川町（以下「甲25」という。）（以下、甲1から甲25を総称して、「甲」という。）と公益社団法人日本下水道管路管理業協会（以下「乙」という。）とは、地震等の災害により甲の管理する下水道の管きよ、マンホール等（以下「下水道管路施設」という。）が被災したときに乙が行う復旧支援協力に関して、以下のとおり下水道法（昭和33年法律第79号）第15条の2の規定に基づいた協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、乙の甲に対する復旧支援協力に関して基本的な事項を定めることにより、円滑な復旧支援の実施を図り、災害により被災した下水道管路施設の機能の早期復旧を行うことを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、災害とは次に掲げるものとする。

- (1) 地震、豪雨、洪水、その他異常な自然現象による災害
- (2) その他甲と乙の協議により定めるもの

（復旧支援協力の内容）

第3条 甲は乙に対し、被災した下水道管路施設の復旧等に関し、次の支援業務を要請することができる。

- (1) 被災した下水道管路施設の応急復旧のために必要な業務（巡視、点検、調査、清掃及び修繕）
- (2) その他、甲乙間で協議し必要とされる業務

（復旧支援協力の要請）

第4条 甲の乙に対する復旧支援協力要請は、第11条に規定する甲の事務局が、甲の支援の要請を取りまとめた上で、次項に定める手続きにより、第11条に規定する乙の事務局を通じて行うものとする。但し事態が急迫する場合は、甲は乙に直接復旧支援の協力要請を行うことができる。なお、事後において甲は甲の事務局に対し復旧支援の内容等について速やかに報告するものとする。

2 甲の乙に対する復旧支援協力要請は、支援内容を明らかにした書面により行うものとする。但し事態が急迫し書面により難しいときには、電話等で行うことができるものとし、この場合は、事後において書面を提出するものとする。

3 乙は、甲の要請する業務を行うために、支援業務を実施する乙の会員を選出す。

4 乙は、選出した結果を甲の事務局に報告する。また甲の事務局は甲に対し、この結果を報告する。

（復旧支援の費用負担）

第5条 この協定に基づき甲が乙に対し要請した業務にかかる費用は、被災した甲の各機関による負担とし、それぞれが個別に支援業務を実施する乙の会員と協議するものとする。

2 甲は、協議を実施した後、遅延なく支援業務を実施する乙の会員と、復旧支援業務の委託契約を締結するものとする。

（復旧支援の実施）

第6条 支援業務を実施する乙の会員は必要な人員と機材等を確保し、可能な範囲内において復旧支援の業務を行うものとする。

2 乙の会員は、復旧支援業務中の余震や急激な大雨等による二次災害の発生を想定し、事前に中止基準と避難基準を定めておくこと。

3 乙の会員は、作業員が支援業務作業中に転倒・転落、硫化水素中毒、酸素欠乏、伝染性感染症等の事故に遭遇しないよう、安全管理に努めること。

（復旧支援の報告）

第7条 乙は、甲の要請により行った復旧支援の業務が終了したときは、速やかに第11条に規定する甲の事務局に対し書面をもって報告を行うものとする。

（広域被災時の対応）

第8条 甲が管轄する地域において、公益社団法人日本下水道協会が制定した「下水道事業における災害時支援に関するルール」の第3章に定める「下水道対策本部」が栃木県庁に設置された場合に、乙は、「下水道対策本部」が行う応援活動を優先するものとする。

（個人情報の保護）

第9条 乙は、この協定による活動を行うため、個人情報及び行政情報を取り扱う場合は、その情報の保護に努めなければならない。

（下水道台帳データの提示）

第10条 甲は、下水道管路施設の調査に必要な下水道台帳の図面等をPDF等の電子データとして、乙に提供するものとする。

2 乙は、甲から支援要請があったとき、支援出動する乙の会員に対し甲から提供を受けた電子データの該当箇所について配布することができる。

3 乙及び乙の会員は、甲から提供を受けた電子データを支援業務、復旧支援の報告等以外に使用してはならない。

（事務局）

第11条 甲及び乙の復旧支援協力に係る事務局は、次のとおりとする。

- (1) 甲の事務局は、栃木県県土整備部都市整備課下水道室とする。
- (2) 乙の事務局は、公益社団法人日本下水道管路管理業協会関東支部栃木県部会とする。

（協定の有効期間）

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成32年3月31日までとする。ただし、有効期間終了の1ヶ月前までに甲乙

双方から変更又は解除の申出が無い場合は、この協定は1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

- 2 乙はこの協定の期間が更新された場合は、4月1日現在における協力会社、提供可能な車両等の機器及び人員等について、4月30日までに甲の事務局に文書で報告するものとし、甲の事務局は、甲2から甲25までに対し、文書で通知するものとする。

(その他)

第13条 この協定に定めのない事項やこの協定に定めのある事項に疑義が生じた場合は、甲と乙が協議の上決定するものとする。

- 2 甲又は乙が、この協定に違反した場合においては、甲又は乙は、違反した相手方への文書による通告をもってこの協定を廃止することができる。

(連絡窓口)

第14条 この協定に関する各機関の連絡窓口は、別表のとおりとする。

(附 則)

この協定は、平成30年11月22日から施行する。

この協定を証するため、本書26通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

[以下略]

11-7 下水道施設における緊急時の支援協力に関する協定書

栃木市（以下「甲」という。）と公益財団法人とちぎ建設技術センター（以下「乙」という。）とは、甲の管理する下水道施設等における緊急時の技術的支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、下水道施設等において設備等の故障、流入水の異常、処理水質の低下などにより緊急に対策を講じなければならない事象が生じた場合に、状況の把握、原因の調査、機能の確保及び回復等に関する技術的支援を乙が実施するために必要な事項を定め、緊急事案に対して迅速かつ的確に対応することを目的とする。

(対象施設及び協力体制)

第2条 甲は協定締結後、支援を要請する対象施設について、あらかじめ乙に通知するものとする。

- 2 乙は前項の通知を受け、連絡系統及び実施体制をすみやかに乙に通知するものとする。

- 3 前二項に変更が生じたときは、すみやかにその内容を通知、報告するものとする。

(支援の要請及び受諾)

第3条 甲は緊急支援業務を実施する必要があると認めるときは、乙に協力を要請することができるものとする。

- 2 乙は前項の規定による要請を受けたときは、やむを得ない理由のない限り甲の要請を受諾するものとする。

- 3 前二項の支援要請及びその受諾は文書により行うものとする。ただし、やむを得ない場合には口頭により行うことができるものとし、その後文書を交わすものとする。

(業務の実施)

第4条 乙は第3条の規定により甲の要請を受諾したときは、直ちに緊急支援業務を実施するものとする。この場合、業務の内容は、原則として初期対応に必要な相談、助言、調査などを行うものとする。

- 2 甲は当該業務に要した経費について、甲乙協議の上必要に応じ負担するものとする。

(有効期間)

第5条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和2（2020）年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日までに甲乙いずれにも異議がない場合には、その翌日から1年間有効期間を延長し、以後この例によるものとする。

(補則)

第6条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各々1通を保有する。

平成31（2019）年4月1日

記名押印〔略〕

11-8 防災及び災害復旧に関する協定書

栃木市（以下「甲」という。）と栃木市建設業協同組合（以下「乙」という。）とは、防災及び災害復旧に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、栃木市内における防災及び災害復旧について必要な事項を定めることにより、市民の安心、安全の確保に資することを目的とする。

（協力内容）

第2条 甲は、乙に対し、次の事項について協力を要請することができる。

- (1) 危険箇所及び災害発生箇所の調査に関すること。
- (2) 災害復旧の実施に関すること。
- (3) 防災及び災害復旧に必要な機材、資材、労務等の手配に関すること。
- (4) 防災及び災害復旧に必要な機材及び資材の備蓄に関すること。
- (5) 仮設住宅の建設に関すること。
- (6) その他防災及び災害復旧に必要な事項。

（災害の範囲）

第3条 この協定において「災害」とは、地震、豪雨、洪水、暴風、豪雪その他の異常な自然現象又は火災（大規模火災及び林野火災を含む。）などによる被害をいう。

（協力要請の手続き）

第4条 甲は、第2条の規定により協力を要請するときは、乙が組織する災害対策委員会に対し文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、文書によらず要請することができるものとし、事後、速やかに文書を提出するものとする。

（業務の完了）

第5条 乙は、第2条の規定により協力を行ったときは、甲に対し協力業務の完了を文書により報告するものとする。

2 甲は、前項の報告に基づき乙が実施した業務を確認するものとする。

（経費の負担）

第6条 乙は、第2条の規定により協力を行ったときは、甲に対し経費の負担を求めることができる。

2 前項の規定により甲が負担する額は、甲乙協議の上、決定するものとする。

（連絡体制）

第7条 甲及び乙は、災害時における情報の伝達を円滑に行うため、あらかじめ連絡体制を定めるものとする。

2 協定期間内において前項の連絡体制に変更が生じたときは、速やかに報告するものとする。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から当該締結日の属する年度の末日までとし、期間満了の日の3月前までに甲、乙いずれからも協定解除の申し出がないときは、同一内容で1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

（その他）

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に当たり疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、署名の上、各自1通を保有する。

平成27年6月15日

記名押印〔略〕

11-9 災害時における資機材供給の協力に関する協定

栃木市（以下「甲」という。）と芙蓉レンタル株式会社（以下「乙」という。）とは、栃木市において地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における資機材の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時において、甲が乙の協力を得て、災害時に不足する資機材を優先的に確保することにより、災害対策を迅速かつ的確に実施するため必要な事項を定めるものとする。

（協力事項の発動）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（供給の協力要請）

第3条 災害時において、甲が資機材を必要とするときは、甲は乙に対して調達が可能な資機材について協力を要請することができる。

（調達資機材の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する資機材の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

（1）別表に掲げる資機材

（2）その他乙の業務の範囲内で供給可能な甲が指定する資機材

（要請手続等）

第5条 甲は、乙に資機材提供の協力要請をするときは、必要な資機材名、数量、規格、引き渡し場所等を記載した文書をもって行うものとする。

ただし、緊急やむを得ない事由があるときは、口頭又は電話等により行い、事後に文書を提出するものとする。

（資機材の供給の協力）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、資機材の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、資機材の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を文書により甲に報告するものとする。

（引き渡し等）

第7条 資機材の引渡場所は、甲が指定する場所とし、甲は当該場所において職員が資機材を確認のうえ、引き取るものとする。

2 甲が指定する場所までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

3 甲は、乙が前項の規定により資機材を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（費用の負担）

第8条 乙が供給した資機材の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、乙が資機材の優先供給及び運搬終了後、乙の提出する報告書等に基づき、災害発生直前における適正価格を基準とし、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（費用の支払い）

第9条 資機材の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定について疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第11条 この協定は、協定締結の日から効力を発生するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成24年5月17日

記名押印〔略〕

（別表）

災害時における緊急対応可能な資機材

分類	主な名称
車両・重機類	ダンプ、トラック、重機（パワーショベル等）
冷暖房機器等	ストーブ、扇風機
機器備品等	発電機、投光機、コードリール、水中ポンプ、エンジンポンプ
トイレ関係	仮設トイレ
その他	業務の範囲で供給できる製品

11-10 災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書

栃木市（以下「甲」という。）と株式会社アクティオ（以下「乙」という。）は、災害時における仮設トイレ、発電機及びその他レンタル機材（以下「機材」という。）の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲の要請に応じ、乙が保有する機材を提供することについて、必要な事項を定めるものとする。

（要請の方法）

第2条 甲は、災害時において必要とする機材を要請するときは、乙に対し、品目及び数量等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請する時間的余裕がないときは、電話等をもって要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

（提供）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、機材の優先的な提供に努めるものとする。

（引渡し等）

第4条 機材の引渡場所は、甲が指定するものとし、引渡場所までの機材の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することが困難な場合は、甲が定める手段により運搬するものとする。

2 甲が引渡しを受けるときには、甲は引渡場所に職員を派遣し、機材を確認のうえ、引渡しを受けるものとする。

（費用の負担）

第5条 乙が提供した機材に係る費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生前の通常価格を基準とし、甲乙協議のうえ、速やかに決定する。

（連絡責任者）

第6条 この協定の実施に関する連絡を円滑かつ確実に行うため、甲と乙は、それぞれ連絡責任者を定め、相互に届け出るものとする。

2 前項の連絡責任者に変更があったときは、相互速やかに届け出るものとする。

（情報交換）

第7条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び機材の提供等について情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

（有効期間）

第9条 この協定は、締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成25年5月29日

記名押印〔略〕

11-11 災害時における電気設備の復旧等に関する協定

栃木市（以下「甲」という。）と栃木県電気工事業工業組合（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、栃木市内で災害が発生し又は発生する恐れがある場合で、災害救助の必要があると認められたとき（以下「災害時等」という。）に、甲が行う応急活動に対する乙の協力に関し必要な事項を定める。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時等における応急活動のため、乙に対し次に掲げる事項について、文書により協力を要請することができるものとする。

ただし、緊急の場合で文書により要請できないときは、電話等で要請し、事後速やかに文書により通知するものとする。

(1) 甲が応急活動を行う市有施設の電気設備の復旧・点検

(2) 甲が応急活動を行う市有施設への物資の供給

(3) その他甲が行う応急活動に対する協力

（協力の実施）

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、優先して協力を努めるものとする。

（措置状況の報告）

第4条 乙は、前条の協力を行ったときは、その都度、速やかに甲に対して措置状況を報告するものとする。

（経費の負担）

第5条 乙が、第2条に基づく協力を要した経費は、甲が負担することとし、その費用は災害時等の直前における通常の価格を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

（連絡体制）

第6条 甲と乙は、この協力に基づく活動を円滑に行うため、あらかじめ連絡体制を定め、緊密な情報交換を行うものとする。

（その他）

第7条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、別に決定するものとする。

附 則

この協定は、協定締結の日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成24年3月26日

記名押印〔略〕

11-12 栃木市と東京電力パワーグリッド株式会社栃木南支社との地方創生に関する連携協定

栃木市（以下「甲」という。）と東京電力パワーグリッド株式会社栃木南支社（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化し、地方創生の実現に資するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に密接に連携することにより、それぞれの資源を有効に活用した協働による活動を推進し、地方創生の実現に資することを目的とする。

（連携事項等）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について、連携し協力する。

- (1) 災害時における停電復旧の連携等に関すること。
- (2) 産業団地への企業誘致に関すること。
- (3) 空き家対策等に関すること。
- (4) 高齢者及び子どもの見守りに関すること。
- (5) スポーツ振興に関すること。
- (6) その他、地方創生に資する取組に関すること。

2 前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、甲及び乙は定期的に協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、前項1号は別紙のとおりとし、前項2号から6号については、甲及び乙の協議の上、決定する。

3 乙は、本条に定める事項の一部を、甲との協議により乙の関係会社を実施させることができる。

（協定内容の変更）

第3条 甲及び乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する1か月前までに、甲及び乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日から1年間この協定は更新され、その後も同様とする。

（疑義等の決定）

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じたときは、甲及び乙の協議の上、これを定めるものとする。

（守秘義務）

第6条 甲及び乙はこの協定に基づく事業の実施において知り得た秘密事項を、第三者に開示又は漏洩せず、また本協定の目的外に利用してはならない。ただし、事前に書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和2年8月12日

記名押印〔略〕

別紙（第2条第2項関係）

災害時における停電復旧の連携等に関すること

（目的）

第1条 本別紙は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び防災基本計画に基づき甲は住民の生命・財産の保護、生活支援の役割を担うこと、乙は電力の早期復旧の役割を担うことを相互に確認し、災害時における、甲及び乙の協力関係構築に資する事項を定め、地域の防災力を高めることを目的とする。

（連絡体制）

第2条 甲及び乙は、災害時の連携を図るため、直通電話の設置等、連絡体制を確立する。

2 甲及び乙は、甲乙協議の上、甲または乙の職員を甲または乙に派遣できるものとする。

（災害時の情報連携）

第3条 甲及び乙は、災害時における電力の早期回復を図るため、次の各号に掲げる情報を相互に提供する。

- (1) 甲は乙に対し、復旧を優先すべき重要施設（ライフラインの迅速な復旧が求められる病院・排水機場等）のリストを作成し、更新の都度随時提供
- (2) 甲は乙に対し、住民が避難している地域、避難所の情報を提供
- (3) 乙は甲に対し、停電の発生状況や復旧見込等、停電に関連する情報を提供
- (4) 甲及び乙は、それぞれが知り得た道路陥没、水没、土砂崩落、樹木倒壊等による道路寸断の情報、道路復旧の状況を共有

（災害時の相互協力）

第4条 甲及び乙は、災害時における停電の早期復旧のため、次の各号に掲げる事項について相互に協力する。

- (1) 停電復旧に係る応急措置（電源車の配備を含む）の実施、電力復旧の支障となる障害物等の除去
- (2) 甲及び乙が所有する施設や駐車場等の利用
- (3) 住民への停電情報等の周知

（覚書の締結）

第5条 甲及び乙は、本別紙各条に定める甲及び乙の役割や具体的な実施事項、相互利用する施設等について、別に覚書等により定めるものとする。

（防災訓練等への協力）

第6条 乙は、栃木市地域防災計画に基づき甲が行う防災訓練等に対し、必要な協力を行う。

以上

11-13 災害時における停電復旧作業および啓開作業に伴う障害物等除去に関する覚書

栃木市（以下「甲」という。）と東京電力パワーグリッド株式会社栃木南支社（以下「乙」という。）は、令和2年8月12日に締結した「栃木市と東京電力パワーグリッド株式会社栃木南支社との地方創生に関する連携協定」別紙に基づき、停電復旧に係る作業に支障となる障害物の除去等（以下「復旧作業」という。）及び同復旧に係る甲の管理する道路上の障害物の除去等（以下「啓開作業」という。）並びに予防措置に関して、次のとおり必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第1条 本覚書は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）及び防災基

本計画に基づいて、甲及び乙が復旧作業と啓開作業を早急に実施するため、円滑に作業に当たれるよう相互協力を行うことを目的とする。

（適用要件）

第2条 本覚書は、第9条（予防伐採）を除き、「栃木市災害対策本部」が設置された場合に適用するものとする。

（対象区域）

第3条 対象とする区域は、道路法及び林道規程に基づき甲が管理している市道及び林道とし、必要に応じて周辺の区域を含め対象とする。

（復旧作業及び啓開作業の協力）

第4条 甲は啓開作業、乙は復旧作業を行うことを原則とする。

2 乙は、停電復旧（応急措置を含む。）を実施するためには必要があるときは、甲に対して必要な復旧作業及び啓開作業を要請することができる。なお、要請にあたっては協議の上、書面をもって行う。

3 甲は、前項の要請が正当であると認めるときは、その要請に応じて、可能な範囲において優先的、積極的に復旧作業及び啓開作業を実施する。

4 甲は、乙に対して道路の早期開放のために必要な復旧作業及び啓開作業を要請することができる。なお、要請にあたっては協議の上、書面をもって行う。

5 乙は、前項の要請が正当であると認めるときは、その要請に応じて、可能な範囲において優先的、積極的に復旧作業及び啓開作業を実施する。

6 第2項又は第4項において、緊急を要するときは、甲及び乙は、相手方に対し口頭又は電話等で行うことができる。ただし、作業の実施後、第2項又は第4項に準じて手続きを行う。

7 災害などの状況により、応急措置及び道路の開放を早期に実施するにあたってやむを得ない場合に限り、甲又は乙は第2項又は第4項の規定によらず、復旧作業又は啓開作業を実施することができる。ただし、甲及び乙がやむを得ず実施した復旧作業又は啓開作業は、第2項又は第4項に準じて手続きを行う。

8 甲が復旧作業及び啓開作業を実施するにあたり、電線等に接触している障害物等の除去作業で甲自ら実施することが困難な場合は、甲は乙に対し、現場の安全性を判断できる技術員の派遣を要請し、甲乙の相互協力により、除去等を行う。

9 乙は、前項の規定に基づき、甲からの技術員の派遣要請があった場合は、できる限り速やかに乙の技術員を派遣する。

（費用負担）

第5条 復旧作業及び啓開作業の請求の精査においては、別添1の「災害時における障害物の除去等に係る復旧作業・啓開作業の費用負担」を基準とする。

2 前条第3項により甲が実施した復旧作業に要した費用については乙の負担とし、甲が乙に請求することができる。

3 乙は、前項による請求を精査し適当と認めた時は、速やかに甲へ費用を支払う。

4 前条第5項により乙が実施した啓開作業に要した費用については甲の負担とし、乙が甲に請求することができる。

5 甲は、前項による請求を精査し適当と認めた時は、速やかに乙へ費用を支払う。

（障害物等の保管、土地の一時使用）

第6条 乙は、復旧作業又は啓開作業を行った際における障害物等の移動先は、甲の指示に従う。

2 乙は、応急措置の円滑な実施に必要な場合に限り、障害物等を前項の移動先へ移動する際に、災対法及び道路法に基づく甲の指示により、他人の土地を一時使用することができる。

（連絡体制）

第7条 甲及び乙は、広範囲の長時間停電発生時又は発生するおそれがある場合や、重要需要設備を結び優先的に啓開すべき道路について情報共有するなど、復旧作業及び啓開作業の連携等のための別添2「復旧作業および啓開作業における連携フロー」により連絡体制を構築する。

2 前項の連絡体制に係る各機関部署の窓口に変更が生じた場合は、随時更新の上、甲乙共有する。

（実施責任）

第8条 復旧作業及び啓開作業に係る関係機関への周知並びに第三者からの問い合わせ等の対応は、甲及び乙が連携して行う。

2 復旧作業及び啓開作業の協力に伴い発生した事故・災害への対応は、作業を実施した者が責任を持って行う。

（予防伐採）

第9条 甲及び乙は、大規模災害に備え、電力設備への被害が想定される箇所について、情報共有等の協力体制を図るものとし、甲及び乙は連携して計画的に予防伐採を実施する。

2 予防伐採の実施に関し必要となる事項については、甲乙協議の上、書面により定める。

（定めない事項等）

第10条 本覚書に関し、定めない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議して定める。

本覚書を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和4年2月15日

記名押印（略）

11-14 災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定

栃木市（以下「甲」という。）と株式会社ナガワ（以下「乙」という。）とは、災害時におけるレンタル機材（以下「機材」という。）の提供に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、栃木市内において地震、風水害、その他の異常な自然現象又は大規模な火災その他の大規模な事故等により生ずる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、甲と乙が相互に協力して災害時における市民生活の早期安定を図ることを目的として、機材の提供に関する事項を定めるものとする。

（協力事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発効する。

（協力の要請）

第3条 災害時において機材を必要とするときは、甲は、乙に対して保有機材の提供についての協力を要請するものとする。

2 甲の乙に対する要請の手続きは、機材提供に関する要請書（別記様式）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭又は電話等をもって要請し、事後に機材提供に関する要請書を提出するものとする。

（機材の品目）

第3条 甲が乙に提供要請する品目は、発電機、バックホー、水中ポンプ、ストーブ、仮設トイレ、仮設ハウス等、乙が機材として保有又は調達できるものとする。ただし、県がプレハブ建築協会から斡旋を受けた会員へ発注する応急仮設住宅を除く。

2 乙は、この協定の円滑な実施を図るため、前項に規定する品目について、平時から甲に情報提供を行うものとする。

（協力の実施）

第4条 乙は、第3条の規定により甲から要請を受けたときは、保有機材の優先提供及び運搬に対する協力等について積極的に努めるものとする。

2 乙は、甲の要請に的確に対応するため、保有機材の提供可能な体制を保持するものとする。

（機材の引渡し）

第5条 乙は、甲から要請を受けたときは、甲の指定する場所に機材を運搬し、甲の指定する職員の確認を受けて引き渡すものとする。

（費用の負担及び価格の決定）

第6条 乙が提供した機材に要する対価及び運搬の費用については、甲が負担する。

2 費用は、災害発生時直前における適正価格等を基準として、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（善管義務）

第7条 機材の所有権は乙に帰属するものとし、甲は善良な管理者の注意をもって機材を使用・管理しなければならない。

2 賃貸借の期間中、賃貸借終了後乙に返還されるまでの期間、機材の破損及び毀損・滅失についての責は甲に帰属するものとし、修理及び補償ならびに損失の補てんに関する費用はすべて甲の負担とする。

（善管義務追加条項）

第8条 前条の善管義務は、天災（地震・噴火・津波等）及び戦争・暴動を起因とする場合も同様とし、乙は甲の責に帰することができない破損及び毀損・滅失に関しても、修理及び補償ならびに損失の補てんに関しての費用を甲へ請求できることとし、甲はその支払義務を負うこととする。

（協定に定めのない事項）

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度甲と乙が協議して決定するものとする。

（有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和6年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の30日前までに甲乙のいずれからも文書による申出がないときは、当該有効期間満了日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙両名記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和5年6月21日

記名押印〔略〕

別記様式〔略〕

11-15 災害時における物資（ユニットハウス等）の供給に関する協定書

栃木市（以下「甲」という。）と三協フロンティア株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における救援物資の供給に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、栃木市内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、市民生活の早期安定を図るため、救援物資の供給に関し必要な事項を定めるものとする。

（供給物資）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、ユニットハウス等（仮設事務所、仮設トイレ等）の乙が取扱い可能な物資とするものとする。

（要請の方法）

第3条 甲が乙に救援物資の要請をするときは、書面により通知するものとする。但し、緊急を要する場合は、口頭、電話等により要請し、後日書面を提出するものとする。

（供給の実施）

第4条 乙は、前条の要請を受けたときは、やむを得ない事由のない限り、速やかに業務を実施するものとする。

（引渡し等）

第5条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬設置は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬できない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

（報告及び承認）

第6条 乙は、甲から要請を受けた業務を完了したときは、実施状況を書面により甲に報告し、甲の承認を得るものとする。

（費用の負担等）

第7条 物資の供給に要した費用は甲が負担するものとし、負担額は災害時直前における適正な価格を基準に、甲乙協議の上決定するものとする。

（費用の支払い）

第8条 物資の供給に要した費用は、乙が第6条に規定する実施状況について甲の承認を得た後、乙の請求により甲が支払うものとする。

2 甲は乙から前項に規定する請求があった場合、その内容を確認し、速やかに乙に支払うものとする。

（情報交換）

第9条 甲と乙は平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての意見交換を行い、災害時に備えるものとする。

（有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、締結日から1年とする。但し、有効期間満了日の1ヶ月前までに、甲又は乙のいずれからも意思表示がないときは1年間更新されたものと見なし、以後も同様とする。

（協議）

第11条 この協定について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和6年9月25日 記名押印〔略〕

12-1 災害ボランティアセンター設置等に関する協定書

栃木市（以下「甲」という。）と社会福祉法人栃木市社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、災害時における栃木市災害ボランティアセンター（以下「災害ボラセン」という。）の設置及び運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時に被災者支援及び被災地域の復旧復興支援を迅速に行うため、栃木市地域防災計画に基づき災害ボラセンの設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置要請）

第2条 甲は、災害応急対策の実施のためのボランティア（以下「災害ボランティア」という。）の受入れ及び活動支援が必要と判断したときは、乙に対し災害ボラセンの設置を要請するものとする。

（センターの設置場所）

第3条 災害ボラセンの設置場所は、災害の状況により、甲が確保するものとする。

2 甲は、著しい被害を受けた地域に災害ボラセンの分室的な機能を持つ現地災害ボランティアセンターを設置する必要があると乙が認めたときは、乙の要請により、その設置場所を確保するものとする。

3 災害ボラセンの設置の終期は、復旧状況等を考慮し甲乙協議の上決定するものとする。

（活動内容）

第4条 災害ボラセンが実施する活動は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 被災者からのニーズの把握及び栃木市災害対策本部からの情報収集
- (2) 災害ボランティアの受付
- (3) 災害ボランティア活動の調整
- (4) 災害ボランティア活動に必要な資機材等の調達及び提供
- (5) 災害ボランティア活動についての情報収集及び提供
- (6) 災害時の避難所内における災害ボランティアの支援
- (7) その他被災者の生活支援に必要と認められる事項

（協力の要請）

第5条 乙は、災害ボラセンの円滑な活動を確保するために、必要に応じ、甲に対し、人材、資機材等の協力を要請することができる。

（平常時の協力）

第6条 甲及び乙は、災害時に迅速かつ円滑な連携協力体制がとれるよう、平常時から災害ボランティア活動について協力するものとする。

（費用負担）

第7条 第4条各号に規定する活動に関し、必要な費用負担は、甲乙協議の上決定するものとする。

（その他）

第8条 この協定に定めのない事項については、その都度甲乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、甲および乙は記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成25年7月31日

記名押印〔略〕

12-2 災害時における支援活動に関する協定書

栃木市（以下「甲」という。）とライオンズクラブ国際協会 333-B 地区 2 リジョン 2 ゾーン 栃木うづまライオンズクラブ（以下「乙」という。）は、災害時における支援活動等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 本協定は、災害発生時において甲に対して乙が災害支援その他必要な時に協力するものとする。

（本協定の定義）

第 2 条 本協定における災害支援の定義とは、栃木市において発生した地震や風水被害などの災害発生後に、乙が被災者支援及び避難所等での後方支援をライオンズクラブ国際協会の認証クラブとして、甲に協力する社会奉仕活動をいう。

（支援の内容）

第 3 条 乙の主な支援内容は、衣類、食料、飲料、被災者生活用品、復興活動用具、災害義援金などの収集及び配品と、被災者及び復興ボランティアに対する炊き出しと、避難所での被災者支援サービスなどの後方支援を行うものとする。

2 乙の主な活動目的は、被災者及び復興ボランティアに対する後方支援であるが、災害現場での土砂の撤去、災害廃棄物の整理・処理、災害復興支援活動等に関しては、甲と協議を行い、双方が合意の上、その支援活動に協力するものとする。

3 甲の要請に基づき立ち上げる災害ボランティアセンターより、乙及び関連するライオンズクラブ会員の派遣など、災害ボランティアセンターへの支援要請を受けた場合、後方支援を優先としながら双方が合意の上、その要請に協力するものとする。

（支援の形態）

第 4 条 甲は、災害時において、前条に掲げる支援の必要があるときは、乙に対し、協力を要請するものとし、乙は、可能な限り要請に応ずるよう、必要な連絡、調整を行うものとする。

（情報提供と共有）

第 5 条 甲と乙は協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行い情報共有をするよう努めるものとする。

（協力関係の構築）

第 6 条 本協定締結後には、甲が行う災害に関する防災訓練や勉強会などへ積極的に参加し、協力関係の構築に努めるものとする。

（費用の負担）

第 7 条 乙は、乙が行う災害支援に掛る全ての費用を負担するものとする。

（秘密の保持）

第 8 条 乙は本協定に基づき知り得た個人情報や秘密事項等を他に漏らしてはならない。

（有効期間）

第 9 条 本協定の有効期間は、本協定施行の日から満 1 年間とする。

期間満了と同時に本協定を終了させようとするときは、甲又は乙は、3 か月前までに相手方に対し、その旨を書面により通知しなければならないものとする。

2 期間満了の 3 か月前までに、甲又は乙が、相手方に対し、何らかの意思表示をしないときは、本協定は同一条件で更に 1 年間更新されるものとし、その後の期間満了についても同様とする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲と乙とが記名押印の上、双方各 1 通を保有する。

付 則

本協定は、令和 2 年 4 月 27 日より施行とする。

令和 2 年 4 月 27 日

記名押印〔略〕

12-3 災害時における支援活動に関する協定書

栃木市（以下「甲」という。）とライオンズクラブ国際協会 333-B 地区 2 リジョン 2 ゾーンに属する全クラブ（別紙のとおり以下「乙」という。）は、災害時における支援活動等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 本協定は、災害発生時において甲に対して乙が災害支援その他必要な時に協力するものとする。

（本協定の定義）

第 2 条 本協定における災害支援の定義とは、栃木市において発生した地震や風水被害などの災害発生後に、乙が被災者支援及び避難所等での後方支援をライオンズクラブ国際協会の認証クラブとして、甲に協力する社会奉仕活動をいう。

（支援の内容）

第 3 条 乙の主な支援内容は、衣類、食料、飲料、被災者生活用品、復興活動用具、災害義援金などの収集及び配品と、被災者及び復興ボランティアに対する炊き出しと、避難所での被災者支援サービスなどの後方支援を行うものとする。

2 乙の主な活動目的は、被災者及び復興ボランティアに対する後方支援であるが、災害現場での土砂の撤去、災害廃棄物の整理・処理、災害復興支援活動等に関しては、甲と協議を行い、双方が合意の上、その支援活動に協力するものとする。

3 甲の要請に基づき立ち上げる災害ボランティアセンターより、乙及び関連するライオンズクラブ会員の派遣など、災害ボランティアセンターへの支援要請を受けた場合、後方支援を優先としながら双方が合意の上、その要請に協力するものとする。

（支援の形態）

第 4 条 甲は、災害時において、前条に掲げる支援の必要があるときは、乙に対し、協力を要請するものとし、乙は、可能な限り要請に応ずるよう、必要な連絡、調整を行うものとする。

（情報提供と共有）

第 5 条 甲と乙は協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行い情報共有をするよう努めるものとする。

（協力関係の構築）

第 6 条 本協定締結後には、甲が行う災害に関する防災訓練や勉強会などへ積極的に参加し、協力関係の構築に努めるものとする。

（費用の負担）

第 7 条 乙は、乙が行う災害支援に掛る全ての費用を負担するものとする。

（秘密の保持）

第 8 条 乙は本協定に基づき知り得た個人情報や秘密事項等を他に漏らしてはならない。

（連絡窓口及び連絡体制）

第 9 条 甲及び乙は、この協定に関する連絡窓口を定め、連絡担当者を相手方に通知しなければならない。また、連絡窓口等を変更した時も同様とする。

（有効期間）

第 10 条 本協定の有効期間は、本協定施行の日から満 1 年間とする。ただし期間満了と同時に本協定を終了させようとするときは、甲又は乙は、3 か月前までに相手方に対し、その旨を書面により通知しなければならないものとする。

2 期間満了の 3 か月前までに、甲又は乙が、相手方に対し、何らかの意思表示をしないときは、本協定は同一条件で更に 1 年間更新されるものとし、その後の期間満了についても同様とする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲と乙が記名押印の上、双方各 1 通を保有する。

付 則

本協定は、令和 3 年 4 月 19 日より施行とする。

令和 3 年 4 月 19 日

記名押印〔略〕

13-1 災害時における対策業務の応援協力に関する協定書

栃木市（以下「甲」という。）と一般社団法人栃木県建築士会栃木支部（以下「乙」という。）は、大規模な災害が発生した場合における甲が行う建築物等の調査等の災害対策業務（以下「業務」という。）に対する応援協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が行う業務に対し、乙に所属する会員（以下「会員」という。）の社会貢献活動としての応援協力を得るにあたって、必要な事項を定める。

（応援協力の要請）

第2条 甲は、大規模な災害の発生時に、業務のために応援協力が必要と判断したときは、乙に対し、業務に係る応援協力（以下「応援協力」という。）を要請することができるものとする。

（応援協力の内容）

第3条 乙は、前条の規定により甲の要請を受けたときは、できる限り速やかに当該業務を行い、その結果を甲に報告するものとする。

（応援協力の連絡体制）

第4条 甲及び乙は、あらかじめ本協定に基づく応援協力の連絡体制を定め、平常時から緊密な情報交換を行うものとする。

2 前項の連絡体制を定めた場合又はそれに変更が生じた場合には、甲及び乙は、速やかに相互に報告するものとする。

（甲、乙の責務）

第5条 甲は、この協定に基づく乙の応援協力が、無償による社会貢献活動であることを理解し、その作業内容に対し十分な配慮をしなければならない。

2 業務にあたる会員の編成や、現場での作業の遂行は、乙の責任において行い、応援協力が迅速かつ効果的に実施できるよう努めなければならない。

3 乙及び会員は、応援協力に参加したことをもって、甲に対し、委託等契約に基づく設計業務等の受注を求めてはならない。

（経費の負担）

第6条 応援協力の実施に要する経費は、乙が負担するものとする。

（災害予防対策）

第7条 甲及び乙は、建築物の安全性の確保を促進するため、耐震補強等の重要性の啓発を協力して積極的に行う。

（事務局）

第8条 この協定の施行に関し、甲は栃木市都市整備部建築課に、乙は一般社団法人栃木県建築士会栃木支部それぞれに事務局を置く。

（協定の有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、協定期間終了の1か月前までに甲又は乙から文書をもって協定終了の意思表示をしない限り、更に1年間更新するものとし、その後に於いても同様とする。

（その他）

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲と乙が協議のうえ定める。

この協定の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成30年2月28日

記名押印〔略〕

13-2 災害時における法律相談業務に関する協定書

栃木市（以下「甲」という。）と栃木県弁護士会（以下「乙」という。）は、災害時における被災者等を対象とした法律相談業務に関し、次の通り協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害及びこれに類する大規模な被害（以下「災害」という。）が発生した場合において、被災者等への法律相談業務を実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において被災者とは次に掲げる者であつて法律相談が必要となった者をいう。

- (1) 災害により被害を受けた栃木市内在住者（企業その他の団体等を含む。）
- (2) 災害により栃木市外から同市内に避難した者
- (3) 前2号の者の親族、介護者又は現に支援に当たっている者で甲又は乙が必要と認めた者

（法律相談会の実施）

第3条 甲は、災害が発生した場合において、必要と認めるときは、無料の法律相談会（以下、「相談会」という。）を開催するものとする。

2 乙は、災害が発生した場合において、相談会の開催が必要であると思料するときは、甲に対し、その開催を要請することができる。この場合において、甲は、当該要請を受けて必要と認めるときは、相談会を開催するものとする。

3 前2項の規定により相談会を開催する場合において、甲は乙に対し次条第2項に掲げる者の派遣を要請するものとする。

4 相談会の開催日時、場所及び回数等については、災害の規模、相談需要その他被災者等の状況を勘案し、甲乙協議のうえ決定する。

（役割）

第4条 甲は、相談会の開催場所の確保及び相談会を開催する旨の広報を行うものとする。

2 乙は、相談会の開催に当たり、速やかにその会員から法律相談業務に従事する者を選任し派遣するものとする。ただし、乙は、乙の会員のみで対応しきれないときは日本弁護士連合会及び関東弁護士会連合会に支援を要請するものとする。

3 乙は、法律相談業務に従事する者を対象に、相談会の開催に当たり必要な研修を適宜実施するように努めるものとする。

（報告）

第5条 乙は、相談会の実施結果その他の必要な事項についての書面により、甲が指定する日までに甲に報告するものとする。

2 乙は、関係諸機関による措置が必要と資料されるときには、前項の規定にかかわらず、その旨を速やかに甲に前項の事項とともに報告するものとする。

（経費）

第6条 甲は乙に対し、法律相談業務に要する報酬その他の経費は支弁しないものとする。

（連絡責任者）

第7条 甲及び乙は、この協定に関する連絡責任者を選定して相互に書面により通知するものとする。連絡責任者が変更された場合も同様とする。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の1か月前までに甲又は乙が、文書をもって協定の終了を通知しない限り、1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

（協議事項）

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙が記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成30年2月28日

記名押印〔略〕

14-1 特殊災害消防相互応援協定書

(趣旨)

第1条 特殊災害の防ぎよ等を広域的に処理するため、常設消防機関（以下「消防機関」という。）を設置している栃木県内の市及び町並びに一部事務組合（以下「関係市町村等」という。）の相互間において、消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条第2項の規定に基づき実施する消防の相互応援協定に関しては、この協定の定めるところによる。

(応援地域)

第2条 この協定による応援地域は、関係市町村等の設置する消防機関の管轄区域内とする。

(対象災害)

第3条 この協定における応援の対象となる災害は、高層建築物火災、危険物施設火災、大規模な火災その他の特殊災害又は多数の死傷者の発生が予測される災害で、当該消防機関の消防力をもっては、防ぎよ及び応急措置が困難と予測される災害とする。

(応援要請)

第4条 前条に該当する災害がその管轄区域内に発生したときは、当該関係市町村等の長は、必要に応じ、消防隊（特殊車両の消防隊を含む。）、救急隊、消防関係資器材、職員等（以下「応援隊」という。）の応援を要請することができる。

(応援出動)

第5条 前条による応援要請を受けた関係市町村等の長は、応援可能な限度で応援隊を派遣するものとする。

(応援隊の指揮)

第6条 応援隊の指揮は、受援地の消防機関の長が応援隊の長に対して行う。

(経費の負担)

第7条 応援に要した費用は、次により処理するものとする。

- (1) 応援出動に要した消防職員に対する諸手当及び機械器具等の破損修理費の経費は、応援側の負担とする。
- (2) 化学消火薬剤、現地での燃料補給及び消防職員に対する給食を行つた場合の経費は、受援側の負担とする。
- (3) 前各号にかかわる経費以外の経費については、その都度当事者間で協議のうえ決定する。

(適用除外)

第8条 隣接の関係市町村等の相互間において、すでに消防の相互応援に関する協定に関する協定が個別に締結されている場合で、この協定の規定と重複又は抵触する部分については、この協定を適用しないものとする。

(疑義等の協議)

第9条 この協定に規定していない事項又は疑義が生じた事項は、その都度当事者間で協議して定めるものとする。

附 則

- 1 この協定は、昭和56年6月1日から施行する。
- 2 この協定を証するため、本書を作成し、記名捺印のうえ各当事者がそれぞれ1通を保管するものとする。
昭和56年5月20日

宇都宮市長名
足利市長名
栃木地区広域行政事務組合管理者名
佐野地区広域消防組合長名
鹿沼地区広域行政事務組合管理者名
日光地区広域消防組合長名
今市市長名
小山市長名
芳賀地区広域行政事務組合長名
大田原地区広域消防組合長名
塩谷広域行政組合管理者名
黒磯那須消防組合長名
藤原町長名
南那須地区広域行政事務組合長名

14-2 東北自動車道消防相互応援協定書

消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条第2項の規定に基づき、佐野市、栃木市、鹿沼市、宇都宮市、塩谷広域行政組合、及び那須地区消防組合（以下「協定市町等」という。）の長は、協定市町等の行政区域のうち、東北自動車道（以下「高速道路」という。）における消防に関する相互応援について、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、高速道路において火災、救急事故その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、協定市町等相互間の消防力を活用して災害による被害の軽減を図ることを目的とする。

（応援）

第2条 協定市町等は、前条の目的を達成するため、協議により協定市町等の出場区域を定めるとともに、高速道路の災害の処理のため、協定市町等から応援の要請があった場合は、相互に消防隊又は救急隊（以下「消防隊等」という。）の派遣を行うものとする。

（出場消防隊等）

第3条 この協定により出場する消防隊等は、原則として、常備消防機関の消防隊等とする。ただし、高速道路築堤部の災害又は高速道路敷地内の建物火災の防ぎよに際し、側道等を利用する場合にあっては、この限りでない。

（出場区域）

第4条 協定市町等は、別表に掲げる出場区域表に基づき応援を行うものとする。

（特別応援）

第5条 協定市町等は、高速道路に大災害が発生した場合、その他特別の理由により当該協定市町等の長の要請があったときは、前条の規定にかかわらず、同条の出場区域表に基づいて応援を行う協定市町等以外の協定市町等に対し、特別応援を行うものとする。

（特別応援の要請）

第6条 特別応援の要請を行うときは、次の事項をできる限り明らかにしなければならない。

- (1) 災害発生 の場所及び災害の概要
- (2) 応援を要する消防隊等の種類及び数
- (3) その他活動内容等必要な事項

（応援消防隊等の出場）

第7条 この協定による消防隊等の出場は、通報又は要請の内容、消防力及び消防事象の実情に応じて、応援を行う協定市町等の消防長が決定する。

（指揮）

第8条 応援のため出場した消防隊等の指揮は、当該応援を要請した協定市町等の現場にある最高指揮者が行うものとする。

（災害の事務処理）

第9条 災害の事務処理は、その業務に従事した消防隊等が行うものとする。

2 前項の事務処理を行う場合において、災害の原因、損害又は被救護者の調査事務が長時間を要するときは、他の協定市町等に事務処理の一部を依頼することができる。

（応援に要する経費の負担）

第10条 応援に要する経費の負担は、法令その他別に定めがあるものを除くほか、次のとおりとする。

- (1) 応援のため要した経常経費は、応援を行った協定市町等の負担とする。ただし、機具資材等で要請により調達し、又は立て替えたものについては、現物により、又はその経費を応援を受けた協定市町等が負担する。
- (2) 応援出場した消防隊等の活動が長時間にわたるため、燃料、機具若しくは資材の補給又は給食等を必要とする場合は、応援を受けた協定市町等において現物により、又は経費を負担してこれを行うものとする。
- (3) 応援出場した消防隊等の隊員の給与及び公務災害補償に要する費用は、当該消防隊員の所属する協定市町等の負担とする。
- (4) 消防機械器具の重大な破損の修理費、建物施設その他第三者の損害に対する賠償費その他前各号以外の諸経費の負担については、その都度協定市町等が協議して定めるものとする。

（情報交換等）

第11条 協定市町等は、この協定の適正な運用を期するために必要な各種消防情報等を相互に通報するものとする。

（協議）

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定の実施に関し疑義を生じた事項については、その都度協議のうえ、決定するものとする。

（実施要領）

第13条 この協定の実施について必要な事項は、協定市町等の消防長が相互に協議のうえ定める。

附 則

この協定は、平成27年10月1日から適用する。

この協定の成立を証するため、この協定書6通を作成し、各々が記名押印のうえ各1通ずつ保管する。

平成27年9月30日

記名押印〔略〕

別表 出場区域表〔略〕

14-3 北関東自動車道消防相互応援協定書

消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条第2項の規定に基づき、足利市、佐野市、栃木市、鹿沼市、石橋地区消防組合、宇都宮市、芳賀地区広域行政事務組合（以下「協定市町村等」という。）の長は、協定市町村等の行政区域のうち、北関東自動車道（以下「高速道路」という。）における消防に関する相互応援について、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、高速道路において火災、救急事故その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、協定市町村等相互間の消防力を活用して災害による被害の軽減を図ることを目的とする。

（応援）

第2条 協定市町村等は、前条の目的を達成するため、協議により協定市町村等の出場区域を定めるとともに、高速道路の災害の処理のため、協定市町村等から応援の要請があった場合は、相互に消防隊又は救急隊（以下「消防隊等」という。）の派遣を行うものとする。

（出場消防隊等）

第3条 この協定により出場する消防隊等は、原則として、常備消防機関の消防隊等とする。ただし、高速道路築堤部の災害又は高速道路敷地内の建物火災の防ぎよに際し、側道等を利用する場合にあっては、この限りでない。

（出場区域）

第4条 協定市町村等は、別表に掲げる出場区域表に基づき応援を行うものとする。

（特別応援）

第5条 協定市町村等は、高速道路に大災害が発生した場合、その他特別の理由により当該協定市町村等の長の要請があったときは、前条の規定にかかわらず、同条の出場区域表に基づいて応援を行う協定市町村等以外の協定市町村等に対し、特別応援を行うものとする。

（特別応援の要請）

第6条 特別応援の要請を行うときは、次の事項をできる限り明らかにしなければならない。

- (1) 災害発生場所及び災害の概要
- (2) 応援を要する消防隊等の種類及び数
- (3) その他活動内容等必要な事項

（応援消防隊等の出場）

第7条 この協定による消防隊等の出場は、通報又は要請の内容、消防力及び消防事象の実情に応じて、応援を行う協定市町村等の消防長が決定する。

（指揮）

第8条 応援のため出場した消防隊等の指揮は、当該応援を要請した協定市町村等の現場にある最高指揮者が行うものとする。

（災害の事務処理）

第9条 災害の事務処理は、その業務に従事した消防隊等が行うものとする。

2 前項の事務処理を行う場合において、災害の原因、損害又は被救護者の調査事務が長時間を要するときは、他の協定市町村等に事務処理の一部を依頼することができる。

（応援に要する経費の負担）

第10条 応援に要する経費の負担は、法令その他別に定めがあるものを除くほか、次のとおりとする。

- (1) 応援のため要した経常経費は、応援を行った協定市町村等の負担とする。ただし、機具資材等で要請により調達し、又は立て替えたものについては、現物により、又はその経費を応援を受けた協定市町村等が負担する。
- (2) 応援出場した消防隊等の活動が長時間にわたるため、燃料、機具若しくは資材の補給又は給食等を必要とする場合は、応援を受けた協定市町村等において現物により、又は経費を負担してこれを行うものとする。
- (3) 応援出場した消防隊等の隊員の給与及び公務災害補償に要する費用は、当該消防隊員の所属する協定市町村等の負担とする。
- (4) 消防機械器具の重大な破損の修理費、建物施設その他第三者の損害に対する賠償費その他前各号以外の諸経費の負担については、そのつど協定市町村等が協議して定めるものとする。

（情報交換等）

第11条 協定市町村等は、この協定の適正な運用を期するために必要な各種消防情報等を相互に通報するものとする。

（協議）

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定の実施に関し疑義を生じた事項については、そのつど協議のうえ、決定するものとする。

（実施要領）

第13条 この協定の実施について必要な事項は、協定市町村等の消防長が相互に協議のうえ定める。

附 則

この協定は、平成26年4月1日から適用する。

この協定の成立を証するため、この協定書7通を作成し、各々が記名押印のうえ各1通ずつ保管する。

平成26年1月20日

記名押印〔略〕

別表 出場区域表〔略〕

14-4 鉄道災害時における鉄道事業者と消防機関との連携に関する協定書

1 目的

この協定は、鉄道災害発生時において鉄道事業者及び消防機関との連携を図り、より迅速かつ効率的な消防活動及び安全管理体制の確保に努めるとともに、公共交通機関の早期運転再開の実施を図ることを目的とする。

2 用語の定義

- (1) 鉄道事業者とは、栃木県内で運行する鉄道事業者で別表のとおりとする。
- (2) 消防機関とは、栃木県内の消防本部で別表のとおりとする。
- (3) 消防隊とは、消防機関が編成する指揮隊、救急隊、救助隊、消火隊等の部隊をいう。
- (4) 消防活動とは、消防機関が実施する救急活動、救助活動、消火活動、火災原因調査等の活動をいう。
- (5) 支援活動とは、鉄道事業者が行う消防活動時における協力活動をいう。

3 連携の範囲

鉄道災害発生時における連携の範囲は、駅間（軌道内）及び駅構内の消防活動とする。なお、火災にあつては、鉄道沿線の火災を含むものとする。

4 通報時の留意事項

- (1) 鉄道事業者は、災害を発見または覚知した場合、119番通報するとともに、消防機関が対応体制を整えるのに必要な以下の事項について、可能な限り情報提供するものとする。

また、第1通報の後、消防隊が到着するまでの間において、判明した内容についても同様とする。

- ア 災害の種別（救急、救助、火災）及び事故の概要
- イ 発生時刻
- ウ 発生場所（駅舎内、駅間（最寄りA駅からB駅方向へ何km地点等）、目標物、踏切名等）
- エ 要救助者の数と状況
- オ 消防隊が向かう入口（西口等、A駅からB駅方向へ何km地点等）
- カ 現場責任者の配置の有無及び氏名
- キ 電源遮断の有無
- ク 事業者がすでに行っている事項、旅客・乗客の避難誘導、初期消火等初動体制の内容
- ケ 消防隊が使用可能な資機材等
- コ 爆発等を誘発するような危険物の有無

- (2) 消防機関は、一般人からの通報を受けた場合、鉄道事業者へその情報を提供するものとする。

5 消防隊災害現場到着等の連絡調整

- (1) 鉄道事業者の現場責任者は、消防隊が到着後、速やかに次の事項について、把握している情報を消防隊の現場責任者に伝達するとともに、必要に応じて、災害発生場所へ誘導の支援活動を行うものとする。

- ア 災害状況
- イ 列車の運行状況
- ウ 要救助者、避難者及び死傷者の状況
- エ 監視員の配置状況
- オ 電源遮断の有無
- カ 活動あるいは避難上危険であるものの措置の状況

- (2) 消防隊の現場責任者は、消防機関の活動体制（人数、役割等）及び活動方針を鉄道事業者の現場責任者に伝達するとともに、消防活動の終了に際し、その旨を鉄道事業者の現場責任者に伝達するものとする。

6 消防活動の連携

- (1) 消防機関及び鉄道事業者は、現場責任者を明確にし、相互に共通の情報と認識を持つこととする。
- (2) 鉄道事業者は、消防隊からの消防活動上必要な指示、要請事項について可能な限り協力し、消防活動を効率的に実施するための可能な範囲で必要な技術者、施設及び資機材の提供等の支援活動を行うものとする。
- (3) 消防隊の現場責任者は、鉄道事業者が行っている安全確保の措置（列車の運行状況、監視員の配置及び必要に応じて電源遮断野措置等）を確認し、鉄道事業者の現場責任者に線路内に立入ることについて承諾を得た後、消防活動を行うものとする。
- (4) 消防隊の現場責任者は、災害現場に鉄道事業者の現場責任者が不在で、(3)に定める確認及び承諾が得られないときは、緊急連絡先を通じ鉄道事業者に対し、確認及び協議を行い、消防隊の現場責任者は、その結果を受け安全を確認後、消防活動を行うものとする。

7 事前対策

消防機関と鉄道事業者間で相互に情報のやり取りを行う必要があるため、相互に緊急連絡体制を明確にするものとする。

8 消防訓練の実施

消防機関及び鉄道事業者は、鉄道災害時における相互の諸活動を円滑に遂行するため、鉄道災害に関する知識教育及び実務訓練を実施するよう努めるものとする。

9 情報提供

消防機関及び鉄道事業者は、鉄道への対応として必要と思われる情報（車両等の変更による新たな救助方法、救助用資機材の購入、導入等）について相互に情報の交換に努めるものとする。

10 その他

- (1) 本協定の内容を改定する必要があるときは、鉄道事業者及び消防機関が協議するものとする。
- (2) 本協定に定めるもののほか、鉄道災害の安全管理に関し必要な事項は、関係する鉄道事業者及び消防機関が別途協議し、定めるものとする。

本協定成立の証として、本書18通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成21年3月30日

記名押印〔略〕

別表

鉄道事業者	消防機関
東日本旅客鉄道株式会社東京支社	宇都宮市消防本部
東日本旅客鉄道株式会社大宮支社	足利市消防本部
東日本旅客鉄道株式会社高崎支社	鹿沼市消防本部
東日本旅客鉄道株式会社水戸支社	日光市消防本部
東日本旅客鉄道株式会社仙台支社	小山市消防本部
東武鉄道株式会社	石橋地区消防組合消防本部
	大田原地区広域消防組合消防本部
	栃木地区広域行政事務組合消防本部
	黒磯那須消防組合消防本部
	南那須地区広域行政事務組合消防本部
	佐野地区広域消防組合消防本部
	塩谷広域行政組合消防本部

15-1 原子力災害における水戸市民の県外広域避難に関する協定書

栃木市（以下「甲」という。）と水戸市（以下「乙」という。）は東海第二発電所で原子力災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「原子力災害」という。）における水戸市民の県外広域一時滞在（以下「県外広域避難」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第86条の9の規定及び原子力災害に備えた茨城県広域避難計画（平成27年3月策定）（以下「茨城県広域避難計画」という。）に基づき行い、水戸市民の甲への県外広域避難を円滑に実施するため、必要な事項を定める。

（県外広域避難の基本的事項）

第2条 原子力災害時において、水戸市民の生命又は身体を災害から保護するため、乙が県外広域避難の必要があると認めたときは、甲は、自らが被災するなど、正当な理由がある場合を除き、水戸市民を受け入れるものとする。

2 水戸市民を受け入れる場所は、甲の指定避難所等のうち、あらかじめ定めた施設の一部（以下「避難所」という。）とする。

3 避難所の開設等受入業務については、乙の要請を踏まえて甲が行うものとし、乙はできるだけ早期に甲から避難所の運営の移管を受ける。

4 県外広域避難の実施に当たっては、乙は、茨城県及び栃木県と連携し、迅速に人員体制を確立するなど、甲の負担が過大とならないよう配慮する。

（県外広域避難の受入要請等）

第3条 甲に対する県外広域避難の受入要請は、乙が行うものとし、あらかじめ、その旨を茨城県及び栃木県に報告するものとする。

2 前項の受入要請は、原子力災害における水戸市民の県外広域避難受入要請書（様式1）により行う。ただし、緊急を要する場合は口頭により要請し、後日速やかに文書を提出する。

3 甲は、乙と県外広域避難の受入れについての協議が整った場合は、速やかに受入準備を開始する。

（受入期間）

第4条 前条の規定による要請を受け、甲が県外広域避難の受入れをする場合の期間は、原則として1か月以内とする。ただし、原子力災害の状況、避難者の収容状況、避難所の利用状況等を踏まえ、受入期間の見直しが必要となったときは、乙が茨城県及び栃木県並びに甲と協議して決定する。

（避難退域時検査（スクリーニング）等）

第5条 県外広域避難を実施する水戸市民に対する避難退域時検査及び除染は、当該避難による汚染の拡大防止及び水戸市民の安全確保のため、茨城県広域避難計画に基づき、茨城県が実施する。

（必要物資等）

第6条 避難所運営に必要な物資及び防災資機材等（以下「必要物資」という。）については、乙が茨城県と協力し、確保する。

2 前項の必要物資が不足する場合は、乙は、甲に対し、必要物資の一部を貸与し、又は提供してもらうよう要請することができる。

（費用の負担）

第7条 県外広域避難に要した費用は、法令その他別に定めがある場合を除き、乙が負担する。

2 乙は、前項に規定する費用を支弁する時間的余裕がない場合等やむを得ない事情があるときは、甲に対し、当該費用について、一時的に繰替えの支弁を求めることができる。

（情報の交換）

第8条 甲及び乙は、この協定に定める事項が円滑に実施されるよう、平素から必要に応じて情報の交換を行う。

（連絡責任者等）

第9条 この協定に関する連絡責任者は、甲及び乙の防災担当課長とする。また、原子力災害における連絡体制（様式2）を整え、毎年度更新する。

（相互応援）

第10条 乙は、甲が被災し、復旧のための支援など、応援を必要とする場合においては、全面的に甲に対する支援を行うものとする。

（協議事項）

第11条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲及び乙が協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成30年5月21日 記名押印〔略〕

様式1～2〔略〕

16-1 災害発生時における栃木市と栃木市内郵便局の協力に関する協定

栃木市（以下「甲」という。）と栃木市内郵便局（別表１、以下「乙」という。）は、栃木市内に発生した地震その他による災害時において、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するために次のとおり協定する。

（定義）

第１条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に規定する災害をいう。

（協力要請）

第２条 甲及び乙は、栃木市内に災害が発生し、次に掲げる事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

- (1) 緊急車両等としての甲への車両の提供（車両を所有する場合に限る。ただし、郵便配達用車両は除く。）
- (2) 甲又は乙が収集した被災者の避難状況及び被災者の同意の上で作成した避難先リスト等の情報の相互提供
- (3) 郵便局ネットワークを活用した広報活動
- (4) 甲の区域において災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）に規定する救助がなされた場合における次に掲げる郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策
 - ア 被災者に対する郵便葉書等の無償交付
 - イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除
 - ウ 被災地宛て救助用郵便物等の料金免除
 - エ 被災地宛て寄付金を内容とする郵便物の料金免除
- (5) 乙が郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の甲への情報提供
- (6) 避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び乙の社員による郵便物の取集、交付等並びにこれらを実行するために必要な事項（別添避難者情報確認シート（避難先届）又は転居届の配布・回収を含む。）
- (7) 株式会社ゆうちょ銀行の非常払い及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い
- (8) 前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項

（協力の実施）

第３条 甲及び乙は、前条の規定により要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、業務に支障がない範囲内において協力するものとする。

（経費の負担）

第４条 第２条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、要請した者が負担する。

２ 前項の規定により、負担すべき金額は、適正な方法により算出するものとし、甲乙協議の上決定するものとする。

（災害情報連絡体制の整備）

第５条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

（情報の交換）

第６条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況及び協力要請に関する事項に関し、必要に応じて情報交換を行う。

（連絡責任者）

第７条 この協定に関する連絡責任者は、それぞれ次のとおりとする。

- 甲 栃木市総務部危機管理課長
- 乙 日本郵便株式会社 栃木平柳郵便局 局長

（協議）

第８条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙で協議し、決定する。

（有効期間）

第９条 この協定の有効期間は、平成２８年２月１６日から平成２９年３月３１日までとする。ただし、甲又は乙から書面による解約の申出がないときは、当該有効期間の最終日から起算し、その翌年度も効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本書４通を作成し、甲乙双方が押印の上、各自１通を保有する。

平成２８年２月１６日 記名押印〔略〕

16-2 災害時における活動協力に関する協定書

栃木市（以下「甲」という。）とイオンリテール株式会社イオン栃木店（以下「乙」という。）とは、災害時における活動協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、栃木市内において、地震、風水害等による大規模災害が発生した場合における活動協力について必要な事項を定めることにより、市民の安心、安全の確保に資することを目的とする。

（協力内容）

第2条 甲は、乙に対し、次の事項について協力を要請することができるものとする。

- (1) 乙の従業員を活動要員として派遣し、甲の応急活動に従事させること。
- (2) 乙の所有する災害活動用資機材を提供すること。
- (3) 乙の店舗において、被災者に対し、避難場所、飲料水、トイレ等を提供すること。
- (4) 乙の店舗において、被災者に対し、災害情報を提供すること。
- (5) 乙の店舗及び乙の関係において保有する物資等を供給すること。
- (6) その他被災者の救済に必要な事項。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、可能な限り協力するものとする。ただし、乙が被災したときは、この限りでない。

（協力要請の手続き）

第3条 甲は、前条の規定により協力を要請するときは、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、文書によらず要請することができるものとし、事後、速やかに文書を提出するものとする。

（経費の負担）

第4条 第2条第1項の規定により乙が協力をを行った場合の経費の負担については、同項第1号から同項第4号までについては原則として乙が、同項第5号については甲が、同項第6号については甲乙協議の上決定するものとする。

2 乙が供給した物資等の対価は、災害発生時直前における適正な価格を基準とし、甲乙協議の上決定するものとする。

（代金の支払）

第5条 甲は、物資等の納入後、乙から請求書を受理したときは、災害発生による混乱が沈静化した後、速やかに代金を乙に支払うものとする。

（連絡体制）

第6条 甲及び乙は、防災協力活動に関する事項の伝達を円滑に行うため、あらかじめ連絡体制を定めるものとする。

2 協定期間内において前項の連絡体制に変更が生じたときは、速やかに報告するものとする。

（円滑な運用）

第7条 甲及び乙は、本協定が円滑に運用されるよう、平素から情報の交換を行うとともに、連携を図るための訓練を定期的に行うものとする。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成24年3月31日までとする。ただし、この期間満了の1月前までに甲乙いずれからも協定解除の申し出がないときは、1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

（その他）

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施にあたり疑義が生じたときは、その都度甲乙双方が誠意をもって協議し、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成24年2月3日

記名押印〔略〕

16-3 栃木市・下野農業協同組合・上都賀農業協同組合との「地方創生推進」並びに「地域社会経済の継続的発展」に関わる包括連携協定書

栃木市（以下、甲という）と下野農業協同組合・上都賀農業協同組合（以下、乙という）は、栃木市地方創生を目指して、相互に連携・協力して取り組むことについて、次のとおり協定を締結する。

（目 的）

第1条 この協定は、「栃木市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の施策を展開する中で、お互いの知恵と情報、人材や技術を活用し、相互効果を発揮しながら、様々な分野で連携・協力し、栃木市地方創生への取り組みを推進し、実現していくことを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携・協力して実施するものとする。

- (1) 農業生産振興及び農業者の所得増大推進に関すること。
- (2) 地域住民に必要なサービスの提供による地域社会経済の持続的発展に関すること。
- (3) 地域の活性化に関すること。
- (4) その他、栃木市地方創生に必要な事項の支援に関すること。

（協定の継続及び見直し等）

第3条 本協定は、甲又は乙のいずれかから打ち切りを申し出るまで継続するものとし、甲及び乙は、本協定が円滑に運用されるよう、年度間の引継の徹底等継続性の維持に配慮するものとする。

2 甲又は乙のいずれかから、包括連携協定内容の変更を申し出たときは、その都度、協議の上、その変更を行うものとする。

（疑義の決定）

第4条 この協定に定めのない事項、又はこの包括連携協定に定める事項に関し、疑義等が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

この包括連携協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

平成30年2月7日

記名押印〔略〕

栃木市・下野農業協同組合・上都賀農業協同組合 連携事項【細目書】

1 〔略〕

2 〔略〕

3 地域住民に必要なサービスの提供による地域社会経済の持続的発展に関すること

(1) 生活インフラ機能の発揮

①災害時における復旧・復興支援・支援物資等の情報共有

(2) 〔略〕

16-4 災害時における緊急・後方・復興支援活動に関する協定書

栃木市（以下「甲」という。）とイオンリテール株式会社イオン栃木店（以下「乙」という。）とは、災害時における活動協力に関し、次のとおり協（以下「甲」という。）と市民キャビネット災害支援部会（事務局 特定非営利活動法人災害支援団体ネットワーク）（以下「乙」という。）とは、災害発生時における緊急・後方・復興支援活動（以下「支援」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 甲の区域において、地震、風水害等による大規模災害が発生し、または発生するおそれがあり、甲だけでは十分な災害対策活動が実施できない場合、甲は乙の支援を受け、協働して災害対策活動を実施し、もって被災住民の生命の安全と生活基盤の確保に寄与することを目的とする。

（支援の種類）

第2条 支援の種類は、次に掲げるとおりとする。

- （1）救助犬やドローンによる被災者捜索及び、ヘリコプターやトラックなどでの搬送に関すること。
- （2）支援物資の募集や、ヘリコプターやトラックでの輸送、仕分け、配給に関すること。
- （3）避難所の運営に関すること。
- （4）ドローンやヘリコプターによる情報収集や、情報発信に関すること。
- （5）甲が他自治体を実施する支援活動に関すること。
- （6）その他、甲が災害対策上必要とする業務に関すること。

（支援の要請）

第3条 甲は、乙に支援を要請する場合は、支援の内容を明らかにして文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、電話等により支援を要請できるものとし、その後速やかに文書を提出するものとする。

（支援の実施）

第4条 乙は、前条の規定により要請を受けた場合は、その内容に従い支援を実施するよう努めるものとする。

2 甲の地域が、甲が要請することができないほどの危機的状況に陥ったと判断される場合は、乙は自主的に支援を実施することができる。

（費用負担）

第5条 乙が実施した支援に要した費用は、原則として、甲が負担するものとする。

2 乙が実施した支援に関わる費用に関して、国や県などが運営する補助金及び民間団体が運営する助成金等への申請を行うときは、甲はこれに協力するものとする。

（災害現場等における損害等）

第6条 この協定に基づく乙の支援活動によって生じた損害（第三者に対する損害も含む）は、甲の責めに帰する場合を除き、乙の責任において負担する。

（相互協力）

第7条 甲及び乙は、日ごろから相互に情報交換等を行い、甲の要請に基づく乙の支援が速やかに実施できるよう環境整備に努めるものとする。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、令和5年3月7日から令和6年3月31日までとする。

2 期間満了の3箇月前までに、甲乙いずれからも何らの意思表示がないときは、さらに1年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

3 甲及び乙は、この協定の有効期間中であっても、協議の上この協定を改定することができる。

（実施の細目）

第9条 この協定の実施に関し、必要な計画その他の細目については、甲乙協議の上定めるものとする。

（この協定に定めのない事項等）

第10条 この協定及び前条の細目に定めのない事項または疑義を生じた事項については、その都度甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙署名の上、各自1通を保存する。

令和5年3月7日

記名押印〔略〕

16-5 災害時における緊急・後方・復興支援活動に関する協定書災害時における棺及び葬祭用品の供給等並びに遺体の搬送等の協力に関する協定書

栃木市（以下「甲」という。）と栃木県葬祭事業協同組合（以下「乙」という。）は、栃木市内において、地震等により大規模な災害が発生した場合（以下「災害時等」という。）における棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の搬送等の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、「栃木市地域防災計画」に基づき、災害時等における遺体の搬送及び埋火葬を円滑に実施するため、乙の甲に対する協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時等に次の業務について、必要が生じた場合は、乙に対し協力を要請するものとする。

（1）棺及び葬祭用品の供給並びに作業等の役務の提供

（2）遺体の搬送

（3）その他、必要とする事項

（協力の実施）

第3条 乙は、甲の要請を受けたときは、連携の上その他の業務に優先して前条に掲げる業務を実施するものとする。

（燃料確保への協力）

第4条 甲は、災害時等において支援を乙に依頼する際、可能な限りガソリン等燃料の確保に協力するものとする。

（報告）

第5条 乙は、甲の要請により第2条に掲げる業務を実施したときは、速やかに実施内容を甲に報告するものとする。

（経費の負担）

第6条 甲は、乙が実施した第2条に掲げる業務にかかる経費を負担するものとする。

（経費の請求）

第7条 乙は、業務が完了したときは、会員の業務実績を集計し、甲に一括して請求するものとする。

（経費の支払）

第8条 甲は、前条の規定に基づき、乙からの請求を受けて経費を支払うものとする。

（価格の決定）

第9条 甲が負担する経費の価格は、乙においては、災害時等の直前における適正価格を基準として甲乙協議のうえ決定するものとする。

（支援体制の整備）

第10条 乙は、災害時等における円滑な協力体制が図れるよう、広域における応援体制整備及び情報収集伝達体制の整備に努めるものとする。

（実施細目）

第11条 この協定の実施に関し、必要な手続きその他の事項は、実施細目で定めるものとする。

（協議）

第12条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じたときは、その都度、甲乙が協議のうえ決定するものとする。

附 則

1. この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間終了30日前までに甲乙いずれからも何らかの意思表示がないときは、期間終了の日から1年間この協定は更新され、以後も同様とする。

2. この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名のうえ、各自その1通を保有する。

令和5年8月23日

記名押印〔略〕

栃木市地域防災計画

平成 25 年 3 月 発行

平成 29 年 3 月 修正

平成 31 年 3 月 修正

令和 4 年 3 月 修正

令和 年 月 修正

編集発行 栃木市防災会議

事務局 栃木市総合政策部危機管理課
電話 0282 - 21 - 2551

発 行 令和 年 月
